

令和4年度

外務省政策評価事前分析表

令和4年8月

外務省

目 次

基本目標Ⅰ 地域別外交（モニタリング）	1
施策Ⅰ-1 アジア大洋州地域外交（モニタリング）	3
施策Ⅰ-2 北米地域外交（モニタリング）	81
施策Ⅰ-3 中南米地域外交（モニタリング）	103
施策Ⅰ-4 欧州地域外交（モニタリング）	123
施策Ⅰ-5 中東地域外交（モニタリング）	177
施策Ⅰ-6 アフリカ地域外交（モニタリング）	197
基本目標Ⅱ 分野別外交（モニタリング）	211
施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組（モニタリング）	213
施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組（モニタリング）	301
施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組（モニタリング）	339
施策Ⅱ-4 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び 分析の政策決定権者等への提供 （モニタリング）	357
基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策	365
施策Ⅲ-1 内外広報・文化交流・報道対策	367
基本目標Ⅳ 領事政策	395
施策Ⅳ-1 領事業務の充実	397
基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化	415
施策Ⅴ-1 外交実施体制の整備・強化	417
施策Ⅴ-2 外交情報通信基盤の整備・拡充	423
基本目標Ⅵ 経済協力（モニタリング）	429
施策Ⅵ-1 経済協力（モニタリング）	431
施策Ⅵ-2 地球規模の諸問題への取組（モニタリング）	457

基本目標Ⅰ 地域別外交（モニタリング）

施策 I - 1 アジア大洋州地域外交（モニタリング）

令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-I-1）

施策名（※）	アジア大洋州地域外交				
施策目標	<p>アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築するため、以下を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化する。 2 北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。 3 大局的観点から未来志向の日韓関係を構築していくために、外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じて日韓関係の改善を図る。 4 ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ「日中新時代」を切り開いていく。また、日モンゴル互惠関係を一層深化させる。 5 我が国とメコン川流域5か国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー）との間において、お互いの政府要人往来を始めとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進するとともに、各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開する。 7 南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与する。また、インドと緊密に連携し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を具体化していく。 8 豪州及びニュージーランド(NZ)との二国間関係及び日豪においては日豪を含む多国間協力を更に強化するとともに、太平洋島嶼国との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保する。 				
目標設定の考え方・根拠	<p>豊かで安定し、開かれたアジア大洋州地域の実現は、日本の平和、安定及び繁栄にとって不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第208回国会施政方針演説(令和4年1月17日) 八 外交・安全保障（「自由で開かれたインド太平洋」の推進）（近隣外交） ・第208回国会外交演説(令和4年1月17日) 				
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,771	2,723	3,183	3,146
	補正予算(b)	1,519	6	0	/
	繰越し等(c)	△943	712	189	/
	合計(a+b+c)	3,347	3,441	3,372	/
執行額(百万円)	3,160	2,968	2,243	/	/
同（分担金・拠出金）	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	705	719	699
	補正予算(b)	-	5,545	423	/
	繰越し等(c)	-	0	0	/
	合計(a+b+c)	-	6,251	1,142	/
執行額(百万円)	-	6,244	1,100	/	/
政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	アジア大洋州局	政策評価実施予定時期	令和5年8月

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 東アジアにおける地域協力の強化

施策の概要

日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し自由で開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日 ASEAN、ASEAN+3、ASEAN 地域フォーラム (ARF)、東アジア首脳会議 (EAS)、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)

- ・ 第 208 回国会施政方針演説 (令和 4 年 1 月 17 日)
八 外交・安全保障 (「自由で開かれたインド太平洋」の推進) (近隣外交)
- ・ 第 208 回国会外交演説 (令和 4 年 1 月 17 日)
厳しさを増す安全保障環境への対応
「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組の推進
近隣諸国などとの関係
地域外交の課題

測定指標 1-1 日 ASEAN 協力の進展 *

中期目標 (一年度)

ASEAN 共同体強化のため、その中心性・一体性を支持しつつ、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」と多くの本質的な原則を共有する「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)」の実現を全面的に支援する。AOIP に記載された 4 つの分野、すなわち海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等の分野における協力を具体化し、日 ASEAN 戦略的パートナーシップを一層強化していく。

令和 2 年度目標

令和元年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。
- 2 日 ASEAN 統合基金 (JAIF) 等も活用し、連結性強化と格差是正等 ASEAN 共同体の更なる統合の深化への支援を推進する。
- 3 日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。
- 4 「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)」に関する日 ASEAN 協力を具体化し、ASEAN との連携を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 10 月 18 日から 21 日にかけて、菅総理大臣は就任後初の外国訪問先として、令和 2 年の ASEAN 議長国であるベトナム及び ASEAN の主要国であるインドネシアを訪問した。今回の訪問で、友人であり、戦略的パートナーでもある ASEAN との信頼関係をより一層深化させるとともに、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」を実現するための要である ASEAN 各国と緊密に連携しながら FOIP を着実に実現していくとの日本の決意を表明した。

菅総理大臣は、日越首脳会談及び日インドネシア首脳会談のそれぞれにおいて、AOIP と FOIP の連携、11 月の ASEAN 関連首脳会議に向けた協力について協議した。加えて、ベトナム訪問中、菅総理大臣は、チョン共産党書記長兼国家主席、ガン国会議長及びチン越日友好議員連盟会長とも会談を実施するとともに、日越大学において学生との意見交換も行った。同大学では、「共につくるインド太平洋の未来」をテーマに、総理大臣就任後初めて国外で外交政策スピーチを実施した。スピーチでは、これまでの連結性や人造りに関する協力を通じた日本と ASEAN の強固なパートナーシップを確認するとともに、AOIP と FOIP が基本的な原則を共有していることや AOIP を全面的に支持すること、そして法の支配の重要性を強調した。また、9 月 9 日にオンライン形式にて日 ASEAN 外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、成果文書として議長声明が発出された。議長国ベトナムのミン副首相兼外相から、政治安全保障、経済協力、社会文化の各分野における日 ASEAN 協力の成果をレビューした上で、今後の進展への期待が表明された。茂木外務大臣から、ASEAN 感染症対策センター設立に 5 千万ドルを拠出したことを説明の上、早期に同センターを立ち上げるべく検討を加

速したい旨を述べた。また、茂木外務大臣から、新型コロナ ASEAN 対応基金への1百万米ドルの支援も併せて発表した。11月12日にオンライン形式にて、日 ASEAN 首脳会議及び ASEAN 感染症対策センター設立行事が開催され、菅総理大臣が出席した。成果文書として、議長声明に加えて、「AOIP 協力についての日 ASEAN 首脳会議共同声明」が採択され、FOIP と AOIP が本質的な原則を共有していることを確認した。

- 2 連結性については、11月の日 ASEAN 首脳会議にて、菅総理大臣から、2兆円規模の質の高いインフラプロジェクトを中心とする「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」を立ち上げ、インフラ整備を通じて陸海空の回廊による連結性を強化し、今後3年間で1,000人の人材を育成していくことを表明した。また、9月の日 ASEAN 外相会議にて、茂木外務大臣から、経済の強靱化、デジタル、災害対応、連結性強化に向けたインフラ整備、サプライチェーンの強化等に重点的に取り組んでいきたい旨述べた。ASEAN 各国からは、ASEAN 感染症対策センター設立や新型コロナに関する ASEAN 対応基金への拠出を始めとする、日本による対 ASEAN 支援に謝意が表明され、日 ASEAN 統合基金 (JAIF) を通じた今後の協力への期待が表明された。さらに、11月の日 ASEAN 首脳会議にて、菅総理大臣から、「日 ASEAN 経済強靱化アクションプラン」を通じ、サプライチェーンの強靱化や、デジタル技術を活用して社会変革に取り組むビジネスを後押ししていく旨表明した。加えて、経済再生支援について、ASEAN 各国に総額約25億ドルの財政支援円借款を供与している旨説明した。
- 3 新型コロナの影響を受け、人的交流の拡大は断念を余儀なくされたが、再開に向けて調整を進めた。また、国際的な人の往来ができない状況下において、オンラインを活用し、人的交流を継続した。12月「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)」のウェビナー、交流を実施し、560名が参加した。
- 4 11月の日 ASEAN 首脳会議にて、FOIP と AOIP 双方のシナジー効果を生むようなプロジェクトを49個特定した。そして、AOIP に記載された海洋協力、連結性、SDGs、経済という4つの重点分野に沿って協力を具体化していくことを確認した。AOIP 協力の代表的な取組として、ASEAN 感染症対策センターの設立支援が挙げられる。令和2年3月に ASEAN 事務局からの要請を受け、4月14日の新型コロナに関する ASEAN+3 特別首脳テレビ会議にて安倍総理大臣が ASEAN 感染症対策センターの設立に対する全面的な支援を発表した。6月以降、ASEAN を始め、米国、オーストラリア、世界保健機関 (WHO) など様々な地域・機関の専門家と協力して実施してきた準備調査 (FS) を経て、11月12日の ASEAN 首脳会議で公式に設立が発表され、同日の日 ASEAN 首脳会議において設立行事が行われた。

令和3年度目標

令和2年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。
- 2 日 ASEAN 統合基金 (JAIF) 等も活用し、連結性強化と格差是正等 ASEAN の中心性と一体性に対する支援を推進する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の状況を引き続き注視しつつ、講師派遣やセミナーの実施を含む日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。
- 4 「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)」に記載された海洋協力、連結性、SDGs、経済という4つの重点分野における日 ASEAN 協力を具体化し、ASEAN 独自の取組を促すことで、結果として「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現を確保する。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月、茂木外務大臣は、リム・ジョクホイ ASEAN 事務総長と電話会談を実施し、ミャンマー情勢等について意見交換を行った。茂木外務大臣から、今後任命される ASEAN 特使の活動への支援やミャンマーへの人道支援を含め、ASEAN の取組を日本として引き続き後押ししていくこと、また被拘束者の解放が重要である旨述べ、ミャンマー問題への対応に関し、今後も緊密に連携していくことで一致した。また、日 ASEAN 友好協力50周年を迎える令和5 (2023) 年に向けて、日 ASEAN 関係を更なる高みへ引き上げるべく連携していくことを確認した。

8月にオンライン形式にて日 ASEAN 外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、成果文書として議長声明が発出された。議長声明には、拉致問題の即時解決の重要性や南シナ海における深刻な事案への懸念等が盛り込まれ、日本の考えを一定程度反映することができた。議長国ベトナムのソン外相から、政治安全保障、経済協力、社会文化の各分野における日 ASEAN 協力の成果をレビュー

した上で、今後の進展への期待が表明された。茂木大臣から、新型コロナ対策として医療物資供与や技術協力を実施しており、感染が急拡大している一部の ASEAN 諸国への酸素濃縮器の供与も決めた旨を述べた。

10月にオンライン形式にて、日 ASEAN 首脳会議が開催され、岸田総理大臣が出席し、成果文書として議長声明が発出された。議長声明には、南シナ海問題、北朝鮮問題、ミャンマー情勢等の地域情勢について、日本の考えを一定程度反映することができた。同会議にて日本の対 ASEAN 新型コロナ対策支援ファクトシートを発表し、岸田総理大臣から、新型コロナ対策について、ASEAN 地域に1,600万回分以上のワクチンを供与するとともに、コールドチェーン整備等のための「ラスト・ワン・マイル支援」を含む累計約320億円の無償資金協力を実施したことを紹介した。また、岸田総理大臣から、ASEAN 感染症対策センターについて、ASEAN 各国の公衆衛生担当者向けの研修開始に触れつつ、日本はセンターが地域の感染症対策の中核となるよう、全面的に支援していく意向を表明した。

12月、岸田総理大臣は、カンボジアのフン・セン首相とテレビ会談を実施し、岸田総理大臣から、来年カンボジアが議長国を務める ASEAN 関連会議の成功に向けた協力を表明した。また、令和5(2023)年の日 ASEAN 友好協力50周年に向けても協力していくことで一致した。令和4年3月には、岸田総理大臣はカンボジアを訪問し、日カンボジア首脳会談を実施した。同会談で日カンボジア首脳共同声明が採択され、AOIP 協力についての日 ASEAN 首脳共同声明に基づいて引き続き具体的な協力を進めていくこと、令和5(2023)年に日本が開催する日 ASEAN 特別首脳会議において、日 ASEAN 関係を新たな高みに引き上げるべく緊密に連携していくこと等が盛り込まれた。

2 連結性強化と格差是正等 ASEAN の中心性と一体性に対する支援については、10月の日 ASEAN 首脳会議にて、岸田総理大臣から、ポストコロナを見据え、デジタルトランスフォーメーション、質の高いインフラ投資、サプライチェーン強靱化といった幅広い分野で、更に協力を強化していく意向を表明した。さらに、岸田総理大臣から、日本は ASEAN 包括的復興枠組を強力に支援しており、各国の経済回復に寄与すべく、累計約1,950億円の無利子に近い財政支援円借款を実施していることを紹介した。令和3年度には、日・ASEAN 統合基金(JAIF)により、日 ASEAN サイバーセキュリティ能力構築センター(AJCCBC)において5回のサイバーセキュリティ演習及び1回のサイバーシミュレーションを実施し、同分野における能力構築を推進した。また、8月の日 ASEAN 外相会議にて、茂木外務大臣から、ワクチンへのアクセスが、各国の置かれた状況や経済力によって左右されることがあってはならない旨述べつつ、日本として COVAX ファシリテーターへの資金拠出等を通じて途上国を含めた「ワクチンへの公平なアクセス」の確保に貢献していることや、日本で製造されたワクチンを、これまで ASEAN 向けに計960万回分供給しており、今後も継続を前向きに検討していきたい旨を述べた。ASEAN 各国からは、日本による ASEAN 感染症対策センターや、ワクチンの供与を始めとするコロナ対応における日本の支援への謝意が述べられた。

3 新型コロナの影響を受け、人的交流の拡大は断念を余儀なくされたが、令和2年度に引き続き再開に向けて調整を進めた。また、国際的な人の往来ができない状況下において、オンラインを活用し、人的交流を継続した。7月には、講師派遣事業として、「AOIPに基づく日 ASEAN 協力」をテーマにウェビナー形式で講演会を実施し、約120名が参加した。

4 10月の日 ASEAN 首脳会議にて、令和2年の日 ASEAN 首脳会議の「AOIP 協力に関する日 ASEAN 首脳共同声明」を指針とし、海洋協力、連結性、SDGs、経済という重点分野に沿った、具体的な協力を進めている旨を述べた上で、令和2年の首脳会議に際して発表した49件の協力案件の進捗とともに、24件の追加案件を掲載した合計73件のプロGRESS・レポートを発表した。加えて、「日 ASEAN 気候変動アクション・アジェンダ2.0」を発表し、ASEAN 各国との協力を推進していく意向を表明した。また、「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアチブ(AETI)」を含め、エネルギー移行のロードマップ策定、技術協力、人材育成等を通じ、ASEAN 各国を包括的に支援する旨述べた。ASEAN 側からは、新型コロナ ASEAN 対応基金への日本の貢献への感謝、公衆衛生緊急事態のための ASEAN 地域医療品備蓄(RRMS)、ASEAN 包括的復興枠組(ACRF)及び右実施計画等の ASEAN の取組への日本の継続的支援への期待、ASEAN 感染症対策センターの運用化に向けた日本の支援への感謝、AOIP に対する日本の揺るぎない支持への歓迎、日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定を改正する第一議定書の全ての国による完全な批准への期待、ASEAN 統合イニシアチブの実施等の開発格差の縮小やサブリージョンの開発促進に対する日本の継続的な支援への感謝、ASEAN スマートシティ・ネットワークに対する日本の積極的で継続的な支援への歓迎、ASEAN エネルギー協力行動計画(APAEC)を通じたエネルギー移行の取組実施における日本の継続的な貢献への感謝等が表明された。

令和4年度目標

「AOIP 協力についての日 ASEAN 首脳共同声明」及び「日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント」とその実施計画に基づき、令和5（2023）年の日 ASEAN 友好協力 50 周年に日 ASEAN 関係を新たな高みに引き上げることを念頭に、以下の項目を推進していく。

- 1 ASEAN 諸国と首脳・外相レベルを含む様々なレベルでの意見交換を実施し、地域及び国際社会の課題への対処にあたって緊密に連携する。
- 2 日 ASEAN 統合基金（JAIF）等も活用し、AOIP に記載された海洋協力、連結性、SDGs、経済等という4つの重点分野における具体的な協力を引き続き推進する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の状況を引き続き注視しつつ、講師派遣やセミナーの実施等を通じて、戦略的広報を実施するとともに日 ASEAN 間の人的交流を拡大する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

様々な地域協力の中心、かつ原動力である ASEAN が、より安定し繁栄することは、地域全体の安定と繁栄にとって極めて重要。かかる認識の下、日 ASEAN 関係の協力の進展を図ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとともに施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益であるため。

また、ASEAN は、インド太平洋地域の中心という地政学的要衝に位置しており、日本にとって重要なシーレーンに面している。同地域の安定と繁栄は、FOIP 実現の要であり、東アジア地域のみならず、国際社会の安定と繁栄にも大きく関わることから、ASEAN が法の支配などの価値に沿った統合を進めることは日本を含む国際社会全体にとって重要である。

測定指標 1－2 ASEAN+3（日中韓）（APT）協力の進展

中期目標（--年度）

「ASEAN+3 協力作業計画 2018-2022」に基づき、食料安全保障、金融、教育、健康、環境等、広範な分野の協力を推進する。

令和2年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN+3 協力作業計画 2018-2022」に基づく、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等を始めとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。
- 2 また、トラック 1.5 の枠組みである東アジア・フォーラム（EAF）及びトラック 2 の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）を活用し、ASEAN+3 の実務協力を更に推進するための提言が、11 月の ASEAN+3 首脳会議に提出されるよう連携を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 4月14日に、新型コロナに関する ASEAN+3（日中韓）特別首脳テレビ会議が開催され、共同声明が発出された。安倍総理大臣から、①感染症対策能力の強化、②感染症対策センターの設立、③経済の強靱化支援という3つの対 ASEAN 支援策を打ち出した。

9月9日に、オンライン形式にて、第21回 ASEAN+3（日中韓）外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、議長声明が採択された。茂木外務大臣から、国際機関や二国間での支援を通じた医療物資・機材等の供与に加え、地域における経済再生のための緊急支援円借款や「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」を通じ、ASEAN 諸国を支援していく旨表明した。また、ASEAN+3 協力作業計画 2018-2022 に沿って、海洋プラスチックごみ対策を始め、災害時における食料支援、青少年交流、健康促進といった分野における協力を各国とともに引き続き取り組んでいく旨表明した。これに対し、ASEAN 各国外相から、「新型コロナに関する ASEAN 対応基金」への拠出を始めとする日中韓による新型コロナ対策支援について謝意表明があるとともに、新型コロナ禍において APT 各国が緊密に連携することが重要との発言があった。

11月14日に、オンライン形式にて第23回 ASEAN+3（日中韓）首脳会議が開催され、菅総理大臣が出席した。4月の ASEAN+3 特別首脳テレビ会議で発表した支援策のフォローアップとして、菅総理大臣から、医療支援について、2億ドル以上の医療物資・機材の支援、医療研究機関等に対する技術協力などを通じた支援を更に進める意思を表明した。また、日中韓が連携し、「新型コロナウイルスに関する ASEAN 対応基金」に ASEAN+3 協力基金から 30 万ドルの拠出を決定した旨を説明した。経済再生支援については、「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」の下、質の高いインフラ等

民間セクターへの投資を拡大し、ASEAN の経済強靱化に協力していく旨表明した。さらに、地域にとって避けられない高齢化問題に対しては、「アジア健康構想」の下、アジアにおける医薬品やヘルスケア産業の振興に取り組んでいく旨表明した。これに対し、多くの国から ASEAN 感染症対策センターへの協力を含む、日本からの具体的な支援や ASEAN+3 協力について謝意が表明された。また、多くの国からコロナ禍における金融協力、経済強靱化、貿易・投資の活性化に向けた ASEAN+3 の枠組みの重要性が更に高まっている旨の発言があり、新たな課題に対する経済・金融強靱性のための ASEAN+3 協力強化に関する ASEAN+3 首脳声明が採択された。さらに、北朝鮮問題や拉致問題など地域・国際情勢についても意見交換をし、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも我が国の立場が多く盛り込まれた。

- 2 12月10日にオンライン形式にて開催された、「新たな課題に対する経済・金融強靱性のための ASEAN+3 協力強化」に関する第18回東アジア・フォーラム (EAF) については、曾根アジア大洋州局審議官が開会式典に出席し、日本の AOIP 協力を始め、新型コロナ対策や連結性の強化等、経済・金融強靱性のための協力について述べた。東アジア・シンクタンク・ネットワーク (NEAT) についても、11月18日、第32回国別代表者会議 (CCM) がインドネシア主催にてオンラインで開催された。同 CCM では、過去1年間の NEAT の政策研究活動を代表する「東アジアにおける新型コロナに対する包摂的、強靱的、持続可能的連結性強化」(日本主催)の作業部会 (WG) の研究結果が報告されたあと、最終的に「NEAT 政策提言メモランダム」として取りまとめられた。なお、ASEAN+3 首脳会議の議長声明において、APT 協力に向けた NEAT の重要な貢献を認識し、東アジアにおける社会文化的連結性や、スマートかつ持続可能な都市建設を提唱した令和元年の NEAT 会合の成果を歓迎する旨の文言が同議長声明に盛り込まれた。

令和3年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN+3 協力作業計画 2018-2022」に基づく、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等を始めとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。
- 2 また、トラック 1.5 の枠組みである東アジア・フォーラム (EAF) 及びトラック 2 の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク (NEAT) を活用し、ASEAN+3 の実務協力を更に推進するための提言が、11月の ASEAN+3 首脳会議に提出されるよう連携を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月3日に、オンライン形式にて、第22回 ASEAN+3 (日中韓) 外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、議長声明が採択された。茂木外務大臣から、チェンマイ・イニシアティブ改訂契約書の発効を歓迎し、新型コロナに対応できるよう運用が改善された ASEAN+3 緊急米備蓄は食料安全保障の観点からも重要であり、引き続き支援していきたいと述べた。また、AOIP の重点分野で具体的協力を促進していくことが重要であると述べた上で、自由で公正な経済秩序の構築の重要性や、ポストコロナ時代の成長の原動力としての「グリーン」と「デジタル」について協力を進めていく旨を表明した。これに対し、ASEAN 各国外相から、新型コロナに関する ASEAN 対応基金への拠出、ワクチン供与、日本による ASEAN 感染症対策センターの設立支援を含む新型コロナ対応への協力などについて謝意の表明があるとともに、新型コロナ対策及びコロナからの回復における地域の協力の重要性を強調する発言があった。

10月27日に、オンライン形式にて第24回 ASEAN+3 (日中韓) 首脳会議が開催され、岸田総理大臣が出席した。岸田総理大臣から、医療支援について、「新型コロナウイルス感染症 ASEAN 対応基金」への拠出に加え、医療物資・機材供与やコールドチェーン整備など、2億ドル以上の支援を更に進めていることを紹介した。また、日本は、人間の安全保障の理念の下、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に向け、安全性、有効性、品質が確保されたワクチンを公平かつより多くの人々に届けることを全面的に支援し、これまで ASEAN 地域に 1,600 万回分以上のワクチン供与を行っている旨述べた。経済再生支援については、ASEAN 各国への無利子に近い財政支援円借款の供与や、「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」を通じた質の高いインフラ等への投資を拡大した旨述べた。また、「日 ASEAN 経済強靱化アクションプラン」の下、アジア・デジタル・トランスフォーメーション促進や、ASEAN のサプライチェーン多元化支援などの事業が進展しており、重点分野に基づき、アクションプランを更に拡充させていく考えを説明した。これに対し、ASEAN 側から、日中韓からのワクチンを含む医療物資の供与や、日本による ASEAN 感染症対策センターの設立支援を含む新型コロナ対応への協力について謝意が表明された。また、各国から、将来の公衆衛生上の危機に対応するための地域の医療品備蓄の構築や、ワクチンの開発研究・生産・調達における協力促進

等への期待が表明されるとともに、ポストコロナの持続可能な回復に向けて、地域の連携を一層推進する重要性を強調する発言があり、青少年のメンタルヘルス協力に関する ASEAN+3 首脳声明が採択された。さらに、北朝鮮問題や拉致問題など地域・国際情勢についても意見交換をし、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも一定程度我が国の考えを反映することができた。

- 2 12月7日にオンライン形式にて開催された、「東アジアにおける新型コロナからの包摂的で強靱な復興に向けた協力」に関する第19回東アジア・フォーラム(EAF)については、石月アジア大洋州局参事官が開会式典に出席し、東アジアにおける包摂的で強靱なポストコロナの復興に向けた、保健安全保障、デジタル化、グリーンな成長の3つの分野における日本の協力や、AOPIPに関する日ASEAN協力について述べた(第19回EAFの報告書は、令和4年11月に開催予定のASEAN+3首脳会議に提出される予定)。東アジア・シンクタンク・ネットワーク(NEAT)については、9月1日、第34回国別代表者会議(CCM)がフィリピン主催にてオンライン形式で開催された。同CCMでは、過去1年間のNEATの政策研究活動として、「気候変動と持続可能な発展(中国主催)」、「新型コロナに対するASEAN+3(APT)協力」(インドネシア主催)、「東アジアにおける2050年カーボンニュートラルの達成に向けて」(日本主催)、「人間の安全保障におけるAPT協力」(韓国主催)、「デジタル分野における中小企業協力」(フィリピン主催)の各作業部会の研究成果が報告され、その後、「NEAT政策提言メモランダム」としてとりまとめられた。同メモランダムは、10月27日に開催されたASEAN+3首脳会議に提出され、ASEAN+3首脳会議の議長声明において、APT協力に向けたNEATの重要な貢献を認識し、5つのNEAT作業部会の成果を歓迎する旨の文言が盛り込まれた。

令和4年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN+3協力作業計画」に基づく、金融、食料安全保障、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等を始めとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。
- 2 また、トラック1.5の枠組みである東アジア・フォーラム(EAF)及びトラック2の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク(NEAT)を活用し、ASEAN+3の実務協力を更に推進するための提言が、ASEAN+3首脳会議に提出されるよう連携を図る。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

ASEAN+3は世界のGDPの約4分の1を占める重要な地域枠組みであり、本枠組みの協力の進展を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益であるため。

「ASEAN+3協力作業計画」は今後のASEAN+3協力の方向性に大きな影響を与えるものであり、これら着実な実施は協力の深化という観点から引き続き極めて重要である。

測定指標1-3 ASEAN地域フォーラム(ARF)協力の進展

中期目標(---年度)

アジア太平洋地域における唯一の常設多国間安全保障協力制度として、非伝統的安全保障分野を中心に、域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向けて適切な役割を果たすとともに、ARF閣僚会合等の機会を活用し、地域の安全保障協力の深化や域内の秩序維持に貢献する。

令和2年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させる。

施策の進捗状況・実績

7月2日にARF課長級会合、同月21日にARF局長級会合がそれぞれオンライン形式にて開催された。①海上安全保障、②災害救援、③テロ対策・国境を越える犯罪対策、④不拡散・軍縮、⑤サイバーセキュリティの5分野についての分野別会合の成果について報告を行うとともに、ARF閣僚会合に向けて、個別声明及び地域情勢についての議論を行い、我が国の立場を効果的に発信した。

9月12日にオンライン形式にて、ARF閣僚会合が開催され、茂木外務大臣が出席した。本会合では、議長声明が発出されたほか、①感染症発生の予防・対応の協力強化に関する声明、②テロリスト及び

暴力的過激派グループに雇用された又は関連する児童の扱いに関する声明、③国際安全保障における ICT の安全及び使用の協力に関する声明の 3 つの個別声明が採択された。さらに、平成 21 年に採択された ARF ビジョン・ステートメントを実施するために平成 22 年に採択されたハノイ行動計画を更新し、ASEAN を中心的な地域協力枠組みとする ARF プロセスを強化するために、ハノイ行動計画Ⅱが採択された。また、新型コロナへの対応における国際連携のあり方に加え、北朝鮮や東シナ海、南シナ海問題を含む海洋安全保障、香港情勢や軍備管理・軍縮等の地域・国際情勢について議論した。

茂木外務大臣からは、新型コロナの世界的拡大の局面転換には、ワクチン・治療薬の開発・普及が不可欠であり、人口が少ない国や途上国に対しても、公平にワクチンへのアクセスが確保されることが極めて重要であること、また、このためには、感染症流行対策イノベーション連合 (CEPI)、ワクチンと予防接種のための世界的同盟 (Gavi) 等を通じた COVAX ファシリティ (注：新型コロナウイルス感染症のワクチンへの公平なアクセスの確保のための国際的枠組み) といった、国際的な枠組みが必要であり、日本も協力していく旨述べた。また、北朝鮮情勢について、米朝プロセスが、朝鮮半島の完全な非核化に向けた具体的な動きにつながることへの強い期待を表明し、南シナ海問題については、現場の状況に対して深刻な懸念を ARF 参加国と共有する旨を述べ、香港情勢に関しては重大な懸念を表明した上で、香港が「一国二制度」のもとに自由で開かれた体制を維持し、香港市民や各国の国民・企業の自由と権利が尊重され、香港が民主的、安定的に発展していくことが重要である等、日本の立場を改めて表明した。

これに対し、各国からは、新型コロナ対策やワクチンの開発・普及に関して、国際連携が重要である旨の発言があった。また、北朝鮮情勢について、朝鮮半島の非核化及び安保理決議の完全な履行の重要性等を強調する旨の発言があり、南シナ海問題については、南シナ海における最近の事案への懸念が表明されるとともに、航行の自由や非軍事化の重要性、南シナ海行動規範 (COC) が国連海洋法条約に合致する必要性等について言及があった。香港情勢に対しても、各国から懸念が表明された。

令和 3 年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させる。

施策の進捗状況・実績

5 月 24 日に ARF 課長級会合、6 月 29 日に ARF 局長級会合がそれぞれオンライン形式にて開催された。①海上安全保障、②災害救援、③テロ対策・国境を越える犯罪対策、④不拡散・軍縮、⑤サイバーセキュリティの 5 分野についての分野別会合の成果について報告を行うとともに、ARF 閣僚会合に向けて、個別声明及び東シナ海・南シナ海や北朝鮮情勢、ミャンマー情勢等の地域情勢についての議論を行い、我が国の立場を効果的に発信した。

8 月 6 日にオンライン形式にて、ARF 閣僚会合が開催され、茂木外務大臣が出席した。本会合では、議長声明が発出されたほか、日本も共同提案国となった若者・平和・安全保障アジェンダの促進に関する声明が採択された。また、新型コロナへの対応に加え、東シナ海・南シナ海や北朝鮮情勢、ミャンマー情勢、新たな軍備管理等の地域・国際情勢について議論した。

茂木外務大臣からは、冒頭、日本は、COVAX ワクチン・サミットの共催、バイ及び COVAX を通じた各国へのワクチンの提供、コールドチェーン整備を含む保健・医療分野での支援を実施しており、今後も安全で有効なワクチンへの公平なアクセスの実現に向け、国際的な取組を主導していく旨述べた。また、東シナ海・南シナ海について、力による一方的な現状変更の試みに強く反対すると述べた。北朝鮮情勢については、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指す方針に変わりはないと述べるとともに、米朝の対話が再開され、完全な非核化に向けた具体的な動きが進展することへの強い期待を表明した。ミャンマー情勢についても、重大な懸念を表明するとともに、ASEAN 特使の任命を歓迎し、支持する旨述べた。加えて、新たな軍備管理に関し、米露間の新 START 延長に言及した上で、中国が核兵器国として、また国際社会の重要なプレーヤーとしての責任を果たし、米中二国間で軍備管理に関する対話を行うことを関係各国と共に後押ししたい旨表明した。

これに対し、各国からは、南シナ海における航行・上空飛行の自由の重要性や国連海洋法条約を始めとする国際法に沿った紛争の平和的解決の重要性、朝鮮半島の非核化及び安保理決議の完全な履行の重要性等について言及があった。また、ミャンマー情勢についても、ASEAN 議長特使の任命を歓迎するとともに「5 つのコンセンサス (注)」を履行することの重要性が強調された。

(注) 令和 3 年 4 月 24 日の ASEAN リーダーズ・ミーティングにおけるミャンマー情勢に関する議論

の結果、議長声明で発表されたもので、①暴力の即時停止、②全ての当事者間による建設的対話の開始、③ASEAN 特使による対話プロセスの仲介、④ASEAN による人道支援の提供、⑤ASEAN 議長特使がミャンマーを訪問し全ての当事者と会合すること、を内容とする。

令和4年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、外相会議及び各種会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境の向上に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

東アジア地域の安定と繁栄を確保するためには、ARF 閣僚会合等への参加を通じて、安全保障協力の深化や域内の秩序維持に貢献していくことが不可欠である。

測定指標 1－4 東アジア首脳会議(EAS)協力の進展 *

中期目標（--年度）

地域の安定と繁栄のため、EAS を強化するとともに、域内各国とともに安全保障等についての協力の促進を目指す。

令和2年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。
- 2 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催等）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

- 1 オンライン形式にて開催された EAS 参加国外相会議（9 月）及び東アジア首脳会議（11 月）に、それぞれ茂木外務大臣及び菅総理大臣が出席し、新型コロナへの対応に加え、北朝鮮や東シナ海、南シナ海問題を含む海洋安全保障、香港情勢等地域・国際情勢について協議し、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも、AOIP の重要性について盛り込まれるなど、我が国の立場が多く反映された。

9 月 9 日に開催された第 10 回 EAS 参加国外相会議では、茂木外務大臣から AOIP が示すインド太平洋のあり方と、日本の FOIP とは、開放性、透明性、法の支配等多くの基本的価値を共有しており、AOIP を全面的に支持していく意図を改めて表明した。また、新型コロナへの対応について、国際保健の枠組みの中心である WHO に関し、一連の対応に関する、公平で独立した包括的な検証を行うことが不可欠であること、国際保健課題への対応には地理的空白を生じさせないことの重要性を強調した。北朝鮮情勢については、安保理決議に従い、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄を実現するため、国際社会が米朝プロセスを後押しすることが重要である旨述べ、安保理決議の完全な履行を確保するため、「瀬取り」対策を含め、取組の維持・強化が不可欠である旨強調した。さらに、拉致問題の早期解決に向けて、各国の引き続きの協力を要請した。南シナ海問題については、継続している一方的な現状変更の試みに対して EAS 参加国と深刻な懸念を共有する旨述べ、航行及び上空飛行の自由、国連海洋法条約に反映された国際法の遵守、南シナ海に関する行動規範が第三国の権利を害するものであってはならず、国連海洋法条約に合致する必要性を訴えるなど地域情勢について日本の立場を述べた。

11 月 14 日に開催された第 15 回東アジア首脳会議（EAS）では、インド太平洋の在り方及び政治・安全保障について議論が行われた。菅総理大臣は、ASEAN が発出した AOIP には、法の支配、開放性、自由、透明性、包摂性が ASEAN の行動原理として力強くうたわれており、日本が推進する FOIP と多くの本質的な共通点を有しており、AOIP を全面的に支持する旨表明するとともに、各国にも支持を呼び掛けた。また、11 月 12 日の第 23 回日 ASEAN 首脳会議において設立を発表した ASEAN 感染症対

策センターを力強く後押ししていくこと、ASEAN 各国への医療物資・機材の供与や技術協力なども進めていくことを発表した。これらに対して、多くの参加国から、AOIP の重要性について指摘があり、また、新型コロナへの対応をめぐる日本を含む EAS 参加国による貢献を歓迎する発言があった。さらに本年は、議長声明に加え、①EAS15 周年に関するハノイ宣言、②海洋持続性に関する EAS 首脳声明、③感染症の予防と対応における集団的能力強化に関する EAS 首脳声明、④地域経済の安定的成長を促進する協力に関する EAS 首脳声明、⑤女性・平和・安全保障に関する EAS 首脳声明、の 5 つの個別声明が採択され、本会議地域のプレミア・フォーラムとしての EAS の価値が高まった。

2 EAS 大使級会合は、4 月 22 日、7 月 2 日及び 9 月 23 日に開かれるなど、定期的開催された。

また、首脳、外相を含む様々なレベルにおいて、機会を捉え、首脳主導で政治・安全保障を議論する地域のプレミア・フォーラムとして、EAS の機能の強化に向けた提案等を行った。

令和 3 年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。

2 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催等）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

1 オンライン形式にて開催された EAS 参加国外相会議（8 月）及び東アジア首脳会議（10 月）に、それぞれ茂木外務大臣及び岸田総理大臣が出席し、新型コロナへの対応に加え、北朝鮮や東シナ海、南シナ海問題を含む海洋安全保障、香港やミャンマー情勢等地域・国際情勢について協議し、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも、我が国の立場が多く反映された。

8 月 4 日に開催された第 11 回 EAS 参加国外相会議では、茂木外務大臣から、FOIP と AOIP は本質的な原則を共有している旨改めて述べ、AOIP の進展につながる具体的な協力を AOIP の重点分野で進めていくことを表明した。また、新型コロナへの対応について、日本は、COVAX ワクチン・サミットの共催を含めた COVAX ファシリティへの財政的支援、日本で製造したワクチンの供与やコールドチェーン整備等の取組を実施しており、安全で有効なワクチンへの公平かつ公正なアクセスの実現に向け、国際的な取組を主導していく意図を改めて表明した。北朝鮮情勢については、北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの CVID の実現に向けて、「瀬取り」対策を含め、安保理決議の完全な履行が不可欠である旨述べるとともに、拉致問題に関し、各国の引き続きの理解と協力を求めた。南シナ海問題については、継続・強化されている一方的な現状変更の試みに対して強い反対を表明し、南シナ海における法の支配や紛争の平和的解決の重要性を改めて強調し、比中仲裁判断は当事国によって遵守されるべき旨述べた。さらに、南シナ海に関する行動規範（COC）は国連海洋法条約に合致する必要がある旨を訴えるなど地域情勢について日本の立場を述べた。

10 月 27 日に開催された第 16 回東アジア首脳会議（EAS）では、インド太平洋の在り方及び政治・安全保障について議論が行われた。岸田総理大臣は、開放性、透明性、包摂性、法の支配といった価値を掲げる AOIP を高く評価している旨表明し、FOIP と本質的な原則を共有する AOIP への全面的な支持を改めて強調した。また、新型コロナ対策について、ASEAN 諸国へのワクチン供与や「ラスト・ワン・マイル支援」、ASEAN 感染症対策センター設立に向けた支援等を通じ、有効性、安全性、品質が保証されたワクチンへの公平かつ公正なアクセスの実現、及び強靱かつ包摂的な保健システムの構築に向けて、引き続き協力を強化していく意向を表明した。さらに本年は、議長声明に加え、①メンタルヘルス協力に関する EAS 声明、②観光回復を通じた経済成長に関する EAS 声明、③持続可能な回復に関する EAS 声明、の 3 つの個別声明が採択された。

2 EAS 大使級会合は、6 月 7 日及び 8 月 20 日に開かれるなど、定期的開催された。

また、首脳、外相を含む様々なレベルにおいて、機会を捉え、首脳主導で政治・安全保障を議論する地域のプレミア・フォーラムとして、EAS の機能の強化に向けた提案や日本側の考えの説明等を行った。

令和 4 年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構

を一層強化していくため、次の取組を実施する。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。
- 2 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催等）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地域及び国際社会の重要な問題について首脳間で率直な対話を行うとともに、地域共通の課題に対し、首脳主導で具体的協力を進展させる目的で発足した EAS 協力の進展を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。

地域の平和と繁栄に貢献していくためには政治・安全保障分野での EAS 強化が必要不可欠である。

測定指標 1－5 日中韓三か国協力の進展 *

中期目標（--年度）

閣僚級を含む様々なレベルの政策対話、協力イニシアティブ等を通じて、未来志向の日中韓協力の枠組みを推進し、北東アジアの安定と繁栄に貢献する。

令和 2 年度目標

- 1 令和元年 12 月に開催された第 8 回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の 10 年に向けた 3 か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、3 か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。
- 2 様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。
- 3 日中韓協力事務局等を活用して、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する日中韓外相テレビ会議が令和 2 年 3 月 20 日に実施され、茂木外務大臣から、新型コロナウイルス感染症への対応には、この地域の平和と安定に責任を有する 3 か国の協力が重要である旨述べ、中韓両国からも 3 か国協力の重要性について同意が得られた。
日中韓サミットについては、諸般の事情により令和 2 年度に開催することができなかった。
- 2 日中韓 3 か国の閣僚級会合としては、特別保健大臣会合（5 月 15 日）、物流大臣会合特別セッション（6 月 29 日）、財務大臣・中央銀行総裁会議（9 月 18 日）、保健大臣会合（12 月 11 日）、スポーツ大臣会合（12 月 24 日）がそれぞれオンライン形式にて開催される等、各分野の日中韓協力が進められた。
経済分野では、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定について、複数回の交渉会合を経て、11 月の第 4 回 RCEP 首脳会議において署名された。
- 3 新型コロナの影響で、日中韓協力事務局等を通じた文化・人的交流の協力事業は実施できず、オンライン中心となった（例：BESETO キャンパス・アジア同窓生特別ウェブセミナー（5 月）、青少年交流等をテーマとした日中韓協力事務局主催オンラインシンポジウム（令和 3 年 3 月）等）。

令和 3 年度目標

- 1 令和元年 12 月に開催された第 8 回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の 10 年に向けた 3 か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、3 か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。
- 2 様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。
- 3 日中韓協力事務局等を活用して、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 及び 2 日中韓サミットについては、諸般の事情により令和 3 年度に開催することができなかったが、日中韓 3 か国の閣僚級会合としては、財務大臣・中央銀行総裁会議（5 月 3 日）、物流大臣会合（8 月 20 日）、文化大臣会合（8 月 30 日）、特許庁長官会合（11 月 30 日）、環境大臣会合（12

月7日)、保健大臣会合(12月21日)がそれぞれオンライン形式にて開催、共同声明が発出される等、各分野の日中韓協力が進められた。

経済分野では、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が令和4年1月1日に発効した。

- 3 新型コロナの影響で、日中韓協力事務局等を通じた文化・人的交流等の協力事業は実施できず、オンライン中心となった(例:日中韓三国協力国際フォーラム(4月)、日中韓協力事務局10周年記念写真展(4月)、アジア国際青少年映画祭(5月)、日中韓起業家フォーラム(6月)、日中韓ユーススピーチコンテスト(令和4年2月)、日中韓青年大使プログラム(令和4年2月)等)。

令和4年度目標

- 1 令和元年12月に開催された第8回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の10年に向けた3か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、3か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。
- 2 日中韓協力事務局等を活用して、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

地理的な近接性と文化的な深いつながりを有し、東アジア地域の繁栄をけん引する原動力たる3か国間の交流や相互理解を促進することは、北東アジアの安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとともに施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。

未来志向の様々な日中韓協力の枠組みを様々なレベルの政策対話や協力イニシアティブを通じて推進することが重要である。

測定指標1-6 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

中期目標(一年度)

地域協力枠組みにおける協力を強化し、アジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を実施する。

令和2年度目標

- 1 アジア協力対話(ACD)等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。
- 2 アジア大洋州地域との人的交流であるJENESYSプログラムを継続する。同事業により、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘する。

施策の進捗状況・実績

- 1 第2回ACD首脳会合(平成28年10月)で採択された「バンコク宣言」、「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン2030」及び「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の下、令和3年1月20日の閣僚級会合(オンライン形式)等に参加し、関係国とACDにおける各種協力に関する議論を交わし、議長声明としてアンカラ宣言を採択した。また、初のオンライン開催となったアジア・太平洋国会議員連合(APPU)第50回総会に際し日本側議員団のカントリーレポート作成支援等、議員外交の支援を積極的に行い、各国・地域議員などの参加者との活発な意見交換に貢献した。

なお、本年予定されていたアジアACD外相会合、ACD首脳会合、アジア・太平洋議員フォーラム(APPF)(第29回)総会は、新型コロナの影響で延期となった。

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で国際的な人の往来ができない状況下において、JENESYSは、本事業の目標達成のために、オンラインとオフラインを併用したプログラムを開始し、人的交流を継続した。オンラインを通じたウェビナー、視察、意見交換等のプログラムには、1,007人が参加し、対日理解の促進及び日本に関する対外発信の強化につながった。また、交流会及び同窓会といったオンラインのプログラムには、71人が参加し、訪日プログラムの経験をいかした帰国後の活動(日本語学習、日本語コンテストへの参加、日本との関連業務等)についての発表を行った。さらに、参加者はこれらのウェビナーや交流会への参加経験についてSNS等を通じて多くの人に共有し、親日派・知日派の発掘に貢献した。

令和3年度目標

- 1 アジア協力対話(ACD)等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。
- 2 アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中断することなく、オンラインとオフラインを併用し継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 第2回 ACD 首脳会合(平成28年10月)で採択された「バンコク宣言」、「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン2030」及び「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の下、11月17日の ACD 外相会合(オンライン形式)等に参加し、関係国と ACD における各種協力に関する議論を交わし、成果文書として、今後10年間の ACD 協力のロードマップとなる「ブループリント2021-2030」を採択した。また、アジア・太平洋議員フォーラム(APPF)(第29回)総会に際し、事前のワーキンググループ会合に同席し、日本側議員団の決議案及びステートメントの作成を支援する等、議員外交の支援を積極的に行い、各国・地域議員などの参加者との活発な意見交換に貢献した。

なお、本年予定されていたアジア・太平洋国会議員連合(APPU)第51回総会は、新型コロナの影響で延期となった。また、第3回 ACD 首脳会合については、開催国のカタールの都合により、令和5年に延期となった。

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で引き続き国際的な人の往来ができない状況下において、JENESYS プログラムの目標達成のために、オンラインとオフラインを併用したプログラムを令和2年度に引き続き実施し、人的交流を継続した。オンラインを通じた FOIP を含む多様な分野におけるウェビナー、視察、意見交換等のプログラムに2,304人が参加し、また、同窓生を対象としたオンラインのプログラムには342人が参加し、各国に共通する課題等についてのワークショップ、海外展開する日本の事業組織の紹介を行うなどし、親日派・知日派の育成に貢献した。さらに、参加者はプログラム経験や日本についての学びについて SNS 等で多くの人に共有し、諸外国における対日理解を促進した。

令和4年度目標

- 1 アジア協力対話(ACD)等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。
- 2 アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを継続し、同地域における青年の対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘・育成する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

アジア大洋州地域においては、上記測定指標以外にも様々な枠組みが存在している。それらを通じた対日理解の促進や、地域協力の強化の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。様々な地域協力の枠組み及び、人的交流事業である JENESYS プログラムを通じ、政治、経済、社会、文化、歴史、外交政策等、幅広い分野で域内各国との連携を強化することは重要である。

測定指標1-7 総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数

中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
—	10	9 (ビデオメッセージ1件を含む)	10	8	10

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

総理大臣及び政務三役の関連国際会議の出席は、東アジア地域の地域協力を通じた地域の安定と繁栄の確保、域内連携の強化という目標を達成するに当たって重要な要素となるため。

令和2年度から新たに含めることとした ARF への参加数も勘案しつつ、我が国としてハイレベルの出席が必要な会議数を踏まえて目標を設定した。

(参考:実績値)平成28年度8回、平成29年度6回、平成30年度7回、令和元年度9回、令和2年度9回(ビデオメッセージ1件含む)、令和3年度8回

--

参考指標：日 ASEAN の貿易量(総額) (単位：億円)			
(出典：財務省貿易統計)	実績値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	231,665	206,234	248,922

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
① 東アジアにおける地域協力の強化 (昭和27年度)	1 日 ASEAN 協力 「日 ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメント」及び同実施計画、「AOPIP 協力に関する日 ASEAN 首脳共同声明」に基づく協力を着実に実施することを通し、日 ASEAN 関係を一層強化する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-1 1-7
	2 ASEAN+3 協力 「ASEAN+3 協力作業計画」に基づき、金融、食料安全保障、保健医療など広範な分野の協力を推進する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-2 1-7
	3 ARF 協力 アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、政治・安全保障問題に関する様々なレベルの対話と協力を通じ、アジア・太平洋地域の安全保障環境を向上させる。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-3 1-7
	4 東アジア首脳会議(EAS)協力 EASを地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していく。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-4 1-7
	5 日中韓協力 3か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認するとともに、様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-5 1-7
	6 各地域協力枠組みにおける協力及び人的交流事業を推進する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-6 1-7
	114 (86)	112 (66)	119 (73)	159	0001
② ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金(義務) (昭和56年度)	本拠出金は、日ASEAN各国政府が参加し、日本においてASEANを代表する国際機関としての特質を活用し、ASEANから日本への貿易促進、日ASEAN間の双方向の投資の促進、日ASEAN間の観光・人物交流の促進を通じて、日ASEAN各国の企業等の経済統合への適切な参画、ASEANワイドの事業や域内の格差是正支援等に使用されている。 令和5年の日・ASEAN友好協力50周年への協力及び令和7(2025)年に向けたASEAN共同体の更なる統合(「ASEAN共同体ビジョン2025」の実施)とい				1-1

	<p>った新たな課題への対応に貢献するとともに、ASEANに関する人的・知的ネットワークの拠点としての役割を果たし、日ASEAN関係の発展に貢献する。</p> <p>このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。</p>				
	204 (204)	204 (204)	204 (204)	204	0006
③ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金(任意)(昭和56年度)	<p>本拠出金は、日ASEAN各国政府が参加し、日本においてASEANを代表する国際機関としての特質を活用し、ASEANから日本への貿易促進、日ASEAN間の双方向の投資の促進、日ASEAN間の観光・人物交流の促進を通じて、日ASEAN各国の企業等の経済統合への適切な参画、ASEANワイドの事業や域内の格差是正支援等に使用されている。特に、任意拠出金については、ASEANへの後発加盟国であるカンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムへの支援に重点を置きつつ、ASEAN各国の格差是正に貢献することを主たる目的とする事業や、日ASEAN関係の強化に資する新たな分野での事業等の実施に活用されている。</p> <p>令和7(2025)年に向けたASEAN共同体の更なる統合(「ASEAN共同体ビジョン2025」の実施)といった新たな課題への対応に貢献するとともに、ASEANに関する人的・知的ネットワークの拠点としての役割を果たし、日ASEAN関係の発展に貢献する。このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。</p>	1-1			
	79 (79)	79 (79)	71 (71)	70	0008
④日・ASEAN統合基金拠出金(平成17年度)	<p>本拠出金は、ASEAN統合の実現に寄与する事業等への支援に充てられる。</p> <p>本拠出により、連結性強化と格差是正等ASEAN共同体の更なる統合の深化及び「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」の実現に貢献する。このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。</p>	1-1			
	1,045 (1,045)	5,480 (5,478)	273 (273)	0	0010
⑤日中韓協力事務局拠出金(義務的拠出金)(平成23年度)	<p>日中韓協力国際フォーラム(日中韓3か国の政府関係者や有識者が一堂に会して毎年開催される日中韓協力事務局主催の最大行事)やその他の政策フォーラム(日中韓FTAセミナー、日中韓ビジネス・レセプション、日中韓防災机上演習及び日中韓サイバー協議。3か国政府との共催のものを含む。)の企画・運営、メディア・学生等様々なレベルの交流事業(日中韓ユースサミット、日中韓大学生ビデオ・コンテスト、日中韓記者交流プログラム等)の実施、各種調査・研究事業(日中韓経済研究調査、日中韓データブック等)の実施、政府間協議(日中韓サミット、日中韓外相会議、日中韓高級事務レベル協議、その他分野ごとの政府間協議(日中韓サイバー協議等))の側面支援(ロジスティクス業務、記録作成等)、他国際機関(ASEAN等)との意見交換を行う。</p> <p>これらによる地域協力促進への貢献等を通じ、幅広い分野における日中韓協力の促進に寄与し、3か国間の相互理解を深め、交流を増進する。ひいては地域全体の安定と繁栄に寄与し、情勢が著しく変化する東アジア地域においても国民生活の安寧と繁栄を確保するための環境を醸成する。このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。</p>	1-5			
	133 (128)	133 (128)	143 (101)	143	0007
⑥アジア紛争下での女性尊厳事業(平成19年度)	<p>台湾、フィリピン各地に在住する元慰安婦を巡回し、医療及び福祉の面で支援を行う。元慰安婦は既に高齢であり、身体が不自由な方も多いため、それぞれを巡回訪問しながら対象者の近況を確認し、情報収集及び各国の元基金関係者とのネットワークを維持する。このような取組は、域内諸国において我が国の慰安婦問題に対する立場や取組の正しい理解を得ることにより、施策の目標達成に資する。</p>	—			

	1.3 (0)	1.3 (0)	1.3 (0)	1.1	0002
⑦旧外地関係 整理 (昭和26年度)	旧外地官署(朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、関東局及び南洋庁)等に関連する各種整理事務(各種事実証明事務、給付事務等)を行う。				—
	37 (0.8)	16 (0)	11 (0)	10.4	0003

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 朝鮮半島の安定に向けた努力

施策の概要

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
八 外交・安全保障（普遍的価値の重視）
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・ 第 76 回国連総会一般討論演説（令和 3 年 9 月 24 日）

測定指標 2-1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展 *

中期目標（一年度）

国際社会と連携しつつ核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けた動きを前進させる。

令和 2 年度目標

国連の場を含め、米国、韓国、中国及びロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、令和 2 年度中、4 回の日米電話首脳会談（5 月、8 月、9 月及び令和 3 年 1 月）、1 回の日中電話首脳会談（9 月）、1 回の日韓電話首脳会談（9 月）等を通じて、北朝鮮情勢への対応について関係国との緊密な連携を図った。また、事務レベルでも、米国との間では事務次官及びアジア大洋州局長がビーガン国務副長官兼北朝鮮担当特別代表と、韓国との間ではアジア大洋州局長が李度勲外交部朝鮮半島平和交渉本部長と、計 9 回にわたり会談・意見交換を行い、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認してきた。さらに、国連の場においては、9 月 24 日の菅総理大臣とグテーレス国連事務総長との電話会談でも、グテーレス事務総長は非核化を進めることの重要性を強調した。

他方、北朝鮮は、10 月の朝鮮労働党創建 75 周年記念閲兵式や令和 3 年 1 月の朝鮮労働党第 8 回大会記念閲兵式において、新型の大陸間弾道ミサイル（ICBM）や潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）の可能性のあるものなどを登場させた。また、令和 3 年 1 月の朝鮮労働党第 8 回大会では、金正恩国務委員長が、核・ミサイル開発の継続について言及するなど、北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。

令和 3 年度目標

国連の場を含め、米国、韓国、中国及びロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、令和 3 年度中、電話・テレビ会談を含めて 3 回の日米首脳会談（4 月、10 月及び令和 4 年 1 月）、1 回の日中電話首脳会談（10 月）、1 回の日韓電話首脳会談（10 月）等を通じて、北朝鮮情勢への対応について関係国との緊密な連携を図った。また、3 回の日米韓外相会合（5 月、9 月、及び令和 4 年 2 月）では、北朝鮮情勢への対応について日米韓連携を重層的に進めていくことで一致し、令和 4 年 2 月の会合では日米韓外相共同声明を発出した。事務レベルでも、電話会談を含めて 5 回の日米韓次官協議（7 月、11 月、令和 4 年 2 月及び 3 月（2 回））を実施し、日米韓三か国が、引き続き重層的な意思疎通を図っていくことの重要性を改めて確認した。また、アジア大洋州局長が、米国・ソン・キム北朝鮮担当特別代表及び韓国・魯圭憲外交部朝鮮半島平和交渉本部長と、日米・日韓・日米韓で計 37 回にわたり会談・意見交換を行い、核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認してきた。さらに、国連の場においては、9 月の茂木外務大臣とグテーレス国連事務総長との会談でも、北朝鮮情勢について協議した。

他方、北朝鮮は、特に令和 4 年に入ってから、極めて高い頻度で、新たな態様での発射を繰り返し

ており、この中には、大陸間弾道ミサイル（ICBM）及び中距離弾道ミサイル（IRBM）級の弾道ミサイルの発射や、「極超音速ミサイル」と称する新たな態様の発射も含まれるなど、安全保障上の脅威が高まっている。また、令和3年1月の朝鮮労働党第8回大会では、金正恩国務委員長が、核・ミサイル開発の継続について言及するなど、北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。

令和4年度目標

国連の場を含め、日米、日米韓で緊密に連携するとともに、国際社会とも協力しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

北朝鮮は、特に令和4年に入ってから、極めて高い頻度で、新たな態様での発射を繰り返しており、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄は行っておらず、こうした中、北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に向けた進展を図っていく必要がある。

核・ミサイル問題を始めとする北朝鮮をめぐる問題を解決するためには、国連の場を含め、関係国との緊密な連携が不可欠である。

測定指標 2-2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展 *

中期目標（--年度）

国際社会と連携しつつ拉致問題を完全解決し、日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。

令和2年度目標

拉致問題については従来からの基本認識に変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、各国首脳・外相との会談、第15回東アジア首脳会議（EAS）、第23回ASEAN+3（日中韓）首脳会議、第23回日ASEAN首脳会議を始めとする11月のASEAN関連首脳会議、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国から理解と支持を得た。また、国連の場においては、9月24日の菅総理大臣とグテーレス国連事務総長との電話会談で、菅総理大臣から北朝鮮の拉致問題の早期解決に向けて引き続きの理解と協力を求めたのに対し、グテーレス事務総長から全面的な支持が示された。

米国については、9月の日米電話首脳会談において、菅総理大臣からトランプ大統領に対して、拉致問題の早期解決に向け果敢に取り組んで行く考えであると述べ、同問題の解決に向け、引き続きの全面的な支援を求めた。また、令和3年1月のバイデン大統領との電話会談においても、菅総理大臣から拉致問題の早期の解決に向けて理解と協力を求め、バイデン大統領から支持を得た。

中国については、9月の日中電話首脳会談において、菅総理大臣から習近平国家主席に対して拉致問題を含む北朝鮮への対応について提起し、引き続き日中が連携していくことを確認した。

また、韓国についても、9月の日韓首脳電話会談において、菅総理大臣から拉致問題の解決に向け、引き続きの支持を求めたのに対し、文在寅大統領から拉致問題についての日本側の立場への支持が示された上で、両首脳は、日韓・日米韓の連携の重要性について改めて確認した。

さらに、12月には、安保理非公式協議において北朝鮮の人権状況について協議が行われ、その後、日本を含む有志国は、拉致問題の早期解決、特に拉致被害者の即時帰国を強く要求するとの内容を含む共同ステートメントを発出した。

令和3年度目標

拉致問題については従来からの基本認識に変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、各国首脳・外相との会談、6月に英国で開催されたG7サミット、9月に米国で開催され

た第2回日米豪印首脳会談、10月のASEAN 関連首脳会議、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国から理解と支持を得た。また、国連の場においては、9月の茂木外務大臣とグテーレス国連事務総長との会談で、茂木外務大臣から北朝鮮の拉致問題の解決に向けて引き続きの理解と協力を求めたのに対し、グテーレス事務総長から支持を得た。

米国については、4月の日米首脳会談において、菅総理大臣からバイデン大統領に対して、拉致問題の即時の解決に向けて引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から、拉致問題の即時解決を求める米国のコミットメントが改めて示され、日米首脳共同声明でも、拉致問題の即時解決への米国のコミットメントが明記された。また、10月の日米首脳電話会談及び令和4年1月の日米首脳テレビ会談において、岸田総理大臣から、拉致問題の即時解決に向けて引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から支持を得た。

中国については、10月の日中電話首脳会談において、岸田総理大臣から習近平国家主席に対して拉致問題を含む北朝鮮への対応について提起し、引き続き日中が連携していくことを確認した。

また、韓国についても、10月の日韓首脳電話会談において、岸田総理大臣から拉致問題について、引き続きの支持を求めたのに対し、文在寅大統領から拉致問題についての日本側の立場への支持が示された上で、両首脳は、日韓・日米韓の連携の重要性について改めて一致した。

さらに、12月には、安保理非公式協議において北朝鮮の人権状況について協議が行われ、その後、日本を含む有志国は、拉致問題の解決、特に拉致被害者の即時帰国を強く要求するとの内容を含む共同ステートメントを発出した。

令和4年度目標

拉致問題については従来からの基本認識に変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

拉致問題は、岸田内閣の最重要課題。あらゆる機会を捉えて拉致問題の即時解決に向けて前進を図っていく必要がある。

引き続き、北朝鮮に対してストックホルム合意の履行を求めつつ、一日も早く全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、あらゆる努力を傾注することが重要である。

測定指標 2-3 米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数

（）内は電話会談を含めた数値（注：日米韓に加え、米国及び韓国との二国間も含む。また、令和3年度目標から電話会談を含む。）	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	34	4(11)	18	31(68)	35

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日米韓の首脳・外相・次官級での会談は、北朝鮮情勢について、日米韓の連携を確認する重要な機会であり、進捗状況を測る上で有益である。また、日米韓協力に関しては、政策の方針について日米・日韓の二国間での首脳・外相会談等を通じて綿密にすり合わせると同時に、具体的な政策については日米韓の実務レベルでの会談等を通じて連携を深めることが重要。このため、引き続き、米国・韓国との首脳・外相との会談に加え、事務レベルでの協議も含めて評価することが適切である。また、事案発生直後に米国や韓国と速やかに連携を確認する観点から、電話やテレビでの協議を含めて協議を実施する必要がある。このため、令和4年度目標でも、電話・テレビ会談を含めた回数を目標値とし、前年度実績値を勘案の上、目標水準を高めた。

安保理決議に従った、北朝鮮の核・ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を実現するため、引き続き米国及び韓国との緊密な連携を通じて、日米韓協力を進める必要がある。

達成手段

達成手段名	達成手段の概要（注）	関連する
-------	------------	------

(開始年度) (関連施策)	予算額計(執行額) (単位：百万円)				当初予算額 (単位：百万円)	測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
	①日朝関連 (昭和23年度)	1 北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に向けた取組 北朝鮮の核・ミサイル開発問題の解決に向け、日米韓の緊密な連携を軸としつつ、中国及びロシアも含めた関係各国と連携し、北朝鮮に対し、非核化などに向けた具体的な行動をとるよう引き続き求めていく。 この取組は、北朝鮮の核・ミサイル問題を解決することに寄与する。				27
2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた取組 日朝間の協議や各国との会談及び国際会議等のあらゆる機会を捉え、北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう、北朝鮮に引き続き求めていく。また、拉致問題に関するものを含め、北朝鮮情勢に関する情報収集・分析を行う。 この取組は、拉致問題の完全解決及び日朝国交正常化に向けた動きを前進させることに寄与する。				2-2		
34 (25)		28 (12)	28 (12)	27	0011	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野3 日韓関係の改善

施策の概要

重要な隣国である韓国と大局的観点から未来志向の日韓関係を構築していくために、まずは外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じて日韓関係の改善に向けて努める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日）
八 外交・安全保障
- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）

測定指標3-1 日韓関係の改善 *

中期目標（--年度）

首脳・外相会談や局長協議等の実施を通じた、問題解決に向けた協議の継続。

令和2年度目標

旧朝鮮半島出身労働者問題等日韓間の困難な問題について、韓国側から適切な対応を引き出すべく、引き続き外交努力を維持・強化していく。

施策の進捗状況・実績

令和2年度は、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等により非常に厳しい状況が続いた。

旧朝鮮半島出身労働者問題に関し、韓国の裁判所は、原告側の申請に基づき、日本企業の資産の差押え及び現金化に向けた手続を進めてきている。日本政府は、韓国側に対し、仮に日本企業の差押資産が現金化に至ることになれば、日韓関係にとって極めて深刻な状況を招くため絶対に避けなければならない旨繰り返し強く指摘し、韓国側が、国際法違反の状態を是正し、日本にとって受入れ可能な解決策を早期に示すよう強く求めてきている。このような中、9月、菅総理大臣の就任に当たり日韓首脳電話会談を実施し、菅総理大臣から文在寅大統領に対し、北朝鮮問題を始め、日韓・日米韓の連携は重要である旨述べるとともに、拉致問題の解決に向け、引き続きの支持を求めた。また、旧朝鮮半島出身労働者問題等により現在非常に厳しい状況にある両国の関係をそのまま放置してはいけないと考える旨述べるとともに、韓国側において日韓関係を健全な関係に戻していくきっかけを作ること改めて求めた。

慰安婦問題に関し、令和3年1月8日、元慰安婦等が日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同月23日、同判決が確定した。日本としては、この国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきた。慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、昭和40（1965）年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、また、平成27年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されている。したがって、この判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求めていく方針である。

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、令和2年度は、合計2回の日韓外相電話会談や5回の日韓局長協議（対面1回、テレビ協議4回）を始め、頻繁に外交当局間の意思疎通を継続した。

令和3年度目標

旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等の日韓間の困難な問題について、韓国側から適切な対応を引き出すべく、引き続き外交努力を維持・強化していく。

施策の進捗状況・実績

令和3年度も、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等により非常に厳しい状況が続いた。

旧朝鮮半島出身労働者問題に関し、韓国の裁判所は、9月27日及び12月30日の日本企業資産に対

する売却命令（特別現金化命令）の決定を含め、日本企業の資産の差押え及び現金化に向けた手続を着々と進めてきている。日本政府は、韓国側に対し、仮に日本企業の差押資産の現金化に至ることになれば日韓関係にとって深刻な状況を招くので、避けなければならないことを繰り返し強く指摘し、韓国側が、国際法違反の状態を是正することを含め、日本側にとって受入れ可能な解決策を早期に示すよう強く求めた（令和3年5月5日の日韓外相会談及び同年11月22日の日韓局長協議等）。

また、慰安婦問題に関し、令和3年1月の日本国政府に対する、元慰安婦等原告への損害賠償の支払等を命じる判決について日本としては、国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明した（令和3年5月5日の日韓外相会談及び同年7月20日の日韓次官間の協議等）。慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、昭和40（1965）年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、また、平成27年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されている。したがって、同判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本としては、引き続き韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを強く求めていく方針である。

このような中、10月、岸田総理大臣の就任に当たり日韓首脳電話会談を実施し、岸田総理大臣から文在寅（ムン・ジェイン）大統領に対し、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等により日韓関係は引き続き非常に厳しい状況にあると述べた上で、これらの問題に関する日本の一貫した立場に基づき、韓国側に適切な対応を強く求めた。また、岸田総理から、地域の厳しい安全保障環境の下では、北朝鮮への対応を始め、日韓・日米韓の連携を一層深めていくことが不可欠であると述べるとともに、拉致問題について、引き続きの支持と協力を求めた。さらに、令和4年3月、岸田総理大臣は尹錫悦（ユン・ソンニョル）韓国次期大統領と電話会談を行い、岸田総理大臣から、昭和40（1965）年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の基盤に基づき、日韓関係を発展させていく必要があり、尹次期大統領のリーダーシップに期待する、日韓関係改善のため、尹次期大統領と緊密に協力していきたい旨述べた。

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、令和3年度は、上述の日韓首脳電話会談や岸田総理と尹錫悦（ユン・ソンニョル）韓国次期大統領との電話会談に加え、合計5回の日韓外相会談（電話会談を含む。）や2回の日韓次官間の協議、4回の日韓局長協議を始め、外交当局間の意思疎通が継続された。

令和4年度目標

旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等の日韓間の困難な問題について、韓国における新政権発足の機会も捉えながら、韓国側から適切な対応を引き出すべく、引き続き外交努力を維持・強化していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

韓国側による否定的な動きは続いており、日韓関係が非常に厳しい状況に直面している中、韓国側に対し、日本の一貫した立場に基づき働きかけを続けることで、適切な対応を引き出していくことが、日本の国益を守る上で極めて重要であるため。

日韓関係を健全な関係に戻すためにも、外交当局間の意思疎通を維持しつつ、日本の立場を韓国側にしっかりと伝達し、引き続き適切な対応を求めていくことが重要である。

測定指標 3-2 人的交流の拡大

中期目標（--年度）

日韓間の人的往来の維持・強化に努める。

令和2年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2020）の実施といった、各種事業の実施を通じ、日韓間の人的往来の維持・強化を図る。

施策の進捗状況・実績

令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化により両国間の往来者数は大

幅に減少し、令和2年は約92万人にとどまった。そうした中、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関し、7月22日の国家安全保障会議及び新型コロナウイルス感染症対策本部における決定等に基づき韓国との間で協議・調整を行い、10月8日から、「ビジネストラック」及び「レジデンスストラック」を開始したが、各国における変異ウイルスの感染拡大を受け、水際対策強化に係る新たな措置として、令和3年1月14日から運用を一時停止した。

日韓両政府は、日韓関係が難しい状況であるからこそ、日韓間の交流が重要である点について一致している。日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、新型コロナの影響で観客を集めての実施ができなくなったことから、令和2年は東京及びソウルのいずれにおいても初めてオンラインでそれぞれ9月、11月に開催された。政府としても、「対日理解促進交流プログラム（JENESYS2020）」の実施を通じ、青少年を中心とした相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係の構築に引き続き努めており、令和2年度は初めてオンライン形式での交流事業（計7回。大学生、高校生及び社会人約800名参加）を実施した。

令和3年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2021）の実施といった、各種事業の実施を通じ、新型コロナ感染症の流行が収束した後の日韓間の人的往来の回復を後押しする。

施策の進捗状況・実績

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化による両国間往来者数の大幅な減少は続き、令和3年は約3万人にとどまった。11月8日以降、一定の要件の下で、ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和及び外国人の新規入国制限の緩和が行われ、韓国からも企業関係者、留学生などの日本への新規入国が再開されたものの、11月30日以降、オミクロン株に対する水際措置の強化に伴い、同措置は停止された。

両国間の往来者数が大幅に減少する中であっても、日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、令和3年は東京及びソウルのいずれにおいても、2年連続オンライン形式で、それぞれ9月に開催された。また、日本政府としても、「対日理解促進交流プログラム（JENESYS2021）」の実施を通じ、青少年を中心とした相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係の構築に引き続き努めており、令和3年度の交流事業は全てオンライン形式で実施した（13事業を計38回実施、合計530名程度が参加）。

令和4年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2021）の実施といった、各種事業の実施を通じ、新型コロナ感染症の流行が収束した後の日韓間の人的往来の回復を後押しする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日韓両国民の相互理解を進展させ、信頼関係の増進を図ることは、未来志向の日韓関係を築いていく上で重要であるため。

日韓両政府が両国民の交流を後押しするための施策を講じ、日韓間の交流を維持・強化していくことが必要である。

測定指標3-3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進 *

中期目標（--年度）

幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

令和2年度目標

日中韓 FTA 及び RCEP 交渉の進展に向けた取組や、韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関するフォローアップや韓国側への働きかけ、韓国における日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置に関する WTO 紛争解決小委員会のフォローアップや韓国側への働きかけ、韓国による自国造船業に対する支援措置に係る案件のフォローアップや韓国側への働きかけ、（一財）日韓産業技術協力財団の活動支援等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

11月、日本及び韓国を含む15か国は、日韓間での初めての経済連携協定（EPA）ともなる地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名した。

韓国政府による日本産水産物等の輸入規制に関連し、令和3年3月、コロナ禍での効果的な取組として、韓国の報道機関関係者約60名を対象に日本産食品の信頼確保と輸出の拡大等に関するオンライン説明会を開催し、これを受け、韓国メディアにおいて、放射性物質の基準値を超えた農林水産品は市場に絶対流通させない措置を採っているといった日本側の説明を含む記事が、30件以上掲載された。同月、在韓国大使館及び在済州総領事館が開催した「東日本大震災から10年」の関連行事においても、日本産食品の安全性等について積極的な広報を行った。また、韓国政府に対し、韓国が採っている輸入規制の撤廃の働きかけを粘り強く行った。

11月、日韓経済協会、日韓産業技術協力財団、韓日経済協会及び韓日産業・技術協力財団は、日韓の経済人が一堂に会する「第52回日韓経済人会議」をオンラインで開催し、経済・人材・文化交流の継続と拡大、東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けた協力の推進を含む共同声明が採択された。

令和3年度目標

日本産水産物等の輸入規制問題、日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置及び韓国による自国造船業に対する支援措置案に対するフォローアップや韓国側への働きかけを行うとともに、（一財）日韓産業技術協力財団の活動支援等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

韓国政府による日本産水産物等の輸入規制に関連し、韓国政府に対し、4月、6月及び11月の日韓局長協議を含め、様々な機会を捉え、韓国が採っている輸入規制の撤廃の働きかけを粘り強く行った。

11月、日韓経済協会、日韓産業技術協力財団、韓日経済協会及び韓日・技術協力財団は、日韓の経済人が一堂に会する「第53回日韓経済人会議」をオンラインで開催（外務省からも関係者が出席）し、新しい未来創造、経済交流の拡大、共通課題への協力及び未来に向けた日韓友好インフラとなるよう青少年・地域間交流を推進していくことを含む共同声明が採択された。

令和4年度目標

日本産水産物等の輸入規制問題、日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置及び韓国による自国造船業に対する支援措置案に対するフォローアップや韓国側への働きかけを行うとともに、（一財）日韓産業技術協力財団の活動支援等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日韓の経済関係は、緊密に推移しており、この分野での取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

日本の国益を守るため、韓国側や国際社会に対して我が国の立場をしっかりと説明していくことが極めて重要である。

測定指標3-4 日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与

中期目標（--年度）

地域及び国際社会の課題に向け二国間で連携・協力する。

令和2年度目標

首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野において協議を行い、連携を確認する。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、9月の首脳電話会談に加え、2度の外相電話会談（6月及び令和3年1月）、11月の秋葉外務事務次官と崔鍾建韓国外交部第一次官との意見交換及び5回の日韓局長協議（対面1回、テレビ協議4回）を

始め、日韓間における諸問題のほか、北朝鮮をめぐる情勢等について、ハイレベルを含め、日韓間の意思疎通を継続した。

令和3年度目標

日韓間の諸懸案に関しては、外交当局間の意思疎通を通じて韓国側に適切な対応を強く求めつつ、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野においては、緊急性や必要性を考慮しつつ、適切に協議を行う。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、10月の首脳電話会談に加え、4度の外相会談（電話会談を含む。）、2回の日韓次官間の協議及び4回の日韓局長協議を始め、日韓間における諸問題のほか、北朝鮮をめぐる情勢等について、ハイレベルを含め、日韓間の意思疎通を継続した。

令和4年度目標

日韓間の諸懸案に関しては、外交当局間の意思疎通を通じて韓国側に適切な対応を強く求めつつ、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野においては、緊急性や必要性を考慮しつつ、適切に協議を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等により、日韓関係はかつてなく厳しい状況にあるが、北朝鮮への対応を始め、地域の安定には日韓や日米韓の連携は不可欠。日米韓の連携を円滑にするためにも、緊急性や必要性を考慮しつつ、日韓間で引き続き意思疎通を図り、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野で協力していくことは意義がある。

参考指標1：日韓首脳・外相会談の開催回数(電話会談を除く)

	実績値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	9	0	3

参考指標2：内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感じる」との回答割合(%)

	実績値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	26.7	34.9	37.0

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標	
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)		行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
①日韓関連 経費 (*)	1 政治レベルの意思疎通の促進 日韓関係の更なる深化のため、首脳・外相会談を実施する。様々なレベルで意思疎通を図ることは、日韓関係の強化に不可欠である。				3-1	
	2 人的交流の拡大 日韓関係の更なる深化のため、青少年交流の一層の促進、交流事業開催の活性化、地方間交流の促進等を実施する。人的交流の拡大は両国の包括的な友好関係の強化に大きく貢献する。				3-2	
	3 日韓間の過去に起因する諸問題への取組 慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認した日韓合意を誠実に履行していく。また、日韓関係の更なる深化のため、在サハリン韓国人				3-1	

	支援、朝鮮半島出身者の遺骨返還支援等の人道的な協力を継続する。過去に起因する二国間問題への取組は未来志向の日韓関係を構築する前提条件となる。				
	4 日韓間の懸案への対応(竹島問題、EEZ境界画定等) 日韓関係の更なる深化のため、竹島問題等日韓間の懸案の平和的な解決を図るため引き続き粘り強い外交努力を行う。竹島問題、EEZ境界画定問題等に関する取組は、未来志向の日韓関係の構築に向け不可欠である。	3-1			
	5 経済関係緊密化のための各種協議等の推進 幅広い分野における日韓経済関係の強化に取り組むことは、日韓関係の更なる深化に資するものである。	3-3			
	37 (18)	35 (15)	252 (164)	264	0012
②安全保障分野における協力の推進(＊)	日韓安全保障協力を更に深化させる。 現下の北朝鮮情勢等に鑑み、日韓が安全保障分野において緊密に連携することは、日韓両国及び地域・国際社会の平和と安定にとって不可欠である。	3-4			
	—	—	—	—	—
③日韓学術文化青少年交流共同事業体拠出金(任意拠出金)(平成元年度)	昭和63年2月の日韓首脳会談において、両国の人的交流、特に青少年交流事業の拡大につき合意したことを受け、その後二度の日韓外相会議を通じて平成元年5月に「日韓学術文化青少年交流共同事業体」が設立。その日本側事務局を(公財)日韓文化交流基金が、韓国側事務局を国立国際教育院が務め、日韓両国政府が策定する日韓間の学術文化知的交流事業(日韓の研究者及びオピニオンリーダーが相手国での滞在研究を行うための支援事業、両国の有識者による学術・文化関連事業、両国内で実施される民間の草の根交流に対する支援事業等)を実施している。 同共同事業体を通じ、両国間の学術・文化交流及び青少年交流を促進することにより、両国国民間の相互理解と信頼関係の醸成に寄与する。	3-2			
	138 (138)	138 (138)	131 (131)	116	0005
④在サハリン韓国人支援特別基金拠出金(任意拠出金)(平成元年度)	平成元年度に日本赤十字社・大韓赤十字社間で設立された「在サハリン韓国人支援共同事業体」に対し、永住帰国等の支援経費及び在サハリン「韓国人」の一時帰国のための経費を拠出し、また、今後の永住帰国支援策の検討・実施のための協議費用、サハリン残留者支援策の検討のための協議費用及び医療相談窓口開設事業費用を拠出するもの。 こうした我が国の取組は、過去をめぐる様々な問題への我が国の積極的な姿勢を示すものであり、主に韓国国内における関係者の我が国への理解を高め、問題解決に寄与するものと考えられる。	—			
	79 (79)	79 (79)	75 (75)	72	0004
⑤日韓産業技術協力共同事業体拠出金(任意拠出金)(平成5年度)	日韓の貿易構造に起因する貿易不均衡問題に関する平成4年1月の日韓首脳会談時の合意に基づき、同年6月に「日韓貿易不均衡是正等のための具体的実践計画」が取りまとめられた。同「実践計画」では、日韓双方が両国間の産業技術協力の促進のための財団を設立するとともに、両国政府が各々の財団を適切に支援することが了解され、この了解に基づき日韓両国に産業技術協力財団が設立された。さらに、日韓間の産業技術協力を推進するべく、日韓の両財団により日韓産業技術協力共同事業体が設立された。本事業体は、韓国における産業技術分野での人材の育成、韓国の産業性向上のための協力、ビジネス交流促進、産業・技術交流、調査・広報事業を実施している。 こうした本事業体を通じた我が国の取組は、日韓間の産業技術協力の促進及び日韓間の貿易不均衡(韓国側入超)の是正に寄与する。	3-3			
	15 (15)	15 (15)	14 (14)	14	0009

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の互惠関係の強化等

施策の概要

- 1 東シナ海を隔てた隣国である日本と中国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有しており、日中関係は重要な二国間関係の一つである。日中両国は、地域と国際社会の平和と安定のために大きな責任を共有しており、ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。
- 2 モンゴルは、日本と基本的価値を共有する地域の重要なパートナーであり、引き続き「戦略的パートナーシップ」として位置づけた友好的な関係を真に互惠的なものへと発展させるため、ハイレベルの対話を始めとして、両国間で多層的な対話を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- 八 外交・安全保障（近隣外交）

測定指標 4-1 「日中新時代」に向けた取組（経済面以外） *

中期目標（一年度）

ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。

令和 2 年度目標

日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に、共に大きな責任を有している。その責任をしっかりと果たしていくことが、現在の地域の状況において、国際社会から強く求められている。ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。

こうした観点から、中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり、日中間で進めるべき協力としては、以下を実施する。

- 1 習近平国家主席の国賓訪日を含めた活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。
- 2 東シナ海を「平和・協力・友好の海」との目標を実現するための取組を推進する。
- 3 邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の前向きな対応を強く求める。
- 4 日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- 5 各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- 6 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 2 年度は、新型コロナの感染拡大の影響により、要人往来が大きく減少したものの、そのような中でも、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、新型コロナ対応について連携を強化するとともに、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について、意見交換を積み重ねた。新型コロナについては、4 月 21 日及び 7 月 29 日に、茂木外務大臣が、王（おう）毅（き）国務委員兼外交部長との間で、新型コロナへの対応などについて電話会談を行った。9 月 25 日、菅総理大臣と習近平国家主席との間で、初めての日中首脳電話会談が実現した。菅総理大臣から、日中の安定した関係は、両国のみならず地域及び国際社会のために極めて重要であり、共に責任を果たしていきたいと述べた。両首脳は、新型コロナに関して、引き続き、両国が様々なルートで連携していくこと、及び、ビジネス関係者の往来再開の早期実現に向け、引き続き協議を行っていくことを確認した。新型コロナの感染拡大により日中の要人往来は中断していたが、11 月 24 日に王毅国務委員兼外交部長が訪日し、菅政権発足後初のハイレベルでの対面での会談を行った。茂木外務大臣は王毅国務委員兼外交部長との間で一対一での会談を含め合計 3 時間以上にわたって日中外相会談を行い、日中関係の方向性、二国間関係における互いの関心事項、北朝鮮を含む地域情勢、気候変動や貿易・投資などの国際社会が直面する課題について率直な意見交換を行った。11 月 25 日には、菅総理大臣が王毅国務委員兼外交部長による表敬を受けた。このほか、外交当局間では、令和 2 年の交流・協力の年間計画の作成に関する覚書に基づき、日中政策企

画協議（9月、オンライン形式）など、日中間の実務的な対話が進められた。また、12月14日に岸防衛大臣と魏(ぎ)鳳和(ほうわ)中国国務委員兼国防部長とのテレビ会談、同月15日には大島衆議院議長と栗戦書(りつせんしょ)全国人民代表大会常務委員会委員長との間でテレビ会談が行われた。

- 2 尖閣諸島周辺海域における中国海警船舶による領海侵入が依然として継続しており、その回数は令和2年の1年間で24回に上った（令和元年の領海侵入回数は32回、平成30年は19回）。5月、7月、8月、10月、11月及び12月には、中国海警船舶が尖閣諸島の日本の領海に侵入し、当該海域において航行中の日本漁船に接近しようとする動きを見せる事案が発生した。10月の事案においては領海侵入時間が過去最長となる57時間以上となった。また、4月から8月にかけて、接続水域内での連続航行日数は過去最高の111日を記録するなど情勢は厳しさを増している。尖閣諸島周辺の我が国領海で独自の主張をする中国海警船舶の活動は、国際法違反であり、領海に侵入した際には外交ルートを通じ、厳重な抗議と退去要求を繰り返し実施した。さらに近年、東シナ海を始めとする日本周辺海域において、中国による日本の同意を得ない調査活動も見られた。日中両国は、これらの懸案を適切に処理すべく、令和3年2月に開催した第12回日中高級事務レベル海洋協議を始め、関係部局間の対話・交流の取組を進めた。
- 3 邦人拘束事案については、令和2年11月の王毅国務委員兼外交部長来日の際を含め、日本政府として、あらゆるレベル・機会を通じて、法施行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的取扱いを中国政府に対して強く求めた。
- 4 令和2年は、「日中文化・スポーツ交流推進年」であり、その趣旨にふさわしい行事の募集・認定を行い、交流の強化を後押しした。新型コロナウイルスの影響を受けて日中双方で関連行事の延期や中止が相次ぐも、オンラインなどの形式を含め、感染防止対策をしっかりと講じた上で、両国で計51件の行事が実施された。また、青少年招へい事業である「JENESYS2019」に参加した日中の青少年がオンライン形式で交流し、思い出話に花を咲かせつつ、様々なテーマについて意見交換を活発に行うなど、新型コロナウイルス流行下においても新たな交流の在り方を模索しつつ、日中の青少年交流を継続した。11月に行われた日中外相会談では、双方は、令和3年夏の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び令和4年冬の北京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のために協力していくことを確認し、また、令和4年に日中国交正常化50周年を迎えることも念頭に、両国の交流促進についても議論し、中長期的な両国関係の発展のため、青少年交流を後押ししていくことを確認した。
- 5 新型コロナウイルスの影響等により、令和2年度における協議の進展はなかった。
- 6 地域・グローバルな課題に関しては、9月25日の習近平国家主席との日中首脳電話会談において、菅総理大臣から、日中の安定した関係は、両国のみならず地域及び国際社会のために極めて重要であり、共に責任を果たしていきたいと述べた。11月24日の日中外相会談では、茂木外務大臣から、二国間の問題に加えて、南シナ海、香港情勢、新疆ウイグル自治区の人権状況などについても、日本の立場を明確に伝え、中国側の具体的な行動を強く求めるとともに、中国が地域・国際社会の諸課題に責任を果たしていくべきであるとの日本の立場・考え方をしっかりと伝えた。11月25日に菅総理大臣が王毅国務委員兼外交部長による表敬を受けた際には、菅総理大臣から、香港情勢に関して日本側の懸念を伝達したほか、拉致問題を含む北朝鮮への対応についても協力を求めた。

令和3年度目標

安定した日中関係は、我が国のみならず、地域及び国際社会の平和、安定、繁栄にとって重要であり、日中両国が共に責任ある大国として、地域・国際社会の諸課題に取り組み、貢献していくことが日中関係の更なる強化につながる。こうした観点から、中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり、日中間で進めるべき協力としては、以下を実施する。

- 1 首脳間を含むハイレベルで緊密に連携を行い、中国との安定的な関係を構築していく。
- 2 東シナ海を「平和・協力・友好の海」との目標を実現するための取組を推進する。
- 3 邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の前向きな対応を強く求める。
- 4 日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- 5 各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- 6 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年度は、令和2年度に引き続き、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思

疎通が継続的に行われ、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について意見交換を積み重ねた。4月5日、茂木外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との間で5度目の電話会談が行われ、両外相は、両国が共に責任ある大国として地域・国際社会に貢献していくことの重要性を確認した。10月4日に岸田総理大臣が就任し、同月8日には日中首脳電話会談が行われた。岸田総理大臣からは、両国間の様々な懸案を率直に提起した上で、こうした問題を含め、今後対話を重ねていきたいと伝え、両首脳は共通の諸課題について協力していくことで一致した。また、岸田総理大臣は、日中国交正常化50周年である令和4年を契機に、上記のような考え方にに基づき、建設的かつ安定的な関係を共に構築していかなければならないと述べた。習近平主席からは、そうした考え方に対する賛意と共に日中関係を発展させていくことへの意欲が示された。11月には、林外務大臣が外務大臣に就任して間もなく、王毅国務委員兼外交部長と電話会談を行った。林外務大臣から、日中首脳電話会談で両首脳が一致した共通認識の実現のため、王毅国務委員兼外交部長と共に努力していきたいと述べ、王毅国務委員兼外交部長から賛意の表明があった。このほか、外交当局間では、新型コロナ禍でも、6月の日中開発協力政策局長級協議、8月の船越アジア大洋州局長と劉勁松(りゅうけいしょう)外交部アジア司長とのテレビ会議、11月の日中経済パートナーシップ協議(次官級会合)など、日中間の意見交換が継続された。12月には、日中高級事務レベル海洋協議が開催され、東シナ海などに関する様々な問題について率直な意見交換を行った。また、12月27日の岸信夫防衛大臣と魏鳳和(ぎほうわ)国務委員兼国防部長とのテレビ会談など、外交当局間以外の日中間協議も継続して行われた。

- 2 東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入が継続しており、また、中国軍も当該海空域での活動を質・量とも急速に拡大・活発化させている。尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入の回数は令和3年の1年間で34回に上った。令和3年の接続水域内での年間航行日数が332日を記録したほか、同年2月から7月にかけて、接続水域内での連続航行日数は過去最高の157日を記録するなど情勢は厳しさを増している。尖閣諸島周辺の日本の領海で独自の主張をする中国海警船の活動は、国際法違反であり、このような中国による一方的な現状変更の試みに対しては、外交ルートを通じ、厳重な抗議と退去要求を繰り返し実施した。また、東シナ海を始めとする日本周辺海域において、中国による日本の同意を得ない調査活動も継続しており、その都度、外交ルートを通じて中国側に申入れを行った。さらに、日中両国は、これらの懸案を適切に処理すべく、6月及び11月に開催した日中高級事務レベル海洋協議団長間協議、12月に開催した第13回日中高級事務レベル海洋協議等、関係部局間の対話・交流の取組を進めた。
- 3 邦人拘束事案については、日本政府として、これまで首脳・外相会談など、日中間の様々な機会に早期解放に向けた働きかけを行ってきており、これまで5名が起訴前に解放され、令和3年8月に帰国した1名を含む3名が刑期を満了し帰国している。12月には上海市で邦人1名が新たに中国当局に拘束された。政府としては、あらゆるレベル・機会を通じて、早期解放、法執行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的な取り扱いを中国政府に対して強く求めた。また、令和4年2月には北京で拘束され服役中であった邦人1名が病気のため死亡した。これまで、政府としては、当該邦人の病状にかんがみ、累次にわたり、人道上の観点から早期帰国を認めるよう中国側に強く働きかけてきた。それにもかかわらず、今回、同邦人が帰国できないまま死亡に至ったことは誠に遺憾であり、その旨を中国側に抗議した。
- 4 令和2年度に続き、新型コロナの影響により国境を越える往来が制限される中、対面での交流事業は実施できなかったものの、新たな交流の在り方を模索しつつ、主にオンラインにより日中間の青少年交流を継続した。対日理解促進交流プログラム「JENESYS」では、両国の高校生や大学生、研究者の相互理解及び対日理解促進を目的として、防災・減災や環境保護、ボランティア、伝統文化等をテーマとするオンライン交流を計17回実施し、約670人が参加した。10月に行われた日中首脳電話会談では、両国間の経済・国民交流を後押ししていくことで一致し、また、11月に行われた日中外相電話会談では、両外相は、令和4(2022)年の日中国交正常化50周年を契機に経済・国民交流を後押しすることで一致した。
- 5 新型コロナの影響等により、令和3年度における協議の進展はなかった。
- 6 地域・グローバルな課題に関しては、4月の茂木外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との間での電話会談において両外相は、両国が共に責任ある大国として地域・国際社会に貢献していくことの重要性を確認した。また、茂木外務大臣から、南シナ海情勢、香港情勢及び新疆ウイグル自治区の人権状況などについて深刻な懸念を伝達し、具体的な行動を強く求めた。さらに、11月の日中外相電話会談では、林外務大臣から、南シナ海、香港、新疆ウイグル自治区などの状況に対する深刻な懸念を表明するとともに、台湾海峡の平和と安定の重要性につき述べた。また、両外相は、気候変動問題や北朝鮮を含む国際情勢についても意見交換を行った。北朝鮮への対応については、林外務大

臣から拉致問題の即時解決に向けた理解と支持を求め、両外相は引き続き緊密に連携していくことを確認した。

令和4年度目標

日中両国間には隣国であるが故に様々な懸案も存在する。尖閣諸島をめぐる情勢、東シナ海、南シナ海における一方的な現状変更の試み、日本周辺における軍事活動の拡大・活発化は、日本を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念である。また、中国は、世界第2位の経済大国となり、様々な面で、その行動の国際社会への影響は増している。中国が、国際社会のルールに則り、大国としての責任を果たし、国際社会の期待に応えていくことが重要である。同時に、隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つであり、両国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有している。

以上を踏まえ、令和4年度は以下を実施する。

- 1 中国に対して、主張すべきは主張すると同時に、諸懸案も含めて、対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力し、双方の努力により建設的かつ安定的な関係の構築を目指していく。
- 2 東シナ海を「平和・協力・友好の海」との目標を実現するための取組を推進する。
- 3 邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の対応を強く求める。
- 4 日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- 5 各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- 6 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和3年度は、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について意見交換を積み重ねた。日中両国間には隣国であるが故に様々な懸案も存在するが、同時に、隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つであり、両国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有している。中国に対して、主張すべきは主張すると同時に、諸懸案も含めて、対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力し、双方の努力により建設的かつ安定的な関係の構築を目指していくことが重要であり、その具体的取組の目標を設定し実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

建設的かつ安定的な日中関係を構築していくためには、政治的相互信頼を強化するとともに、あらゆるレベル・分野での対話と交流を促進していく必要がある。同時に、日中間には、様々な懸案も存在しており、尖閣諸島周辺海域等の東シナ海を始めとする海洋・安全保障問題については、引き続き冷静かつ毅然と対応しつつ、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするべく両国間の協力を推進することが重要。また、邦人拘束事案等の懸案事項についても引き続き中国側に早期解放、法施行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保、人道的取扱いなどの具体的な対応を強く求めていくことが重要である。また、日中関係の進展の具体的な形として、各種条約・協定の締結に向けた取組を一つの目標に掲げることに加え、二国間関係のみならず、日中両国が地域・グローバルな課題の解決に共に貢献していくべく、具体的な対話・協力を進めることも目標とした。

測定指標4-2 「日中新時代」に向けた取組(経済面) *

中期目標（--年度）

「日中新時代」を切り開いていくため、日中両国間の経済・実務協力等様々な分野の協力を更に強化していく。

令和2年度目標

経済分野における日中間の各種対話、交流が活発に行われた令和元年度の流れを受け、「日中新時代」を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

- 1 ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。
- 2 経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション・知的財産等）の協力の深化、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第

三国展開推進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。

- 3 東日本大震災後に残された課題（中国による日本製品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナの世界的な拡大により、日中間の要人往来は大きく制約されたが、オンライン会談等を通じハイレベル間の意見交換は引き続き行われた。4月に行われた日中外相電話会談では、新型コロナウイルス感染症に関して、日本の状況や対応を紹介したのに対し、王毅国務委員からは、中国の状況や対応について説明があった。その中で、日本側から、日中両国間では民間を含め相互に活発な支援が行われていることに大変勇気づけられている旨述べ、引き続き連携していくことを確認した。また両外相は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた二国間及び多国間の枠組みにおける協力についても議論し、自由・透明・迅速な形での情報・教訓・知見の共有、途上国支援も含めた国際的な公衆衛生対策への協力、医療・薬事面での連携強化、感染症対策関連物資の円滑な輸出入の確保等を含め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。

11月に東京で行われた日中外相会談では、経済分野に関し、農産品貿易、人的往来・観光、環境・省エネ等、双方の関心や方向性が一致している分野において協力を共に進めていくことで一致した。また、茂木外務大臣からは、日本企業のビジネス活動を守り、公平な競争条件を確保することを改めて要請したほか、日本海大和堆周辺水域における中国漁船による違法操業問題については、日本側の懸念や漁業者への指導等の対策強化を含む実効的措置を採るよう改めて強く要請した。

- 2 政府間の経済対話としては、11月に日中経済パートナーシップ協議がウェブ会議形式で開催され、両国経済の現状、人的往来・観光、医療・ヘルスケア、環境・省エネ、農産品貿易等を含む日中二国間の今後の課題・協力や、開発・資金協力や債務問題、WTOやRCEP等の貿易・投資分野を含む多国間の課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、特に知的財産の保護、産業補助金や強制技術移転、サイバー・データ関連規定、輸出管理法を含め、日本企業の正当なビジネス活動や公平な競争条件の確保につき中国側に提起した。そのほか、民間レベルの経済交流としては、12月に日中企業家及び元政府高官対話（日中CEO等サミット）がオンラインで開催された。

令和元年末に中国で発生した新型コロナについては、4月の日中外相会談において、新型コロナへの対応等について電話会談を行い、引き続き、自由・透明・迅速な形での情報・教訓・知見の共有、国際的な公衆衛生対策への協力等を含め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。加えて、7月の電話会談において、両外相は、往来の再開に向けた調整をできるだけ早期に行っていくことを確認した。9月に行われた日中首脳電話会談では、新型コロナに関し、引き続き両国が様々なルートで連携していくこと、及び経済関係者の往来再開の早期実現に向け、引き続き協議を行っていくことを確認した。11月には王毅国務委員兼外交部長が訪日し、茂木外務大臣との間で外相会談を行ったが、双方は、新型コロナに関し、自由・透明・迅速な形での情報・教訓・知見の共有を始め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。

- 3 中国政府による日本産食品・農産物に対する輸入規制については、7月の日中外相における電話会談、11月の日中外相会談や王毅国務委員兼外交部長による菅総理大臣表敬、日中経済パートナーシップ協議など、あらゆる機会を通じて、中国側に対して日本産食品輸入規制の早期撤廃を強く働きかけてきた。特に11月の日中外相会談では、令和3年3月に東日本大震災から10年目の節目を迎えることも踏まえ、輸入規制の早期撤廃を改めて強く求めた。これらの働きかけの結果、同会談では王毅国務委員兼外交部長との間で、この問題の解決に向けた協議を加速することで合意し、「日中農水産物貿易協力メカニズム」を立ち上げることで一致した。

令和3年度目標

「日中新時代」を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

- 1 ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。
- 2 経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション・知的財産等）の協力の深化（ビジネス環境の改善を含む）、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。

- 3 東日本大震災後に残された課題（中国による日本産食品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大の影響でハイレベル含む往来が制限される中でも、日中間の経済対話は引き続き行われた。4月に行われた日中外相電話会談では、両外相は、日中経済に関し、真に公平・公正かつ安定的なビジネス環境の構築を含め、引き続き議論していくことを確認し、10月に行われた日中首脳電話会談では、両首脳は両国間の経済・国民交流を後押ししていくことで一致した。さらに、11月に行われた日中外相電話会談でも、両外相は、日中経済に関し、対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認した。
- 2 政府間の経済対話としては、11月に第15回日中経済パートナーシップ協議（次官級会合）が令和2年度に続きオンライン形式で開催され、両国経済の現状、ビジネス環境、農産物貿易、知的財産、環境・省エネ、医療・ヘルスケアなどを含む両国間の課題・今後の協力や、気候変動、開発金融・債務問題、WTOを含む国際場裡における課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、日本企業の正当なビジネス活動や公平な競争条件の確保などについて改めて提起したほか、日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を改めて強く求めた。また、日中双方は、日中経済に関し今回の協議を踏まえつつ、引き続き対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、令和4年の日中国交正常化50周年を契機に経済・国民交流を後押しすることで一致した。そのほか、民間レベルの経済交流としては、12月に第7回日中企業家及び元政府高官対話（日中CEO等サミット）がオンライン形式で開催された。
- 3 中国政府による日本産食品・農産物に対する輸入規制については、令和2年11月に日中外相間で立ち上げることで一致した「日中農水産物貿易協力メカニズム」での協議を継続しているほか、令和3年4月の茂木外務大臣と王毅国务委員兼外交部長との日中外相会談や、同年11月の林外務大臣と王毅国务委員兼外交部長との日中外相電話会談など、あらゆる機会を通じて、中国側に対して早期撤廃を強く働きかけた。また、12月1日から令和4年2月28日までの間、外務省及び在中国日本大使館は、地方自治体や関係各社・団体と連携しながら、日本各地の観光・文化・食などの魅力について情報発信するプロモーション事業を実施した。この事業では、中国の消費者に中国にいながらにして、日本の地域の魅力をより体感してもらい、日本食、日本産品の販売促進・輸出増加につながるよう取り組んだ。

令和4年度目標

中国との建設的かつ安定的な関係を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

- 1 ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。
- 2 経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション・知的財産等）の協力の深化（ビジネス環境の改善を含む）、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。
- 3 東日本大震災後に残された課題（中国による日本産食品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日中両国は、世界経済に重要な影響力を有しており、また両国の経済関係は非常に緊密である。両国にとって、建設的かつ安定的な関係を構築していく上で、幅広い分野における協力を推進していくこと、またそのための対話を様々なレベルで積み重ねていくことが重要である。

経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション、知的財産等）の協力の深化（ビジネス環境の改善を含む）、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力の促進及び具体化を図っていくことは、経済面において中国との建設的かつ安定的な関係を構築していく観点からも極めて重要である。

さらに、平成23年の東日本大震災から10年以上が経過していることも踏まえ、中国による日本産食品に対する輸入規制の撤廃を含め、日本産食品の対中国輸出拡大に向け、引き続き中国側へ様々なレベルで粘り強く働きかけるとともに、日本産品の魅力を積極的かつ適切に発信し、風評被害対策を

進めていく必要がある。

以上のことから、上記の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標 4-3 日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)

中期目標 (一年度)

「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に向け、幅広い分野における協力を強化していく。

令和2年度目標

令和2年度においても、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。

- 1 ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化
- 2 新型コロナウイルス感染症対策のための対モンゴル支援
- 3 文化・人的交流の推進

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を踏まえ、モンゴル政府は、令和2年3月11日から国際旅客定期便運航を停止、令和2年3月22日から外国人の入国を原則禁止し、海外在留モンゴル人帰国支援のため政府手配チャーター航空便を運航してきている。同チャーター便にはモンゴル人が最優先で搭乗する一方、同チャーター便が目的地との間を往復する際、モンゴル政府は個別の事情に応じて外国人の搭乗を認めており、在モンゴル日本大使館はモンゴルからの帰国を希望する在留邦人のためモンゴル政府に協力を要請、関連の調整を行うとともに、また在留邦人に対し広く案内を行う等、側面支援を行った。

こうしたモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響や、日本政府が外国人の受入を制限したことにより、ハイレベル往来、招へい事業を含めた両国間の人的往来が制限を受け、令和2年度にモンゴルでの開催を想定して調整しようとしていた既存の各種政府間対話の実施は新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第調整することとなった。

10月、日本では菅政権発足後間もないタイミング、モンゴルでは6月の総選挙を受けて7月に発足した新政権の誕生後間もないタイミングで、茂木外務大臣はモンゴルを訪問し、エンフタイワン外相との間で外相会談を行ったほか、バトトルガ大統領及びフレルスフ首相を表敬した。同訪問は、モンゴル政府が令和2年3月に外国人の入国を原則禁止して以降、また同年7月のモンゴル新政権の誕生後、王毅中国國務委員兼外相に次ぐ2番目の外国要人訪問であり、茂木外務大臣の訪問以降、令和3年2月まで外国要人の同国訪問は実現していない。

同訪問の際、両国は来る令和4(2022)年が、日本とモンゴルが外交関係を樹立して50周年に当たることを踏まえ、次の50年を担う次世代も巻き込んで盛大に祝賀し、両国の「戦略的パートナーシップ」強化につなげていく方針で一致した。

国際社会における課題への協力では、平成30年12月の日モンゴル首脳会談において「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて具体的な協力を推進することで一致したことを踏まえ、今回の外相会談においても、引き続き取組を強化していくことで一致した。また、両大臣は、北朝鮮への対応を始めとする地域・国際情勢についても意見交換し、協力を一層深めていくことで一致した。特に、北朝鮮への対応に関し、両大臣は、北朝鮮の非核化に向けた、安保理決議の完全な履行の重要性について一致した。また、拉致問題の早期解決に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

モンゴル政府が令和2年3月に外国人の入国を原則禁止して以降、モンゴル外相の外遊はロシアのみである。新型コロナウイルス感染症対策のため人の往来が世界的に制限される状況下、茂木外務大臣はモンゴルの「第3の隣国(注：隣國中露以外で連携を重視する主要国)」から初めての要人訪問として大いに歓迎され、モンゴル新政権との早期の信頼関係構築に大きく寄与するものとなった。

- 2 コロナ禍で両国間の人の往来が制限を受けている中であって、5月、茂木外務大臣は、ツォグトバートル外相との間で電話会談を行った。同電話会談の際、茂木外務大臣から、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大している現状を踏まえ、モンゴル政府及び国民の努力に敬意を表するとともに、国際社会の協力が重要であるという認識で一致した。茂木外務大臣から、日本がモンゴルの保健・医療体制の強化のため、約1,200万ドルの医療物資・機材支援に加え、技術支援及びアビガン錠の供与を実施していることを説明し、ツォグトバートル外相から深甚なる謝意の表明があった。

また、茂木外務大臣から、モンゴル政府が運航した MIAT モンゴル航空のチャーター便によって在留邦人が無事帰国したことに謝意を表し、引き続き、在留邦人の安全確保への協力を依頼した。ツォグトバートル外相からは、日本の新型コロナウイルス感染対策について高い評価が示された。

- 3 日本政府による新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策、及びモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響もあり、両国間の往来が制限され、令和2年度は文化・人的交流を実施することができなかった。

令和3年度目標

令和3年度においても、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。

- 1 ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化
- 2 外交関係樹立50周年祝賀行事の準備及び新たな中期行動計画の策定
- 3 新型コロナウイルス感染症対策のための対モンゴル支援

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の急拡大などの影響により、日モンゴル間の人的往来は制約され、モンゴルでの開催を想定していた既存の各種政府間対話・協議は、ごく一部を除き実施に至らず、招へい事業は対面実施困難として全てオンライン開催となった。一方、ハイレベル間の対話は着実に行われた。7月、オヨーンエルデネ首相が就任後初の外遊として日本を訪問し、東京オリンピック開会式に出席し、菅総理大臣は、同首相との間で首脳会談を行った。首脳会談では、菅総理大臣から、「戦略的パートナー」である日モンゴルの協力を一層深化させていきたい旨述べ、両首脳は、令和4年の両国外交関係樹立50周年を「青少年交流推進年」にすること、また、50周年に向け様々な分野で協力を深めていくこと、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力や、地域・国際社会での協力・連携を一層進めていくことで一致した。また、12月には、林外務大臣とバトツェツェグ外相との間で外相テレビ会談を実施し、林外務大臣から、普遍的価値を共有するモンゴルを重視しており、「戦略的パートナー」である両国の協力を一層深化させるべく、バトツェツェグ外相としっかりした協力関係を作っていきたい旨述べ、両外相は50周年を、新型コロナを乗り越え国民交流回復の年とするとともに、これまでの50年を振り返り、次の50年に向けての礎、絆をつくる年とすることで一致した。
- 2 外交関係樹立50周年に関し、両国において実行委員会／作業部会が組織され、官民で準備が進められた。また、記念ロゴマークを公募・選定し、公式行事認定が開始された。また、令和4年2月24日の50周年記念日には、岸田総理大臣とオヨーンエルデネ首相は、50周年祝賀ビデオメッセージを同時発出した。さらに、50周年の祝賀行事として、モンゴルでは小林駐モンゴル大使がオヨーンエルデネ首相の出席を得て「天皇陛下誕生日祝賀兼日本モンゴル外交関係樹立50周年記念レセプション」を開催し、日本ではバッチジャルガル駐日大使主催による「モンゴル国と日本国の外交関係樹立50周年記念祝賀レセプション」に三宅外務大臣政務官が出席した。次期中期行動計画の策定作業についても、両国外務省間で意見交換を重ね、準備を進めた。
- 3 新型コロナウイルス感染症対策については、モンゴル政府は、国民のワクチン早期確保を重視し、日本に対しても支援を要請した。これを受け、日本政府は、国連児童基金（UNICEF）を通じ、235万回分のファイザー製ワクチンの調達・供給を支援した。このほか、医療物資・機材支援（ワクチン購入費用支援やコールド・チェーン整備を含む）の無償資金協力や技術協力を実施した。こうした日本による支援に対し、7月の首脳会談においてオヨーンエルデネ首相から、また、12月の外相テレビ会談においてバトツェツェグ外相から、それぞれ謝意が示された。

令和4年度目標

令和4年度においても、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。

- 1 ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話・協議の開催を通じた戦略的関係の強化
- 2 外交関係樹立50周年記念行事及び「青少年交流推進年」関連行事の着実な実施
- 3 新たな中期行動計画等の策定・発出

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

モンゴルは、日本と普遍的価値を共有する、地域の重要なパートナーである。地域・国際社会の環境が一層厳しさを増す中において、「戦略的パートナーシップ」の関係にある両国のハイレベル交流

や各種政府間対話・協議の実施を通じた関係強化の重要性は益々高まっており、これらの具体的取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

令和3年7月の首脳会談で、50周年を「青少年交流推進年」とし、50周年に向け様々な分野で協力を深めていくこと、また、同年12月の外相会談で、50周年を新型コロナを乗り越え国民交流回復の年とし、次の50年に向けての礎・絆をつくる年とすることで一致したことを踏まえ、これら実現のための事業を推進していく。

また、50周年に際し、令和3年末までを実施期間とする中期行動計画に基づく協力実績や今後の課題等を踏まえ、今後、両国が目指す関係や理念、協力等をまとめた文書を策定・発表する。

測定指標4-4 日モンゴル関係の着実な進展(経済面)

中期目標(令和3年度)

「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル経済関係を一層深化させる。

令和2年度目標

- 1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。
- 2 「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じた両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には、第10回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ、モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。さらに、新ウランバートル国際空港の円滑な開港を実現する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日本政府による新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策、及びモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響もあり、両国間の往来が制限され、モンゴルで開催を予定していた第10回日本・モンゴル官民合同協議会の開催が延期となり、両国間で日モンゴル経済連携協定について意見交換を行う機会を設けることはできなかった。
- 2 日本政府による新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策、及びモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響もあり、令和2年7月開港を予定していた新ウランバートル国際空港の開港も令和3(2021)年に延期となった。

10月の茂木外務大臣のモンゴル訪問の際、両国の「戦略的パートナーシップ」強化につなげていく方針で一致し、令和4(2022)年に両国の新たな「中期行動計画」を策定することで合意し、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、ハイレベルを含めた両国間の様々な交流を再開することで一致した。

さらに、茂木大臣から、新型コロナウイルスの感染拡大や防止のために行われている移動制限、国際便の停止等により経済状況が悪化しており、社会・経済の回復が課題となっているモンゴルに対し「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」(250億円)の供与を決定し、今回の外相会談に合わせて交換公文に署名した。さらに、ウランバートル新国際空港の円滑な開港・運営に向けての連携も確認された。

新型コロナウイルス感染症対策のため世界中で人の往来が制限を受ける中であっても、工学系高等教育機関の機能強化に関し、令和2年度は、学生100名及び教員8名の計108名が日本の大学・高専等へ留学した。また、モンゴル・日本人材開発センターを通じた産業人材育成に関し、ビジネスコースに計291企業、延べ782名が参加した。

令和3年度目標

- 1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。
- 2 「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じた両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、第10回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ、モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。さらに、新ウランバートル国際空港の円滑な開港を実現する。

施策の進捗状況・実績

- 1 11月、三宅伸吾外務大臣政務官はバッチジャルガル駐日モンゴル大使と意見交換を行い、日・モンゴル経済連携協定（EPA）を含む経済分野での協力などの二国間協力を更に深めていくことの重要性を確認した。また、令和4年2月、モンゴル外務省の主催により外交関係樹立50周年記念「日本モンゴル戦略的パートナーシップのビジネス及び経済分野における拡大・強化」に関するシンポジウムが開催され、小林駐モンゴル日本大使が出席し、バトツェツェグ外務大臣とともに挨拶を行ったほか、両国の若手実業家や企業関係者によって、EPA発効後の両国間の経済貿易の現状等につき分析がなされるとともに、両国の経済関係の促進に向けた施策等について議論が行われた。また、モンゴル産はちみつについて、EPA適用による輸出に必要となるモンゴル側検査機関の日本厚生労働省への登録に際し、日本外務省から側面支援を実施し、令和3年11月に登録を完了した。
- 2 新型コロナウイルス感染症の急拡大などの影響による人的往来の制約から、モンゴルで開催を予定していた第10回日本・モンゴル官民合同協議会は令和3年度も開催に至らなかった。工学系高等教育機関の機能強化に関しては、令和3年度は、新型コロナ禍の中にあっても、学生101名及び教員12名の計113名が日本の大学・高等専門学校等へ留学した。また、モンゴル・日本人材開発センターを通じた産業人材育成に関し、ビジネスコースに計697企業、延べ1,714名が参加した。新ウランバートル国際空港は、7月4日に「チンギスハーン国際空港」として開港し、日本企業連合が参画する形で同空港の運営が開始した。7月の首脳会談及び12月の外相テレビ会談において双方は、日本とモンゴルとの二国間協力の新たな象徴である同空港の運営が円滑に進むよう、引き続き連携していくことで一致した。
- 3 平成29年から令和3年までの5年間を対象とした「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画2017-2021」を踏まえ設定していた『「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル経済関係を一層深化させる』との中期目標は、新型コロナの影響によるハイレベルやその他各種レベルの往来や既存枠組の対話が制限されたことを除けば、財政支援型円借款の実施によりモンゴル政府の財政再建の取組を下支えし、また、「チンギスハーン国際空港」の円滑な開港・運営に向けた協力、EPAの着実な実施、モンゴル経済の多角化及び地方経済の活性化のための支援等（特に農牧業・観光・環境等の分野）につき、連携が強化されるなどの成果があった。新型コロナの影響により達成できなかった目標については、令和4年度に策定予定の新たな中期行動計画も踏まえながら、引き続き実施を推進していくことが重要と考えられる。

中期目標（令和7年度）

「戦略的パートナーシップ」の関係にある日本とモンゴルの協力を一層深化させるべく、両国が令和4年に策定することで合意している新たな中期行動計画の実施を通じ、経済関係を一層深化させる。

令和4年度目標

- 1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。
- 2 外交関係樹立50周年を、新型コロナを乗り越え国民交流回復の年とするべく、戦略的パートナーシップの関係の強化に向け、より互恵的な両国経済関係の拡大・深化を推進する。具体的には、新型コロナ情勢を見極めながら、第10回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ、モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。さらに、チンギスハーン国際空港の円滑な運営に向けて、二国間の連携を推進する

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

施策の進捗を把握する上で、経済面における取組の進展を測定することは有益である。

我が国とモンゴル国の間では、平成28年6月に経済連携協定（EPA）が発効し、令和3年で5年が経過した。EPAは貿易促進のための法的環境整備であり、実際の活用に当たっては、企業自身が相手国の市場調査を行うとともに競争力のある商品開発を行う等の努力が重要である。今後のEPAの着実な実施のためには、この点についての官民の認識・理解醸成を政府からも側面支援することが望ましい。

平成30年12月の日モンゴル首脳会談後に発表された共同声明及び「中期行動計画」のレビューを踏まえつつ、日・モンゴル両国が主体的に相互協力を積み重ねていくことで、両国間で一層互恵的な「戦略的パートナーシップ」を構築することを目標としている。また、モンゴル経済の更なる発展に向けては産業の多角化が一つの大きな課題となっており、我が国として、この課題の解決に向けた支援・協力を実施していくことは、モンゴル経済の発展、ひいては両国間の経済関係を強化する観点から非常に重要である。

また、日本の円借款で建設し、令和3年に開港した「チンギスハーン国際空港」の運営には、日本

企業連合が参画しており、両国の国民交流拡大、経済関係拡大に向けて大きなインパクトを与える、日本・モンゴル間協力の新たな象徴案件である。また、同空港事業は、空を通じた地域の連結性を高める点で「自由で開かれたインド太平洋」の実現にも資するプロジェクトであり、円滑な運営を実現することは非常に重要である。

測定指標 4-5 日台実務関係の着実な進展

中期目標（--年度）

良好な日台関係を維持・発展させていく。

令和2年度目標

台湾は、自由、民主、平和、法の支配といった普遍的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。

- 1 経済分野（貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日本産食品・農産物輸出等）での更なる協力の深化
- 2 文化交流（地方間交流含む）等を通じた相互理解の深化

施策の進捗状況・実績

- 1 日台双方の市民感情は総じて良好であり、それを反映し、令和元年における台湾訪日者数が489万人を超えて過去最高を記録するなど、相互の人的往来は密接であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、令和2年の相互往来は大幅に減少した。貿易経済会議及び第三国市場協力委員会についても、同影響により開催することができなかった。

そのような中でも、日台間においてレジデンストラック開始に合意するなど、相互往来再開に向けて一定の進歩があったほか、経済面においても、令和2年の貿易総額は前年並みを維持するなど堅調に推移した。東日本大震災後に台湾が日本産食品に課している輸入規制は依然として解除されていないものの、日本台湾交流協会を通じて日本産食品の魅力・安全性PRを実施した。その効果もあり、令和2年の日本から台湾の農水産物輸出額は73億円増で過去最高を記録した。

- 2 文化交流についても、新型コロナウイルス感染拡大の影響で相互往来が困難となる中であっても、宮城県栗原市と南投市、富山県氷見市と高雄市鼓山区がオンライン形式で姉妹都市提携や友好都市を締結するなど進展があったほか、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関し、台湾を相手とするホストタウンは世界最多となる28の自治体が登録し、各種交流を行った。さらに日本台湾交流協会は、東日本大震災10周年の節目を捉え、令和3年1月以降、台湾の多大な支援に対し改めて感謝を示すとともに、日台の友情を促進するイベント等を実施した。また、7月、日台間の友好増進に多大なる貢献を果たし、自由、民主主義、といった基本的価値が台湾に定着していく上で、極めて重要な貢献を果たした李登輝元総統が逝去したことを受け、森喜朗元総理大臣が弔問団を率いて2度訪台し、告別式に出席する等、関係強化を内外に示した。

令和3年度目標

台湾は、自由、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の極めて重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。

- 1 経済分野（貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日本産食品・農産物輸出等）での更なる協力の深化
- 2 文化交流（地方間交流含む）等を通じた相互理解の深化

施策の進捗状況・実績

4月の日米首脳会談、6月のG7サミットなどにおいて、台湾海峡の平和と安定の重要性や兩岸問題の平和的解決を促すことについて一致するなど、我が国を含めた国際社会において、台湾情勢への注目は非常に高まっている。こうした中、政府としては、台湾との関係を非政府間の実務関係として維持していくとの立場を踏まえつつ、日台間の協力と交流の更なる深化を図っている。

令和3年度は引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の困難が継続する中であっても、日台双方の市民感情は総じて良好な状態を維持しており、貿易経済関係の深化、文化交流の強化、新型コロナウイルス対応における協力について、それぞれ進展があった。

- 1 経済面では、令和3年の日台間の貿易額は、輸出・輸入共に過去最高を記録した。令和4年1月から2月にかけては、新型コロナウイルスの影響等により約2年間開催が見送られていた日台貿易

経済会議及び日台第三国市場協力委員会（日台双方の民間窓口機関である公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会に枠組）が開催され、経済分野における日台協力の重要性について改めて確認するとともに、日台間の個別具体的な課題への対応等について広く議論した。日台貿易経済会議閉会式においては、日台経済関係、とりわけ総合的な貿易・投資関係の発展の方向性について、分野横断的に検討することを目的に日台経済パートナーシップ委員会を再開することが合意された。

日本産食品の輸入規制については、令和4年2月、台湾は福島県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県で生産・加工された農水産物・食品に対する輸入規制を緩和した。日本産食品等に対する輸入規制の撤廃は政府の最重要課題の一つであり、今般の台湾の輸入規制の見直しは、日本産食品等に対する輸入規制の撤廃に向けた大きな一歩であり、残された輸入規制の早期撤廃に向けて、引き続き台湾側に粘り強く働きかけていく考えである。

- 2 文化交流について、日本台湾交流協会は、東日本大震災から10年となる令和3年を通じて、震災発生後に多大な支援を寄せてくれた台湾の人々に対し改めて感謝を伝え、日台の相互理解の深化を図るため、台湾において日台友情シリーズと題した一連の文化交流イベントを開催した。令和3年3月に台北市内で12日間の「東北友情特別展」を行い、蔡英文総統を含む約2万人もの人が来場した。

7月には、コロナ禍に見舞われた台湾人を励まし、更に東京オリンピック・パラリンピックを盛り上げるべく、日台の人々がエールを送り合う動画を制作し公開した。唐鳳（オードリー・タン）政務委員の友情出演協力も得た同動画は、蔡英文総統をはじめとする現地要人の公式 SNS でも紹介されたほか、報道でも多数取り上げられ、再生回数75万回を超え、現地における東京大会への関心喚起や対日友好感情を強化することができた。

12月には、台北101水舞広場で音楽会開催や日本の飲食PRブースが30店出展し、し、来場者数は1.3万人に達した（コロナ対策のため入場総人数規制が行われ、かつ、激しい雨天の中での屋外行事への参加人数としては異例。また、音楽祭はネット中継を行ったため、実際のリーチ人数は3万人）。同開幕式には、蔡英文総統及び著名現代アーティストの奈良美智氏からビデオメッセージが寄せられたほか、呉釗燮外交部長等が出席した。また、台湾大手紙・テレビ局をはじめ計18社が取材に訪れ、多数の関連報道があった。当日は、会場を提供した台北101ビルの協力を得て、101ビルの壁面全体に「日台友情」の文字がライトアップされた。

令和4年3月、福島等5県産食品の魅力を伝えるとともに、福島第一原発ALPS処理水に対する懸念を払しょくするため、福島県を中心とした被災地の人々から台湾に対する友情のメッセージや地元海産物等を盛り込んだ動画を公開した。蔡英文総統をはじめとする現地要人の公式 SNS でも紹介されたほか、報道でも多数取り上げられ、再生回数は211万回を超える大ヒットとなり、福島等5県産食品に対するイメージやコロナ後の訪日意欲の向上、対日友好感情の強化につながった。

- 3 新型コロナウイルス対応について、コロナ対策の優等生として域内での感染拡大を効果的に抑え込んできた台湾において、5月以降市中感染が拡大し、ワクチン確保が深刻な課題となった。こうした中、日本は世界に先駆けて6月、海外へのワクチン供与の第一弾として、台湾に対し124万回分のワクチンの無償供与を実施し、10月までに合計420万回分を供与した。これに対して、台湾側からは、蔡英文総統、頼清徳副総統、蘇貞昌行政院長らがビデオメッセージ、SNSで繰り返し日本に対して謝意表明があった。野党の国民党からも、「日本がタイムリーに支援の手を差し伸べてくれたことは、台日間の長期にわたる深い友情を表すもの」等と謝意が表明された。最初のワクチン供与の発表後、日本台湾交流協会台北事務所には、SNS上での数万件の謝意メッセージに加え、多くの花束が寄せられたほか、台北101ビル、圓山大飯店は、ワクチン到着当日、日本への謝意を伝えるライトアップを実施するなど、台湾社会において広く歓迎された。また、台湾側からは、日本で不足していた酸素濃縮器やパルスオキシメーターが無償供与されるなど、日台双方が困難な状況下にあっても相互に助け合う姿が注目を集めた。

令和4年度目標

台湾は我が国にとり自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人である。政府としては、我が国の対台湾窓口機関である公益財団法人日本台湾交流協会の活動をできる限り支援し、日台間の協力と交流の更なる深化を図っていく。令和4年度において、特に以下の取組を優先する。

- 1 経済分野（日台貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日台経済パートナーシップ委員会、日本産食品等に対する輸入規制の撤廃等）での更なる協力の深化。
- 2 人的往来の段階的な再開も見据えた文化交流等を通じた相互理解の深化

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

台湾は我が国にとり自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人である。変化する国際情勢の中で、引き続き、良好な日台関係を維持・発展させていくという目標に向け、経済分野における更なる協力深化や文化交流を通じた相互協力、相互理解の深化を図っていく。

また、台湾は中国、米国に次ぐ第3位の貿易パートナーであるほか、半導体を中心とする台湾のIT産業は、グローバル・サプライチェーンにおいて極めて重要な地位を占めており、経済分野において、上記の枠組みを含め、台湾との協力関係を強化していくことは、日本経済の強靱化を図っていく上でも極めて重要である。日本産食品等に対する輸入規制の撤廃は政府の最重要課題の一つであり、引き続き、撤廃に向けた働きかけを粘り強く行っていく。

台湾は依然として厳格な水際措置を採用しているものの、今後段階的に人的往来が再開されていくことを見据え、日本台湾交流協会設立50周年という機会も活用しつつ、文化交流や人的交流を通じた相互理解の更なる深化を図るための取組を行っていくことが重要である。

測定指標4-6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く。令和3年度からよりテレビ会談を含む)

	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
①日中		①8	①1	①3	①0	①2
②日モンゴル	—	②2	②1	②2	②2	②2

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ハイレベルの会談数は、中国及びモンゴルとの関係強化という施策の進捗を把握する上で有益。中国との首脳、外相会談の実施回数については、今後とも同国に対し主張すべきは主張すると同時に、諸懸案も含めて、対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力し、双方の努力により建設的かつ安定的な関係の構築を目指していくため、首脳・外相間で緊密に意思疎通を図っていく必要がある。

また、モンゴルについては、「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に資するべく、首脳・外相間の意思疎通を重ねていくことが重要である。

ただし、新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大が続いており、要人往来にも大きく制限があるところ、令和4年度もまた当面の間、直接面会して会談を行うことが困難であると想定し、年度目標値を令和3年度の目標も参考に設定した。

測定指標4-7 中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）

	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	4	0	3	0	2

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「化学兵器禁止条約」に基づき、我が国は中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務があり、中国各地で発見されている化学兵器が、我が国に廃棄の義務がある遺棄化学兵器であるか否かを現地調査を通じて判断することは、廃棄義務を履行する上で重要である。今後も引き続き、中国側と調整の上、遺棄化学兵器の早期廃棄完了に向けて着実に現地調査事業を実施していく必要がある。

ただし、新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大を受け、航空便の運航状況にも多大な影響が出ており、新型コロナウイルス感染沈静化の状況や両国の対策措置に注意を払う必要があり、令和4年度上半期は従来どおりの現地調査が困難であると想定し、令和3年度同様、年度目標値を低く設定した。

達成手段

達成手段名 (開始年度)	達成手段の概要（注）	関連する 測定指標

(関連施策)	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①日中・日 モンゴル関 係の推進 (平成18年 度)	1 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな日中間の対話の実施 日本と中国は東シナ海を隔てた隣国であり、緊密な経済関係や人的・文化的交流を有し、切っても切れない関係にある。同時に、日中両国は政治・社会的側面において多くの相違点を抱えており、隣国同士であるがゆえに時に両国間で摩擦や対立が生じることは避けられない。個別の課題があっても、関係全体に影響を及ぼさないようにしていくことが重要であるとの考え方に基づき、両国の首脳、外相、そのほか関係閣僚による相互訪問の拡充により、頻繁かつタイムリーなハイレベル対話を実施する。 上記達成手段の実施により期待される効果である、首脳間の信頼関係強化、両国の国民感情の改善、経済関係の一層の強化、対日理解の増進は、安定した日中関係を構築していくために必要である。				4-1 4-6
	2 新日中友好21世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進及び各種招へい事業の重層的实施による対日理解強化 文化、経済、学術等、幅広い分野における日中両国の有識者の重層的な交流を推進し、両国の相互理解及び国民感情の改善を図るとともに、中国の青少年(学者、記者、文化人、中堅幹部等)の招へいを重層的に行うことにより、中国の若い世代の対日理解を強化・促進する。 上記達成手段の実施により期待される効果である、両国の国民感情の改善、経済等幅広い分野での関係の一層の強化、対日理解の増進は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「日中新時代」にふさわしい日中関係の構築及び両国の新しい未来を共に切り開くという目標を達成するために必要である。				4-1
	3 日中ハイレベル経済対話を始めとする各種経済協議 外相を議長とし両国の経済関係の閣僚級が参加する日中ハイレベル経済対話(HED)から、事務レベルの協議まで、日中間で各種の経済協議を行い、両国の経済関係の強化を目指す。 上記達成手段の実施により期待される効果である、二国間経済関係の一層の強化、地域・グローバルな経済課題に関する協力の強化は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「日中新時代」にふさわしい日中関係の構築及び両国の新しい未来を共に切り開くという目標を達成するために必要である。				4-2 4-6
	4 日本・モンゴル「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた取組の促進 「戦略的パートナーシップ」の構築に向け、「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に基づき、ハイレベル往来及び経済関係の強化、人的・文化交流の活性化、地域・地球規模の課題への取組における連携強化の4本柱の下で、具体的な関係強化を図っていく。 このような取組により、日モンゴル関係の一層の深化との施策の目標の達成に寄与する。				4-3 4-4 4-6
	403 (344)	402 (285)	370 (235)	372	0016
②アジア友 好促進補助 金 (昭和47年 度)	台湾に関する我が国の立場を堅持しつつ、台湾との実務関係の窓口である日本台湾交流協会を通じ、関係維持のための様々な取組を行う。 こうした取組は、日台の実務関係を維持しつづけるために必要である。				4-5
	1,668 (1,596)	1,674 (1,476)	1,664 (1,604)	1,778	0014
③中国遺棄 化学兵器問 題への取組 (平成4年	中国各地でいまだに発見される旧日本軍の化学兵器の存在を確認するため、現地調査によって状況を確認するとともに、当該遺棄化学兵器が中国各地でもたらず住民の安全及び周辺環境に影響を及ぼさないように適切な措置を取る。 こうした取組は日中関係の維持に不可欠である。				4-1 4-7

度)	979 (932)	63 (20)	542 (36)	1,027	0015
④中国における日本理解促進に係る経費 (平成 27 年度)	<p>中国社会が直面する様々な課題は、日本がかつて又は現在も直面するものも多く、日中協力の可能性は大きいが、中国においてこれらに関する冷静かつ客観的な情報はなおも限定的。こうした中で、中国の知識人や一般国民に対し、環境や高齢化、また民主的な政治制度等に係る我が国の取組や制度について理解を強化・促進する。</p> <p>上記達成手段の実施により期待される効果である、国民レベルでの対日理解の増進、共通課題における協力に対する認識の強化等は、日中両国の首脳間の合意である「日中新時代」にふさわしい日中関係の構築及び両国の新しい未来を共に切り開くという目標を達成するために必要である。</p>				4-1
	1 (0.6)	1 (0.6)	0.6 (0.5)	0.5	0013

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

施策の概要

- 1 我が国とメコン河流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー)との間において、政府間の要人往来を始め、政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。
- 2 各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、地域全体の安定と発展を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第208回国会施政方針演説(令和4年1月17日)
八 外交・安全保障
- ・ 第208回国会外交演説(令和4年1月17日)
- ・ 「日メコン協力のための東京戦略2018」及びその別添（「SDGsを推進するための日メコン協力プロジェクト」「自由で開かれたインド太平洋を実現するための我が国の政策との相乗効果が期待される日メコン協力」「ACMECSマスタープランに関連した日本の現在進行中及び可能性のある協力プロジェクト」）（平成30年10月9日に開催された第10回日本・メコン地域諸国首脳会議（日メコン首脳会議）にて採択）
- ・ 「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」（令和元年11月4日に開催された第11回日メコン首脳会議にて採択）

測定指標5-1 要人往来等を通じた二国間関係の強化 *

中期目標（一年度）

様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する。

令和2年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する（毎年、全てのメコン各国と、首脳・外相会談を実施）。
- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

(1) カンボジア

8月、茂木外務大臣がカンボジアを訪問し、フン・セン首相及びブラック・ソコン副首相兼外相との間で二国間関係を様々な分野で強化することで一致するとともに、北朝鮮情勢や南シナ海問題等の地域・国際社会における喫緊の課題につき意見交換を行った。フン・セン首相からは、茂木外務大臣の訪問が両国の強固な関係を表すものである旨、ブラック・ソコン副首相兼外相からは、両国間の戦略的パートナーシップを一層進化させたいとの発言がそれぞれあった。

また、10月、上記外相会談のフォローアップとして、茂木外務大臣はブラック・ソコン副首相兼外相と電話会談を行い、新型コロナウイルスで経済的影響を受けたカンボジアへの支援を伝達し、ブラック・ソコン副首相兼外相から、日本の協力への謝意と新型コロナとの闘いにおいて両国の連携を一層進めたいとの考えが示された。

(2) ラオス

茂木外務大臣は、8月にラオスを訪問し、トンルン首相及びサルムサイ外相と会談を行い、日ラオス外交関係樹立65周年及び両国間の「戦略的パートナーシップ」関係5周年を契機として、両国関係の一層の緊密化に努め、地域・国際社会における協力を強化することを確認した。また、サルムサイ外相とはワーキングディナーを行い、北朝鮮情勢やシナ海問題を始めとする地域・国際情勢について率直な意見交換を行ったほか、無償資金協力に係るE/N署名及び新型コロナウイルス対策に資する医療関連機材の引渡式を実施した。さらに、10月に日ラオス外相電話会談を実施し、8月の日ラオス外相会談のフォローアップ状況や新型コロナ対策を含む両国間の今後の協力強化について確認した。

(3) ミャンマー

8月、茂木外務大臣がミャンマーを訪問し、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問兼外相及び

ミン・アウン・フライン国軍司令官と会談を行い、日本政府はミャンマーの民主的な国造りを官民挙げて引き続き最大限支援する旨伝えるとともに、二国関係やラカイン問題、北朝鮮情勢、南シナ海問題等の地域情勢につき意見交換を行った。令和3年2月1日、ミャンマー国軍はクーデターを実行したため、同日、我が国は、民主化プロセスが損なわれる事態が生じていることに対し、重大な懸念を有している旨等を表明する談話を発出した。

(4) タイ

令和3年1月、茂木外務大臣がタイを訪問し、プラユット首相及びドーン外相との間で、両国間の「戦略的パートナーシップ」関係の一層の強化について一致するとともに、北朝鮮情勢や南シナ海問題等の地域・国際社会における喫緊の課題につき意見交換を行った。また5月、6月、10月及び令和3年3月の4度にわたり茂木外務大臣とドーン副首相兼外相との間で電話会談を実施し、二国間、地域及び国際社会の諸課題につき意見交換を行った。

(5) ベトナム

5月及び8月に安倍総理大臣とフック首相の間に、また、6月に茂木外務大臣とミン副首相兼外相との間で電話会談を実施し、コロナ禍における両国の連携や経済分野における協力等について意見交換を行った。10月には菅総理大臣が就任後初の外国訪問先としてベトナムを訪問し、フック首相との間で首脳会談を実施し、二国間、地域及び国際社会の諸課題につき意見交換を行い、日越両国が「インド太平洋国家」として様々な分野で緊密に連携していくことを確認した。

2 議会間、議員間交流

令和2年度は新型コロナ情勢を受けて特筆する交流は行われなかった。各国の状況に差があるものの、タイでは、在タイ大使館がモンティアン・ブントアン・タイ王国上院議員（タイ日議連元会長）へ外務大臣表彰を行ったほか、梨田駐タイ大使がタイ日議員連盟関係者を公邸での会食に招待して意見交換するなど、タイ側議連との交流は継続している。新型コロナの状況が落ち着き次第、各国での交流の再開が期待される。

令和3年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する（毎年、全てのメコン各国と、首脳・外相会談を実施）。
- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 クーデター後のミャンマーにおける事態の収束に向けて、日本は、複数のルートから、①暴力の即時停止、②拘束された関係者の解放、③民主的な政治体制の早期回復をミャンマー国軍に強く求め、引き続き国際社会での役割を果たす。

施策の進捗状況・実績

1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

(1) カンボジア

12月、岸田総理大臣はフン・セン首相との間で首脳テレビ会談を行い、令和4年のカンボジアPKO30周年の機会に安全保障分野での協力を強化していくこと、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力すること、令和4年カンボジアがASEAN議長国を務めることを念頭に、ミャンマー情勢などで緊密に連携していくことで一致した。上記会談を受けて、安全保障分野では、12月に日本・カンボジア外務・防衛当局間（PM）協議のオンライン開催、令和4年2月にフン・マネット陸軍司令官の訪日、翌3月に海上自衛隊艦船のカンボジア寄港と着実に安全保障分野での連携が進んだ。また、ミャンマー情勢については、令和4年1月の外相電話会談のほか、事務レベルでも頻繁に情報交換し、連携を強めた。さらに、同年3月には岸田総理大臣がカンボジアを訪問してフン・セン首相と会談し、二国間関係のほか、ウクライナ情勢やミャンマー情勢などでの国際会議における対応で協力していくことで一致し、共同声明を発出した。

(2) ラオス

4月、菅総理大臣は、パンカム首相と両国首脳間で初めての電話会談を行い、両国の「戦略的パートナーシップ」関係を一層発展させ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を進めることを確認した。さらに、両国関係の飛躍的な発展に向けた指針となる「日ラオス戦略的パートナーシップの前進に向けた行動計画（日ラオス行動計画）」を発表した。令和4年1月には、林外務大臣とサルムサイ外相が電話会談を実施し、両外相は、上記「日ラオス行動計画」の実施を通じて、両国関係の拡大・深化を図っていくことを確認した。同年3月には、岸田総理大臣がパンカム首相と首脳電話会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現と両国の「戦略的パートナーシップ」関係を一層発展させることを確認したほか、ミャンマー、ウクライナ情勢、北朝鮮や

南シナ海問題など地域・国際社会においても引き続き連携することで一致した。

(3) ミャンマー

クーデター以降、二国間での首脳・外相会談は行われていないが、現地及び事務レベルでの働きかけを行い、下記3に記載のとおり、事態の改善に向けた努力を継続した。

(4) タイ

新型コロナの感染拡大に伴う人的往来の制限のため、令和3年度は対面での首脳・外相会談は実施されていないが、4月に菅総理大臣がプラユット首相と、11月に岸田総理大臣が同首相と電話会談を実施し、両国間の「戦略的パートナーシップ」を一層発展させることで一致するとともに、新型コロナ対策を含む各分野における両国間の協力を進展していくことを確認した。また、8月に茂木外務大臣がドーン副首相兼外相と、11月に林外務大臣が同副首相兼外相と電話会談を実施し、新型コロナ対策やミャンマー情勢を含む二国間、地域及び国際社会の諸課題につき意見交換を行った。

(5) ベトナム

11月に岸田政権初の外国首脳級の賓客としてチン首相が訪日し、岸田総理大臣との間で日越首脳会談を行った。両首脳は、ポストコロナにおける経済再生、サプライチェーンの多元化、経済連携の強化、人的交流、安全保障及び地域及び国際情勢等において協力を強化していくことを確認し、会談後に共同声明を発出するとともに、文書の交換に立ち会い、共同記者発表を行った。また、同月、林大臣とチン首相に同行して来日したソン外相との間で外相会談を実施し、両外相は二国間、地域及び国際社会の諸問題について意見交換を行った。このほか、令和3年度中に両国間で3回の首脳電話会談、1回の外相電話会談が行われた。

2 議会間、議員間交流

ラオスでは、令和3年度秋の外国人叙勲でケントン・ヌアンタシン・ラオス日本議連元会長が旭日重光章を受章したほか、小林駐ラオス大使とラオス日本議連関係者との意見交換及び日ラオス議連と駐日ラオス大使との意見交換が行われるなど、双方の議連との交流を行った。また、令和4年3月には、双方の議連同士でオンライン意見交換を実施した。

ベトナムでは、6月に大島衆議院議長とフエ国会議長の間でオンライン会談が行われた。両議長は二国間の議院間交流を含めた二国間、地域・国際情勢について意見交換を行った。

3 ミャンマーにおける事態の収束に向けた取組

クーデター以降、日本は外務大臣談話（令和3年2月1日、3月28日に続き、4月27日、令和4年2月1日）を発出し、ミャンマー情勢について懸念を表明し、事態の改善を求めてきた。日本は、国際社会とも連携しており、クーデター発生後、ミャンマー情勢に関する国連総会決議の共同提案国となり、人権理事会決議に賛成してきた。また、クーデター直後のミャンマー情勢に関する2度のG7外相声明（令和3年2月）への参加に続き、G7外務・開発大臣会合のコミュニケ（5月）、G7コーンウォール・サミットの声明（8月）に参加した。また、欧米諸国やASEAN主要国、インドなどと外相電話会談を実施したほか、ミャンマー担当国連事務総長特使との会談（5月）、G7外相会合（5月、12月）、日米2+2（令和4年1月）、日米豪印外相会合（令和4年2月）等の様々な機会ですべて事態打開に向けた議論を行った。

日本は、ミャンマー国軍に対して、累次の機会において事態の改善に向けた具体的な行動を強く求めてきており、その結果として、5月の邦人ジャーナリスト解放及び11月に米国人ジャーナリストの解放に繋がったものの、今後も事態改善のための取組を継続していく必要がある。

令和4年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する。
- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 クーデター後のミャンマーにおける事態の打開に向けて、日本は、①暴力の即時停止、②拘束された関係者の解放、③民主的な政治体制の早期回復をミャンマー国軍に引き続き強く求めるとともに、引き続きASEANを含む国際社会と連携し、日本としての独自の役割を果たしていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

メコン地域は、東南アジアの陸上・海上輸送の要衝に位置しており、地政学的に重要な同地域を含むASEANの安定と均衡の取れた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発による支援や、この地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN域内の格差を是正し、統合を促進していく必要がある。また、メコン地域の国々は伝統的に我が国の友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要である。さらに同地域には、天然資源や

優秀な労働力などの発展の潜在力が存在しており、日本企業にとって重要な投資、インフラ輸出先となっている。

こうしたメコン地域各国との二国間関係強化に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

測定指標 5-2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備

中期目標（--年度）

各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。

令和2年度目標

「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。
- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組むほか、民間企業の大型投資案件等について現地在外公館を通じた支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

(1) カンボジア

9月に第20回、令和3年2月に第21回の日カンボジア官民合同会議を開催し、駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め、税優遇制度、投資関連法制など、カンボジアにおける投資環境改善に向け協議を行った。

(2) ラオス

12月に日ラオス官民合同対話第14回会合を開催し、駐ラオス大使とソーンサイ・シーパンドン・ラオス副首相兼計画投資相が共同議長を務め、ラオスにおけるビジネス環境の改善を通じた投資促進を図るため、貿易・物流の改善や新規参入障壁の課題等について協議を行った。

(3) ミャンマー

令和元年11月に開催された日ミャンマー共同イニシアティブ総会（注）において、ミャンマー側から提案のあった更なる行政手続の透明化・標準化に向けた取組を支援するため、8月のJICA「産業競争力強化に向けた投資振興プロジェクト」において、省庁への行政手続に関するヒアリング調査を実施した。

（注：日ミャンマー共同イニシアティブ：平成25年にミャンマーにおけるビジネス・投資環境整備のための官民対話の枠組みとして設立。全体会合と分科会をそれぞれ開催してきた。）

(4) タイ

日タイ経済連携協定の枠組みで、令和3年2月にオンラインで原産地規則小委員会を実施した。その他、同協定の枠組みで例年行われていた農業、林業及び漁業に関する小委員会、地域間連携に関する特別小委員会、食品安全に関する特別小委員会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度の実施は見送ることとなったが、幅広い分野でタイ政府との意見交換を継続しており、ビジネスの環境の向上に関する小委員会の開催を目指しているところである。

(5) ベトナム

12月、日越共同イニシアティブ第8フェーズ・プレキックオフ会合を開催し、競争制度、投資法・企業法、労働、PPP法、証券市場・国営企業改革、電力・エネルギー、土地法につきワーキング・グループの今後の開催が決まった。同イニシアティブは、日ベトナム間の投資・貿易等に係わる官民を交えた政策対話メカニズムとして機能しており、これとの重複を避ける観点から、日越経済連携協定下での小委員会は開催されなかった。

- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムについては、新型コロナウイルス感染拡

大の影響により、令和2年度の実施は見送ることとなった。

令和3年度目標

「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

- 1 各国との経済協定の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。
- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組むほか、民間企業の大型投資案件等について現地在外公館を通じた支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 各国との経済協定の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

(1) カンボジア

8月に第22回、令和4年2月に第23回の日カンボジア官民合同会議を開催し、駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め、投資関連法制や関税物流など、カンボジアにおける投資環境改善に向け協議を行った。

(2) ラオス

12月に日ラオス官民合同対話第15回会合を開催し、駐ラオス大使とソーンサイ・シーパンドン・ラオス副首相兼計画投資相が共同議長を務め、ラオスにおけるビジネス環境の改善を通じた投資促進を図るため、令和2年度に引き続き貿易・物流の改善や新規参入障壁の課題等について協議を行った。日系企業が直面する課題を解決し、新型コロナ後の経済回復を見据えて新たな投資を呼び込むことがますます重要になっている点で一致した。

(3) ミャンマー

クーデター以降、ミャンマー側との該当する取組は実施していないが、在ミャンマー日本国大使館が、現地の商工会議所と事業運営における課題等について意見交換を行う月例の定例会議を実施した。

(4) タイ

6月に日タイ経済連携協定に基づく「食品安全に関する特別小委員会」、「地域間の連携に関する特別小委員会」、「農業、林業及び漁業に関する小委員会」第11回会合をオンラインで開催し、7月に日タイ経済連携協定に基づくビジネス環境の向上に関する小委員会第10回会合をオンラインで開催した。また、8月に、茂木外務大臣とドーン副首相兼外相が共同議長を務める形で、両国の関係省庁が参加し、両国の経済分野での協力推進に向けた意見交換を行う場である第5回日タイ・ハイレベル合同委員会をオンラインで開催し、ビジネス環境整備、連結性向上、メコン地域開発並びに新型コロナ対策を含む保健分野等についてハイレベルでの意見交換を実施した。

(5) ベトナム

10月、日越共同イニシアティブ第8フェーズ・プレキックオフ会合を開催し、11のワーキングチーム（①判例制度・競争制度・民事執行制度、②投資法・企業法、③労働環境、④PPP法、⑤証券市場・国営企業改革、⑥グリーンエネルギー、⑦LNG輸入促進・普及、⑧土地分野に関する協力、⑨裾野産業、⑩イノベーション、⑪人材育成）で取り組みを推進していくことで一致した。

- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムについては、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、令和3年度も実施は見送ることとなった。

令和4年度目標

「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

- 1 各国との経済協定の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。民間企業の大型投資案件等について現地在外公館を通じた支援を行うことで、日本

の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。

- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

経済協議の実施と貿易投資環境の整備に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。

「東京戦略 2018」及び「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」に基づく各種の日メコン協力プロジェクトの下での各国との経済協議の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催することは、同地域への日本企業の進出を一層促進し、二国間のみならず、メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める上で重要である。

測定指標 5-3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進 *

中期目標（--年度）

首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

令和 2 年度目標

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、「東京戦略 2018」及び「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」の下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。
- 2 日メコン SDGs フォーラムを開催し、メコン地域における SDGs の達成に向けて官民合同で取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 日メコン協力の一層の推進

(1) 日メコン首脳会議

11 月、テレビ会議方式で第 12 回日本・メコン地域諸国首脳会議（日メコン首脳会議）を開催し、菅総理大臣がフック・ベトナム首相と共に共同議長を務めた。菅総理大臣からは、日本の具体的貢献として 5 つの協力（民間セクターに対する出融資、草の根の無償資金協力、法の支配に関する協力、海洋に関する協力、サプライチェーン強靱化に関する協力）を発表した。採択した共同声明の中で、首脳らはメコン地域における SDGs の実現に向けた環境問題に関する日本の協力を評価した。

さらに、第 11 回日メコン首脳会議で採択された「2030 年に向けた日メコン・イニシアティブ」がメコン諸国と日本の両方において、将来の世代にとって非常に重要であることを再認識し、グリーン・メコン・フォーラムから格上げされた第 1 回日メコン SDGs フォーラムの開催に高い期待を示した。

(2) 日メコン外相会議

7 月、テレビ会議にて第 13 回日メコン外相会議を開催し、感染症等に関する将来の備えとなるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現のための日メコン協力について議論し、茂木外務大臣はミン・ベトナム首相兼外相と共に共同議長を務め、共同議長声明を採択した。

感染症分野での支援について、日本は、メコン諸国に対して、感染症対策能力の強化、ASEAN 感染症対策センター設立への支援、経済の強靱化支援の 3 つの柱で新型コロナとの闘いを力強く後押ししていく旨述べたのに対し、メコン諸国から、日本による協力に対する歓迎の意が表明された。

- 2 メコン地域における SDGs の達成に向けた官民合同での取組

令和元年 11 月の第 11 回日メコン首脳会議にて格上げが決定された「日メコン SDGs フォーラム」の令和 2 年度中の第 1 回目の開催を追求したが、新型コロナウイルス等の影響により実施が見送られた。

令和 3 年度目標

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、平成 30 年 10 月に採択した「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。
- 2 グリーン・メコン・フォーラムから格上げされた第 1 回日メコン SDGs フォーラムを開催し、SDGs

達成に向けた各国の取組紹介及び課題について議論する。

施策の進捗状況・実績

1 日メコン協力の一層の推進

(1) 日メコン首脳会議

第13回日メコン首脳会議は、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和3年度中の実施が見送られた。

(2) 日メコン外相会議

8月、テレビ会議にて第14回日メコン外相会議を開催し、茂木外務大臣が議長を務めた。茂木外務大臣から、メコン地域はインド太平洋地域の中核に位置しており、日本は、日メコン協力の枠組みを通じて、常にメコン諸国と共に発展していく旨述べ、また、ワクチン供与、コールドチェーン支援、酸素濃縮器供与といった新型コロナ対策支援についても紹介し、今後もメコン諸国が新型コロナとの闘いに打ち勝つための支援を行っていく旨述べた。さらに、デジタル、グリーンエコノミーなどについても、ポストコロナを見据えて活発な議論を行った。ミャンマー情勢に関して、茂木外務大臣から、拘束された関係者の解放や民主的な政治体制への早期回復をミャンマー国軍に強く求めるとともに、ASEAN リーダーズ・ミーティングでの「5つのコンセンサス」を暴力停止や対話の開始に向けた第一歩ととらえており、エルワン・ブルネイ第2外相がASEAN 特使に任命されたことを歓迎する旨述べた。ミャンマーに対しては、ASEAN 特使の早期受け入れ、全ての当事者との対話の開始を実現するよう、強く働きかけた。

(3) フレンズオブメコン閣僚会合

8月、テレビ会議方式でフレンズオブメコン閣僚会合が開催され、茂木外務大臣が出席した。茂木外務大臣からは、メコン地域はインド太平洋の中核に位置し、経済的にも大きな可能性を秘めた地域であることを指摘した上で、新型コロナ対策、連結性向上、メコン河での課題解決の3点を中心に日メコン協力の現状を紹介した。ミャンマー情勢に関し、茂木外務大臣から、ASEAN リーダーズ・ミーティングでの「5つのコンセンサス」を事態の打開に向けた第一歩と捉えており、エルワン・ブルネイ第2外相がASEAN 特使に任命されたことを歓迎する旨述べた。今後は、「5つのコンセンサス」を具体的成果につなげていくことが極めて重要であり、日本としても、ASEAN の取組を力強く後押しする旨改めて表明するとともに、ミャンマー側の建設的な対応を強く期待する旨述べた。

2 メコン地域における SDGs の達成に向けた官民合同での取組

12月、グリーン・メコン・フォーラムから格上げされた第1回日メコン SDGs フォーラムが、日本・タイ両政府の共催によりビデオ会議方式にて開催され、加納南部アジア部長及びアルンルン・タイ外務省メコン担当大使が共同議長を務めた。日本及びメコン諸国の関係省庁や国際機関、学生等が出席し、「保健分野でのパートナーシップ」、「持続可能な経済、コロナ禍からの景気回復」、「グリーンで包摂的な社会」をテーマに意見交換を行った。気候変動問題については、国際社会が一体となって直ちに取り組むべき重要な課題であり、メコン地域全体の発展のために地域横断的な取組を推進することで一致した。

令和4年度目標

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、平成30年10月に採択した「東京戦略2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。
- 2 第2回日メコン SDGs フォーラムを開催し、メコン地域における SDGs の達成に向けて官民合同で取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

「東京戦略2018」の具体化は、メコン諸国との協力を安定的に継続する上で重要である。また、日メコン SDGs フォーラムの開催は、メコン地域における官民協力及び SDGs の達成に向けた協力を強化する上で重要である。

測定指標 5-4 要人往来数(政務官レベル以上)	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値

	—	往來数のほか、往來の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準	6回	往來数のほか、往來の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準	6回	往來数のほか、往來の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 地域諸国との間の要人往來数の測定は、日メコン諸国間の協力関係の進展状況を把握する上で有益であるため。緊密な往來を実現し、各国との関係強化を図るため、上記のとおり水準とした。						

測定指標 5-5 日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進	
中期目標（一年度）	日本とベトナムの経済連携強化のため、関係省庁・国際厚生事業団（JICWELS）・受入病院・施設・関係自治体と連携しつつ、経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。
令和2年度目標	1 約12か月間の訪日前日本語研修の修了人数の8割以上が日本語能力試験N3以上に合格する。 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。
施策の進捗状況・実績	1 日本語能力試験N3以上の合格者 日本語能力試験N3以上の合格率は88.9%となり、目標値（8割以上）を達成した。（※令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、7月の日本語能力試験が中止されたことを受けて、在留資格「技能実習」において日本語能力試験のN3相当として認められているNAT-TEST3級の合格を第8陣の候補者の入国要件として特例的に認めており、令和2年度合格者にはNAT-TEST3級のみ合格者も含まれる。） 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じた、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入推進 EPAに基づくベトナム人看護・介護人材受入推進のため、外務省の取組として、訪日前日本語研修及び滞在期間の延長を実施したほか、関係省庁、国際厚生事業団（JICWELS）、受入病院・施設及び関係自治体との連携の強化のための取組を実施した（国際医療・福祉専門家受入支援懇談会への出席、関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催等）。新型コロナウイルスの影響により、例年どおりのスケジュールとはならなかったものの、ベトナム政府及び関係省庁と連携して年度内の入国を実現した。
令和3年度目標	1 約12か月間の訪日前日本語研修の修了人数の8割以上が日本語能力試験N3以上に合格する。 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。
施策の進捗状況・実績	1 日本語能力試験N3以上の合格者 日本語能力試験N3以上の合格率は87.7%となり、目標値（8割以上）を達成した。（※令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、7月の日本語能力試験が中止されたことを受けて、在留資格「技能実習」において日本語能力試験のN3相当として認められているNAT-TEST3級、J.TEST D-E レベル試験500点以上の合格を第9陣の候補者の入国要件として特例的に認めており、令和3年度合格者にはNAT-TEST3級もしくはJ.TEST D-E レベル試験500点以上のみ合格者も含まれる。） 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じた、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入推進 EPAに基づくベトナム人看護・介護人材受入推進のため、令和2年度同様、外務省の取組として、訪日前日本語研修及び滞在期間の延長を実施したほか、関係省庁、国際厚生事業団（JICWELS）、受入病院・施設及び関係自治体との連携の強化のための取組を実施した（国際医療・福祉専門家受入支援懇

談会への出席、関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催等)。新型コロナウイルスの影響により、例年どおりのスケジュールとはならなかったものの、ベトナム政府及び関係省庁と連携して年度内の入国を実現した。

令和4年度目標

- 約12か月間の訪日前日本語研修の修了人数の8割以上が日本語能力試験N3以上に合格する。
- 関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

メコン諸国との一層の経済関係強化のためには、経済連携協定で定められた各種分野の協力の深化が不可欠である。この観点から、日ベトナム経済連携協定に設けられた「自然人の移動」小委員会の具体的成果として開始された看護師・介護福祉士候補者の受入れについて強化することは、日ベトナム間の経済連携を深化させるものである。

約12か月間の訪日前日本語研修によりベトナム人日本語初学者が日本語能力試験N3（（注）日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）以上に合格する確率は、複数の日本語教育専門家によれば6割～8割程度であるため、8割以上のN3以上合格率を同研修の目標とする。

参考指標：日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入人数

	実績値			
	入国年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
看護師候補者	41	38	37	
介護福祉士候補者	176	193	166	
合計	217	231	203	

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①メコン地域諸国との友好関係の強化 (平成16年度)	1 要人往来を始めとする対話・交流の継続・促進 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの一層の関係強化のため、要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。 これにより、メコン地域諸国との伝統的な友好関係の更なる強化を図る。				5-1 5-4
	2 東南アジア対外関係調査 東南アジアにおける第三国の影響力の増大についての情報収集及び分析、並びにそれらを踏まえた資料作成を行う。 要人往来、各種会談協議に向けた準備の一環として、メコン地域を含む東南アジアにおいて影響力を増大させている国の動向について情報収集及び分析を行うことは、メコン地域諸国と戦略的に友好関係を強化していくことにつながる。				5-1
	3 経済協議の推進と貿易投資環境の整備 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの一層の経済関係強化のため、各種経済協議やフォーラムを実施する。 様々な経済協議やフォーラムを通じて、メコン地域諸国と我が国との間の貿易投資活動を促進することは経済面での関係強化につながる。				5-2
	4 メコン地域開発支援 日メコン首脳会議や日メコン外相会議を開催する。 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの一層の関係強化のため、日メコン外相会議、日メコン首脳会議等を通じての協力関係を強化する。 また、我が国のメコン地域開発支援はASEAN統合を促進し、アジア大洋州地域				5-3

	の重要なプレーヤーである ASEAN 全体と我が国との関係強化につながる。				
	19 (15.2)	31 (13.8)	100.8 (9.8)	69.3	0017
②日・ベトナム経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修 (平成 25 年度)	ベトナムとの経済連携の強化のため、日・ベトナム経済連携に基づき受入れを行うベトナム人看護師・介護福祉士候補者に対し、日本の受入病院・施設で就労するための十分な日本語能力等を身につけることを目的として、訪日前に約 12 か月間の日本語等研修を行う。 訪日前日本語研修及び滞在期間の延長の実施に加え、厚生労働省が実施する国家試験不合格者の再受験支援への協力を行う。そのほか、関係省庁・機関・地域との連携の強化のための取組を実施する（国際医療・福祉専門家受入支援懇談会への出席、関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催、国際厚生事業団（JICWELS）による巡回訪問への同行視察、地方自治体の取組への支援等）。 これらにより、日ベトナム間の経済連携を強化させる。				
	303 (273.9)	333.7 (248.1)	329.5 (207.5)	316.2	0018
③クメール・ルージュ特別法廷国際連合信託基金（任意拠出金） (平成 16 年度)	クメール・ルージュ（KR）特別法廷は、1970年代後半に100万とも200万とも言われる自国民を大量虐殺したKR政権幹部を裁くため、国連の協力によりカンボジア国内裁判所で実施される国際水準の法廷。我が国は、本支援をカンボジア和平の総仕上げの一環と位置づけ、裁判の立ち上げから実施のための主導的な役割を果たすとともに、裁判目的完遂のため法廷の国際職員の人件費等の裁判運営経費に係る追加的な支援を行っている（資金の用途は、国際司法官・事務局員人件費等）。 これらの支援を通じた裁判の成功裏の完結により、我が国に対するカンボジア政府及び国民の信頼を培うことで、日カンボジア関係強化のための基礎の一つとする。また、「積極的平和主義」及び「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の取組の一環としても、我が国の平和構築分野での貢献及び法の支配の定着に向けた貢献と成功例を示すことで、カンボジアを含む同地域の安定と発展に寄与する。				
	106 (106)	0 (0)	24 (24)	24	0019
④エーヤワディー・チャオプラヤー・メコン経済協力戦略拠出金 (令和 3 年度)	メコン地域独自の経済協力枠組みであるエーヤワディー・チャオプラヤー・メコン経済協力戦略会議（ACMECS）の基金に対する本拠出金は、ACMECS 対外調整国であるタイを通じて「メコン地域の中小企業等に対し新型コロナ感染症等に関するリアルタイムな情報等を提供するシステム」構築のため活用される。 これにより、メコン地域諸国の開発に貢献するとともに、地域の平和と安定の強化に寄与する。				
	—	—	150 (150)	0	0020

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

施策の概要

以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。

- 1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進
- 2 日系企業の進出支援を含む経済関係緊密化の促進
- 3 平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
六 外交・安全保障
- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 6-1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 *

中期目標（一年度）

インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの信頼関係及び協力関係を向上する。

令和 2 年度目標

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

- 1 首脳級を含む要人往来により二国間関係を強化する。
例：令和 3 年の ASEAN 議長国であるブルネイとの関係強化
- 2 各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。
例：閣僚級招へい 2 件の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中で、要人往来の件数が全国的に縮小したが、そのような状況でも、令和 2 年 10 月、菅総理大臣が就任後初の外遊先としてインドネシアを訪問し、「自由で開かれたインド太平洋」を戦略的に推進し、地域の平和と繁栄に引き続き貢献していくとの意志を明確に発信した。日インドネシア首脳会談においては、インドネシアの災害対応能力を高めるための 500 億円の財政支援円借款を新たに供与する方針を発表したほか、インフラ協力、サプライチェーンの強靱化に向けた協力や、防衛協力の推進について一致した。

また、8 月、茂木外務大臣は、シンガポール及びマレーシアを訪問した。シンガポールではリー・シェンロン首相表敬並びにバラクリシュナン外相との外相会談及び昼食会を、マレーシアではヒシャムディン外相及びアズミン・アリ上級相兼国際貿易産業相との会談を実施し、それぞれにおいて、新型コロナウイルスの感染拡大により停止していた人の往来再開に向けた協力を含む新型コロナウイルス感染症関連の協力の推進や、二国間・地域情勢における引き続きの連携を確認した。

令和 3 年 1 月に ASEAN 議長国に就任したブルネイとは、同年 2 月に日ブルネイ外相電話会談を行い、ミャンマー情勢について突っ込んだ意見交換を行い、ASEAN 議長国としての ASEAN 内でのミャンマー情勢への取組の説明を受けたほか、南シナ海・東シナ海等、地域情勢について緊密な連携を確認した。

上記のほか、フィリピン（令和 2 年 9 月及び 12 月）、インドネシア（10 月）及びシンガポール（10 月）と首脳電話会談を実施、また、シンガポール（令和 2 年 4 月）、マレーシア（5 月）及びインドネシア（10 月、令和 3 年 2 月及び 3 月）と外相電話会談を実施し、二国間協力の推進や南シナを含む地域情勢での引き続きの連携を確認した。

令和 3 年 3 月にルトノ外相及びプラボウォ国防相が訪日し、日インドネシア外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を実施し、自由で開かれた海洋秩序に向けた協力の強化や幅広い分野での安保・防衛協力の推進等を確認した。

- 2 各種招へい事業については、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて、中止となったものの、アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS2020 で、各国との間で日 ASEAN 協力や東京オリンピック・パラリンピックにおける各国ホストタウンとの交流に関するオンラインセミナーを

開催し、1,600人以上が参加した。

令和3年度目標

新型コロナウイルスの感染状況も踏まえつつ、要人往来を含む様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

- 1 首脳級を含む要人往来及び電話会談により二国間関係を強化する。

例：令和4年にG20議長国を務めるインドネシアとの関係強化

- 2 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、適切な方法で各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。

例：閣僚級、戦略的実務者招へい及びソーシャルメディア発信者招へいなど幅広い招へい事業の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年度も、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中で、要人往来の件数が全省的に縮小したが、そのような状況でも、電話会談や国際会議の機会を活用したハイレベルでの緊密な意思疎通等を通じ、令和4年にG20議長国を務めるインドネシアを始めとする各国との関係強化に努めた。インドネシアとの間では、6月のG20外相及び開発大臣関連会合や9月の国連総会の機会を活用して対面での外相会談を実施し、二国間協力やミャンマー情勢を含む地域情勢につき意見交換するとともに、G20に向けた連携を確認した。

令和3年1月にASEAN議長国に就任したブルネイとは、計7回の日ブルネイ外相会談（うち6回は外相電話会談）を行い、ミャンマー情勢について突っ込んだ意見交換を行い、ミャンマー情勢への対応につき連携を確認したほか、南シナ海・東シナ海等、地域情勢について緊密な連携を確認した。

また、シンガポールとの間では、4月にチー外務次官が訪日し、第15回日・シンガポール次官級政策協議を実施し、二国間協力や地域情勢等について意見交換を行ったほか、8月に國場外務大臣政務官がシンガポールを訪問し、シム・アン外務担当兼国家開発担当上級國務大臣との会談を通じて経済分野や安全保障分野等の協力、二国間・地域情勢における引き続きの連携を確認した。

上記に加え、フィリピン（5月及び11月）、インドネシア（11月及び令和4年3月）、マレーシア（12月）及びシンガポール（5月及び11月）と首脳電話会談を実施、また、シンガポール（11月）、マレーシア（12月）及びインドネシア（4月、6月及び令和4年3月）、フィリピン（4月及び12月）と外相電話会談を実施し、二国間協力の推進や南シナ海を含む地域情勢での引き続きの連携を確認した。このほか、令和4年3月に安倍総理特使がマレーシアを訪問し、イスマイル・サブリン首相と二国間協力や南シナ海問題を始めとする地域情勢における緊密な連携の継続について協議した。また、フィリピンとの間では、閣僚級の経済協力インフラ合同委員会のテレビ会議2回（7月及び令和4年3月）や局長級の海洋協議のテレビ会議1回（10月）を通じ、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた連結性向上、平和と安定及び法の支配に関する取組における引き続きの連携を確認した。

- 2 各種招へい事業については、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて、中止となったものの、青少年交流事業である JENESYS2021 で、各国との間で日本文化交流や若手行政官交流といったテーマでオンラインセミナーを開催した。令和4年1月には第15回日本・シンガポール・シンポジウムを開催し、日本側は林外務大臣、シンガポール側はビビアン・バラクリシュナン外相が基調講演を行ったほか、河野衆議院議員（日本・シンガポール友好促進議員連盟会長）や両国の有識者等の参加を得て、日シンガポール関係や地域情勢等について幅広い意見交換が行われた。

令和4年度目標

新型コロナウイルスの感染状況も踏まえつつ、要人往来を含む様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

- 1 首脳級を含む要人往来及び電話会談により二国間関係を強化する。

例：G20議長国を務めるインドネシアとの関係強化、フィリピンの次期政権との関係強化

- 2 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、適切な方法で各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。

例：閣僚級、戦略的実務者招へい及びソーシャルメディア発信者招へいなど幅広い招へい事業の実施

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

要人往来を含む様々なレベルでの対話・交流・協力の実施は、双方の外交関係の一層の強化や安全保障分野における連携強化、各種経済案件における協力進展に寄与し、関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標 6-2 各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化 *

中期目標（--年度）

個別案件での企業支援等によりインフラ輸出を強化し、二国間協議の実施を通じて各国との経済関係を緊密化する。

令和 2 年度目標

- 1 各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。
- 2 経済関係の二国間協議、各 EPA の枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。

例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 10月の菅総理大臣のインドネシア訪問の際に、ジャカルタ都市高速鉄道網整備、ジャワ北幹線鉄道高速化、パティンバン港の建設及び運営、離島開発等のインフラ協力の進展について合意した。また、8月の茂木外務大臣のシンガポール及びマレーシア訪問の際には、シンガポールのバラクリシュナン外相と第三国におけるインフラ協力案件の推進、また、マレーシアのヒシャムディン外相と日本企業の一層の事業展開や高付加価値分野における協力を確認したほか、両国それぞれとの間でデジタル分野及びサプライチェーンの強靱化に関する協力の推進について一致した。

- 2 10月に第10回日・フィリピン経済協力インフラ合同委員会会合（オンライン会議）を開催し、マニラ首都圏の鉄道事業やセブ・ダバオ両都市圏におけるインフラ整備案件、兵士の武装解除が実施されているミンダナオ和平プロセスに関する支援など、フィリピン政府が取り組む重要課題の解決に向けた協力について議論を行った。

日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについては、新型コロナウイルス感染症の影響で候補者の訪日が大きく後れ、12月にインドネシアから295人の候補者が入国するも、フィリピンについては依然として入国の目処が立っていない（令和3年3月1日現在）。他方で、平成26年の行政事業レビューの結果を受けて、国家試験の模擬試験の実施、当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を継続した。

令和 3 年度目標

- 1 各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。
- 2 経済関係の二国間協議、各 EPA の枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。

例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 11月の日インドネシア首脳電話会談では、パティンバン港、ジャカルタ都市高速鉄道整を含めインフラ開発、人材育成、海上保安等の協力を進めることで一致した。

- 1及び2 フィリピンとの間では、7月及び令和4年2月に、それぞれ第11回及び第12回日・フィリピン経済協力インフラ合同委員会会合のテレビ会議を開催し、マニラ首都圏の鉄道整備事業、セブ・マクタン橋梁やダバオ・バイパス等の道路建設事業、スービック湾やニュー・クラーク・シティにおける都市開発協力、兵士の武装解除が実施されているミンダナオ和平プロセスに関する支援、海上保安協力、治水対策等の防災協力、地デジ推進に向けた協力、LNG受入れ基地整備を含むエネルギー・トランジション協力など、官民を挙げたインフラ整備協力の継続について議論を行った。

- 2 日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについては、8月にインドネシアから令和3年度の候補者271人が入国した。フィリピンについては、令和2年度に入国できなかった310人の候補者が5月に入国し、令和3年度の候補者237人が10月に入国した。平成26年の行政事業レビューの結果を受けて、厚生労働省とも協力し、国家試験の模擬試験の実施、当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を継続した。さらに、インドネシア政府とは、協定見直し交渉の中で、候補者が訪

日前日本語研修で習得すべき日本能力の目標値について協議し、また、12月に日・インドネシア EPA に基づく自然人の移動小委員会、令和4年2月に日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士に関する特別小委員会を実施し、訪日前日本後研修及び訪日後日本後研修の研修効果を向上させる方策について協議を行った。

令和4年度目標

各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。また、経済関係の二国間協議、各 EPA の枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。

例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会（あるいはその後継協議体）の実施。EPA 小委員会の実施。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

インフラ輸出を始めとする日本企業支援は、相手国への投資増進の観点から経済関係緊密化の重要な考慮要素である。また、経済に特化した二国間協議の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標 6-3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

中期目標（--年度）

平和構築に関する支援や関与、民主主義の普及・定着への貢献、防災分野における協力等を実施することにより、地域及び国際的課題に共に対応する。

令和2年度目標

- 1 東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。
- 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
- 4 南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東ティモールの国づくりの一環として、5件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び3件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。具体的には、給水施設や小学校の建設計画等、住民生活の質の向上に直接関わる社会サービス分野での支援を重点的に行った。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平については、引き続き国際監視団への開発専門家派遣（実施回数15回）等を通じて、バンサモロ暫定自治政府による社会経済開発を支援した。
- 3 12月にインドネシアで開催された第13回バリ民主主義フォーラムには、石井駐インドネシア大使が出席し、「民主主義と COVID-19 パンデミック」をテーマに各国の代表らとディスカッションを行うとともに、地域における民主主義の定着と発展、地域の繁栄に最大限貢献していくことを表明した。
- 4 南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、首脳会談等において関係各国と連携を確認した。また、7月及び令和3年1月に、海上保安庁からインドネシアの海上保安機構に対し、オンラインでの研修を実施、さらに8月には、日・フィリピン防衛装備品・技術移転協定の下で、フィリピン国防省と三菱電機株式会社との間で同社製警戒管制レーダー（4基）を納入する契約が成立するなど、各国の海洋安保能力構築に向けた進展があった。

令和3年度目標

- 1 東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。

- 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
- 4 南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東ティモールの国づくりの一環として、4件の無償資金協力、5件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び4件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。具体的には、国際空港の整備等のインフラ分野における支援や若手行政官等の日本への留学受入れによる人材育成等を通じた国づくり支援のほか、子供への栄養支援等、住民の生活の質向上に資する支援を重点的に行った。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平については、マラウィ市内中央道路整備事業等を通じて、バンサモロ暫定自治政府による社会経済開発を支援するとともに、4月からのバンサモロ暫定自治政府への政策アドバイザー2名の派遣及び令和4年3月からの独立退役・武装解除機関（IDB）への要員の派遣を開始した。
- 3 12月にインドネシアで開催された第14回バリ民主主義フォーラムには、金杉駐インドネシア大使が出席し、「人類のための民主主義：パンデミック禍の経済及び社会正義の増進」をテーマに各国の代表らとともに出席し、民主主義の課題等について意見交換した。
- 4 南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、首脳会談等において関係各国と連携を確認した。上記に加え、フィリピンとの間では、スールー海域への沿岸監視レーダー設置が進められたほか、令和3年度中の本邦における97メートル級巡視船2隻の建造及び進水式に続き、同船操縦要員の訓練が実施されるなど、海上法執行能力構築に向けた進展があった。また、10月に第4回日・フィリピン海洋協議を開催し、東シナ海・南シナ海・スールー海を含む両国周辺海域に関する情勢認識の共有や海洋安全保障に向けた二国間協力・交流等について意見交換した。

令和4年度目標

- 1 東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、令和7年の自治政府設立に向けて、武装解除の促進支援、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。
- 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
- 4 南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

安全保障協力の枠組みとして、平和構築支援や安定した社会の制度設計での分野での取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

東ティモールへの無償資金協力等を始めとした国づくり支援や、フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援は、我が国による平和構築支援の成功例であり、継続が重要である。

測定指標 6-4 要人の往来数(日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣)

	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
—		往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係強化等の	2	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、新型コロナウイルスの感染状況、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協	2	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、新型コロナウイルスの感染状況、他の主要国との比較等を踏まえた、

		観点から適切な水準		力関係強化等の観点から適切な水準		各国との協力関係強化等の観点から適切な水準
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠						
<p>要人往来は、各国との関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>二国間関係強化や地域情勢等について高いレベルで意思疎通を図る必要があるため、上記のとおり目標を設定した。</p>						

測定指標 6-5 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進						
日本語研修終了時における日本語能力試験N3（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）程度の達成率	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	90%	新型コロナの影響で日本語研修が延期され、令和3年6月終了予定となったため、数値なし。	90%	27.7%（新型コロナの影響で授業形式や教材等に大幅な変更があり、各家庭のインターネット接続状況も異なったため、従来とは異なる環境下での研修であった点を考慮する必要がある。）	90%
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠						
<p>日本語研修終了時に日本語能力検定試験N3程度に一定割合の候補者が達しているかが、日本語研修の成果指標となるため。また、十分な日本語能力がEPA看護師・介護福祉士候補者に備わり、受入施設での訓練が順調に進むことは、外国人材受入促進の観点からも有益。</p> <p>（注）N3：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル</p> <p>平成29年度、平成30年度、令和元年度の実績が、それぞれ91.3%、89.0%、93.4%であるため、右実績を確保すべく90%を目標とした。</p>						

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
① 東南アジア島嶼国との友好関係の強化 （平成18年度）	1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの一層の関係強化のため、要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力を実施する。 こうした取組により、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。				6-1
	2 EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの経済関係緊密化のため、各種協議・会合等を実施する。 こうした取組により、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。				6-2
	3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの地域及び国際的課題に対する協力強化のため、各種協議・会				6-3

	合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を行うことで、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。				
	15 (11)	22 (13)	21 (13)	30	0022
②日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日後日本語研修事業 (平成 24 年度)	EPAに基づいて訪日するインドネシア人看護師・介護福祉士候補者を対象に6か月間の訪日後研修を行い、関係省庁間の連携強化や制度面での改善を行いつつ、インドネシア人候補者の国家試験合格率の向上を図る。 こうした取組による日本語能力の向上、及び国家試験合格率の向上は、インドネシア人候補者の増加、ひいては両国間の人的交流の強化につながる。				6-2 6-5
	381 (380)	10 (0)	692 (650)	161	0021

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 7 南西アジア諸国との友好関係の強化

施策の概要

- 1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化
- 2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進
- 3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・日印ビジョンステートメント（平成30年10月29日）
- ・日印ヴィジョン2025 特別戦略的グローバル・パートナーシップ インド太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働（平成27年12月12日）
- ・第204回国会施政方針演説（令和3年1月18日）
六 外交・安全保障（日米同盟と「自由で開かれたインド太平洋」）
- ・第204回国会外交演説（令和3年1月18日）
- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）
- ・日印首脳共同声明（令和4年3月19日）

測定指標 7-1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 *

中期目標（--年度）

各種会談・協議等を通じてインドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。

令和2年度目標

- 1 特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
- 2 日印外相間戦略対話、個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、安全保障、防災、健康医療、文化交流等幅広い分野において日印間の協力関係に加え、両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
- 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件を一層進展させる。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一時停滞している経済関係についても、これまで進めてきた地域連結性の強化を進め、インド進出日本企業に対する支援なども進めることにより、進出日本企業数を増加させるなどの関係強化に努める。
- 4 日印両国におけるビザの手続きの簡素化、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加（在日インド人留学生数1,945人（令和元年6月末現在））など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一時停滞している日印間の人的交流を従前以上に活性化させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルスの影響がある中、4月、9月（10日及び25日）及び令和3年3月に首脳電話会談を行い、各会談を通じて、日印間の「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を更なる高みに引き上げるため引き続き連携していくこと、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のために協力していくことについて意見交換を実施した。また、10月、菅総理大臣は、訪日したジャイシャンカル印外相、ペイン豪州外相及びポンペオ米国务長官による表敬を受け、地域の平和と安定のために一層連携していくことを確認した。
- 2 5月に外相電話会談を実施したほか、10月には、第2回日米豪印外相会合出席のため訪日中のジャイシャンカル外相との間で第13回日印外相間戦略対話を開催し、新型コロナ対策を含むインドの保健・医療体制の強化に資する日本からの支援や、インドが進めている「インド太平洋海洋イニシアティブ」を含む「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための協力について意見交換を行った。その他、事務レベルでは、11月に第10回日印科学技術協力合同委員会、令和3年2月に日印軍縮・不拡散協議をそれぞれオンライン会議方式で実施した。安全保障分野では、9月に日・インド物品役務相互提供協定（ACSA）への署名を行った。また日米豪印の枠組みについては、10月の第2回外相会合、令和3年2月の外相電話会談のほか、局長級協議を9月及び12月にオンライン会議方式で開

催した。加えて、11月にはこれら4か国による共同訓練「マラバール2020」が実施され、連携・結束が示された。

- 3 9月にインド高速鉄道に関する第11回合同委員会（オンライン会議）を開催し、プロジェクトの進捗を確認した上で、今後の入札プロセスを始め、同プロジェクトを着実に進めていくことを確認した。令和3年3月末には、北東州道路網連結性改善計画（フェーズ5）に対する円借款供与に係る交換公文の署名を行い、地域連結性強化にも継続的に取り組んだ。令和3年1月には、日・インド包括的経済連携協定に基づき設置された第6回合同委員会（オンライン会議）を開催し、インドに進出している日系企業の懸案事項などを踏まえ、同協定の運用・実施等について協議し、日印経済関係の強化に努めた。なお、インドにおける日系企業数は、新型コロナウイルスの影響もあり、前年比1社の増加となった（令和2年10月時点で1,455社）。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響により、ビザ手続きの簡素化について進展はなかった。また、国際的な人の往来が制限されたことで文化・人的交流分野での協力はオンラインを中心に実施となった（令和3年2月、JENESYS2020のオンラインイベントを開催）。訪日者数については前年比85%減（暦年）、在日インド人留学生数については1,694人（前年度：1,945人）に減少した（令和2年6月末現在、出典：法務省在留外国人統計）。他方、ポスト・コロナを見据えた将来のインドからの特定技能外国人の適正な受入れを目指していくための基本的な枠組みを定めるべく、令和3年1月、特定技能制度に関する協力覚書に署名が行われた。

令和3年度目標

- 1 特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
- 2 日印外相間戦略対話、個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、安全保障、防災、健康医療、文化交流、科学技術等幅広い分野において日印間の協力関係に加え、両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
- 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件を一層進展させるとともに、デジタル、ヘルスケアなどの新たな分野での協力案件も推進する。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い停滞した経済関係についても、これまで進めてきた地域連結性の強化を進め、インド進出日本企業に対する支援なども継続することにより、進出日本企業数を増加させるなどの関係強化に努める。
- 4 新型コロナ感染症の状況による往来の再開の状況に応じ、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加（在日インド人留学生数1,694人（令和2年6月末現在））、観光促進など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、感染拡大に伴い一時停滞している日印間の人的交流を再活性化させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 引き続き新型コロナウイルスによる様々な制約がある中、4月、10月に首脳電話会談、そして9月、令和4年3月に対面での首脳会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて緊密に連携していくことを確認した。令和4年3月、岸田総理大臣就任後初の二国間訪問として実現したインド訪問では、首脳会談において国交樹立70周年を迎える二国間の協力、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米豪印の連携、ウクライナ情勢を含む地域情勢やグローバルな課題等について幅広く議論した。会談後に両首脳は、安保・防衛協力、地域・国際情勢、経済、デジタル、人的交流等の内容を含む日印首脳共同声明に署名した。さらに両首脳は、サイバーセキュリティ分野における協力覚書等6件の文書に係る署名・交換に立ち会った。
- 2 5月に茂木外務大臣とジャイシャンカル外相との間で日印外相会談をオンラインで実施し、林外務大臣就任後は、11月、令和4年1月に外相電話会談、2月に対面での外相会談を実施した。林大臣就任後初の対面での日印外相会談では、日印外務・防衛閣僚会合の実施を通じて安全保障面での協力を進めていくことを確認するとともに、サイバー、宇宙、海洋、軍縮・不拡散、安保理等の分野で重層的に対話や協議を重ね、協力を深めていくことで一致した。デジタル、気候変動対策、ヘルスケア等といった経済面での協力や、Beyond 5Gや海底ケーブル、サプライチェーン強靱化等、経済安全保障における協力も進めていくとともに、インド北東部での協力や日印の旗艦プロジェクトである高速鉄道事業を着実に進展させていくことを改めて確認した。また、令和4（2022）年日印国交樹立70周年の様々な機会も活用しつつ、インドの優秀なIT人材や特定技能人材の活用を含め、人的・文化交流も進めていくことで一致した。加えて事務レベルでは、9月の第6回日・インド海洋に関する対話、11月の第2回日印宇宙対話が開催される等、重層的に協議が行われた。また、日

米豪印の枠組みについては、令和4年2月の第4回外相会合のほか、局長級協議を8月にオンライン会議方式で開催した。

- 3 9月にインド高速鉄道に関する第13回合同委員会がオンラインで開催され、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業の電気システム分野の業務を専門的知見から支援する「日本高速鉄道電気エンジニアリング株式会社」の設立を歓迎するとともに、同事業の進捗を確認し、引き続きこれを着実に進めていくことを確認した。ヘルスケア分野では、インドにおける新型コロナウイルス感染の急拡大に対する緊急援助として、人工呼吸器1,800台、酸素濃縮器2,800台が供与された。また、デジタル分野では総務省と印デジタル通信委員会の間で行われた5Gワークショップ等が実施された。4月以降のデルタ株の感染拡大に際しては、日本商工会が立ち上げたPCR検査事業を大使館が支援する等、進出日本企業を含め、在留邦人への支援を実施した。
- 4 引き続き、新型コロナウイルスの影響を受け、人的交流は限定的であったが、オンラインでの交流等可能なリソースを活用し人的交流の活性化を図った（令和4年2月～3月、JENESYSのオンラインプログラムを開催し、計140人の参加者に対して日本文化等を紹介する講義を実施した。）。また、7月にヴァラナシ国際協力コンベンションセンターの立ち上げ式が実施されたほか、同月には第1回日印フォーラム、令和4年2月には日印国交樹立70周年記念セミナーが開催された。訪日者数については前年比67%減（暦年）、在日インド人留学生数については1,302人（前年度：1,694人）に減少した（令和3年6月末現在、出典：法務省在留外国人統計）。他方、特定技能の分野では、令和4年1月からインド国内で日本語試験及び技能試験が開始された。

令和4年度目標

- 1 特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
- 2 日印外相間戦略対話、安全保障、防災、健康医療、文化交流、科学技術等幅広い分野における日印間の各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、二国間の協力関係に加え、日米豪印を始めとする両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
- 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件を一層進展させるとともに、デジタル、グリーン、ヘルスケア、5G、経済安全保障などの新たな分野での協力案件も推進する。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い停滞した経済関係についても、これまで進めてきた地域連結性の強化を進め、インド進出日本企業に対する支援なども継続することにより、進出日本企業数を増加させるなどの関係強化に努める。
- 4 新型コロナウイルス感染症の状況による往来の再開の状況に応じ、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加、観光促進、インドのIT人材や特定技能制度に基づく人材交流など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、感染拡大に伴い一時停滞している日印間の人的交流を再活性化させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

近年、政治的及び経済的影響力を増しているインドとの関係強化は、日本の安全保障上、及び日本経済の活性化にとって重要であり、特別戦略的グローバル・パートナーシップを中心とする上記の様々な実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

上記の目標の達成は、自由や民主主義、法の支配といった基本的な価値と戦略的利益を共有するインドと継続して協力関係を進展させる上で、重要である。

- ・日印首脳共同声明（令和4年3月19日）
- ・日印ビジョンステートメント（平成30年10月29日）
- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）

測定指標7-2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く) *

中期目標（--年度）

要人往来や首脳・外相会談及び事務レベルの協議を含む様々なレベルで対話・交流を継続し促進する。

令和2年度目標

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。スリランカについては、特に、新政権との関係構築のために、引き続き、要人往来や首脳・外相会談を含め様々なレベルでの対話・交流を推進していく。モルディブの間では、引き続き時宜を得た要人往来を実施し、ハイレベルでの意見交換の機会を設けることで、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き継続していく。
- 2 事務レベルでの協議を通じて二国間関係の強化・促進を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力、課題解決を進め、関係を強化する。バングラデシュの間では、「包括的パートナーシップ」の下での二国間関係を深化させるとともに、ラカイン州からの避難民の早期帰還に向けて協力していく。ネパールの間では、「自由で開かれたインド太平洋」への理解及び経済協力案件課題への対処のため、事務的レベルの協議や二国間のハイレベルによる会談を通じ、ネパール側の理解促進に取り組む。
- 3 各種プログラムなどを通じ、人的・文化交流を更に推し進め、友好関係の強化を図る。パキスタンの間では、令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、人的交流が一時的に停滞しているが、同国との友好関係の更なる発展のため、感染拡大が収束次第、要人往来の実現を含め、両国間の対話・人的交流を活発化させる。バングラデシュとの関係では、令和3（2021）年バングラデシュ独立50周年や令和4（2022）年外交関係樹立50周年に向けて、令和2年度中も両国間の対話・人的交流を推進していく。伝統的な親日国であるブータンの間では、皇室・王室間の交流に象徴される友好関係を継続的な要人往来を通じ一層進展させていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の中でも、首脳間の電話会議、事務レベルのオンライン協議等を通じ、南西アジア地域各国との二国間関係の維持・強化に努めた。
バングラデシュとの間で8月に首脳電話会談、パキスタンとの間で5月に外相電話会談、4月にモルディブとの間で若宮外務副大臣とシャーヒド外相の電話会談をそれぞれ実施し、コロナ禍の中でも二国間関係を維持・強化することを確認した。スリランカとの関係では、令和3年2月に第2回日スリランカ外務省高級事務レベル政策対話をオンラインで実施し、「自由で開かれたインド太平洋」実現のためのパートナーとして連携していくことを確認した
- 2 新型コロナウイルスの影響で往来が制限される中、事務レベルでのオンライン協議を活発に実施した。スリランカの間では、10月に第4回日スリランカ海洋対話をオンラインで実施し、インド太平洋における情勢認識について率直な意見交換を行い、「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けて、二国間及び多国間協力を推進することで一致した。また、スリランカとネパールの間では、11月に特定技能の適正な運用のための事務レベルのオンライン協議を実施した。さらに、モルディブの間でも、令和3年3月に第3回日モルディブ政策対話をオンラインで実施し、ポスト・コロナを見据えた二国間協力関係の更なる強化に向けて協議を行った。パキスタンとの間では、令和3年3月にハイレベル経済協議をオンラインで実施し、コロナ禍においても二国間の経済関係が維持されるよう尽力した。また、バングラデシュとの協力の観点から、10月には米国、EU、英国及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）共催による、ミャンマー・ラカイン州からバングラデシュへの避難民対応のための持続的支援ドナー会合に國場外務大臣政務官が出席し、日本の立場を説明した。
- 3 バングラデシュの間では、令和3年2月に第3回外務次官級協議をオンライン形式で実現し、令和4年の日バングラデシュ外交関係樹立50周年に向けて、二国間関係を一層深化させることを確認した。ブータンとの間では、保健分野に関する事務レベルでのオンライン協議等を通じ、コロナ禍でも伝統的二国間関係が維持・強化されるよう取り組んだ。

令和3年度目標

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。
- 2 事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め、関係を強化する。特にバングラデシュの間では、「包括的パートナーシップ」をより戦略的な二国間関係に深化させるとともに、ミャンマー情勢を見つつ、引き続きラカイン州からの避難民の早期帰還に向けて協力していく。また、スリランカについては、新政権の方針や新型コロナの影響を踏まえ、既存の協力案件の着実な実施を確保しつつ、要人往来や様々なレベルでの対話・交流を推進していく。
- 3 令和4（2022）年の「日本・南西アジア交流年」、同年の二国間の周年（日バングラデシュ外交関

係樹立 50 周年、日パキスタン外交関係樹立 70 周年、日スリランカ外交関係樹立 70 周年等) に向け、対話・人的交流を推進するとともに、各種プログラムなど（オンラインを含む）を通じ、効果的な行事の実施を検討する。

施策の進捗状況・実績

- 1 引き続き新型コロナウイルスによる様々な制約がある中、各国ハイレベルとの電話会議、国際会議などの場や往来の機会を利用し、南西アジア地域各国との二国間関係の維持・強化に努めた。

バングラデシュとの間では、6月に茂木外務大臣とモメン外相との間で外相電話会談を実施し、茂木外務大臣から、バングラデシュ独立 50 周年に祝意を伝達しつつ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け協力し、日・バングラデシュ包括的パートナーシップを発展させていきたい旨述べた。パキスタンとの間では9月の国連総会の機会に茂木外務大臣がクレーシ外相との間で外相会談を実施し、またモルディブとの関係では、6月に外相電話会談を行ったほか、8月にアブドゥラ・シャーヒド・モルディブ外相が第 76 回国連総会議長として訪日し、茂木外務大臣と会談した。スリランカとの間では、7月に岸防衛大臣とラージャパクサ大統領（国防相を兼務）との会談をテレビ会議形式で開催した。

- 2 新型コロナウイルスの影響で往来が制限される中、事務レベルでのオンライン協議を実施し、また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進めた。また、各国に対し、COVAX 経由でのワクチン供与など、新型コロナウイルス対策に資する支援を実施した。

パキスタンとの間では、6月に安全保障対話をオンラインで実施し、両国の外交・安全保障政策やテロ対策等について意見交換を行った。

ネパールとの関係では、12月、本田外務大臣政務官が首都カトマンズにおいて開催された「復興国際会議 2021」にビデオメッセージを寄せ、日本の自然災害に関する経験と教訓に基づいてネパール復興に貢献してきたことを説明した。また、ネパールに対する新型コロナウイルス感染症対策支援では、COVAX を通じて日本製アストラゼネカ・ワクチン約 160 万回の供与、コールド・チェーン整備、人材育成支援、保健・医療体制強化のため医療機材供与等の無償資金協力による支援、国際機関等を通じた医療機材や防護服等の物資供与を行った。

バングラデシュとの間では、バジャンチャール島を含むミャンマー・ラカイン州からの避難民に対する支援を行うとともに、新型コロナ対応支援のための 400 億円の緊急支援借款を供与したほか、令和 3 年末までに COVAX ファシリティ経由で約 455 万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与した。

スリランカとの関係では、既存の地デジ案件の着実な実施に向けた取組を進めるとともに、新型コロナ対応の支援として、日本はスリランカの要請を受け、令和 3 年末までに COVAX ファシリティ経由で約 146 万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与したほか、コールド・チェーン整備や人材育成支援を行った。

モルディブとの関係では、同国内の新型コロナ感染拡大を受け、日本は令和 3 年末までに COVAX ファシリティ経由で約 11 万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与したほか、コールド・チェーン整備や人材育成支援を行った。

ブータンに対しては、7月に可搬型超音波画像診断装置 11 台、10月に太陽光発電設備、令和 4 年 1 月に計 12 台の SUV 小型救急車及び車内搭載機器をブータン国内の病院に供与した。

- 3 令和 4 年の「日本・南西アジア交流年」、同年の二国間の周年（日バングラデシュ外交関係樹立 50 周年、日パキスタン外交関係樹立 70 周年、日スリランカ外交関係樹立 70 周年等）に向け、対話・人的交流を推進した。

バングラデシュとの間では、令和 4 年 2 月に開催された「日・バングラデシュ外交関係樹立 50 周年記念式典」において、岸田総理大臣からの祝賀ビデオメッセージを發出した。スリランカとの間では、令和 4 年 1 月 1 日、スリランカの主要紙に林外務大臣とピーリス・スリランカ外相がそろって特集記事を寄稿し、記念すべき 70 周年の幕開けを両国が共に祝った。パキスタンとの間では、9月の外相会談の際に、茂木外務大臣とクレーシ外相との間で、令和 4 年の日・パキスタン外交関係樹立 70 周年の機会に、二国間関係を一層発展させていくことを確認した。

また、日本・南西アジア交流年を通じて南西アジア諸国全体との交流を促進するために、本田外務大臣政務官が南西アジア各国在京大使等を招いて、令和 4 年 1 月に日本・南西アジア交流年キックオフイベント「書き初め会」を開催し、SNS を通じて積極的な広報を行った結果、イベントの様相を記録した動画が 6,000 回以上再生された。また、令和 4 年 3 月に「日本・南アジア関係：より包摂的で持続可能な未来に向けて」というテーマの下、南西アジア諸国の有識者を招いてウェビナーを実施し、国内外から 190 名の参加を得た。

令和4年度目標

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。
- 2 事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め、関係を強化する。特にバングラデシュの間では、「包括的パートナーシップ」をより戦略的な二国間関係に深化させる。また、スリランカについては、同国の経済・財務状況も注視しながら、既存の協力案件の着実な実施を確保しつつ、要人往来や様々なレベルでの対話・交流を推進していく。
- 3 令和4年の「日本・南西アジア交流年」（日バングラデシュ外交関係樹立50周年、日パキスタン外交関係樹立70周年、日スリランカ外交関係樹立70周年等）において、新型コロナウイルス感染症の状況と水際対策を見極めながら、対話・人的交流を推進するとともに、各種プログラム（オンラインを含む）などを通じ、効果的な行事を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

南西アジア地域は先進国と比較して行政機関の体制が十分に整備されていない国が少なくなく、域内各国との関係強化の契機として要人往来は極めて重要である。同時に、近年各国との協力関係は多面化しており、要人往来以外の協議、交流も重要となっている。このため、これらの実績を測ることは、施策の進捗状況を把握する上で有益である。

継続的な要人往来は、安定した二国間関係維持・強化のために必要な要素であるが、政治情勢などにより短期的に要人往来数が減少することは避けられないことから、政治情勢に左右されにくい事務レベルでの協議体を通じた二国間関係強化及び人的交流部門での協力強化が、実際の施策の進捗を測るのに有益であり、重要である。

測定指標7-3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

中期目標（一年度）

南西アジア地域各国において、自由や法の支配といった国際的な基本的価値の共有を図るとともに、インフラを含む開発支援及び能力構築支援を通じて地域連結性を強化する。また、各地域枠組みを活用してより広域における連結性の強化を図る。これらを通じ、南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。

令和2年度目標

- 1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。
 - (1) 航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着。モルディブ及びブータンとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続きハイレベルで確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。
 - (2) 港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求。バングラデシュの間では、ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。ネパールとの間では、道路トンネルや交差点改良等のインフラ整備支援を行い、南アジア最貧国であるネパールの経済発展に寄与する。
 - (3) 海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要パートナーとして、様々な支援・協力を実施していく。一方、ODA スキームだけでは、スリランカ政府の様々な要望に応えることは困難であるので、官民連携（PPP）等の ODA 以外のオプションについて積極的に検討していく。
- 2 南アジア地域連合（SAARC）及び環インド洋連合（IORA）といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」構想を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。SAARC に対しては、オブザーバー国として実施する招へい事業を通じ、日本への理解促進・信頼関係の促進を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来の実施には制約があったが、ハイレベルの電話会談（8月の日バングラデシュ首脳電話会談、4月の若宮外務副大臣とシャーヒド・モルディブ外相との電話会談等）、事務レベルでのオンライン協議（10月の第4回スリランカ海洋対

話、令和3年3月の第3回日モルディブ政策対話等)、また既存の経済協力案件の着実な実施により、「自由で開かれたインド太平洋」のパートナー国との協力を強化した。

(2) バングラデシュとの関係では、首脳電話会談(8月)や外務次官級協議(令和3年2月)において、経済インフラの開発、投資環境の改善、連結性の向上を柱とするベンガル湾産業成長地帯(BIG-B)構想の下で南部チッタゴン開発に引き続き協力していくことを確認し、日本企業進出の促進のため、投資環境改善を要請した。

スリランカとの関係では、違法薬物対策のための機材供与や国連世界食糧計画(WFP)を通じた食糧支援などを通じて同国の経済社会発展に貢献した。

ネパールとの関係では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、道路トンネル等のインフラ整備支援の実施は停滞したものの、学校セクター開発支援等の能力構築支援を通じネパール経済発展に寄与した。

パキスタンとの関係では、日本による支援の重点分野である社会基盤の改善のため、廃棄物管理機材の供与を含む廃棄物管理能力の向上、生活環境改善にかかる支援等の無償資金協力を行った。

モルディブとの関係では、モルディブの若手行政官等を対象とした人材育成支援などを通じ、同国の経済社会開発に資する協力を行った。

さらに、新型コロナ感染対策として、パキスタン、スリランカ、ネパール、モルディブ及びブータンに対し、保健・医療関連機材の供与や国際機関を通じた支援を行い、平和と安定、経済発展の基礎となる各国の保健医療体制の強化に貢献した。

(3) モルディブとの関係では、テロ対策や海上保安能力強化のための機材供与、国連薬物犯罪事務所(UNODC)と連携した海事法執行機関に対する能力強化支援を行った。

パキスタンとの関係では、新たな気象レーダーシステムの導入、学校の耐震化、洪水対策、防災教育等、防災分野における支援を行った。

2 SAARC に対しては、新型コロナウイルスの影響で「JENESYS2020」による招へい事業が実施できなかったものの、オンラインを活用し SAARC 加盟 8 か国の 95 名を対象に「環境」をテーマとしたウェビナーを実施した。同ウェビナーでは、日本における環境政策への理解を深めるとともに、環境問題を通じた日本と SAARC 諸国との協力・友好関係の理解促進を図ることができた。

IORA との関係では、オンラインで開催された第 20 回閣僚会合にて鷺尾外務副大臣が IORA に対する日本の取組をビデオメッセージを通じて紹介した。また、オンラインで開催された「IORA DAY 2021 Virtual Celebrations」に茂木外務大臣からビデオメッセージを寄せ、IORA DAY を祝福した。両方の機会において「自由で開かれたインド太平洋」構想を IORA 参加国に向けて発信し、その浸透を図ることができた。

令和3年度目標

1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。

(1) 航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着。モルディブ及びブータンとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。

(2) 港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求。バングラデシュの間では、ベンガル湾産業成長地帯(BIG-B)構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。ネパールとの間では、道路トンネルや交差点改良等のインフラ整備支援を行い、南アジア最貧国であるネパールの経済発展に寄与する。

(3) 海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要パートナーとして、両国政府間での意思疎通をより緊密にし、ODAを含む様々な支援・協力を実施していく。

2 南アジア地域連合(SAARC)及び環インド洋連合(IORA)といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」構想を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。SAARC に対しては、オブザーバー国として実施する招へい事業を通じ、日本への理解促進・信頼関係の促進を図る。

施策の進捗状況・実績

1 (1) スリランカとの間では、7月に岸防衛大臣とラージャパクサ大統領(国防相を兼務)との会談をテレビ会議形式で開催し、自由で開かれたインド太平洋の維持・強化に向け、防衛協力・交流を引き続き強力に推進していくことで一致した。

モルディブとの関係では、8月のシャーヒド外務大臣の第76回国連総会議長としての訪日の際

に、菅前総理大臣への表敬及び茂木外務大臣との会談を通じて基本的価値の共有を確認し、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化に向けて引き続き協力していくことで一致した。

(2) バングラデシュとの関係では、11月に都市高速鉄道(MRT)1号線、令和4年3月にMRT6号線を建設支援するための交換公文の署名が行われるなど、BIG-B構想の下で連結性強化に資する支援を行った。

ネパールとの関係では、経済成長・強靱化政策借款や水道改善計画の交換公文の署名が行われたほか、4月にはパタン・セカンダリースクール復興工事完了式典が開催された。また、医療機材整備や人材育成に関する計画の交換公文の署名も行われた。

(3) パキスタンとの関係では、国境管理のための施設改善及び機材供与、国境管理官の能力強化のための研修等を行った。また、日本による支援の重点分野である人間の安全保障の確保と社会基盤の改善のため、同国におけるポリオ撲滅に向けた支援や、母子を対象とした保健・医療サービスの体制強化及び質の向上にかかる支援等の無償資金協力を行った。

スリランカとの間では、海上自衛隊の掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」がトリンコマリに寄港し、親善交流などを実施した(令和4年1月)。このほか、令和3年に自衛艦は3回同港に寄港している。

2 SAARCに対しては、新型コロナウイルスの影響で「JENESYS」による招へい事業が実施できなかったものの、オンラインを活用しSAARC加盟国の約100人の青少年を対象にオンラインプログラムを令和4年3月に実施した。オンラインプログラムでは、ウェビナー等を通じ日本の政策等への理解を深めるとともに、日本とSAARC諸国との協力・友好関係の理解促進を図ることができた。IORAに関しては、11月に開催された第21回閣僚会合において本田外務大臣政務官がビデオメッセージを通じて「自由で開かれたインド太平洋」の重要性を広く発信し、日本の政策への理解促進を図ることができた。

令和4年度目標

- 1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。
 - (1) 航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着を進める。各国との間で「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。
 - (2) 港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求。バングラデシュとの間では、ベンガル湾産業成長地帯(BIG-B)構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。ネパールとの間では、道路トンネルや交差点改良等のインフラ整備支援を行い、南アジア最貧国であるネパールの経済発展に寄与する。
 - (3) 海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要パートナーとして、両国政府間での意思疎通をより緊密にし、同国の経済状況を注視しながら必要な支援・協力を検討していく。
- 2 南アジア地域連合(SAARC)及び環インド洋連合(IORA)といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。SAARCに対しては、オブザーバー国として実施する招へい事業を通じ、日本への理解を促進し、信頼関係を促進する。IORAに対しては対話パートナー国としての貢献を行う。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国からの支援は、災害への人道・復旧支援や開発及び民主化支援等の分野に限られたものではなく、近年は、より広範な分野における能力構築支援や、災害に強く長期的な経済効率性を備えた質の高いインフラの整備を通じ、総合的な支援を行っていくことが求められている。また、南西アジア地域はアジアとアフリカをつなぐ「自由で開かれたインド太平洋」の実現における重要な結節点に当たり、より広域における地域協力枠組みとの連携を推進していく必要性が高まっている。これらの取組の実績を測ることは施策の進捗状況を測る上で有益である。

測定指標7-4 要人往来数

外交青書資料編に揃える。 日本側は皇室、総理大	中期 目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値

臣、衆参両議院議長、閣僚、外務副大臣、外務大臣政務官の外国訪問。相手国は国家元首、王族、首相、国会議長、外相、外相より上位の閣僚、国際機関の長で、日本の外務大臣、外務大臣より上位の閣僚と会談のあったもの。	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準	1	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準	2	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠						
<p>要人往来は、各国との関係促進における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>要人往来数は南西アジア地域各国との交流を促進する上で、可能な限り高い水準を維持することが必要であり、年度目標を上記のとおりとした。</p>						

参考指標：日本と南西アジア諸国間の年間貿易額（億円）			
（出典：財務省貿易統計）	実績値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	23,851	20,503	29,976

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①南西アジア諸国との友好関係の強化 (*)	1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 首脳を含む様々なレベルでの対話の実施による重層的な二国間関係を構築するのみならず、経済関係の強化、人的交流の更なる活性化を進める。 同施策を進めることは、多様な分野での日印関係の強化に寄与し、日印特別戦略的グローバル・パートナーシップの更なる拡大・深化につながる。				7-1 7-4
	2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進（インドを除く） 南西アジア諸国との間で首脳を含む様々なレベルでの対話を実施するよう努める。また、文化交流を通し、民間レベルでの交流促進を側面支援する。 政府レベルのみならず、民間レベルでの交流は、親日家を増やすという観点からも、長期的な関係を構築し、これら諸国との対話・交流の継続・促進に寄与する。				7-2 7-4
	3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施 南西アジア地域各国において、自由や法の支配といった国際的な基本的価値の共有を図るとともに、インフラを含む開発支援及び能力構築支援を通じて地域連結性を強化する。 また、各地域枠組みを活用してより広域における連結性の強化を図る。 これらを通じ、南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。				7-3
	37 (38)	38 (3)	38 (4)	53	0023

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

施策の概要

大洋州地域諸国とハイレベルでの対話をベースとして、多様な分野で友好関係を強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定)
IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ
3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
(1) 及び (6)
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 8-1 豪州及び NZ との関係強化 *

中期目標（一年度）

日豪・日 NZ の「パートナーシップ」を推進・強化する。

令和 2 年度目標

- 1 日豪関係
 - (1) 首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。
 - (2) 日豪 2 + 2 等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。
 - (3) 共同運用及び訓練を円滑化すべく、行政的、政策的及び法的手続きを改善する相互訪問に関する協定について早期の妥結に向けて交渉を進める。
 - (4) 発効後、5 年を経過した日豪 EPA に関し、合同委員会の開催等を通じ、積極的運用を図る。また、日豪交流促進会議の開催等を通じて、日豪間の経済的及び地方間の交流促進を進める。
 - (5) 太平洋地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。
 - (6) 日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。
- 2 日 NZ 関係
 - (1) 日 NZ 間の「戦略的協力パートナーシップ」の維持・強化を目指す。9 月の総選挙実施後に政権が替わる場合は、首脳・外相レベルで国際会議の機会等を利用して関係構築を図る。
 - (2) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日豪関係
 - (1) 7、9、11 月及び令和 3 年 2 月に日豪首脳会談（電話会談形式を含む）、4、6、10 月及び令和 3 年 2 月に日豪外相会談（電話会談形式を含む）を実施し、「特別な戦略的パートナー」である日豪が「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて共に取り組んでいくことを確認した。特に、11 月の首脳会談では、会談終了後に夕食会を実施したほか、共同記者発表において、安全保障・防衛協力や経済などの分野における協力関係の一層の強化をうたう日豪首脳共同声明に署名した。9 月の首脳電話会談は菅総理大臣初の外国首脳との電話会談となり、また、11 月の日豪首脳会談は菅政権初の外国首脳受入れとなった。
 - (2) 豪州による「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動のための航空機・艦艇の派遣（9 月、10 月及び令和 3 年 2 月）、海上自衛隊と豪海軍の南シナ海での共同訓練の実施（9 月）など、日豪間の安全保障、防衛協力は着実に進展した（令和 2 年度は、豪州との調整がつかず、さらに新型コロナにより往来が困難であったため、日豪 2 + 2 は実施せず）。10 月、自衛隊法第 95 条の 2（合衆国軍隊等の部隊の武器等防護）に係る自衛官による豪州軍の武器等の警護任務の実施に向けた体制構築に必要な調整を開始した。
 - (3) 11 月の日豪首脳会談において、画期的な二国間協定である日豪円滑化協定が大枠合意に至ったことを歓迎し、早期署名に向けて残りの必要な作業を加速させることを確認した。
 - (4) 日豪 EPA の着実な運用により、両国間の貿易取引額は拡大してきたが、令和 2 年度は新型コロナの影響等により減少した（令和元（2019）年 6.5 兆円→令和 2（2020）年 5.1 兆円（財務省貿易

統計))。日豪交流促進会議は、新型コロナの影響等で開催できなかったものの、経済分野では、日本農産品の豪州への輸出や水素輸出等について日豪褐炭水素サプライチェーン・プロジェクト等の具体的な協力が進展した。

(5) 10月の日豪外相電話会談にて「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力の方向性を議論する等、様々な機会やレベルで太平洋島嶼国における日豪両国の一層の連携を確認・推進した。

(6) 10月に東京にて日米豪印外相会合、令和3年2月に日米豪印外相電話会談を開催し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害救援、教育・人材育成を始め、様々な分野で実践的な協力を更に進めていくことで一致した。また、10月にベトナムで開催されたインド太平洋ビジネスフォーラムにおいて、日米豪外相によるビデオメッセージにて、日米豪3か国が協力するパラオ光海底ケーブルプロジェクトが「インド太平洋におけるインフラ投資に関する三機関間パートナーシップ」の下で実施される最初のプロジェクトになることが発表された。

2 日 NZ 関係

(1) 11月、菅総理大臣は、10月の総選挙で再任したアーダーン首相と首脳電話会談を実施し、両国がインド太平洋地域において共通の価値に立脚した重要な「戦略的協力パートナー」であり、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組、WTO改革、TPP11協定やRCEPなどを通じた自由で公正な経済秩序の拡大、安全保障といった分野での協力を促進していくことを確認した。

外相間では、茂木外務大臣は、ピーターズ外相と外相電話会談を3回(4月、6月及び9月)実施し、新型コロナウイルス感染症への対応などについて意見交換を行い、両国の「戦略的協力パートナーシップ」の下で地域情勢も含め引き続き連携していくことで一致した。さらに、11月に就任したマフタ外相と12月に外相電話会談を行い、両国関係の強化と太平洋島嶼国地域での協力強化、新型コロナウイルス感染症対策など様々な分野での協力を引き続き推進していくことを確認した。

11月には日 NZ 高級事務レベル経済協議(次官級)をテレビ会議形式にて開催し、二国間経済・貿易関係のほか、NZが議長を務める令和3年のAPECを始めとする地域経済協力、世界貿易体制等についての議論を行い、双方の協力を確認した。また同月、令和元年9月のアーダーン首相の訪日時に関国首脳共同声明で開始につき一致した日 NZ 情報保護協定に関する予備協議を電話会議にて実施した。

(2) 12月に第4回日 NZ 太平洋協議を実施し、太平洋島嶼国地域における情勢に関する意見交換や、同地域での両国の協力の可能性についての具体的な議論を行った(平成27年以来開催していなかった協議を平成31年4月の再開に続けて実施)。

令和3年度目標

1 日豪関係

(1) 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。

(2) 日豪2+2等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的な成果を得る。

(3) 日豪円滑化協定について、可能な限り早い機会に署名するために必要な残りの課題につき両国で取り組む。

(4) 良好な日豪関係の一翼を担う日本企業の豪州での活動への支援を更に強化する。また、豪州の戦略的重要性の飛躍的増大についての日本国内の認識を更に高める。

(5) 太平洋地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、第9回太平洋・島サミット(PALM 9)における協力を含め、二国間の緊密な協力を推進する。

(6) 日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。

2 日 NZ 関係

(1) 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、日 NZ 間の「戦略的協力パートナーシップ」の一層の維持・強化を目指す。

(2) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、第9回太平洋・島サミット(PALM 9)における協力を含め、二国間の緊密な協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 日豪関係

(1) 6、9(2回)、10、11月及び令和4年1月に日豪首脳会談(テレビ会談形式を含む)、5、6、9、10、11、12月及び令和4年2月に日豪外相会談(電話及びテレビ会談形式を含む)を実施し、「特別な戦略的パートナー」である日豪が「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて共

に取り組んでいくことを確認した。特に、令和4年1月の首脳テレビ会談では、「特別な戦略的パートナーシップ」の下、安全保障・防衛協力を始め、地域情勢、経済面も含めた幅広い分野について、高い水準の共通認識を確認しつつ、日豪の連携を更に強化していく決意を記す、日豪首脳共同声明を発出した。

(2) 6月に第9回日豪2+2テレビ会議方式で開催した。同協議では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、基本的価値と戦略的利益を共有する「特別な戦略的パートナー」である日豪間の協力を深化させることで一致した。また、地域の安全保障上の課題を踏まえた戦略認識を共有するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、インド太平洋地域及びそれを超えた地域における平和、安定及び繁栄に貢献すべく、日豪間の安全保障・防衛協力を新たな次元に引き上げることの重要性を確認した。また、豪州による「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動のための航空機・艦艇の派遣（5月、8月、10月及び令和4年2月）、自衛隊法第95条の2（合衆国軍隊等の部隊の武器等防護）に基づく自衛隊による豪州軍の武器等の警護任務の初実施（11月）など、日豪間の安全保障、防衛協力は着実に進展した。

(3) 令和4年1月の首脳テレビ会談の際に、両首脳による日豪円滑化協定への署名を実現した。これは日本にとって初となる円滑化協定であり、両首脳により、画期的な成果であることが確認された。署名式に際し、両首脳は、両国の安全保障・防衛協力を新たな段階に引き上げる協定の署名を歓迎しつつ、日豪関係の更なる発展への期待を表明した。

(4) 経済分野では、経済分野における協力などの具体的なプロジェクトを始め、官民一体で日豪経済関係の進展に取り組んだ。令和4年1月の首脳会談では、両首脳は、西シドニーにおける新都市圏の開発など、官民一体で日豪経済関係を発展させていくことを確認した。さらに、気候変動などのグローバルな課題で協力を深めることを確認し、その中で、アジアのエネルギー・トランジションを加速させ、水素事業での協力等、脱炭素化の協力を推進していくことで一致した。また、累次の首脳会談・外相会談の成果の公表等を通じ、豪州の戦略的重要性についての日本国内の認識の向上に取り組んだ。

(5) 令和4年2月の日豪外相会談において、両大臣が火山噴火及び津波被害を受けたトンガの中長期的な復興に向けた支援において日豪両国が連携していくことを確認する等、様々な機会やレベルでの、太平洋島嶼国における日豪両国の一層の連携を確認・推進した。また、令和4年3月に実施した第四回日豪太平洋政策対話では、太平洋島嶼国地域情勢及び同地域における日豪協力の方向性に関して意見交換を行い、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた取組を進める中で、新型コロナウイルス感染症、気候変動、自然災害等の諸課題に直面する太平洋島嶼国地域の持続的な発展のために両国の連携を一層強化していくことで一致した。

(6) 9月にワシントンDCにて日米豪印首脳会合、令和4年2月にメルボルンにて日米豪印外相会合を開催し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き、新型コロナ対策、気候変動、質の高いインフラ、サイバーセキュリティ、テロ対策、教育・人材育成を始め、様々な分野で実践的な協力を更に進めていくことで一致した。また、12月に日米豪インフラ協力等に関する協議を行い、日米豪3か国は、インド太平洋地域がこれらの分野で直面する課題についての認識を共有しつつ、3か国による具体的な協力の実施について、今後も緊密に連携していくことで一致した。

2 日 NZ 関係

(1) 令和4年2月、林外務大臣は、マフタ外相とテレビ会談を実施し、林大臣から両国の「戦略的協力パートナーシップ」を更に強固にする取組を進めていきたい旨述べるとともに、両大臣は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、関係国とも連携しつつ、具体的な取組を進めていくことの重要性を確認した。

令和3年9月には、日 NZ 政務協議をテレビ会議形式にて開催し、新型コロナウイルス対応における連携や安全保障協力の強化を始めとする二国間関係のほか、インド太平洋地域を中心とする両国の国際的な協力について幅広い議論を行い、双方は、今後とも自由で開かれたインド太平洋のために、一層緊密に協力していくことを確認した。

(2) 9月の日 NZ 政務協議において、太平洋島嶼国地域における協力は日 NZ 間の協力の重要な柱の1つであることを確認した。また、令和4年2月の日 NZ 外相会談において、両大臣は、火山噴火及び津波被害を受けたトンガの中長期的な復興に向けた支援をはじめ、太平洋島嶼国との協力における連携深化の重要性を確認した。

令和4年度目標

1 日豪関係

(1) 首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パ

ートナーシップ」の一層の深化を目指す。

- (2) 日豪2+2等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。
- (3) 日豪円滑化協定について、早期発効に向けて両国の国内手続を進めていく。
- (4) 良好な日豪関係の一翼を担う日本企業の豪州での活動への支援を更に強化する。
- (5) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。
- (6) 日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。

2 日 NZ 関係

- (1) 外交関係樹立70周年となる令和4年、首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、日NZ間の「戦略的協力パートナーシップ」の一層の強化を目指す。
- (2) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「特別な戦略的パートナーシップ」の下、協力関係を深化させている豪州、及び、「戦略的協力パートナーシップ」の関係にあるNZとの更なる関係強化は、日本の安全保障及び経済にとって重要である。両国は、大洋州地域の大国・先進国であり、地域機関の太平洋諸島フォーラム（PIF）においても中心的な役割を果たしている。両国との関係強化に係る様々な取組の実績を測ることは、大洋州地域諸国との友好関係強化に向けた施策の進捗を把握する上で必要である。

上記の目標の達成は、アジア太平洋地域の戦略環境が厳しさを増す中、「自由で開かれたインド太平洋」の実現や、安全保障・防衛、経済分野での協力を強化する上で特に重要である。

測定指標 8-2 太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化 *

中期目標（--年度）

太平洋島嶼国との友好協力関係を強化する。

令和2年度目標

- 1 太平洋・島サミット（PALM）関連会合の開催等を通じ、第8回太平洋・島サミット（PALM8）の主な成果の実施状況を評価するとともに、第9回太平洋・島サミット（PALM9）に向けた議論を進めていく。
- 2 ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

施策の進捗状況・実績

1 PALM9に向けた議論

- (1) 10月、PALM中間閣僚会合（テレビ会議形式）を開催し、茂木外務大臣がコフェ・ツバル法務・通信・外相と共に共同議長を務め、茂木外務大臣から、PALM8で表明した日本の支援策の進捗について具体的に説明するとともに、PIF加盟国等との間で、PALM9に向けたビジョンと優先事項等について意見交換を行い、PALM9の成功に向け、引き続き緊密に連携していくことを確認し、議長総括を採択した。
- (2) PALM9に向けた有識者会合を11月から12月に全4回開催した。第1回はPALM9に向けた基本方針、気候変動、環境及び防災、第2回は海洋及び漁業分野における協力、第3回は貿易投資・観光・インフラ分野における協力、第4回は社会開発（保健・教育・人材育成・人的交流）分野における協力について、有識者委員により活発な議論が行われた。
- (3) 7月及び11月、木原内閣総理大臣補佐官及び和泉内閣総理大臣補佐官の下で、関係省庁局長級から構成される「太平洋島嶼国協力推進会議」を開催し、PALM9に向けて、対太平洋島嶼国政策の強化のための取組について議論を行うとともに、関係省庁が引き続き連携しつつオールジャパンで取組を進めていくため、更に議論を行っていくことを確認した。

2 幅広いレベルでの対話・協議を通じた太平洋島諸国との関係強化

- (1) 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、日本と太平洋島嶼国の双方が水際対策措置を講じたため、要人の往来や国際会議の機会を捉えた対話及び協議の機会が激減した。
- (2) 4月、茂木外務大臣が、セルイラトゥ・フィジー共和国防衛・国家安全保障・外相と電話外相会談を実施し、邦人帰国に向けた働きかけを行うとともに新型コロナウイルス感染症対策等につい

て意見交換を行った。

- (3) 7月、中山外務大臣政務官はマタイトンガ駐日フィジー共和国大使、マツタロウ駐日パラオ共和国大使及びマンギシ駐日トンガ王国大使と懇談し、新型コロナウイルス感染症対策等について意見交換を行うとともに、PALM 中間閣僚会合や PALM 9 へ向けて協力していくことで一致した。
- (4) 8月、茂木外務大臣は、パプアニューギニアを訪問し、マラペ首相を表敬訪問し、同首相との間で、二国間関係、新型コロナウイルス対策、経済関係、遺骨収集、国際社会における協力等、幅広い分野における議論を行うとともに、PALM 9 に向けて、引き続き緊密に連携していくことで一致した。また両者は、北朝鮮を含む地域情勢について意見交換し、今後も緊密に連携していくことを確認するとともに、茂木外務大臣から、拉致問題の早期解決に向けた理解と協力を求め、マラペ首相から支持を得た。
- (5) 10月、在フィジー大使館主催の日・フィジー外交関係樹立 50 周年に係る広報文化イベントが実施され、中西外務大臣政務官が祝辞（ビデオメッセージ）を發出し、同イベントで放映された。
- (6) 12月、中西外務大臣政務官が、ミクロネシア、フィジー、マーシャル、パラオ、サモア及びトンガの駐日大使との昼食会を開催し、日・太平洋島諸国関係等、様々な共通の関心事項について意見交換を行ったほか、PALM 9 へ向けて協力していくことで一致した。

令和3年度目標

- 1 令和3年に開催予定の PALM 9 において、参加各国との首脳レベルの対話の機会を確保し、同対話を通じて太平洋島嶼国との友好協力関係を一層強化する。また、PALM 9 の成果等のフォローアップを然るべく行う。
- 2 ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

施策の進捗状況・実績

1 PALM 9 の開催とフォローアップ

- (1) 6月、木原総理大臣補佐官及び和泉総理大臣補佐官の下、関係省庁局長級から構成される「太平洋島嶼国協力推進会議」の第7回会合が開催され、対太平洋島嶼国政策強化の具体策について議論が行われるとともに、第9回太平洋・島サミット（PALM 9）の開催に向け、関係省庁が連携しオールジャパンで取組を進めていくために、更なる議論を行っていくことが確認された。
- (2) 7月、菅総理大臣とナタノ・ツバル首相の共同議長の下、テレビ会議方式で PALM 9 が開催され、日本、14 島嶼国、オーストラリア、NZ に加え、ニューカレドニア及び仏領ポリネシアの2地域を含む 19 か国・地域的首脳等の参加のもと、今後3年間の重点分野として、①新型コロナへの対応と回復、②法の支配に基づく持続可能な海洋、③気候変動・防災、④持続可能で強靱な経済発展の基盤強化、⑤人的交流・人材育成の5つの重点分野を中心に議論を行った。議論の成果として、「第9回太平洋・島サミット（PALM 9）首脳宣言」並びに附属文書である「太平洋のキズナの強化と相互繁栄のための共同行動計画」及び「ファクトシートーPALM 8 以降の日本の支援」を採択した。
- (3) 令和4年2月、PALM 9 のフォローアップとして、将来指導的立場につくことが期待される 11 名の若手行政官を太平洋島嶼国から招待し、オンラインで日本と太平洋島嶼国の関係について説明及び意見交換を行い、相互理解を深めた。

2 幅広いレベルでの対話・協議を通じた太平洋島諸国との関係強化

- (1) 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、要人の往来や国際会議の機会を捉えた対話及び協議の機会が激減するも、オンライン等を活用し、太平洋島嶼国との対話の機会を確保した。
- (2) 6月及び7月、PALM 9 の開催に際して、13 島嶼国の首脳などと二国間首脳テレビ会談を行った。菅総理大臣から、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて引き続き連携していきたい旨述べるとともに、新型コロナ対策やインフラ整備、防災対応能力の向上などに関する各国への支援を引き続き行う考えを表明した。これに対し、各国からは、これまでの日本の支援も含め謝意が表明され、様々な分野で協力を進めていくことが確認された。
- (3) 9月、中西哲外務大臣政務官が、マツタロウ駐日パラオ共和国大使と懇談を行い、これまでの日・パラオ関係の発展への尽力に対して、お互いに謝意を表明した。
- (4) 令和4年1月、三宅外務大臣政務官は、アバル駐日パプアニューギニア独立国大使と懇談を行い、パプアニューギニアの社会経済の発展に向けた支援の在り方や、日本・パプアニューギニア間の投資・観光の促進に向けてとるべき方策等について意見交換を行った。
- (5) 令和4年1月、大規模な火山噴火及び津波により被害を受けたトンガ王国に対して、岸田総理

大臣からお見舞いメッセージを発出するとともに、緊急援助隊（自衛隊部隊）による迅速な緊急援助物資の輸送及び供与を行い、さらに、約 244 万米ドル（約 2 億 6,400 万円）の緊急無償資金協力の実施も決定し、被災地の復旧に向けて支援を実施した。これに対し、トンガ首相から謝意が表明された。

令和 4 年度目標

- 1 太平洋・島サミット（PALM）関連会合の開催等を通じ、PALM9 の成果を着実に実施するとともに、令和 6 年に開催予定の第 10 回太平洋・島サミット（PALM10）に向けた議論を進めていく。
- 2 ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本と太平洋島嶼国の首脳が一堂に集まり、地域が直面する様々な問題について首脳レベルで率直な議論を行う場である PALM は、日本と太平洋島嶼国の関係を強化するための重要な基盤となっている。令和 6 年に開催予定の PALM10 に向けて、PALM9 の成果を着実に進めることは、太平洋島嶼国の日本に対する信頼の更なる向上に資するものであるため。

太平洋島嶼国との関係強化に係る取組の実績を、各国との対話の実績等を通じて測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標 8-3 要人の往来数						
（我が国要人は外務省政務三役及びそのほか閣僚級以上の往訪数。他国要人は、それに準ずる地位の者の来訪数とする。）	中期目標値	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準	3	往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準	2	往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

関係強化の水準を定量的に測定するにあたり、ハイレベルの要人往来数の測定は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

他方、新型コロナウイルス感染症の状況が予断を許さない中、二国間の関係の維持・強化のためには往来の回数に加え、その成果も踏まえ評価することが適当であるところ、引き続き年度目標を上記のとおりとした。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
①太平洋諸国との友好関係の強化 (*)	豪州及び NZ とハイレベルでの緊密な意見交換を始めとする様々なレベルでの協議の実施及び二国間、地域、国際社会における相互協力を推進する。二国間首脳・外相会談に加え、日豪 2 + 2 を始めとする各種協議を実施する。ハイレベルでの要人往来、二国間会談及び各種国際会議の実施を通じ、豪州及び NZ との友好関係を強化する。				8-1 8-3
	5.3 (5.3)	12.2 (3)	7.4 (6)	7.7	0024

<p>②太平洋・島サミット開催経費 (*)</p>	<p>太平洋・島サミットでは、16か国の島嶼国首脳等を迎え、防災、気候変動、環境、人的交流、持続可能な開発、海洋・漁業、貿易・投資・観光に焦点を当てた今後の協力や国際社会での協力につき議論する。</p> <p>本サミットでは首脳宣言を採択するとともに、日本の太平洋島嶼国に対する今後3年間の支援パッケージを表明する。ほかにも、各国との首脳会談を実施し、東京においては外務大臣主催レセプション等を実施することで、日・太平洋島嶼国間のパートナーシップを一層強化する。</p> <p>また、広報資料を作成し、本サミットを国内で周知する。</p> <p>太平洋・島サミット後は、ハイレベルでの要人往来や国際会議出席を継続して実施する。二国間首脳・外相会談を始めとする各種協議を、機会を捉えて実施し、太平洋島嶼国との更なる関係に努める。</p> <p>ほかにも、近年、違法漁業等の問題が顕在化する中で、広大なEEZを有する海洋国家によって構成される太平洋島嶼国と日本との間で自由で開かれた法の支配に基づく海洋秩序の維持に向けて協力する必要性が未だかつてなく高まっている。このような状況を受け、海洋安保・海上安全に関する協力を前進させる。</p>	<p>8-2</p>
<p>③南太平洋経済交流支援センター(義務的拠出金) (平成8年度)</p>	<p>本センターは、平成8年10月1日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF。平成12年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本センターは、太平洋島嶼国に対する日本の窓口機関として、島嶼国の対日輸出促進、日本から島嶼国への投資促進及び観光促進を図り、特に経済分野における島嶼国の自立促進等に係る事業を実施している。主な業務として、貿易、投資、観光に係る各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務所借料、人件費、事務機器借料、通信費、出張旅費、会計監査費等に利用される。</p> <p>本センターを通じたこうした我が国の貢献は、島嶼国の経済的自立の促進に貢献するとともに、太平洋島嶼国における我が国の外交的プレゼンスを高め、友好協力関係を強化する上で重要である。</p>	<p>8-2</p>
<p>④南太平洋経済交流支援センター(任意拠出金) (平成8年度)</p>	<p>本センターは、平成8年10月1日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF。平成12年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本センターは、太平洋島嶼国に対する日本の窓口機関として、島嶼国の対日輸出促進、日本からの投資促進及び観光促進を図り、特に経済分野における島嶼国の自立促進等に係る事業を実施している。主な業務として、貿易、投資、観光に係る各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本拠出金は、事業経費として主に対日輸出品開発事業、出版物作成、電子広報経費、展示セミナー費等に利用される。</p> <p>こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼国の経済的自立の促進に貢献するとともに、太平洋島嶼国における我が国の外交的プレゼンスを高め、友好協力関係を強化する上で重要である。</p>	<p>8-2</p>
<p>⑤太平洋諸島フォーラム拠出金(任意拠出金) (昭和63年度)</p>	<p>太平洋島嶼国を代表する地域国際機関であるPIFは、豪州、NZのほか、太平洋の島嶼国14か国・2地域によって構成される国際機関である。これら14の島嶼国は、国連改革を始め国際社会における我が国の政策及び活動の重要な支持基盤である。さらに、太平洋島嶼国地域は、我が国にとって水産資源の供給源、また、我が国エネルギー政策に欠かせないシーレーンとして極めて重要であるところ、これら諸国の経済的自立及び持続可能な開発を支援しつつ、安定的な友好関係を維持・発展させていくことは極めて重要である。本</p>	<p>8-2</p>

	拠出金は、我が国とPIFの政策協調、国際社会における共同行動を確保すべく、主に太平洋・島サミットやその関連会合に向けた協議や準備プロセス、活動に対して資金を拠出するものである。 こうしたPIFの活動に対する我が国の支援は、太平洋島嶼国における日本の外交的プレゼンスの向上、友好協力関係の強化に資する。				0028
	6.5 (6.5)	4.7 (4.7)	4.4 (4.4)	4.3	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策 I - 2 北米地域外交（モニタリング）

令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-I-2）

施策名（※）	北米地域外交					
施策目標	<p>1 我が国外交の基軸である日米同盟関係の更なる強化のため、以下を実施する。</p> <p>（1）日米が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。</p> <p>（2）日米の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。</p> <p>（3）日米安保体制の信頼性を向上するとともに、在日米軍の安定的な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保する。</p> <p>2 日加関係の更なる強化のため、以下を実施する。</p> <p>（1）日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。</p> <p>（2）日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。</p>					
目標設定の考え方・根拠	<p>日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋地域、さらには国際社会の平和と繁栄の基盤である。米国とは、国際社会の諸課題への対応につき緊密に連携しており、日米同盟はかつてないほど盤石であるが、厳しさを増す地域情勢の中で、幅広い分野において日米同盟をより一層強化し、また日米両国が直面する共通の諸課題について、両国政府間の連携を一層強化することは必要不可欠である。</p> <p>日加両国は基本的人権、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有するのみならず、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンを共有する同地域の重要な戦略的パートナー及びG7のメンバーであり、またその関係には更なる発展の潜在力がある。したがって、日加両国が、世界が直面する諸課題についてより効果的に対処することができるよう、二国間の戦略的パートナーシップを一層深化させることは極めて重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日） ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日） 					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	685	652	568	535
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	△14	0	0	
		合計(a+b+c)	671	652	568	
執行額(百万円)		532	419	343		
同（分担金・拠出金）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	—	0	0	0
		補正予算(b)	—	0	0	
		繰越し等(c)	—	0	0	
		合計(a+b+c)	—	0	0	
執行額(百万円)		—	0	0		
政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	北米局	政策評価実施 予定時期	令和5年8月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 北米諸国との政治分野での協力推進

施策の概要

- 1 日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。
- 2 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第208回国会施政方針演説(令和4年1月17日)
八 外交・安全保障
- ・第208回国会外交演説(令和4年1月17日)

測定指標 1-1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 *

中期目標(一年度)

我が国の外交・安全保障政策の基軸である日米同盟を引き続き強化する。
カナダとの間で二国間及び国際社会における重層的な連携をより一層強化する。

令和2年度目標

- 1 日米間の協力関係の進展
日米間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、北朝鮮問題を含む地域及び国際社会の諸課題に緊密に連携して取り組み、協力関係を更に強化していく。
- 2 日加間の協力関係の進展
日加間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、地域及び国際社会の平和と繁栄に貢献していく。特に、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの下、「瀬取り」対策協力やTPP11の着実な実施・拡大に向けた協力等、安全保障・経済の両面で関係を強化していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 日米間の協力関係の進展
日米は首脳間で4回(全て電話会談)、外相間で6回(うち電話会談が4回)会談を行うなど、新型コロナウイルスにより国際的な人の往来が制限される厳しい状況下においても、ハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続して行った。
特に、8月の安倍総理大臣とトランプ大統領の電話会談や、9月の菅総理大臣とトランプ大統領の電話会談、11月の菅総理大臣とバイデン次期大統領の電話会談など、日米両国の政権の節目の時期にあっても、北朝鮮への対応を始めとする地域及び国際社会の諸課題の解決や「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向け、緊密に連携して対応した。
関係構築が特に重要な米政権移行直後においては、令和3年1月20日にバイデン大統領が就任すると、27日に茂木外務大臣とブリンケン国務長官が、28日に菅総理大臣とバイデン大統領が、それぞれバイデン政権発足後初めての電話会談を行った。日米首脳電話会談では、日米同盟を一層強化すべく、日米で緊密に連携していくことで一致した。バイデン大統領からは、日米安保条約第5条の尖閣諸島への適用を含む日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが表明された。また、両首脳は、米国のインド太平洋地域におけるプレゼンスの強化が重要であること及び「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて緊密に連携するとともに、地域の諸課題にも共に取り組んでいくことで一致した。日米外相電話会談では、日米同盟の更なる強化に取り組むことを確認するとともに、中国や朝鮮、韓国などの地域情勢や「自由で開かれたインド太平洋」の重要性についても意見交換を行った。また、引き続き、地域や国際社会が直面する諸課題について、日本や日米豪印などの同志国間で緊密に連携していくことで一致した。
令和3年3月16日には、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官が就任後初の外遊先として日本を訪問し、バイデン政権発足後初となる日米「2+2」を開催したほか、初の日米外相会談を行った。会談では、日米同盟の更なる強化について一致したほか、中国、北朝鮮、韓国、ミャンマーやイラン等の地域情勢や、コロナ対策や気候変動問題といった国際社会共通の課題についても意見交換を行い、各分野での日米間の緊密な連携を確認した。
- 2 日加間の協力関係の進展
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面での会談は実現できなかったが、首脳間では3回の電話会談

を通じて日加間で緊密に意見交換を行ったほか、外相間でも人権をめぐる連携を推進した。

特に、9月の菅総理大臣就任直後に行われた日加首脳電話会談では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を改めて確認するとともに、菅総理大臣から、拉致問題の解決に向けて引き続き支持と協力を求めたのに対し、トルドー首相から支持の表明があった。そのほか、中国を含む地域情勢についても意見交換を行った。

「瀬取り」対策協力については、10月以降、コロナ禍の中でも、東シナ海を含む我が国周辺海域においてカナダ軍の航空機及び艦船が派遣されるなど、日加の連携が進展した。

人権分野では、令和3年2月、ガルノー外相主催により「二国間関係における恣意的拘束の利用に反対する宣言」の対外発表行事が行われ、茂木外務大臣はビデオ・メッセージを通じて出席し、同宣言を支持した。

令和3年度目標

1 日米間の協力関係の進展

日米間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、北朝鮮問題や東シナ海・南シナ海を含む地域の諸課題、及び新型コロナや気候変動等の国際社会の諸課題に緊密に連携して取り組み、協力関係を更に強化していく。

新型コロナによる往来の制約がある中、対面での会談を追求しつつも、電話会談・テレビ会議を通じ、緊密に意思疎通を図っていく。

2 日加間の協力関係の進展

コロナ禍が続く中でも、時宜を捉えながら、電話会談を含め、首脳間、外相間等の様々なレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持していく。特に、「瀬取り」対策協力を含めた法の支配における協力を強化するなど、「自由で開かれたインド太平洋」の下での日加協力を具体化していく。

施策の進捗状況・実績

1 日米間の協力関係の進展

日米は首脳会談を7回（うち2回は電話会談、1回はテレビ会談）、外相会談を12回（うち7回は電話会談）行うなど、新型コロナにより国際的な人の往来が制限される厳しい状況下においてもハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続して行った。

特に、4月の菅総理大臣とバイデン大統領の会談や、令和4年1月の岸田総理大臣とバイデン大統領のテレビ会談などを通じ、日米同盟の更なる強化や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現、中国や北朝鮮などの地域情勢や新型コロナ、気候変動、核軍縮・不拡散などの地球規模課題への対応において、緊密に連携した。

4月15日から18日にかけて、菅総理大臣は、世界の首脳に先駆けてワシントンDCを訪問し、バイデン大統領にとって初となる対面の首脳会談を行った。両首脳は、個人的信頼関係を強化するとともに、自由、民主主義、人権、法の支配などの普遍的価値を共有し、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎である日米同盟をより一層強化していくことで一致した。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日米両国が、オーストラリアやインド、ASEANといった同志国などと連携しつつ、結束を固め、協力を強化していくことを確認した。

会談後、日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」が発出された。共同声明では、3月に開催された日米「2+2」の共同発表も踏まえ台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促した。また、日米両国が世界の「より良い回復」をリードしていく観点から、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」に合意し、日米共通の優先分野であるデジタルや科学技術の分野における競争力とイノベーションの推進、新型コロナ対策、グリーン成長・気候変動などの分野での協力を推進していくことで一致した。さらに、パリ協定の実施、クリーンエネルギー技術、開発途上国の脱炭素以降の各分野での協力を一層強化していくため、「野心、脱炭素化及びクリーンエネルギーに関する日米気候パートナーシップ」を立ち上げることで一致した。

令和4年1月21日、岸田総理大臣は、バイデン大統領と日米首脳テレビ会談を行った。両首脳は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、強固な日米同盟の下、日米両国が緊密に連携していくとともに、オーストラリア、インド、ASEAN、欧州などの同志国との協力を深化させることで一致した。この関連で、岸田総理大臣から、バイデン大統領の訪日を得て日米豪印首脳会合を令和4年前半に日本で主催する考えであると述べ、バイデン大統領から、支持が表明された。また、両首脳は、中国、北朝鮮、ロシア・ウクライナなどの地域情勢について意見交換を行った。さらに、両首脳は、地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する

ことで一致した。岸田総理大臣から、新たに国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画を策定し、日本の防衛力を抜本的に強化する決意を表明し、バイデン大統領は、これに支持を表明するとともに、極めて重要な防衛分野における投資を今後も持続させることの重要性を強調した。そして、岸田総理大臣は、「新しい資本主義」の考え方を説明し、両首脳は、次回首脳会合で、持続可能で包摂的な経済社会の実現のための新しい政策イニシアティブについて議論を深めていくことで一致した。両首脳は、閣僚級の日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）の立ち上げに合意するとともに、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」などに基づき、日米間の経済協力及び相互交流を拡大・深化させていくことで一致した。そのほか、岸田総理大臣から、現実主義に基づく核軍縮の考えを説明し、バイデン大統領から支持が表明され、両首脳は、「核兵器のない世界」に向けて共に取り組んでいくことを確認した。両首脳は、NPTに関する日米共同声明が同日に発出されたことの意義を強調した。

2 日加間の協力関係の進展

コロナ禍が続く状況ではあるものの、昨年度は実績数がゼロであった対面での会談については、首脳間で1回、外相間では2回実現した。その他首脳間では電話会談1回、外相間では電話会談1回及びテレビ会談1回を実施し、日加間で緊密に意見交換を行った。

特に、5月の外相会談においては、茂木外務大臣とガルノー外相の間で、日加両国が共に掲げるビジョンである「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、「自由で開かれたインド太平洋に資する日本及びカナダが共有する優先協力6分野」を発表し、「法の支配」を始めとする6つの分野において具体的な協力を進めていくことで一致したことは、大きな成果であった。その後、6月の日加首脳会談含め、累次の会談の機会において「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、具体的協力を進めていくことを確認し、様々なレベルで取り組んできている。また、首脳・外相間の会談においては、カナダ側から拉致問題の解決に向けて引き続き支持と協力の表明があったほか、北朝鮮及び中国を含む地域情勢についても意見交換を行い、緊密に連携していくことで一致した。その他、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催への支持があり、令和4年2月の首脳電話会談ではウクライナ情勢についても議論し、連携していくことで一致した。

「瀬取り」対策協力については、4月、カナダは航空機・艦艇の派遣に関する取組を2年間延長する旨を決定。コロナ禍の中でも、東シナ海を含む我が国周辺海域においてカナダ軍の航空機及び艦船が派遣され、日加の連携が継続した。

令和4年度目標

1 日米間の協力関係の進展

電話・テレビ会談を含め、首脳会談や外相会談を行うなど、新型コロナにより国際的な人の往来が制限される厳しい状況下においてもハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続して行い、日米同盟の更なる強化や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現、中国や北朝鮮、ウクライナなどの地域情勢や新型コロナ、気候変動、核軍縮・不拡散などの地球規模課題への対応において、緊密に連携していく。

2 日加間の協力関係の進展

コロナ禍が続く中でも、時宜を捉えながら、電話・テレビ会談を含め、首脳間、外相間を始めとする様々なレベルで意見交換を頻繁に実施することを維持していく。特に、地域情勢における緊密な連携や「瀬取り」対応を含めた法の支配に関する連携など、令和3年5月の日加外相会談にて確認された「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた6つの分野における具体的協力のための取組を進めていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

米国は我が国にとって唯一の同盟国であり、カナダは価値を共有するG7の重要なパートナーである。米加それぞれとの間の協力の状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また、我が国が地域と国際社会の平和と繁栄を推進していくにあたり、米国及びカナダと緊密に連携することは不可欠であるため、上記目標を設定した。

測定指標1-2 日米・日加間の相互理解の進展

中期目標（--年度）

重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。

令和2年度目標

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
- 2 日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
- 6 米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
- 7 在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い学校と生徒を対象に、日本語補習授業を提供する。

施策の進捗状況・実績

目標2及び3については、下記のとおり。その他目標については、新型コロナウイルス感染拡大により事業が実施できなかった。

2 日本人学生等のインターンシップ支援事業

日米双方において高い発信力を有する有識者を育成するため、研究者1名を米国に派遣した。

3 カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

日本と北米地域との間で、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに、親日派・知日派を発掘し、対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充することを目的に事業を実施した。往來を伴う招へい・派遣は実現しなかったものの、事業実施期間を令和3年9月まで延長した上で、令和3年2月以降、将来的な招へい・派遣を見据えたプレプログラム(ウェブ会議システム等を使用したオンラインでの意見交換やウェビナー等)を実施し、令和3年3月までに166名が参加した。

令和3年度目標

国境を越えた往來を伴う事業については、新型コロナ感染拡大の収束度合いに応じて実施できる限り実施することとし、内容や状況によってはオンラインによる実施も念頭に、以下を実施する。

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
- 2 日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
- 6 米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
- 7 在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い学校と生徒を対象に、日本語補習授業を提供する。

施策の進捗状況・実績

目標1、2、3、4及び7については、下記のとおり。その他目標については、新型コロナウイルス感染拡大により事業が実施できなかった。

1 在米・在加日系人との交流プログラム

コロナ対策による入国制限のため、往來を伴う招へいは実現しなかったものの、在米日系人については参加予定者及び過去の招へい参加者の交流や、大使館・総領事館との意見交換を行い、日系人同士で今後の日米関係への貢献について検討を実施した。

2 日本人学生等のインターンシップ支援事業

日米双方において高い発信力を有する有識者を育成するため、研究者1名を米国に継続派遣した。

3 カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

コロナ対策による入国制限のため、往來を伴う招へい・派遣は実現しなかったものの、将来的な招へい・派遣を見据えたオンラインでの交流やウェビナー、過去の参加者向けのオンライン企画を32件実施し、令和4年3月までに1,016名が参加した。

4 マンスフィールド研修計画

4月の日米首脳会談において、米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画の再開について合意。これを踏まえて、米国の行政官8名が各省庁にて研修を行っている。

7 在日米軍子女日本語補習教育事業

小学校1～3年生までの約130名に対し令和4年1月から、週3回授業を実施しており、今後5月まで継続し、日本語能力の向上及び日本に対する正確な知見の共有を図る予定。新型コロナウイルス感染拡大により当初想定の対面授業は中止となったが、オンライン化等の工夫を試みた。

令和4年度目標

国境を越えた往来を伴う事業については、新型コロナ感染拡大の収束度合いに応じて実施できる限り実施することとし、内容や状況によってはオンラインによる実施も念頭に、以下を実施する。

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。また、在米日系人の記憶継承に資する取組を支援する。
- 2 日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
- 6 米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
- 7 在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い者を対象に、日本語補習授業を提供する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日米・日加両国間における重層的な交流による相互理解の進展は、より強固な二国間関係の基礎をなすものであり、民間有識者、米国の政策の決定に参画する又は影響力を有する各界の人物、草の根レベル等を含めた両国間の交流の測定は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また、交流を通じて日米・日加関係を重層的に強化していくためには、年齢や職業について幅広いプログラムを用意する必要性があり、上記目標を設定した。

測定指標1-3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

(注)副大統領を含む。	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	30	9	20	19	20

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日米政府間の共通の諸課題に関する緊密な政策調整は二国間の協力関係推進のために重要であり、日米二国間の首脳・外相間の会談数(電話・テレビ会談含む)は、日米政府間の政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映していると言え、その回数測定は有益であると考えられるため。

なお、会談数は、国際情勢や両国の政治情勢等にも左右され変動するが、これまでの実績や新型コロナによる制約も考慮しつつ、目標値を設定した。

測定指標1-4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標
	—	7	3	5	6	7

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日加政府間の共通の諸課題に関する緊密な政策調整は二国間の協力関係推進のために重要であり、日加二国間の首脳・外相間の会談数(電話・テレビ会談含む)は、日加政府間の政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映していると言え、その回数測定は有益であると考えられるため。

なお、会談数は、国際情勢や両国の政治情勢等にも左右され変動するが、これまでの実績や新型コロナによる制約も考慮しつつ、目標値を設定した。

測定指標 1-5 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)						
(出典:「米国における対日世論調査」(ハリス社)) ①一般の部 ②有識者の部 (注)「一般」とは、米国に在住の18歳以上の市民から無作為に選ばれた約1,000人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界、宗教界から選ばれた200人のサンプルを指す。	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	令和4年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標
	①86% ②91%	①84% ②89%	①70% ②96%	①85% ②95%	①70% ②93%	①86% ②91%
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
<p>米国における対日世論調査の結果は、米国内の幅広い層における日米間の相互理解の程度を適切に反映しており、その測定は施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>なお、米国における対日世論は、米国の内政状況や各年の日米間の行事に左右される面があるが、中期目標値を念頭に、近年の調査結果も踏まえ、目標値を設定した。</p>						

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要(注)				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①北米諸国との政治分野での協力推進 (*)	1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 日米、日加政府間(首脳、外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。 こうした取組による日米・日加両政府間の協力関係の進展は、我が国外交の基軸である日米同盟関係の強化及び日加関係の推進に寄与する。				1-1 1-3 1-4
	2 日米・日加間の相互理解の進展 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。 こうした取組による相互理解の進展は、より強固な二国間関係の基礎をなすものであり、あらゆるレベル(政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等)における両国間の交流・対話を重層的に強化し、施策目標の達成に寄与する。				1-1 1-2 1-5
	58 (51)	71 (35)	74 (41)	86	0029
②日本人学生のインターンシップ及び日本人研究者育成支援事業 (平成27年度)	本事業実施の背景には、平成26年4月のオバマ米大統領国賓訪日の際に、日米両首脳間の共同声明において、インターンシップの機会を通じて職業上の能力を向上させられるような新しい二国間交流プログラムを創設する意図の表明及び日本の研究者への支援への言及がなされたことがある。インターンシップについては、米国に学生を派遣することにより、同国において人脈を構築し、今後日米関係で主導的役割を果たす人材を育成し、また、研究者支援については、米国シンクタンク等に若手研究者を派遣することにより、米国の学術活動についての見識を深め、現地でアカデミアを中心とした人脈を形成し、将来日米双方において発信力の高い有識者を育成する。 上記事業の実施は、重層的な日米の交流・対話の推進及び幅広い層における日米間の相互理解のより一層高いレベルへの引き上げに寄与する。				1-2 1-5

	38 (31)	36 (11)	33 (8)	16	0030
③米国における我が国 応援団発掘 育成事業 (平成 27 年 度)	<p>米国議会において日本の「応援団」を増やしていく観点から、平成 26 年に組織された米日コーカスを始めとする日本と関わりを深めている、もしくは深める意思のある米国議員等の活動を在米国大使館及び総領事館が支援する。また、日米安全保障条約に基づき駐留した在日米軍経験者は、親日家・知日家として、我が国の「応援団」となり得るとともに、各界指導者層含め一定の影響を持ち得ることから、これら全米各地における潜在的な「応援団」を育成する観点から、在日米軍関係者との視野の広い関係強化を図る。</p> <p>上記事業の実施は、日米の交流・対話の推進及び幅広い層における日米間の相互理解のより一層高いレベルへの引き上げに寄与する。</p>				1-1 1-2 1-5
	105 (96)	89 (54)	84 (62)	79	0031
④親日派・ 知日派予備 軍育成のため の在日米 軍子女への 日本語補習 教育事業 (平成 30 年度)	<p>日本語の補習授業受講の関心が高い在日米軍基地の生徒を対象に、日本語補習教育を提供する。</p> <p>在日米軍子女に日本語の補習を施すことにより、日本語能力を高め、同子女が米国帰国後も日本語学習を継続していくことで、日本語を通じて日本に好意的な親日派・知日派を育成し、帰国後の米国各地での対日理解者の増加に寄与する。</p>				1-2 1-5
	20 (9)	21 (2)	18 (4)	13	0032
⑤日本研究 促進拠出金 (令和 3 年 度)	<p>欧米の有力な大学・研究機関に日本政治・外交ないし関連領域研究のための拠点を設置し、日本に軸足を置いた外交・安全保障政策課題等の研究と、欧米の外交・政策コミュニティへ発信を行うために資金を拠出する。</p> <p>これにより、日本政治・外交及び関連領域の研究活動及び日米、日欧が直面する外交・安全保障上の主要課題についての研究活動を安定的に支援し、その成果を米国及び欧州の有識者等に発信することにより、日本に対する理解を増進するとともに、親日派・知日派の育成を図る。</p>				1-2 1-5
	—	—	1,836 (1,836)	0	0241
⑥新時代在 米日系人等 との関係強 化プログラ ム(新規) (令和 4 年 度)	<p>在米日系人コミュニティにおいて、次世代への歴史継承は若手日系人のアイデンティティ形成と日本との結びつきを確認する上で益々重要な課題となっている。日系人の記憶遺産を整備し、コミュニティとしての一体性を維持し、日本との結びつきを認識する機会を創出する。</p> <p>本件事業を通じて、若手日系人が日系人コミュニティとの主体的な関わりを持つことで日本との結びつきを認識する機会を持つことは日米間の重層的な人的ネットワークを構築することに寄与する。</p>				1-2 1-5
	—	—	—	16	新 22- 0001

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 北米諸国との経済分野での協力推進

施策の概要

1 米国

- (1) 日米首脳会談・外相会談等を通じて日米経済関係を強化するとともに、日米間の各種経済対話等を通じて貿易・投資の促進に向け取り組む。
- (2) 個別経済問題に対処する。

2 カナダ

- (1) 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。
- (2) 日加次官級経済協議、各種対話、民間対話等を通じて、貿易投資関係一般及び地球規模課題を含む主要分野における関係強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日）
 - 八 外交・安全保障
- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）

測定指標 2-1 米国との経済分野での協調の深化 *

中期目標（一年度）

- 1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け日米経済関係を安定的に発展させつつ、地域の繁栄に向けた経済秩序の維持・発展を主導していくため、日米首脳会談や日米外相会談を始めとしてあらゆるレベルにおいて日米間で議論を進める。また引き続き、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定を誠実に履行していく。
- 2 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に、官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組み、重層的な日米関係を更に発展させる。

令和2年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

- 1 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の発効を受け、二国間貿易を安定的に発展させるべく、また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた、インフラ、エネルギー及びデジタルを含む各分野における更なる具体的な日米協力案件の形成を進めるべく、日米首脳会談、日米外相会談を始めとしたあらゆるレベルにおける議論を進める。
- 2 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、他省庁・機関の取組との相乗効果を高めつつ、日本企業が複数進出している地域を総領事館が中心となって回る「地方キャラバン」や地元有力者を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベント等、地域の特徴や訴求対象の日本への関心等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

施策の進捗状況・実績

1 日米経済関係・「自由で開かれたインド太平洋」促進のための取組

(1) 日米経済関係

日米経済関係は、安全保障、人的交流と並んで日米同盟を支える3要素の一つである。昨年度発効した日米貿易協定によって、世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を強力、安定的かつ互恵的な形で拡大している。令和3年3月には茂木外務大臣が新たに就任したタイ米通商代表との電話会談を行い、経済・通商分野で緊密に連携していくことを確認した。

(2) 「自由で開かれたインド太平洋」の維持・推進に向けた協力

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米協力については、日米経済対話の3つの柱のうち、「分野別協力」の中に位置づけられ、インフラ、エネルギー及びデジタルの各分野において、日米間の様々なレベルで議論が進められてきた。

エネルギーの分野では、令和2年には日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）会合を計2回開催し、各地域における具体的なプロジェクトを議論した。産業界の参加を促すため、4月には

日米政府による産業界向けオンライン説明会を開催し、産業界が利用可能な日米政府及び政府機関による政策金融支援に加え、JUSEP の枠組みの下でインド太平洋地域において現在進行中の日米協力の具体例について紹介を行った。また、9月には、日米メコン電力パートナーシップ (JUMPP) の立上げから1周年の機会に、JUMPP に関する日米共同閣僚声明を発表し、メコン域内の電力インフラ連結性を一層加速させるための機会の特定、民間投資の促進、国境を越えた電力取引増大のためのパートナー間での能力構築及び技術支援の拡大などを決定した。

デジタル分野においても、9月に第5回日米戦略デジタル・エコノミーパートナーシップ (JUSDEP) 作業部会を開催するなどデジタル分野における日米協力の具体化に向け、スマートシティ、5G、光海底ケーブルなどの重要分野について重点的に議論し、案件形成を進めている。

2 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

日米経済関係に焦点を当てたセミナー、レセプションなどの各種イベントや情報発信などの案件を実施した。新型コロナの感染拡大以降は対面形式のイベント実施が困難となり地方キャラバンなどの対面形式でのモデルプロジェクトの中には中止を余儀なくされた事業も存在する一方で、オンラインで実施するなど新型コロナウイルス対策を行った新たな形態での事業実施を各公館が追求した。具体的には、オンライン形式のイベントや動画配信による日本産食品のプロモーションや日本文化の発信、日米経済関係をテーマとしたウェビナーの開催など、場所の制約がないオンライン開催のメリットをいかした効果的な取組がコロナ禍においても各省庁・機関の協力体制の下で実施された。

令和3年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

- 1 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定を着実に実施し、二国間貿易を安定的に発展させるべく、また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた、インフラ、エネルギー及びデジタルを含む各分野における更なる具体的な日米協力案件の形成を進めるべく、日米首脳会談及び日米外相会談を始めとするあらゆるレベルにおける議論を進める。
- 2 バイデン政権と様々な分野で協力を進めるべく、あらゆるレベルにおける議論を進める。
- 3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、他省庁・機関の取組との相乗効果を高めつつ、バイデン新政権発足に伴う新たな米国の関心を踏まえ、新型コロナウイルス対策の状況を注視しながら、対面とオンラインを織り交ぜたイベントや、日本産食品のPRを目的とする動画発信等、地域の特徴や訴求対象の日本への関心等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

施策の進捗状況・実績

1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた経済面の日米協力

4月に行った日米首脳会談において、「日米競争力・強靱性 (コア) パートナーシップ」が立ち上げられた。同会談で両首脳は、日米両国の競争力・強靱性を高めるとともに、インド太平洋及び国際社会の繁栄を実現するためにリーダーシップを発揮するべく、①競争力・イノベーション、②コロナ対策・グローバルヘルス、③グリーン成長・気候変動の三本柱の下で、具体的かつ包括的な協力を推進することで一致した。12月には、フェルナンデス国務次官が訪日し、鈴木外務審議官との間で本パートナーシップをフォローアップするとともに、日米の協力を継続していくことを確認した。また、令和4年1月の日米首脳テレビ会談で立上げを発表した日米経済政策協議委員会 (経済版「2+2」) においても、本パートナーシップに基づく協力の推進や、インド太平洋地域を含む国際社会における日米間の経済協力及び相互交流を拡大・深化させていくことで一致した。

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、かねてより重点的に推進してきたエネルギー、デジタルなどの日米協力も、本パートナーシップに引き継がれている。インド太平洋地域の現実的なトランジションを日米で後押しするため、4月の日米首脳会談で「日米クリーンエネルギーパートナーシップ (JUCEP)」が立ち上げられた。6月には第1回会合が開催され、重点分野として①再生可能エネルギー、②電力網の最適化、③原子力エネルギー、④脱炭素化技術を特定した。その後、12月の第2回会合では、第1回会合のフォローアップを行うとともに今後の進め方について議論した。また、JUCEP傘下のワーキンググループにおいて、10月に、日本、米国及びインドネシアの官民を交じえ、日米の支援ツールキットに関する説明、インドネシアの投資機会や課題について議論した。

同様に、4月の日米首脳会談で立上げられた「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ（GDGP）」では、第三国におけるオープンな無線アクセスネットワーク（Open RAN）の推進や5Gの国際展開に向けた議論を進めている。さらに、11月には、GDGPでの議論を踏まえ、第12回インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（日米IED）が開催された。

日米通商関係については、令和3年3月に日米貿易協定に基づき米国産牛肉に対するセーフガード措置が取られたことを受け、同協定に基づく牛肉セーフガードに関する協議を開始し、令和4年3月、日米間で実質合意に至った旨を発表した。

2 経済・通商分野におけるバイデン政権との協議

11月、レモンド商務長官とタイ通商代表が訪日し、松野内閣官房長官への表敬、林外務大臣及び萩生田経済産業大臣との会談をそれぞれ行い、経済・通商分野における日米協力や米国のインド太平洋地域への関与について、意見交換を行った。

また同月、外務省、経済産業省及び米国通商代表部（USTR）の三者で、日米が共同で取り組むべき様々な国際通商課題を議論する「日米通商協力枠組み」（局長級）が立ち上げられ、令和4年3月に第1回会合が開催された。外務省からは小野経済局長、経済産業省からは松尾通商政策局長、米国通商代表部からはビーマン通商代表補が出席し、インド太平洋地域における日米通商協力の強化や、グローバルアジェンダに関する日米協力の観点から、第三国の貿易慣行、環境、労働、デジタル、貿易円滑化等について議論を行った。

令和4年1月の日米首脳テレビ会談において、両首脳は、米国通商拡大法第232条に基づく鉄鋼・アルミ製品に対する追加関税問題を速やかに解決するべきとの点で一致した。これを受け、関係閣僚、関係省庁間で精力的に協議を行った結果、令和4年2月、日本から輸入する鉄鋼製品に関する米国の通商拡大法第232条関税の部分的撤廃を米国政府が発表した。

3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

日米経済関係に焦点を当てたセミナーなどの各種イベントや動画配信による日本食プロモーションなどの案件を約80件実施した。新型コロナの感染拡大に伴い対面形式のイベント実施が困難となり地方キャラバンなどの対面形式でのプロジェクトの中には中止を余儀なくされた事業も存在する一方で、オンラインで実施するなど新型コロナウイルス感染症対策を行った新たな形態での事業実施を各公館が追求した。例えば、テネシー州に進出する日系企業が雇用面から現地経済に大きく貢献していることを発信する動画放映事業では670万回の再生回数を得るなど、新型コロナの感染拡大の最中でも、日系企業の活動や地域貢献を幅広い層の米国人に対して発信することができた。

また、令和3年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘を踏まえて、バイデン政権の重点政策に基づいた新たな「行動計画2.0」を策定、本事業のプライオリティを見直した。具体的には、労働者・中間層重視、新型コロナウイルス感染症対策、気候変動・エネルギー、イノベーション・科学技術といったバイデン政権の重点政策における日米連携の促進を図る各種イベント等の開催など効果的な取組を各省庁・機関の協力体制の下で実施した。

令和4年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

- 1 日米が自らの競争力・強靱性を高めるとともに、インド太平洋地域及び国際社会の繁栄を実現するため、経済版「2+2」も活用しつつ、日米コア・パートナーシップを含む幅広い連携・協力を推進し、日米首脳会談及び日米外相会談を始めとするあらゆるレベルにおける議論を進める。
- 2 経済版「2+2」や日米通商協力枠組みでの協議等も活用し、バイデン政権が10月27日に発表したインド太平洋経済枠組みの具体化、更には米国のTPP復帰も見据えて協議を継続し、米国のインド太平洋地域への関与の更なる強化に取り組む。
- 3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において、バイデン政権の関心事項に沿って取りまとめられた新たな「行動計画2.0」に基づき、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組む。また、令和3年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘を踏まえ、日系企業に対する地域住民感情の向上を含む日系企業の企業活動円滑化を図る。

更に、デジタル田園都市構想を含め、新しい資本主義とビルド・バック・ベターの呼応と連携を草の根レベルに浸透させることで、民間も巻き込んで日米が共有する普遍的価値に基づく経済成長モデルのあり方についての評論を懲進していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国を含むインド太平洋地域を取り巻く国際経済環境は転機を迎えており、日米それぞれの取組が両国の経済成長、ひいてはインド太平洋地域を含む世界経済の成長につながるよう対米国経済政策を強化していく必要がある。その上で、令和3年4月に首脳間で合意したコア・パートナーシップや、経済分野における協力推進のプラットフォームである経済版「2+2」を通じて、様々な分野における二国間協力に向けた協議を加速化することは極めて重要。また、バイデン大統領が立上げを発表したインド太平洋経済枠組みの具体化に協力することは、日本が累次にわたり要請してきた米国のTPP復帰も念頭に、米国の地域経済秩序への更なる関与を促す上で重要である。

また、これまで地域レベルでの多くの取組が日米関係の深化に貢献してきたことから、連邦議会及び政府関係者等の要路のみならず、米国の一般国民にも行き届く草の根レベルでの取組を打ち出していくことは引き続き重要であり、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に様々な取組を米国各地で引き続き実施し企業活動の円滑化をはかることや、草の根レベルからひいては連邦レベルまで日米経済関係の深化・日米同盟の強化につなげていく必要がある。また両首脳は、令和4年1月の日米首脳会談で、持続可能で包摂的な経済社会の実現のための新しい政策イニシアティブについて議論を深めていくことで一致しており、同タスクフォースの推進はこれを具体化する上でも有益である。

測定指標2-2 カナダとの経済分野での協調の深化

中期目標（一年度）

TPP11も活用し、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの経済分野での強化も念頭に置きつつ、21世紀型の自由で公正な共通ルールを世界に広げていく動きを主導していく。また、イノベーション分野等新しい協力分野も視野に入れつつ、二国間経済関係を更に拡大・深化させる。

令和2年度目標

- 1 WTOを含む様々な国際経済フォーラムを通じ、自由貿易体制の強化のための協力及び「自由で開かれたインド太平洋」ビジョンの下での戦略的パートナーシップの強化をあらゆるレベルでの対話を通じて目指していく。
- 2 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点5分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進及び観光・青少年交流）や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化する。また、TPP11の着実な実施により、二国間経済関係を一層強化していく。
- 3 進出日本企業の要望等を踏まえ、特に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）やエネルギー・環境政策等について注視しつつ、カナダ政府に対する働き掛けや情報提供を通じ、ビジネス環境の向上に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルスによる渡航制限の影響を受け、対面での会談の機会は大幅に減少したものの、事務レベルにおいては、第30回日・カナダ次官級経済協議（JEC）（12月）や本協議に先立つ課長級の協議である協力作業部会（CWG）（11月）等をオンラインで開催、それらの機会に、自由貿易体制の維持・強化の重要性を確認し、また、日加間の戦略的パートナーシップ及び法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋地域という両国の共通ビジョンが重要であるとの確認を行った。
- 2 12月に開催されたJECにおいては、日本側は鈴木外務審議官が共同議長を務め、カナダ側はハナフォード・グローバル連携省国際貿易次官が、共同議長代理を務めた。JECにおいては、新型コロナウイルスによる経済的な影響を乗り越えるための二国間協力の重要性、WTO改革やTPP11の更なる活用と拡大を含め、最近の国際経済情勢のほか、5つの優先協力分野（①エネルギー、②インフラ、③科学技術協力、④観光・青年交流、及び⑤ビジネス環境の改善・投資促進）、新型コロナウイルスによってもたらされた障害の克服に向けた両国による協力に関して議論し、共同報道発表を発出した。また、CWGにおいては、同作業部会の付託事項が作成され、政府関係者間の定期的な対話の機会が確保されることとなった。
- 3 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）が7月に発効したことを受け、日本企業よりこれまで出されてきている要望事項等を踏まえ、JEC及びCWGを含む様々な機会にカナダ側に働き掛けを行ってきた。また、新型コロナウイルスを受けての渡航制限により、日系企業関係者に対する査証発給等の手続が滞っている状況を踏まえ、各種働き掛けをおこない、円滑な渡航のための支援を行うことを通じ、ビジネス環境の向上に努めた。

令和3年度目標

- 1 WTOを含む様々な国際経済フォーラムを通じ、自由貿易体制の強化のための協力、新型コロナによる影響を受けた分野のいち早い復旧のための協力及び「自由で開かれたインド太平洋」ビジョン実現に向けた更なる戦略的パートナーシップの強化を、定期的な開催が確保されることとなったCWGを含め、あらゆるレベルでの対話を通じて目指していく。
- 2 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点5分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進及び観光・青少年交流）や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化するとともに、日系企業によるカナダにおける新規投資案件及び、それらによる募金活動、個人防護具の寄贈等による貢献を強調し強固な日加経済関係のアピールを引き続き行う。また、TPP11の着実な実施により、二国間経済関係を一層強化していく。
- 3 進出日本企業の要望等を踏まえ、特に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）やエネルギー、労働、環境政策等について注視しつつ、カナダ政府に対する働き掛けや情報提供、さらには、新型コロナを受けての渡航制限に対しカナダ入国の手続の面での支援要請等を通じ、ビジネス環境の向上に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月の日・カナダ外相会談において外相間で一致した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）に資する日本及びカナダが共有する優先協力6分野」のうち、エネルギー安全保障、自由貿易の促進及び貿易協定の実施など、経済分野において二国間協力を越えてインド太平洋地域に拡大する方策について、令和4年2月の日・カナダ首脳電話会議等の機会を捉え意見交換を実施し、相互理解及び連携を深めた。コロナ禍からの回復については、岸田政権が提唱する「新しい資本主義」と、トルドー政権が提唱する「公平で、緑豊かで、より繁栄したカナダ」との連携について12月の日加次官級経済協議（JEC）において意見交換を行った。
- 2 12月、第31回JECをオンライン形式で開催した。日本側は鈴木外務審議官が共同議長を務め、カナダ側はハナフォード・グローバル連携省国際貿易次官が共同議長を務めた。中国・台湾等によるCPTPP加入申請への対応について緊密に連携していくことを確認したほか、WTOを含む最近の国際経済情勢、FOIP実現のための日加協力、さらに経済安全保障の強化について議論を行った。二国間経済関係の強化については、5つの優先協力分野（（1）エネルギー、（2）インフラ、（3）科学技術協力とイノベーション、（4）観光・青年交流、及び（5）ビジネス環境の改善・投資促進）等につき意見交換を行い、「農業」をJECの優先協力分野に新たに追加することで一致した。また、カナダ進出日系企業による新型コロナウイルス感染症対策支援に関する概要紙を作成し、幅広く配布する等意を用いて両国の友好関係についてアピールを行った。TPP11の着実な実施を通じて二国間経済関係が強化され、カナダ進出日系企業数は919社から948社へ増加したほか、エネルギーやイノベーション分野での大型投資に繋がった。
JECに向け、5月及び11月に日・加課長級協力作業部会（CWG）を開催し、詳細を議論したほか、ビジネスマッチングやイノベーション協力の促進も目指し、6月にカナダ州政府駐日代表と国際電気通信基礎技術研究所（ATR）との意見交換、7月にカナダ州政府駐日代表と海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）との意見交換、9月にJETROトロント事務所との意見交換を実施した。また、11月の日・カナダ商工会議所協議会における北米第二課長による日加経済に関する講演を実施し、ビジネス関係者へのアウトリーチを行ったほか、FOIP日加協力の一環として、12月の在京カナダ大主催エネルギー安全保障セミナーにおいて、小野経済局長が講演を行った。
- 3 令和2年7月に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）が発効し、紛争解決事案が積み上がる中、日系企業の意見を聴取しつつ、日系企業のビジネス環境の向上に向け加側に働き掛けや情報収集を実施した。また、コロナ禍に伴う渡航制限を受け、日系企業関係者に対する査証発給等に関する各種働き掛けを実施、円滑な渡航のための支援を通じ、ビジネス環境の向上に努めた。

令和4年度目標

- 1 令和3年5月に、日加外相会談において発表した「自由で開かれたインド太平洋に資する日本及びカナダが共有する優先協力分野」における協力を推進すべく両国で更に協力・連携を進める。
- 2 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、6つの優先協力分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進及び観光・青少年交流、農業）を中心に幅広い協力を進展させ、日本企業の要望も踏まえビジネス環境の向上に努めつつ、首脳・閣僚間の会談や、民間団体交

流等の実施等を通じて、二国間経済関係を一層強化していく。

- 3 進出日系企業の要望等を踏まえ、特に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）やエネルギー、労働、環境政策等について注視しつつ、カナダ政府に対する働き掛けや情報提供を実施する。また、コロナ禍を受けた渡航制限に対しカナダ入国の手続の面での支援要請等を通じ、ビジネス環境の向上に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

カナダはインド太平洋地域への関与を深めている戦略的パートナーであり、世界情勢が緊迫し、経済安全保障の強化が課題となる中、エネルギーや食料の安定供給国であるカナダとの連携は重要である。令和3年5月に合意した「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた6つの優先協力分野での協力・連携を進め、モメンタムを維持し、具体的な成果を作っていくことが極めて重要である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①北米諸国 との経済分 野での協力 促進 (平成 14 年度)	1 米国との経済分野での協調の深化 日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係を強化するとともに、日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取り組む。また、個別経済問題に対処する。 こうした取組により、日米関係を強化・発展させることは、施策目標の達成に寄与する。				2-1
	2 カナダとの経済分野での協調の深化 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化するとともに、科学技術、エネルギー等分野で各種対話・協議を通じた日加経済関係の進展に努める。また、日加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強化する。 こうした取組により、二国間関係の更なる活性化と深化を実現することは、施策目標の達成に寄与する。				2-2
	39 (38)	37 (22)	24 (8)	20	0033
②グラスルーツからの日米経済強化プロジェクト (平成 30 年度)	「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に、米国の地方を回って日本企業の現地経済への貢献や日本文化を紹介する「地方キャラバン」等を実施し、官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組む。 こうした取組により、日米関係を更に発展させる。				2-1
	317 (218)	289 (222)	239 (167)	220	0034

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 3 米国との安全保障分野での協力推進

施策の概要

- 1 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。
- 2 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。
- 3 日米地位協定についての取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説(令和 4 年 1 月 17 日)
- ・ 第 208 回国会外交演説(令和 4 年 1 月 17 日)

測定指標 3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進 *

中期目標（一年度）

日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

令和 2 年度目標

- 1 これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン（日米防衛協力のための指針）及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力強化や新興技術に関する日米協力の推進等を通じ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。令和 2 年は現行の日米安全保障条約の署名・発効から 60 年を迎える節目の年であり、日米同盟は史上かつてなく強固なものとなっている。日米両国は、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。

- 1 平成 27 年 4 月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において公表した日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したものである。同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を実施してきている。バイデン政権発足後わずか 2 ヶ月足らずの令和 3 年 3 月には、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がバイデン政権下の閣僚による最初の外国訪問先として日本を訪問し、茂木外務大臣及び岸防衛大臣との間で「2+2」が開催された。4 閣僚は、日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であり続けることを確認した上で、両国の日米同盟への揺るぎないコミットメントを新たにした。また 4 閣僚は、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより一層深めることで一致した。さらに、米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力による日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントを強調した。また、4 閣僚は、尖閣諸島に対する日米安保条約第 5 条の適用を再確認するとともに、同諸島に対する日本の施政を損なおうとする一方的な行動に引き続き反対することを確認した。4 閣僚は、同盟の強化に向けた具体的な作業を進めることを担当部局に指示し、その成果を確認するべく、年内に「2+2」を改めて開催することで一致した。
- 2 (1) 弾道ミサイル防衛については、日本は、平成 18 年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3 ブロック IIA）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、弾道ミサイル防衛（BMD）システムの着実な整備に努めており、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとっている。平成 29 年に導入を閣議決定した陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）は、6 月、防衛省からその配備プロセスの停止が発表された。その後の政府内での検討の結果、12 月、イージス・アショアに替えて、イージス・システム搭載艦 2 隻を整備することなどを閣議決定し

た。

- (2) サイバーについては、日米両国は、政府横断的な取組の必要性を踏まえ、令和元年10月に開催された第7回日米サイバー対話などのフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、両国におけるサイバー政策、国際社会における協力、能力構築支援など、サイバーに関する協力を引き続き行った。
 - (3) 宇宙については、日米両国は、8月の宇宙に関する包括的日米対話第7回会合などにおいて、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視(SSA)情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード(人工衛星へのミッション機器の相乗り)協力の具体的検討など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めている。なお、12月、日米両政府は、令和5年度を目途に運用開始予定の日本の準天頂衛星システム「みちびき」の6号機及び7号機への米国の宇宙状況監視(SSA)センサーの搭載を含むホステッド・ペイロード協力に関する書簡の交換を行った。
 - (4) 多数国間協力については、日米両国は、インド太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視している。10月には第2回日米豪印外相会合が行われ、4か国は、ポスト・コロナの世界を見据え、ますます重要性が増している「自由で開かれたインド太平洋」を具体的に推進していくため、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害援助、教育・人材育成を始め様々な分野で実践的な協力を進めていくとともに、同ビジョンの実現に向け、より多くの国々へ連携を広げていくことの重要性を共有した。
 - (5) 情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。こうした観点から、日米両国は、情報保全に係る協力を強化すべく、引き続き協議を行っている。
 - (6) 海洋安全保障については、日米両国は、東アジア首脳会議(EAS)やASEAN地域フォーラム(ARF)などの場で、海洋をめぐる問題を国連海洋法条約に反映された国際法に従って平和的に解決することの重要性を訴えた。平成27年4月に公表したガイドラインにおいても、日米両国は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力するとしており、新型コロナ流行下においても、南シナ海を含む地域周辺海域で日米共同訓練などを継続して実施し、さらには、日米豪印共同訓練(マラバール)や環太平洋合同演習(RIMPAC)などを通してオーストラリアやインドを始めとした地域のパートナーとの連携を強化した。
- 3 日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中、日本は、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支えることが重要であるとの観点から、日米地位協定で定められた範囲内で、在日米軍施設・区域の土地の賃料、提供施設の整備(FIP)費などを負担している。このほか、特別協定を締結し、駐留軍など労働者の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担している。
- 当該協定が令和3年3月末に失効することを踏まえ、令和3年2月、日米両政府は、在日米軍駐留経費負担に係る現行特別協定を1年間延長することに合意し、また、令和4年4月1日以降の新たな特別協定の合意に向けて、交渉を継続していくことを確認した。

令和3年度目標

- 1 これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン(日米防衛協力のための指針)及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 弾道ミサイル防衛(BMD)、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断(クロス・ドメイン)作戦のための協力強化や新興技術に関する日米協力の推進等を通じ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日本を取り巻く安全保障環境がこれまで以上に急速に厳しさを増している中、令和3年度においても、日米両国は、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化し、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化するための取組を以下のとおり実施した。

- 1 令和3年度においても、ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム(ACM)などを通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応と取組を重ねた。バイデン政権は令和3年1月の発足直後から日米同盟を重視する姿勢を鮮明

にした。その中で令和4年1月には、日米「2+2」が初めてテレビ会議形式で開催され、日本側からは、林外務大臣及び岸防衛大臣が、米側からは、ブリンケン國務長官及びオースティン国防長官がそれぞれ出席した。日米同盟をいかに進化させ、現在、そして将来の挑戦に効果的に対処し続けるかについて率直かつ重要な議論を行うことができ、大きく以下の3点の成果があった。第一に、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」へのコミットメントを確認するとともに、ルールに基づく秩序を損なう中国の取組や北朝鮮の核・ミサイル活動を含め、変化する地域の戦略環境に関する突っ込んだ議論を行い、認識をすり合わせた。第二に、日米同盟の抑止力・対処力を抜本的に強化するための具体的な議論を進めることを確認した。更に、宇宙・サイバー分野や新興技術を含め、日米同盟の優位性を将来にわたって維持するために投資を行っていくことにつき一致した。第三に、日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に推進することや適時の情報共有といった連携の重要性について一致した。

- 2 (1) ミサイル防衛については、日本は、平成18年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル (SM-3 ブロック IIA) の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行い、BMD システムの着実な整備に努め、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとった。
 - (2) サイバーについては、4月の日米首脳会談において、サイバー領域での防衛協力も進化させていくことを宣言した。令和4年1月の日米「2+2」では、サイバー脅威への共同対処が同盟として必須であることを確認した。日米両国は、政府横断的な取組の必要性を踏まえ、日米サイバー対話などの枠組みを通じ日米の関係者が幅広い分野における日米協力について議論しており、令和3年度においても5月に日米サイバー対話課長級会合を開催した。併せて、日本のサイバーセキュリティ戦略や米国のサイバー政策も踏まえつつ、両国間の政策面での協調や体制及び能力の強化、インシデント情報の交換などを推進し、サイバーに関する協力を引き続き行った。
 - (3) 宇宙については、4月の日米首脳会談では、宇宙領域での防衛協力も深化させていくことを宣言した。令和4年1月の日米「2+2」では、宇宙への、宇宙からの及び宇宙における深刻な脅威への共同対処が同盟にとって必須であることを確認した。併せて、日米両国は、宇宙状況把握情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード (人工衛星へのミッション機器の相乗り) 協力の具体的検討など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めた。
 - (4) 情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものであるとの観点から、4月の日米首脳共同声明や令和4年1月の日米「2+2」共同発表でその重要性を確認するとともに、情報保全に係る協力を強化すべく、引き続き協議を行った。
 - (5) 海洋安全保障・多国間協力については、日米両国は、10月の東アジア首脳会議 (EAS) や8月のASEAN 地域フォーラム (ARF) などの場で、海洋をめぐる問題を、国連海洋法条約を始めとする国際法に従って平和的に解決することの重要性を訴えた。令和3年は、新型コロナウイルス感染症流行下においても、南シナ海を含む地域周辺海域で日米共同訓練などを継続して実施し、8月から9月にかけて実施したマラバル (日米豪印共同訓練) などを通してオーストラリアやインドを始めとした地域のパートナーとも連携を強化した。さらに日米両国は、インド太平洋地域に空母打撃群を派遣した英国や、フランス、ドイツ、オランダといった欧州各国とも共同訓練を実施し、自由で開かれたインド太平洋 を実現していく重要性が各国に広く共有されていることを確認した。
- 3 在日米軍駐留経費負担にかかる特別協定につき、現行協定の有効期限が令和4年3月31日であることを踏まえ、日米両政府は、令和4年4月1日以降の経費負担のあり方について協議を行った。日本としては、厳しい財政状況を踏まえつつ、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、在日米軍の安定的なプレゼンスを支えるとともに、日米同盟の抑止力・対処力をより一層効果的に強化していくことが必要であるとの認識の下、協議を重ねた結果、12月に日米間で合意に至り、令和4年1月7日、東京において、林芳正外務大臣とグリーン駐日米国臨時代理大使との間で特別協定の署名を行った。なお、日本側の経費を用いて日米同盟を一層強化する基盤を構築することで一致したことを受け、日本側としては「在日米軍駐留経費負担」の通称を「同盟強靱化予算」とすることとした。新たな特別協定の対象期間 (令和4年4月1日から～令和9年3月31日) における「同盟強靱化予算」は年平均で約2,110億円となっている。

令和4年度目標

- 1 これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン (日米防衛協力のための指針) 及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 弾道ミサイル防衛 (BMD)、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協

力の強化を着実に進展させ、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力強化や新興技術に関する日米協力の推進等を通じ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増す中、我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保するとともに、米国との安全保障面での協力を進展させることで、我が国の安全のみならず、地域の平和と安定に寄与することが必要である。この点で、弾道ミサイル防衛（BMD）、サイバー、宇宙、海洋安全保障等の幅広い分野で日米安全保障協力を強化するための施策の実績を評価することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標 3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展 *

中期目標（--年度）

在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。

令和2年度目標

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
- 2 在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に進めることについては、日米首脳電話会談、日米外相会談を始め、累次の機会に日米間で確認した。在沖縄海兵隊約9,000人のグアム等国外への移転（2020年代前半に開始予定）や平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還などについて着実に計画を実施した。平成29年12月に北部訓練場の過半（約4,000ヘクタール）の引渡しが行われて以降も、統合計画に基づいて各種返還案件が進められ、日米間で引き続き緊密に連携した。
- 2 日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、平成30年4月の日米首脳会談や令和3年3月の「2+2」を始め、累次の機会に日米間で確認してきている。また、在日米軍再編に引き続き取り組む一方で、平成27年の環境補足協定や、平成29年の軍属補足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題等の具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払った。例えば、4月に普天間飛行場で有機フッ素化合物の一種であるPFOS含有泡消火剤の大規模な漏出事故が発生した際には、環境補足協定に基づく立入りを計5回にわたり行い、水及び土壌のサンプリングを行いその結果を公表した。また、在日米軍関係者においても令和2年3月以降新型コロナウイルスの感染事案が発生した。これに対し、7月に日本政府と在日米軍による在日米軍の感染対策に係る共同プレスリリースを発表するなど、日本における感染拡大の防止に向けて日米間で緊密に連携した。

令和3年度目標

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
- 2 在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に進めることについては、4月の日米首脳会談、令和4年1月の日米「2+2」を始め、累次の機会に日米間で確認した。在沖縄海兵隊約9,000人のグアム等国外への移転（令和6年に開始予定）や平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還などについて着実に計画を実施し、5月には牧港補給地区（国道58号線沿いの土地）のランドリー工場地区の返還を実現した。
- 2 日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。令和3年度も、日本政府は環境補足協定や軍属補足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による事件・事故の防止・対応、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題などの具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払ってきた。例えば、6月に陸軍貯油施設で有機フッ素化合物の一種であるPFOS等を含む水の流出が発生した際には、環境補足協定に基づく立入りをを行い、水のサンプリングを実施した。また新型コロナウイルス対策においては、6月に在日米軍による在日米軍従業員へのワクチン接種に係る共同プレスリリースを発表した。12月以降、全国の在日米軍施設・区域内及びその周辺自治体において新型コロナウイルスの感染事案が発生したことを受け、令和4年1月6日の日米外相電話会談や同月7日の日米「2+2」などの機会に、米側に対して感染防止対策の徹底及び地元の方々の不安解消に向けた対応を強く申し入れた。その結果、同月9日に新型コロナウイルス感染症の拡大に対処するための措置に関する日米合同委員会声明を発出し、同月28日には日米合同委員会の下に「検疫・保健分科委員会」を設立した。

令和4年度目標

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍再編の着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古移設や、平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
- 2 米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得るため、日米両政府の間で協議を行い、在日米軍による地元への影響に最大限配慮した安全な運用、早期の通報を含む事件事故での適切な対応、PFOS等をめぐる課題の対応等に取り組んでいく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

在日米軍の安定的な駐留は、我が国の安全を確保し、また、極東における国際の平和と安全の維持にとって不可欠であり、そのための施策の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の再編に関する合意を着実に実施することや日米地位協定に関連する取組を進めることにより、在日米軍の活動が周辺の住民に与える影響をできる限り小さくし、在日米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。

参考指標：米国における対日世論調査の結果（日米安保条約を維持すべきとの回答の割合）

（出典：「米国における対日世論調査」（ハリス社） ①一般の部 ②有識者の部 （注）「一般」とは、米国に在住の18歳以上の市民から無作為に選ばれた約1,000人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界及び宗教界から選ばれた200人のサンプルを指す。	実績値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	①73% ②93%	①70% ②88%	①69% ②89%

達成手段

達成手段名 （開始年度）	達成手段の概要（注）	関連する 測定指標

(関連施策)	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①米国との 安全保障分 野での協力 推進 (昭和33 年度)	日米安保体制の堅持は我が国安全保障政策の重要な柱の一つであり、この運用のため、米国の軍事防衛関係情勢に関する情報収集・調査・分析を行うほか、米国政府との協議、在日米軍を抱える地方公共団体との連絡・調整等の施策を行う。 こうした取組により、日米安保体制を円滑かつ効果的に運用することは、施策目標の達成に寄与する。				3-1 3-2
	111 (105)	118 (82)	118 (80)	121	0035

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策 I-3 中南米地域外交（モニタリング）

令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-I-3）

施策名（※）	中南米地域外交					
施策目標	<p>令和元年度までと同様に、近年活発化している対中南米外交の機運の盛り上がりを活用し、政治・経済のみならず、文化面も含めあらゆる分野での交流・連携を促進すべく以下を実施する。</p> <p>1 中米・カリブ諸国との経済関係及び幅広い分野における二国間関係や、国際社会における協力関係を強化し、様々なレベルでの相互理解を促進する。</p> <p>2 南米諸国との経済関係及び幅広い分野における二国間関係や、国際社会における協力関係を強化し、また、様々なレベルでの相互理解を促進する。</p>					
目標設定の考え方・根拠	<p>中南米諸国は、法の支配、民主主義、自由主義等の普遍的な価値を共有する日本のパートナーとして、飛躍的に重要性を増してきている。基本的な価値を共有することから、様々なレベルで、幅広い分野における協力関係を構築することは、相乗効果を生み出し、それが日本と中南米諸国の全般的な関係強化に寄与する。</p>					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	105	100	95	91
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	105	100	95	
執行額(百万円)		91	22	37		
同（分担金・拠出金）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	—	5	4	4
		補正予算(b)	—	110	0	
		繰越し等(c)	—	0	0	
		合計(a+b+c)	—	115	4	
執行額(百万円)		—	115	4		
政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	中南米局	政策評価実施 予定時期	令和5年8月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要施策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 中南米地域及び中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

施策の概要

近年活発化している要人往来を始めとする様々なレベルでの人的交流の盛り上がりを活用し、中米カリブ諸国とのあらゆる分野での協力関係を強化し、更なる経済関係の強化、国際社会での協力関係及び国民同士の相互理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・茂木外務大臣臨時会見記録（令和 3 年 7 月 20 日、ジャマイカ訪問時）
- ・オブザーバー紙（ジャマイカ）への茂木外務大臣寄稿（令和 3 年 7 月 19 日付）
- ・ラ・プレッサ紙（パナマ）への茂木外務大臣寄稿（令和 3 年 7 月 17 日付）
- ・プレッサ・リブレ紙（グアテマラ）への茂木外務大臣寄稿（令和 3 年 7 月 17 日付）
- ・EFE 通信社（スペイン）による茂木外務大臣書面インタビュー（令和 3 年 7 月 14 日付）
- ・茂木外務大臣臨時会見記録（令和 3 年 1 月 8 日、ブラジル訪問時）
- ・EFE 通信社（スペイン）による茂木外務大臣書面インタビュー（令和 3 年 1 月 3 日付）
- ・日・アルゼンチン外交関係樹立 120 周年閉幕式における安倍総理大臣スピーチ（平成 30 年 12 月 1 日）
- ・ジャパン・ハウス サンパウロにおける河野外務大臣の政策スピーチ（平成 30 年 5 月 20 日）
- ・安倍総理大臣の中南米政策スピーチ（平成 26 年 8 月 2 日）
- ・日・カリコム首脳会合の際の安倍総理大臣による日本の対カリコム政策三本の柱（平成 26 年 7 月 28 日）

測定指標 1-1 貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化 *

中期目標（一年度）

メキシコ、中米及びカリブ諸国と貿易の拡大及び投資の増大等の経済関係の拡大を図るために、政策対話及びビジネス環境の整備を通して日系企業が進出しやすい環境を醸成する。

令和 2 年度目標

- 1 政府ハイレベルによる中米・カリブ諸国との経済関係の更なる深化・強化の確認
- 2 中米・カリブ諸国との政策対話の実施
- 3 日墨 EPA ビジネス環境整備委員会等の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 3 年 1 月、茂木外務大臣はメキシコを訪問し、エブラル外相との会談において、両国の経済関係が近年飛躍的に拡大したことを踏まえ、メキシコにおけるビジネス環境整備や進出日系企業への支援を要請した。また、茂木外務大臣はクルティエル経済相とも会談し、ビジネス環境整備と安定化に加え、進出日系企業への支援を要請するとともに、TPP11 の着実な実施と拡大に向けて引き続き連携することを確認した。

カリコム諸国との間では、ジャマイカとの租税条約が 5 月に国会で承認され、9 月に発効したことで、両国間の経済関係の更なる強化につながった。

- 2 10 月に、日・コスタリカ局長級協議をオンラインで初めて実施し、外交関係樹立 85 周年を迎え、基本的価値を共有する重要なパートナーである同国との友好協力関係を確認するとともに、新型コロナウイルスに関する情報交換や、令和 3 年上半期の同国の中米統合機構（SICA）議長国就任に伴う我が国と中米地域の関係強化、多国間の枠組みも用いた協力強化など、幅広い議題について協議を行った。また、12 月には、日・ホンジュラス局長級協議をオンラインで初めて実施し、外交関係樹立 85 周年を迎え、基本的価値を共有する重要なパートナーである同国との友好協力関係を確認するとともに、新型コロナウイルスに関する情報交換や、東アジアの地域情勢に関する我が国の立場について説明した。

カリコム諸国との間では、ハイチ、トリニダード・トバゴ、ガイアナ及びアンティグア・バーブーダの各外相と鈴木・宇都両外務副大臣とのテレビ会談を実施するなど、コロナ禍においてもハイレベルでの対話を継続し、同地域との連携強化を行った。

- 3 12 月、宇都外務副大臣及びデ・ラ・モラ経済省次官を共同議長とする第 10 回日墨 EPA 合同委員

会をオンラインで実施した。発効から 15 周年を迎えた日墨 EPA の両国経済関係の強化への貢献を評価するとともに、同協定の運用状況及び諸課題について意見交換を行い、日本側からは現地進出企業の抱える課題の改善に関するビジネス環境整備や、7月に発効した米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) について引き続き情報提供を要請した。

令和 3 年度目標

- 1 政府ハイレベルによる中米・カリブ諸国との経済関係の更なる深化・強化の確認
- 2 中米・カリブ諸国との政策対話の実施
- 3 メキシコとの経済関係強化に向けた意見交換等の実施

施策の進捗状況・実績

1 7月、茂木外務大臣は中米カリブ3か国（グアテマラ、パナマ、ジャマイカ）を訪問し、日・中米統合機構（SICA）外相会合や日・カリブ共同体（カリコム）外相会合、キューバやコスタリカ等との電話外相会談を含む計13件の表敬・会談を行い、新型コロナ対策や経済協力分野等における協力を確認した。グアテマラでは、無償資金協力「経済社会開発計画」（ハリケーン災害復興関連機材供与：供与額3億円）に関する交換公文の署名式を行い、同国外相からは支援への感謝とともに、両国の経済関係の更なる発展への期待が示された。また、日パナマ外相会談では、両国の経済関係を促進すべく、両国政府とビジネス関係者が参加する経済対話を早期に実施することで一致した。

同月、宇都外務副大臣がドミニカ共和国を訪問し、アビナデル大統領・アルバレス外相と会談を行ったほか、2億米ドルを限度とするドル建て借款「新型コロナウイルス感染症危機対応における公共政策及び財政管理強化プログラム」の交換公文署名式典に出席した。同国への28年ぶりの借款により、両国の関係深化に寄与した。

8月には訪日中のグリーン・アンティグア・バーブーダ外相との間で外相会談を実施し、先方より、新型コロナで打撃を受けた観光業に更に悪影響を及ぼし、水産業に被害を与えているサルガッサム海藻への対策として日本が海藻除去機材を供与していることについて、タイムリーな支援であるとして謝意が表明された。

12月、林外務大臣が、STS フォーラム中南米カリブ地域ハイレベル会合（ハイブリッド形式）にビデオ・メッセージにて参加した。林外務大臣は、ビデオ・メッセージにおいて、日本と中南米カリブ地域との間での科学技術協力を振り返り、日本と中南米カリブ地域との更なる連携強化が進むことへの期待を表明した。

令和4年1月には、林外務大臣とエブラル・メキシコ外相との間で電話会談を行い、CPTTP のハイスタンダードを維持することの重要性を確認した。会談では、メキシコに約1,300社の日系企業が進出していることも踏まえ、林外務大臣からは、日系進出企業のメキシコ経済への貢献に言及した上で、同国のビジネス環境整備に関し、特に、エネルギー分野における法的安定性の確保に期待している旨伝達し、エブラル外相からは、重要なパートナーである日本の関心に留意して対応していきたい旨発言があった。

2 12月に、第9回日・メキシコ政策対話が行われ、基本的価値を共有する戦略的グローバルパートナーである同国との更なる関係強化のために、政治、経済、安全保障、経済協力、文化、人的交流等の様々な分野における協力について意見交換を行い、日墨 EPA に基づく強固な二国間経済関係及び CPTTP における協力を確認した。

3 令和4年2月、日・メキシコ経済連携協定に基づき設置された第12回ビジネス環境整備委員会をオンライン形式で開催し、日本側代表として上杉外務大臣政務官が出席した。両国の関心事項である、貿易と投資の促進、中小企業、裾野産業、投資環境、労務、税務、治安、基準認証及び観光等企業が抱えるビジネス環境に係る課題や問題意識について議論・意見交換を行うとともに、日本側からは、特に、メキシコにおいてエネルギー分野に進出している日本企業が引き続き円滑に事業を行えるよう、同分野における法的安定性への一層の配慮を要請した。

令和 4 年度目標

- 1 政府ハイレベルによる中米・カリブ諸国との経済関係の更なる深化・強化の確認
- 2 中米・カリブ諸国との政策対話・当該地域についての第三国との政策対話の実施
- 3 メキシコとの経済関係強化に向けた意見交換等の実施

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中米・カリブ諸国は、自由貿易を標榜する国が多く、我が国と基本的価値を共にする重要なパート

ナーであり、経済関係の更なる深化のために様々なレベルで経済対話を進めていくことが重要であることから、その取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

中米・カリブ諸国において政府ハイレベル間の関係深化は経済政策を進める際には非常に重要である。また、我が国企業の中米・カリブ地域への進出を更に促進するべく、中米・カリブ諸国のビジネス環境の整備に向け意見交換を実施していくことは、この地域との更なる経済関係深化に向け有益である。

なお、安倍元総理大臣は平成30年12月にアルゼンチンにて、「経済」「価値」「知恵」の三つの分野における連結性強化を柱とする日・中南米「連結性強化構想」を発表し、その中で中南米と日本が共に享受してきた自由で開かれた経済システムを守り発展させるとともに前進すると述べている。また、茂木外務大臣は令和3年1月・7月に歴代外務大臣として最多の中南米8か国を訪問し、経済関係の一層の強化に取り組むことを確認している。

測定指標 1-2 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化 *

中期目標（一年度）

33か国、全国連加盟国の18%を占める中南米諸国に対して、我が国の重要政策をインプットし、理解と支持を取り付け、普遍的価値観を共有するパートナーとして国際社会の抱える諸課題に共に取り組む。

令和2年度目標

要人往来や各種の政策対話を通じ、北朝鮮に関する問題や、地球規模課題等、国際社会の抱える諸課題に関して、普遍的価値を共有する国際社会の一大勢力である中南米諸国との協力関係を推進する。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルスの影響により物理的な人の往来が制限されたものの、様々なレベルにおいて、テレビ会議形式の会談を行った。中米カリブ諸国のうち、鈴木外務副大臣はハイチと、宇都外務副大臣は、ドミニカ共和国、ホンジュラス、ハイチ、メキシコ、トリニダード・トバゴ、ガイアナ及びアンティグア・バーブーダとテレビ会談を行い、拉致問題を含む北朝鮮情勢や東京オリンピック・パラリンピック等について意見交換を行うとともに、防災や気候変動、海洋資源の持続的な利用など国際社会の諸課題について緊密に連携していくことを確認した。また、事務レベルでも、カリコム諸国、ホンジュラス及びコスタリカとの間でもオンラインで局長級の意見交換を実施し、国際社会の諸課題につき緊密に連携していくことを確認した。

さらに、令和3年1月には、茂木外務大臣が就任後初めて中南米訪問（メキシコ、ウルグアイ、アルゼンチン、パラグアイ及びブラジル）を実施し、共通の価値に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・拡大のための連携強化を確認したほか、北朝鮮情勢、東シナ海及び南シナ海等の地域情勢等について連携を強化していくことを確認し、北朝鮮に関して、拉致問題の早期解決に向けて、引き続きの理解と協力を要請し、各国からの支持を確保した。

令和3年度目標

新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、要人往来や各種の政策対話を通じ、北朝鮮に関する問題や、地球規模課題等、国際社会の抱える諸課題に関して、普遍的価値を共有する国際社会の一大勢力である中南米諸国との協力関係を推進する。

施策の進捗状況・実績

7月、茂木外務大臣は中米カリブ3か国（グアテマラ、パナマ、ジャマイカ）を訪問し、日・中米統合機構（SICA）外相会合、日・カリブ共同体（カリコム）外相会合を含む計13件の表敬・会談を行った。さらに同月、宇都外務副大臣がドミニカ共和国を訪問し、アビナデル大統領・アルバレス外相と会談等を行った。これらを通じ、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序のための連携の強化、新型コロナウイルス感染症や防災などグローバルな課題への対応につき協力を確認した。

また、8月の日アンティグア・バーブーダ外相会談では、共に海洋国家として、自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有する重要なパートナーであることを確認し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のために連携を深めていくことで一致した。新型コロナウイルス感染症対策、防災、気候変動、水産資源の持続可能な利用など国際的な諸課題における協力に

についても引き続き協力を進めていくことで一致した。さらに令和4年1月には、日墨電話外相会談において、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序のための連携の強化、北朝鮮情勢への対応について協力を確認するとともに、安保理非常任理事国であるメキシコと引き続き国際社会における連携を強化していくことで一致した。

12月には、第9回日・メキシコ政策対話が行われ、基本的価値を共有する戦略的グローバルパートナーである同国との更なる関係強化のために、地域情勢、新型コロナウイルス感染症対策も含め、国際社会における諸課題について意見交換した。また、令和4年1月、林外務大臣とエブラル・メキシコ外務大臣との間で電話会談を行い、林外務大臣から、メキシコの安保理非常任理事国としての取組への評価を表明し、エブラル外相からは、核軍縮を含む国際社会における諸問題について今後も緊密に連携していきたい旨発言があった。さらに、両大臣は、弾道ミサイル発射や拉致問題を含む北朝鮮情勢への対応において引き続き連携していくことを確認した。

さらに、令和4年1月には、小田原外務副大臣がハイチ情勢に関する閣僚会合（カナダ外相主催、オンライン形式）にビデオ・メッセージにより出席し、日本は保健、教育、食料、防災といったハイチの社会基盤強化支援のほか、平成22年のハイチ震災直後から自衛隊を3年間国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）に派遣するなど、様々な形でハイチの安定化に協力してきたことを述べるとともに、ハイチが直面する治安問題に対しては、国家警察の機能強化支援等を実施している旨言及し、引き続き国際社会と連携して対応していく旨を表明した。

令和4年度目標

新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、要人往来や各種の政策対話、オンラインや電話での会談・協議やビデオ・メッセージの発出等を通じ、東アジア情勢を含む地域情勢や地球規模課題等、国際社会の抱える諸課題に関して、普遍的価値を共有する国際社会の一大勢力である中南米諸国との協力関係を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和3年に茂木外務大臣が歴代外務大臣として最多の中南米8か国を訪問したことは、中南米地域との更なる関係強化の重要性が高まっていることの証左。

地球規模課題等、国際社会が抱える問題の解決には、多くの国との協力関係が不可欠であるところ、国際社会において一大勢力を構成する中南米地域との協力は不可欠。33か国の多くが自由、民主主義、法の支配等、基本的価値を日本と共有し、二国間関係のみならず、国際社会でも重要なパートナーたり得る存在である。さらに、カリコムに代表されるように、国際社会の重要課題に対し、統一的な立場をとる傾向も見られるところ、中南米諸国との連携を推進することは重要である。

測定指標1-3 要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化

中期目標（一年度）

招へい事業や派遣事業の多種のスキームを活用し、政府ハイレベルを始めとする様々なレベルの人的交流を促進する。我が国の問題意識等を対外的に発信する機会を増やし、同時に中米カリブ地域に知日派・親日派を増やしていく。

令和2年度目標

- 1 中米・カリブ諸国からの閣僚級以上の訪日をより多く実現し、二国間関係を前進させ、国際社会で存在感を増す中米・カリブ諸国との間で、更なる協力関係の深化を図る。
- 2 戦略的実務者招へいスキームや「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」を利用して、中米・カリブ地域の日系人を含め、様々な層の招へいを実現することにより、日本の魅力や政策を積極的に発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により人の移動が制限される中、様々なレベルでテレビ会談を行い、中米・カリブ諸国との二国間関係の深化を重ねた。また、令和3年1月には、感染症対策を取りつつ、茂木外務大臣が中南米5か国を訪問し、コロナ禍で要人往来が限定される中、遠路日本の外務大臣が来訪したことが先方から高い評価を受けた。本訪問を通じて、自由、民主主義など、基本的価値を共有するパートナーであり米国とも関係が深い中南米諸国との連携を、バイデン新政権の発足を前に強化することができた。また、共通の価値に基づく自由で開かれた国

際秩序の維持・拡大のための連携強化の確認、経済関係の一層の強化や日系進出企業のビジネス環境改善やコロナ対策での国際連携の確認、北朝鮮情勢、東シナ海及び南シナ海等の地域情勢等についての連携強化や拉致問題の早期解決に向け各国から支持確保等の成果を得ることができた。

- 2 戦略的実務者招へいスキームでは「持続可能な社会と環境のための科学技術の活用」のテーマの下、アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）若手リーダー招へいをオンラインで実施し、中南米及びアジアの関連分野において将来活躍が見込まれる若手行政官と我が国政府関係者や民間企業関係者等との交流を行った。招へい参加者はSDGsや科学技術の分野における専門家による講義を通じて、招へいテーマに関する日本の取組に対する知見を深めた。また、同スキームでは、メキシコ下院議員・メキシコ日本友好議員連盟会長の招へいをオンラインで実施した。同会長は、国会関係者や企業関係者、地方自治体関係者等との交流を通じて、日本や日メキシコ関係、メキシコにおける日本企業の活動等に対する理解を深めた。さらに、「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」においては、コロナ禍における新たな取組として、訪日前にオンラインプレプログラムを実施し、訪日プログラムが効率的かつ効果的に実施されるよう、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとの交流や日本文化体験講義及び東日本大震災の被災地訪問動画の視聴を実施した。

令和3年度目標

- 1 中米・カリブ諸国とのハイレベルでの交流をより多く実現し、二国間関係を前進させ、国際社会で存在感を増す中米・カリブ諸国との間で、更なる協力関係の深化を図る。
- 2 戦略的実務者招へいスキームや「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」を利用して、中米・カリブ地域の日系人を含め、オンラインでの実施を含めた様々な層の招へいを実現することにより、日本の魅力や政策を積極的に発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年度も、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大により対面での要人往来が制限される中、電話会談やビデオ・メッセージの発出による会合への参加を通じ、中米・カリブ諸国との二国間関係の深化に努めた。また、7月には、感染症対策を取りつつ、茂木外務大臣が中米カリブ3か国（グアテマラ、パナマ、ジャマイカ）を訪問したほか、同月には宇都外務副大臣がドミニカ共和国を訪問し、日本人移住65周年記念式典に出席した。コロナ禍で要人往来が限定される中、日本の外務大臣が再び中南米地域を来訪（グアテマラにおいては34年ぶりの訪問）したことは先方から高い評価を受けた。本訪問を通じて、自由、民主主義、法の支配など、基本的価値を共有するパートナーである中南米諸国との連携を強化することができた。また、共通の価値に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・拡大のための連携強化の確認、経済関係の一層の強化や日系進出企業のビジネス環境改善やコロナ対策での国際連携の確認、北朝鮮情勢、東シナ海及び南シナ海等の地域情勢についても意見交換を行ったほか、拉致問題の早期解決に向け各国から支持を得るなどの成果を得ることができた。

令和4年1月には、宇都隆史特派大使をホンジュラスに派遣し、大統領就任式への出席、及び同国大統領を含む主要閣僚と会談を行った。政権発足時に早期の対話を実現することにより、新政権に対して、両国の友好関係を一層強化していきたいというメッセージを直接伝え、引き続き二国間関係を強化していくことで一致した。

- 2 戦略的実務者招へいスキームでは「防災・減災と科学技術の活用」のテーマの下、令和4年2月にアジア中南米協力フォーラム（FEALAC）若手リーダー招へいをオンラインで実施し、中南米及びアジアの関連分野において将来活躍が見込まれる若手行政官と我が国政府関係者や民間企業関係者等30名との交流を行った。招へい参加者は防災・減災や科学技術の分野における専門家による講義を通じて、招へいテーマに関する日本の取組に対する知見を深めるとともに、FEALAC加盟国間の協力の在り方について意見交換を行った。

さらに、「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」については、6月から令和4年3月にかけて令和2年度事業（コロナ禍の影響により実施時期を延長）、令和4年3月に令和3年度事業を実施。参加者のグループごとに、「持続可能な環境」や「ICTの利活用」、「中南米の日系人社会」、「ポストコロナ時代のSDGs」などのテーマについて、実際の渡航が叶わない中であってもなお、人的交流が促進されるような工夫的取組として、オンラインでの日本文化体験、ホームステイ、国内有識者による講演や中南米と日本の参加者を繋げた参加者間交流など、バーチャル方式の利点をいかしながら招へい・派遣プログラムを実施した。参加者に対し、日本の外交姿勢や魅力について学ぶ機会を提供するとともに、それらに関する参加者自らによる対外発信を促進した。

令和4年度目標

- 1 中米・カリブ諸国とのハイレベルでの交流を更に活発化し、二国間関係を発展させるとともに、国際社会で存在感を増す中米・カリブ諸国との間で、更なる協力関係の深化を図る。
- 2 戦略的実務者招へいスキームや「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」を利用して、中米・カリブ地域の日系人を始めとする様々な層に対し、オンライン方式を含めた招へい・派遣を実現することにより、日本の魅力や政策を積極的に発信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ハイレベルの交流を活発化させることは、日本の正しい姿を発信していく上で重要であるところ、日本と中米・カリブ諸国間におけるハイレベルの相互往来に加え、オンラインでの交流を増やしていくことが欠かせない。また、中米・カリブ地域に知日派・親日派を育成する観点から、幅広い層の招へい・派遣を対面及びオンラインにて実現していくことは、日本の正しい姿の多層的発信に資する。

測定指標1-4 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化 *

中期目標（一年度）

中米カリブ諸国間で政策調整が図られることが多い、多国間フォーラムの機会を積極的に活用する。また、多国間フォーラムの会合に政府からハイレベルを派遣し、日本のプレゼンスを高める。

令和2年度目標

中米・カリブ諸国が加盟する多国間のフォーラムの会議へできるだけ政府ハイレベルの関係者を出席させるとともに、日本のプレゼンスを高めるために我が国の政策の発信を行う。

施策の進捗状況・実績

11月にテレビ会議方式で開催された第2回太平洋同盟協力フォーラムに林中南米局長が出席し、民主主義、人権、「法の支配」及び自由貿易と持続可能な発展の分野における日本と太平洋同盟諸国との間の関係強化を確認した。また、コロナ禍におけるサプライチェーンの強靱化やデジタル分野の強化の必要性を指摘し、これらの分野における太平洋同盟諸国との協力を進めていく旨発言し、太平洋同盟諸国に対する我が国の重要性を示した。

さらに、令和3年3月には、4年ぶりとなる第19回日・カリコム事務レベル協議をオンラインで実施し、新型コロナウイルス感染症対策の協力に加え、「日本の対カリコム政策」の3本の柱（第一の柱：小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力、第二の柱：交流と友好の絆の拡大と深化、第三の柱：国際社会の諸課題の解決に向けた協力）に沿って日本カリコム関係のレビューを行った。カリコム諸国からは新型コロナウイルス感染症等に関する日本からの協力を感謝が表明されるとともに、日・カリコム間の交流を深め、保健衛生、防災、気候変動、国連安保理改革等で引き続き協力を行っていくことを確認した。

令和3年度目標

オンラインも含め、中米・カリブ諸国が加盟する多国間のフォーラムの会議へできるだけ政府ハイレベルの関係者を出席させるとともに、日本のプレゼンスを高めるために我が国の政策の発信を行う。

施策の進捗状況・実績

7月の茂木外務大臣の中米カリブ訪問の際には、日・中米統合機構（SICA）外相会合、日・カリブ共同体（カリコム）外相会合を行った。第4回日 SICA 外相会合では、日本から、新型コロナウイルス感染症対策としての医療関連機材の供与、コールド・チェーン整備「ラスト・ワン・マイル支援」、中米の防災能力強化の支援、中米移民問題の根本原因である貧困、治安、災害等の分野での支援などの取組について説明し、中米諸国からは日本が中米各国に示してきた連帯、日本の支援に対する謝意が表明された。また、福島第一原発の ALPS 処理水の海洋放出の基本方針について説明し、SICA 諸国の理解を得た。第7回日・カリコム外相会合では、新型コロナ対策・防災等の分野において日本の対カリコム協力が進展していることを確認し、カリコム各国外相からは日本の支援や小島嶼国への配慮に対する謝意の表明があった。また、茂木外務大臣から、拉致問題の即時解決に向けた理解と協力を要請した。

12月には、STS フォーラム中南米カリブ地域ハイレベル会合（ハイブリッド形式）に林外務大臣がビデオ・メッセージにて参加した。林外務大臣は、ビデオ・メッセージにおいて、日本と中南米カリブ地域との間での科学技術協力を振り返り、日本と中南米カリブ地域との更なる連携強化が進むこと

への期待を表明した。さらに、令和4年1月には、小田原外務副大臣がハイチ情勢に関する閣僚会合（オンライン形式）にビデオ・メッセージにより出席し、日本は保健、教育、食料、防災といったハイチの社会基盤強化支援等これまで行ってきた支援に言及するとともに、ハイチが直面する治安問題に対して、引き続き国際社会と連携して対応していく旨述べた。

令和4年度目標

オンラインも含め、中米・カリブ諸国が加盟する多国間のフォーラムの会議に政府ハイレベルの出席を実現させるとともに、日本のプレゼンスを高めるために我が国の政策の発信を行い、各国の理解・支持の呼びかけを図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中米カリブ地域には様々な多国間フォーラムが存在し、それらを通じて中米カリブ諸国間の政策調整が図られることが多い。そのようなフォーラムに積極的に参加することで、同時に多くの国に対して我が国の立場を説明し、理解を得ることは重要である。

測定指標 1-5 中米カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数						
我が国及び相手国とも政務レベル以上	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値
	—	30	8	30	22	30
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠						
中米カリブ諸国では、政府ハイレベルの意思決定が重要となる場面が多いことから、政務レベル同士の会談数の実績を測ることは、中米カリブ諸国との協力及び交流強化を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益である。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和3年度においても引き続き対面での交流は難しい状況が続いているが、オンラインでの会談実施を更に活発化させ、中米カリブ諸国との交流を正常化し、コロナ禍以前と同レベルの会談実施数を達成することが重要である。						

参考指標：日・中米カリブ間貿易額（単位：億円）		
（出典：財務省統計）	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	20,375	27,754

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①中米カリブ諸国との協力強化 （昭和27年度）	以下の取組を通じ、中米カリブ諸国との各種往來を強化し、各レベルにおける対話を促進すること等により、中米カリブ諸国との意見交換や政策調整をより活発化させる。また、中米、カリブ地域に関する情報収集を更に強化し、多角的な視点から対中米カリブ政策を立案する。				
	1 貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化				1-1
	メキシコ、中米及びカリブ諸国と貿易の拡大及び投資の増大等の経済関係の拡大を図るために、政策対話及びビジネス環境の整備を通して日系企業が進出しやすい環境を醸成する。				1-5
	2 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化				1-2
全国連加盟国の18%を占める中南米諸国に対して、我が国の重要政策をインプットし、理解及び支持を取り付け、普遍的価値観を共有するパートナーとして国際社会の抱える諸問題に共に取り組む。				1-5	
3 要人往來及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化				1-3	
政務ハイレベルを始めとする様々なレベルの人的交流において我が国				1-5	

	<p>の問題意識等を対外的に発信する機会を増やし、同時に中米カリブ地域に知日派・親日派を増やしていく。</p> <p>4 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化 中米カリブ諸国間で政策調整が図られることが多い、多国間フォーラムの機会を積極的に活用する。また、多国間フォーラムの会合に政府ハイレベルを派遣し、日本のプレゼンスを高める。</p>	1-4					
			33 (29)	32 (12.1)	31 (17)	32	0036
②中南米日系人を通じた対外発信強化 (平成27年度) ※この達成手段は本施策個別分野2にも関連する。	<p>(本個別分野に関連する取組)</p> <p>我が国の対外発信強化に資する中南米日系人を日本に招へいし、我が国の政策についての説明、有識者による講義、視察等を通じて我が国として発信すべき事項について理解を深化させ、中南米日系人を通じた第三者発信の強化に努める。</p> <p>これは、第三者を通じて我が国の正しい姿を対外的に発信することとなり、親日家・知日家の育成に寄与する。</p>	1-3					
			17 (15)	17 (0)	8 (0)	8	0037
③日・カリコム友好協力拠出金(任意拠出金) (平成13年度)	<p>我が国とカリコム諸国は、平成12(2000)年11月、東京において第1回日・カリコム外相会議を開催し、「21世紀のための日・カリコム協力のための新たな枠組み」を採択した。本拠出金は、同枠組み実施のための協力の一環であり、旧英領カリブを中心とした14か国が加盟し、経済統合、外交政策、安全保障や社会開発を所掌する地域機構であるカリコム事務局を通じて、日・カリコム友好協力及びカリコム諸国の発展に資するプロジェクトを支援するものである。令和3年度は、「日・カリコム共同閣僚声明」の下、小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力に資する案件として、「カリコム地域における教育の質の向上」を実施するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、カリブ公衆衛生庁(CARPHA)加盟国のコロナウイルス感染症対応プロジェクトを採択しており、PCR検査キット調達による加盟国での検査実施促進や、カリコムによる新型コロナウイルス感染症のワクチン接種促進事業を採択するなど、現地の感染拡大防止及び保健衛生システム強化に資する案件を実施。</p> <p>本拠出金によるプロジェクトは、カリコム事務局が加盟14か国にとり課題となっている点を改善・強化するために企画立案・実施されており、日本の協力として加盟国間でもハイレベル含め広く認知され、我が国へ謝意が表明されている。</p> <p>こうした我が国の貢献は、カリコム諸国の発展に寄与するとともに、日・カリコムの友好・信頼関係の増進、国連等の多国間の場におけるカリコム諸国14か国との協力関係の維持、強化に資する。</p>	1-2 1-4					
			5 (5)	5 (5)	5 (5)	4	0039
④国連マルチパートナー信託基金を通じたハイチでの保健・衛生システムの強化 (令和2年度)	<p>国連信託基金を通じ、ハイチにおける感染症対策を支援する。</p> <p>これにより、ハイチの新型コロナウイルス感染症の拡大リスクが高いコミュニティに対し、啓発活動、保健・衛生システム強化等を行うことにより、新型コロナウイルス等感染症の拡大防止に寄与する。</p>	1-2					
			—	110 (110)	0 (0)	0	0040
⑤汎米保健機構(PAHO)拠出金(任意拠出金) (令和2年度)	<p>汎米保健機構(PAHO)への拠出を通じ、中南米における新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、感染者の特定、検査体制の強化、医療機関における感染者への対応及びリスクコミュニケーション支援に係る機材供与や技術支援等を実施する。</p> <p>これにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に寄与する。</p>	1-2					
			—	300	0	0	0042

		(300)	(0)		
--	--	-------	-----	--	--

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 南米諸国との協力及び交流強化

施策の概要

- 1 経済連携協定（EPA）、投資協定等の法的枠組みを構築・運用するとともに、政府間等の対話を通じた経済関係を強化する。
- 2 南米諸国との幅広い分野における二国間関係を強化する。国連改革、気候変動等国際社会の課題に係る取組、国際機関の選挙等における南米諸国の支持を獲得するとともに、我が国の重要政策への理解と支持を獲得する。また、南米における日系社会との連携を強化するための取組を進める。
- 3 南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）
- ・第204回国会外交演説（令和3年3月18日）
- ・茂木外務大臣臨時会見記録（令和3年1月8日、ブラジル訪問時）
- ・ABC紙（パラグアイ）への茂木外務大臣寄稿（令和3年1月7日付）
- ・オ・グローボ紙（ブラジル）による茂木外務大臣書面インタビュー（令和3年1月7日付）
- ・ニッケイ新聞（ブラジル）への茂木外務大臣寄稿（令和3年1月7日付）
- ・エル・pais紙（ウルグアイ）への茂木外務大臣寄稿（令和3年1月6日付）
- ・EFE通信社（スペイン）による茂木外務大臣書面インタビュー（令和3年1月3日付）
- ・日・アルゼンチン外交関係樹立120周年閉幕式における安倍総理大臣スピーチ（平成30年12月1日）
- ・未来投資戦略2018（平成30年6月15日 閣議決定）
第2 II. [3] (3) iii) ⑤ 海外日系社会との連携を通じた成長市場の取込み

測定指標 2-1 南米諸国との経済関係強化の進展 *

中期目標（一年度）

南米諸国との間で経済関係強化のための枠組みの構築及びその円滑な運用、並びに対話を引き続き促進していく。

令和2年度目標

- 1 日コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。
- 2 日アルゼンチン租税条約、日ペルー租税条約、日ウルグアイ租税条約及び日コロンビア租税条約の早期発効を目指す。
- 3 日ウルグアイ税関相互支援協定、日ボリビア税関相互支援協定の早期署名を目指す。
- 4 メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国との経済関係の一層の強化及び進出日系企業への支援強化を目指す。その他、南米各国との貿易・投資関係の更なる活性化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 日コロンビア EPA 交渉について、交渉妥結に向けた取組を進めた。
- 2 日ペルー租税条約について、令和3年1月より発効した。
日アルゼンチン租税条約、日ウルグアイ租税条約及び日コロンビア租税条約について、早期発効に向けて先方政府への働きかけ等の取組を進めた。
- 3 日ウルグアイ税関相互支援協定について、令和3年1月に署名した。
日ボリビア税関相互支援協定について、実質合意済みであり、署名に向けて調整を進めた。
- 4 令和3年1月、茂木外務大臣はウルグアイ、アルゼンチン、パラグアイ及びブラジル（いずれもメルコスール加盟国）を訪問し、各国との間で経済関係の一層の強化や進出日系企業への支援強化について確認した。また、太平洋同盟諸国とは事務レベルでオンラインにて会議を行い、コロナ禍におけるサプライチェーンの強靱化の必要性を指摘し、太平洋同盟諸国との協力を進めていく旨発信した。

令和3年度目標

- 1 日コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。
- 2 日アルゼンチン租税条約、日アルゼンチン投資協定及び日ウルグアイ租税条約の早期発効を目指す

す。日コロンビア租税条約についても、早期発効に向けコロンビア側への働きかけを行う。

- 3 日ボリビア税関相互支援協定の早期署名を目指す。
- 4 日パラグアイ投資協定の交渉実質合意を目指す。
- 5 メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国との経済関係の一層の強化及び進出日系企業への支援強化を目指す。その他、南米各国との貿易・投資関係の更なる活性化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 日コロンビア EPA について、ハイレベル会談の場も活用し意見交換を行う等、交渉妥結に向けた取組を進めた。
- 2 日ウルグアイ租税条約について、7月に発効した。
日アルゼンチン租税条約、日アルゼンチン投資協定及び日コロンビア租税条約について、早期発効に向けて先方政府への働きかけ等の取組を進めた。
- 3 日ボリビア税関相互支援協定について、署名に向けて調整を進めた。
- 4 日パラグアイ投資協定について、ハイレベル会談の場も活用し意見交換を行う等、交渉妥結に向けた取組を進めた。
- 5 メルコスール諸国及び太平洋同盟諸国との間では、限られた機会を捉え要人往来を実現し、各国との間で経済関係の一層の強化や進出日系企業への支援強化について確認した。11月には、ラミレス・コロンビア副大統領兼外相訪日の機会に、同副大統領による岸田総理大臣表敬及び松野官房長官との会談を実施し、両国の経済連携の推進の重要性について一致した。同月、アセバド・パラグアイ外相訪日の機会には、日パラグアイ外相会談を実施し、両国の経済関係を活性化させる必要性につき一致した。令和4年3月には、チリのボリッチ大統領就任式に小田原副大臣が特派大使として出席し、ボリッチ大統領、ウレホラ外相を始めとする各要人との間で経済関係強化につき確認した。
また、オンラインツールも活用しつつ、12月から令和4年2月にかけて日ブラジル外相電話会談、日アルゼンチン外相テレビ会談、日ウルグアイ外相テレビ会談、林外務大臣とチリのウレホラ外相（会談当時は就任前）とのテレビ会談を実施し、経済関係を一層強化していくことで一致した。日系企業進出支援の観点からも、日アルゼンチン外相会談ではビジネス環境の整備の重要性について言及し、日ウルグアイ外相会談ではビジネスの一層の活性化への期待を共有した。また、9月に開催された、日ブラジル戦略的経済パートナーシップ賢人会議オンライン会合においては、茂木外務大臣からビデオ・メッセージを発出し、官民一体となって両国の二国間関係強化に取り組んでいく旨発信した。

令和4年度目標

- 1 日コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。
- 2 日アルゼンチン投資協定、日アルゼンチン租税条約及び日コロンビア租税条約の早期発効を目指す。
- 3 日ボリビア税関相互支援協定の早期署名を目指す。
- 4 日パラグアイ投資協定の交渉実質合意を目指す。
- 5 メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国との経済関係の一層の強化及び進出日系企業への支援強化を目指す。その他、南米各国との貿易・投資関係の更なる活性化を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国は、豊かなエネルギー・鉱物・食糧・資源、潜在力のある市場を有する南米諸国と経済的に補完関係にあり、南米諸国との経済関係強化は、我が国の国益にとって重要であることから、経済関係強化の実績を測ることは、南米諸国との協力及び交流を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益である。

南米諸国においては、ビジネス環境の面で、我が国民間企業の進出などに当たり、具体的な障害が発生する場合も多く、投資協定、租税条約、税関相互支援協定等の法的枠組みの整備を促進することは、ビジネス環境の改善等を通じて、南米諸国との経済関係を強化する上で重要である。また、同時にメルコスール諸国や太平洋同盟諸国との経済関係強化の取組を進めることが重要である。

測定指標 2-2 南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化 *

中期目標（--年度）

二国間、多国間の双方の機会を活用し、二国間関係を強化するとともに、国際社会においても我が

国の立場の説明、支持の拡大を進めていく。

令和2年度目標

- 1 南米各国との間で、様々なレベルの要人往来、相互理解促進に係る活動等を通じて、政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。
- 2 環境・気候変動、保健（新型コロナウイルス感染症対策等）、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。
- 3 招へい事業、現地でのネットワーク形成事業等を通じ、南米各国の日系人との連携及び中南米の国や地域を超えた日系ネットワークを強化するための取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年1月、茂木外務大臣は南米4か国（ウルグアイ、アルゼンチン、パラグアイ及びブラジル）を訪問した。同訪問では各国との間で、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化、二国間関係の強化及び国際社会での連携、日本企業のビジネス環境改善、さらに日系社会との連携について意見交換を行うことができた。南米諸国からは、令和3年2月にブラジルの科学・通信相が訪日したほか、令和3年3月にはエクアドルの国選弁護人代表が第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 कांग्रेस）出席のために訪日した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により物理的な人の往来が制限されたものの、日ペルー首脳電話会談や日ペルー外相電話会談、日ブラジル外相電話会談を始め、様々なレベルにおいて電話会談やテレビ会議が実施されたほか、尾身外務大臣政務官はエクアドル（6月）及びウルグアイ（8月）の在京大使、9月に就任した宇都外務副大臣はアルゼンチン、コロンビア、パラグアイ、ブラジル及びペルー（10月-令和3年3月）の在京大使、同じく9月に就任した鈴木外務大臣政務官はアルゼンチン、エクアドル、コロンビア、チリ、パラグアイ、ブラジル及びペルー（10月-令和3年3月）の在京大使の表敬を受け、新型コロナウイルス感染症対策における協力や二国間関係の一層の強化について意見交換を行った。さらに、事務レベルでは日米ブラジル協議が立ち上げられ、第1回協議が11月に実施されたほか、アルゼンチン、ウルグアイ、コロンビア、チリ、パラグアイ及びペルーとオンラインで政策協議等が実施された。これらの機会を捉え、二国間関係の強化や国際社会における協力関係の推進を確認しつつ、国際選挙の支持要請を実施したほか、新型コロナウイルス感染症対策における協力等に関する意見交換を行った。また、文化、スポーツ等を通じた交流強化に向けた協力を確認した。

- 2 環境・気候変動、保健（新型コロナウイルス感染症対策等）、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、茂木外務大臣の中南米訪問を始めとする政務レベルの協議や、事務レベルでの協議を通じて、積極的に先方政府要人に対し、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、日米ブラジル協議を立ち上げるなどし、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化した。
- 3 11月、ブラジル・サンパウロ在住の外務省招へい事業への歴代参加日系人を中心に、第17回外務省研修生OB会ラテンアメリカ会議がオンラインで開催された。外務省からは宇都外務副大臣による開会メッセージの動画を発出し、有力日系人のネットワーク強化を促進した。

令和3年度目標

- 1 南米各国との間で、新型コロナの感染状況に留意しつつ、様々なレベルの要人往来、相互理解促進に係る活動等を通じて、政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。
- 2 環境・気候変動、保健（新型コロナウイルス感染症対策等）、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。
- 3 新型コロナの感染状況に留意しつつ、招へい事業、現地でのネットワーク形成事業等を通じ、南米各国の日系人との連携及び中南米の国や地域を超えた日系ネットワークを強化するための取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、引き続き物理的な人の往来が制限されたものの、限られた機会を捉え要人往来を実現した。11月、ラミレス・コロンビア副大統領兼外相が訪日し、岸田総理大臣表敬及び松野官房長官との会談を実施、同月、アセバド・パラグアイ外相が訪日した際に外相会談を実施、ジョベット・チリ・エネルギー兼鉱業相が訪日した際に小田原外務副大臣との会談を実施した。日本からは、5月にエクアドルでラッソ大統領が就任したことを受けて、7月に宇都外務副大臣が同国を訪問したほか、令和4年3月にはチリのボリッチ大統領就任式に小田原外務副大臣が特派大使として出席し、ボリッチ新大統領、ウレホラ新外相等政府要人との意見交換を通じ、新政権下でも各国との関係を強化することを確認した。

また、日ブラジル外相電話会談、日アルゼンチン外相テレビ会談、日ウルグアイ外相テレビ会談、林外務大臣とチリのウレホラ外相（会談当時は就任前）とのテレビ会談、日コロンビア外相テレビ会談を始めとして、様々なレベルにおいて電話会談やテレビ会議を実施した。さらに、11月に就任した小田原外務副大臣はアルゼンチン（11月）、コロンビア（11月）、エクアドル（12月、令和4年3月）、パラグアイ（令和4年3月）、ペルー（令和4年3月）の在京大使、同じく11月に就任した上杉外務大臣政務官はアルゼンチン（11月）、ウルグアイ（12月）、エクアドル（11月）、コロンビア（12月）、パラグアイ（令和4年3月）の在京大使の表敬を受け、意見交換を行った。加えて、事務レベルでは4月にボリビア、10月にブラジルとオンラインで政策協議を実施した。これらの機会を捉え、二国間関係の強化や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序のための連携の強化等について確認した。また、文化、スポーツ等を通じた交流強化に向けた協力を確認した。

2 環境・気候変動、保健（新型コロナウイルス感染症対策等）、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、上述のような岸田総理大臣表敬や外相会談等の政務レベルの協議や、事務レベルでの協議を通じて、積極的に先方政府要人に対し、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化した。

3 新型コロナウイルスの感染状況を受け、対面式での招へい事業の実施には至らなかったが、現地日系ネットワーク形成支援事業や令和4年3月にオンラインで実施された中南米の若手日系人を対象とした国際会議を通じて、日頃から日系コミュニティに積極的に関与している世代のみならず、今後の日系社会を担う若い世代の日系人との関係構築も行い、日系ネットワークの更なる強化を進めた。

令和4年度目標

1 南米各国との間で、新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、様々なレベルの要人往来、相互理解促進に係る活動等を通じて、政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。

2 環境・気候変動、保健（新型コロナウイルス感染症対策等）、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。

3 新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、招へい事業、現地でのネットワーク形成事業等を通じ、南米各国の日系人との連携及び中南米の国や地域を超えた日系ネットワークを強化するための取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

南米諸国は、我が国との間で政治・経済・文化等あらゆる面で活発な交流があり、多数の日系人の存在にも支えられた伝統的な友好関係を有している。また、我が国と民主主義、人権尊重、法の支配、市場経済といった基本的価値観を共有することから、我が国とは国際社会でも伝統的に協力関係を維持し、これがひいては二国間関係の緊密化につながっている。以上を踏まえ、南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化の実績を測ることは、南米諸国との協力及び交流強化を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益である。

幅広い分野での関係緊密化のために様々なレベルの要人往来等を活用すること、地球規模の課題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について国際社会における連携を深めることが、南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力を強化する上で重要である。加えて、日系社会での取組の経験や成功例の共有という観点から、国際的な日系ネットワークの形成支援や、招へい事業など、更なる交流機会の創出による一層の取組強化を行う。

測定指標 2-3 南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進展 *

中期目標（一年度）

南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、様々な対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく。

令和2年度目標

- 1 発効済みの日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のある個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を行う。
- 2 引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また、関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。
- 3 令和2年度中に日・ブラジル刑事共助条約に関する第1回交渉を行うべくブラジル側との調整を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 発効済みの日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のあった個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を継続した。
- 2 国外犯処罰案件については、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また、関係者が迅速に状況を把握できることを確保するため、裁判の進捗状況等を遅滞なく法務省に共有した。
- 3 令和2年度中の第1回交渉開始を目指していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調整が一時スローダウンしたものの、令和3年度中に第1回交渉を行うべくブラジル側との調整を進め、7月、ブラジルとの間で交渉開始を行うことで一致し、第1回交渉に向けた事前の文言調整や日程の調整等を行う段階まで進展した。引き続き令和3年度中の第1回交渉開始に向け調整を進める。

令和3年度目標

- 1 発効済みの日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のある個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を行う。
- 2 引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また、関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。
- 3 令和3年度中に日・ブラジル刑事共助条約に関する第1回交渉を行うべくブラジル側との調整を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のあった個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を継続した。
- 2 国外犯処罰案件については、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また、関係者が迅速に状況を把握できることを確保するため、裁判の進捗状況等を遅滞なく法務省に共有した。
- 3 12月に日・ブラジル刑事共助条約交渉第1回会合をオンライン形式で実施した。

令和4年度目標

- 1 日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のある個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を行う。
- 2 引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また、関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。
- 3 令和4年度中の日・ブラジル刑事共助条約の署名を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

一部の南米諸国との関係において、我が国に居住する当該国国民による犯罪等に適切に対処することが、安定した二国間関係を維持していく上で重要であるため、これらの取組の実績を測ることは、南米諸国との協力及び交流強化を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益である。

在日ブラジル人は南米諸国出身の在日外国人のうち最大数を占めることから、日・ブラジル受刑者移送条約の円滑な運用及び国外犯処罰案件の適切なフォローを行うことは、南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に取り組む上で重要である。

さらに、日・ブラジル刑事共助条約が締結されることにより、日・ブラジル間の刑事共助の一層確実な実施の確保及び中央当局間での共助の効率化・迅速化を図ることができるところ、条約の署名に向けた最終交渉や準備は重要である。

測定指標 2-4 南米諸国との政務レベル同士の会談実施数（オンライン含む）						
我が国及び相手国とも政務レベル以上	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値
	—	30	11	30	15	30

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

南米諸国との関係においては、首脳・外相・副大臣・大臣政務官といったハイレベルによる働きかけが関係強化に取り分け重要であるところ、政務レベル同士の会談数の実績を測ることは、南米諸国との協力及び交流強化の進展を把握する上で有益である。

近年の実績に準じて、また新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて、南米諸国との政務レベル同士の会談実施をオンライン含め30件実施することは、南米諸国との協力・交流を強化する上で重要である。

参考指標：日・南米諸国間貿易額（単位：億円）		
（出典：財務省統計）	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	23,156	32,002

参考指標：進出日系企業数		
（出典：外務省統計）	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	1,370	1,341

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①南米諸国との協力強化 （＊）	1 南米諸国との経済関係強化 南米地域との間で、経済連携協定（EPA）、投資協定等の法的枠組みを構築・運用する。 これは、我が国と南米地域との間の貿易・投資の一層の拡大に向けた環境整備を促進することに寄与する。				2-1
	2 南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化 様々なレベルの要人往来を通して政治・文化等の幅広い分野における関係緊密化を図るとともに、国連改革、気候変動等国際社会の課題に係る取組、国際機関の選挙等における我が国の立場に対する南米諸国の支持を獲得するべく協力を推進する。 これは、我が国と伝統的に友好協力関係を維持してきている南米諸国との良好な関係を維持するとともに、国際社会における我が国の影響力を強化することに寄与する。				2-2 2-4
	3 南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組 在日ブラジル人をめぐる諸問題の解決に向けた取組を実施するとともに、南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題の解決に向けた取組を促進する。 これは、約30万人に上る南米諸国出身の在日外国人が地域社会と共存するための支援に寄与する。				2-3

	44 (40)	41 (8)	38 (7)	40	0043
②中南米日系人を通じた対外発信強化 (平成 27 年度) ※この達成手段は本施策個別分野 1 にも関連する。	(本個別分野に関連する取組) 我が国の対外発信強化に資する中南米日系人を日本に招へいし、我が国の政策についての説明、有識者による講義、視察等を通じて我が国として発信すべき事項について理解を深化させ、中南米日系人を通じた第三者発信の強化に努める。 これは、第三者を通じて我が国の正しい姿を対外的に発信することとなり、親日家・知日家の育成に寄与する。				2-2
	17 (15)	17 (0)	8 (0)	8	0037 (再掲)
③現地日系ネットワーク形成支援事業 (平成 30 年度)	日系ネットワーク形成支援事業を実施することにより、有望な新世代日系人参加者同士のグループ化及び同グループをプラットフォームとした新世代日系人のネットワークの拡大を目指す。 本事業を通して、現地日系社会との連携が強化され、この結果、日本と当該国との友好関係の推進が期待できる。				2-2
	7 (5)	7 (6)	7 (6)	7	0044
④日系社会実相調査 (平成 30 年度)	新世代日系人の活動・意識・社会進出状況等の実相把握のための調査を行うことにより、これまでつながりのなかった新世代日系人の存在やグループリスト化及び有力な招へい候補者の把握を目指す。 本事業を通して、招へい事業やネットワーク形成支援事業の質を高めるとともに、より効果的な対中南米日系人施策の実施が期待できる。				2-2
	7 (6)	9 (6)	9 (7)	9	0045
⑤中南米若手日系人による国際会議開催経費 (令和 3 年度)	外務省での招へい事業に参加経験がある若手日系人等を集め、外交、ビジネス、日系社会との連携を軸に議論を行うとともに、その多くが現地経済界に進出していることから、現地進出の日系企業関係者との間で、ポスト・コロナを踏まえた日本企業支援を含む日本と中南米の経済関係進展等、日・中南米関係の強化の方向性を議論し、日本企業の対中南米ビジネスの発展につなげる。 これにより、若手日系人同士の国を超えた相互連携の強化が促進され、各国で行ってきた日系イベントの企画や日本語教育普及のノウハウを共有することが可能となるほか、各国へ進出している日本企業に対して、現地ビジネス拡大の契機に向けたネットワーキングの場を提供することが期待できる。				2-2
	—	—	4 (4)	4	0038

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策 I - 4 欧州地域外交（モニタリング）

令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-I-4）

施策名（※）	欧州地域外交					
施策目標	<p>平和で安全な国際社会の維持に寄与し、良好な国際環境の整備を図るため、以下を達成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。 2 西欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 3 中・東欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 4 領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させる。G7の連帯を重視しつつ、ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等、国際社会が直面する様々な問題について、ロシアの建設的関与を促す。 <p>（注）令和4年2月24日に発生したロシアによるウクライナ侵略、及び、令和4年3月21日にロシアが発表した「日本政府の決定に対する対抗措置」（ロシア外務省は、ウクライナ情勢に関連して日本が行った措置が一方的な非友好的な措置であるとして、①平和条約交渉を継続しない、②四島交流等の事業を中止する、③共同経済活動に関する対話から離脱するなどの措置を発表。）を受け、本施策の各項目をそのまま推進することは困難、あるいは、適当ではない状況が生じていることに留意する必要がある。</p> <p>領土問題を解決して平和条約を締結するとの対露外交の基本方針は不変であるが、現下のウクライナ情勢の下で今後の日露関係の展望を見通すことは困難であり、これらの施策の取扱いについては、今後の状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進し、地域及び国際の平和と安定に寄与する。 					
目標設定の考え方・根拠	<p>基本的価値及び国際社会での責任を共有する欧州諸国及び国際機関との関係強化は、二国間の文脈だけでなく、ルールに基づく国際秩序の維持、世界経済、テロ、サイバー犯罪、軍縮・不拡散、気候変動、エネルギー安全保障等の地球規模の課題に効果的に対応していく上で極めて重要である。</p> <p>インド太平洋地域における戦略環境が大きく変化しつつある中、日本とロシアが、最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結するとともに、地域の重要なパートナーとしてふさわしい関係を構築し、幅広い分野において日露関係全体を進展させていくことは、我が国の国益のみならず、地域の安定と発展にとっても極めて重要である。また、ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等、我が国を含む国際社会全体が直面する様々な問題について、ロシアの建設的関与を促すことは重要。</p> <p>エネルギーを含む経済的な潜在性ととも、ウクライナ及びアフガニスタン情勢等、現下の国際情勢の下で重要性が高まっている中央アジア・コーカサス地域が安定・繁栄することは、我が国だけでなく、同地域及び周辺諸国にとって重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日） ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日） 					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
(百万円)	予算の状況	当初予算(a)	1,444	1,414	1,302	1,237
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	1,444	1,414	1,302	1,237
執行額(百万円)		1,313	725	633	0	

同（分担金・ 拠出金）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	予算の状 況 （百万円）	当初予算(a)			193	190	200
		補正予算(b)			5,694	75	
		繰越し等(c)			0	0	
		合計(a+b+c)			5,887	265	
執行額(百万円)				5,887	265		
政策体系上 の位置付け	地域別外交	担当部局名	欧州局		政策評価実施 予定時期	令和5年8月	

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 欧州地域との総合的な関係強化

施策の概要

- 1 欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。
- 2 安全保障に関連する国際機関との連携を継続・強化する。
- 3 欧州各国との社会保障協定、租税条約及び航空協定等の締結・改正協議を継続する。
- 4 招へい、派遣やセミナーの開催等、欧州への対外発信を通じ、多様なチャンネルの人的関係を構築・強化し、欧州における対日理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 1-1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 *

中期目標（一年度）

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するため、EU 及びその関連国際機関との協力関係を強化する。

令和 2 年度目標

- 1 EU との関係で、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。
 - (1) 日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できるよう、日 EU 間の主要課題、懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。
 - (2) 日 EU・SPA に基づく連結性、質の高いインフラ等における日本と EU との協力を促進し、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む分野で協調するとともに、安保理を含む国連の改革や、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における具体的な協力を推進し、また、安全保障分野等における協力を進める。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力においては、第 13 回アジア欧州会合（ASEM）首脳会合等への参加、アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力を通じ、両地域間の協力と理解の増進や、現在 ASEM において課題となっている連結性強化のために、引き続き積極的に関与していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 EU との関係で、関係省庁・部局と連携した内容
 - (1) 5 月 26 日に日 EU 首脳テレビ会議を実施した。同テレビ会議は、令和元年 12 月に EU 新指導部が就任後、初の三者による会談となった。新型コロナウイルス感染症の影響で対面での実施が不可能となったためテレビ会議形式となったが、復興に向けた経済対策を含む新型コロナウイルス感染症対策を中心に意見交換を実施し、共同報道発表を発出した。また、菅総理大臣の就任後、9 月 22 日及び 10 月 6 日に日 EU 首脳電話会談を実施した。11 月 16 日に日 EU 外相電話会談を実施したほか、令和 3 年 1 月 25 日には、茂木外務大臣が EU 外務理事会に日本の外務大臣として初めて出席し（オンライン形式）、「自由で開かれたインド太平洋」についての日本のビジョンや取組を説明し、多くの加盟国外相から、インド太平洋におけるルールに基づく国際秩序の重要性について理解や支持が表明された。
 - (2) 新型コロナウイルスの影響で対面での開催が困難となったためオンラインでの開催が中心となったが、日 EU・SPA 及び持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日 EU パートナシップに基づく EU との協力を促進するための定期的な電話・テレビ会議を行い、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む各分野での協調及び具体的な協力案件発掘に向けた協議を行うとともに、気候変動、国連改革、サイバー、宇宙、人権等既存の対話枠組みを通じた具体的な協力を推進するためのテレビ会議、安全保障分野等における協力を促進するための電話・テレビ会議を実施した。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力内容
7 月の ASEM・SOM 会合への出席などを通じ、9 月に発出された「ASEM 議長国・地域調整国外相による新型コロナに関する声明」の議論に積極的に貢献した。

令和 3 年度目標

- 1 EU との関係で、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。

- (1) 日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。これらの機会に双方が協力の進展を確認できるよう、日 EU 間の主要課題及び懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。
 - (2) 日 EU・SPA に基づく連結性、質の高いインフラ等における日本と EU との協力を促進し、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む分野で協調するとともに、安保理を含む国連の改革や、EU が重点分野としているグリーン分野、デジタルに関する新たな対話枠組みの検討を含め、気候変動、環境、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における具体的な協力を推進し、また、安全保障分野等における協力を推進する。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力においては、第 13 回 ASEM 首脳会合（注：令和 2 年度から延期された）等への参加、アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力を通じ、両地域間の協力と理解の増進のために、引き続き積極的に関与していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 5 月 27 日に日 EU 定期首脳協議をオンラインで実施した。同協議は、菅総理大臣就任後、初の日 EU の首脳三者による会談となった。「自由で開かれたインド太平洋」、グローバルな課題、日 EU 関係及び地域情勢に関して議論し、共同声明及び日 EU グリーン・アライアンスに関する文書を発出した。岸田総理大臣就任後は 11 月にミシェル欧州理事会議長の訪日に向けて準備を進めていたが、先方都合により直前に中止となったため、11 月 29 日に岸田総理大臣とミシェル欧州理事会議長との間で電話会談、令和 4 年 3 月 24 日に会談（於：ブリュッセル）を実施した。また、岸田総理大臣とフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長との間では、12 月 17 日及び令和 4 年 2 月 15 日に電話会談、令和 4 年 3 月 24 日に会談（於：ブリュッセル）を実施した。外相レベルでは、茂木外務大臣が 5 月 4 日に日 EU 外相会談（於：ロンドン）を実施し、林外務大臣就任後、12 月 6 日及び令和 4 年 2 月 24 日に日 EU 外相電話会談を、令和 4 年 2 月 19 日に日 EU 外相会談（於：ミュンヘン）を実施した。また、林外務大臣は、令和 4 年 2 月 22 日に仏・EU 共催でパリにおいて開催されたインド太平洋閣僚会合にオンラインで参加し、開会セッションでスピーチを行った。いずれの会談においても、「自由で開かれたインド太平洋」に向けた日 EU 間の連携の重要性を確認するとともに、幅広い分野で協力を進めていくことで一致した。
- (2) 日 EU・SPA 及び持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日 EU パートナーシップに基づく EU との協力を促進するため、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む各分野での協調及び具体的な協力案件発掘に向けた電話・テレビ会議を含む協議を行うとともに、グリーン、国連改革、サイバー、宇宙、人権等既存の対話枠組みを通じた具体的な協力を推進するためのテレビ会議、安全保障分野等における協力を促進するための電話・テレビ会議を実施した。
- 2 11 月に開催された第 13 回 ASEM 首脳会合への岸田総理大臣の出席（オンライン）及び多国間主義の強化をテーマとする同会合の成果文書の発出、ASEM 参加各国主催の ASEM イニシアティブ事業の他、ASEF 主催の若手指導者や編集者等の人的交流事業への専門家の派遣、公衆保健分野及び環境分野での ASEF 事業への拠出を含む継続的な協力などを通じ、両地域間の協力と理解の増進のために積極的に貢献した。

令和 4 年度目標

- 1 EU との関係で、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。
- (1) 日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。これらの機会に双方が協力の進展を確認できるよう、日 EU 間及びロシア・ウクライナ情勢を含むグローバルな主要課題、懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。
 - (2) 日 EU・SPA に基づく連結性、質の高いインフラ等における日本と EU との協力を促進し、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む分野で協調するとともに、安保理を含む国連の改革や、EU が重点分野としているグリーン分野、デジタルに関する新たな対話枠組みの検討を含め、気候変動、環境、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における具体的な協力を推進し、また、安全保障分野等における協力を推進する。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM 関連会合等への参加、アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力を通じ、両地域間の協力と理解の増進のために、引き続き積極的に関与していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

EU との協力関係推進のための取組実績を測ることは、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するとの政策の進捗を把握する上で重要であるため。

日 EU・SPA の下での具体的協力推進等の上記目標の実施は、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資する上で重要である。
アジアと欧州間の対話・協力における上記目標は、わが国が欧州と共有する基本的価値に対するアジア諸国の理解増進・アジアと欧州間の信頼醸成につながり、欧州との協力関係を強化する上で重要である。

測定指標 1-2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

中期目標（一年度）

自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し、国際社会における法の支配を促進するため、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、NATO 及び OSCE との関係を更に強化する。

令和 2 年度目標

1 NATO

(1) 日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。

ア サイバー分野における協力

イ 海洋安全保障分野における協力

(2) 相互の安全保障環境等に関する戦略的対話の機会を充実させる。

2 OSCE

(1) アジア・パートナー国として、各種会合でプレゼンスを発揮する。

(2) OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会、特に中東・中央アジア及びコーカサス地域の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 NATO

(1) 日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) に基づき、防衛省等と連携し、具体的な日 NATO 協力の実施を追求中である。

(2) 10 月に日 NATO 高級事務レベル協議をオンライン実施し、相互の安全保障環境等に関する意見交換を実施した。12 月に NATO 外相会合に NATO 代表部大使が出席し、茂木外務大臣のステートメントを代読し、今日の東アジアの安全保障環境が一時的な現状変更の試みにより一層厳しくなっていることについて、東シナ海及び南シナ海の状況を取り上げて指摘するとともに、ルールに基づく国際秩序への挑戦が高まる中、「力ではなく法が支配する世界」の深化を共に目指すべきであり、日本の推進する「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンにとって NATO は心強いパートナーである旨発言した。

(3) 11 月に国際問題研究所と在京ノルウェー大使館が共催の「日 NATO 安全保障シンポジウム」が開催され、宇都外務副大臣から、ビデオ・メッセージにより日本は自由で開かれたインド太平洋の実現を目指しており、この外交方針の下、ポスト・コロナを見据え、ルールに基づく国際秩序を構築するために、日米欧での連携が不可欠である旨を述べるとともに、日本と NATO は、共通の価値及び戦略的利益を共有する、信頼できる必然のパートナーであり、日本は今後も NATO との関係を一層強化していく考えである旨述べた。

2 OSCE

(1) 12 月に第 26 回 OSCE 外相理事会がオンラインで開催され、宇都外務副大臣から、ビデオ・メッセージにより、近年、国境を越える脅威が増大する中、安全保障環境についての認識を欧州とアジアで共有する必要がある、OSCE の信頼醸成機能が重要な役割を果たす旨述べ、東シナ海、南シナ海、北朝鮮を含む東アジアの厳しい安全保障環境等を説明するとともに、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた日本の取組について紹介した。さらに、宇都外務副大臣は、OSCE 選挙監視要員派遣や OSCE 国境管理スタッフカレッジへの財政支援といった OSCE に対する日本の貢献を説明した上で、本年はアジア・パートナーにとって 25 周年の節目であり、日本は OSCE にとり最初のアジア・パートナーとして引き続き積極的に協力する旨述べた。

(2) 令和 2 年度は、OSCE が実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域のプロジェクトに拠出し、同地域の平和及び安定に貢献した。

令和3年度目標

1 NATO

(1) 日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。

- ア サイバー分野における協力
- イ 海洋安全保障分野における協力

(2) 相互の安全保障環境等に関する戦略的対話の機会を充実させる。

2 OSCE

(1) アジア・パートナー国として、各種会合でプレゼンスを発揮する。

(2) OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会、特に中東・中央アジア及びコーカサス地域の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 NATO

(1) 日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) に基づき、防衛省等と連携し、以下の協力を実施したほか、具体的な日 NATO 協力の実施を追求した。

- ア サイバー分野における協力

4月、エストニアにある NATO サイバー防衛協力センター (CCDCOE) の実施するサイバー防衛演習に、初めて正式に参加した。

- イ 海洋安全保障分野における協力

令和元年より NATO 海上司令部へ派遣している海上自衛隊連絡官を通じて、日本の認識を共有した。

- ウ 女性・平和・安全保障分野での協力

令和3年11月、NATO 本部国際機関/NGO 協力オフィスに女性自衛官を派遣 (NATO 本部への女性自衛官の派遣は、4代目。) した。

(2) 令和4年2月にG7外相会合出席の機会に、林外務大臣とストルテンベルグ NATO 事務総長との会談を実施しウクライナ情勢をはじめとしてインド太平洋地域、欧州の地域情勢に関して意見交換を行うとともに、日 NATO 協力の重要性を確認した。

2 OSCE

(1) 12月に第28回 OSCE 外相理事会がスウェーデン王国で開催され、日本からは水谷章駐オーストリア大使が出席し、OSCE の活動・役割を高く評価するとともに、国際的な平和と安定に積極的な役割を一層果たすことを期待する旨、また引き続き OSCE との協力を継続する旨発言。

(2) 令和3年度は、OSCE が実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域の近隣諸国の国境管理能力強化等のプロジェクトに約62万ユーロを拠出し、同地域の平和及び安定に貢献した。

令和4年度目標

1 NATO

(1) 日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) に基づき、防衛省等と連携し、サイバー分野、海洋安全保障分野等の具体的な日 NATO 協力を推進する。

(2) ロシア・ウクライナ情勢への対応を含む相互の安全保障環境等に関する戦略的対話の機会を充実させる。

2 OSCE

(1) アジア・パートナー国として、ロシア・ウクライナ情勢に関するものを含む各種会合でプレゼンスを発揮する。

(2) OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会、特に中東・中央アジア及びコーカサス地域の平和と安定に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

安全保障に関連する機関との連携強化は、国際社会の平和と安定の維持に寄与することから、かかる機関との連携を強化する施策の進捗を把握する上で有用となる指標を設定した。

中期目標（--年度）

欧州各国・機関との法的枠組みの整備を通じ、欧州各国との関係を強化する。

令和2年度目標

1 社会保障協定

- (1) 国会提出済のスウェーデン及びフィンランドとの協定について、令和2年度中に国会承認を得られるよう所要の準備を進めるとともに、早期発効に向けた作業を行う。
- (2) 国会承認済のイタリアとの協定について、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を加速させる。
- (3) オーストリアとは正式交渉の早期開催に向け、調整を進める。

2 租税条約

国会承認済のスペインとの条約の早期発効と実質合意済のセルビアとの条約の早期署名を目指す。また、ギリシャ及びフィンランドとの各条約については、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。

3 日・EU 航空安全協定について、早期の署名及び締結に向けた作業を行う。

4 チェコ及びクロアチアとの航空協定について、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。また、ポーランドとの航空協定の付表の改正に向け、残る国内手続きを進める。

5 乗客予約記録（PNR）について、日 EU 間で PNR に関する協力の進展を図る。

6 税関相互支援協定

- (1) 政府間交渉中のベラルーシとの協定について、早期の実質合意に向けて、引き続きベラルーシ側との交渉を続けていく。
- (2) モルドバとは、令和2年度中の政府間交渉開始を目指し、必要な調整を進める。

施策の進捗状況・実績

1 社会保障協定

- (1) スウェーデン及びフィンランドとの協定について、6月に国会承認を得て、発効に向けた調整を進めた。
- (2) イタリアとの協定については、早期発効を目指し、イタリア側と必要な調整を継続した。
- (3) オーストリアとは、正式交渉の早期開催に向けた調整を進めた。

2 租税条約（協定）

(1) セルビアとの条約は、令和2年度中に署名及び国会提出を完了し、スペインとの条約は発効のための外交公文の交換を済ませた。

(2) ギリシャ及びフィンランドとの各条約については、早期の妥結に向けた調整を進めた。ウクライナとの条約について、既存の条約改正に向けた政府間交渉を開始した。

3 日 EU 航空安全協定（BASA）については、令和2年度中に署名及び国会提出を完了した。

4 ポーランドとの航空協定の付表の改正に向け、残る国内手続きを済ませ、署名日程の調整を進めた。チェコ及びクロアチアとの航空協定については、交渉会合に向けた調整を進めた。

5 乗客予約記録（PNR）情報の活用に関する日 EU 間の協力について協議を進めた。

6 税関相互支援協定

- (1) ベラルーシとの協定について、5月に実質合意に至った。
- (2) モルドバとの協定について、12月に実質合意に至った。

令和3年度目標

1 社会保障協定

- (1) 国会承認済のスウェーデン及びフィンランドとの協定について、早期発効に向けた作業を行う。
- (2) 国会承認済のイタリアとの協定について、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を加速させる。
- (3) オーストリアとは正式交渉の早期開催に向け、調整を引き続き進める。
- (4) ポーランドとは当局間協議の早期開催に向け、調整を進める。

2 租税条約

セルビアとの条約は、令和3年度中に国会承認を得られるよう所要の準備を進める。また、実質合意済みのスイスとの条約は早期の署名に向けて、ギリシャ、フィンランド及びウクライナとの各条約は早期の妥結及び署名に向けて作業を行う。

3 日・EU 航空安全協定は、令和3年度中に国会承認を得られるよう所要の準備を進める。

4 チェコ及びクロアチアとの航空協定について、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。また、

- ポーランドとの航空協定の付表の改正の早期発効に向け、調整を進める。
- 5 乗客予約記録 (PNR) 情報の活用に関する日 EU 間の協力の進展を図る。
 - 6 税関相互支援協定
 - (1) ベラルーシとの協定について、同国内の情勢を見極めつつ、早期の署名・発効に向けた調整を進める。
 - (2) モルドバとの協定について、同国内の情勢を見極めつつ、早期の署名・発効に向けた調整を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 社会保障協定
 - (1) フィンランドとの協定については、11月に発効のための外交公文の交換を行い、令和4年2月に発効した。
 - (2) スウェーデンとの協定については、令和4年3月に発効のための外交公文の交換を行った。
 - (3) イタリアとの協定については、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を継続した。
 - (4) オーストリアとは、の第7回当局間協議の実施後も緊密な意思疎通を図り、残余論点に係る調整を行った上、早期の正式交渉の実施に向けた調整を行った。
 - (5) ポーランドとの協定については、令和3年11月に第1回当局間協議を実施した。
- 2 租税条約
 - (1) セルビアとの条約は、5月に国会承認を完了し、11月に発効のための外交公文の交換を済ませた。
 - (2) スイスとの条約は、7月に署名を行った。
 - (3) ギリシャとの条約は、鋭意交渉を継続したが具体的な進展はなかった。
 - (4) フィンランドとの条約は、電子経済対応作業を優先するとの先方の方針により、進展なし。
 - (5) ウクライナとの条約は、鋭意交渉を継続したが具体的な進展はなかった。
- 3 日・EU 航空安全協定
日・EU 航空安全協定は、5月に国会承認を完了し、外交公文の交換を済ませて、6月に発効した。
- 4 ポーランドとの航空協定の付表の改正について、その早期発効に向けた外交公文の交換を7月に行った。また、チェコ及びクロアチアとの航空協定については、交渉会合に向けた準備を進めた。
- 5 乗客予約記録 (PNR)
日 EU 間の協力の進展を図るため、日 EU 間で検討を進めた。
- 6 税関相互支援協定
 - (1) ベラルーシとの協定については、現下の国際情勢を踏まえ、発効の是非も含め慎重に検討・対応した。
 - (2) モルドバとの協定については、令和4年1月に署名を行い、早期の発効に向けた国内手続を進めた。

令和4年度目標

- 1 社会保障協定
 - (1) 国会承認済のスウェーデンとの協定について、早期発効に向けた作業を行う。
 - (2) 国会承認済のイタリアとの協定について、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を加速させる。
 - (3) オーストリアとは正式交渉の早期開催に向け、調整を引き続き進める。
 - (4) ポーランド及びノルウェーとは当局間協議を着実に進め、主要論点を洗い出し、早期の政府間交渉への移行に向けて調整を進める。
- 2 租税条約
スイスとの条約は令和4年度中に国会承認を得た上で、発効のための外交公文の交換を早期に実現できるよう所要の準備を進める。ギリシャ、フィンランド及びウクライナとの各条約は既存の条約の改正に向けた調整を引き続き行う。
- 3 日・EU 航空安全協定について、発効後のフォローアップを行う。
- 4 既存の EU 加盟国との二国間航空協定における国籍条項を手当てする。日・EU 水平協定について、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。
- 5 チェコ及びクロアチアとの航空協定について、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。
- 6 乗客予約記録 (PNR) 情報の活用に関する日 EU 間の協力の進展を図る。
- 7 ベラルーシとの税関相互支援協定について、現下の国際情勢を踏まえ、発効の是非も含めて慎重

に検討・対応する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

EU 及び欧州各国との国際約束等の締結・改正は、欧州地域との人的・経済的交流を促進し、欧州地域との関係を強化するための基礎となるものであることから、EU 及び欧州各国との法的枠組みの構築に関する協議の進展状況を測定指標に選定した。

各国との社会保障協定、租税条約及び航空協定は、欧州地域との人的・経済的関係等を強化するための基礎となるものである。EU との間の水平協定は、航空分野も含めた日 EU 間全体の協力関係の更なる前進に資するものであり、税関相互支援協定は税関当局間の協力体制の強化と効果的な密輸取り締まりに資するものである。

測定指標 1－4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進

中期目標（一年度）

対外発信事業の実施や知的・人的交流の促進を通じて、基本的価値を共有する欧州との間で、国際情勢や地球規模的な課題に対する共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、対外発信、知的・人的交流が政策面において具体的な日欧協力に資することを目指し、多様なチャンネルでの関係構築・強化を図る。

令和 2 年度目標

1 招へい

(1) 欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換、セミナーの実施等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高め、同時に、被招へい者を通じて相手国政府の政策決定及び国内世論への浸透を図るとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

(2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へいし、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

2 派遣

新型コロナウイルスの問題の国際社会に与える影響も念頭に、日本の有識者を欧州に派遣し、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

3 セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配、国際秩序、自由貿易の促進等）に加え、新型コロナウイルス、デジタル、気候変動等の日欧が共に直面する新たな課題に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

施策の進捗状況・実績

1 招へい

(1) 欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等の招へいについて

新型コロナの影響により、訪日を伴う招へいは実現できなかったが、欧州の有力シンクタンク及び大学に所属する有識者 2 名をオンラインで招へいし、それぞれ 6 名、2 名の日本人有識者との面談を設定し、先方の東アジア情勢や日本の外交政策に対する理解の向上に寄与した。

(2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」について

新型コロナの影響により、招へい日程は延期となったが、オンラインを活用したプログラムを導入し、有識者による講義、日本の大学生・大学院生との知的交流会等をこれまでに 11 回実施し、約 300 名が参加した（予算執行期限の延長により事業継続中。）。また、本年度から、過去のプログラム参加者を対象としたオンライン同窓会を国ごとに開催し、スペイン、ドイツ、フランスから約 60 名が参加し、知日派・親日派の育成に寄与した。

2 派遣

日本の有識者の欧州派遣については、新型コロナの影響により、物理的な有識者の派遣は実現で

きなかったが、6名の有識者をオンラインで派遣し、16か所で講演会やメディアインタビューを実施し、東アジア情勢や日本の外交政策、サイバーセキュリティやAI等に関する日本の取組を発信することで、対日理解促進に寄与した。

3 セミナー等の開催

日欧が政策連携すべきトピックに関するセミナーを15か国で31回実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日欧連携等について欧州側の関心向上に寄与した。

令和3年度目標

1 招へい

(1) 新型コロナウイルスの状況を注視しつつ、欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等を招へい（含むオンライン）し、日本の政府関係者や有識者等との意見交換、セミナーの実施等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高め、同時に、被招へい者を通じて相手国政府の政策決定及び国内世論への浸透を図るとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

(2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へい（含むオンライン）し、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

2 派遣

新型コロナウイルスの問題の国際社会に与える影響も念頭に、日本の有識者を欧州に派遣し（含むオンライン）、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

3 セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配、国際秩序、自由貿易の促進、自由で開かれたインド太平洋の実現等）に加え、新型コロナウイルス、デジタル、気候変動等の日欧が共に直面する新たな課題に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

施策の進捗状況・実績

1 招へい

(1) 欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等の招へいは新型コロナウイルスの影響により、オンラインも含めて実現できなかった。

(2) 「MIRAI」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪日プログラムが実施できない中、日本の大学等（上智大学、政策研究大学院大学、神戸大学、芝浦工業大学、東京藝術大学、京都大学）との知的交流をオンラインで実施し、事業を継続した。欧州49か国から、120名の将来性ある人材が、「平和構築」「政治・安全保障」「経済・ビジネス・グリーン」「科学技術・イノベーション」「文化・芸術」「法の支配」のテーマに沿った日本人有識者の講義や同年代の日本人学生とのグループディスカッション等のオンラインプログラムに参加し、対日理解の促進、親日派・知日派の育成に寄与した。また、同窓会及びネットワーキングイベントの開催や同窓組織の活用等により、欧州における我が国の戦略的な対外発信の基盤を構築し、日欧間の深い相互理解と友好関係の発展に貢献した。

2 派遣

7名の有識者をオンラインで派遣し、12か所で講演会やシンポジウムを実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力、5G、サイバーセキュリティ、AI、科学技術、SDGs等に関する日本の取組を発信することで、対日理解促進に寄与した。

3 セミナー等の開催

日欧が政策連携すべきトピックに関するセミナーを21か国で44回実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現や地球規模課題の解決に向けた日欧連携等について欧州側の関心向上に寄与した。

令和4年度目標

1 招へい

(1) 欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等を招へい（含むオンライン）し、日本の政府関係者や有識者等との意見交換、セミナーの実施等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高め、同時に、被招へい者を通じて相手国政府の政策決定及び国内世論への浸透を図るとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

(2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へい（含むオンライン）し、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

2 派遣

日本の有識者を欧州に派遣し（含むオンライン）、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

3 セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配、自由貿易の促進、「自由で開かれたインド太平洋」の実現等）に加え、新型コロナウイルス、デジタル、気候変動等の日欧が共に直面する新たな課題に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会における影響力を持ち、自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有する欧州は、国際秩序の維持・形成に不可欠なパートナーである。かかる欧州において、世界の安定と繁栄に貢献する我が国の取組等について発信し、対日理解を促進し、日本のイメージを向上させ、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性について認識を高めることは、我が国の対外政策を推進する上で非常に重要である。

あわせて、対話や人的交流を通して、多様なチャンネルでの関係構築、共通認識の醸成も不可欠である。

測定指標 1-5 欧州地域との協議、対話等の進展

①政治・安保分野における協議・対話の実施回数 （日本側・欧州側共に政務官レベル以上）（電話会談テレビ会議を含む） ②セミナー等の開催回数 （日本外務省主催、拠出事業）（ウェビナーを含む）	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
		① 8 ②20	① 5 ②31	① 7 ②23	①14 ②40	① 7 ②38

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

欧州諸国との協議・対話等の数の測定は、欧州諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用である。現下の新型コロナウイルスの感染拡大を受けた制限を踏まえ、物理的な往来に加え、電話やテレビ会議形式等での実施回数を引き続き含めることとした。また、定量的な実施回数に加え、その成果等の定性的な観点を加味して評価を行うことが適当。

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）		関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）	当初予算額 （単位：百万円）	行政事業 レビュー

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	事業番号
①欧州地域との総合的な関係強化 (*)	1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 EU との関係においては、日 EU 定期首脳協議、日 EU 外相協議及び日 EU 政務局長協議等あらゆるレベルでの政策対話を実施する。 欧州地域との政治的対話を継続・促進し、具体的な協力を推進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や共通の認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。				1-1 1-5
	2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化 NATO の関係では、日NATO 高級事務レベル協議等を通じて、NATO との対話を強化するほか、OSCEとの関係においても関連会合への積極的な参加を通じて対話の促進を図る。さらに、これら機関との具体的な協力を推進する。 日欧間で安全保障上の協力を推進することは、自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し、グローバルに法の支配を促進するために重要である。				1-2 1-5
	3 欧州各国との法的枠組み構築のための協議 各条約・協定に関し、既に実質合意に至っているものについては、署名・締結に向けた国内手続を進める。政府間交渉を開始しており、実質合意に至っていないものについては、実質合意に達することができるよう、引き続き政府間交渉を継続させる。また、政府間交渉を実施するに至っていないものについては、十分な情報収集を行った上で政府間交渉の実施に向けた検討を行う。 租税条約、社会保障協定及び航空協定は、日欧間の経済交流及び人的交流を促進する上で、重要である。				1-3
	4 欧州への対外発信を通じた対日理解の促進 招へい、有識者の派遣、欧州各国の主要シンクタンク等との協力によるセミナー等の開催を実施する。 欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築・強化し、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であり、将来の日欧関係発展のために不可欠である。				1-1 1-2 1-4 1-5
	5 ASEM 各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進 アジア・欧州間の対話と協力を推進していくためには、両地域の共通の課題・関心事を中心に、様々なレベル・分野において継続的な議論を行うことが必要であり、個別具体的な案件については、ASEM の各種専門分野別の会合等を通じて、両地域の関係者間で議論を深めつつ、協力関係を構築する。 ASEM の各種会合への建設的関与と ASEM の各種課題の改善に貢献することは、我が国と基本的価値を共有し、国際社会で影響力を維持させている欧州との間の対話と協力を進展させることにつながり、欧州地域との総合的な関係の強化に資するものである。				1-1
	15 (9)	13 (4)	3 (0.1)	4	0046
②欧州安全保障協力機構 軍備管理・軍縮会合 (OSCE) 拠出金 (平成8年度)	OSCEは、紛争予防、危機管理、紛争後の再建を通じて、加盟国の相互を橋渡しし、信頼醸成を行う機関であり、OSCEは、経済・環境及び人権・民主主義面においても選挙監視や各種プロジェクトを実施している。特に、OSCEは、冷戦終焉後、特に民主主義と法の支配の確立が地域の安全保障上不可欠であるとの考えの下、アフガニスタン及び中央アジアにおいて多くのプロジェクトを実施し、その実績は国際社会においても高く評価されている。世界最大の地域安全保障機構であるOSCEは、57か国が加盟し、我が国を含む11か国がパートナー国となっているところ、我が国は、分野的にも地域的にも幅広いOSCEプロジェクトの中から国境管理プロジェクトや女性の社会進出支援プロジェクト等を中心とする我が国の政策に合致し、かつ費用対効果の高い適切な案件を支援している。 上記のOSCEを通じた我が国の支援は、地域の安全保障環境の改善に貢献する。				1-2

	22.9 (22.9)	75.4 (75.4)	75.4 (75.4)	0.4	0049
③北大西洋条約機構(NATO)信託基金拠出金(任意拠出金)(平成19年度)	<p>NATOは、主に欧州・中央アジアの旧共産主義国、アフガニスタン、中東といった、民主化途上にある非NATO加盟国の民主化・安定化を支援する協力の枠組みである平和のためのパートナーシップ(PfP)を通じ、同信託基金の枠組みで、不発弾処理、小型武器弾薬等の破壊を含む危機管理関連等の様々なプロジェクトを実施している。我が国は、各種プロジェクトへの拠出を行うことにより、中央アジア・コーカサス地域及びアフガニスタン等における平和構築事業に高い実績及び経験を有するNATO及び関係諸国と緊密に連携するとともに、我が国単独では支援困難な分野において貢献を行うことが可能となっている。</p> <p>こうした我が国の取組は、中央アジア・コーカサス地域やアフガニスタンの平和及び安定に寄与するとともにNATO及び関係諸国との関係強化につながる。</p>				1-2
	4.5 (4.5)	3.1 (3.1)	2.9 (2.9)	3	0050
④アジア欧州財団(ASEF:ASIA-EUROPE FOUNDATION)拠出金(義務的拠出金)(平成9年度)	<p>ASEMの唯一の常設機関であるASEFは、アジア・欧州間の相互理解促進のため、知的交流、文化交流、人的交流等の分野で活動している。我が国は、上述の事業を企画・開催するASEF事務局の人件費、施設維持管理費等の経常経費に利用されている本件義務的拠出金の拠出を通じ、アジア・欧州間の相互理解の促進に主体的に関わることで、ASEFにおける具体的な貢献を行っている。</p> <p>このような貢献は、ASEM首脳会合や閣僚級会合における我が国の影響力・発言力を維持・強化するため、さらには、我が国の関心事項(アジアの安保環境、テロ対策、質の高いインフラ等)に関するアジア欧州間の協力・連携を推進するために必要不可欠。</p>				1-1
	11 (11)	13 (13)	12 (12)	13	0051
⑤アジア欧州財団(ASEF:ASIA-EUROPE FOUNDATION)拠出金(任意拠出金)(平成9年度)	<p>ASEMの唯一の常設機関であり、プロジェクト執行機関であるアジア欧州財団(ASEF)は、アジア・欧州間の相互理解促進のため、知的交流、文化交流、人的交流等の分野で事業を実施している。</p> <p>プロジェクト実施経費への我が国の貢献(任意拠出金)を通じ、アジア・欧州間の相互理解の促進に主体的に関わることで、ASEFにおける具体的な貢献を行っている。このような貢献は、ASEM首脳会合や閣僚級会合における我が国の影響力・発言力を維持・強化するため、さらには、我が国の関心事項(アジアの安保環境、テロ対策、質の高いインフラ等)に関するアジア欧州間の協力・連携を推進するために必要不可欠。</p>				1-1
	2 (2)	5,695 (5,695)	1 (1)	1	0052
⑥日本研究促進拠出金(令和3年度)	<p>欧米の有力な大学・研究機関に日本政治・外交ないし関連領域研究のための拠点を設置し、日本に軸足を置いた外交・安全保障政策課題等の研究と、欧米の外交・政策コミュニティへ発信を行うために資金を拠出する。</p> <p>これにより、日本政治・外交及び関連領域の研究活動及び日米、日欧が直面する外交・安全保障上の主要課題についての研究活動を安定的に支援し、その成果を米国及び欧州の有識者等に発信することにより、日本に対する理解を増進するとともに、親日派・知日派の育成を図る。</p>				1-4
	— (—)	— (—)	1,836 (1,836)	—	0241

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

- 1 西欧諸国との対話を継続・促進する。
- 2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。
- 3 人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 2-1 政府間対話の進展 *

中期目標（一年度）

欧州が、新型コロナウイルス感染症及び関連する経済対策、ポピュリズムの台頭、中国やロシアとの関係等、様々な課題に引き続き直面する中で、政治、経済、安全保障、文化等の分野において二国間関係を一層強化し、また、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため、きめ細やかに西欧各国の政府ハイレベルとの対話を実施する。

令和 2 年度目標

- 1 会談や各種大型行事等も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、相手国との間の幅広い協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化する。特に以下を実施する。

(1) 英国

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。EU 離脱後の日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英 EU 間の将来関係交渉の結果として日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。引き続き「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進する。

(2) フランス

ハイレベルでの緊密な対話を維持し、「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019-2023 年）」を踏まえ、安全保障・防衛を始めとした幅広い分野での議論を進展させるとともに、具体的な協力を推進する。引き続きインド太平洋における協力を推進する。

(3) イタリア

令和元年 9 月に成立した「五つ星運動」と民主党の連立政権との間でハイレベルでの対話等を通じて、関係構築及び強化に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き具体的協力案件の形成に向けた連携を推進する。

(4) その他

北欧・バルト諸国等その他西欧諸国との間で、ハイレベルを含む対話を継続し、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際課題に対処するための協力を推進する。

- 2 議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。
- 3 招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
- 4 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

1 協力関係の促進

(1) 英国

首脳レベルでは、菅総理大臣就任後の 9 月に首脳電話会談を実施し、英 EU 間の将来関係交渉が移行期間内に妥結することを求めつつ、経済分野での連携を確認したほか、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日英の安全保障分野の協力を強化していくことで一致した。令和 3 年 2 月の電話会談では、G 7 及び COP26 の議長国である英国と、ポスト・コロナの国際秩序の形成や気

候変動分野で国際社会をリードすべく連携していくことで一致したほか、地域情勢に係る懸念を共有し、連携を確認した。

外相レベルでは、電話会談を含め、計3回の外相会談を行った。5月の電話会談では、新型コロナウイルスへの対応において治療薬やワクチン開発等での協力を更に進展させることを確認した。6月の電話会談では、香港情勢を含む地域情勢についての連携を確認した。8月には、茂木外務大臣が英国を訪問し、ラーブ外務・開発相と会談を行い、日英安保・防衛協力が大幅に具体的進展を遂げていることを歓迎するとともに、更なる協力の推進に一致した。また、茂木外務大臣は、トラス国際貿易相との間で、6月のテレビ会談において経済パートナーシップ構築のための交渉を立ち上げ、8月の訪英時には直接協議を行った。9月のテレビ会談において大筋合意となり、10月に東京において日英EPAが署名された。さらに、令和3年2月、茂木外務大臣は岸防衛大臣と共に、ラーブ外務・開発相とウォレス国防相との間で第4回日英「2+2」をテレビ会議形式で実施した。四大臣は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、海洋安全保障を含む様々な分野において引き続き協力していくことや、経済的手段によるものを含む地域の他者に対する威圧の試みに反対することを確認したほか、英空母打撃群の東アジアを含む地域への展開を歓迎し、この機会に共同訓練の実施等に向け調整していくことで一致した。また、令和3年3月、英国は「安全保障、防衛、開発及び外交政策の統合的見直し」を公表し、日本を「安全保障面を含め、最も緊密な戦略的パートナーの一つ」と位置付けた。

(2) フランス

首脳レベルでは、10月、菅総理大臣はマクロン大統領と首脳電話会談を実施し、共に「インド太平洋国家」として、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力強化を含め、二国間関係の更なる進展に向けて協力していくことを確認するとともに、拉致問題を含む北朝鮮問題への対応においても協力していくことで一致した。また、両首脳は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け協力していくことで一致した。

外相レベルでは、電話会談を含め、計3回の外相会談を行った。5月及び6月、茂木外務大臣はル・ドリアン欧州・外務相と電話会談を行い、新型コロナウイルス対応や国際場裡における協力に加え、インド太平洋における日仏協力を進めていくことを確認した。10月、茂木外務大臣はフランスを訪問し、ル・ドリアン欧州・外務相と会談及びワーキングディナーを実施し、新型コロナ対応やインド太平洋における二国間協力の推進、東シナ海・南シナ海や北朝鮮などの地域情勢について引き続き緊密に連携していくことを確認した。

(3) イタリア

首脳レベルでは、菅総理大臣就任後の10月にコンテ首相と首脳電話会談を実施し、新型コロナウイルス対策などで国際社会が直面する諸課題について、G7やイタリアが令和3(2021)年に議長国を務めるG20等において緊密に連携していくことで一致した。また、令和3年3月には、ドラギ首相との首脳電話会談を行い、菅総理大臣から首相就任への祝意を述べるとともに、G20サミットの成功に向けて連携することで一致したほか、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け具体的な成果につなげていきたい旨を述べ、ドラギ首相から賛同を得た。

(4) その他

4月、安倍総理大臣は、ロヴェーン・スウェーデン首相と電話会談を実施し、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を収束させるため、国際的に認知された医療先進国である両国の間で引き続き緊密に連携・協力していくこと及び基本的価値を共有する両国が様々な分野で関係を一層強化していくことで一致した。

5月、安倍総理大臣は、ベッテル・ルクセンブルク首相と電話会談を実施し、ルクセンブルクから要請があったアビガン錠の提供を含め、新型コロナウイルス対策等について意見交換を行った。同月、茂木外務大臣は、レインサル・エストニア外相、トールダルソン・アイスランド外相、ブロック・オランダ外相とそれぞれ電話会談を実施し、アビガン錠の提供を伝達するなど新型コロナウイルス対策等について意見交換を行った。さらに、茂木外務大臣は、ゴンサレス・スペイン外相と電話会談を実施し、新型コロナウイルス対応において、各国の情報・教訓・知見を共有することや、治療薬の開発に向けて協力することが重要であるとの点で一致した。

6月、菅総理大臣は、サンチェス・スペイン首相と電話会談を実施し、新型コロナウイルス対策に関して引き続き連携・協力していくこと、また、交流を再開できる状況になった際には、二国間関係の一層の発展に向けて協力していくことで一致した。

8月、茂木外務大臣は、コフォズ・デンマーク外相と電話会談を実施し、アビガン錠の供与や両国間の治療薬の開発協力等、新型コロナウイルス対策を始め、国際社会が直面する諸課題につき連携していくことを確認した。また、日デンマーク間の戦略的パートナーシップに基づく協力関係を強

化することで一致した。

9月、茂木外務大臣は、日本の外務大臣として平成14年以来となるポルトガル訪問を実施し、レベロ・デ・ソウザ大統領へ表敬訪問したほか、サントス・シルヴァ外相と外相会談を実施した。サントス・シルヴァ外相との間で、令和2年の日ポルトガル修好160周年や令和3（2021）年前半ポルトガルがEU議長国を務めることを踏まえ、二国間関係を一層強化し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を一層推進していくことで一致した。

11月、茂木外務大臣は、ハーヴィスト・フィンランド外相と電話会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力や、気候変動、国際保健問題等国際的な諸課題について連携していくことで一致した。同月、茂木外務大臣は、ソーライデ・ノルウェー外相と電話会談を実施し、ノルウェーが令和3年から国連安保理の非常任理事国となることも踏まえ、拉致問題を含む北朝鮮への対応等につき、一層緊密に連携していくことで一致した。また、茂木外務大臣は、コーヴニー・アイルランド外務・国防相と電話会談を実施し、国連安保理を含む国際場裡での協力やEUにおけるインド太平洋の議論において連携していくことで一致した。

12月、菅総理大臣は、ルッテ・オランダ首相と電話会談を実施し、二国間関係を一層強化するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け連携することで一致した。同月、菅総理大臣は、ソールベルグ・ノルウェー首相と電話会談を実施し、ノルウェーが令和3年から国連安保理の非常任理事国となることも踏まえ、拉致問題を含む北朝鮮への対応等で連携していきたい旨述べ、両首脳は国際場裡における連携の強化に一致した。

令和3年3月、菅総理大臣は、ロヴェーン・スウェーデン首相と電話会談を実施し、経済、気候変動、デジタル等幅広い分野で二国間関係を一層強化していくことに一致した。

2 議員間交流等

10月、リトアニアのカウナスにおける杉原千畝記念碑の除幕式において大島衆議院議長のメッセージを駐リトアニア山崎大使が代読し、中曽根日リトアニア友好議連会長のビデオ・メッセージを放映した。

3 招へい

新型コロナウイルスの影響により、対面・オンラインいずれも実施せず。令和元年度「内外発信のための多層的ネットワーク構築事業」案件について、在外公館にてPDCAシートを作成しフォローアップを実施した。

4 未訪問国等

12月、令和2（2020）年が日・アンドラ外交関係樹立25周年となることを記念し、茂木外務大臣はウバック・フォン外相との間で二国間関係強化に関する共同文書を発表した。

令和3年度目標

1 会談や各種大型行事等も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、相手国との間の幅広い協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化する。特に以下を実施する。

(1) 英国

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、国際的課題への対応における連携協力を推進する。日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英国のEU離脱による日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。引き続き「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進する。

(2) フランス

ハイレベルでの緊密な対話を維持し、「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019－2023年）」を踏まえ、安全保障・防衛を始めとした幅広い分野での議論を進展させるとともに、具体的な協力を推進する。引き続きインド太平洋における協力を推進する。

(3) イタリア

令和3年2月に成立したドラギ政権との間でハイレベルでの対話等を通じて、関係構築及び強化に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き具体的協力案件の形成に向けた連携を推進する。

(4) その他

北欧・バルト諸国等その他西欧諸国との間で、ハイレベルを含む対話を継続し、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際課題に対処するための協力を推進する。

2 議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。

- 3 招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
- 4 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

1 各国別実績と成果

(1) 英国

首脳レベルでは、菅総理大臣が5月に首脳電話会談を、6月にG7サミットのため訪英した際に首脳会談を実施した。岸田総理大臣は、就任直後の10月に首脳電話会談を実施した。その中で、日英安保・防衛協力が近年飛躍的に深化し、空母「クイーン・エリザベス」の日本寄港により新たな段階に入ったことを歓迎するとともに、日英円滑化協定の早期交渉妥結に向けて共に取り組んでいくことを確認した。加えて両首脳は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き緊密に連携していくことで一致した。11月のCOP26の際には岸田総理大臣が訪英し、日英首脳会談を実施した。岸田総理大臣から世界の脱炭素化を主導していく決意のもと、緊密に連携していきたい旨述べ、ジョンソン首相は同分野の日本の具体的支援を歓迎した。また、ウクライナ情勢を受けた2022年3月のG7首脳会合に出席するためベルギーを訪問した際にも日英首脳会談を実施し、ロシアによるウクライナ侵略への対応や北朝鮮への対応等において日英間で連携することを改めて確認した。

外相レベルでは、電話会談を含め、計8回の外相会談を行った。5月には、茂木外務大臣が英国を訪問し、ラーブ外務・開発相との間で第9回日英戦略対話を実施した。「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力していくことを再確認しつつ、安全保障・防衛・経済安全保障分野について意見交換を行った。また、英国のEU離脱につき、日系企業にとって予見可能性と法的安定性が不可欠として英EU将来関係協定を遵守するよう求めたほか、日英EPAや英国のTPP加入申請などの経済関係、東シナ海・南シナ海、香港、新疆ウイグル自治区、ミャンマーなどの地域情勢、気候変動、新型コロナウイルス感染症対応を含むグローバルな課題についても幅広く意見交換を行った。9月9日の電話会談では、アフガニスタン情勢における連携を確認し、9月17日には、新たに就任したトラス外務・開発相との間で電話会談を行い、日英協力を一層促進していくことを確認した。また、林外務大臣も就任まもなくの11月に電話会談を行い、国際場裡での協力や地域情勢への対応も含め、幅広い分野で連携することを確認した。12月にはG7外務・開発大臣会合に出席するため林外務大臣が訪英した際に外相会談を実施し、インド太平洋地域の平和と繁栄に向けた更なる協力、英国のTPP11加入手続、地域情勢や新型コロナウイルス感染症への対応等について、幅広く意見交換を行った。また、令和4年2月にウクライナ情勢の緊迫化を受けて開催されたG7外相会合のためドイツを訪問した際にも外相会談を実施し、緊密な連携を確認した。

日EU・EPAに代わり令和3年1月1日に発効した日英包括的経済連携協定（日英EPA）については、令和4年2月、林外務大臣とトレブリアン国際貿易相との間で、協定発効後初となる合同委員会第1回会合を東京で対面にて開催し、協定の運用状況の確認や、日英間の貿易を一層促進するための取組について議論を行った。

(2) フランス

首脳レベルでは、6月、菅総理大臣がG7サミットの機会に首脳会談を実施した。インド太平洋地域での連携強化や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け協力していくことで一致した。7月、マクロン大統領は東京オリンピック開会式に出席するため訪日し、菅総理大臣と会談及び昼食会を実施した。インド太平洋地域や地球規模課題、経済関係等について協議し、共同声明を発出した。11月、岸田総理大臣は首脳電話会談を行い、令和4年前半のEU議長国を務めるフランスとの連携を通じてインド太平洋に係る日EU間の協力を深化させることを確認するとともに、新型コロナウイルス感染症や気候変動等の地球規模課題について意見交換をし、また中国への対応や、拉致問題を含む北朝鮮への対応についても連携を確認した。

外相レベルでは、電話会談を含め、計5回の外相会談を行った。5月、茂木外務大臣はG7外務・開発大臣会合の機会にル・ドリアン欧州・外務相と会談を行い、インド太平洋地域における協力の具体化に取り組むことを確認し、中国や北朝鮮といった地域情勢、新型コロナウイルス感染症対策や気候変動などの地球規模課題で協力することを確認した。また、東京及びパリのオリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて連携していくことで一致した。林外務大臣は、11月に外相電話会談、12月には対面で外相会談を行い、インド太平洋における日仏、日EUの連携強化を確認した。さらに、令和4年1月には日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）をテレビ会議方式で実施し、日仏両国間の安全保障・防衛協力が飛躍的に強化されていることを歓迎するとともに、インド

太平洋協力、中国、北朝鮮及びウクライナを含む地域情勢等への対応について意見交換を行い、連携を促進することで一致した。

(3) イタリア

外相レベルでは、計3回の外相会談を行った。5月のG7外務・開発大臣会合、6月にイタリアで開かれたG20外相及び開発大臣関連会合の際に、茂木外務大臣とディ・マイオ外相との会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を確認するとともに、地域情勢や地球規模課題に対する取組について意見交換を行った。さらに、12月のG7外務・開発大臣会合の際に、林外務大臣は外相会談を実施した。安保・防衛協力の進展を歓迎し、日伊関係を一層強化することを確認するとともに、気候変動問題や新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする国際場裡での連携も強化していくことで一致した。

「自由で開かれたインド太平洋」に向けた協力に関しては、在京及び在インド・イタリア大使館のイニシアティブによる日伊印のインド太平洋に関するウェビナーを実施し、3か国の局長級が参加したほか、専門家らによる意見交換が実施された。

(4) その他

6月、G20外相及び開発大臣関連会合の際に、茂木外務大臣はカーフ・オランダ外相と会談を実施し、オランダ独自の「インド太平洋ガイドライン」の発表、「インド太平洋における協力のためのEU戦略」の策定への積極的関与、インド太平洋に派遣される英空母打撃群へのオランダのフリゲート艦の参加等、オランダのインド太平洋への関与強化を評価し、両大臣は、インド太平洋における連携を強化していくことで一致した。

7月、茂木外務大臣はバルト三国を歴訪し、それぞれの国で外相会談を実施するとともに、各国首相に表敬訪問した。会談の中で、友好100周年を迎える日本とバルト三国の友好関係を確認するとともに、バルト三国の広域インフラ事業での協力、「自由で開かれたインド太平洋」の実現を始め、同志国として国際社会共通の課題について協力を促進することで一致した。

8月、菅総理大臣は、東京オリンピック競技大会閉会式に出席するために訪日したカリユライド・エストニア大統領と会談を実施し、デジタル・サイバー分野での連携や「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携を今後一層促進していくことで一致した。

9月、茂木外務大臣は、東京パラリンピック競技大会に出席するために訪日したスキナリ・フィンランド開発協力外国貿易相と会談し、デジタル・サイバー分野をはじめとした二国間関係の進展を歓迎するとともに、新型コロナウイルス感染症対策、国際貿易やインド太平洋地域情勢について意見交換を行い、通商やデジタル分野を含む法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の実現の重要性について一致するとともに、そのための連携を今後更に強化していくことを確認した。

11月、林外務大臣は、訪日したコフォズ・デンマーク外相と会談及びワーキングランチを行い、「戦略的パートナーシップ」を更に具体的に発展させることを目的とした「戦略的共同作業計画」の調整が進んでいることを歓迎するとともに、クリーンエネルギーとデジタル分野での両国の連携を一層促進することで一致した。また両大臣は、インド太平洋、北朝鮮、中国、北極など地域情勢について意見交換を行うとともに、気候変動をはじめとした地球規模課題への対応や軍縮・不拡散など国際場裡での連携を強化することで一致した。

12月、林外務大臣は、コーヴニー・アイルランド外務・国防相とテレビ会談を実施し、政治・経済分野等の二国間関係で連携を一層促進することや「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて同志国の連携を強化することで一致した。

令和4年2月、林外務大臣はフックストラ・オランダ外相との電話会談でインド太平洋へのオランダの関与強化を歓迎し、両大臣は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた二国間及びEUとの連携を一層強化していくことで一致した。また、同2月にウクライナ情勢の緊迫化を受けて開催されたG7外相会合のためドイツを訪問した際に、リーメッツ・エストニア外相及びリンケービッチ・ラトビア外相とそれぞれ会談を実施し、ウクライナ情勢等に関する連携を確認した。

3月、林外務大臣はランズベルギス・リトアニア外相及びアルバレス・スペイン外務・EU・協力相とそれぞれ電話会談を、また、ソーライデ・ノルウェー外相とテレビ会談を実施し、ロシアのウクライナ侵略を厳しく非難し、ウクライナや欧州のみならず東アジアや世界全体に大きな影響を与えているとの認識で一致したほか、北朝鮮への対応等地域情勢についても意見交換を行った。

2 議員間交流等

5月、中曽根日・リトアニア友好議連会長とヴァリンスカス・リトアニア・日本友好議連会長との間でオンライン会談が行われた。

3 招へい

多層的ネットワーク構築事業の枠組みで、10月、クリスチャンセン・オーフス大学政治学部長と

日本の有識者との間でオンラインの意見交換を行い、デンマークでの日本の政策に関する発信力を強化した。

同じく多層的ネットワーク構築事業において、令和4年2月、ハーヴィスト・フィンランドビジネス政策フォーラム（EVA、シンクタンク）研究マネージャーと日本の有識者との間でオンラインの意見交換を行い、フィンランドでの日本の政策に関する発信力を強化した。

閣僚級招への枠組みで、令和4年2～3月にスット・エストニア起業 IT 相のオンライン招へいを実施し、金子総務大臣、牧島デジタル大臣とそれぞれオンライン会談を実施した。その中で、日エストニア間でのデジタル分野での協力を強化していくことで一致した。

戦略的実務者招への枠組で、令和4年3月に日英若手実務者交流をオンラインで実施し、日本政府関係者によるブリーフを通じて、潜在性の高い若手研究者の対日理解を促進し、また日英研究者によるラウンドテーブルを通じて、日本の若手研究者との交流・人脈形成の場とすることができた。

4 未訪問等

7月、茂木外務大臣が、日本の外務大臣としては史上初めてエストニアとラトビアを訪問し、両国外相とそれぞれ外相会談を実施するとともに、両国首相に表敬訪問した。

令和4年度目標

1 会談や各種大型行事等も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、相手国との間の幅広い協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化する。具体的には、以下を実施する。

(1) 英国

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び条約交渉を含む具体的協力を強化することで、国際的課題への対応における連携協力を推進する。日英 EPA の着実な履行及び英国の TPP11 加入手続を含め、日英間の経済分野での連携を推進する。引き続き「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進する。

(2) フランス

ハイレベルでの緊密な対話を維持し、「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019－2023年）」を踏まえ、安全保障・防衛を始めとした幅広い分野での議論を進展させるとともに、具体的な協力を推進する。引き続きインド太平洋における協力を推進する。

(3) イタリア

首脳を含むハイレベルでの対話等を通じて、関係構築及び強化に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き具体的協力案件の形成に向けた連携を推進する。

(4) その他

その他西欧諸国との間で、ハイレベルを含む対話を継続し、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際課題に対処するための協力を推進する。

2 議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。

3 招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。

4 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政府間対話に関する実績を測ることは、国際社会において大きな影響力を有し、我が国と基本的価値を共有する西欧諸国と関係を強化するとの施策の進展を把握する上で重要であるため。

また、西欧諸国との関係強化や協力の推進には、より多くの国々と政府ハイレベルの対話を行うことが効果的であるため。

測定指標 2-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

中期目標（一年度）

欧州が、新型コロナウイルス感染症及び関連する経済対策、ポピュリズムの台頭、中国やロシアとの関係等、様々な課題に引き続き直面する中で、政治、経済、安全保障、文化等の分野において二国間関係を一層強化し、また、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携して対処するため、更なる

政策調整・協力を進展させる。

令和2年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。EU 離脱後の日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英 EU 間の将来関係交渉の結果として日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。

2 フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏包括的海洋対話等を通じ、令和元年の「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019-2023年）」を始めとした両国の首脳間・外相間での合意事項の具体化を推進する。

3 イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や局長級協議等において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4 その他

首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 英国

安全保障・防衛分野では、8月、海上自衛隊は英フリゲート「アーガイル」とアラビア海北部西方海域において海賊対処共同訓練を実施した。

英国の EU 離脱については、在外公館での情報収集を通じて関連動向を把握するとともに、累次の機会を通じて、日系企業への悪影響を最小限するための働きかけを継続的に実施した。

文化面では、新型コロナウイルス拡大の影響により、「日英文化年間 2019-20」関連行事の中止や延期が相次いだ一方で、ヴィクトリア・アンド・アルバート博物館「着物展」の展示やセミナー、ジャパン祭り等オンラインでの開催等も行われた。こうした状況を受けて、「日英文化年間」は令和3（2021）年末まで延長された。

2 フランス

10月、第1回日仏インド太平洋作業部会をオンラインで開催し、自由で開かれたインド太平洋を実現するための具体的な日仏協力について意見交換を行った。安全保障・防衛分野では、令和3年2月、仏海軍フリゲート艦「プレリアル」が佐世保に寄港した際、日仏米共同訓練を実施したほか、同艦は、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して警戒監視活動を実施した。

3 イタリア

6月、局長級でウェブ会議を実施し、新型コロナウイルスに係る情報共有や日伊ワーキング・ホリデー協定、アフリカにおける日伊 FOIP 協力といった二国間関係に加え、地域情勢等につき意見交換を行った。

4 その他

9月の茂木外務大臣のポルトガル訪問を踏まえ、11月、局長級で日ポルトガル政務協議を実施。令和3（2021）年前半に EU 議長国を務めるポルトガルと幅広い分野での協力を確認するとともに、地域情勢に関する意見交換を実施した。

同月、宇山外務省欧州局長とソーアンセン・デンマーク外務審議官の間で日デンマーク政務協議をオンラインで実施し、二国間関係や「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力、国際諸課題への対応等、幅広い分野での二国間関係の方途について意見交換を実施した。

12月、日スペイン外務次官級政務協議を実施し、二国関係や地球規模課題等、幅広い分野での協力の強化の方途について意見交換を実施した。

令和3年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英国のEU離脱による日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。

2 フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏包括的海洋対話等を通じ、令和元年の「『特別なパートナーシップ』」の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019-2023年）」を始めとした両国の首脳間・外相間での合意事項の具体化を推進する。

3 イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や局長級協議等において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4 その他

首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 英国

安全保障・防衛分野では、8月から9月にかけて英空母打撃群（CSG21）が日本に寄港し、自衛隊と日本近海や南シナ海等において各種共同訓練を実施したほか、7月と11月にはアデン湾において、英空母打撃群構成艦艇との間で日英米蘭4か国による海賊対処共同訓練を実施。9月に日英円滑化協定の締結に向けた交渉を開始した。

経済分野では、日英EPAに基づいて設置された各種専門委員会及び作業部会の第1回会合を開催した。例えば、10月に貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会第1回会合、及び貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会第1回会合を、11月にはサービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会第1回会合（いずれもテレビ会議形式）を開催した。

文化面では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止・延期となる事業の増加を受け、「日英文化年間」の関連行事を令和3年末まで延長し、大英博物館「北斎」展（令和3年9月～令和4年1月）など多くの日本関連特別展が開催された。

2 フランス

令和4年1月、3年ぶりとなる第6回日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を開催し、安全保障・防衛協力、インド太平洋協力、地域情勢、軍縮・不拡散等について意見交換を行い、協力の一層の強化と連携の更なる促進について一致した。

安全保障・防衛分野では、令和3年5月に仏練習艦隊「ジャンヌ・ダルク」が佐世保に寄港した際に共同訓練を実施。令和3年10月には仏軍哨戒機が、また令和4年3月にはフリゲート艦「ヴァンデミエール」が、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して警戒監視活動を実施した。また、ジブチにおいて、仏軍も支援するAMISOM派遣前訓練センターに対する医療機材供与支援を実施した。

3 イタリア

6月、日伊印の局長級及び専門家らとともに、インド太平洋地域の地政学をテーマとしたウェビナーを実施。同地域の情勢認識を共有し、同地域の重要性を確認するとともに、伊及び印との協力につき意見交換を行った。

4 その他

11月、山田外務審議官とリュードベリ・スウェーデン外務副大臣との間で日スウェーデン次官級協議を行い、二国間関係、日EU関係、国際場裡における協力、中国や北朝鮮等の地域情勢について意見交換を行った。

12月、オンライン形式で第4回日エストニア・サイバー協議を実施し、最近のサイバー環境やサイバー分野における両国の施策等について意見交換を行うとともに、国際的なプロセス、サイバー分野における日エストニア間の連携について議論を行った。

令和4年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、各種協議等を通じ、安全保障分野を始めとする両国の首

脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。日英 EPA の着実な履行や英国の TPP11 加入手続を含め、日英間の経済分野での連携を推進する。

2 フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏包括的海洋対話等を通じ、令和元年の「『特別なパートナーシップ』」の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019-2023年）を始めとした両国の首脳間・外相間での合意事項の具体化を推進する。

3 イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や局長級協議等において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4 その他

首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。

また、頻繁な事務レベルの協議は、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行い、将来的なハイレベル間の対話の機会に結び付ける上で効果的であるため。

測定指標 2-3 民間の人的・知的交流の進展

中期目標（--年度）

シンポジウム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進し、二国間及び地域間の課題等に対する知見の共有を図る。

令和2年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英 21 世紀委員会
- 2 日本・スペイン・シンポジウム
- 3 杉原千畝「命のビザ」発給 80 周年

施策の進捗状況・実績

1 日英 21 世紀委員会

9月、第 37 回合同会議は、新型コロナウイルスを受けてオンラインで開催され、「日本、英国両国の政治・経済の現状」「パンデミック後の世界秩序」、「パンデミック後の貿易・投資」及び「グローバル・ガバナンスの能力と信頼の構築」を議題に討議が行われた。様々なレベルでの日英間の交流の促進、安全保障や貿易、保健衛生分野における協力といった政策提言が発出された。

2 日本・スペイン・シンポジウム

第 21 回日西シンポジウムは、新型コロナの影響で延期となった。令和 3 年度の実施（オンライン形式）に向け、引き続き、関係者と調整を進めている。

3 杉原千畝「命のビザ」発給 80 周年

9月、リトアニア政府主催で 1940 年の杉原千畝元在カウナス副領事による「命のビザ」発給 80 周年を記念した国際会議が開催され、茂木外務大臣がビデオ・メッセージを発出した。また、杉原千畝元副領事に関する展示を併設した「国際平和美術展」（京都）において、茂木外務大臣がメッセージを発出した。

11月、河津欧州局参事官が「神戸ユダヤ共同体」（神戸ジューコム）跡地案内板設置除幕式で挨拶した。

同月、ポーランド及び英国で「命のビザ」に関するシンポジウムを、ポーランドでは在ポーランド日本大使館と Instytut Pileckiego が共催で、英国では在英国大使館がジャパンハウス・ロンドンと在英国リトアニア大使館との共催で実施した。

「命のビザ」に関するロゴマーク、パンフレット及び動画を作成した。

12月、国際社会及び英国内への広報を目的に、英国の The Times 及び Financial Times に「命のビザ」に関する記事を発出した。

令和3年1月、茂木外務大臣がランズベルギス・リトアニア外相と共同でイスラエルの英字紙 Jerusalem Post に「命のビザ」に関して寄稿した。

令和3年2月、読売新聞の「命のビザ」に関する記事につき、河津欧州局参事官が取材協力した。

令和3年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英 21 世紀委員会
- 2 日本・スペイン・シンポジウム
- 3 エストニア及びラトビアとの友好 100 周年

施策の進捗状況・実績

1 日英 21 世紀委員会

令和4年3月、第38回合同会議が、新型コロナウイルス感染症を巡る状況を踏まえてオンラインで開催された。林外務大臣による冒頭挨拶に続き、「日本、英国両国の政治・経済の現状」「グローバル・ヘルス・レジリエンス」「安全保障問題」及び「国内及びグローバル経済安全保障」を議題に討議が行われた。緊迫化するウクライナ情勢を受け、特に安全保障問題については重点が置かれ、率直な意見交換がなされた。会議後には、安全保障やグローバルヘルス、経済安全保障といった分野における様々なレベルでの日英連携の強化といった政策提言が発出された。

2 日本・スペイン・シンポジウム

第22回日西シンポジウムは、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となった。令和4年度の実施（対面形式）に向け、引き続き、関係者と調整を進めている。

12月、マドリードにおける対面形式とオンライン形式とのハイブリッドで、日本・スペイン・デジタルシンポジウム 2021 が開催され、両国の政府関係者のほか、経済界、学術・研究機関等の関係者が出席して意見交換が行われた。

3 エストニア及びラトビアとの友好 100 周年

7月、茂木外務大臣が、日本の外務大臣としては史上初めてエストニアとラトビアを訪問し、両国外相とそれぞれ外相会談を実施するとともに、両国首相に表敬訪問した。

8月、カリユライド・エストニア大統領は、東京オリンピック競技大会閉会式に出席するために訪日し、菅総理大臣と日エストニア首脳会談を実施したほか、レヴィッツ・ラトビア大統領夫人が東京パラリンピック競技大会に合わせて訪日した。

エストニアでは6月から11月まで着物展を、またラトビアでは10月から12月までデジタル浮世絵展を実施したほか、11月、エストニアとラトビア両国で、オンライン形式で日本ブランド発信事業「江戸木版画」セミナーを実施するなど、新型コロナウイルス感染症による制限を受けつつも、可能な範囲で100周年の記念の文化行事を実施した。

令和4年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英 21 世紀委員会
- 2 日本・スペイン・シンポジウム
- 3 リトアニアとの友好 100 周年

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

民間の人的・知的交流の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。

また、シンポジウム、セミナー、周年事業等は多くの民間人が参加する事業であり、民間の人的・知的交流の推進に役立つため。

測定指標 2-4 西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）						
往訪については、総理大臣・外務省政務レベル以上、来訪については、国家元	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	往来数に加え、往來の	①往訪数：3 ②来訪数：1	往来数に加え、往來の	①往訪数：21 ②来訪数（オ	往来数に加え、往來の

首・政府の長・外 相等		成果等も踏 まえ各国と の関係強化 の観点から 適切な水準	③オンライ ン（電話含 む）：32	成果等も踏 まえ各国と の関係強化 の観点から 適切な水準	リパラ関連 要人訪日を 含む）：33 ③オンライ ン（電話含 む）：17	成果等も踏 まえ各国と の関係強化 の観点から 適切な水準
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠						
西欧諸国との要人往来数の測定は、西欧諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用である。その際、定量的な往来数に加えて、その成果等の定性的な観点からも加味して評価を行うことが適切である。						

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
① 西欧諸国 との二国間 協力推進経 費 (昭和元年度 以前)	1 西欧諸国との対話の継続・推進 要人往来や国際会議等の機会を捉えて、政府ハイレベル間の対話を継続・促進する。 これにより、政治・経済を始めとする関係の維持・強化及び共通の課題に関する協力関係の強化に寄与する。				2-1
	2 二国間及び共通の諸課題に関する政策調整・協力の推進 事務レベルの緊密な政策協調・協力を推進する。 これにより、二国間関係の強化や国際社会の共通の諸課題への対処に際する協力の継続・推進に寄与する。				2-2
	3 人的・知的交流、民間交流の維持・促進 周年事業やシンポジウム・セミナー等を支援・活用する。 こうした民間の人的・知的交流の維持・促進は、各国との重層的な関係の維持・強化に寄与する。				2-3
	30 (29)	31 (10)	30 (12)	28	0053

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

- 1 政府ハイレベル及び事務レベルの対話を継続・促進し、政治、経済等幅広い分野における協力を強化する。
- 2 シンポジウム等を通じて人的・知的交流、経済分野を含む民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第208回国会外交演説（令和4年1月17日）
- ・ 第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日）

測定指標3-1 政府間対話の進展 *

中期目標（4年度）

欧州が英国のEU離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民・難民、新型コロナウイルス感染症対応等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の諸課題に関する協力・連携を強化するため、中・東欧諸国との間で政府ハイレベルの対話を実施する。

令和2年度目標

- 1 ドイツ
英国のEU離脱により欧州で一層存在感を高め、また、令和2（2020）年後半にはEU議長国を務めるドイツと、二国間関係の強化にとどまらず、北朝鮮や中国を始めとする東アジア情勢や国際社会の諸課題に対処するため、引き続き頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。
- 2 ウクライナ
東部・クリミア情勢、ウクライナ国内情勢をフォローし、ウクライナ政府との安定的で良好な関係を維持する。政府ハイレベル間の交流等を通じて、両国関係の深化を図るとともに、ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。
- 3 西バルカン諸国
国際社会の責任あるプレイヤーとして、欧州全体及び国際社会の安定に影響する西バルカン地域の安定と発展に向けた取組を実施・支援し、強く結束する欧州を支持する日本の姿勢を示しつつ、政府間対話の更なる活発化を進めていく。
- 4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）
共通の課題に取り組むパートナーであるV4諸国との協力関係を拡大するため、二国間及び「V4+日本」の枠組みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、V4各国との政治、経済、文化等の分野における関係の更なる深化を目指す。令和元年の日・ポーランド国交樹立100周年、日・ハンガリー外交関係開設150周年、令和2年の日・チェコ、日・スロバキア交流100周年という節目の年を連続して迎えるV4諸国と、周年のモメンタムをいかして幅広い分野での進展及び人的交流の拡大を目指す。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の流行とそれに伴う各国および日本での水際対策の強化により、対面での要人往来は全面的な見直しを余儀なくされた。

- 1 ドイツ
新型コロナウイルスの影響により、要人往来が大幅に制限された結果、対面での会談が行われず、2度の首脳会談及び1度の外相会談はすべてオンライン形式での実施を余儀なくされた。また、例年相互開催されている日独フォーラムは延期となった。外相テレビ会談では9月にドイツが、インド太平洋における航行の自由、法の支配、連結性といった理念の重要性を強調する「インド太平洋ガイドライン」を閣議決定したことを受け、茂木外務大臣から、この決定を高く評価する旨述べ、両大臣は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け連携を強化していくことで一致した。
- 2 ウクライナ
新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化する中、東部・クリミア情勢解決に向けたウクライナの努力を支持し、G7を始めとする各国との連携を重視しつつ政策調整を行った。また、平成26（2014）

年のウクライナ情勢悪化以降に我が国が積極的にウクライナ国内改革を支持してきたことを背景に、G7大使「ウクライナ・サポート・グループ」の枠組みを活用し、ウクライナにおける感染症対策や保健分野を優先しつつ、司法改革・汚職対策・経済問題への対応等を継続し、ウクライナ政府幹部とも頻繁な意見交換を行った。

3 西バルカン諸国

欧州では感染状況が深刻化し、西バルカン諸国において我が国は在外公館を通じて、各国の水際対策、医療状況、ワクチン確保状況等についての情報収集を実施した。欧州の中でも特に医療体制が脆弱な地域にあって、現地在留邦人や渡航者に向けた情報提供が重要となったが、施策は頻繁に変更され、情報整理は困難を極めた。同諸国の社会経済安定化支援の一環として西バルカン諸国において必要とされる医療支援のため、アルバニア、北マケドニア、コソボ、セルビア、及びボスニア・ヘルツェゴビナにおいて新型コロナウイルス治療薬として期待されているアビガンの治験を目的とする供与を行い、各国のハイレベルから高い評価を受けた。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

ポーランドとの間では、4月に外相電話会談を行い、令和2年1月のモラヴィエツキ首相訪日の成果をフォローアップしていくことを確認したほか、12月に宇都外務副大臣とヤブウォンスキ・ポーランド外務次官との間で電話会談を行い、7月からV4議長国を務めるポーランドの間で緊密に協力していくことで一致した。

ハンガリーとの間では、5月に外相電話会談を行ったほか、令和3年3月にはシーヤールトー外務貿易相が訪日し、東京で外相会談を行った。同会談では、地域や国際社会が直面する諸課題について連携していくことで一致し、同年7月からV4議長国に就任するハンガリーとの間で「V4＋日本」協力を一層推進していくことで合意した。

チェコ及びスロバキアとの間では、「日本・チェコ交流100周年」及び「日本・スロバキア交流100周年」を迎えたが、現地の感染症の状況を受けた規制等により、予定されていた文化関係者が渡航できず、また時期によっては実施に大きな制約を受けた。規模を縮小しつつも、チェコ上院における狂言公演（少人数を招待した屋外での公演に加え、ライブストリーミングも実施）、スロバキア外相の参加も得た桜植樹事業（非オンライン）等両国で可能な行事を開催し、両国の相互理解が深まった。スロバキアとの間では、12月に中西外務大臣政務官とクルス・スロバキア副外務・欧州問題相との間でテレビ会談を行い、これまでの要人往来や今回の周年事業等により、二国間関係強化の機運が高まっていることを確認した。V4全体との関係では、V4が令和3年2月に発足30周年を迎えたことを踏まえ、茂木外務大臣発V4各国外相宛祝辞を発出し、双方において「V4＋日本」協力の一層の強化が確認された。

5 その他特記事項

クロアチアとは外相電話会談（7月）を実施し、令和2（2020）年前半のEU議長国を務めた同国と、西バルカン諸国の欧州統合プロセスについて協議した。ルーマニアとも外相電話会談（10月）を行い、令和3（2021）年に迎える外交関係樹立100周年に向けあらゆる分野における関係を着実に強化していくことを確認した。

令和3年度目標

1 ドイツ

新型コロナウイルスの感染状況改善を見据えて、対面での交流の再開を目指す。特に、英国のEU離脱により欧州で一層存在感を高め、「インド太平洋ガイドライン」発表など、インド太平洋地域への関心の高まりが見られるドイツと、二国間関係の強化にとどまらず、北朝鮮や中国を始めとする東アジア情勢や国際社会の諸課題（ポスト・コロナの国際秩序に係る議論を含む）に対処するため、引き続き頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。

2 ウクライナ

東部・クリミア情勢、ウクライナ国内情勢をフォローし、新型コロナ感染症の状況を踏まえた対面での二国間対話の再開・拡大の可能性を追求しつつウクライナ政府との安定的で良好な関係を維持する。政府ハイレベル間の交流等を通じて、両国関係の深化を図るとともに、ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。

3 西バルカン諸国

国際社会の責任あるプレイヤーとして、欧州全体及び国際社会の安定に影響する西バルカン地域の安定と発展に向けた取組を実施・支援し、強く結束する欧州を支持する日本の姿勢を示しつつ、ポスト・コロナを見越した我が国の支援を含めテレビ会議等も活用した政府間対話の更なる活発化を進めていく。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

EUの中で存在感を増すV4諸国との協力関係を拡大するため、二国間及び「V4+日本」の枠組みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、V4各国との政治、経済、文化等の分野における関係の更なる深化を目指す。伝統的に良好な二国間関係に基づき、新型コロナウイルスの状況下においても幅広い分野での協力の進展及び人的交流の拡大を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 ドイツ

修好160周年を迎えた令和3（2021）年には日独情報保護協定の締結（3月）、両国間で初の外務・防衛閣僚会合（「2+2」）のオンライン開催（4月）、独フリゲート艦の日本周辺海域への派遣（11月）等、安全保障分野での協力が大きく進展した。12月のショルツ政権発足後、2度の首脳電話会談（12月、2月）や対面での外相会談（12月）を実施する等、新政権との関係構築に加え、ウクライナ情勢やG7プロセスにおける意思疎通を図ることができた。

2 ウクライナ

引き続き、東部・クリミア情勢解決に向けたウクライナの努力を支持し、首脳・外相レベルの共同声明発出やG7大使「ウクライナ・サポート・グループ」の枠組みの活用を始めとするG7との連携を重視しつつ政策調整を行った。コロナ禍によりハイレベルの対面での訪問は実施できなかったが、首脳電話会談（4月）に加え、現地でも二国間や「ウクライナ・サポート・グループ」の枠組みにより、我が方大使とウクライナ政府、議会のハイレベルとの対話・コンタクトを継続した。

10月以降にウクライナ情勢が緊迫化してからは、政府間対話を一層緊密にし、3度の首脳電話会談（2月に2度、3月）や、外相電話会談（2月）等を通じて情勢に対処するためのハイレベルでの協議を重ねた。また、ウクライナとのさらなる連帯を示すため、首都を始めとするウクライナの地名をウクライナ語に基づく表記に変更した。

3 西バルカン諸国

欧州では引き続き新型コロナウイルス感染状況が深刻であったが、対面、オンラインの双方でハイレベルの接触の機会を設け、西バルカン地域情勢のみならず、自由で開かれたインド太平洋を始めとする我が国の施策について各国の理解を求めた。我が方ハイレベルの各国訪問としては4月、5月に茂木大臣のボスニア・ヘルツェゴビナ及びスロベニア訪問を実施し、両国で西バルカン情勢について協議した。7月には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会に訪日した首脳と、日モンテネグロ首脳会談、日コソボ首脳会談を実施した。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

5月に茂木外務大臣がV4議長国を務めるポーランドを訪問し、第7回「V4+日本」外相会合に出席した。同会合では、「V4+日本」協力、日EU協力・連結性、自由で開かれたインド太平洋、厳しさを増す東アジア等の安全保障環境について議論し、引き続き、緊密に協力していくことで一致した。また、訪問中、V4各国と個別に外相会談が実施された。

ポーランドとの間では、5月の茂木大臣訪問時に、ドゥダ大統領を表敬し、「自由で開かれたインド太平洋」や経済関係及び気候変動対策を含む幅広い分野で協力を発展させていくことで一致した他、外相会談を行い、ラウ外相との間で、「2021～2025年の日・ポーランド戦略的パートナーシップに関する行動計画」に署名した。また、7月には東京オリンピック競技大会開会式出席のために訪日したドゥダ大統領と首脳会談を実施した。加えて、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略を受け、対露制裁、ウクライナ在留邦人の陸路退避及び避難民の受入れ等連携の重要性が増す中、2月には外相電話会談、3月には首脳電話会談に加え、G7首脳会合のマージンで首脳会談を実施し、ウクライナを巡る対応にあたり、引き続き連携していくことを確認した。

ハンガリーとの間では、5月に外相会談を実施し、経済関係を強化していくことで一致した他、茂木外務大臣から「自由で開かれたインド太平洋」に向けた連携を働きかけた。

チェコとの間では、5月の外相会談に際して「日・チェコ協力のための行動計画（2021～2025年）」に署名するとともに、両国の戦略的パートナーシップを確認し、幅広い分野での協力の進展を確認した。

スロバキアとの間では、5月に外相会談を実施し、経済関係の深化を図ることで一致した他、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に向けて連携していくことで一致した。

なお、令和4年3月、林外務大臣は、駐日V4各国大使による表敬を受け、ウクライナ情勢を巡る対応も含め、今後とも日本とV4が緊密に連携し、「V4+日本」協力を活性化させていくことで一致した。

中期目標（7年度）

欧州がロシアによるウクライナ侵略、避難民、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、新型コロナウイルス感染症対応等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の諸課題に関する協力・連携を強化するため、中・東欧諸国との間で政府ハイレベルの対話を実施する。

令和4年度目標

1 ドイツ

4月末のショルツ首相による訪日はじめ、独が議長国を務める本年のG7プロセスや二国間のハイレベル往来の機会を活用し、ウクライナ情勢、インド太平洋情勢、気候変動を含む地球規模の課題に対する対応における協力と連携の強化を図る。また、令和5（2023）年の第1回日独政府間協議を日独関係の更なる強化や政策調整の機会とするべく、独側との間でテーマ選定、実施方式等につき準備を進める。

2 ウクライナ

令和4年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵略は、国際社会全体の秩序の根幹を揺るがす深刻な事態であり、日本として、力による一方的な現状変更は断じて認められないとの立場の下、毅然と対応する必要がある。

ロシアによる侵略の早期停止や対ウクライナ支援の実施のため、ウクライナ政府との密接な協力を継続する。首都間のハイレベルでのコンタクトに加え、在京大使館との協力及びポーランドに退避中の在ウクライナ大使館とウクライナ政府との密接な連携も維持するよう努める。

3 西バルカン諸国

国際社会の核になるプレイヤーとして、欧州全体及び国際社会の安定に影響する西バルカン地域の安定と発展に向けた取り組みを実施・支援し、強く結束する欧州を支持する日本の姿勢を示しつつ、ウクライナ情勢を受けたロシアとの関係の変化、中国の当該地域への関心等について情報収集し、我が国の立場について適切適時に政府ハイレベル及び事務方にインプットする。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

EUの中で存在感を増すV4諸国との協力関係を拡大するため、二国間及び「V4+日本」の枠組みでの引き続き政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、伝統的に良好な二国間関係に基づき、V4各国との政治、経済、文化等の分野における関係の更なる深化を目指す。また、ウクライナ情勢を受けて近隣国として重要性が高まるV4諸国と一層の連携を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

二国間関係の強化や国際社会の課題における協力の推進のためには、特に政府ハイレベルや議員間の対話を通じて、相互理解や信頼関係を深化させつつ、協力・連携を確認する機会を多く設けることが効果的であるため。

測定指標3-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

中期目標（令和4年度）

欧州が英国のEU離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民・難民、新型コロナウイルス感染症への対応等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため、実務レベルでの更なる政策調整・協力を進展させる。

令和2年度目標

1 ドイツ

平成30年度、令和元年度と2年続けて延期となった次官協議を実施する。また、令和2年後半にEU議長国を務めるドイツに対し、我が国の認識を事前にインプットし、我が国の外交政策と歩調を合わせた形でドイツがEU議長国としてのリーダーシップを発揮するよう働きかけを行う。

2 ウクライナ

実務レベルでの協議を継続し、幅広い分野で二国間関係を発展させるとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

3 西バルカン諸国

西バルカン地域における経済社会改革の支援及び諸民族間の和解・協力を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、①ハイレベルでの対話の促進、②西バルカン担当大使による政策対話の強化、③ODAを通じた社会経済改革支援、④EU加盟に向けた個別課題での知見共有並びに⑤経済分野での関係強化を目指したミッションの派遣及びセミナー実施等の事業を各国と調整しつつ具体化する。また、積極的な西バルカン地域への関与を通じ、EU各国との対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

4 V4諸国

「V4+日本」政策対話やV4各国との実務レベルの協議を継続し、V4の内外政策のフォローや、V4諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

施策の進捗状況・実績

1 ドイツ

次官協議については、新型コロナウイルス感染症の影響により対面での実施は実現しなかったが、5月及び12月にテレビ形式で協議を実施し、インド太平洋地域における日独協力等について意見交換を行うとともに、二国間関係や地域情勢、両国の新型コロナを巡る状況についても議論した。

2 ウクライナ

新型コロナウイルス感染症拡大のために対面での二国間対話が困難となる中で、限られた手段を用いつつ双方の首都ベースで政策・経済・文化分野等での対話を継続し、更なる関係強化及び信頼関係の構築に務めた。特に、安全保障分野においては、令和2年1月に開催した第2回日・ウクライナ・サイバー協議のフォローアップとして、令和3年3月、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）とウクライナ国家安全保障・国防会議（NSDC）間での協力覚書を署名したほか、令和3年3月には初となるウクライナ国防相の訪日を実現し、防衛相や外務副大臣とのビデオ会談等を実施した。また、令和3年2月にはウクライナの有力シンクタンクで日・ウクライナ関係を中心としたオンラインセミナーを実施する等、ウクライナの政府関係者や有識者等の関与を得て、我が国を取り巻く安全保障環境や東アジア情勢等について積極的なインプットを行った。

3 西バルカン諸国

「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、各国との対話の強化に資する事業を実施した。EU加盟に伴い日本のODA卒業国となったブルガリアとの協力を拡大し、同国の西バルカン諸国への開発支援に資するため、ブルガリア・ソフィア大学におけるJICAチェア（日本研究講座設立支援事業）の一環として、オンライン短期集中講座による日本の開発協力についての知見の共有を行った。北マケドニアではスコピエ大学において、日・ブルガリア・北マケドニアの三角協力による大学間連携事業として、前年度に引き続き中小企業経営人材育成講座を行った（オンラインでの実施となった）。アルバニアに所在する西バルカン基金との協力事業として西バルカン諸国におけるコロナ禍を受けた市民社会の持続可能性についてのウェビナーを実施した。各国ともに新型コロナ対策に注力せざるを得ない中、また、防疫措置に伴う水際対策により、MIRAI、防災協議等の招へい事業は実施が困難となった。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

V4議長国チェコの下、6月に「V4+日本」政策対話をオンラインで実施（当初4月にプラハで実施予定であったが新型コロナの影響により中止。）。また、11月にV4議長国ポーランドのイニシアティブにより、サイバーセキュリティをテーマとした「V4+日本」セミナーをオンラインで実施したほか、12月には宇都外務副大臣と駐日V4各国大使との意見交換を実施するなど、新型コロナにも関わらず、V4各国との間で緊密に意見交換し、関係を維持・強化することができた。コロナ禍において、ポーランド政府との協力により、4月及び5月にチャーター機による自国民の帰国オペレーションを実現した。

5 その他特記事項

「GUAM+日本」協力として、令和3年3月にGUAM参加4か国及び事務局の税関関係者を対象に、財務省の協力を得つつ税関ワークショップをオンラインにて開催した。コロナ禍においてもオンラインでの対話を継続し、今後の税関分野における協力の強化を図った。

令和3年度目標

1 ドイツ

新型コロナウイルスの感染状況の改善を受けて、独新政権との間で対面での次官協議のほか、PD

級、PM 協議等、政府ハイレベルの対話の事前調整を行うとともに、ドイツのインド太平洋地域への関心の高まりを踏まえつつ、同地域及び国際社会の諸課題（ポスト・コロナの国際秩序形成に向けた議論を含む）に一致して取り組むべく政策調整を行う。

2 ウクライナ

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対面での二国間対話の再開・拡大の可能性を追求しつつ、実務レベルでの協議を継続し、幅広い分野で二国間関係を発展させるとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

3 西バルカン諸国

西バルカン地域における経済社会改革の支援及び諸民族間の和解・協力を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、①ハイレベルでの対話の促進、②西バルカン担当大使による政策対話の強化、③ODA を通じた社会経済改革支援（含：ポスト・コロナの経済復興）、④EU 加盟に向けた個別課題での知見共有並びに⑤経済分野での関係強化を目指したミッションの派遣及びセミナー実施等の事業を各国と調整しつつ具体化する。また、積極的な西バルカン地域への関与を通じ、EU 各国との対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

4 V4 諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

「V4＋日本」政策対話やV4 各国との実務レベルの協議を継続し、V4 の内外政策のフォローや、V4 諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

施策の進捗状況・実績

1 ドイツ

新型コロナウイルスに伴う水際措置により、対面での会談実施は困難であったが、4 月に日独間で初の外務・防衛閣僚会合をオンラインで開催した。3 月末に訪日した独首相府首相補佐官と次官との間でシュルツ首相訪日の準備を兼ねた意見交換を実施した。

2 ウクライナ

実務レベルでの協力を継続し、租税条約や情報保護協定の締結に向けた調整等、二国間関係のさらなる発展に尽力した。

また、ウクライナ国境付近におけるロシア軍の増強及びその後のロシアによるウクライナ侵略への対応において一致して取り組むべく、G7 を始めとした国際社会と密接に連携し、ハイレベルの共同声明等を通じて我が国としての立場を積極的に発信した。また、ロシアのウクライナへの対応について理解と協力を求める等、アジア各国に働きかけを積極的に行った。

3 西バルカン諸国

「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、各国との対話の強化・地域の統合促進に資する事業を実施した。EU 加盟に伴い日本の ODA 卒業国となったブルガリアとの協力を拡大し、同国の西バルカン諸国への開発支援に資するため、11 月に日・西バルカン防災セミナーを日ブルガリア共催で実施し、西バルカン諸国から実務者をブルガリアに招へい、我が国と西バルカン共通の課題について知見の共有を行った。同じく日・ブルガリア・西バルカン共同事業として、環境保護（大気汚染・廃棄物処理）についての実務者のオンライン招へいも令和4年3月に実施し、EU 加盟を目指し各種 EU 基準への適合化を進める西バルカン諸国への支援を実施した。北マケドニアではスコピエ大学において、日・ブルガリア・北マケドニアの三角協力による大学間連携事業として、前年度に引き続き、中小企業経営人材育成講座を行った他、令和4年3月には同事業を総括し西バルカン各国と共有する西バルカン SME セミナーを開催した。西バルカンの青年層を招へいするプログラム相互理解促進プログラム MIRAI についてはコロナ禍による水際措置強化に伴い、オンラインで実施、「平和構築」をテーマに実施し、西バルカンの青年層の対話を促進した。アルバニアに所在する西バルカン基金との協力事業、かつ V4 との協力事業として、地域間での環境と相互理解の文化の促進をテーマとしたセミナーを実施した。また、アルバニア、北マケドニアでは環境保全と地域・観光振興についてのウェビナーを、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビアではスマート農業についてのウェビナーをそれぞれ実施し、コロナ禍においてもオンラインで各国との知見共有・専門家の交流促進を実施した。

さらに、オンラインで実務者による専門性の高い協議を行い、地域情勢等についての意識のすりあわせを行った。8 月に北マケドニア、10 月にセルビア、3 月にギリシャと政務協議を実施した。ギリシャとの協議においても地域の欧州統合を含む西バルカン情勢が議題となった。西バルカン諸国との直接の対話のみならず第三国とも西バルカン諸国の欧州統合などについて専門的な協議を

オンラインで実施した。具体的には6月に米国、10月にドイツ、11月にEU議長国のスロベニア、11月にEUと西バルカン協議を行い、各国と対西バルカン政策についての見方を共有した。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

4月にV4議長国ポーランドのイニシアティブにより、「EU・日本連結性パートナーシップの一環としての中・東欧における連結性」をテーマとした「V4＋日本」セミナーを実施し、宇都外務副大臣が基調講演を行った他、V4各国からは、政府関係者が講演を行い、中・東欧地域の連結性強化を目指す「三海域イニシアティブ」や「V4＋日本」協力における連結性協力等につき議論が行われた。

5 その他特記事項

ベラルーシは、ロシアによるウクライナ侵略に自国領域の使用を認める等の支援をし、明白に関与しているため、資産凍結や輸出等に係る禁止措置等の対ベラルーシ制裁を導入した。

中期目標（令和7年度）

欧州がロシアによるウクライナ侵略、避難民、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、新型コロナウイルス感染症対応等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため、実務レベルでの更なる政策調整・協力を進展させる。

令和4年度目標

1 ドイツ

新型コロナウイルスに伴う水際措置の緩和を受けて、G7プロセスにおける連携も念頭に独側との間で対面での次官協議のほか、政務局長級、外務防衛当局間協議等、政府ハイレベルの対話を実施するべく事前調整を行う。ウクライナ情勢を巡るエネルギーやインド太平洋地域へのあり得べき影響も念頭に国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を図る。

2 ウクライナ

ロシアによるウクライナ侵略が国際社会にとっての最重要と言うべき課題となっている中、ウクライナやG7を始めとする国際社会と連携し、情勢の改善に向けて我が国として引き続き貢献すべく、実務レベルでの政策調整・協力を進める。また、ロシアによる侵略により発生したウクライナ避難民支援や、開発協力案件以外にも多く要望が寄せられている対ウクライナ支援を可能な限り進め、未曾有の危機にあるウクライナ政府やウクライナ国民に対する支援を継続する。

3 西バルカン諸国

西バルカン地域における社会経済改革の支援及び諸民族間の和解・協力を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、①ハイレベルの対話の促進、②西バルカン担当大使による政策対話の強化（含むウクライナ情勢を受けた対応、各国の欧州統合）、③ODAを通じた社会経済改革支援、④EU加盟に向けた個別課題での知見共有などの事業を各国と調整し、具現化する。また、積極的な西バルカン地域への関与を通じ、EU各国との対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットする。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

「V4＋日本」政策対話やV4各国との実務レベルの協議を継続し、V4の内外政策のフォローや、V4諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

実務レベルで緊密に政策調整・協力を行うことで、二国間関係の強化及び国際社会の共通の諸課題への協調した対応が可能となることから、次官級・局長・大使級協議の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標3-3 民間の人的・知的交流の進展

中期目標（令和4年度）

シンポジウム等の実施を通じて、経済分野を含む民間の人的・知的交流を一層促進し、幅広い分野において二国間関係を強化するとともに、国際社会の諸課題等に対する知見の共有を図る機会の増強に努める。

令和2年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

- 1 日独フォーラム
- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会
- 3 「V4+日本」セミナー

このほか、中・東欧諸国において開催されるシンポジウムやフォーラムに関して、現地日本企業の参加を促し、必要に応じて有識者等の派遣を行う。また、民間有識者等の招へいや日本国内におけるセミナーの開催を通じて、民間の人的・知的交流の促進のみならず、経済分野を始め様々な分野での関係強化に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日独フォーラム

第29回日独フォーラムは、新型コロナウイルスの影響によって延期となった。他方、令和3年度の実施（オンライン形式）に向け、引き続き、関係者と調整を進めている。

- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会

新型コロナウイルスを巡る状況を踏まえ、オーストリアにて開催予定だった第24回会合を延期した上で、12月に両国委員長によるオンライン形式での意見交換を実施し、両国の新型コロナウイルス感染症を巡る現状と課題等について活発な議論が行われた。

- 3 「V4+日本」セミナー

11月にV4議長国ポーランドのイニシアティブにより、サイバーセキュリティをテーマとした「V4+日本」セミナーをオンラインで実施し、日本政府を代表し外務省サイバー政策担当大使が基調講演を行ったほか、V4各国から計8企業が講演を行い、民間企業関係者も交えて活発な意見交換が行われた。

- 4 その他特記事項

令和3年3月に、ポーランド投資・貿易庁（PAIH）及び在京ポーランド大使館が共催した投資セミナーにおいて、政府関係者や日本企業の参加を促し、対ポーランド投資に関する活発な意見交換が行われた。また、2月にウクライナの有効シンクタンク主催の日・ウクライナ関係を中心としたオンラインセミナー、同3月にウクライナ国立戦略研究所と日本国際問題研究所幹部等によるウクライナを含めた国際情勢をテーマとしたオンライン意見交換会を実施した（共に日本の有識者複数名が出席）。

令和3年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

- 1 日独フォーラム

新型コロナウイルスを巡る状況を踏まえつつ、第29回日独フォーラムの実施に向けて、引き続き、調整を行っていく。

- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会

新型コロナウイルスを巡る状況を踏まえつつ、第24回会合の実施に向けて、人的・知的交流の促進や二国間関係の強化に資するテーマの選定を含め、引き続き、調整を行っていく。

- 3 「V4+日本」セミナー

セミナー開催等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日独フォーラム

「日独における政治経済情勢」、「日独における米国との関係の再起動とインド太平洋戦略」、「新型コロナウイルスからの教訓」をテーマとして、5月に第29回日独フォーラム合同会議をオンライン開催した。

- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会

オミクロン株による世界的感染状況の悪化を踏まえ、オーストリアにて開催予定だった第24回会合を延期した上で、昨年同様、12月に両国委員長によるオンライン形式での意見交換を実施し、新型コロナウイルス感染症の現状と、来年開催予定の第24回会合について活発な議論が行われた。

- 3 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

6月にV4議長国ポーランドのイニシアティブにより、外務省、在京ポーランド大使館及び海外

投融资情報財団（JOI）の共催で三海域イニシアティブをテーマとした日本企業向けセミナー「三海域イニシアティブー日本と日本の投資家にとっての機会」を開催し、宇都外務副大臣が基調講演を行った。同セミナーを通じ、中・東欧地域における南北の連結性向上に資する各プロジェクトやV4側の取組について、日本企業関係者の理解が促進された。

また、ハンガリー議長国下では、令和4年3月にハイブリッド形式で、イノベーション・産業科学外交セミナーを実施し、我が国の専門家による自動運転技術をテーマとした講演を実施した他、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）より、第二回「V4+日本」科学技術共同研究について説明が行われ、科学技術分野での連携・協力を促進していくことで一致した。

令和4年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

1 日独フォーラム

11月に東京にて第30回合同会議を対面開催するべく準備・調整を行う。

2 将来の課題のための日・オーストリア委員会

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、12月にオーストリアにて第24回会合を開催し、両国間の人的・知的交流を活性化すべく、準備・調整を行う。

3 「V4+日本」セミナー

6月に東京にて開催すべく準備・調整を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

民間の人的交流を促進することは二国間の幅広い分野における協力を促進するだけでなく、知見の共有を通じて国際社会の諸課題に対する取組や解決策を検討することに寄与することから、シンポジウム等の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。シンポジウムやフォーラムを通じて、民間人同士がネットワークを広げる場を提供することで、民間の人的交流の促進が期待されるため。

測定指標3-4 中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）

往訪については、総理大臣・外務省政務レベル以上、来訪については、国家元首・政府の長・外相等	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
—	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準。	①往訪数：0 ②来訪数：2 ③オンライン（電話含む）：13	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準。	①往訪数：4 ②来訪数：5 ③オンライン（電話含む）：7	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中・東欧諸国との要人往来の測定は、中・東欧諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用であるため。国際社会の諸課題に対する日本の政策や問題意識を伝え、支持を得るとともに、連携強化につなげる機会とするため。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）		関連する 測定指標
	予算額計（執行額）	当初予算額	行政事業

	(単位：百万円)			(単位：百万円)	レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①中・東欧諸 国との二国 間関係の強 化 (*)	1 中・東欧諸国との対話の継続・推進 要人往来や国際会議等の機会を捉えて、政府間の対話を実施する。 これにより、政治・経済を始めとする二国間関係の維持・強化及び共通 の課題に関する協力の継続・促進に寄与する。				3-1 3-4
	2 共通の諸課題に関する協議・政策調整 二国間の協力案件や懸案、国際社会における共通の諸課題について、政 策調整・協力を進める。 これにより、共通の課題に関する協力の継続・促進に寄与する。				3-1 3-2
	3 人的・知的交流、民間交流の維持・促進 民間の人的・知的交流を維持・促進する。 これにより、各国との関係の維持・強化に寄与する。				3-3
	24 (23)	28 (8)	26 (8)	21	0054
②ベルリン 日独センタ ー分担金 (昭和60年 度)	ベルリン日独センターは、①エネルギー、環境、開発、海上安全保障、 核不拡散等の日独が直面するグローバルな課題及び②少子高齢化、研究開 発、イノベーション等の日独が取り組むべき優先課題をテーマとした会議 を中心とする事業を年間20～30件実施しているほか、日本の多様な文化を 幅広い年齢層に広める観点から、展覧会、ワークショップ等の文化事業を 年間約20件実施している。さらに、日本語講座や日独通訳研修会等を通じ て、ドイツにおける日本語普及や日独通訳の育成に取り組んでいる。 本センターを通じたこうした我が国の貢献は、日独及び日欧の「学術の 出会いの場」を提供するとともに、日独・日欧間の交流・協力の促進に寄 与する。				3-3
	118 (118)	111 (111)	109 (109)	115	0047
③ボスニア 和平履行評 議会(PIC)拠 出金(義務的 拠出金) (平成9年 度)	3つの民族がモザイクのように居住し、ボスニア紛争において約20万人 の犠牲者を出すに至ったボスニア・ヘルツェゴビナ(BH)においては、平 成7(1995)年12月に国際社会の関与の下、 Dayton 和平合意が結ばれ、 平成4(1992)年以来の武力紛争が終結した。本拠出金は、同和平合意に 基づき、BHの和平履行を司る最高責任者である上級代表(HR)の活動をサ ポートする上級代表事務所(OHR)の運営経費を負担するもの。我が国は、 BHの和平履行を監督する国際的な枠組みである和平履行評議会(PIC)の主 要メンバーであり、平成9(1997)年以降、継続して拠出している。 こうした我が国の貢献は、BH及び西バルカン全体の平和と安定に寄与す るとともに、G7の一員、グローバル・パワーとして、世界の平和と安定 に積極的に貢献する我が国の姿勢を示す上で重要である。				3-2 3-3
	68 (68)	65 (65)	64 (64)	69	0048

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

施策の概要

- 1 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。
- 2 北方領土問題を解決して平和条約を締結するための交渉を推進する。そのための環境整備として、四島交流、四島住民支援事業等を実施する。
- 3 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、平成 28 年 5 月の日露首脳会談で具体化に向けた取組を進めることで一致した 8 項目の「協力プラン」等の互恵的な協力を着実に進展させる。
- 4 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
- 5 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。治安当局間による交流の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。
- 6 各種招へい事業、交流事業等を実施する。令和 2 年度は「日露地域交流年」を開催し、年度を通じて民間主催行事も含め 100 件以上の様々な交流行事の実現を図る。

(注) 令和 4 年 2 月 24 日に発生したロシアによるウクライナ侵略、及び、令和 4 年 3 月 21 日にロシアが発表した「日本政府の決定に対する対抗措置」（ロシア外務省は、ウクライナ情勢に関連して日本が行った措置が一方的な非友好的な措置であるとして、①平和条約交渉を継続しない、②四島交流等の事業を中止する、③共同経済活動に関する対話から離脱するなどの措置を発表。）を受け、本施策の各項目をそのまま推進することは困難、あるいは、適当ではない状況が生じていることに留意する必要がある。

領土問題を解決して平和条約を締結するとの対露外交の基本方針は不変であるが、現下のウクライナ情勢の下で今後の日露関係の展望を見通すことは困難であり、これらの施策の取扱いについては、今後の状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。

また、8 項目の「協力プラン」を含むロシアとの経済分野の協力に関する政府事業については、「日露地域交流年」関連事業も含め、当面見合わせることを基本としている。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
六 外交・安全保障
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 4-1 政府間対話の進展 *

中期目標（一年度）

首脳会談を始めとするハイレベル対話の実施、議会・議員間交流等を通じ、隣国同士である日本とロシアが、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、あらゆる分野の連携を促進させる。

令和 2 年度目標

- 1 領土問題の解決や経済分野等幅広い分野における日露関係の進展に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を継続する。北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。
- 2 首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、平成 30 年 11 月のシンガポールでの首脳間の合意に従って平和条約交渉を進展させる。
- 3 活発な議員・議会対話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での協議が困難となる中で、日露間で首脳電話会談を 3 回、外相電話会談を 2 回実施した。首脳・外相レベルで、北朝鮮等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的関与を果たすよう、直接働きかけるとともに、北方領土問題、安全保障、経済、国際社会における協力等、幅広い分野について協議を行った。事務レベルでも、次官級協議（6 月、12 月）を含む様々なレベルで、こうした幅広い分野について活発な議論を行った。
- 2 5 月の日露首脳電話会談及び日露外相電話会談では、平和条約交渉を含む協議・協力をしっかり

進めていくことで一致した。菅政権発足後、9月の日露首脳電話会談では、プーチン大統領から、平和条約締結問題も含め、二国間のあらゆる問題に関する対話を継続していく意向であると述べたのに対し、菅総理大臣から、日露関係を重視しており、平和条約締結問題を含め、日露関係全体を進展させていきたいと述べた。その上で、両首脳は、安倍総理大臣とプーチン大統領が平成30年11月のシンガポールでの首脳会談で「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。10月の日露外相電話会談では、両外相は、平和条約交渉を含む日露間の協議や協力について前進を図るべく、引き続き外相レベルでも率直に議論を重ねていくことで一致した。

- 3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、議員間交流にも制約が出ている中で、オンライン形式での対話により、両国の議員・議会間交流の継続を支援している。例えば、7月に露「統一ロシア」党主催国際会議「新型コロナウイルス感染拡大における安全保障分野での協力」に逢沢日友好議員連盟会長が出席した。また、令和3年1月、コサチョフ連邦院国際問題委員長（「連邦院露日議会間・地域間支援協議会」会長）と世耕参議院自民党幹事長（「参議院自民党・日露議員懇話会」会長）がオンライン形式で、日露議会間交流に関する意見交換を行った。

令和3年度目標

- 1 領土問題の解決や経済分野等幅広い分野における日露関係の進展に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を継続する。北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。
- 2 首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、平成30年11月のシンガポールでの首脳間のやり取りをしっかりと引き継ぎ、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、粘り強く交渉に取り組む。
- 3 活発な議員・議会対話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

以下1～3に記載した施策の進捗状況・実績については、いずれも、令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略の前に行われていたものであることに留意する必要がある。また、ロシアによるウクライナ侵略が開始された同日以降の政策を令和3年度目標に照らした実績として記載することは困難であるが、令和4年度目標に対応するものとして、以下4に記載する。

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での協議が困難となる中で、日露間で首脳電話会談を2回、外相会談を3回（対面での会談1回、電話会談2回）実施した。特に令和4年2月17日に実施された日露首脳電話会談では、岸田総理からプーチン大統領に対して、ウクライナ情勢について重大な懸念を持って注視している、力による一方的な現状変更ではなく、外交交渉により関係国にとって受け入れられる解決方法を追求すべきである旨働きかけた。
- 2 北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、ロシアとの交渉に精力的に取り組んだ。また、7月のミシュスチン首相による択捉島訪問、9月の東方経済フォーラムでのプーチン大統領による「クリル」諸島における「特惠制度」の導入についての発表、10月のグリゴレンコ副首相及びフスヌリン副首相による択捉島等訪問など北方四島に関する日本の立場と相容れないロシア側の動きに対し、政府として様々なレベルで抗議や申入れを行った。
- 3 9月、山東参議院議長が、オーストリアで開催された第13回女性議長会議及び第5回世界議長会議に参加の折、マトヴィエンコ・ロシア連邦院議長と会談した。
- 4 令和4年2月のロシアのウクライナ侵略後、同月には林大臣が駐日ロシア大使を召致し、ロシアを非難しつつ即時停戦・撤退に係る申入れを行い、また、3月にはロシア外務省が日本に対する措置を発表したことを受け、森次官がガルージン大使を召致して我が国の立場の申し入れる等の取組を通じ、ロシアによるウクライナ侵略に関し、ロシアに対する外交的圧力を強化した。

令和4年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して、ロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する外交的・経済的圧力を強化する。
- 2 今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合には、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、日露関係の進展に向け、首脳会談を始めとし、様々なレベルでの日露間の対話を行っていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

領土問題を解決して平和条約を締結するとの対露外交の基本方針は不変であるものの、まずは現下のウクライナを巡る情勢についてロシアが国際社会の非難を真摯に受け止め、軍を即時に撤収し、国際法を遵守することが前提。そうした状況の変化を促す取組を続けていくことが施策目標の達成に資するところ、引き続きロシアとの間の対話について実績の測定を行うこととする。

測定指標 4-2 平和条約交渉 *

中期目標（令和一年度）

北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。

令和2年度目標

1 領土問題の解決に向けた協議を継続する。

平成30年11月のシンガポールでの首脳間の合意に従って、平和条約交渉を進展させる。北方四島における共同経済活動の進展に向けた協議を精力的に行う。令和元年度に実施した航空機を利用した元島民による墓参、追加的な出入域ポイントの設置、アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。

2 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

1 (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での協議が困難となる中で、日露間で首脳電話会談を3回、外相電話会談を2回実施した。菅政権発足後、9月の日露首脳電話会談では、両首脳は、安倍総理大臣とプーチン大統領が平成30年11月のシンガポールでの首脳会談で「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。次官級協議についても、2回実施した。

(2) 平成28年12月のプーチン大統領訪日の際に協議の開始で合意した北方四島における共同経済活動については、平成29年9月の日露首脳会談で特定された5件のプロジェクト候補を具体化すべく、首脳間、外相間に加え、次官級協議及び局長級作業部会などを通じてロシア側と議論を重ねてきている。令和2年度には、4回の局長級作業部会、2回の次官級協議に加え、外相会談、首脳会談においても議論を行った。

(3) 令和2年度の航空機墓参を含む四島交流等事業については、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により実施困難となった。

2 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により、令和2年度の四島交流、四島住民に対する人道支援、北方墓参、自由訪問の事業はいずれも実施困難となった。また、北方四島を含む日露両国の隣接地域について、防災や生態系保全等の分野での協力を進めた。

令和3年度目標

1 領土問題の解決に向けた協議を継続する。

平成30年11月のシンガポールでの首脳間のやり取りをしっかりと引き継ぎ、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、粘り強く交渉に取り組む。北方四島における共同経済活動の進展に向けた協議を精力的に行う。航空機を利用した元島民による墓参、追加的な出入域ポイントの設置、アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。

2 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

以下に記載した施策の進捗状況・実績については、いずれも、令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略の前に行われていたものであることに留意する必要がある。ロシアによるウクライナ侵略が開始された同日以降の政策を令和3年度目標に照らした実績として記載することは困難。

1 (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での協議が困難となる中で、日露間で首脳電話会談を2回、外相会談を3回（対面での会談1回、電話会談2回）実施した。2021年9月のニューヨークにおける国連総会の際の茂木外務大臣とラヴロフ外相の会談は1年7か月ぶりの対

面の会談となった。岸田政権発足直後の10月には日露首脳電話会談が行われ、11月には林外務大臣就任初となる日露外相電話会談が行われた。こうした首脳・外相レベルの会談や事務レベルでの協議において、北方領土問題について活発な議論を行った。

(2) 北方四島における共同経済活動については、平成29年9月の日露首脳会談で特定された5件のプロジェクト候補を具体化すべく、コロナ禍にあっても、引き続きオンラインなどを活用してロシア側との協議を重ねてきた。令和3年度には、4回の分野別専門家会合、1回の課長級作業部会、1回の次官級協議に加え、外相会談においても議論を行った。

(3) 令和3年度の航空機墓参を含む四島交流等事業については、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により実施困難となった。

2 令和3年度の四島住民支援事業等関連事業についても、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により実施困難となった。

令和4年度目標

1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して、ロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する外交的・経済的圧力を強化する。

2 今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合には、領土問題の解決に向けた平和条約締結交渉、四島交流等事業、北方四島における共同経済活動に関するロシアとの協議の再開に向けて取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、領土問題の解決に向けた平和条約締結交渉、四島交流等事業を実施し、北方四島における共同経済活動に関する取組を進めることは、北方領土問題を解決し、平和条約を締結するという、施策目標の達成に資するものである。これら交渉や事業等にかかる実績の測定は、対ロシア外交にかかる施策の進捗を把握する上で重要である。

測定指標4-3 貿易経済分野における協力 *

中期目標（令和1年度）

エネルギー、極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。

令和2年度目標

1 貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、8項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。

2 ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。

3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

施策の進捗状況・実績

1 8項目の「協力プラン」は平成28年5月に安倍総理大臣がプーチン大統領に提案してから5年が経過し、200件以上の民間プロジェクトを創出している。本年度は新型コロナウイルス感染症の影響による両国の経済関係に対する制約にもかかわらず、日露の企業によるウイルス迅速検査キットの共同開発を始め、両国の貿易・経済分野の協力の進展に向けて、引き続き様々なプロジェクトが生み出されている。

菅政権発足後に行われた9月の日露首脳電話会談においては、経済を含む幅広い分野で日露関係全体を発展させていくことで一致し、その後もオンラインを活用して、12月には、次官級の協議である貿易経済に関する日露政府間委員会貿易投資分科会第12回会合及び地域間交流分科会第9回会合や、茂木外務大臣とレシエトニコフ経済発展相との間で、貿易経済に関する日露政府間委員会共同議長間会合がオンライン形式で行われた。その中で、両大臣は、引き続き8項目の「協力プラン」の下で両国の貿易・経済分野の協力を進展させていくことで一致した。

2 令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により、日露間の貿易額は令和元年比で24.3%の減少となり、また毎年ロシアで開催され、多くの日本企業関係者が参加してきた大型のビジネス・

フォーラムも中止・延期となった。こうした状況も踏まえ、貿易投資分科会第12回会合及び地域間交流分科会第9回会合を含め、オンラインを活用して各分野で日露間の対話を継続した。また、本省及び在外公館において、ロシアでのビジネス継続・新規案件の実施に向けた情報提供や必要な支援、露側への働きかけ等を行った。

- 3 日本センターは、ロシア国内6都市で両国企業間のビジネスマッチングや経営関連講座を実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日本人講師を派遣しての巡回講座、ロシア人研修生による訪日研修が取りやめとなったが、新たに開始したオンライン講座には約5,600人が参加した。

令和3年度目標

- 1 貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、8項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。
- 2 ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。
- 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

施策の進捗状況・実績

以下に記載した施策の進捗状況・実績については、いずれも、令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略の前に行われていたものであることに留意する必要がある。ロシアによるウクライナ侵略が開始された同日以降の政策を令和3年度目標に照らした実績として記載することは困難であるが、令和4年度目標に対応するものとして、以下4に記載する。

- 1 平成28年5月に安倍総理大臣がプーチン大統領に提案した8項目の「協力プラン」は、200件以上の民間プロジェクトを創出し、その約6割で具体的な投資等に至った。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による両国の経済関係に対する制約にもかかわらず、日本企業によるLNG積替基地事業への参画に関する基本合意締結などの動きが見られた。
岸田政権発足直後に行われた10月の日露首脳電話会談においては、経済を含む幅広い分野で日露関係全体を互恵的に発展させていくことで一致し、その後もオンラインを活用して、11月には次官級の協議である貿易経済に関する日露政府間委員会貿易投資分科会第13回会合及び地域間交流分科会第10回会合、令和4年2月には林外務大臣とレシエトニコフ経済発展相との間で貿易経済に関する日露政府間委員会共同議長間会合が開催された。
- 2 令和3年の日露間の貿易額は、新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みから回復し、1月から12月の貿易額は対前年比で35.7%の増加となった（令和3年1月から12月統計での貿易額全体は、約2兆4,055億円（出典：財務省貿易統計））。他方、往来に制約のある状況は継続し、毎年ロシアで開催され多くの日本企業関係者が参加してきた大型のビジネス・フォーラムも、日本から出張しての参加は限定的となった。こうした状況も踏まえ、オンラインを活用して各分野で日露間の対話を継続した。また、本省及び在外公館において、ロシアでのビジネス継続・新規案件の実施に向けた情報提供や必要な支援、露側への働きかけ等を行った。
- 3 日本センターは、ロシア国内6都市で両国企業間のビジネスマッチングや経営関連講座を実施している。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日本人講師を派遣しての巡回講座、ロシア人研修生による訪日研修が取りやめとなったが、各センターが開催した日本人講師による各種オンライン講座には、延べ人数で計約4,700人が参加した。また、ビジネス・地域交流支援として、分野別又は地域別の経済フォーラムや会議を企画し、計約1,000人が参加した。
- 4 令和4年2月のロシアのウクライナ侵略後、8項目の「協力プラン」を含めたロシアとの経済分野の協力に関する政府事業については当面見合わせつつ、G7を始めとする国際社会と連携し、ロシア政府高官や軍関係者等に対する制裁、ロシアの銀行に対する資産凍結等を含む金融分野での制裁、輸出禁止措置などの対露経済制裁を迅速に実施する等然るべく対応を行った。

令和4年度目標

ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7ほか国際社会と連携し強い制裁措置を講じることを通じ、ロシアに国際社会の非難を真摯に受け止めさせ、ロシア軍の即時撤収、国際法の遵守を実現する。その上で、現下の国際情勢や制裁措置が我が国経済に与える影響等も踏まえながら、日露間の経済関係を適切にマネージしていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

現下の国際情勢や制裁措置が我が国経済に与える影響等も踏まえながら、日露間の経済関係を適切にマネージしていくことは、施策目標の達成に資するところ、引き続きロシアとの経済関係の取り進めについて実績の測定を行うこととする。

測定指標 4-4 国際社会における協力

中期目標（令和一年度）

地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際社会における協力を推進する。

令和2年度目標

- 1 北朝鮮、シリア、テロとの闘い、ウクライナ情勢等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。
- 2 アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相電話会談等の機会を通して、北朝鮮情勢等国際社会が直面する様々な問題について、ロシアが建設的に関与するよう働きかけた。特に北朝鮮情勢に関しては、首脳レベルを始めとする様々なレベルで引き続き日露間で連携していくことを確認した。
- 2 アジア地域における日露協力について。
首脳レベルを始めとする様々なレベルでアジア太平洋地域における安全保障情勢について議論を行ったほか、テロ対策、軍縮・不拡散、ナゴルノ・カラバフ情勢といった課題について外交当局間で協議を行い、相互理解を深めた。

令和3年度目標

- 1 北朝鮮、シリア、テロとの闘い、ウクライナ情勢等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。
- 2 アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

以下に記載した施策の進捗状況・実績については、いずれも、令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略の前に行われていたものであることに留意する必要がある。ロシアによるウクライナ侵略が開始された同日以降の政策を令和3年度目標に照らした実績として記載することは困難。

- 1 首脳・外相電話会談等の機会を通して、北朝鮮の核・ミサイル活動含む北朝鮮情勢等国際社会が直面する様々な問題について議論し、対話を続けていくことで一致した。
- 2 令和4年2月に開催された日露首脳電話会談では、プーチン大統領は岸田総理大臣との間で二国間及び国際的な課題に関して建設的に連携する用意がある、平和条約締結問題も含め、二国間のあらゆる問題に関する対話を継続していく意向である旨述べた。

令和4年度目標

ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して、ロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する外交的・経済的圧力を強化する。

以上の状況を受け、今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、アジア太平洋地域を含む国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話の再開を検討する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ロシアが国際社会の非難を真摯に受け止め、軍を即時に撤収し、国際法を遵守することが前提。その上で、今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえて、政府として適切に判断する限りにおいて、国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話の再開を検討することは施策目標に資するところ、引き続き本指標を通じた実績の測定を行うこととする。

測定指標 4-5 防衛・治安分野における関係の発展

中期目標（令和一年度）

防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、治安当局間交流等の防衛・治安分野における関係を発展させることにより、これら分野における両国の信頼関係を構築する。

令和2年度目標

1 安全保障分野

- (1) 我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- (2) 安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- (3) 非伝統的脅威の分野での日露間の協力促進のための、必要な調整、支援等を行う。

2 治安分野

治安分野を担当する両国の組織間での協議及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

施策の進捗状況・実績

1 安全保障分野

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、防衛当局間の各種交流・共同訓練等の多くは令和3年度に実施する方向で調整することとなった。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、安全保障政策を担当する当局間の対面での各種協議の実施が困難となる中でも、12月の森外務審議官とモルグロフ・ロシア外務次官との協議（テレビ会議）を始め、オンライン形式を活用しつつ、事務レベルでの意思疎通を継続した。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日露間及び国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が連携する形で行ってきている麻薬対策分野における訓練等は来年度に実施する方向で調整することとなった。

2 治安分野

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、治安当局間の対面での各種協議の実施が困難となる中でも、書面でのやり取りを含め、各分野において事務レベルでの意思疎通は継続し、当省として必要な調整・支援を行った。

令和3年度目標

1 安全保障分野

- (1) 我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- (2) 安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- (3) 非伝統的脅威の分野での日露間の協力促進のための、必要な調整、支援等を行う。

2 治安分野

治安分野を担当する両国の組織間での協議及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

施策の進捗状況・実績

以下に記載した施策の進捗状況・実績については、いずれも、令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略の前に行われていたものであることに留意する必要がある。ロシアによるウクライナ侵略が開始された同日以降の政策を令和3年度目標に照らした実績として記載することは困難。

1 安全保障分野

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、安全保障政策を担当する当局間の対面での各種協議の実施が困難となる中でも、事務レベルでの意思疎通を継続した。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、安全保障政策を担当する当局間の対面での各種協議の実施が困難となる中でも、事務レベルでの意思疎通を継続した。
- (3) 日露間及び国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が連携する形で行ってきている麻薬対策分野における研修を、9月に中央アジア諸国の麻薬対策官を対象に実施した。

2 治安分野

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、治安当局間の対面での各種協議の

実施が困難となる中でも、書面でのやり取りを含め、各分野において事務レベルでの意思疎通は継続し、当省として必要な調整・支援を行った。

令和4年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して、ロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する外交的・経済的圧力を強化する。
- 2 今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえ、我が国の国益に資する範囲で、ロシアとの間の防衛交流、安全保障に関する協議・対話、非伝統的脅威の分野での協力、治安分野での協議・対話の再開を検討し、それらを適切に実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえ、我が国の国益に資する範囲で、ロシアとの間の防衛交流、安全保障に関する協議・対話、非伝統的脅威の分野での協力、治安分野での協議・対話を実施することは施策目標の達成に資するところ、引き続き本指標を通じた実績の測定を行うこととする。

測定指標 4－6 文化・国民間交流の進展 *

中期目標（令和一年度）

各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業等の実施を通じ、相互理解を促進する。

令和2年度目標

- 1 閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業の実施を通じて、更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。
- 2 令和元年6月のG20大阪サミットの際の日露首脳会談で発表された「日露地域交流年」に関連した行事を実施するとともに、「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」で得られた交流の機運の裾野を地方まで広げていき、年間を通じて民間主催行事も含め100件以上の交流行事の実現を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染拡大及び右に伴う日露両国間の渡航制限措置等により、各種スキームによる招へいが停滞したほか、多くの事業を対面で実施することが困難となったが、オンライン形式等を活用し新たな形式を採用することで、日露間の人的・文化交流や地域交流を維持・発展させることができた。
- 2 日露青年交流事業では4件実施し、約200人が参加した。日露草の根交流事業では18件実施し、約6,500人が参加した。文化交流事業では1件の事業を実施し、60人が参加した。また、SNS等を活用し、約68万人に対して人的交流や文化交流に係る情報発信を積極的に行った。
- 3 令和2年から3年にかけて実施されている「日露地域・姉妹都市交流年（日露地域交流年）」では、日本側で認定した事業数は260件を超え、約21.6万人が参加したオンラインでの日本文化紹介事業「J-FEST」を含め、参加者数は延べ約47万人を超えた。

令和3年度目標

- 1 閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業の実施を通じて、更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。
- 2 新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、「日露地域・姉妹都市交流年（日露地域交流年）」を含め、交流年行事を確実に実施するとともに、交流年で得られた交流の機運を更に盛り上げていく。

施策の進捗状況・実績

以下に記載した施策の進捗状況・実績については、いずれも、令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略の前に行われていたものであることに留意する必要がある。ロシアによるウクライナ侵略が開始された同日以降の政策を令和3年度目標に照らした実績として記載すること

は困難。

- 1 (1) 前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大及び右に伴う渡航制限措置等により、各種スキームによる招へい・渡航が停滞した。また、現地で行う文化事業については、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、人数制限や必要な防疫措置を講ずることで対面にて実施したのもあったが、それが困難な場合にはオンライン形式等を活用して実施した。これにより、多くの制約がある中でも日露間の人的・文化交流や地域交流を維持・発展させることができた。
- (2) 日露青年交流事業では、7件の交流事業をオンラインにて実施し日露の青年約460人が参加した。また、16人の日本語教師がロシアの大学にて日本語の授業を対面又はオンラインにて行ったほか、フェロシップ供与事業では2人の日本人フェローがロシアの大学にて研究を行った。さらに、日露草の根交流事業では25件実施し、約5,8万人が参加した。
- 2 「日露地域姉妹都市交流年（日露地域交流年）」は、その期間を令和2年から3年末までとしていたが、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、令和4年末まで延長した。また、令和4年1月、札幌において、対面とオンラインのハイブリッド形式にて日露地域交流年開会式を行った。これまで日本側で認定した事業数は430件を超え、約12万人が参加したオンラインでの日本文化紹介事業「J-FEST」を含め、参加者数は延べ約150万人を超えた。

令和4年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して、ロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する外交的・経済的圧力を強化する。
- 2 今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、適当な場合には、これまで培われてきた両国及び両国国民間の交流の再構築に向け、各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業等について、今後の対応ぶりを検討する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

文化交流や人的交流に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。
 今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえ、我が国の国益に資する範囲で、これまで文化・交流分野で重視してきた各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び日露草の根交流事業等を検討していくことは、施策目標の達成に資するところ、引き続き本指標を通じた実績の測定を行うこととする。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①「北方領土 復帰期成同盟」補助金 (昭和40年度)	北方領土返還要求に関する国民世論の啓発と結集を図る観点から設立された公益法人である(公社)北方領土復帰期成同盟に対して補助金を支出する。 これにより、北方領土問題解決のための環境整備の一環として、政府のロシアとの平和条約交渉を後押しする国民世論の喚起及び統一、さらに国際世論の喚起を図ることは、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの目標の達成に寄与する。				4-1 4-2
	37 (37)	37 (37)	37 (37)	37	0058
②ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化 (*)	ロシアとの間でアジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい関係を構築するため、あらゆる分野における日露間の協力を進展させると同時に、日露間の最大の懸案である北方領土問題を解決し平和条約を締結することを目指した取組を実施する。 こうした取組は、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、もって日露関係を正常化させ、日露の二国間関係を強化するとの目標の達成に寄与する。				4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6

	198 (185)	192 (163)	190 (7)	194	0057
③ 在ロシア 日本セン ター事業 を含む日 露経済 関係の強 化 (平成 15 年度)	日本センターを通じ、ロシア人企業経営者等を対象とする各種研修事業を実施することにより、露側経済人に対し関係増進の有益性と重要性を認識させるのに加え、親日的実務家を育成し、併せて、日露両国の企業、地方自治体、経済団体等に対する支援を行う。 こうした取組により、日露企業間の信頼感を高め、日露間の貿易投資活動の拡大及び深化を図ることで日本企業に裨益せしめるとともに、平和条約交渉のための環境整備に資する。				4-2 4-3 4-4
	580 (565)	573 (429)	551 (399)	521	0055
④ 北方四島 住民との交 流 (平成 4 年 度)	北方四島在住ロシア人を対象として、北海道本島及び日本国内各地に招へいするとともに、北方四島住民支援事業として、①患者受入れ・治療、②医師・看護師等研修、③医療支援促進事業(医療専門家の北方四島への派遣による四島住民の医療ニーズの把握、より効率的な支援事業の実施等に向けた提言を含む報告書の作成)を実施する。 こうした取組は、平和条約交渉の促進に向けた環境整備に資する。				4-2
	269 (264)	270 (41)	272 (80)	272	0056
⑤ 日露共同 経済活動推 進費 (平成 30 年 度)	平成 28 年 12 月の日露首脳会談(於：長門)での合意に基づき、北方四島における共同経済活動の実現のために、プロジェクトの内容や関連する法的課題等に係るロシア側との協議や、北方四島における調査等の活動を実施する。 こうした取組は、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの目標の達成に寄与する。				4-2
	67 (26)	69 (0)	50 (0)	37	0059
⑥ 日露地域 交流年 (令和元年 度)	令和元年 6 月の日露首脳会談(於：大阪)での合意に基づき、令和 2 年から令和 3 年にかけてオープニングイベント(於：北海道)及び関係省庁、地方自治体、民間団体等との共催イベントを日露両国で実施する。 こうした取組は、親日派層・知日派層の拡大を図り、両国国民間の相互理解の促進に資する。				4-6
	0 (0)	188 (19)	132 (73)	111	0060

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

施策の概要

- 1 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。
- 2 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。
- 3 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日）
八 外交・安全保障（「自由で開かれたインド太平洋」の推進）
- ・第208回国会林外務大臣外交演説（令和4年1月17日）

測定指標5-1 各国との対話・交流等の進展

中期目標（一年度）

要人往来、政務協議及び招へいを実施し、各国との間で、政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図る。

令和2年度目標

- 1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
- 2 議員の訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では、安倍総理大臣の中央アジア訪問の際の成果、コーカサス諸国との間では、河野外務大臣のコーカサス訪問の際に発表したコーカサス・イニシアティブ、のフォローアップをそれぞれ進める。
- 6 投資協定に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結、妥結済みの国との間では早期発効を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 政治対話について

（1）中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、12月に必要な防疫措置をとった上でウムルザーコフ・ウズベキスタン副首相兼投資・対外貿易相が訪日したほか、複数の電話会談、テレビ会議を実施した。特に、9月の日・トルクメニスタン首脳電話会談に加え、8月には「中央アジア+日本」対話・外相会合をオンライン形式で実施した。

- ・ウズベキスタン（4月及び令和3年1月、麻生副総理兼財務大臣とウムルザーコフ副首相兼投資・対外貿易相とのテレビ会談）

往 なし

来 ウムルザーコフ・ウズベキスタン副首相兼投資・対外貿易相（12月、麻生副総理兼財務大臣、茂木外務大臣、梶山経済産業大臣との会談）

- ・カザフスタン（5月及び10月、外相電話会談）

往 なし

来 なし

- ・キルギス

往 なし

来 なし

- ・タジキスタン（7月、外相電話会談）

往 なし

来 なし

- ・トルクメニスタン

往 なし（12月、トルクメニスタン永世中立25周年記念式典に際しての宇都外務副大臣ビデオ・

メッセージ。12月、メレドフ副首相兼外相主催シンポジウムにおける中西外務大臣政務官ビデオ・メッセージ)

来なし(9月、首脳電話会談)

(2) コーカサス諸国との相互訪問

コーカサス諸国との関係でも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、ジョージアとの外相電話会談を実施した。また、令和3年3月に開催された京都 kongress に出席するためマムマドフ・アゼルバイジャン法務相、バダジャン・アルメニア法務相が訪日し、上川法務大臣との間でそれぞれ会談を実施した。

2 議会間、議員間交流

外務省は、二国間関係強化の観点から、議会間・議員間交流への支援を行っているが、コロナ禍の影響により書簡の交換など限られた形での支援となった。トルクメニスタンとの間では5月に友好議連間のテレビ会議が、ウズベキスタンとの間では令和3年3月にオンライン議会間フォーラムがそれぞれ実現し、外務省として必要な支援を行った。

3 外務次官級の政務協議

徳田中央アジア・コーカサス担当外務省特別代表・大使が、12月にウズベキスタンと、令和3年3月にタジキスタンとの間で、オンラインによる政務協議を実施し、今後の二国間協力の在り方等について各国の外務次官との間で意見交換を行った。

4 招へい

(1) 戦略的実務者招へいとして、「中央アジア+日本」対話・第6回専門家会合(令和3年3月、オンライン形式の公開セミナー)に合わせて中央アジア5か国から再生可能エネルギーに係る政府関係者等5名をオンラインで招へいした。

(2) 講師派遣事業として、令和3年3月、ウズベキスタン及びカザフスタンを対象とした宮家邦彦内閣官房参与による東アジア情勢に関する講演会をそれぞれオンラインで開催したほか、同月、ジョージアを対象とした武田真彦元一橋大学教授による日本経済に関する講演会をオンラインで開催した。

5 各国との関係強化

(1) 安倍総理大臣中央アジア歴訪のフォローアップ

平成27年の安倍総理大臣による中央アジア5か国歴訪のフォローアップとしては、上記のハイレベルの政治対話や要人往来のみならず、経済を始めとする様々な分野で具体的な協力を進めている。特に、コロナ禍の中における質の高いインフラ支援として、トルクメニスタンで日本企業が実施する2案件(完工済み天然ガス加工プラントのメンテナンス事業及びガス火力発電所の新規建設事業)を円滑に進めるための支援を行った。また、本国政府が日本側との協力を希望する諸案件につき、案件毎に経済産業省とも連携しつつ日本企業の側面支援を行なった。ウズベキスタンについては、令和元年12月のミルジヨーエフ大統領訪日の際に署名した円借款案件「ナボイ火力発電所近代化計画(フェーズ2)」や「電力セクター能力強化計画(フェーズ2)」の着実な実施に向けて政府ハイレベルでの調整を継続するとともに、日本企業が実施するナボイ化学肥料プラント建設のコロナ禍における円滑な実施のための側面支援を行った。

(2) コーカサス各国との関係強化

平成30年9月に発表した「コーカサス・イニシアティブ」において「法の支配」を担う人造りへの支援を表明したことを受け、対日理解促進交流プログラム「MIRAI プログラム」グループ6(中央アジア・コーカサス地域対象)のテーマを「法の支配」とし、26名の若手法律実務者を招へいして、外務省、裁判所、法律事務所、大学等における研修を実施する予定であったが、コロナ禍の影響により延期となっている。

6 投資協定

既に締結済みのウズベキスタン、カザフスタン及びアルメニアに加え、令和3年1月にはジョージアとの間で投資協定に署名。さらに下記4か国との間で、引き続き二国間投資協定の締結に向け交渉中である。

・キルギス

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・タジキスタン

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・トルクメニスタン

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・アゼルバイジャン

12月、テレビ会議を実施。

7 その他

10月にジョージアとの間で租税条約の正式交渉を開始し、令和3年1月に署名した。

令和3年度目標

- 1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
- 2 議員の相互訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議等を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に令和4年に中央アジア・コーカサス諸国との外交関係開設30周年を迎える機会を捉え、交流事業などの準備を進める。
- 6 投資協定に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結、妥結済みの国との間では早期発効を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 政治対話

(1) 中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、東京オリンピック競技大会開会式への出席に際して、必要な防疫措置をとった上でベルディムハメドフ・トルクメニスタン副首相が訪日したほか、複数の電話会談、テレビ会議を実施した。また、11月のCOP26において、岸田総理大臣はジャパロフ・キルギス大統領と短時間会談し、大統領からは人材育成等、日本からのこれまでの支援に対する謝意が表明された。

・ウズベキスタン（5月、首脳電話会談）

往 中西外務大臣政務官（8月、カミーロフ外相、ウムルザーコフ副首相兼投資・対外貿易大臣及びサファーエフ上院第一副議長との会談）（7月、国際ハイレベル会合「中央・南アジア地域の連結性」に際しての宇都外務副大臣ビデオ・メッセージ）

来 なし

・カザフスタン（5月、首脳電話会談）

往 中西外務大臣政務官（8月、ヌリシェフ外務省第一次官との会談）

来 なし

・キルギス

往 なし

来 なし

・タジキスタン

往 なし

来 なし

・トルクメニスタン（5月、首脳電話会談）

往 なし（11月、トルクメニスタン独立30周年に際しての本田外務大臣政務官ビデオ・メッセージ。12月、トルクメニスタン独立30周年及びトルクメニスタン永世中立26周年に際しての鈴木外務副大臣ビデオ・メッセージ。）

来 ベルディムハメドフ副首相（7月、菅総理大臣との会談）

(2) コーカサス諸国との相互訪問・ハイレベル対話

コーカサス諸国との関係でも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、7月に東京オリンピック競技大会への出席に際してサルキシャン・アルメニア大統領が訪日し、日・アルメニア首脳会談を実施した。

・アゼルバイジャン（8月、外相電話会談）

往 なし

来 なし

・アルメニア

往 なし

来 サルキシャン大統領（7月、首脳会談）

・ジョージア（12月、トゥルナヴァ経済・持続的発展大臣と本田外務大臣政務官のテレビ会談）

往 なし（5月、ジョージア独立記念日オンライン祝賀式典に際しての宇都外務副大臣ビデオ・メッセージ）

来 なし

2 議会間、議員間交流

5月、大島衆議院議長とカザフスタン下院議長との間でオンライン会談を実施した。また、令和4年2月、ジョージアとの間で友好議連間のテレビ会議が実現し、外務省として必要な支援を行った。

3 外務次官級政務協議等

11月、徳田コーカサス担当外務省特別代表・大使が、ジョージアとの間で、オンラインによる政務協議を実施し、今後の二国間協力の在り方等について外務次官との間で意見交換を行った。

4 招へい

(1) 閣僚級招へいとして、10月から11月にかけてトゥルナヴァ・ジョージア経済・持続的発展大臣を賓客として、オンライン形式で閣僚級招へいプログラムを実施し、12月には本田外務大臣政務官との間でテレビ会談を実施した。

(2) 戦略的実務者招へいとして、令和4年3月に「中央アジア+日本」対話・第7回専門家会合（オンライン形式の公開セミナー）に合わせて、中央アジア5か国から環境問題をテーマに政府関係者等10名をオンラインで招へいし、日本側専門家（北海道大学 ※共催者（スラブユーラシア研究センター）、東京農工大学 ※基調講演、東北大学、新潟大学等）及びコーカサス3か国からの招待者を交えてパネルディスカッションを行った。また、令和4年2月に、アゼルバイジャン対日友好議員連盟会長をオンライン招へいし、友好議連間及び本田外務大臣政務官とのテレビ会談をそれぞれ実施した。

(3) 講師派遣事業として、9月にジョージアを対象とした神保謙慶應義塾大学総合政策学部教授による自由で開かれたインド太平洋に関する講演会をオンラインで開催した。

(4) 多層的ネットワーク構築事業として、令和4年3月にアゼルバイジャンから政治アナリスト2名を招へいし、政治・経済について日本側有識者との意見交換を行った。また、同月にウズベキスタンからNGOシンクタンク所長をオンライン招へいし、日本側有識者との意見交換を行った。

5 外交関係開設30周年、交流事業準備

10月、日本と中央アジア・コーカサス諸国の外交関係樹立30周年ページを外務省HPに特設し、随時、認定周年記念事業に関する情報を掲載・周知。令和4年1月にウズベキスタン、カザフスタン及びキルギス、2月にはタジキスタンとの間で、外交関係樹立30周年に際する首脳間及び外相間の書簡の交換を行った。

6 投資協定

既に締結済みのウズベキスタン、カザフスタン及びアルメニアに加え、7月に日・ジョージア投資協定が発効。さらに下記4か国との間で、引き続き二国間投資協定の締結に向け交渉中である。

・キルギス

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・タジキスタン

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・トルクメニスタン

12月、ビデオ会議方式で交渉会合を実施。

・アゼルバイジャン

4月及び6月、ビデオ会議方式で交渉会合を実施。

7 その他特記事項

5月、アゼルバイジャンとの間で租税条約交渉を開始。また、7月に日・ジョージア租税条約が発効した。その他に、8月のタリバーンによるアフガニスタン制圧を受け、緊急人道支援をウズベキスタンとタジキスタンに対して行った。

令和4年度目標

1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。

2 議員の相互訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

3 外務次官級の政務協議等を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。

4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。

- 5 外交関係樹立 30 周年を機に、記念事業等交流事業を積極的に実施し、中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。
- 6 投資協定及び租税条約に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中央アジア・コーカサス諸国との対話や交流等の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続等上記目標の達成は、中央アジア・コーカサス諸国との関係を着実に強化する上で重要である。

- ・安倍総理大臣の中央アジア政策スピーチ（平成 27 年 10 月）
- ・「コーカサス・イニシアティブ」（平成 30 年 9 月、河野外務大臣のコーカサス 3 개국訪問時に発表）
- ・「中央アジア＋日本」対話・外相テレビ会議議長声明（令和 2 年 8 月、オンライン）
- ・第 208 回国会林外務大臣外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 5－2 「中央アジア＋日本」対話の進展 *

中期目標（令和一年度）

「中央アジア＋日本」対話の枠組みで各種会合を実施し、中央アジアの「開かれ、安定し、自立的な発展」を支え、地域協力の発展のための「触媒」として地域及び国際の平和と安定に寄与することを目的とした外交を推進する。

令和 2 年度目標

現在進行中の運輸・物流案件を他省庁と協力しながら着実に進めつつ、第 7 回外相会合のテーマである観光分野での協力案件の具体化・実施に向け、以下を実施する。

- 1 「中央アジア＋日本」対話・第 14 回高級実務者会合（SOM）
- 2 知的対話（東京対話）

施策の進捗状況・実績

- 1 「中央アジア＋日本」対話・第 14 回高級実務者会合（SOM）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、8 月に「中央アジア＋日本」対話・外相会合をオンライン形式で開催し、新型コロナウイルス感染症対策における中央アジアの域内協力及び日本との協力、令和 4（2022）年の外交関係開設 30 周年を見据えた協力の在り方、次回日本で開催予定の「中央アジア＋日本」対話・第 8 回外相会合に向けた議論の方向性について活発な意見交換を行った。同会合において、第 14 回高級実務者会合（SOM）において第 8 回外相会合に向けた調整を行うこととされ、現在、同 SOM の令和 3 年度前半の開催に向けた作業が続けられている。

- 2 知的対話（東京対話）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、東京対話に替えて、令和 3 年 3 月、「中央アジア＋日本」対話・第 6 回専門家会合「クリーンエネルギー開発と中央アジアの新たな可能性」をオンライン形式による公開セミナーとして開催し、中央アジア 5 か国の実務専門家と日本側専門家（日本エネルギー経済研究所等）によるパネルディスカッションなどを行った。

令和 3 年度目標

- 1 「中央アジア＋日本」対話・第 8 回外相会合の開催
- 2 知的対話（東京対話）などの開催

施策の進捗状況・実績

- 1 「中央アジア＋日本」対話・第 8 回外相会合

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により令和 3 年度内の実施は実現しなかったが、早期実現に向けて中央アジア 5 か国との間で調整を続けている。

- 2 知的対話（東京対話）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、東京対話に替えて、令和 4 年 3 月、「中央アジア＋日本」対話・第 7 回専門家会合「中央アジア・コーカサスにおける環境問題と日本の役割」をオ

ンライン形式による公開セミナーとして開催し、中央アジア 5 か国の実務専門家、日本側専門家（東北大学、新潟大学等）及びコーカサス 3 か国からの招待者を交えてパネルディスカッションなどを行った。

3 その他特記事項

6月に、「中央アジア+日本」対話・第14回高級実務者会合をオンライン形式で実施し、これまでの専門家会合等における成果を確認した。また、貿易経済、運輸・連結性・インフラ、観光、農業といった分野に加え、新型コロナウイルス感染拡大を受けた保健医療分野、地域の安全保障といった分野での協力の可能性についても意見交換を行った。

令和4年度目標

- 1 「中央アジア+日本」対話・第8回外相会合の開催
- 2 知的対話（東京対話）などの開催（オンライン形式を含む）

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「中央アジア+日本」対話に関する実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

新型コロナウイルス感染症による人的往来の制限等を理由に実施が延期されている外相会合や知的対話（東京対話）などを実施することは、日本と同諸国との協力を安定的に進展させる上で重要である。

- ・「中央アジア+日本」対話・外相テレビ会議議長声明（令和2年8月、オンライン形式）

測定指標 5-3 中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）

	中期目標値		令和2年度		令和3年度		令和4年度
	--年度		年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	-		15	13	15	16	18

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

過去2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う出入国制限等により交流機会が限られていたが、令和4年度は世界的な感染状況が改善し、人の往来が再開されることに期待し、前年度目標+3件（テレビ／電話会談含む）を目指す。

参考指標：中央アジア・コーカサス諸国との貿易額（単位：億円）

（出典：財務省貿易統計）	実績値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	2,510	1,393	1,594

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
① 中央アジア・コーカサス諸国との関係強化 （平成17年度）	<p>1 二国間関係の強化（資源外交・日本企業支援を含む） ハイレベルの要人往来に加えて、政治・経済・文化を含む幅広い分野の事務レベル・民間レベルの対話を通じて、中央アジア・コーカサス地域と我が国の関係を官民横断的に拡大する。 これにより、アジア、欧州、ロシア、中東を結ぶ地政学的な要衝に位置するほか、石油、天然ガス、ウランなどの豊富な天然資源を有し、地域全体の安定、テロとの闘い、麻薬対策といった国際社会が直面する重要課題に取り組んでいく上でも高い重要性を有する中央アジア・コーカサス各国と我が国の二国間関係の強化に寄与する。</p>				5-1 5-3

	<p>2 各国との対話の継続・促進、経済協力等を通じた各国の民主化・市場経済化支援</p> <p>中央アジア・コーカサス各国の持続的発展のため、各国の外交当局者や経済関係者等との協議や経済協力を実施する。また、エネルギー資源の豊富な中央アジア・コーカサス諸国においても、近年経済効率性や環境に配慮したエネルギー転換への意欲が高く、日本のエネルギー技術への関心が増加しており、こうした技術を提供可能な日本企業と同諸国への進出を支援する。</p> <p>こうした取組を通じて中央アジア・コーカサス各国の持続的発展を支援することは、日本と各国との二国間関係の更なる強化につながる。</p>				5-1 5-2
	<p>3 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける地域協力の促進</p> <p>平成16年8月に立ち上げた「中央アジア+日本」対話の枠組みで高級実務者会合、東京対話を開催するとともに、中央アジアに関係の深い第三国と中央アジアに関する協議を実施する。</p> <p>こうした取組により、地域協力の発展のための「触媒」として中央アジア地域内協力を促進し、地域及び国際の平和と安定に寄与する。</p>				5-2
	<p>4 人的、知的交流の促進</p> <p>中央アジア・コーカサス諸国の有識者を我が国に招へいし、また、我が国有識者を中央アジア・コーカサス諸国に派遣し、忌憚のない意見交換を行うとともに、中央アジア・コーカサス諸国の将来を担う若手外交官や青年を招へいする。</p> <p>これにより、中央アジア・コーカサス各国との人的、知的交流を促進させることは、二国間関係の強化に寄与する。</p>				5-1 5-2
	13.9 (3.4)	13.3 (0.1)	9.9 (0.3)	9.9	0061

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策 I - 5 中東地域外交（モニタリング）

令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-I-5）

施策名（※）	中東地域外交				
施策目標	<p>多くの課題を抱える中東・北アフリカ地域の平和と安定及び経済的発展を支え、資源の安全供給を確保するとともに、中東・北アフリカ地域における我が国の国際的な立場及び発言力を強化するため、以下を実施する。</p> <p>1 湾岸地域の緊張緩和に加え、中東和平問題、シリア、リビア、イラン、アフガニスタン、イラク及びイエメンの安定等を始めとした地域の諸課題に対し、緊張緩和のための外交努力や政治対話、人道・開発支援を強化することで地域の安定化に貢献する。</p> <p>2 要人往来の強化を通じ、中東諸国との人的交流・対話を通じた相互理解を促進するとともに、産油・産ガス国（特に、イラン、湾岸協力理事会(GCC)諸国）を始めとする中東・北アフリカ諸国からの資源の安定供給を確保しつつ、各国の経済・社会改革を後押しし、経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。</p>				
目標設定の考え方・根拠	<p>エネルギー供給の多くを中東・北アフリカ地域に依存する我が国にとって、同地域の平和と安定は極めて重要。近年緊迫化しつつあるペルシャ湾岸地域の緊張緩和に加え、中東和平問題、シリア・イラク情勢及び周辺国等における難民問題、アフガニスタン、イエメン及びリビアの不安定等、多くの課題を抱える同地域の安定化に向けて積極的に貢献することは、国際社会の責任ある一員としての責務である。</p> <p>また、若年人口の増加や高い経済成長率を背景に市場としての潜在力が高まっており、物流の要衝でもある中東・北アフリカ地域との間で、中長期的な観点から、経済関係に限らない多層的な関係を構築・強化することが一層必要となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日） ・第208回国会衆議院外務委員会における林外務大臣挨拶（令和4年2月25日） ・第208回国会参議院外交防衛委員会における林外務大臣挨拶（令和4年3月3日） ・第208回国会衆議院安全保障委員会における林外務大臣挨拶（令和4年3月1日） 				
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	127	129	131	150
	補正予算(b)	0	0	0	/
	繰越し等(c)	0	0	0	/
	合計(a+b+c)	127	129	131	/
	執行額(百万円)	82	13	35	/
同（分担金・拠出金）	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	/	66	67	64
	補正予算(b)	/	203	66	/
	繰越し等(c)	/	0	0	/
	合計(a+b+c)	/	269	133	/
	執行額(百万円)	/	269	133	/
政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	中東アフリカ局	政策評価実施 予定時期	令和5年8月

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 中東地域の安定化に向けた働きかけ

施策の概要

- 1 中東和平実現に向けた当事者同士の交渉再開に向けた関係者への働きかけ、対パレスチナ支援及び信頼醸成のための取組を推進する。
- 2 イラク及びアフガニスタンの安定・復興に貢献する。
- 3 イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために建設的な役割を果たすよう働きかけを行う。
- 4 シリア情勢及びイエメン情勢の安定化を含め、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。
- 5 これらの政策目的に応じて、適時適切に関連する国際機関と連携していく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・ 第 208 回国会衆議院外務委員会における林外務大臣挨拶（令和 4 年 2 月 25 日）
- ・ 第 208 回国会参議院外交防衛委員会における林外務大臣挨拶（令和 4 年 3 月 3 日）
- ・ 第 208 回国会衆議院安全保障委員会における林外務大臣挨拶（令和 4 年 3 月 1 日）

測定指標 1-1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果 *

中期目標（--年度）

イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、関係者間の信頼醸成措置及び対パレスチナ支援を実施する。

令和 2 年度目標

- 1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働きかけ
要人往来を通じ、イスラエル・パレスチナを含む関係国要人に対し、イスラエル・パレスチナ間の対話の再開等に向けた働きかけを行う。
- 2 当事者間の信頼醸成のための支援
イスラエル・パレスチナを含めた関係者間の信頼醸成を促進するため、アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）閣僚会合を見据え、高級実務者会合を東京で開催する等、適切に準備を進める。
- 3 パレスチナの経済的自立のための支援
将来のパレスチナ国家建設を後押しするため、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」を含めた対パレスチナ支援を行う。
なお、これらの取組を進めるに当たり、適時適切に国際機関等との連携も図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働きかけ
令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により要人往来が皆無であったが、首脳レベルから実務レベルに至るまで電話会談やオンライン会談を積極的に活用して働きかけを実施した。例えば、12 月、菅総理大臣就任に際してのネタニヤフ首相との電話会談において、「賢明かつ柔軟な対応に期待する」旨述べた。その他、国連や欧米諸国とも局長レベル等で協議を実施した。また、鈴木外務副大臣が、6 月にテレビ会議形式にて開催された「パレスチナ支援調整委員会（AHLIC）閣僚級会合」に出席し、中東和平に関する日本の立場を発信した。
- 2 当事者間の信頼醸成のための支援
CEAPAD に関しては、高級実務者会合（SOM）の対面での会合開催が困難だったことから、実務レベル（課長レベル）のオンライン会合を 2 回主催した。さらにイスラエル、パレスチナ含む当事者や関係国ともあらゆるレベルで意思疎通を図り、中東和平に対するモメンタムの維持を図った。これらの地道な努力も一助となり、ヨルダンへの輸出のための JAIP 専用道路に関する三者（イスラエル、パレスチナ及び日本）協議を約 1 年 1 か月ぶりに実施できた。
- 3 パレスチナの経済的自立のための支援

ジェリコ農産加工団地 (JAIP) を始めとする各種支援を継続するとともに、新型コロナに際して、10月以降、新たに約4,000万ドルのパレスチナ支援を決定した。この支援には、ガザ地区及び西岸地区に所在する初等・中等学校10校の新設及び教育機材(実験機材等)の整備案件、パレスチナ自治区及び難民キャンプのインフラ整備を可能とするための財政支援が含まれる。

令和3年度目標

- 1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働き掛け
米国の政権交代を契機として当事者間の関係改善の動きが見られるところ、この機運を当事者間の交渉再開につなげるべく、要人往来や電話会談等あらゆる機会を捉えて働き掛けを行う。
- 2 当事者間の信頼醸成のための取組
令和2年度に開催できなかった CEAPAD 高級実務者会合等の開催を目指すとともに、上記の専用道路に関する三者協議に続き、「平和と繁栄の回廊」構想に関する四者(イスラエル、パレスチナ、ヨルダン及び日本)協議を開催する等、信頼醸成のための取組に一層注力する。
- 3 パレスチナの経済的自立のための支援
関係国、国際機関等と連携しつつ、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である「ジェリコ農産加工団地 (JAIP)」を含めた対パレスチナ支援を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働き掛け
令和3年度も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により要人往来は難しい環境が継続した。そのような中でも、5月にイスラエルとパレスチナ武装勢力との間で大規模な衝突が発生した際には、事態沈静化に向けた働きかけを東京及び現地ベースでイスラエル・パレスチナ双方に実施するとともに、停戦発表直後には、イスラエル及びパレスチナを含む関係各国等と外相電話会談を実施し、停戦の維持を働きかけた。8月には、茂木外務大臣が中東を歴訪し、大臣から直接先方首脳・外相に対し、「イスラエル・パレスチナ双方が緊張緩和と信頼回復に向けて具体的措置を講じることを期待する」旨を伝えた。その他、国連や欧米諸国とも局長レベル等で協議を実施した。また、本田外務大臣政務官が、11月に開催された「パレスチナ支援調整委員会 (AHLC) 閣僚級会合」にビデオメッセージで出席し、中東和平に関する日本の立場を発信した。
- 2 当事者間の信頼醸成のための取組
CEAPAD に関しては、3年度も開催に至らなかったが、令和4年3月、中東和平に関するカルテット(米、露、EU、国連)事務局と CEAPAD 諸国とのオンライン企業間取引 (B2B) イベントを実施した。さらにイスラエル、パレスチナを含む当事者や関係国ともあらゆるレベルで意思疎通を図り、中東和平に対するモメンタムの維持を図った。これらの地道な努力も一助となり、ヨルダンへの輸出促進のためのジェリコ農産加工団地 (JAIP) 専用道路に関する三者(イスラエル、パレスチナ及び日本)協議を2回開催することができた。「平和と繁栄の回廊」構想に関する四者協議は関係各国・地域間の調整がつかず開催に至らなかった。
- 3 パレスチナの経済的自立のための支援
イスラエルとパレスチナ武装勢力間の衝突により大きな被害を受けたガザ地区に対する緊急無償資金協力を実施したほか、新型コロナウイルス感染症対策、ジャンププラットフォームによる対ガザ地区人道支援、難民向け食料支援、「経済社会開発計画」を通じて燃料支援等総額約3,200万ドルの支援を行った。また、「平和と繁栄の回廊」構想旗艦プロジェクトの JAIP を始めとする各種支援を継続し、8月に茂木大臣の出席を得て、パレスチナ・ビジネス繁栄センターの開所式、並びに、「観光回廊」構想の一環として、ヒシャム宮殿遺跡大浴場保護シェルター開所式を実施した。12月以降、UNRWA、UNMAS、UNDP、UN Women、IPPF、UNESCO を通じて、新たに約2,000万ドルのパレスチナ支援を決定した。この支援には、ガザ地区における不発弾対策、医療機関の太陽光発電、パレスチナ難民キャンプでの医療・保健、家屋再建支援が含まれる。

令和4年度目標

- 1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働き掛け
イスラエルの政権交代を契機に、イスラエル・パレスチナ閣僚間の接触等、関係改善の動きも一部に見られるところ、この機運を当事者間の交渉再開につなげるべく、要人往来や電話会談等あらゆる機会を捉えて働き掛けを行う。
- 2 当事者間の信頼醸成のための取組

5月の衝突を受けたイスラエル・パレスチナ間の関係悪化もあり令和3年度に実現しなかったCEAPAD 高級実務者会合等の開催を目指すとともに、「平和と繁栄の回廊」構想に関する四者（イスラエル、パレスチナ、ヨルダン及び日本）協議や、イスラエル政府関係者の JAIP 訪問を実施する等、信頼醸成のための取組に一層注力する。

3 パレスチナの経済的自立のための支援

関係国、国際機関等と連携しつつ、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」や、同構想の「観光回廊」構想を含めた対パレスチナ支援を継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国は、中東和平問題に対し①イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働きかけ、②当事者間の信頼醸成、③パレスチナの経済的自立のための支援という3つの柱を通じて貢献してきており、これらについて継続的に進捗状況进行评估することが重要であるため。

測定指標1-2 イラク・アフガニスタンの復興の進展 *

中期目標（--年度）

1 イラク

イラクの国民融和、民生安定に資する取組を推進する。

2 アフガニスタン

アフガニスタンの平和と安定、国民の生活環境向上に資する取組を推進する。

令和2年度目標

1 イラク

(1) 豊かで安全な国作りに向けたイラクの復興を後押しするため、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、イラク自身の自助努力を支援していく。

(2) 我が方要人とイラク側要人との会談の際に、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と復興を推し進めていくことの重要性を働き掛けていく。

2 アフガニスタン

(1) 大使館員及び在留邦人の安全に最大限配慮しつつ、アフガニスタンの平和と安定、国民の生活環境向上に資する支援を着実に実施するとともに、令和2年のドナー会合に向けて、国際社会とも協調しつつ、適切かつ効果的な我が国の支援策を検討する。

(2) 我が方要人とアフガニスタン側要人との会談の際に、治安状況改善や汚職対策含むガバナンス改善のための取組について働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

1 イラク

(1) 日本は、イラク政府自身による改革を支援する目的で10月に形成された主要ドナー国及び国際機関によって構成される「イラク経済コンタクトグループ」の一員として複数回の会合に参加し、イラク政府が策定した改革プロジェクトをイラク自身の手で着実に実施するための提言を行うとともに、イラク支援の在り方について議論した。令和3年1月には補正予算により、主に新型コロナ対策、国内避難民や帰還民支援、ISILからの解放地復興支援等に主眼を置いた国際機関を通じた約5,000万ドルの対イラク支援を決定した。

(2) 令和2年1月にイラク国内で米国がイラン革命ガード・コッツ部隊司令官ほかを殺害したことで地域情勢の緊張が急激に高まったことや、新型コロナ感染症拡大の影響により、日本・イラク間の要人往来に制限があったが、5月にカーズィミー首相を首班とする新内閣が発足した際、安倍総理大臣から祝辞書簡を發出し、イラク政府が国民の幅広い信頼を得つつ、イラクが直面する現下の課題に取り組み、持続的な安定と発展を実現することへの期待を伝えた。

2 アフガニスタン

(1) 現地の治安状況が引き続き予断できない状況にある中、国際機関等とも連携しつつ、我が国の対アフガン国別開発協力方針に沿って、治安、農業、保健（新型コロナ対策含む）、教育、インフラ分野等、同国の自立と安定に向けた可能な限りの支援を行った。

(2) 11月にオンライン形式で開催された「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」において、ビデオ形式で出席した茂木外務大臣から、法の支配や汚職撲滅等に係るアフガン政府自身の努力を前提に、年間1.8億ドル規模の過去4年間と同水準の支援を、令和3（2021）年から令和6（2024）

年まで維持するように努める方針を表明した。4年に1度となる同会合に向けての準備にあたっては、7月の高級実務者会合を始めとするアフガン政府及びドナー諸国・機関の対話の機会を通じて、国際協調を重視した。

(3) 11月及び令和3年3月に実施した日・アフガン外相電話会談等の機会を捉え、アフガン側に治安確保や汚職対策等の着実な実施を働き掛けた。

令和3年度目標

1 イラク

(1) 豊かで安全な国作りに向けたイラクの復興を後押しするため、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、イラク自身の自助努力を支援していく。

(2) 我が方要人とイラク側要人との接触の機会を活用して、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と復興を推し進めていくことの重要性を働き掛けていく。

2 アフガニスタン

(1) 現地の治安状況や和平プロセスの状況を注視しつつ、令和2年11月の「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」で表明した支援方針に沿って、国際機関等とも連携しながら、アフガニスタンの自立と安定に向けた支援の実施を継続する。

(2) 「アフガニスタン・パートナーシップ枠組み (AFP)」に基づき、支援実施のためのアフガン政府による取組が達成されるよう、関連ドナーとともに調整に努める。我が方要人とアフガン側要人との会談等の機会に、汚職対策含むガバナンス改革等の取組について働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

1 イラク

(1) 8月、日本によるイラクのガバナンス強化の一環として、第5回国民議会選挙に必要な生体認証登録用のサーバー等の機材や投票所における新型コロナウイルス感染症対策用品の供与を決定した。また、10月の第5回国民議会選挙に際して、イラク側からの要請を受け、在イラク臨時代理大使を団長として選挙監視活動を実施した。同選挙は概ね平穏に執り行われた。

8月には、茂木外務大臣が日本の外相として15年ぶりにイラクを訪問し、フセイン外相との会談において、イラク南部のバスラ製油所の精製技術向上のため最大327億円の円借款を供与する方針を伝達した。これにより、イラクでの高品質石油製品の生産性向上が期待され、ガソリンの国内需要量の約15%を新たに自国でまかなえるようになることが見込まれるなど、イラク最大の基幹産業である石油セクターの復興を通じたイラク経済の活性化への貢献が期待される。また、国際的な環境基準に合致する高品質の石油製品を生産することによって、環境負荷の低減や関連技術等の移転を図り、イラクの経済・社会復興に寄与することが見込まれる。

(2) 8月、茂木外務大臣がイラク訪問時、フセイン外相との会談に加えて、カーズィミー首相及びサーレハ大統領との会談し、2003年以来一貫してイラクの国づくりを支援してきた日本はイラクの安定実現を重視し、今後も幅広い分野で両国関係を発展させていきたい旨述べた。また、カーズィミー首相との間では、イラクの治安改善のためには経済開発が重要であるとの考えのもと、イラクにおけるビジネス・投資環境整備についても意見交換を行った。

2 アフガニスタン

(1) 4月末に開始したアフガニスタン駐留米軍の撤収に伴い、タリバーンが攻勢を強め、8月には首都カブールがタリバーンにより陥落し、日本大使館は国外退避した。こうした状況を受けて、アフガニスタン及び周辺国において高まる人道ニーズに対し、国連は緊急アピールを発出し、日本政府は10月に6,500万ドルの支援(国際機関経由)を決定した。この結果、令和3年(暦年)の支援実績は2億ドルに達し、令和2年11月の「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」において茂木外務大臣から表明した年間1億8,000万ドル規模の支援水準を達成した。更に、12月に成立した令和3年度補正予算において、アフガニスタンの人道危機への対処のため、同国及び周辺国に対し、1億900万ドルの追加的支援(国際機関経由)を決定した。

(2) 5月以降のアフガニスタン国内での戦闘激化及び8月のタリバーンによるカブール制圧に伴うガーニ政権崩壊を受けて、「アフガニスタン・パートナーシップ枠組み (AFP)」に基づく支援は、当初想定したとおりの実施はできなかった。

一方、タリバーンに対して、上村司政府代表や岡田隆駐アフガニスタン大使から、全てのアフガニスタン人の生命・財産の保護と社会秩序の回復、希望者の安全な出国、人権(特に女性・少数派)の尊重、人道アクセスの確保、テロとの決別等を累次にわたり働きかけた。

(3) 8月以降の現地情勢の悪化を受け、日本として、アフガニスタン情勢をめぐる、首脳・外相を含め、G7、G20、国連主催人道会合を始め様々な国際会議に積極的に参加し、上述の日本の支援やタリバーンへの立場等について発信するとともに、退避オペレーション、人道危機の回避、タリバーンとの関与等において国際社会が連携して対応する重要性を確認した。

令和4年度目標

1 イラク

- (1) 豊かで安全な国作りに向けたイラクの復興を後押しするため、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、イラク自身の自助努力を支援していく。
- (2) 第5回国民議会選挙の結果を受けた新政権の発足後、我が方要人とイラク側要人との接触の機会を活用して、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と発展を推し進めていくことの重要性を働き掛けていく。

2 アフガニスタン

- (1) 現地の人道状況、タリバーンの行動、他ドナーの動向等を踏まえつつ、国際機関等と連携しながら、令和4年3月の「アフガニスタンに関するハイレベル・プレッジング会合」で林外務大臣から1.09億ドルの支援(令和3年度補正予算)を行うことを決定した旨述べたことに照らし、アフガニスタンの国民が裨益する支援の実施を継続する。
- (2) アフガニスタンの平和と安定に向け、引き続きタリバーンに対し、アフガニスタン人の自由な出入国、基本的人権の尊重(女性の教育・就労の権利等)、包摂的な政治体制の構築等を働きかける。その際、G7や地域諸国を含む関係国と適切に連携するとともに、治安状況が許せばカブール現地に出張しタリバーン幹部に対し直接働き掛けることも念頭に置く。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

1 イラク

イラクの安定は中東地域、さらには日本を含めた世界全体の安定に資するものである。イラクでは、令和3年10月に第5回国民議会選挙が実施されたが、国内政治勢力の争いにより大統領選出が難航しており、新政府形成には至っていない(令和4年3月31日時点)。内政に混乱が見られる中、イラク国民による民主化プロセスの努力を引き続き支援していく必要がある。

また、令和3年12月末にイラク駐留米軍の対ISIL戦闘部隊の任務が終了する一方で、イラク国内の武装勢力による米國権益等への攻撃は継続しており、ISIL残党によるテロも増加傾向にある。国内情勢の混乱や治安の悪化が続けば、イラクが再び不安定化し、暴力的過激主義が再興するおそれがある。

こうしたなか、我が国によるイラク政府改革支援の取組や、イラク国内の融和と安定化に向けた取組の実績を測ることは、中東地域の安定に向けた施策の進捗を把握する上で重要である。

2 アフガニスタン

日本大使館の退避やガーニ政権の崩壊といった変化は生じたものの、これによって「アフガニスタンの平和と安定、国民の生活環境向上に資する取組を推進」という中期目標が影響を受けるものではなく、引き続き中期目標の達成に向けて進捗状況を把握していく必要がある。

令和4年1月に国連は同年中にアフガニスタン及び周辺国向け支援に約50億ドルが必要とする人道対応計画を発表する等、人道危機の回避は依然として国際社会共通の喫緊の課題であり、優先的な対応が必要である。人道分野以外の支援については、タリバーンの具体的行動を注視しながら、ケースバイケースで判断していくことが適切である。また、タリバーンへの働きかけも、アフガニスタンの安定を確保していく有効な手段であるところ、なるべく多くの機会を捉え、事務方ハイレベルから実施することが望ましい。

測定指標1-3 イランの核合意を受けた二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し *

中期目標(一年度)

イランの核合意の着実な履行を支援し、伝統的な二国間関係を一層強化するとともに、イランの地域・国際社会との信頼構築を支援する。

令和2年度目標

- 1 国際社会と協調しつつ、核合意を含めた地域の緊張緩和と情勢の安定化に向け、イラン及び関係国等への働き掛けを含めた外交努力を継続する。
- 2 米国による対イラン制裁の影響など地域情勢を注視しつつ、可能な限り重層的な二国間関係の構築につとめる。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳電話会談（5月）や外相電話会談（10月、令和3年3月）等ハイレベルでの対話を通じて、イランに対して中東地域の緊張緩和と情勢安定化に向けた働き掛けを行うとともに、米、英、仏、独といった関係諸国や湾岸諸国との継続的な協議を通じて外交努力を継続した。
- 2 中東地域でいち早く新型コロナウイルスの感染拡大に見舞われたイランに対して、国際機関を通じて新型コロナウイルス対策のための支援を行った。また、東京オリンピック・パラリンピック大会が開催されるモメンタムを活用し、両国のスポーツ交流の拡大を目的とした協力覚書（MOC）に署名した。

令和3年度目標

- 1 国際社会と協調しつつ、核合意を含めた地域の緊張緩和と情勢の安定化に向け、バイデン政権の下での米国及びイラン並びに関係国等への働き掛けを含めた外交努力を継続する。
- 2 米国による対イラン制裁の影響など地域情勢を注視しつつ、可能な限り重層的な二国間関係の構築に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 4月以降、米国及びイラン双方による核合意への復帰に向けた協議が、欧州連合（EU）等の仲介によりウィーンで断続的に行われてきたが、我が国は、米国と同盟関係にあると同時にイランと長年良好な関係を維持してきた立場から、中東地域における緊張緩和と情勢の安定化に向けた独自の外交努力を行った。具体的には、8月、茂木外務大臣がイランを訪問し、ライースィ大統領をはじめとするイラン側要人に対して、イランが早期の核合意復帰にむけて建設的に取り組むよう求めた。その後も、首脳電話会談（令和4年2月）や外相電話会談（12月、令和4年2月）を実施した。また、米、英、仏、独といった関係諸国や湾岸諸国との継続的な協議を通じて外交努力を継続した。
- 2 イランにおける新型コロナウイルス感染拡大の防止に寄与するために、日本国内で製造したワクチン約360万回分を供与した。また、アフガニスタンの人道危機に対処するため、同国及び周辺国に対して実施された支援の一環として、イランに対しても国際機関を通じた支援を実施した。加えて、8月に税関当局間において、社会悪物品の密輸防止、知的財産侵害物品の水際取締等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続きの簡素化・調和化等について協力することを定めた日・イラン税関相互支援協定に署名した。

令和4年度目標

- 1 国際社会と協調しつつ、地域の緊張緩和と情勢の安定化に向け、イラン並びに関係国等への働き掛けを含めた外交努力を継続する。
- 2 米国による対イラン制裁の影響など地域情勢を注視しつつ、可能な限り重層的な二国間関係の構築に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東地域の安定はエネルギー資源の大部分を依存している我が国にとって死活的な問題である。核合意を含めた地域の緊張緩和に資するよう引き続き外交努力を継続するとともにイランとの友好関係を保っていくことは重要である。

測定指標1－4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援 *

中期目標（一年度）

中東・北アフリカ諸国の安定化のため、社会面・経済面等の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

令和2年度目標

シリア情勢及びイエメン情勢の安定化を含め、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

なお、これらの取組を進めるに当たり、適時適切に国際機関等との連携も図る。

施策の進捗状況・実績

令和2年度は、シリア・イラク及び周辺国に対し、国際機関やNGOを通じて2億3,000万ドル以上の支援を実施した。この支援の中には、新型コロナウイルス感染症対策や、同感染拡大によって影響を受けた社会経済への影響の緩和に資する支援を始め、越冬支援や水・衛生・保健分野、食糧安全保障に資する支援が含まれる。

具体的には、新型コロナウイルス感染症対策や、同感染拡大によって影響を受けた社会経済への影響緩和に資する支援として、令和2（2020）年中の約3,900万ドルの支援の実施に加え、令和3年1月に総額約1億7,000万ドル以上の新規支援を決定した。また、シリア国内に対する支援として、12月、北西部を中心に、越冬支援や水・衛生・保健分野に対する支援として総額7,200万ドルの緊急人道支援を決定したことに加え、国際機関との連携の下、医療施設や上下水道の修復を通じた安定的な医療・母子保健・水・衛生サービスの供給、また灌漑施設や製パン工場の修復等を通じた食料安全保障・市民の生計向上を図るべく、北東部ハサケ県やダマスカス郊外東グータ地区において総額1,900万ドル規模の無償資金協力を実施した。

令和3年度目標

シリア情勢及びイエメン情勢の安定化を含め、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

なお、これらの取組を進めるに当たり、適時適切に国際機関等との連携も図る。

施策の進捗状況・実績

令和3年度は、シリア及び周辺国に対し、国際機関やNGOを通じ8,800万ドル以上の支援を実施した。新型コロナウイルス感染症が依然として猛威を振るい、とりわけ社会インフラが必ずしも頑丈でない同地域においては、同感染拡大による社会・経済的な損失が続いた。こうした状況に対して、食料、水、医療・保健といった人道支援から、教育支援・職業支援などの中長期的な人道支援・レジリエンス支援を行った。

具体的には、国際機関との綿密な連携を続けて、ダマスカス郊外及びアレッポにおいて、戦闘で損壊した校舎の修復及び教育の質向上のための教師への研修を行う支援として650万ドルの無償資金協力を、またラッカ及びデリゾールにおいては、最も脆弱な世帯やコミュニティに対し、灌漑システムの復旧、農業機材の供与、農地へのアクセスに関する地雷リスク回避教育、農業以外の収入を得るための生計支援として900万ドルの無償資金協力を実施した。

また、紛争開始から7年以上が経過し「世界最悪の人道危機」に直面し、人口（約3,000万人）の約8割が何らかの支援を必要としているイエメンに対し、特に人道支援のニーズが高い、教育、食料、医療、難民支援等の分野において、国連食糧農業基金（FAO）を通じ、合計約3,000万ドルの人道支援を実施した。具体的には、食料危機に対応するため、国際機関と連携し、イエメンにおける国内避難民及びホストコミュニティに対する農牧畜生計支援として、約700万ドルの無償資金協力を実施し、イエメンの子どもに対する教育支援として、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）と連携し、約600万ドルの教育支援を実施した。

令和4年度目標

引き続き、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。ただし令和4年度においては、原油価格や食糧価格の高騰が見込まれ、資源に乏しい国・地域での人道状況の更なる悪化の危険性もある。ついては、機動的かつ効果的な緊急支援も視野に入れつつ、同地域の自立の促進支援を適時適切に国際機関等との連携を図って実施していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東・北アフリカ地域は、主食たる穀物消費の多くを輸入に依存し、ロシア・ウクライナは主要輸入元である（トルコ：計85%、レバノン：計74%、エジプト：計72%、イエメン計41%）。また、ウクライナ情勢により、従来からの需給逼迫に加え、レバノンなどの経済危機にある国・地域は、一層厳しいエネルギー不足危機に直面する危険性がある。ついては、直近数年に開催された「シリア・

アラブ共和国、シリア及び地域の将来の支援に関するブリュッセル会合」での各主要国及び日本政府の過去数年の支援実績に鑑みて、シリアやレバノンを始めとするその周辺国に対して総計1億ドルの支援規模を確保できるようにする。

測定指標 1-5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数						
(我が国及び相手国とも「政務」レベル以上(我が国政府代表は含まず))	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	0 (首脳・外相間の電話会談等は3回)	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	3 (首脳・外相間の電話会談等は4回)	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
地域の中核的課題である中東和平問題に対して、国際社会の責任ある一員たる我が国の関与を示す指標のひとつとして、イスラエル・パレスチナと我が国との要人往来を設定する。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、オンライン形式や電話会談等の実施回数を実績欄に参考までに計上する。						

測定指標 1-6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(平和と繁栄の回廊、CEAPAD等)						
	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	4	5	4	3	4
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
パレスチナ支援に係る主要な会合として、①CEAPAD関連、②「平和と繁栄の回廊」構想4者関連会合、③パレスチナ支援調整委員会(AHLC)等があり、これらを着実に実施し、その成果をパレスチナ支援にいかしていくことが重要であるため。閣僚級会合以外にも高級実務者レベル会合等の関連会合があるため、令和3年度目標を維持し、オンライン形式での開催も含めて積極的な参加を目指す。						

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要(注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
① 中東和平に向けた働きかけ (*)	1 「平和と繁栄の回廊」構想閣僚級会合等の開催 「平和と繁栄の回廊」構想は、平成18年7月に中東諸国を訪問した小泉総理大臣が提唱したもの。平成29年に河野外務大臣が表明した同構想のグレードアップを実施すべく、ODAも活用しつつ、日本に加え、イスラエル、パレスチナ、ヨルダン間の地域協力を通じて推進する。 これを中心として、将来のイスラエル・パレスチナ両者の共存共栄に向けた我が国独自の施策を推進していく。				1-1 1-5 1-6

	<p>2 CEAPAD高級実務者会合等の開催 CEAPADは、日本が平成25年に提唱した、東アジア諸国の知見をパレスチナの経済開発、国作りにいかすための取組。これにより新たな支援分野の調整も含め、アジア諸国と連携しつつ会合を開催し、対パレスチナ支援の強化に向けた推進力とする。</p>	1-1 1-5 1-6			
	<p>3 中東和平推進のための信頼醸成措置関連 これまでの信頼醸成会議の経験を踏まえ、双方の平和的な共存に向けたイスラエル・パレスチナの対話・協力を進める場を提供することにより、我が国の政治的働き掛けを強化する。</p>	1-1 1-6			
	<p>4 対パレスチナ支援推進関連 対パレスチナ支援に関し、我が国として適切な支援を行い、その貢献を対外的に示すために、主要ドナー国が頻繁に開催するパレスチナ支援調整委員会(AHLC)等に出席して多数の関係者と意見交換・政策調整を行うほか、ICTビジネス促進のためパレスチナのICT関連企業・団体との協力体制も模索している。 これにより、国際社会全体にとって長年の懸案である中東和平の実現に寄与する。</p>	1-1 1-5 1-6			
	<p>37 (30)</p>	<p>39 (12)</p>	<p>38 (12)</p>	<p>33</p>	0062
② 中東地域 (湾岸、イラン、イラク、アフガニスタン)の平和と安定の実現に向けた外交努力 (*)	<p>①国際会議等の主催及び参加、②中東地域担当参与を活用した情報収集、分析、政策立案及び国際会議への参加③イランを巡る緊張緩和と情勢の安定化のための働き掛けを推進する。 これにより、我が国として地域の緊張緩和及び情勢の安定化に向けて最大限の外交努力を行っていく。</p>	1-2 1-3 1-4			
	<p>32 (16)</p>	<p>30 (2)</p>	<p>29 (12)</p>	<p>38</p>	0064
③ ガザ教員招へい (令和2年度)	<p>厳しい人道状況が継続するガザ地区から約10名の教員を招へいし、日本の教育制度や人材開発について学ぶ機会を与えることで、教員を通じてガザ住民の日本に関する理解を深める。 これにより、日本の戦後の和解の経験や平和国家としての歩みと同時に、現代の日本の教育現場が直面する問題を通して道徳・情操教育の重要性を伝える。</p>	1-4			
	<p>—</p>	<p>8 (0)</p>	<p>8 (0)</p>	<p>8</p>	0063
④ 多国籍部隊・監視団(MFO)拠出金 (任意拠出金) (昭和63年度)	<p>昭和54(1979)年3月に締結されたエジプト・イスラエル平和条約及び同議定書に示されたシナイ半島等における兵力展開の制限に関し、これを脅かす活動の監視・報告、違反事案の認定を行うため、MFOによる監視活動が行われている。平成17(2005)年からは、ガザ地区との国境沿いに展開したエジプト国境警備隊の監視が任務に追加された。これら活動の支援のため、本拠出を行っている。 こうした我が国のMFOに対する支援は、昭和54(1979)年に締結されたエジプト・イスラエル平和条約に基づく両国国境地帯の平和の維持に寄与し、中東地域の安定化といった我が国の政策目的にも合致するものである。</p>	1-4			
	<p>168 (168)</p>	<p>165 (165)</p>	<p>69 (69)</p>	<p>3</p>	0068
⑤ 中東淡水化研究センター拠出金 (任意拠出金)	<p>中東淡水化研究センターは、水問題と和平実現を結び付ける機関として、中東和平当事者(イスラエル、パレスチナ及びヨルダン)が関与する淡水化技術研修事業、研究助成、奨学金事業等を行っており、本拠出によりこれら事業実施を支援している。 本拠出を通じた我が国の貢献は、淡水化に関連する技術的な工程の改善に寄与し、ひいては中東及び他の地域の人々の生活水準の向上並びに中東和平</p>	1-1			

(平成8年度)	プロセスに貢献し、中東地域の安定化、特に中東和平に向けた貢献といった我が国の政策目的にも合致するものである。				
	3 (3)	2 (2)	2 (2)	2	0069
⑥ 国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (日本・パレスチナ開発基金) (昭和53年度)	<p>本件基金では、UNDPエルサレム事務所を通じ、パレスチナ自治政府とも協議を行い、先方のニーズを踏まえつつ、イスラエルとパレスチナの二国家解決を念頭に置いた、パレスチナの民政安定と、パレスチナの国作り、人づくりを支援するため、中・長期的な観点から、パレスチナの行政能力向上、経済開発、改革支援、双方の信頼醸成に資する案件を形成し、実施する。案件実施の際には、プロジェクト関連物資及び工事の調達・請負契約は現地パレスチナ人企業や労働者を積極的に活用しており、パレスチナ人の能力強化、パレスチナ経済にも裨益する援助形態を取っている。</p> <p>「日本・パレスチナ開発基金」を通じた我が国の貢献は、中東和平実現の唯一の方途であるイスラエルと共存共栄するパレスチナ独立国家樹立に向けての「国作り」、「人づくり」に寄与するとともに、パレスチナの和平プロセスへの支持と取組を維持・強化し、和平実現への適切な環境を醸成し、中東地域の安定化、特に中東和平に向けた貢献といった我が国の政策目的にも合致するものである。</p>				1-1
	60 (60)	60 (60)	62 (62)	59	0070
⑦ カルテット拠出金 (平成30年度)	<p>本拠出金は、我が国による中東和平・パレスチナ支援の一環として、中東地域の物流の増加及び円滑化、人・モノの移動の円滑化をはかり、パレスチナ経済成長及びパレスチナ社会の安定化に寄与することを目的とする。本件拠出金は、二国家解決を念頭に置きながら、パレスチナの安定並びにパレスチナの国作り及び人づくりを支援するため、中・長期的な観点から、カルテット事務局 (平成14 (2002)年に国連、EU、ロシア及びアメリカの四者により設立) を通じ、パレスチナ自治政府とも協議を行い、先方のニーズを踏まえつつ、パレスチナの雇用促進及び産業育成を通じて、パレスチナ及び地域の安定化に資する事業に充てられる。</p> <p>中東地域の平和と安定は、我が国の平和と繁栄、経済の安定的成長の確保の観点から極めて重要である。我が国が推進する「平和と繁栄の回廊」構想の柱の一つが物流の円滑化への支援であり、これにより、中東和平達成への環境づくりに貢献し、中東地域の安定化、特に中東和平に向けた貢献といった我が国の政策目的にも合致するものである。</p>				1-1
	21 (21)	42 (41)	0 (0)	0	—
⑧ イランへの働きかけ (令和2年度)	<p>米イラン間の対立が深まる中、我が国として緊張の緩和と情勢の安定化に向けた働きかけを行う。</p> <p>これにより、イランの核合意の着実な履行を支援し、伝統的な二国間関係を一層強化するとともに、イランの地域・国際社会との信頼構築を支援する。</p>				1-3
	—	—	—	—	—

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 中東諸国との関係の強化

施策の概要

- 1 中東諸国・イスラム文化圏との交流・対話を深化させる。
- 2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。
- 3 湾岸協力理事会(GCC)諸国側の経済・社会改革を後押しするとともに、エネルギー分野にとどまらない重層的な経済関係の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第1回日アラブ政治対話における河野外務大臣スピーチ（平成29年9月11日）
- ・ 第14回マナーマ対話における河野外務大臣スピーチ（平成30年10月27日）
- ・ 第15回マナーマ対話における鈴木馨祐外務副大臣スピーチ（令和元年11月24日）
- ・ 第208回国会外交演説（令和4年1月17日）

測定指標 2-1 中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化 *

中期目標（--年度）

我が国と中東・北アフリカ諸国との交流・対話を深化させる。

令和2年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

1 ハイレベルでの交流

茂木外務大臣は10月にサウジアラビアとクウェートを、12月にチュニジアをそれぞれ訪問した。サウジアラビアでは、ファイサル外相及びアブドルアジーズ・エネルギー相とそれぞれ会談し、「日・サウジ・ビジョン2030」の枠組みの下、引き続き幅広い分野で両国の戦略的パートナーシップを一層強化していくことで一致した。クウェートでは、サバーハ前首長薨去を受けてナッワフ新首長への弔問を行い、アフマド外相と会談し、両国間の関係を発展させていくことで一致した。チュニジアではサイド大統領、ムシーシー首相、ナフティ国務長官とそれぞれ会談し、令和4（2022）年にチュニジアで開催予定のTICAD8に向けた連携を確認するとともに、経済分野を含む二国間関係の一層の発展と地域の平和と安定に向けて取り組むことを確認した。

2 ワークショップ、政策提言

令和3年3月、「第四回中東における暴力的過激主義対策に関する対話」をオンライン形式にて開催し、中東アフリカ地域9か国から14名、日本から4名の専門家の参加を得て、令和3年度末に政策提言の形にまとめる方向で一致した。同月、講師派遣事業（オンライン形式）の枠組みで、バーレーンにて、日本の有識者による「自由で開かれたインド太平洋戦略（FOIP）」に関する講演を実施した。

令和3年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来や電話会談によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月に茂木外務大臣が中東8か国・地域を歴訪し（イラク訪問は15年ぶり）、急変したアフガニスタン情勢、中東和平、イラン核問題等に関し、地域の安定に向けた緊密な連携を確認した。大統領就任直後のイランでは、主要先進国・アジアの要人として最初にライースィ大統領を始めとした新政権の閣僚等と会談し、日本とイランの伝統的な友好関係を今後も強化していくことを確認した。また、核合意の遵守への復帰を働きかけ、中東地域の緊張緩和と情勢安定化に向けて、地域の

大国として貢献するよう、働きかけを行った。イラクでは、サーレハ大統領、カーズイミー首相、フセイン外相とそれぞれ会談し、イラクの平和と安定の実現に向けて、日本が支援を継続していく姿勢を改めて強調した。また、地域の緊張緩和に向けた協力を確認するとともに、日本企業の進出を後押しするため、安全確保・環境整備等に向けた働きかけを行った。カタールでは、ムハンマド外相と会談し、2021年という日・カタール外交関係樹立50周年を迎える節目の年に、両国間の「包括的パートナーシップ」を深化する旨確認した。また、二国間関係について意見交換を行い、エネルギー分野に留まらない幅広い分野での交流・協力を促進し、良好な関係を一層発展させていくことで一致した。

2 令和4年3月、「第五回中東における暴力的過激主義対策に関する対話」をオンライン形式にて開催し、中東アフリカ地域6か国から13名、日本から7の専門家の参加を得て、3日間にわたり、「対抗思想」「帰還者の処遇」「女性」のテーマに基づき、暴力的過激主義対策における日本の役割について議論を行った。講師派遣事業（オンライン形式）の枠組みでは、イラン、サウジアラビア、バーレーンにて合計4回の日本人有識者による講演を実施した。また、内外発信のための多層的ネットワーク構築事業（オンライン形式）の枠組みでは、サウジアラビアの有識者と日本人有識者複数名との間で、今後の日サウジアラビア協力に向けた意見交換会を2日間にわたり実施した。

令和4年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来や電話会談によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東外交においては、不安定な情勢への対処や経済的な結び付きの更なる促進のみならず、我が国の立場への理解や国際社会での支援を得るためにも、ハイレベルでの対話が必要である。

中東・北アフリカ諸国との交流・対話の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である事に加えて各種会合の開催や人的交流の拡大により、中東地域との相互理解を深化させていくことが重要である。

測定指標2-2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化 *

中期目標（--年度）

中東諸国との経済関係を強化すべく、日トルコEPA、日トルコ社会保障協定等、各種経済条約の早期締結に向け交渉を促進する。

令和2年度目標

- 1 日トルコEPA、日トルコ社会保障協定の早期締結に向け、交渉を加速化させる。
- 2 アルジェリア、チュニジア、バーレーン及びカタールとの投資協定並びにアルジェリア及びチュニジアとの租税条約の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日トルコEPA、日トルコ社会保障協定
 - ・日トルコEPA
テレビ会議や電話会談等を通じて協議を実施し、交渉妥結に向け、調整を継続した。
 - ・日トルコ社会保障協定
10月に第6回政府間交渉（オンライン方式）を実施した。交渉は最終段階にあり、次回の協議を対面式で行うべく、調整を継続している。
- 2 それぞれの協定・条約
 - ・アルジェリアとの投資協定及び租税条約
政府間交渉を実施すべく、調整を継続している。
 - ・チュニジアとの投資協定

平成 30 年 12 月の日チュニジア外相会談において、交渉を早期に開始することを確認し、正式交渉開始に向け調整を継続している。

・バーレーンとの投資協定

政府間交渉を実施すべく、調整を継続している。

・カタールとの投資協定

平成 29 年 4 月の第 3 回交渉会合以降、事務方レベルにて交渉を実施しているが、主要産業であるエネルギー分野の取扱いについて合意できておらず、交渉を継続している。

・チュニジアとの租税条約

6 月に非公式協議（オンライン方式）を行い、調整を継続している。

3 その他特記事項

・UAE との投資協定

平成 30 年 4 月に署名された日 UAE 投資協定が 8 月に効力発効した。

令和 3 年度目標

1 日トルコ EPA 及び日トルコ社会保障協定の早期締結に向け、交渉を更に加速させる。

2 アルジェリア、チュニジア、バーレーン及びカタールとの投資協定並びにアルジェリア及びチュニジアとの租税条約の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。

施策の進捗状況・実績

1 日トルコ社会保障協定

EPA 及び社会保障協定については、8 月の外相電話会談及び 12 月の首脳電話会談において、早期妥結に向け協力を一層強化することが確認された。なお、日トルコ EPA については、経済局経済連携課に主管が変更になった。

2 それぞれの協定・条約

・アルジェリアとの投資協定及び租税条約

政府間交渉を実施すべく、調整を継続した。

・チュニジアとの投資協定及び租税条約

令和 2 年 12 月の茂木外務大臣とチュニジア首相の会談において、早期締結の重要性を確認し、交渉開始に向け調整を継続した。

・バーレーンとの投資協定

令和 4 年 2 月 28 日に「第 5 回交渉会合」を実施し、実質合意。令和 4 年度は、日・バーレーン外交関係樹立 50 周年でもあるため、本年中の署名を予定。

・カタールとの投資協定

8 月の第 1 回外相間戦略対話を通じて協議の加速化を要請した。

令和 4 年度目標

1 日トルコ社会保障協定の早期締結に向け交渉を更に加速させる。

2 アルジェリア、チュニジア及びカタールとの投資協定並びにアルジェリア、チュニジアとの租税条約の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。

3 日・バーレーン投資協定の早期署名

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

トルコとの社会保障協定の早期締結を通じて二国間経済関係を一層強化することは、親日国であるトルコとの重層的な関係を更に発展させる上で重要である。

アルジェリア、チュニジアとの投資協定や租税条約の早期締結を通じて二国間経済関係を一層強化することは、アルジェリア、チュニジアと重層的な関係を構築する上で重要である。

バーレーンとの投資協定については、実質合意していることから、日・バーレーン外交樹立 50 周年(令和 4 (2022) 年)中に、署名することが重層的な関係を構築する上で重要である。

アルジェリア及びカタールとの投資協定については、いずれとの交渉も数年以内の署名が視野に入っていることから、これら各国との交渉に優先的に取り組み、日・GCC・FTA 等の案件につなげることが各国との重層的な関係を構築する上で重要である。

測定指標 2-3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)の経済・社会改革の後押しと重層的な経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

中期目標 (一年度)

- 1 湾岸諸国(GCC 諸国)
エネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で、互恵関係を強化する。
- 2 イラク
イラクとの経済関係の強化を図る。

令和2年度目標

- 1 湾岸諸国 (GCC 諸国)
日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展に貢献するべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。
- 2 イラク
日本の高い技術力をイラクの国作りに貢献させていくべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 湾岸諸国 (GCC 諸国)
 - (1) 新型コロナによる影響はあったが、茂木外務大臣のサウジアラビア及びクウェート訪問(10月)に加え、首脳・外相レベル等の電話会談等(日・サウジアラビア首脳級(11月)、日・UAE 首脳級(12月)、日・カタール外相(4月)、日・クウェート外相(4月)、日・サウジアラビア外相(7月及び9月)、日・UAE 外相(7月)、日・オマーン副外相級(6月)、日・UAE 局長(9月)、日・バーレーン局長(10月))を通じ、エネルギーにとどまらない幅広い分野における協力を確認した。また、「日・サウジ・ビジョン 2030」閣僚会合とビジネスフォーラムをオンラインで開催し(12月)、両国企業間の関係を強化した。
 - (2) 官民一体となった働き掛けの結果、UAE における海上油田の試掘権、サウジアラビアにおける海淡水供給パイプライン監視システム、カタールにおける太陽光送電システムなどの受注が認められた。
- 2 イラク
令和2年1月以降、米国とイランの対立を背景に地域の緊張が高まり、在留邦人がイラク国外へ退避した後、新型コロナ感染症対策のためにイラク政府は日本からの入国を原則禁止にしたため、イラクで事業を行っていた日本企業はイラクに戻ることができなくなった。その間、在イラク日本大使館は、イラク政府と日本企業との間の調整を支援した。また、在イラク日本大使館の働き掛けによって、JICA 及びプロジェクトに従事する企業のイラク入国が認められるようになった。
令和3年2月には、中東協力センターの協力を得て、オンライン形式でのイラク石油相のビジネスセミナーでの講演や石油相と日本企業との面談を実施した。

令和3年度目標

- 1 湾岸諸国 (GCC 諸国)
日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展に貢献するべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。
- 2 イラク
日本の高い技術力をイラクの国作りに貢献させていくべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 湾岸諸国 (GCC 諸国)
 - (1) 新型コロナによる影響はあったが、茂木外務大臣のカタール訪問(8月)や国連総会時における日・カタール外相会談(9月)、林外務大臣の UAE 訪問の際の外相及び産業・先端技術相との会談(令和4年3月)に加え、首脳・外相レベル等の電話会談等(日・サウジアラビア首脳級(同2月・3月)、日・UAE 外相級(9月)、日・クウェート外相(8月、10月)、日・サウジアラビア外相級(令和4年2月)、日・サウジアラビア外務副大臣級(9月))を通じ、エネルギーにとどまらない幅広い分野における協力を確認した。また、「日・サウジ・ビジョン 2030」閣僚会合の事務レベ

ル作業部会（SG）会合をオンラインで開催し（7月）、次回の閣僚級会合に向けて両国間の協力案件の更なる推進に向けて協議した。

(2) 官民一体となった働き掛けの結果、ドバイ・メトロの運航・保守業務（三菱重工業、三菱商事）、サウジアラビア・エジプト間の高圧直流送電事業（日立 ABB）などの受注が認められた。2 イラク

8月の茂木外務大臣のイラク訪問時、カーズィミー首相に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等の働きかけを実施した。

令和4年度目標

1 湾岸諸国（GCC 諸国）

日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展及び諸改革に貢献するべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。

2 イラク

日本の高い技術力をイラクの国作りに貢献させていくべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働き掛けていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

1 湾岸諸国は、昨今の気候変動を巡る同行や脱炭素化等の動きを踏まえ、石油依存体質からの脱却やエネルギー分野に限らない産業多角化及び経済社会改革を進めており、湾岸諸国の諸改革の促進に資する日本企業進出及び新規プロジェクトの受注等は、日本と湾岸諸国間の関係を深化させる上で有益である。

2 イラクにつき、日本企業の持つ高い技術力はイラクの復興に大きく貢献することが可能である。新政権の発足に伴う混乱が続いているが、イラク側の日本企業に対する期待は引き続き大きく、今後、イラクの政治情勢が安定すれば、イラクにおけるビジネスチャンスの拡大が予想される。一方で、イラクにおけるビジネス環境をめぐる問題や治安の問題は依然として日本企業進出の障害になっており、これらの改善をイラク政府に働き掛けていくことも重要である。

測定指標 2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等)

	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	6	4	6	4	6

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本と中東諸国の関係はますます重要になってきており、更なる関係強化のため、日・トルコ科学技術大学設立等を通じた国民レベルの交流、多様な分野の当事者を対象とした「中東における暴力的過激主義対策に関する対話」、ハイレベルでの意見交換及び大きな政治的推進力を与える場となる「アカバ・プロセス」など多様な側面から関係強化に関する指標を得ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

新型コロナの影響を受けて他対面での実施が困難な状況が続いているが、オンラインを活用した取組も積極的に活用して実施していくことを目標とし、過去5年間の実績に照らし、これに準じた数の各種交流の回数を実施することを目安とする。

測定指標 2-5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数

(我が国及び相手国とも「政務」レベル以上(我が国政府代表は含まず))	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要	3 (首脳・外相間の電話)	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要	11 (首脳・外相間の電話)	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要

		国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準	会談等は23回)	国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準	会談等は26回	国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠						
中東諸国との関係強化に係る要人往来の実績を測ることで客観的な評価を行うことが重要であり施策の進捗を把握する上でも有益であるため。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、オンライン形式や電話会談等の実施回数を実績欄に参考までに計上する。						

測定指標 2-6 経済条約の締結数						
	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	3	1	2	0	2
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠						
中東各国と日本との経済関係をより強固なものにするため、経済分野での条約の更なる締結を目指す。具体的には、現在交渉中の経済条約のうち2件以上の早期締結と新規案件の交渉開始を目指す。						

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位: 百万円)			当初予算額 (単位: 百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
① 中東地域 諸国との関係強化 (*)	1 中東諸国における経済外交推進 中東地域各国との間で経済外交を進めるとともに、日トルコ EPA 等種々の経済条約の締結に向けた取組を継続する。 これにより、我が国と同地域の経済関係の強化、ひいては同地域の安定のための支援にも寄与する。				2-2 2-6
	2 イスラム世界との新時代パートナーシップ構築セミナー 「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)、イラン核問題を巡る動向、ホーシー派によるイエメン国内紛争の激化、サウジのサルマン体制の確立と内政及び外交面での変化、湾岸地域の安全保障の状況は新たな段階に差し掛かっている中、セミナーを開催しこれらの諸国との意見交換を行う。 これにより、我が国としても、これらの変化が湾岸諸国の安定性を含めどのような影響をもたらすかについての確かな分析を行う上で、湾岸諸国自身の地域安全保障に関する認識を包括的に把握していく。				2-1 2-3 2-4
	3 GCC諸国との経済連携関連 石油及び天然ガスの産出国である GCC 諸国資源国と積極的に経済条約の交渉・締結を進める。 これにより、資源国との関係を重視する政策の実施に貢献する。				2-2 2-3 2-6
	4 アラブ諸国との対話強化 平成 29 年 9 月に河野外務大臣の出席を得てエジプトのカイロにて第一回日アラブ政治対話を開催。中東に対する日本の基本的立場を説明しつつ、アラブ連盟に加盟している各国と更なる関係強化について意見交換を行った。今後は、アラブ諸国との要人往来数を維持・増加させつつ、政治分野を含めた対話を継続することで、包括的なパートナーシップを強化する。				2-1 2-4 2-5

	これにより、要人往来数の増加のみならず、政治・経済分野での事業の積極的な実施と信頼関係の情勢に貢献する。				
	41 (38)	36 (7)	34 (5)	31	0065
②トルコ・日本科学技術大学設立関連経費 (平成 27 年度)	<p>同大学の早期の開学を目指し、大学設置推進協議会及び今後招集される大学理事会において、大学設置に向けての協議、組織運営及び学術的コンテンツの検討を行う。</p> <p>これにより、将来的に国際色豊かな教職員及び学生、多くの高機能を備えた設備等から構成される科学技術を中心とした高い教育水準レベルを提供し得るグローバルスタンダードな大学をトルコ国内に設置するとともに、将来トルコ国内において活躍する専門家の輩出を目指す。</p>				2-1 2-4
	6 (4)	6 (0.4)	5 (0.6)	4	0066
③中東・北アフリカ地域における親日派・知日派発掘のための交流事業 (平成 27 年度)	<p>中東地域から、将来活躍が期待される人材を日本に招へいする。</p> <p>これにより、日本文化や日本の外交政策について理解の促進を図るとともに、被招へい者の中から親日派・知日派を発掘することで、帰国後の日本文化の発信強化を促し、我が国の外交基盤を拡充する。</p> <p>※令和元年度から3年度にかけては新型コロナウイルスの影響で取りやめ。</p>				2-1 2-4
	9 (2)	7 (0.1)	7 (0)	6	0067
④中東・北アフリカ諸国の状況の的確な把握 (*)	<p>情勢が不安定な中東・北アフリカ諸国の状況を、在外公館と緊密に連携しつつ素早かつ的確に把握する。</p> <p>これにより、不確実性の高い中東地域において様々な事案に適切に対応し、必要とされる支援及び我が方の適切な政策立案につなげつつ、ひいては地域の平和と安定に向けて貢献していく。</p>				2-2
	—	—	—	—	—
⑤湾岸諸国との周年事業 (令和 4 年度)	<p>2022 年はアラブ首長国連邦、オマーン、バーレーンとの間で外交関係樹立 50 周年を迎えることから、これら各国との相互理解及び友好協力関係の一層の推進に資するため、以下の事業を実施する。</p> <p>① 日本国内で湾岸諸国との外交関係樹立 50 周年を記念したシンポジウム及び文化イベントを開催。</p> <p>② 周年事業の推進に資する広報文化グッズを作成し、積極的かつ大規模な広報に活用。</p> <p>原油総輸入量の約 9 割を依存する湾岸諸国は、エネルギー安全保障の観点から、我が国にとって極めて重要な戦略的パートナーである。これまで我が国はエネルギー分野を中心に湾岸諸国との良好な協力関係を築き上げてきているが、現在、湾岸諸国が、指導層の交代に伴う国内体制の変化や脱炭素などに伴う国際情勢の変動等に伴い、産業多角化や若者育成などの新たな国作りを推し進めていることを踏まえ、こうした新たな国作りを包括的かつ重層的な取り組みを通じ、一層の関係強化を図ることを本事業の目的とする。</p>				2-1 2-2 2-3
	—	—	—	18	新 22-0002

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策 I - 6 アフリカ地域外交（モニタリング）

令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-I-6）

施策名（※）	アフリカ地域外交																																					
施策目標	<p>アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化を推進する。このため、新型コロナウイルス感染拡大の状況の推移及びその影響を見極めながら、以下を達成する。</p> <p>1 アフリカの成長・開発に関する TICAD プロセス等を推進する。</p> <p>2 アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する国内外の理解促進を効果的に行う。</p>																																					
目標設定の考え方・根拠	<p>アフリカは、豊富な天然資源と増大する人口を背景に、高い潜在力を有し、国際社会からの関心を集めている。また、アフリカ 54 か国との友好関係は、経済的側面だけでなく、国際社会における日本の立場への支持という政治的側面からも非常に重要である。一方、同地域は、政治的混乱、テロといった安全保障上の脅威、貧困や感染症といった開発課題も抱えている。アフリカでの新型コロナウイルス感染拡大がもたらす、中長期的な政治・経済面への影響にも注視が必要である。これら不安定要因の克服に当たり、日本が貢献することは、アフリカのみならず、地域及び世界全体の安定の観点からも重要である。</p> <p>平成5年に日本が立ち上げたアフリカ開発会議（TICAD）は、既に四半世紀を超える歴史を有し、日本の対アフリカ外交の重要な柱であり、首脳会合、閣僚会合等を通じて、アフリカ開発に着実な成果を収め、貢献してきた。</p> <p>令和元年に横浜で開催した TICAD 7 を踏まえつつ、令和4年8月に開催予定の TICAD 8 を見据え、今後も日本の対アフリカ政策に関する我が国及びアフリカ諸国の国民の関心及び理解を深めることで、外交基盤の強化及び国際社会での一層の信頼獲得につなげる。</p>																																					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (百万円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>46</td> <td>41</td> <td>302</td> <td>424</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>46</td> <td>41</td> <td>302</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額(百万円)</td> <td>36</td> <td>5</td> <td>32</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	46	41	302	424	補正予算(b)	0	0	0		繰越し等(c)	0	0	0		合計(a+b+c)	46	41	302		執行額(百万円)		36	5	32					
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																	
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	46	41	302	424																																	
	補正予算(b)	0	0	0																																		
	繰越し等(c)	0	0	0																																		
	合計(a+b+c)	46	41	302																																		
執行額(百万円)		36	5	32																																		
同（分担金・拠出金）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (百万円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>—</td> <td>280</td> <td>263</td> <td>286</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>—</td> <td>29</td> <td>65</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>—</td> <td>308</td> <td>328</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額(百万円)</td> <td>—</td> <td>308</td> <td>328</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	280	263	286	補正予算(b)	—	29	65		繰越し等(c)	—	0	0		合計(a+b+c)	—	308	328		執行額(百万円)		—	308	328					
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																	
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	280	263	286																																	
	補正予算(b)	—	29	65																																		
	繰越し等(c)	—	0	0																																		
	合計(a+b+c)	—	308	328																																		
執行額(百万円)		—	308	328																																		
政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	アフリカ部	政策評価実施 予定時期	令和5年8月																																	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要施策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野1 TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進

施策の概要

- 1 令和元年8月のTICAD7で打ち出された「横浜宣言2019」及び「横浜行動計画2019」に基づきアフリカ開発を推進するとともに、「TICAD7における日本の取組」に基づく施策を推進する。また、令和4年のTICAD8に向けた準備を進める。
- 2 G7及びG20諸国等と連携し、アフリカ開発に向けた取組を進める。
- 3 アフリカ諸国の状況に応じた支援を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第208回国会における岸田総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日）
- ・第208回国会における林外務大臣の外交演説（令和4年1月17日）

測定指標1-1 TICAD プロセスの推進 *

中期目標（一年度）

共催者、アフリカ諸国、他ドナー諸国、国際機関及びNGO等と連携しTICADプロセスを推進し、アフリカの成長及び開発を効果的に後押しするとともに、アフリカとの協力関係を強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

令和2年度目標

令和元年8月に開催されたTICAD7を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大の状況の推移及びその影響を見極めながら、共催者、アフリカ諸国、他ドナー諸国、国際機関及びNGO等と連携しつつ、「横浜宣言2019」及び「横浜行動計画2019」に基づく、アフリカ開発や、「TICAD7における日本の取組」に基づく施策を推進するとともに、これらを含むTICADプロセスのフォローアップを行う。

施策の進捗状況・実績

令和4年に予定されている第8回アフリカ開発会議（TICAD8）のチュニジア開催について、7月、菅官房長官記者会見にて発表した。12月及び令和3年1月の茂木外務大臣のアフリカ6か国（チュニジア、モザンビーク、南アフリカ、モーリシャス、セネガル及びケニア）訪問の際に、TICAD8に向けた連携を各国と確認した。「新型コロナウイルスとの闘い～TICADを通じた日本の貢献～」の概要を日・英・仏の3言語で作成し、外務省ホームページ（HP）で公表することを含め、TICADを通じた日本の取組について積極的に広報した。

令和3年度目標

新型コロナウイルスの影響を踏まえながら、TICAD7の際に採択した「横浜宣言2019」及び「横浜行動計画2019」に基づき、アフリカ開発を推進していく。また、令和元年8月に開催したTICAD7の際に発表した「TICAD7における日本の取組」のフォローアップを行う。

令和4年に予定されているTICAD8の開催に向けて、TICAD閣僚会合の開催等を通じ、TICAD共催者と協力しつつ準備を進める。

施策の進捗状況・実績

TICAD共催者（日本、アフリカ連合委員会、国連、世界銀行、国連開発計画）は、「横浜行動計画2019」の進捗や実施をモニタリングするため、5月にモニタリングのための専用ウェブサイト立ち上げ、TICADパートナーに対し、進捗状況の報告を呼びかけた。ウェブサイトを通じて報告された進捗状況を取りまとめ、12月、「TICAD7における日本の取組」で公表した日本の取組を含む各取組の進捗状況を公表した。さらに、7月には、TICADプロセス・モニタリング合同委員会を開催し、外務省を含む日本政府関係省庁・機関、TICAD共催者、アフリカ連合常駐代表委員会、チュニジア外務省、在京アフリカ外交団、アフリカ連合開発庁-アフリカ開発のための新パートナーシップ計画調整庁（AUDA-NEPAD）、関係国際機関、パートナー国、民間セクター及び市民社会の代表者の参加の下、「横浜行動計画2019」を含むTICAD7のフォローアップを行い、その結果を外務省ウェブサイトに掲載した。

TICAD共催者との累次にわたる調整を経て、令和4年2月8日、TICAD8を8月27日及び28日に開催することを松野官房長官記者会見にて発表した。TICAD8に先駆け、TICAD閣僚会合を令和4年3月

26日及び27日にオンラインにて開催した。林外務大臣からは、新型コロナウイルス感染症がアフリカの経済・社会に甚大な影響を及ぼす中、日本として、人間の安全保障の理念の下、「人」や「成長の質」に重点を置きながら、アフリカの開発目標である「アジェンダ2063」及び持続可能な開発目標(SDGs)の実現を後押ししていく旨述べた。また、今般のロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更であり、国際秩序の根幹を揺るがす国際法違反行為として決して認められず、国際社会として一致して対処していく必要がある旨強調した。さらに、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」のビジョンの下、ルールに基づく自由で開かれた国際秩序を構築することの重要性、開発金融の公平性・透明性の重要性及び国連安保理改革の必要性も取り上げた。また、鈴木外務副大臣からは、人間の安全保障の実現のため、「保護」と「能力強化」に加えて「連帯」が求められていることに触れつつ、引き続き日本としてアフリカにおける新型コロナウイルス感染症の克服を後押ししていくほか、「人」への投資や環境分野での支援を実施していく旨述べた。さらに、持続可能な平和と安定の実現のため、民主主義の定着や法の支配の推進に向けたアフリカの努力を後押ししていく旨述べた。これらに対し、アフリカ諸国等から、TICADプロセスを通じた日本のアフリカ開発への貢献に対する評価と、COVAXへの支援やワクチン供与、コールド・チェーン整備等を含む日本の支援に対する謝意が表明されたほか、ウクライナ情勢とその影響について懸念が表明され、国際社会が協力することの必要性について言及があった。

令和4年度目標

8月に開催予定のTICAD8を成功裏に開催し、アフリカ自身が主導する発展を引き続き力強く後押しし、ポストコロナを見据えたアフリカ開発の針路を示す。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

本年度はTICAD8を開催予定。TICADは日本の対アフリカ外交の基軸であり、TICADプロセスを通じ、アフリカとの関係強化を図り、日本外交の優先課題を進めていく、また、新型コロナウイルス感染症がアフリカの経済・社会に甚大な影響を及ぼす中、日本として、ポストコロナも見据え、アフリカ開発の針路を示していくことで、国際社会と連携しながらアフリカ開発を推進していく考えであり、このような目標を設定した。

測定指標1-2 対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進 *

中期目標(一年度)

他の援助国との政策協議を積極的に行い、また、G7・G20関連会合等の国際的フォーラムに積極的に参加することで、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図り、アフリカ開発を効果的に促進する。また、国際機関と連携し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた議論を主導することで、国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

令和2年度目標

新型コロナウイルス感染拡大の状況の推移及びその影響を見極めながら、以下を推進する。

- 1 G7/G20プロセスにおいては、プロセスに積極的に参画し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。
- 2 仏、英、米、独、スペイン等の関連諸国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより、各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。
- 3 国連開発計画やアフリカ連合と連携し、アフリカの平和と安定に向けた取組を積極的に後押しする。

施策の進捗状況・実績

- 1 4月に開催された新型コロナウイルス感染症に関するG7首脳テレビ会議では、安倍総理大臣から、医療体制・保健システムの脆弱な国に対する支援が重要であることを強調し、アフリカへの支援の重要性についてG7首脳の間で一致した。また、11月に開催されたG20リヤド・サミットでは、コロナ禍におけるアフリカの開発について議論を行い、G20として、持続可能な資金調達を選択肢を追求することを含め、アフリカ諸国が危機を克服するための支援を行うことを決意するとともに、「アフリカ及び後発開発途上国の工業化の支援に関するG20イニシアティブ」、「G20アフリカ・パートナーシップ」、「アフリカとのコンパクト」及びその他関連イニシアティブへの継続的な

支援を再確認する旨の首脳宣言を発出した。

- 2 仏との協力に関して、10月の日仏外相会談及び日仏外相ワーキングディナーにおいて、アフリカを含むインド太平洋地域における日仏協力を推進するために緊密に協力していくことを確認した。また、11月に、アフリカにおける事業に関心を寄せている日本及び仏の企業向けに、在日フランス商工会議所主催の第3回日仏ビジネスサミットが開催され、「アフリカ地域におけるビジネス：新たなビジネスパートナーシップに向けて」のテーマの下、アフリカ部参事官を始めとする日仏政府関係者、ビジネスリーダー及び研究者等との間で、アフリカ地域におけるビジネスに関する議論が行われた。

英との関係では、12月に日英アフリカ局長協議を実施し、日本のTICADプロセスを通じたアフリカ開発支援に関する取組を紹介するとともに、アフリカにおける日英協力や、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現に向けた協力について議論した。また、令和3年1月、日英で協力してケニアにおける海上保安機関支援を実施した。令和3年2月の日英2+2共同声明において、アフリカを含む開発途上国におけるFOIPの実現に向けた協力について言及された。令和3年3月には日英アフリカ局長協議を実施し、対アフリカ政策を含む英国の「安全保障、防衛、開発及び外交政策の統合的見直し」について説明を受けるとともに、ソマリア、エチオピア、サヘル地域の地域情勢について意見交換を行い、アフリカにおいて引き続き両国で連携していくことを確認した。

米との関係では、国務省との間でアフリカに関する日米協議を実施する方向で一致し、令和3年3月、バイデン新政権下で日米アフリカ協力に係る局長級協議を開催し、米側が再びアフリカに関与していく方針が示されるとともに、エチオピア、サヘル地域、ソマリア及びモザンビーク情勢等を中心に広範囲にわたり意見交換を行った。

独との関係では、7月の日独首脳テレビ会談において、新型コロナウイルス感染症対策について、アフリカ・サヘル地域を含む途上国への支援に関しても連携することを確認した。

スペインとの関係では、12月に日西課長級協議を実施し、アフリカ地域情勢等について意見交換を行い、アフリカにおいても日西で連携していくことを確認した。

- 3 国連開発計画やアフリカ連合との関係では、日・UNDP パートナーシップ基金を通じたPKO訓練センター支援及びAU平和基金への拠出による案件実施を通じ、アフリカ自身によるアフリカの平和と安定に向けた取組を支援した。また、令和3年3月にオンラインで開催された第2回アスワン・フォーラム及び「サヘルのための国際的連合」閣僚会合に、それぞれ鷲尾外務副大臣がビデオ・メッセージ形式で出席し、治安・人道・開発面で課題を抱えるアフリカにおける日本の取組を紹介し、関係国・機関に対し協調を呼び掛けた。

令和3年度目標

新型コロナウイルス感染拡大の状況の推移及びその影響を見極めながら、以下を推進する。

- 1 G7/G20プロセスにおいては、プロセスに積極的に参画し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。
- 2 仏、英、米等の関連諸国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより、各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。
- 3 国連開発計画やアフリカ連合と連携し、アフリカの平和と安定に向けた取組を積極的に後押しする。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月28～30日に行われたG20外相及び開発大臣閣連会合において、アフリカに係るセッションに茂木外務大臣が出席し、令和2年12月及び令和3年1月にアフリカ諸国を歴訪し、アフリカ自身が主導する発展を力強く後押ししていく決意を表明したことを紹介し、ワクチンへのアクセスを含め、アフリカにおける保健・医療体制の構築を日本として後押ししていくこと、産業人材育成及び技術移転により、アフリカとのビジネスを促進していくこと、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」のビジョンの下、アフリカにおいて連結性強化等の支援を進めていくことを述べるとともに、TICAD8に向け、G20メンバーを始めとする関係国・機関と連携しながら、躍動するアフリカの実現に貢献していく旨表明した。

12月11～12日に行われたG7外務・開発大臣会合では、G7として、令和4年のアフリカを含む世界中でのワクチン接種に向けたコミットメントを再確認するとともに、地域のワクチン製造・規制能力を拡大し、保健システムを強化し、質の高いワクチン等の提供のために協力することにコミットした。

2 仏との協力に関しては、6月にサブサハラ・アフリカに関する日仏アフリカ局長協議をオンラインで実施し、アフリカ地域情勢について意見交換するとともに、アフリカにおいて引き続き両国で連携していくことを確認した。また、7月の日仏首脳会談においてアフリカの民間部門を強化する活動を継続していくことを確認するとともに、11月の日仏首脳電話会談においてアフリカ開発について意見交換を行った。さらに、令和4年1月に開催された第6回日仏外務・防衛閣僚会合では、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向け、ジブチで協力が進展していることを高く評価するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたアフリカの平和と安定のための連携やサヘル地域の安定化及び開発への取組、TICAD 8に向けた期待などを確認しており、アフリカに関する仏との協議・意見交換が活発に行われた。

米との協力に関しては、12月に、鈴木外務副大臣がパワーUSAID 長官と協議し、アフリカにおける保健分野の協力等につき確認した。

3 国連開発計画やアフリカ連合との関係では、日・UNDP パートナーシップ基金を通じた PKO 訓練センター支援及び AU 平和基金への拠出による案件実施を通じ、アフリカ自身によるアフリカの平和と安定に向けた取組を支援した。PKO 訓練センター支援においては、4か国（ジブチ、ナイジェリア、ベナン及びマリ）の PKO 訓練センターを対象とし、訓練プログラム支援や訓練インフラ整備支援、機材購入支援等を実施した。また、訓練プログラム策定と実施のため、防衛省と協力し、エチオピアの PKO 訓練センターに自衛隊講師を派遣した。AU 平和基金では、エチオピアにおける政府職員及び平和構築要員に対する指導者研修、南スーダンの安定化のための暫定政府の能力強化を含む、AU による紛争の予防・調停・仲介に係る取組を支援した。

これらを通じ、支援対象となった PKO 訓練センターの平和構築に係る能力開発や訓練環境の整備に貢献した。加えて TICAD プロセス推進支援拠出金を UNDP に拠出し、UNDP 及び AUC も共催者となっている TICAD プロセスへの取組を後押しした。

令和4年度目標

新型コロナウイルス感染拡大の状況の推移及びその影響を見極めながら、以下を推進する。

- 1 G7/G20 プロセスにおいては、プロセスに積極的に参画し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。
- 2 仏、英、米等の関連諸国との政策協議や意見交換を実施し、各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。
- 3 国連開発計画やアフリカ連合と連携し、アフリカの平和と安定に向けた取組を積極的に後押しする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

G7/G20 プロセスにおけるアフリカ関連会合等への参加や、関連諸国との政策協議に係る取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組を密に連携させることは、効果的なアフリカ開発を推進する観点から重要である。

測定指標1-3 アフリカの緊急ニーズへの対応 *

中期目標（一年度）

アフリカからの支援ニーズに対する迅速な対応の実績を重ねることにより、人道的危機の軽減や不安定要因の削減という形でアフリカの開発及び平和と安定に貢献し、ひいては我が国の国際社会でのリーダーシップを強化する。

令和2年度目標

アフリカにおける以下を始めとする緊急支援ニーズを把握するとともに、これらニーズに迅速に対応し、人道的危機の軽減や不安定要因の削減に貢献する。

- 1 新型コロナウイルスを始めとする感染症の流行、自然災害の発生時等に起因する緊急の支援ニーズ
- 2 アフリカの平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

施策の進捗状況・実績

- 1 感染症、自然災害等に起因する緊急の支援ニーズに対し、以下のとおり迅速に対応した。
 新型コロナウイルス感染症のアフリカでの流行を受けて、第一次補正予算等を活用した医療機材等の供与を内容とする無償資金協力や国際機関経由の支援を行ったほか、6月にはサブクトビバタ被害により深刻な食糧危機が懸念される南スーダン、スーダン及びウガンダに対し、緊急無償資金協力の支援を行った。8月には、ブルキナファソ、チャド及びニジェールにおいて、悪化する治安状況により難民及び国内避難民となった人々並びにホストコミュニティに対する支援として、480万ドル（5億2,800万円）の緊急無償資金協力を実施した。8月から9月にかけて、モーリシャス沿岸における油流出事故に際し、三次にわたり国際緊急援助隊を派遣し、油防除作業や環境分野の支援活動のほか、沿岸警備隊への油防御研修や油防御関連資機材を提供した。9月には、洪水被害を受けたニジェール及びスーダンに対し、緊急援助物資を供与した。10月には、モザンビーク北部カーボデルガード州における治安状況の悪化により国内避難民となった人々及びホストコミュニティに対する支援として、420万ドル（4億6,200万円）の緊急無償資金協力を実施した。12月には、エチオピア・ティグライ州における武力衝突を受け、スーダンに流入したエチオピアからの難民に対し、330万ドル（3億6,300万円）の緊急無償資金協力を実施した。令和3年2月には、エチオピアの国内避難民等に対し、660万ドル（7億2,600万円）の緊急無償資金協力を実施したほか、マダガスカル及びジンバブエにおける食糧危機に対する国連世界食糧計画（WFP）及び国連児童基金（UNICEF）を通じた合計750万ドル（8億2,500万円）の緊急無償資金協力を実施した。令和3年3月には、人道危機に起因する食糧危機に直面するブルキナファソ、中央アフリカ、チャド、コンゴ民主共和国、マリ、ニジェール及び南スーダンに対して、WFP、UNICEF及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を通じて、2,890万ドル（31億7,900万円）の緊急無償資金協力を実施した。
- 2 アフリカの平和と安定に対する貢献として、NAPSA（アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ）の下、様々な取組を進めた。例えば、8月に国軍兵士の一部による反乱を受け暫定政府が発足したマリにおいて、暴力的過激主義の予防に関する能力向上等を目的としたPKO訓練センターへの支援を実施した。また、海賊行為により航行の安全が脅かされているギニア湾沿岸国を対象として、海賊対策に従事する政府当局関係者・専門家の能力構築等を目的とした教育プログラムの策定を含むPKO訓練センターへの支援を実施した。

令和3年度目標

アフリカにおける以下を始めとする緊急支援ニーズを把握するとともに、これらニーズに迅速に対応し、人道的危機の軽減や不安定要因の削減に貢献する。

- 1 新型コロナウイルスを始めとする感染症の流行、自然災害の発生時等に起因する緊急の支援ニーズ
- 2 アフリカの平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大は、令和2年に続き令和3年においても、アフリカの経済・社会に引き続き甚大な影響を及ぼしており、アフリカでは、累計感染者数が900万人以上に上っている（令和3年12月時点）。他方で、世界でワクチン接種が進む中、アフリカ全体におけるワクチン接種率は11%（令和3年12月時点）に止まり、ワクチン接種率の向上が重要な課題となっている。このような状況の中、日本は、過去数十年にわたり、途上国の隅々まで届く医療供給網の整備に貢献してきた経験をいかし、引き続き、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束に向け、ワクチンを世界の一人ひとりに届けるため、4月にアフリカの25か国（アルジェリア、アンゴラ、カメルーン、コンゴ（民）、ジブチ、エジプト、エスワティニ、エチオピア、ガーナ、ギニア、ケニア、リベリア、リビア、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ナイジェリア、セネガル、ソマリア、南スーダン、チュニジア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ）に対し、ワクチン接種体制を構築する「ラスト・ワン・マイル支援」として、コールド・チェーンの整備や接種能力強化などの支援を行うことを発表した。また、令和4年2月にアフリカの10か国（ボツワナ、ガボン、ガンビア、ギニアビサウ、レソト、ナミビア、ニジェール、南アフリカ、タンザニア、トーゴ）に対し、同様の支援を行うことを発表した。加えて、岸田総理大臣は、12月に行われた東京栄養サミット2021において、アフリカに対し、1,000万回分を目処としてワクチン供与を行うとの表明を行った。

自然災害の発生時等に起因する緊急支援ニーズに対しては、令和4年1～2月に襲来した熱帯低気圧による洪水被害を受けたマダガスカル、マラウイ、ザンビアへ緊急援助物資の供与を行った。また、6月、日本政府は、コンゴ民主共和国におけるニラゴンゴ火山の噴火被害に対し、同国政府からの要請を受け、国際協力機構（JICA）を通じ、緊急援助物資（テント、ポリタンク、浄水器

等) を供与した。

2 TICAD 7 の際に提唱した、「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ (NAPSA)」の下、紛争・テロ地域の安定化に向けた支援、制度構築・ガバナンス強化や若者過激化防止に向けた支援に取り組み、これまでに、アフリカにおける PKO 訓練センターへの支援や、暴力的過激主義の防止と対策における対応能力、国境管理能力強化、女性や若者の雇用創出・対応能力強化、女性のエンパワーメントのための案件を実施し、紛争やテロ等の根本原因に対処する支援を行った。

加えて、12 月には、エチオピア北部の治安悪化を受けた人道危機への対応として、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国連世界食糧計画 (WFP) 等を通じた合計 1,240 万ドル (約 13 億 3,920 万円) の緊急無償資金協力を実施した。

令和 4 年度目標

アフリカにおける以下を始めとする緊急支援ニーズを把握するとともに、これらニーズに迅速に対応し、人道的危機の軽減や不安定要因の削減に貢献する。

- 1 新型コロナウイルスを始めとする感染症の流行、自然災害の発生時等に起因する緊急の支援ニーズ
- 2 アフリカの平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

TICAD プロセスを通じた継続的な支援に加え、新型コロナウイルスを始めとする感染症の流行や自然災害、政情不安等の突発的事象に起因する緊急の支援ニーズに応えることは、アフリカにおける人道的危機の軽減や不安定要因を削減するために有効である。また、アフリカ諸国の要請及びニーズに応じた支援を行うことにより、アフリカ各国及びアフリカ連合それぞれとの関係の発展に寄与し、我が国のアフリカにおけるプレゼンスの向上につながる。これらの実績の蓄積がアフリカにおける持続可能な開発や平和と安定に向けた基盤となり、我が国に対する国際社会の信頼強化につながるため、上記実績を測ることは施策の進捗状況を把握する上で有益である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
① TICAD プロセス (平成 19 年度)	「TICAD 7 における日本の取組」など、我が国の支援策も含めて着実に実施する。 アフリカ諸国、ドナー諸国、国際機関、市民社会等から参加を得て、令和元年 8 月に TICAD 7 を横浜で開催。多くのアフリカ首脳に参加を実現し、会議を通して日・アフリカ関係発展に寄与した。 令和 4 年 8 月に開催予定の TICAD 8 に向け、引き続きアフリカ開発を後押しする。				1-1
	1,758 (1,753)	28 (0.7)	287 (30)	410	0071
② アフリカ諸国との関係強化費 (平成 11 年度) ※この達成手段は、本施策個別分野 2 にも関連する。	(本個別分野に関連する取組) G 7 / G 20 プロセスを始めとする多国間枠組みへの参画、他の援助国との政策協議等を実施する。 上記取組は、国際社会での我が国のリーダーシップの強化及びアフリカ開発の効果的な推進に寄与する。				1-2
	22.4 (19.9)	22 (11.6)	22 (8.5)	19	0072
③ 国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (アフ	本拠出金は、国連 PKO ミッションや、アフリカ連合 (AU) 等地域・準地域機関主導のミッション、テロ対策のための多国籍合同部隊が数多く展開するものの、専門的な訓練を受けた平和維持要員が不足しているアフリカにお				1-2

リカ PKO センター支援) (任意拠出金) (平成 21 年度)	いて、アフリカ自身の平和維持能力向上支援に向けて、アフリカ諸国出身の平和維持要員の訓練にあたるPKO訓練センター等の訓練能力を強化することを目的としている。本事業(拠出金)は、アフリカに所在するPKO訓練センター等の訓練能力を強化するため、訓練施設(講義教室等)の建設・修復や資材(机、椅子、車両、視聴覚機材等)の供与、訓練コース開催経費(教材費、講義通訳費、受講生の旅費・日当等、日本人(自衛隊講師・文民)を含む国際専門家の招請費用(旅費・日当)等)等に充てられる。訓練の対象は、現場のPKOに派遣される要員の場合もあるが、多くは部隊の指揮官や自国で訓練講師を務める者等も含んでおり、訓練の波及効果も期待できる。 こうした我が国の貢献は、アフリカ自身の平和維持能力の向上に資するとともに、積極的平和主義の取組の一環として、国際平和協力、国際テロ対策協力を含む我が国の平和構築分野での貢献を国際社会にアピールする上で重要である。					
	352 (352)	588 (588)	123 (123)	121	0073	
④アフリカ連合(AU)平和基金拠出金(任意拠出金) (平成8年度)	近年、アフリカの平和・安全保障分野、特に紛争予防・紛争解決分野においては、アフリカ自身の取組(調停、ミッションの派遣、選挙監視団派遣、早期警戒システム等)の重要性が増している。本基金は、これらの分野におけるAUの活動を支援するものである。 本拠出金は、紛争リスクの早期把握を可能とする大陸早期警戒システム等への支援、中央アフリカ共和国における平和と和解のイニシアティブ支援、南スーダンの安定化のための活動支援、マリ/サヘル地域、ブルンジ、南スーダン、ソマリア、リベリア、コートジボワール、中央アフリカ共和国のAU連絡事務所等の開設・運営の支援に活用されてきている。 こうしたAU平和基金を通じた我が国の貢献は、AUの紛争予防、紛争解決及び紛争後の復興・開発に係る取組に寄与するとともに、アフリカ諸国及びAUとの関係強化に資する。					1-2
	14 (14)	15 (15)	14 (14)	14	0074	
⑤国際連合開発計画(UNDP)拠出金(TICADプロセス推進支援)(任意拠出金) (平成8年度)	本拠出金は、UNDPによるアフリカの抱える諸課題の解決に資する事業や、アフリカ開発会議(TICAD)関連会合の運営に活用され、日本の対アフリカ外交の中核を成すTICADプロセスを着実に推進することを目的とする。特に、日本政府単独では実施が困難な事業の実施や、TICAD共催者間の各種調整の円滑化や関係強化を目指している。 本拠出金を通じてUNDPのノウハウやネットワークを活用し、TICADにおける主要アジェンダに取り組むことで、アフリカの抱える諸課題の解決に大きく寄与している。					1-1
	96 (96)	128 (128)	126 (126)	151	0076	
⑥政府間開発機構(IGAD)拠出金 (平成29年度)	本拠出金は、南スーダン情勢安定化の鍵を握る、政府間開発機構(IGAD)が行う平成27年合意(衝突解決合意)の履行再活性化の取組に対する支援に充てられる。 本拠出金を通じ、TICAD7における3本柱の一つである「平和と安定」に寄与し、アフリカの開発推進に貢献する。					1-2
	120 (120)	0 (0)	65 (0)	0	0075	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野2 アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進

施策の概要

- 1 招へいスキーム及び交流事業等を通じた広範な分野・レベルでの対話・交流により、アフリカとの友好関係を促進する。
- 2 TICAD 関連会合を始めとする多国間会合や大統領就任式等の行事の機会を捉えた政務の積極的なアフリカ訪問、貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。
- 3 令和4年開催予定のTICAD8に向け、メディア等を通じた広報活動を展開し、日本の対アフリカ政策の理解の促進を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第7回アフリカ開発会議（TICAD7）閉会式における安倍総理大臣による挨拶（令和元年8月30日）

測定指標2-1 アフリカとの対話・交流の推進 *

中期目標（一年度）

アフリカとの対話・交流を幅広い分野・レベルにおいて活発化することで、我が国に対する理解と信頼を高め、アフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化させる。

令和2年度目標

- 1 アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため、新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、以下を実施する。
 - (1) アフリカ諸国の元首や外相、その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。
 - (2) 多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により、各国要人との会談を実現する。
- 2 貿易投資促進官民合同ミッションや日・アフリカ官民経済フォーラムの実施等を通じ、民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。

施策の進捗状況・実績

コロナ禍の影響でアフリカ要人の訪日は実現しなかったものの、感染症対策を万全にしつつ、以下を実施した。

1

- (1) 安倍総理大臣は、4月にアビィ・エチオピア首相と電話会談を実施した。茂木外務大臣は、10月、パリ訪問中にオマモ・ケニア外務長官と会談を対面形式で実施したことに加え、12月に、チュニジア、モザンビーク、南アフリカ及びモーリシャス、令和3年1月に、セネガル及びケニアのアフリカ計6か国を訪問し、先方国家元首・外相等ハイレベルとの会談等を対面形式で実施した。さらに、茂木外務大臣は、パンドール南ア国際関係・協力相（6月）、ジャグナット・モーリシャス首相（9月）、ラマポーザ南ア大統領（12月）、オンエアマ・ナイジェリア外相（令和3年1月）との電話会談も実施した。
 - (2) 6月、鈴木外務副大臣がテレビ会議形式で開催された「スーダン・パートナーシップ会合」に出席し、スーダンの民政移管や対スーダン支援について意見交換を行った。7月に、中谷外務大臣政務官が、駐日ギニア大使、同ベナン大使、同モーリタニア大使及び同マリ大使と昼食会を開催し、日本の新型コロナウイルス対策への支援等について意見交換を行った。11月には、駐日セネガル大使館の主催により、日・セネガル外交関係樹立60周年記念式典が開催され、外務省から鷲尾外務副大臣が出席した。さらに、鷲尾外務副大臣は、令和3年3月に第2回アスワン・フォーラム及び「サヘルのための国際的連合」閣僚会合に、それぞれビデオ・メッセージ形式で参加し、アフリカの平和と安定に向けた日本の取組をアピールした。
- 2 11月に関係機関と協力し、オンラインでモーリシャス貿易投資促進セミナーを開催し、日本企業や第三国企業に対して、対モーリシャス投資を呼び掛けることを通じて、モーリシャスの経済・社会の回復・発展を後押しした。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度に予定されていた貿易投資促進官民合同ミッションは延期された。

令和3年度目標

- 1 アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため、新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、以下を実施する。
 - (1) アフリカ諸国の元首や外相、その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。
 - (2) 多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により、各国要人との会談を実現する。
- 2 貿易投資促進官民合同ミッションや日・アフリカ官民経済フォーラムの実施等を通じ、民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって要人の往来が制限される中、日・アフリカ間で様々なレベルでの人的交流が行われた。6月には対面及び8月には電話会談の形式で、茂木外務大臣がビルタ・ルワンダ外相と外相会談を実施し、ビジネスや科学技術を含む幅広い分野について議論し、令和4年の日・ルワンダ友好関係樹立60周年に向けた協力関係強化の機運を今後も協力して高めていくことで認識を一致させた。夏に開催された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際しては、ニャンデン南スーダン副大統領を始めとし、サブサハラ・アフリカ27か国から閣僚級の要人が訪日した。ニャンデン・南スーダン副大統領による菅総理大臣表敬では、日・南スーダン外交関係樹立10周年の節目にスポーツを通じた人的交流の更なる促進及び南スーダンの和平プロセスの早期実現に向けた二国間協力関係の強化等について認識を一致することができた。カメルーン代表選手団が大分県日田市において、また、ガーナ代表選手団が福島県猪苗代町において事前キャンプを行うなど、オリンピック・ホストタウン等を通じた交流は、アフリカと日本の地方自治体の交流を促す契機となった。また、12月には、セネガルで開催された第7回アフリカの平和と安全に関するダカール国際フォーラムに鈴木外務副大臣がビデオ・メッセージ形式で参加し、日本の取組等についてステートメントを行った。さらに、令和4年3月のTICAD閣僚級会合では、林外務大臣がガーナ、エジプト、チュニジア、セネガル、アンゴラ及びウガンダとの間で外相テレビ会談を行うとともに、ケニアの財務・計画相との間でテレビ会談を行った。
- 2 12月に予定されていた第2回日アフリカ官民経済フォーラムの全体会合は、オミクロン株の流行を受けて実施できなかったが、分科会については2日間にわたってオンライン形式で実施することができた。50名以上の登壇者が活発な議論を行ったほか、15本の協力覚書／パートナーシップが紹介された。

モーリシャス・モザンビークに派遣を予定していた貿易投資促進官民合同ミッションは、令和3年度中の派遣は実現できなかった。一方で、オンラインを通じて民間企業向けに貿易投資セミナーを4回開催し、チュニジア、ケニア、南アフリカ、モーリシャスを始めとするアフリカ諸国に焦点を当て、コロナ禍にあっても民間企業の対アフリカ投資を促した。

令和4年度目標

- 1 アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため、新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、以下を実施する。
 - (1) アフリカ諸国の元首や外相、その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。
 - (2) 多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により、各国要人との会談を実現する。
- 2 貿易投資促進官民合同ミッションや日・アフリカ官民経済フォーラムの実施等を通じ、民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アフリカとの要人レベルでの対話・交流の実績を測定することは、アフリカとの協力関係促進のための取組の実績を把握する上で有益である。また、民間レベルでの経済的な関係深化、産業人材育成協力を通じた知日派・親日派の育成は、我が国の歴史や文化、社会についてアフリカ側の理解を深め、我が国に対する信頼を高めるとともに、ひいてはアフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化させる上で不可欠である。

測定指標 2-2 我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進

中期目標（--年度）

活発な広報活動を通じ、我が国の対アフリカ政策に関する国内での支持基盤の強化を行うとともに、我が国及びアフリカ諸国の国民、並びに国際社会の理解・関心を一層増進し、アフリカとの協力関係の強化につなげる。

令和 2 年度目標

新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、以下を推進する。

- 1 国民の間での TICAD を始めとする日本の対アフリカ外交に対する理解が深まり、関心が高まるよう、一層の広報を行っていく。
- 2 今後予定される TICAD 閣僚会合や TICAD 8 に向けて、これらの会合に関する発信を国内外において、TICAD 共催者、他省庁、JICA、ジェトロ、アフリカビジネス協議会、民間企業や NGO 等と連携し、在外公館の広報リソース等も活用しながら、各ホームページ、SNS、パンフレット、インターネット動画、講演会、外国人記者招へい等を通じて行っていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 コロナ禍においても TICAD を通じた日本のアフリカへの貢献に関する広報を強化する目的から、「新型コロナウイルスとの闘い～TICAD を通じた日本の貢献～」と題する広報資料を日・英・仏の 3 言語で作成し、外交団等に配布し、TICAD への理解を深めた。
- 2 令和 3 年 2 月、在セネガル大使館とダカール高等経営学院との共催の下、「日本の対アフリカ政策：継続と変化 アフリカにおける安全保障 21 世紀における日本の挑戦」をテーマに、片岡貞治早稲田大学教授を講師として招いたオンライン講演会を実施した。講義後には現地日刊紙によるプレス・インタビューも設定し、日本のアフリカ政策を広くセネガル国民に発信する契機となった。
令和 3 年 3 月、在ルワンダ大使館主催の下、「日本企業の成功例」というテーマで平野克己日本貿易振興機構・アジア経済研究所・上席主任研究員を講師として招いたオンライン講演会を開催し、ルワンダ政府や企業へ日本企業のアフリカ進出の様子を周知するとともに、日本企業の関係者に対しても、投資先としてのルワンダの将来性を広報した。また、ブルキナファソのジョゼフ・キゼルボ大学のラビウ・シセ学長をオンラインで招へいし、京都精華大学ウスビ・サコ学長との意見交換を実施し、二国間の大学連携や日本の対アフリカ政策への理解を促進した。
- 3 11 月に「対モーリシャス貿易投資促進セミナー」の主催や経団連等によるアフリカ投資セミナーでのアフリカ部幹部による講演等を通じ、対アフリカ投資拡大に向け、官民が連携し、様々な取組を進めていくことの重要性への理解を促した。

令和 3 年度目標

新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、以下を推進する。

- 1 国民の間での TICAD を始めとする日本の対アフリカ外交に対する理解が深まり、関心が高まるよう、一層の広報を行っていく。
- 2 今後予定される TICAD 閣僚会合や TICAD 8 に向けて、これらの会合に関する発信を国内外において、TICAD 共催者、他省庁、JICA、ジェトロ、アフリカビジネス協議会、民間企業や NGO 等と連携し、在外公館の広報リソース等も活用しながら、各ホームページ、SNS、パンフレット、インターネット動画、講演会、外国人記者招へい等を通じて行っていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 TICAD 公式ツイッターにより、日頃から TICAD やアフリカへの支援に関する発信を積極的に行った。令和 4 年 3 月の TICAD 閣僚会合においては、閣僚会合の進行に合わせて投稿を行い、タイムリーに状況が伝わるような発信を行った。また、UNDP を通じて、TICAD 7 の議論を踏まえ、対話型のイベントである“Afri Converse”を計 5 回、アウトリーチイベントを 3 回開催し、日本の取組を発信するとともに、市民社会を含む幅広い関係者の理解の啓発につなげた。加えて、アフリカ部長を始めとするアフリカ部幹部が、経済情勢研究所や「アフリカ政策パネル」等、外部のセミナーに出席し、スピーカーとして、日本のアフリカ外交に係る考え方を発信した。
- 2 TICAD 閣僚会合に向けて、以下を実施した。
 - ・海外プレスを招へい（オンライン）し、TICAD の歴史や意義、TICAD を通じた日本のアフリカへの支援について説明し、各国記者からは多岐にわたる質問があり、活発な議論が展開された。
 - ・TICAD の取組や意義をまとめた TICAD 8 広報動画を作成（UNDP 連携）し、令和 4 年 3 月にテレビ会議

形式にて開催された TICAD 閣僚会合の際に放映した。

令和4年度目標

新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、国民の間での TICAD を始めとする日本の対アフリカ外交に対する理解が深まり、関心が高まるよう、一層の広報を行っていく。特に、本年開催される TICAD 8 を念頭に、在外公館の広報リソース等も活用しながら、国内外において、各ホームページ、SNS、パンフレット、インターネット動画、講演会、外国人記者招へい等を通じて発信を強化していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解と信頼は、対アフリカ外交を推進する上で不可欠な重要な基盤であることから、その取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

特に、今年度開催予定の TICAD 8 は、日本の対アフリカ政策について日本国民のみならず、アフリカ諸国の国民にも正確な理解を促す上で重要な機会となる。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①アフリカ諸 国との関係強 化費 (平成11年 度) ※この達成手 段は本施策個 別分野1にも 関連する。	(本個別分野に関連する取組) 新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、首脳 級を始めとする各種人的往来を実施するとともに、アフリカ関連の TICAD 関 連会合や経済関連フォーラムを開催する。 これらの取組により、日・アフリカ間の人的ネットワークを拡充し、同時 に、アフリカ側の対日理解を促進するとともに、我が国民間や国民のアフリ カに対する関心を増進する。				2-1 2-2
	22.4 (19.9)	22 (11.6)	22 (8.5)	19	0072 (再掲)

(注) 達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅱ 分野別外交（モニタリング）

施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組
(モニタリング)

令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-II-1）

<p>施策名（※）</p>	<p>国際の平和と安定に対する取組</p>				
<p>施策目標</p>	<p>我が国の平和、安全及び繁栄を確保する（①）とともに、国際社会の平和と安定のための国際的な努力に積極的に寄与（②）するため、以下を達成する。 1 有識者との意見交換及び研究の成果を踏まえ、中長期的かつ総合的な外交政策を企画、立案及び発信する。（①、②） 2 インド太平洋地域の平和と安定を確保するとともに、同地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、海上の安全を確保する（①、②）。二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、北極をめぐる課題への対応における国際社会でのプレゼンスを確保する（②）。また、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保するためのサイバー外交を推進するとともに、我が国の経済安全保障の維持・強化に努める。（①、②） 3 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的に貢献する。また、これらを実現するため、法制度も含む国内基盤を整備・強化する。（②） 4 我が国として国際テロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪に対処するために国際的な連携・協力を強化する。（②） 5 宇宙空間の安全及び宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。また、各国政府との国際宇宙協力を推進する。（①、②） 6 国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。（①、②） 7 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進する。（②） 8 ジェンダー平等の実現に向けた国際的な連携・協力を推進する。（②） 9 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器に関する軍縮・不拡散への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。（①、②） 10 IAEA等の国際機関及び関係国との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。（②） 11 我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し、また、我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。（①、②）</p>				
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>我が国の安全と繁栄の確保は政府の最も重要な責務であり、この責務を果たすには、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくことが不可欠である。</p>				
<p>施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）</p>	<p>区分</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>
<p>予算の状況（百万円）</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>2,970</p>	<p>3,052</p>	<p>3,006</p>	<p>2,851</p>
<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>220</p>	<p>0</p>	<p></p>
<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>△217</p>	<p>217</p>	<p></p>
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>2,970</p>	<p>2,970</p>	<p>3,055</p>	<p>3,223</p>	<p></p>
<p>執行額(百万円)</p>	<p>2,632</p>	<p>2,632</p>	<p>2,259</p>	<p>2,354</p>	<p></p>
<p>同（分担金・拠出金）</p>	<p>区分</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>
<p>予算の状況（百万円）</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>—</p>	<p>85,077</p>	<p>85,448</p>	<p>82,965</p>
<p>補正予算(b)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>20,221</p>	<p>10,215</p>	<p></p>
<p>繰越し等(c)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p></p>
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>105,298</p>	<p>95,663</p>	<p></p>
<p>執行額(百万円)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>105,015</p>	<p>95,280</p>	<p></p>
<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>分野別外交</p>	<p>担当部局名</p>	<p>総合外交政策局</p>	<p>政策評価実施 予定時期</p>	<p>令和6年8月</p>

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要施策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

施策の概要

- 1 補助金事業、研究会の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。
- 2 外務大臣の政策スピーチや外交青書を通じて中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定)
 - IV 6 (2) 情報発信の強化
 - (4) 知的基盤の強化
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2019 (令和元年 6 月 21 日 閣議決定)
 - 第 2 章 5. (6) 外交・安全保障①外交
- ・第 208 回国会外交演説 (令和 4 年 1 月 17 日)

測定指標 1-1 補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化*

中期目標（一年度）

中期的・戦略的な外交政策の企画立案能力を強化する。

令和 3 年度目標

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金事業においては、引き続き、日本人研究者（特に若手・中堅・女性・地方在住）の裾野拡大、英語による対外発信強化等を重視しつつ国内シンクタンクの育成強化を図る観点から、令和元年度又は同 2 年度から開始した 5 分野 13 件の事業を継続する。さらに、令和 3 年度から、より外務省の政策立案につながる提言能力の強化を重視した事業を 1 件実施する。国際共同研究支援事業費補助金制度においては、令和 3 年度が 5 年事業の最終年度であるため、引き続き我が国の領土・主権・歴史に関する国内外での一次資料の収集、整理、分析、公開を行いつつ、これまでの各種研究会における研究成果を取りまとめ、客観的な視点に立った研究成果の共有・発信を国内外に対して行うことを通じ、政府の取組と補完的に国際社会における相互理解を促進することを目指す。
- 2 有識者研究会については、令和 3 年 2 月に完成した報告書のフォローアップを行った上で、後継の有識者研究会の立上げにつき、状況を見極めつつ検討していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 外交・安全保障調査研究事業補助金においては、これまで補助金交付実績のない 1 団体を含む 8 団体により 14 の事業を実施した。これら 14 の事業では、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大により海外での実地調査等の面で制約はあったが、各事業者の創意工夫により調査研究を進めた。その結果、全事業合計で日・英論文発表 427 本、シンポジウム、セミナー、ワークショップ等の主催・共催 274 回等、昨年度を上回る活動を行った。これら成果については、各事業者がそれぞれのホームページ、SNS 等の媒体において随時発表した。また、日本人研究者の裾野拡大を進めた結果、全事業の研究者のうち、首都圏以外在住は 25%、若手は 41%、女性は 22%であった。
また、国際共同研究支援事業費補助金（領土・主権・歴史調査研究支援事業）においては、①領土及び歴史に係る検討会の開催、②英文ジャーナルの発行や HP への論考掲載など研究成果の国内外への発信、③国内外でのセミナー、シンポジウムの実施（主催又は共催）、④竹島や尖閣をめぐる問題に関する郷土史家との資料収集及び情報発信面での連携の 4 分野を中心に事業を推進した。領土・主権分野では 5 年間で 40 回の、歴史分野では 5 年間で約 50 回の研究会を開催し、その成果として論文集『国際法からみた領土と日本』、『サンフランシスコ講和と東アジア』及び『日中戦争研究の現在』を出版した。
- 2 有識者研究会については、令和 3 年 2 月に完成した前回の有識者研究会の教訓を踏まえつつ、12 月に政策企画室長主催で、外務省員と研究者の間で、①中長期的かつ地域・分野横断的な外交政策の提案のための議論の場を提供するとともに、②人的ネットワークを強化することを目的として、新たな研究会を発足させた。

令和4年度目標

1 外交・安全保障調査研究事業費補助金事業においては、令和3年度からの継続の12事業が最終年度となり、3年間の研究の総仕上げとなるところで、引き続き、日本人研究者（特に若手・中堅・女性・地方在住）の裾野拡大、英語による対外発信強化等を重視しつつ国内シンクタンクの育成強化を図る観点から事業を実施することを目指す。また、令和4年度から経済安保に係る新たな調査研究事業を開始する。同事業は、外務省から提示した具体的な調査研究課題を基に実施されるものであり、事業者と緊密に連携しつつ、外務省の政策立案につながる成果を上げられるよう事業を進めていく。

国際共同研究支援事業費補助金制度においては、令和4年度から新たに事業が開始されることで、我が国の領土・主権・歴史に関する客観的な視点に立った研究成果の共有・発信を国内外に対して行うことを通じ、国内外の理解を促進し、我が国の国益を増進することを目指す。

2 有識者研究会については、令和3年12月に立ち上げた政策研究会を継続する。立ち上げから1年となる令和4年12月を目途に参加者を刷新し、取り扱うテーマの多様化及び人的ネットワークの更なる拡充を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信を強化するには、外部有識者やシンクタンクとの連携を強化することが有益であり、補助金事業や研究会での取組の実績を指標とすることは、施策の進捗を把握する上で適当と考えられる。

年度目標について、①補助金事業に関し、令和3年度の成果を土台としつつ、シンクタンクの政策提言能力の向上を重視した新たな事業も実施することにより、国内シンクタンクの育成強化に取り組むこと、②有識者研究会について、令和3年12月に立ち上げた政策研究会の下で更なる進展を図ることは、政府の対外発信機能や政策提言能力を強化することに資する。

測定指標1-2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化 *

中期目標（--年度）

中長期的・戦略的な外交政策の対外発信を強化する。

令和3年度目標

1 外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。

2 令和3年版外交青書については、以下により中長期的・戦略的対外発信を図る。

(1) ①令和2年に国際社会が直面した最大の危機である新型コロナへの対応、②日本が中長期的・戦略的に進める「自由で開かれたインド太平洋」の実現や自由で開かれた国際経済システムを強化するルール作りに関する取組について重点的に発信する。

(2) 引き続き英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を作成し、外務省ホームページ上で公表する。

施策の進捗状況・実績

1 国会での外交演説を始め、各種講演会や会議等での政策スピーチ等を多く実施し、その度の中長期的な視点に立った戦略的な発信を行うよう努めた。外務大臣の政策スピーチ（例：第208回国会外交演説（令和4年1月17日）、大臣の第3回東京グローバル・ダイアログにおける基調講演（令和4年3月2日））では、急速に厳しさと複雑さを増し、既存の国際秩序への挑戦に直面する国際情勢、経済分野にも裾野を広げる安全保障をめぐる新たな課題等に対して、中長期的かつ大局的視点から外交政策を戦略的に対外発信することに重点を置いた。第208回国会外交演説や第3回東京グローバル・ダイアログにおける基調講演のように対外的に公表可能なスピーチは外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、日本の外交政策について対外発信を行った。

2 令和2年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した令和3年版外交青書を刊行し、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。令和3年版外交青書についての実績は以下の通り。

(1) 新型コロナへの対応については巻頭特集として深く掘り下げて外務省の取組について発信した。「自由で開かれたインド太平洋」については独立した節を設けてそれを推進する日本の取組について分かりやすく記述した。自由で開かれた国際経済システムを強化するルール作りについては経済

外交を独立した章とし、質も量も充実した記述内容とした。
 (2) 英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を作成し、外務省ホームページ上で公表した結果、ホームページへのアクセス件数が増え、特にフランス語圏、スペイン語圏の政府関係者等から高い評価を得た。

令和4年度目標

- 1 外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 令和4年版外交青書については、以下により中長期的・戦略的対外発信を図る。
 - (1) ①令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略についてしっかり記載するとともに、②令和3年も国内外において最大の課題となった新型コロナへの対応、③日本が中長期的・戦略的に進める「自由で開かれたインド太平洋」の実現や近年重要性が増す経済安全保障などに関する取組について重点的に発信する。
 - (2) 引き続き英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を作成し、外務省ホームページ上で公表する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外交政策の対外発信は、国民に対する説明責任を果たし、国内外からの理解と信頼の下で外交政策を強力に推進するために重要であり、そのためのツールの実績を指標とすることは、施策の進捗を把握する上で適当と考えられる。

中期目標である中長期的・戦略的な外交政策の対外発信の強化を達成することは、国際社会において我が国の外交・安全保障政策に関する理解を促進し、もって我が国の安全と繁栄の確保につながるため、適当と考えられる。

年度目標について、①外務大臣の演説や政策スピーチの実施を通じて、中長期的な視点に立った政策や方向性を打ち出すこと、②外交青書において、「自由で開かれたインド太平洋」や近年国民の関心が高まっている経済安全保障を確保するための取組などをしっかり記述し、かつ、英語、フランス語及びスペイン語で発信することは、中長期的・戦略的な外交政策の対外発信の強化に資する。

参考指標1：調査研究委託、補助金事業及び研究会等の成果として作成・配布された報告書・提言書等の件数

	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	27件	54件

参考指標2：民間研究者との研究会の開催回数

	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	3回	2回

参考指標3：外交・安全保障調査研究事業費補助金競争率(応募企画数/採択企画数)

	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	4.0倍	3.0倍

参考指標4：米国ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」においてランクインしている日本の研究所の数

(出典：米国ペンシルバニア大学「世界のシンクタンク調査」)	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	4	2021年版は作成されず

参考指標5：外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数

(出典：外務省)	実績値
----------	-----

	令和2年度	令和3年度
① 日本語版	5,044 部	5,022 部
② 英語版	4,000 部	4,000 部
③ アクセス数	約 266 万件*	約 300 万件*

* 暦年でカウント

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①中長期的 及び総合的 な外交政策 の企画立案 (*)	1 補助金事業及び研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 中長期的かつ総合的な外交政策の政策構想能力強化のため、知見の蓄積・共有を目的として、委託調査や研究会等を実施する。 これら取組による、外部有識者・研究機関との連携強化を通じて、中長期的な外交政策の立案に寄与する。				1-1
	2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信 外務大臣等による外交演説や政策スピーチの実施、分かりやすい外交青書の作成など外交政策の効果的な対外発信事業を実施する。 これらの取組により、中長期的・戦略的外交政策の推進に寄与する。				1-2
	36 (33)	35 (32)	36 (32)	33	0077
②外交・安全 保障調査 研究事業費 補助金 (平成 25 年 度)	外交・安全保障に関する我が国の調査研究機関の活動を支援し、国内の外交・安全保障シンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力を高める。 上記取組を通じて日本の総合力を結集した全員参加型の外交を促進し、もって我が国の国益の更なる増進を図る。				1-1 1-2
	525 (506)	555 (529)	555 (529)	497	0078
③国際共同 研究支援事 業費補助金 (平成 28 年 度)	日本の民間研究機関による世界各国の研究者との歴史に関する共同研究及びその成果の発信・共有を支援する。 こうした取組を通じて、外交力を支える国内の知的基盤と海外の諸機関とのネットワークを強化して、国際社会の相互理解の深化を図る。 また、民間研究機関による領土・主権・歴史に関する研究活動を支援する。 こうした取組を通じて、日本の領土・主権問題や東シナ海情勢をめぐる一方的な主張や行動に適切に対応し、認識の差が外交上の問題となる歴史に関して、知見や経験に基づく議論を展開し、国際社会における相互理解の深化及び国際社会の中長期的な安定を図る。				1-1 1-2
	514 (507)	510 (497)	502 (494)	502	0079
④G 7 政務 局長会合開 催関係経費 (新規) (令和 4 年 度)	G 7 議長国として政務局長会合を開催し、G 7 首脳会合やG 7 外相会合において議論される内容や成果文書を調整することにより、首脳会合・外相会合の議論や成果文書に我が国の意向を適切に反映させ、法の支配の強化や海洋安全保障、核不拡散、地域の諸課題等について、G 7 の政策的連携を強化する。 これらの取組により、我が国の平和、安全及び繁栄を確保するとともに、国際社会の平和と安定のための国際的な努力に積極的に寄与する。				1-2
	-	-	-	2	新 22- 0003

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

施策の概要

- 1 インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するため、二国間対話の実施やミュンヘン安全保障会議等の国際会議及び民間レベル（トラック 2）の会合への参加など、安全保障分野における地域内の協力関係の進展・信頼醸成・相互理解の促進に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米豪印による様々な分野での実践的な強力を引き続き推進していく。
- 2 法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、日本国民の生命及び財産を保護し、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題に対する取組を行う。
- 3 北極問題の主要プレイヤーの一つとして、北極における課題への対応等に関する議論が行われている国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。
- 4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては我が国及び国際社会の平和と安定に貢献すべく、サイバー空間における法の支配の推進、信頼醸成措置の推進等の取組を進めていく。
- 5 革新的技術が出現し、安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化している中、同盟国たる米国との緊密な協力を進めつつ、経済成長と安全保障の確保を両立していく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
 - 八 外交・安全保障
(新時代リアリズム外交)、(普遍的価値の重視)、(「自由で開かれたインド太平洋」の推進)、(近隣外交)、(国民の命と暮らしを守る取組)
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

厳しさを増す安全保障環境への対応、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組の推進、近隣諸国などとの関係
- ・ 国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定）
 - II 2 我が国の国益と国家安全保障の目標
 - III 1 グローバルな安全保障環境と課題
2 アジア太平洋地域における安全保障環境と課題
 - IV 1 我が国の能力・役割の強化・拡大
3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
- ・ 第 3 期「海洋基本計画」（平成 30 年 5 月 15 日 閣議決定）
 - 第 1 部 2. 2-2. (4) 北極政策の推進
 - 第 1 部 2. 2-2 (5) 国際連携・国際協力
 - 第 2 部 1. (2) 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保
 - 第 2 部 1. (3) 国際的な海洋秩序の強化
 - 第 2 部 7. (2) 国際協力
- ・ 「我が国の北極政策」（平成 27 年 10 月 16 日 総合海洋政策本部決定）
 - 3 北極問題に対する取組の必要性
- ・ 「サイバーセキュリティ戦略」改定（令和 3 年 9 月 28 日 閣議決定）
 1. 策定の趣旨・背景
 3. サイバー空間をとりまく課題認識
 4. 目的達成のための施策
- ・ 「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」改定（令和 3 年 12 月 14 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定）
 1. 基本認識
 2. 支援の在り方
- ・ 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（通称：経済安全保障推進法）」（令和 4 年 2 月 25 日 閣議決定（令和 4 年 5 月 11 日成立））

測定指標 2-1 二国間や多国間の対話・会合を通じた地域安全保障の促進及び日米豪印の取組推進*

中期目標（一年度）

インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と財産を守る。

令和3年度目標

- 1 二国間の安全保障対話として、各国と外務・防衛当局間（PM）協議等を開催し、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック 2 の国際会議に参加し、日本の安全保障に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組む。
- 3 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米豪印による様々な分野での実践的な協力を引き続き推進していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月に開催された日独外務・防衛当局間協議では、4月に行われた日独閣僚級外務・防衛当局間協議（「2+2」）のフォローアップとして、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携、北朝鮮を始めとする東アジア・欧州等の地域情勢を含む幅広い議題について意見交換を行った。また、10月にフランスと外務・防衛当局間協議を開催し、安全保障・防衛協力や地域情勢等、幅広い事項について意見交換を行った。その他の会合に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大のため実施されなかった。
- 2 ARFのトラック2（アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP））及び北東アジア協力対話（NEACD）等の枠組みにおいて、有識者等の参加を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、令和4年2月のミュンヘン安全保障会議に林外務大臣が出席し、インド太平洋地域の安全保障環境や経済連携の将来性、日米豪印の将来性といったテーマについて活発な議論を行った。その他の会合に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大のため実施されなかった。
- 3 9月には、第2回日米豪印首脳会合が開催された。同会合では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き様々なパートナーとの連携を広げ、具体的協力を積み上げていくことで一致し、また、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバー・セキュリティ、人道支援・災害救援を始め、様々な分野で実践的な協力が行われているが、それらの協力の進展を歓迎し、宇宙、サイバーの分野で作業部会等を立ち上げるとともに、クリーン・エネルギー、人的交流といった分野でも協力を強化することでも一致した。令和4年2月には、第4回日米豪印外相会合が開催された。同会合では、令和4年前半に予定される日米豪印外相会合を見据え、新型コロナ対策をはじめとして令和3年3月及び9月の首脳会合の成果を着実にフォローアップしていくとともに、海洋安全保障、サイバーセキュリティ、テロ対策、人道支援・災害救援を含めた様々な分野での実践的な協力を更に進めていくことで一致した。令和4年3月には、日米豪印首脳テレビ会議が開催され、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、これまで4か国で進めてきたワクチンを含む新型コロナ対策や健康安全保障、インフラ、気候変動、重要・新興技術といった様々な分野での実践的な協力を着実に進め、日米豪印として、引き続き、地域に前向きな形で貢献していくことの重要性で一致するとともに、今般新たに人道支援・災害救援分野での枠組みを立ち上げることで一致した。

令和4年度目標

- 1 二国間の安全保障対話として、各国と外務・防衛当局間（PM）協議等を開催し、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック 2 の国際会議に参加し、日本の安全保障に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組む。
- 3 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、令和4年前半に日本で開催が予定されている日米豪印首脳会合など、日米豪印による様々な分野での実践的な協力を引き続き推進していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際会議や各国との安保対話を通じた地域及び国際社会の安全保障の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するためには、二国間の安保対話を通じて関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化すると

もに、安全保障・防衛分野の国際会議等へ積極的に参加することにより、地域及び国際社会の平和と安定のための基盤となる信頼醸成を促進することが不可欠である。

また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米豪印による様々な分野での実践的な協力の実績を測ることは、施策の進捗を測る上で有益であるため。

測定指標 2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

中期目標（--年度）

ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ、同海域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保する。

令和3年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
 - (2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、情報収集を行うとともに、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
- 2 アジア地域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）情報共有センター（ISC）による迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
 - (2) 我が国の立場を国際社会における議論に反映させるために、ARF 海上安全保障 ISM や ASEAN 海洋フォーラム拡大会合（EAMF）を始めとする関連国際会合に参加し、我が国の立場を発信するとともに、関係国との意見交換等を実施する。また、他国主催の海洋安全保障に関するワークショップに積極的に参加して、我が国のプレゼンスを示すとともに、我が国においても関連のワークショップを開催してリーダーシップを発揮する。EAMF については、有識者の関与を強化すべく海洋法・海洋安全保障政策の専門家等による提言を積極的に取り入れるとともに、有志国と連携しつつ、同枠組みにおける議論を活性化させることで、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) ソマリア沖・アデン湾周辺国政府の海上保安能力向上支援のため、ジブチ地域訓練センター（DRTC）の設備を強化し（設備の納入は12月）、9月及び11月に、国際海事機関（IMO）主催でセミナーを実施した。
 - (2) 令和4年1月にソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ会合に参加し、我が国自衛隊による海賊対処行動の継続の支援ともなるソマリア領域内での海賊対処行動に関する安保理決議の重要性を始めとする我が国の立場を強調し、安保理理事国に対する安保理決議によるソマリア領域内での海賊対処行動に対するマンデート延長の実現に向けた協力を要請した。
- 2 (1) ReCAAP には令和3年度を通じて事務局長及び事務局長補を派遣した。また、9月にオンラインで開催された ReCAAP 能力構築エクゼクティブプログラム（CBEP）において、我が国から自由で開かれたインド太平洋について講演した。令和4年3月、ReCAAP 総務会に参加し、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための ReCAAP における協力発展の重要性を始めとする我が国の考えを説明した。
 - (2) 4月にオンラインで開催された第12回 ARF 海上安全保障 ISM に参加し、地域の海洋安全保障分野における我が国の貢献や取組につき報告した。11月にインド主催で開催された第5回海洋安全保障協力に関する東アジア首脳会議（EAS）コンファレンスにオンライン参加し、地域の海洋安全保障分野における我が国の考え方や取組につき報告した。11月にブルネイ主催により開催された第9回 EAMF にオンラインで参加し、我が国からは、海洋分野における我が国の立場や取組について発信すると共に、EAMF をトラック 1.5 の枠組みとして更に発展させていくべきであることを呼びかけた。また、我が国の有識者として、小島道一アジア経済研究所首席主任調査研究員に参加いただき、海洋環境の議題において、地域の喫緊の課題である海洋プラスチックごみ問題に関するプ

レゼンテーションを通じて議論に貢献した。

令和4年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
 - (2) 西インド洋における違法な海上活動コンタクト・グループ（旧：ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ）会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を通じて、情報収集を行うと共に、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
- 2 アジア地域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）情報共有センター（ISC）による迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
 - (2) ARF については、フィリピンとの共催で「海洋状況把握の国際連携に関する第3回 ARF ワークショップ」を実施し、関係国・機関間の専門的議論や国際連携の推進に貢献し、我が国のプレゼンスを示す。
 - (3) EAMF において我が国の海洋分野における立場を発信するとともに、昨年度に引き続き EAMF をトラック 1.5 の枠組みとして更に発展させていくべきであることを呼びかける。また、有識者の関与を強化すべく海洋分野の専門家等による提言を積極的に取り入れるとともに、同志国と連携しつつ、同枠組みにおける議論を活性化させることで、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国は、四方を海に囲まれ、広大な排他的経済水域や長い海岸線を有しており、かつ、主要な資源を含む国民生活にとって必要な原材料のほとんどを海上輸送による輸入に依存しているため、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することによる海上交通の安全確保は、我が国の安定と繁栄にとって極めて重要である。取り分け、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾及びマラッカ・シンガポール海峡やスルー海・セレベス海などが存在するアジア地域における海上交通の安全が確保されているかどうかを測定指標とすることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

海賊・海上武装強盗は、我が国のみならず国際社会の平和と繁栄に対する重大な脅威であり、国際社会全体で対処することが不可欠である。そのため、我が国自衛隊による海賊対処行動への支援、諸外国との協力体制の構築、迅速で効果的な情報共有の促進、周辺国の海上法執行能力向上支援及び関連国際会合や関係国との意見交換等を引き続き実施することが重要である。

日・フィリピン共催の ARF ワークショップは、令和2年の ARF 閣僚会合にて公式行事として承認されたものであり、感染症をめぐる状況が改善されない場合はオンラインで開催することも視野に入れる。

測定指標 2-3 北極をめぐる国際秩序形成への参画

中期目標（--年度）

二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、気候変動を含む地球環境の変化、資源開発をめぐる経済環境の変化、安全保障の環境変化により国際的な関心が一層高まっている北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高めることを通じて、北極をめぐる国際秩序形成への関与を拡大する。

令和3年度目標

- 1 我が国は、地球温暖化による北極の環境変化など北極をめぐる様々な課題に主要なプレイヤーとして貢献していくため、北極評議会（AC）を始めとする国際会合に参加することにより、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。AC 議長国アイ

スランドと東京で5月に共催予定の第3回北極科学大臣会合において、関係省庁とも連携しつつ、北極における研究観測や主要な社会的課題への対応の推進、科学協力の更なる促進進化を図る。

- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、産官学、国内外の様々なステークホルダーが主催する行事等の機会を捉えて、積極的に発信し、北極関係諸国や先住民の我が国に対する理解を深める。知日派を増やし、有効活用することで、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月のAC閣僚会合にオンライン参加し、北極担当大使が、我が国として初めてとなるステートメントを書面及び動画で発出し、我が国のACへの貢献実績や基本的な考え方につき発信した。
- 2 5月に第3回北極科学大臣会合をアイスランドとの共催により、アジアで初めて東京で開催した。開催に先行し、北極圏諸国を含む関係国に対して、同会合へのハイレベルの参加を積極的に呼びかけた結果、同会合には、過去最大の12か国の閣僚級の参加を得て、これまでで最多となる35の国と団体が参画し、日本は議長国として北極域科学分野の国際連携の推進などに係る議論の深化に貢献した。また、10月の北極サークル総会において、第3回北極科学大臣会合共催国（日本及びアイスランド）から第4回同会合共催国（フランス及びロシア）への引継ぎ式が行われた際には、駐アイスランド大使が日本政府を代表して第3回会合の成果を総括し、コロナ禍でアジア諸国の参加が伸び悩む中、文部科学省とも連携し我が国のプレゼンスを確実に示すことができた。
- 3 北極のフロンティアについて考える議員連盟総会、総合海洋政策本部参与会議、北極海航路に係る官民連携協議会（国土交通省）、北極の未来に関する研究会（笹川平和財団）等の国内各界の北極関係者が集まる機会を捉え、ACや北極情勢に係る情報提供や意見交換を実施した。また、令和4年1月に開催された在アンカレジ領事事務所主催の「北極オンライン・シンポジウム～北極を取り巻く北海道アラスカ間協力～」(北米局主管)に助言を行い、日米北極協力及び北海道アラスカ間協力という新たな切り口から、先住民を含む両国有識者、参加者相互の学術・文化交流の促進、北極分野での知日派獲得に繋がる試みに協力した。

令和4年度目標

- 1 我が国は、地球温暖化による北極の環境変化など北極をめぐる様々な課題に主要なプレーヤーとして貢献していくため、北極評議会（AC）を始めとする国際会合に可能な限り参加することにより、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。また、日本は4年に1度のACオブザーバー資格延長に係る審査を受ける必要があることから、北極関係省庁及び研究機関と連携して、必要な手続きを適切に進めていく（延長に係る正式な承認は、令和5年春のAC閣僚会合にて行われる）。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、北極情勢に係る情報収集や認識の擦り合わせを行う。一方、ウクライナ情勢が予断を許さない状況が続くことを視野に入れ、ロシアが議長国を務めるACへの対応や北極に係るロシアとの協力のあり方等について、北極関係省庁とも連携し、適切に対処する。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、産官学、国内外の様々なステークホルダーが主催する行事等の機会を捉えて、積極的に発信し、北極関係諸国や先住民の我が国に対する理解を深める。知日派を増やし、有効活用することで、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地球温暖化による北極の環境変化が先住民や生態系に与える影響が懸念され、国際社会の北極への関心が高まっている。我が国は、北極をめぐる課題における主要プレイヤーとして国際社会に貢献していくことを目指しており、北極の環境変化のメカニズムを解明するため科学研究面で積極的に役割を果たしていくとともに、北極の生態系や先住民の生活を尊重しつつ、持続可能な経済活動を追求していくことが重要である。

第3期「海洋基本計画」（平成30年5月閣議決定）において、「北極政策の推進」は主要施策の一つに位置付けられ、「我が国の北極政策」（平成27年10月総合海洋政策本部決定）を基本として、今後取り組むべき具体的な施策が記載された。「我が国の北極政策」の下、国際社会にとり「望ましい北極」を実現するためには、ACを始めとする北極関係の国際会合への参加や北極圏諸国を含む関係国との対話を通じた北極をめぐる国際秩序形成や国際協力への参画が引き続き重要であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

当省が政府内で担うべき上記問題意識に基づく北極関連の施策については、定性的に達成や進捗の度合いを評価し、施策を発展的に継続していく視点を持つことが何よりも重要である。令和4年度については、4年に1度のACオブザーバー資格延長に係る手続きを通年で進めていく必要がある。

測定指標 2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

中期目標（一年度）

二国間、地域及び多国間の枠組みを通じて、サイバー空間における法の支配の推進や信頼醸成措置の推進等の取組を進め、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。

令和3年度目標

- 1 令和3年3月に全会一致で採択された、サイバーセキュリティに関する国連オープン・エンド作業部会最終会合における報告書が本年の第75回国連総会で採択されることを見据え、同報告書に記載の事項について引き続き国内外で発信し、同盟国・有志国との実践を進めていく。
- 2 米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G7や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 3 平成29年度設立されたサイバーセキュリティに関するARF会期間会合を活用し、4月に開催予定の第3回ARF会期間会合及び第6回専門家会合にて、地域的な信頼醸成の取組に引き続き積極的に参画する。
- 4 各国と相互の立場の共有を行うべく、オンライン会議ツールも併用して、効果的に、二国間等のサイバー対話・協議を行う。また、国内外の様々な会議・シンポジウム場において、省庁間・部局間で連携しながら、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。
- 5 途上国におけるサイバーセキュリティ能力の向上を行うための基金に資金を拠出し、途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援、医療機関を含む重要インフラ等のサイバーセキュリティ強化に資する人材育成等の実施により、我が国及び途上国のサイバーセキュリティを向上させ、国際社会の平和・安定に寄与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、サイバー空間を利用した行為に対しても既存の国際法が適用されるとの立場から、令和3年度も、国連におけるサイバーセキュリティに関する政府専門家会合（GGE）や国連オープン・エンド作業部会（OEWG）に積極的に参画し、国際法がどのように適用されるか及び国家が守るべき規範に関する議論に貢献した。5月には、第6会期GGE最終会合にて、サイバー空間における責任ある国家の行動に関する報告書が採択され、国連憲章を含む既存の国際法がサイバー空間に適用されることが再確認された。本会合において、国際人道法の適用や、国連憲章で認められた国家固有の権利の確認など、国際法のサイバー空間への具体的な適用について議論が進展し、自国領域の使用、人権の尊重、重要インフラの保護、ICTサプライチェーン等の国家の行動規範についても追加的な理解が深まった。さらに、我が国の考え方を積極的に発信すべく、「サイバー行動に適用される国際法に関する日本政府の基本的な立場」について、6月に外務省ホームページにおいて公開し、国連憲章を含む既存の国際法がどのようにサイバー行動に適用されるか、最も重要かつ基本的な事項に関する現時点の立場を示した。
- 2 6月のG7首脳会合における首脳コミュニケの中で、既存の国際法がサイバー空間にどのように適用されるかについての共通の理解を推し進めるために協働することへのコミット及び国連及びその他の国際場裏におけるこのアプローチを促進するための活動を歓迎するとともに、ランサムウェアによる脅威の高まりに緊急に対処すべく協働することへのコミットを確認した。9月に開催された日米豪印首脳会合において、各国の専門知識を集約して国内外のベスト・プラクティスを推進し、サイバー脅威に対する重要インフラの強靭性を強化するための新たな取組として、日米豪印サイバー上級グループを立ち上げた。
- 3 サイバーセキュリティに関するARFにおいては、我が国は、シンガポール・マレーシアとともに共同議長を8月まで務め、4月にサイバーセキュリティに関する第3回ARF会期間会合を開催し、地域的・国際的なサイバーセキュリティ環境に対する見方や各国・地域の取組について意見交換を行った上で、今後取り組むべき信頼醸成措置について議論した。また、GGE及びOEWGにおける議論も含め、ARFの枠組みにおいても国際社会におけるサイバーセキュリティに関する議論に積極的に貢献していくべきことを確認した。

- 4 5月に、第2回日独サイバー協議がオンライン形式で開催され、最近のサイバー環境やサイバー分野における各国の施策、新型コロナウイルス感染症がサイバーセキュリティに及ぼす影響等について意見交換を行うとともに、GGEやOEWGを始めとする国際的なプロセス、サイバー分野における日独間の連携等について議論を行った。また、6月に、第6回日英サイバー協議がオンライン形式にて開催され、サイバー分野における最新の両国の戦略や取組について意見交換が行われた他、国連を含む国際場裡における協力、能力構築支援、サイバー強靱性、通信多様化等についての議論も行われた。さらに、12月には、第4回日エストニア・サイバー協議がオンライン形式で開催され、最近のサイバー環境やサイバー分野における両国の施策等について意見交換を行うとともに、GGEやOEWGを始めとする国際的なプロセス、サイバー分野における日エストニア間の連携等について議論を行った。また、「日経サイバーイニシアチブ東京2021」や「CYDEF2021」などのシンポジウム等の場において、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信した。
- 5 日本からも約18.5万米ドルを拠出し、8月には、世界銀行の下に途上国のサイバーセキュリティ能力構築支援に特化した信託基金（「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金(Cybersecurity Multi-Donor Trust Fund)」）が立ち上げられた。途上国のサイバーセキュリティの脆弱性は、その地域に加え国際社会全体にも大きな影響を与え得るため、本信託基金を通じて関係諸国と連携し、サイバー空間のルール形成や自由なサイバー空間の確保を目指しており、10月に拠出国を中心としたステアリング会合（テクニカルミーティング）が開催され、今後の取組等について意見交換を実施した。
- 6 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）により、9月に「サイバーセキュリティ戦略」、また12月には「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」が改定され、サイバー外交の推進を図ることができた。

令和4年度目標

- 1 「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を確保し、国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障に寄与することの重要性は一層高まっており、サイバー空間の安全・安定の確保のため、外交・安全保障上のサイバー分野の優先度をこれまで以上に高めるとともに、法の支配の推進、サイバー攻撃に対する防衛力・抑止力・状況把握力の向上、国際協力・連携を一層強化する。
- 2 令和3年から令和7年（2021-2025）の期間に開催される新たなOEWGに関して、従来の成果を基礎とした議論を継続させ、我が国の積極的な関与により、自由、公正かつ安全なサイバー空間の確保に向け、同盟国・有志国との連携を進めていく。
- 3 米国を始めとして、フランス等サイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G7や国連の枠組み、日米豪印等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 4 平成29年度設立されたサイバーセキュリティに関するARF会期間会合を活用し、地域的な信頼醸成の取組に引き続き積極的に参画する。
- 5 各国と相互の立場の共有を行うべく、オンライン会議ツールも併用して、効果的に、二国間等のサイバー対話・協議を行う。また、国内外の様々な会議・シンポジウムの場において、省庁間・部局間で連携しながら、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。
- 6 令和3年8月に立ち上げられた「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金」を通じて、途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援、医療機関を含む重要インフラ等のサイバーセキュリティ強化に資する人材育成等の実施により、我が国及び途上国のサイバーセキュリティを向上させ、国際社会の平和・安定に寄与する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、テレワークなどオンライン空間の利活用が普及し、サイバー空間が経済社会の活動基盤として欠かせないものとなる一方で、今般の社会情勢等を受け、サイバー攻撃の規模や影響は拡大しており、サイバーセキュリティは喫緊の課題である。こうした状況を背景に、サイバーセキュリティを確保する観点から、サイバー空間においても、実空間と同様に、法の支配が貫徹されるべきであり、そのための外交的取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

今後、サイバー空間が安全で信頼できる空間として持続的に発展していくためには、引き続き、既存の国際法の適用及び規範の形成が不可欠である。

また、サイバー攻撃を発端とした不測の事態の発生を回避・防止する観点から、信頼醸成を図ることは必要であり、平成29年度に設立されたサイバーセキュリティに関するARF会期間会合は、平和で

安全で公正かつ協力的なサイバー環境を発展させ、紛争や危機の防止に寄与することが期待される。さらに、サイバー外交を推進するに当たっては、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）により、改定された「サイバーセキュリティ戦略」及び「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」の下、外務省として、国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障へ貢献するとともに、国内外を問わず、様々な会議・シンポジウムの場において、省庁横断的に日本政府としての取組を発信することが重要である。

測定指標 2-5 我が国の経済安全保障の確保

中期目標（一年度）

我が国を取り巻く安全保障環境が急速に変化しており、従来の安全保障と経済を横断する領域で国家間の競争が激化する等、近年安全保障の裾野が経済、重要・振興技術分野に急速に拡大している。我が国の経済安全保障を着実に強化していくためには、国際社会や主要国の関連の動向も見極めた上で我が国自身が主導的に取り組んでいく必要があり、その上で、米国・欧州を始めとする自由、民主主義や市場経済等の基本的価値観を共有する同志国とも戦略的に連携していく必要がある。そのような観点から、同盟国たる米国との緊密な協力を進めつつ、経済安全保障という新たな政策領域においても、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築に主体的に取り組んでいく。

令和3年度目標

新型コロナウイルス感染症により明らかとなったサプライチェーンのぜい弱性を分析するために、在外公館等を通じた情報収集を行い、医療物資や重要技術の依存度を特定する。また、経済安全保障に関する同盟国・有志国間の国際会議や二国間対話を立ち上げ継続的な協議を行い、意思疎通の連携を図る。

施策の進捗状況・実績

サプライチェーンのぜい弱性の分析、依存度の特定に関しては、令和3年9月の日米豪印首脳会合共同声明にも明記されたとおり、4か国の連携のもと、半導体を含む重要技術及び物資のサプライチェーンのマッピングを進めた。また同会合では、半導体及びその重要部品の供給能力をマッピングし、脆弱性を特定し、サプライチェーン・セキュリティを強化する共同イニシアティブが立ち上げることが確認された。

同盟国・有志国連携に関しては、日米豪印4か国の連携に加え、G7やプラハ5Gセキュリティ会議などの会合、及び、米国、豪州、インド、フランス、カンボジア等との多くの首脳・閣僚級の会合で経済安全保障に関する共通認識や今後の協力について確認した。特に、6月のG7首脳会合では、重要鉱物資源及び半導体などのサプライチェーン脆弱性リスクに対処するため、加盟国でメカニズムを検討し、ベストプラクティスを共有することを確認した。また強制的な技術移転、知的財産窃取、国有企業による市場歪曲的な行動、有害な産業補助金といった不公正な慣行から保護するため、世界貿易のルールを現代化する面で協力することで一致した。また、9月に行われた日米豪印首脳会合では、責任があり、開放的で、高い水準の技術革新を4か国が主導していくために、次世代情報通信や人工知能に関わる技術標準、半導体を含む重要技術及び物資のサプライチェーンの強靱化、オープン RAN（無線アクセスネットワーク）を含む5Gネットワークのベンダー多様化及びバイオ技術等の技術開発動向のモニタリングにおいて日米豪印が協力していくことを確認した。さらに、同会合では「技術の設計、開発、ガバナンス及び利用に関する日米豪印原則」を発出し、表現の自由やプライバシーを含む普遍的価値が重要であり、技術は権威主義的監視や抑圧に使われてはならないこと、強靱で、多様性があり、安全なサプライチェーンに向けて同志国等と協力を進めること、技術革新や包摂的な繁栄を実現するには公正で開かれた市場が重要であることなどを確認した。

令和4年度目標

世界各国が戦略的物資の確保や重要技術の獲得にしごきを削る中で、経済安全保障を確保するためには、政府全体として、①経済構造の自律性の確保、②我が国の技術などの他国に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の獲得、③基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化の3つを目標として取組を推進している。令和4年3月には、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」が提出され、同年5月に成立した。外務省としても安全保障政策や対外経済関係、国際法を所管する立場から、引き続き同盟国・有志国との政策調整や意思疎通連携を図っていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

経済安全保障は待ったなしの喫緊の課題であり、政府一丸となって各種取組が進められているところであるが、外務省としても安全保障政策や対外経済関係、国際法を所管する立場から、引き続き同盟国・有志国との政策調整や意志疎通連携を図っていく必要がある。とりわけ、我が国経済安全保障は一国だけでは確保され得ないことから、同志国・同盟国との連携を拡大・深化させることは、外務省の重要な役割である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①安全保障 政策全般に 係る外交政 策立案 (*)	安全保障に関する民間レベルの対話の枠組みを積極的に活用する。さらに、各国との信頼醸成及び協力を推進するため、二国間対話を実施する。 各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域においては、米国の存在と関与を前提としつつ、これらの取組により種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していくことで地域の平和と安定の確保に寄与する。				2-1
	20 (14)	11 (10)	13 (7)	12	0080
②ARF トラ ック 1.5 及 び 2 関連経 費 (平成 27 年 度)	ARF のトラック 1.5 及びトラック 2 に関連し、アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP) の活動に関わる日本国際問題研究所への調査委託のほか、CSCAP 総会、CSCAP 運営委員会及び ARF 専門家・賢人 (ARF・EPPs) 会合等に参加し、地域・国際社会の安全保障環境の安定に向けた我が国の考え方や安全保障分野での取組を発信する。 上記取組は、我が国政策に対する支持獲得に向けた関係国の政府関係者や有識者に対する我が国の安全保障分野での取組に対する理解の促進に寄与する。				2-1
	3 (2)	3 (0.7)	2 (2)	3	0082
③我が国安 全保障政策 の理解促進 経費 (平成 27 年 度)	各国のシンクタンク等開催のシンポジウムやセミナーに外務省幹部や日本の有識者を派遣して我が国の安全保障政策について適切かつ効果的に発信を行い、各国の政府関係者、有識者、メディア関係者等の理解を促進する。 こうした取組により、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下での国家安全保障戦略、新たな防衛大綱、「平和安全法制」といった我が国の安全保障政策の理解促進に寄与する。				2-1
	3 (1)	5 (0)	2 (0)	2	0081
④海賊対策 等の検討・ 実施を通じ た海上交通 の安全の確 保に関する 経費 (*)	ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に対処するために、我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援を始めとする多層的な支援及び関連国際会合への出席や関係国との意見交換等を実施する。また、アジア海域における海賊等事案問題に対処するために、ReCAAP・ISC への人的・財政的貢献の継続、関連国際会合への出席や関係国との意見交換等を実施するとともに研修やセミナーの開催を通じ、関係国の海上法執行能力の構築を支援する。 これらの取組により、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保するとともに、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題の改善に寄与する。				2-2
	-	-	-	-	-
⑤我が国の 北極政策に	地球温暖化による北極の環境変化に伴い、近年国際社会の関心が高まっている北極問題に関し、北極における課題への対応等に関する議論が行われている				2-3

関する発信及び理解促進経費 (平成 29 年度)	国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。 これらの取組を通じ、北極圏諸国を含む関係国との具体的な協力案件を通じた北極に関する協力関係の強化及び観測・研究を始めとする我が国の北極に係る取組や強みを北極圏国を含む関係各国への積極的な発信を進め、我が国が主要プレイヤーの一つであるという認識を高めることに寄与する。				
	9 (9)	4 (0)	5 (1)	5	0084
⑥サプライチェーン・リスクと新興・先端技術活用に関する委託調査 (令和 3 年度)	新型コロナウイルス感染拡大も受けて、振興・先端技術の社会実装が急速に進展しつつあるところ、これら技術がもたらす社会・政治体制への影響や潜在的な安全保障上の影響、これら技術に関するサプライチェーンが特定国に依存することのリスク等について、社会実装の本格化に先立って専門的見地から十分に調査・研究を行う。 本調査内容を安全保障に関する国際会議・二国間協議を議論する場にて活用することで、我が国の安全保障を確保しつつ、持続可能な形で日本経済活性化を達成する。				2-5
	—	—	15 (26)	0	0086
⑦サイバーセキュリティ能力構築信託基金拠出金 (令和 3 年度)	世界銀行による途上国のサイバーセキュリティ能力構築支援に特化した信託基金「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金(Cybersecurity Multi-Donor Trust Fund)」を通じて、途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援、医療機関を含む重要インフラ等のサイバーセキュリティ強化に資する人材育成等を実施する。 こうした取組により、途上国の行政官、医療機関を含む重要インフラ事業者等のサイバーセキュリティが強化され、自由なサイバー空間の分断や不安定化の防止などに寄与する。				2-4
	—	—	20 (20)	20	0087
⑧サイバーセキュリティに関するアセアン地域フォーラム会合経費 (令和 2 年度)	ASEAN 地域フォーラム (ARF) におけるサイバーセキュリティに関する諸問題を総括して議論する場として、ARF ワークプランの包括的な実施を通じて ARF メンバーの協力を強化し、平和で安全で公正かつ協力的なサイバー環境を醸成させ、相互の信頼醸成を促進する。 こうした取組は、近年、サイバー攻撃の高度化・多様化等に伴い、サイバー安全保障に対する国内外の関心がより一層高まっている中、ARF メンバー国間の信頼醸成を通じて、地域全体のサイバーセキュリティの向上に資する。				2-4
	—	2 (0)	2 (0)	2	0085
⑨経済安全保障政策専門員等経費 (平成 26 年度)	①各国の経済安全保障 (サイバー含む) に関する政策・構造の情勢把握及び分析資料等の作成、②国連等国際機関等が公表する関連文書の分析資料等の作成、③国内関連技術情報の収集及び分析資料等の作成、④国際会議及び二国間・多国間協議への参加、各国の専門家との意見交換及び記録作成に関する情報収集や今後の在り方の検討に従事する専門員を雇用する。 こうした取組は、近年安全保障の裾野の経済、新興技術分野への拡大に伴い、経済を始め、技術、サイバーその他の事項に関する国際的な規範の在り方や安全保障に関する政策の着実な推進に寄与する。				2-5
	3 (3)	5 (3)	5 (0.1)	5	0083
⑩アジア海賊対策地域協力協定拠出金 (任意拠出金) (平成 18 年度)	本拠出金は、我が国の海洋安全保障にとって極めて重要なマラッカ・シンガポール海峡を含むアジアにおける海賊対策のための地域協力に使用されている。 我が国はアジア海賊対策地域協力協定の作成を一貫して主導した。平成18年に本協定に基づいてシンガポールに設置された情報共有センター (ISC) は、本協定加盟国から得た海賊等事案情報を、関係国・機関、更には海運業界とも共有することで、各国の海賊対処を効率的なものとするほか、海賊等対策での地域・国際協力の促進に大きく寄与している。また、ISCは、能力構築ワークショ				2-2

	<p>ップ等を開催し、さらに他国と日本の海上保安庁が行う合同訓練に参加するなど、各国海上保安当局の海賊対策に係る能力向上・連携強化に努めている。</p> <p>また、我が国は、本拠出金により、ISCへの財政的な貢献だけでなく、事務局長を含む2名の職員を派遣することにより、人的な貢献も行っている。</p> <p>こうした我が国の取組を通じてアジアの海洋安全保障に寄与する。</p>					
	53 (53)	55 (55)	40 (40)	18	0088	
⑩国際海事機関拠出金 (平成29年度)	<p>本拠出金は、西インド洋、ソマリア沖・アデン湾の沿岸国間の情報共有ネットワーク強化及び海洋安全分野における地域協働関係構築のためのジブチに所在するジブチ地域訓練センター(DRTC)におけるワークショップの開催、DRTCの持続的運営のための事務局機能強化支援に使用されている。</p> <p>本拠出は、国際社会の平和と繁栄に対する重大な脅威である海賊行為を始めとする海上犯罪に対する沿岸国の対処能力向上を通じて、右事案発生件数の抑制、ひいては日本関係船舶を含む船舶の上記海域の航行の安全確保に寄与する。</p>				2-2	
	15 (15)	0 (0)	0 (0)	0	0089	

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野3 国際平和協力の拡充、体制の整備

施策の概要

- 1 国際社会の平和と安定に向け、内閣府、防衛省等と連携しつつ、国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図る。
- 2 国際平和協力分野における国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。
- 3 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、国内基盤の整備・強化を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定）
IV 4（4）国際平和協力の推進
- ・平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について（平成 27 年 9 月 19 日 閣議決定）
- ・「第 2 回 PKO サミット」安倍総理大臣スピーチ（平成 27 年 9 月 28 日）
- ・南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について（平成 28 年 2 月 9 日、10 月 25 日、11 月 15 日、平成 29 年 3 月 24 日、平成 30 年 2 月 16 日、平成 30 年 5 月 18 日、令和元年 5 月 17 日、令和 2 年 5 月 22 日、令和 3 年 5 月 21 日 閣議決定）
- ・第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）
二 世界の真ん中で輝く国創り
（積極的平和主義）
- ・シナイ半島国際平和協力業務の実施について（平成 31 年 4 月 2 日、令和 3 年 11 月 16 日 閣議決定）、シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更について（令和元年 11 月 12 日、令和 2 年 11 月 10 日 閣議決定）
- ・南スーダン共和国における政府間開発機構（IGAD）の活動に係る物資協力の実施について（令和元年 12 月 20 日 閣議決定）
- ・第 75 回国連総会における菅総理大臣一般討論演説（令和 2 年 9 月 26 日）
- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 3-1 国際平和協法力に基づく要員派遣・物資協力の推進 *

中期目標（一年度）

国際社会の平和と安定に向けて、我が国の国際平和協力を推進・拡充する。

令和 3 年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）司令部への要員派遣を通じ、「再活性化された衝突解決合意」及び和平プロセスの履行支援を始めとした、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 多国籍部隊・監視団（MF0）への司令部要員派遣を通じ、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進の支援に参加することによって、中東地域の平和と安定への貢献を継続する。
- 3 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 UNMISS への司令部要員の派遣は、5 月に実施計画の変更を閣議決定し、4 名の司令部要員の派遣を令和 4 年 5 月まで延長することにした。令和 4 年 3 月に実施された安保理主催の南スーダン情勢に関する職業訓練センター（VTC）ブリーフィング及び VTC 非公式協議において、シアラー UNMISS 国連事務総長特別代表（SRSG）が、我が国施設部隊や司令部要員も貢献してきた南スーダン全域に及ぶ道路整備を地域住民間の和解促進にも寄与する UNMISS の最も中心的な活動として強調した。
- 2 MF0 への司令部要員の派遣は、11 月に実施計画の変更を閣議決定し、2 名の司令部要員の派遣を令和 4 年 11 月末まで延長した。MF0 からは、我が国の派遣要員に対する評価が高く、日本隊の MF0 業務を通じた中東和平への貢献度は非常に大きいと評されている。
- 3 新規要員派遣及び物資協力等の可能性につき、国連や各国に対して、継続的に一般的な情報収集及び意見交換を行った。しかしながら、条件が揃わず、新たな派遣や物資協力には実現に至らなかった。

令和4年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）司令部への要員派遣を通じ、「再活性化された衝突解決合意」及び和平プロセスの履行支援を始めとした、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 多国籍部隊・監視団（MFO）への司令部要員派遣を通じ、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進の支援に参加することによって、中東地域の平和と安定への貢献を継続する。
- 3 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。特に、ウクライナ被災民支援のため、ニーズに応じた効果的な支援を行っていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和維持・構築への取組の必要性は格段に増大した。国連 PKO 等の要員数も増大し、その任務も多様化した。我が国の安全と繁栄のため、国連 PKO 等への人的貢献等を強化することは必要不可欠であり、この実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

南スーダンの安定と国づくりや、中東地域の平和と安定への貢献の継続・拡充に加え、国連平和維持活動や国際連携平和安全活動等への新規派遣、派遣の規模及び任務の更なる充実、物資協力等の検討及び実現という目標の達成、加えて、ロシアのウクライナ侵略を受けたウクライナ被災民に対する支援を行っていくことは、我が国の国際平和協力を拡充する上で重要である。

測定指標 3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 *

中期目標（--年度）

国際社会の平和と安定に向けて、国連による平和維持活動等への取組・議論に積極的な貢献を行う。

令和3年度目標

- 1 国連総会第4委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での議論等に積極的に参加し、国連 PKO の効果的な推進に向けて、関係国との協力強化を図る。
- 2 国連三角パートナーシップ・プログラム（TPP：Triangular Partnership Program）の下で、要員派遣国の要員の能力向上に向けた教官派遣を継続的に行う。また、同プログラムの持続的な実施のため、同プログラムに参画する協力国の拡大（パートナーシップの拡大）を国連と連携しつつ追求する。同プログラムにおけるアフリカ、アジア及び同周辺地域を対象とした PKO 分野の能力構築支援への協力を継続するとともに、医療分野の訓練を本格化する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大に特にぜい弱な国に展開する国連 PKO において、遠隔から医療を提供する能力の強化支援や、遠隔から現場の状況を把握するための通信訓練を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年2月から3月にかけて開催された PKO 特別委員会において、「PKO のための行動（A4P：Action for Peacekeeping）」イニシアティブの柱である、①政治的解決の促進、②女性・平和・安全保障、③保護、④要員安全、⑤パフォーマンス・アカウンタビリティ、⑥平和の持続、⑦パートナーシップ、⑧規律・規範規律・行動規範の8分野について議論し、報告作成に向けた協議を行った。結果として報告書は採択されなかったが、我が国が主導する三角パートナーシップ・プログラムの協力国の拡大に向け、各国の参加を呼びかける文言については、多くの賛同を得た。また、12月にオンライン形式で開催された国連 PKO 閣僚級会合にて、日本の TPP を中心とした能力構築支援、医療システム導入による医療体制強化、ベトナム等とのバイでの能力構築支援などの貢献策を説明した。
- 2 国連三角パートナーシップ・プログラムの下での訓練として、12月にカンボジア、インドネシア、ベトナムの工兵要員 25 名に対する工兵分野の工程管理訓練を初めてリモート形式でおこなったほか、令和4年1月から3月にかけてはケニアにおいてケニア、ガーナ、ウガンダの工兵要員 35 名に対する訓練を対面形式で実施した。
- 3 国際連合活動支援局信託基金拠出金を通じて、「国連 PKO の遠隔能力強化事業」に対し、約 280 万ドルを財政支援し、国連 PKO ミッション（南スーダン、マリ等）において遠隔医療を導入するためのプロジェクトを開始した。また、通信分野としては、小型ドローン訓練やオンラインコースの開

発などが行われた。

令和4年度目標

- 1 国連総会第4委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での議論等に積極的に参加し、国連 PKO の効果的な推進に向けて、関係国との協力強化を図る。
- 2 国連三角パートナーシップ・プログラムの下で、要員派遣国の要員の能力向上に向けた教官派遣を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のため、同プロジェクトに参画する協力国の拡大（パートナーシップの拡大）を国連と連携しつつ追求する。同プロジェクトにおけるアフリカ、アジア及び同周辺地域を対象とした PKO 分野の能力構築支援への協力を継続するとともに、医療分野の訓練を着実に実施していく。
- 3 国際連合活動支援局信託基金拠出金を通じて、「国連 PKO 展開地域における医療体制強化事業」を財政支援し、コロナ罹患を含め、PKO 要員の安全に対する潜在的な脅威を特定し、防止策や改善策の策定やミッション間の共有を効率的に行うことを可能にする医療システムの構築を支援することにより、同感染症の感染拡大防止に寄与する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連 PKO 等の任務が多様化し、より効果的かつ効率的な活動の実現が求められている現状を背景に、今後の PKO の在り方や、日本として果たすべき役割等を、国際社会の取組・議論の中で提起し、積極的に貢献することは重要であり、これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

また、国連 PKO 等に対する協力の在り方を検討するため、国連の議論に参加することや、アフリカ、アジア及び同周辺地域における、医療等の各分野の三角パートナーシップ・プログラムの実施といった目標の達成は、我が国の国際平和協力の具体的な推進・拡充を測る上で重要である。

測定指標 3-3 平和構築分野における人材育成

中期目標（--年度）

国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。

令和3年度目標

平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 か年で実施した「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の結果を踏まえ、以下を実施する。

- 1 平和構築・開発に貢献する意思と能力が高い有為な人材が集まるよう募集方法等の改善を図りつつ、若手対象の初級コース及びマネジメントレベルを含む中級のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生へのキャリア構築支援を行う。具体的には以下を目標とする。

「若手対象の初級コースの修了生（日本人）について、平和構築・開発分野の国際機関に就職している者（JP0 や国連ボランティアを含む）の割合が右修了生総数の 50%以上となること。また、これらの国際機関の職員は、任期終了後、関連する日本政府機関、NGO や大学等で勤務しつつ、国際機関における次のポストへの就任を目指すところ、右国際機関に加え、平和構築・開発分野に関連する職業への就職者の割合が初級コースの修了生総数の 80%以上になること」

施策の進捗状況・実績

- 1 「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を継続し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った（全コースの修了者数：計 42 名）。また、平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、令和 3 年度に実施した若手人材向けコースの修了生 12 名を約 1 年間、国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、国連ボランティア計画（UNV）との調整等を行った。
- 2 各コースを修了した若手及びマネジメントレベルの人材やその他の国際機関職員を招いてオンライン形式のイベントを 10 回実施し、ワーク・ライフ・バランス、特定の国際機関における人事動向の把握や分析、国連人事において重視される業務遂行能力の捉え方について情報交換を行い、助言を与えるなどした。

令和元年度の日本人修了生 13 名は、国際機関（11 名）及び民間（1 名）へ就職した。

本事業による日本人修了生の半数以上となる50%（192名中97名）が、国連 PKO ミッションや国連特別政治ミッション及び平和構築に関連する国際機関に就職した（平成19年度から令和元年度までのプライマリー・コース累計修了者数：192名、うち平和構築・開発分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数：152名）。修了生における就職率は79%。

- 3 開発途上国の新型コロナウイルス感染症対策に貢献するため、令和2年度から令和3年度にかけて、保健衛生分野等の邦人専門家を国連ボランティアとして発展途上国の国際機関現地事務所に派遣・勤務させた。これらの人材は、ワクチン配布などのコロナ対応計画の企画・調整、青少年層を対象とした新型コロナウイルスの影響分析、コロナ早期警戒システムの構築に従事し、新型コロナウイルスの感染症拡大防止に貢献した。

令和4年度目標

令和3年度から3か年で実施する「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の1年目の結果を踏まえ、以下を実施する。

- 1 平和構築・開発に貢献する意思と能力が高い有為な人材が集まるよう募集方法等の改善を図りつつ、若手対象の初級コース及びマネジメントレベルを含む中級コースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生へのキャリア構築支援を行う。具体的には以下を目標とする。

「若手対象の初級コースの修了生（日本人）について、平和構築・開発分野の国際機関に就職している者（JPO や国連ボランティアを含む）の割合が右修了生総数の50%以上となること。また、これらの国際機関の職員は、任期終了後、関連する日本政府機関、NGO や大学等で勤務しつつ、国際機関における次のポストへの就任を目指すところ、右国際機関に加え、平和構築・開発分野に関連する職業への就職者の割合が初級コースの修了生総数の80%以上になること」

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連 PKO、国際機関等における文民の役割は着実に増大しており、平和維持・構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が必要である。このため、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

同事業の実施を通じて、国際社会で益々需要が増している平和維持・平和構築分野の文民専門家の育成を行い、我が国の国際平和協力のより一層の拡充につなげることが重要である。

測定指標3-4 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合

(出典：内閣府実施「外交に関する世論調査」)	中期目標値	令和3年度		令和4年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	83%	84.2%	85%

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

施策を進めるに当たり、国民からの支持と理解を示す回答を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

今後の PKO 派遣に係る政策の実現を可能とする国民からの回答の望ましいラインかつ過去の実績を上回る85%を目標値として設定した。

測定指標3-5 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員のPKO及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数

	中期目標値	令和3年度		令和4年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	10	17	20

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会の議論への積極的な貢献という取組の度合いを測る指標として、議論の場となるセミナーや国際会議の開催回数及び出席回数をを用いることで、知的貢献の進捗をある程度定量的に測定することが可能であるため。我が国の PKO 政策策定に資するものとして出席すべき会議を選択しつつ、会議

における議論への貢献を目的とする。令和4年度は、前年の実績を上回る20を目標値とした。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①国際平和 協力の拡充 (平成17年 度)	<p>国際社会の平和と安定に向けて、国連PKO等への要員派遣や能力構築支援の強化などを始めとする日本の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。</p> <p>国際平和協力の拡充は、「国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議論への積極的な貢献」を包含するものであり、当該達成手段は、測定指標3-1及び3-2にプラスに働き、また、測定指標3-5「セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員のPKO及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数」も増加する。その結果として、測定指標3-4「世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合」も増えるものと考えられる。</p>				3-1 3-2 3-4 3-5
	10 (7)	9 (6)	12 (7)	12	0091
②平和構 築・開発に おけるグ ローバル人 材育成事業 (平成27年 度)	<p>国際平和協力分野の人材の裾野を広げるため、平和構築の現場で活躍できる人材の発掘・育成・キャリア構築支援を行う。</p> <p>本事業の実施を通じて国内の平和構築分野に係る関心を高め、同分野に携わろうとする人材の増員につなげる。研修期間中の支援、また修了後の就職支援を含め、継続的にキャリア構築支援を実施することで、平和構築分野での人材の定着を図り、結果として我が国の国際平和協力の推進・拡充につなげる。</p>				3-3
	131 (131)	137 (137)	103 (103)	103	0090
③国際連合 平和維持活 動局信託基 金拠出金 (平成26年 度)	<p>本拠出金は、国際社会の平和と安定に向けて、「国際連合平和維持活動局信託基金」への拠出を通じ、国連PKOに参加する国の要員の能力構築支援に充てられる。</p> <p>本拠出を通じ、アジア及び同周辺地域の要員派遣国を対象として、施設要員に対する重機操作訓練を支援し、施設分野の能力向上を目指すとともに、派遣前の各国医療関係者に対する医療のシミュレーション訓練を支援し、医療分野の能力向上を図り、国連による平和維持活動等への取組に積極的に貢献するという目標の達成に寄与する。</p>				3-2
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0108
④国際連合 平和維持活 動局信託基 金拠出金 (国連PKO 即応性向上 事業支援) (平成30年 度)	<p>本拠出金は、国連のPKO要員の高い能力と即応性を確保するための国連の取組(国連平和維持活動即応能力登録制度(PCRS))の支援に充てられる。</p> <p>本拠出金によって、PKO参加予定部隊の軍・警察部隊が国連の基準に沿った能力と即応性を備えていることを確保するとともに、「PKOのための行動(A4P)」に関するハイレベルイベント(平成30年9月)において、PKOミッションのパフォーマンス改善などに積極的に取り組んでいく旨を発表した我が国として資金拠出を行うことによって、国連平和維持活動の実効性を高め、国連による平和維持活動等への取組に積極的に貢献するという目標の達成に寄与する。</p>				3-2
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0111

⑤国際連合ボランティア計画 (UNV) 拠出金 (平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業) (任意拠出金) (平成 21 年度)	我が国は、平和構築分野における人材育成の取組として「平和構築・開発分野のグローバル人材育成事業」を実施しており、その一環として、毎年、日本人研修員を国連ボランティアとして1年間海外に派遣している。これらの研修員には、平和構築・開発の現場で国連等国際機関の活動に貢献することが求められている。本拠出金は、日本人研修員の国際機関等への派遣に用いられる。 上記派遣は、平和構築・開発の現場で活躍できる文民専門家の育成及びこれらの現場で活躍する日本人のプレゼンスの強化に寄与するとともに、国際機関におけるキャリア形成の足がかりを与えるものでもある。				3-3
	58 (58)	57 (57)	58 (58)	77	0122
⑥邦人保健衛生専門家の国連ボランティアとしての派遣による途上国における新型コロナウイルス感染症対策支援 (令和 2 年度)	本拠出金は、開発途上国で新型コロナウイルス対策に取り組むWHO、UNICEF、UNDP等の国際機関の現地事務所に、保健衛生分野等の邦人専門家を国連ボランティアとして派遣するための費用に充てられる。 派遣された人材には、その国・地域における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う公衆衛生上の緊急事態への対処、社会・経済的影響の軽減、コミュニティの回復等を支援することが期待される。				3-3
	—	98 (98)	0 (0)	0	0115
⑦国際連合活動支援局信託基金拠出金 (遠隔能力強化) (令和 2 年度)	本拠出金は、新型コロナウイルス感染症の拡大に特に脆弱な国に展開する国連PKOに対し、遠隔で医療を提供するための機材供与及び能力強化支援を行うとともに、世界各地に展開する国連PKOに対し、遠隔から現場の状況を把握するための機材操作訓練を行う。 新型コロナウイルス感染症の拡大で国連PKOの活動が制約される中、本拠出金によって、国連PKOの遠隔能力を強化することにより、国連PKOの展開国において有効な感染症拡大防止策をとる手助けをし、もって世界各地での更なる感染拡大を防ぐことに寄与する。また、国連PKOの効果的な活動を後押しすることで、国際社会の平和と安定に貢献する。				3-2
	—	312 (312)	0 (0)	0	0112
⑧邦人専門家の国連ボランティアとしての派遣によるサブサハラ・アフリカ諸国における新型コロナウイルス感染症対策支援 (令和 3 年度)	本拠出金は、サブサハラ・アフリカに展開するWHO、UNICEF等の国際機関現地事務所に、邦人専門家を国連ボランティアとして派遣するための費用に充てられる。 派遣された人材には、現地における新型コロナウイルス感染症拡大の防止、社会経済活動の再開、「ポストコロナ」を見据えた強じんな社会経済の構築を支援することが期待される。				3-3
	—	—	85 (85)	0	0117

⑨国際連合活動支援局信託基金拠出金（医療体制強化）（令和3年度）	<p>コロナ罹患を含め、PKO 要員の安全に対する潜在的な脅威を特定し、防止策や改善策の策定やミッション間の共有を効率的に行うことを可能にする医療システムの構築及び人材の育成を支援する。</p> <p>本拠出により、死傷者を減少させて PKO のパフォーマンス強化を図ることに加え、PKO 要員のコロナ罹患を防止することで医療体制が脆弱な展開地域への感染拡大を防止する。</p>				3-3
	-	-	80 (80)	0	0116

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

施策の概要

イラク・シリアにおける「イラクとレバントのイスラム国」(ISIL)の支配領域は縮小し、イラクについてはイラク全土のISILからの解放宣言がなされた(平成29年12月)が、ISILの影響下にあった外国人テロ戦闘員(Foreign Terrorist Fighters、FTFs)の母国への帰還(return)や第三国への移転により、テロの脅威は世界中に拡散し、アジア地域においてもその脅威が深刻化している。我が国にとって、政治的及び経済的につながりが深い同地域の安定は極めて重要であることから、引き続き、アジア地域向けのテロ及び暴力的過激主義対策に注力するとの方針を維持し、二国間に加え、G7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)といった多国間枠組みも活用し、テロ及び暴力的過激主義対策に取り組む。また、テロの資金源となる国際組織犯罪の対策においても、引き続き、国際社会との連携・協力を強化することを通じて貢献していく。特に、我が国が重視するアジア地域を中心とした途上国の能力強化のため、国際機関を通じて、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対し、より各国の実情を踏まえたテーラーメイドでの対応を目指す。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第208回国会外交演説(令和4年1月17日)

測定指標 4-1 国際的なテロ対策協力の強化 *

中期目標(一年度)

テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため、国際社会との連携・協力を更に強化する。

令和3年度目標

- 1 世界的な新型コロナウイルスの感染拡大を受け、インターネットやSNSを使ったテロリストによる過激思想の拡散、テロ資金獲得といった、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為が世界的に増大している。こうした中、我が国としては、G7、G20、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)等の多国間協議に積極的に参加し、最新のテロ情勢に関する情報共有や意見交換を行い、その結果をGCTFメンバー国以外の関係国にも共有するとともに、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信し、GCTFやその派生機関による途上国支援の取組等を通じて主流化を図る。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与することで、各関係省庁等による取組を幅広く発信して国際的な議論に貢献するとともに、最新のテロの傾向等に係る国際的な議論を我が国自身のテロ対策にもいち早く反映する。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等の影響を踏まえつつ、二国間及び多数国間のテロ対策協議又はそれに代わる形態により、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進し、それにより確認された共通の目標や重点に即して具体的な協力案件の形成を図る。
- 3 安保理決議に基づき、指定された個人・団体の迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し迅速かつ着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大により、対面型の会合の多くがキャンセルされたものの、G7、G20、国連、GCTF等の多国間協議はオンライン等で開催されたため、右に積極的に参加し、最新のテロ情勢に関する情報共有や意見交換を行い、その結果をGCTFメンバー国以外の関係国にも共有することができた。具体的には、GCTF10周年を機にGCTFが採択した「今後10年間の戦略ビジョン」及び成果文書4本について、我が国は積極的にインプットを行い、10月7日に開催されたGCTF閣僚級会合において全会一致で採択されるという結果に貢献した。なお、これら文書については、GCTFホームページで一般に公開されており、GCTF非加盟国にもGCTFのテロ対策の知見が共有可能な状態となっている。また、オンライン上のテロ画像の規制等に関し、テロ対策に関するグローバル・インターネット・フォーラム(GIFCT)等で議論が進んでいる内容について、総務省をはじめとする関係省庁と民間企業との間で官民合同勉強会を実施した。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等のため、対面でのテロ対策協議は実施を見送ったが、6月、インドネシアと初めてのテロ対策協議をオンラインで行った。日本側からは、鈴木光次国際テロ対策・組織犯罪対策協力担当大使・政府代表が、インドネシア側からはボイ・ラフリ・アマル・インドネシア国家テロ対策庁

長官が、それぞれ代表を務め、両国のテロ対策関係省庁からも関係者が参加し、パンデミックによる影響を含む地域テロ情勢や両国のテロ対策政策、また、テロ及び暴力的過激主義対策における日インドネシア協力について意見交換が行われた。

- 3 本年度は、国連安保理 1267 制裁委員会から 4 回にわたり、制裁対象者の追加指定が公表されたところ、関係省庁と連携し、4 回とも、国連プレスリリースの発表から 24 時間以内に外務省告示を发出することにより、資産凍結を迅速かつ着実に実施した。

令和 4 年度目標

- 1 我が国としては、G 7、G20、国連、グローバル・テロ対策フォーラム (GCTF) 等の多国間協議に積極的に参加し、最新のテロ情勢に関する情報共有や意見交換を行い、その結果を GCTF メンバー国以外の関係国にも共有するとともに、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信し、GCTF やその派生機関による途上国支援の取組等を通じて主流化を図る。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与することで、各関係省庁等による取組を幅広く発信して国際的な議論に貢献するとともに、最新のテロの傾向等に係る国際的な議論を我が国自身のテロ対策にもいち早く反映する。
特に令和 5 年 1 月から日本は G 7 サミット議長国を務め、G 7 ローマ・リヨン・グループ会合を主催する。当該会合は、インターネットや SNS を使ったテロリストによる過激思想の拡散、暴力的過激主義、テロ資金獲得といった、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為、組織犯罪等々の課題に関し、G 7 各国の実務者が集い議論を行うことが想定されており、この議論の成果が G 7 サミットプロセスに反映されていくこととなるため、同会合において積極的に議論を主導する。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等の影響を踏まえつつ、二国間及び多数国間のテロ対策協議又はそれに代わる形態により、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進し、それにより確認された共通の目標や重点に即して具体的な協力案件の形成を図る。
- 3 安保理決議に基づき、指定された個人・団体の迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し迅速かつ着実に実施する。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

サイバー空間におけるテロにつながる違法行為が国境を越えて拡散するなど、テロの脅威の国際的な広がりがますます加速する中、これに対抗するためには、各国がそれぞれ取り組んでいくだけでは不十分であり、国際社会が緊密に連携することが必要であるため。

測定指標 4-2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展 *

中期目標 (一年度)

国際組織犯罪に対処するため、第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議 (京都 kongress) の成果も踏まえつつ、国際社会との連携・協力を強化する。

令和 3 年度目標

- 1 京都 kongress の成果である政治宣言の履行を通じて国際協力を強化、主導する。
- 2 国際組織犯罪防止条約や国連腐敗防止条約など、既存の条約の履行審査を通じて、国際組織犯罪対策における国際協力の現在の課題を明確にし、その対処に取り組む。
- 3 安保理決議に基づく資産凍結措置履行のため、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の迅速な発出等への取組を強化する。また、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会 (FATF) 及びアジア太平洋マネーロンダリンググループ (APG) における会議等を通じて同分野の対策に関する議論を深め、国際的な連携を強化する。特に、第 4 次 FATF 対日相互審査に対しては、我が国の取組が正しく理解された上で審査されるよう関係省庁と共に適切に対応する。
- 4 サイバー犯罪条約関連会合、G 7 及び G20 腐敗対策関連会合、麻薬委員会等に参加し、引き続きサイバー犯罪対策、腐敗対策及び麻薬対策に関する議論を深め、各国との連携を強化する。
- 5 国際移住機関 (IOM) への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 京都 kongress の政治宣言である京都宣言につき 5 月の国連犯罪防止刑事司法委員会 (CCPCJ) に

決議案を提出しコンセンサスで採択された。また、国連薬物犯罪事務所（UNODC）と協力しCCPCJの枠組みの中で京都宣言をフォローアップするためのテーマ別討論を立ち上げ、11月にウィーンにおいて第一回討論を開催した。

- 2 国際組織犯罪防止条約については、11月に開始した我が国審査について、関係省庁と協力して自己評価質問票の回答を作成し、UNODC事務局からあらかじめ示されたタイムフレームに沿って適切に対応した。また、国連腐敗防止条約についても、新型コロナの影響により対面審査の実施が延期となる中、関係省庁と連携しつつ、書面審査に係る作業を滞りなく進めた。
- 3 安保理決議に基づく資産凍結措置履行のため、関係省庁と協議し、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の迅速な発出等へ向けた改善策を決定、実行した。また、FATF及びAPGにおける会議等を通じて同分野の対策に関する議論を深め、国際的な連携を強化した。特に、第4次FATF対日相互審査に対しては、我が国の取組が正しく理解された上で審査されるよう関係省庁と共に適切に対応し、6月のFATF全体会合において報告書が採択され、8月に公表された。
- 4 サイバー犯罪対策分野では、欧州評議会のサイバー犯罪条約関連会合等（4月、5月及び11月に開催）に出席し、関係省庁と連携して我が国の取組を紹介し、アジア地域におけるサイバー犯罪対策能力の構築のための研究プロジェクトを支援した。また、平成29年9月から行われてきた同条約の第二追加議定書の起草作業に関し、起草メンバー国として積極的に議論に貢献し、同議定書は11月に採択されるに至った。さらに、令和4年2月に開催された国連サイバー犯罪新条約のアドホック委員会において、副議長ポストを獲得するとともに、同月の第1回交渉会合において、積極的に議論に参加した。G20腐敗対策作業部会（3月、7月及び9月に開催）に積極的に参加し、G20各国の腐敗対策の取組状況やG20の枠組みにおける腐敗対策の指針を示した成果文書の策定に向けた議論に貢献した。また、6月に開催された国連腐敗特別総会（腐敗UNGASS）においても、国際社会の腐敗対策の取組強化を内容とする政治宣言の採択に向けた交渉に積極的に関与した。4月の麻薬委員会会合には新型コロナの情勢に鑑みオンライン参加となったが、関係省庁と協力して対応した。また、令和5年春に改選選挙が行われる麻薬委員会委員国選挙に正式に立候補した。
- 5 IOMへの拠出等を通じて、我が国内で認知された外国人の人身取引被害者への支援等に貢献した。具体的には、11人の外国人被害者に対し、本人の希望に基づき帰国支援及び社会復帰支援（法的支援、小売・運輸等の起業支援及び医療支援）を実施した。

令和4年度目標

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）において決議案を提出し、京都宣言のテーマ別討論において我が国の取組を発信するほか、京都 kongress のレガシープロジェクトについて関係省庁と共に取り組むなどして、国際組織犯罪対策、刑事司法分野における各国・関係機関との連携を強化、国際協力を進展させる。
- 2 国際組織犯罪防止条約及び国連腐敗防止条約の履行審査について、引き続き着実に実施し、課題の特定等を通じて、国際組織犯罪に関する各国の法整備及び国際協力の促進を図る。3 マネーロンダリング及びテロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会（FATF）及びアジア太平洋マネーロンダリンググループ（APG）における会議等を通じて同分野の対策に関する議論を深め、国際的な連携を強化する。
- 4 欧州評議会のサイバー犯罪条約については、サイバー犯罪対策をより迅速かつ円滑にする内容の第二追加議定書が採択されたところ、同条約の枠組みの下での国際協力を推し進める。また、国連において令和4年2月末に起草交渉が始まった国連サイバー犯罪新条約のアドホック委員会の会合に積極的に参加し、既存の枠組みを強化し世界的な対策の水準を高められるよう、国際社会と協調する。引き続きG7及びG20腐敗対策関連会合、麻薬委員会会合に参加し、これらの分野における国際協力を推進する。
- 5 国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際組織犯罪に効果的に対処するためには国際的な連携や協力を強化することが不可欠であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

京都宣言を踏まえた国際連携の取組の更なる推進、条約履行審査を通じた犯罪対策における課題の特定、新たな形態の犯罪であるサイバー犯罪対策の枠組みの強化は、国際組織犯罪対策の分野における国際協力を進展させる重要な取組である。

測定指標 4-3 途上国等に対する能力向上支援の強化 *

中期目標 (一年度)

テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化する。

令和3年度目標

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大により、国境管理体制を含むガバナンスのぜい弱化や、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為の増大が問題となる中、更なる感染拡大を防止しつつこうした問題に対処できるよう、アジアを含む途上国の能力を強化する。具体的には、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) 等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的なテロ資金対策のための能力向上支援を実施する。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等の影響を踏まえた上で、関係省庁の協力を得つつ、我が国主催でのアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合又はそれに代わる形態により、アジア諸国のテロ対策の実務家に対する情報発信を実施する。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップとして、途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。
- 4 上記1～3の目標を一層効果的な形で実現するため、有識者や民間セクター等との関係を強化し、その知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東南アジア及び南アジア諸国等に対して、UNODC、国連テロ対策事務所 (UNOCT)、国連開発計画 (UNDP)、国際刑事警察機構 (ICPO) 等に令和2年度補正予算にて総額約2,000万ドルを拠出し、これにより、テロ対策やテロ資金対策に資する能力向上支援や、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪分野における途上国支援、暴力的過激主義対策のプロジェクトを実施した。
- 2 招聘を伴うワークショップである国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ及び「穏健主義育成のための文明間対話」事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見送った。オンライン開催となったが、9月の第11回ASEAN+3国境を越える犯罪に関する閣僚会議及び第6回日・ASEAN国境を越える犯罪に関する閣僚会議 (共同議長：日本及びタイ) 並びに同高級実務者会合に参加し、国際テロ、サイバー犯罪、薬物取引等について、我が国の取組やASEANとの間で行う協力事業等を紹介し、国境を越える犯罪対策に関する共同声明等を採択した。
- 3及び4 1に加えて、G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップとして、民間によるインターネット・コンテンツ対策組織であるテロ対策に関するグローバル・インターネット・フォーラム (GIFCT) の独立諮問委員会 (IAC) のメンバーとして総合外交政策局国際安全・治安対策協力室長がオンラインでの議論に積極的に参加。同独立諮問委員会 (IAC) にて、途上国におけるオンライン上のテロリズムの現状把握および途上国との協力の可能性につき議論した。

令和4年度目標

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大により、国境管理体制を含むガバナンスのぜい弱化や、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為の増大が問題となる中、更なる感染拡大を防止しつつこうした問題に対処できるよう、アジアを中心とした途上国の能力を強化する。具体的には、専門的な知見を有する国際機関 (国連薬物・犯罪事務所 (UNODC)、国際刑事警察機構 (ICPO) 等) への拠出を通じて、各国のテロ対策、薬物等の違法取引やサイバー犯罪・金融犯罪等の犯罪対策等にかかる能力向上支援を実施する。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等の影響を踏まえた上で、関係省庁の協力を得つつ、我が国主催でのアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合又はそれに代わる形態により、アジア諸国のテロ対策の実務家に対する情報発信を実施する。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップとして、G7各国との議論、特にローマ・リヨン・グループでの議論を通じて、令和5年に議長国となるG7プロセスに盛り込んでいく。
- 4 上記1～3の目標を一層効果的な形で実現するため、G7における議論を有識者や民間セクター等と共有する目的で官民合同勉強会を開催し関係を強化すると共に、その知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新型コロナウイルスの感染拡大により、一部地域では国境管理体制を含むガバナンスがぜい弱化し、テロリストの活動空間が拡大している。また、若者を中心とした人々の情報通信技術（ICT）への依存の高まりにより、インターネットやSNSを使ったテロリストによる過激思想の拡散、テロ資金獲得といった、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為が世界的に増大している。かかる国際情勢下、アジアを中心とする途上国に対するテロ対策、犯罪対策、国際的なテロ資金対策支援は、同地域に居住・進出している在留邦人及び日系企業の安全確保の観点から極めて重要である上、欧米諸国はアフリカでのテロ対策を喫緊の課題として掲げており、アジアを含む途上国からの我が国に対する支援への期待は非常に高く、国際社会の一員として、その期待に応える必要がある。また、途上国のテロ対策能力の強化に向けては、国際機関、関係省庁、有識者・専門家、民間セクター等と協力し、各国の実情や、テロ等に係る最新の情勢を踏まえた対応を行うことが有効である。

参考指標：国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ及び招へい実績（国際機関は除く）

①国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ（アジア地域）（単位：参加国数）	実績値	
	令和2年度	令和3年度
②「穏健主義育成のための文明間対話」事業（単位：参加人数）	①0か国 ②0名	①0か国 ②0名
	注：新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施を見送った。	注：新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施を見送った。

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①国際的なテロ対策協力の強化 （平成13年度）	国連のテロ対策関連委員会やG7専門家会合、各種多国間枠組みへの参画及び二国間・地域レベルでの協議を実施する。 これにより、各国の保有する情報・経験の共有を図り、国際的な連携によるテロ対策の強化に寄与する。				4-1
	-	-	-	-	-
②国際組織犯罪対策における国際協力の進展 （平成16年度）	国連麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会を始めとする国際会議への参加、マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画、人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国際機関を通じた犯罪防止刑事司法支援・被害者保護事業等を実施する。 これにより、国際組織犯罪対策における国際協力の進展を図る。				4-2
	-	-	-	-	-
③国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ開催経費 （平成15年度）	東南アジア諸国を対象とし、テロ・組織犯罪対策に関するワークショップを実施する。 こうした取組により、対象国の能力向上支援及び我が国関係者との関係強化を図る。				4-1 4-2 4-3
	5 (0)	5 (0)	4 (0)	4	0123
④テロ対策専門員経費 （平成27年）	新型コロナウイルスの感染拡大によるテロ情勢の変化、また、欧米地域に広がるテロ事件、外国人テロ戦闘員問題等を受け、国際テロ対策の強化を進める中で、二国間・多国間枠組みにおけるテロ関連情報交換、途上国等のテロ対処				4-1

度)	能力支援のための他国との調整の機会が増加している。こうした事情を背景に、テロの脅威の分散化・多様化に対応すべく、国際テロ対策協力・支援の検討に、テロ対策の分野ごとの専門的な調査・分析、企画・立案を提供する。 本取組は、我が国のテロ対策関連の施策立案及び実施の促進に寄与する。				
	2 (2)	3 (3)	3 (3)	3	0124
⑤イスラム学校教師招聘事業 (平成 16 年度)	G 7 伊勢志摩サミットで発表された G 7 テロ・暴力的過激主義対策行動計画における「穏健主義の拡大」を実現する方策の一つとして、イスラム指導者等を我が国に招へいする。 具体的には、被招へい者が日本型の社会発展モデルについて理解を深めることにより、我が国として、各国の穏健主義育成対策の促進に寄与する。	4-3			
	10 (5)	9 (0)	8 (0)	6	0125
⑥FATF（金融活動作業部会）第 4 次相互審査対応経費 (令和元年度)	金融活動作業部会は我が国に対して、令和 3 年までに 5 名の（同部会から資格が認定された）審査員を他国の審査に派遣することを求めているところ、当省から審査員を派遣せしめる必要経費が必要。審査員業務期間は 14 か月間（1クール）であり、海外出張 3 回（①審査対象国における実地審査（3 週間）、②同事務局（仏）における審査対象国との対面会合（約 5 日間）、③全体会合（仏又は他国）への審査員としての出席（約 5 日間））を含め、3 か月間のフルタイム勤務時間に相当する作業がある。 本経費は、金融活動作業部会を通じたマネーロンダリング、テロ資金供与対策の国際貢献に寄与する。	4-2			
	1 (0)	0 (0)	3 (1)	3	0126
⑦コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金（GCERF）拠出金 (平成 27 年度)	コミュニティの働きかけ及び強じん性に関するグローバル基金（GCERF）は、暴力的過激主義の防止に焦点を当てた草の根レベルのプロジェクトに資金を供与することをミッションとする世界の唯一の非営利基金であり、若者等を対象とした教育・職業訓練、コミュニティ間の相互信頼醸成など地元政府や NGO による草の根レベルのプロジェクトに財政支援を行う。具体的には、①「教育」：暴力的過激主義の影響を受け、またその活動にリクルートされる危険性に直面する若者への教育機会、専門技能訓練の提供、②「メッセージ」：過激な言説に対抗するメッセージの発信、元過激主義者であった者による離脱に関する経験の発信等、③「コミュニティ関与」：コミュニティ間の相互信頼の醸成、宗教間対話、影響力のある穏健な宗教指導者による働きかけ等のプロジェクトに対し、同基金がドナー国から集めた資金を提供し、暴力的過激主義の防止に取り組んでいる。 同基金への我が国の貢献は、新型コロナウイルス感染拡大の影響でインターネット・SNSを使用した暴力的過激主義を含む過激思想の拡散が世界的に活発化している現状下において、同主義の蔓延とそれに伴うテロリスト・テロ組織の勢力拡大防止を図り、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。	4-1 4-3			
	0 (0)	20 (20)	0 (0)	0	0103
⑧国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC）拠出金 (昭和 48 年度)	UNODCは、国連麻薬委員会（CND）及び国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）並びに麻薬 3 条約、国際組織犯罪防止条約（UNTOC）及び国際腐敗防止条約（UNCAC）の事務局機能を有し、国際テロ・国際組織犯罪に対する包括的なマニフェットを付与された唯一の国連機関として、政策決定・規範設定・各国への技術協力を行っている。UNODCはこのような専門性をいかして、本拠出金により、東南アジア、南アジア、アフガニスタン、中東・北アフリカ・サブサハラ・アフリカ諸国等に対して、外国人テロリスト（FTF）の帰還・移動対策等のテロ対策、人身取引や薬物密輸等の国際組織犯罪対策として空陸海の国境における水際対策や捜査・訴追能力の強化等のプロジェクト支援、テロ資金対策やサイバー犯罪対策のための法制度整備や法執行機関の能力向上プロジェクト支援、更には刑務所内における暴力的過激主義拡大防止のための刑務官・司法当局者の能	4-2 4-3			

	力向上（受刑者管理・脱過激化支援等）プロジェクト支援を実施する。また、麻薬原料（ケシ）の世界最大の生産国であるアフガニスタンの違法薬物対策として、前述の法執行機関の能力向上プロジェクト支援に加えて、代替収入源の確保のための支援を行うと共に、アフガニスタンに次ぐ主要生産地であるミャンマーにおいて、ケシの栽培状況をモニタリングするプロジェクト等を支援。 本拠出金は、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪に対処するための国際的な連携・協力の更なる強化に寄与する。				
		2,930 (2,930)	1,882 (1,882)	1,213 (1,213)	78 0096
⑨経済協力開発機構金融活動作業部会(FATF)分担金(平成4年度)	金融活動作業部会(Financial Action Task Force: FATF)は、平成元(1989)年のG7アルシュ・サミットにおいて、マネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みである。その後、テロ資金供与対策を扱うこととなり、国際的なマネーロンダリング・テロ資金供与対策の推進を図る。最近では腐敗防止や大量破壊兵器の拡散防止に係る金融上の対策についても一定の役割を果たしている。 全体会合に加え、複数のワーキング・グループを設置し、①マネーロンダリング対策・テロ資金供与対策・拡散金融対策・腐敗防止などの分野で国際的な基準となるFATF勧告の策定と実施状況の監視、②新たなマネーロンダリングやテロ資金供与の手法・対策の研究、③問題国・地域に関する取組及び地域的な対策グループの支援、④FATF勧告の実施に資するガイダンスノートの策定、⑤各地域グループとの連携、などの取組を行っている。 テロの脅威が世界的に拡大している昨今において、本拠出金は、マネーロンダリング対策、テロ資金供与対策における国際連携強化に寄与する。				4-2
		10 (10)	12 (10)	12 (10)	12 0127
⑩アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)分担金(平成13年度)	金融活動作業部会(FATF)基準等をもとに、アジア太平洋諸国を対象とした相互審査(マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する措置・制度についてのメンバー間による審査)、情報交換(マネーロンダリング・テロ資金供与の犯罪手法事例や法制度の現状について情報交換)、技術協力・研修(マネーロンダリング対策後進国の担当者等を対象とするセミナー等)を実施する。 本分担金は、マネーロンダリング・テロ資金供与対策が不十分な国・地域に対する技術的支援・研修等を実施するAPGを通じて、アジア太平洋地域のマネーロンダリング対策、テロ資金供与対策における国際連携強化に寄与する。				4-2
		6 (6)	6 (6)	7 (6)	6 0095
⑪国際移住機関(IOM)拠出金(人身取引被害者の帰国支援事業及びバリ・プロセスのウェブサイトの運営経費)(平成17年度)	本拠出金は、内閣総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議で決定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、国内で保護された外国人人身取引被害者のカウンセリング費用、帰国のための航空券代、帰国後の社会復帰支援費用(職業訓練・就学支援・医療費等)として使用されるとともに、密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に対処するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」に対する支援の一環として、IOMが維持管理する同プロセスのウェブサイトの管理費用などに充てられる。 IOMを通じた我が国の貢献は、我が国で保護された外国人人身取引被害者の出身国への安全な帰国及び帰国後の再被害を防ぐための経済的自立を実現するとともに、アジア・太平洋地域における人身取引に関する情報交換の促進やその防止等に寄与する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標(SDGs)の達成を促進する。				4-2
		15 (15)	13 (13)	15 (15)	15 0113
⑫国際連合テロ対策事務所(UNOCT)拠	国連テロ対策センター(UNCCT)は、国連による国際テロ対策における協力の促進、テロ対策のベスト・プラクティスに関する啓蒙・能力開発のためのワークショップ・会議の開催等を担当する機関である。 我が国の拠出金により、ワークショップを開催、各国のテロ対処能力の向上				4-3

出金 (平成 27 年 度)	や知見の共有等を行い、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				
	158 (158)	39 (39)	0 (0)	0	0104
⑬国際刑事 警察機構 (ICPO) 拠 出金 (平成 28 年 度)	ICPOは、195か国・地域が加盟し、国際犯罪及び国際犯罪者に関する情報の収集、交換等を実施。盗難・紛失旅券等に関するデータベースを保有。外国人テロ戦闘員 (FTF) の移動を防止するため、捜査能力向上、協力促進、ICPOのデータベースの活用等を図る。 本拠出はアジア地域における国際テロの防止を図るものであり、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力強化を通じて、テロ対策及び組織犯罪対策における国際協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	0 (0)	110 (110)	62 (62)	0	0159
⑭国際連合 開発計画 (UNDP) 拠 出金 (平成 28 年 度)	UNDPは、内戦、紛争の発生地域等において治安維持能力向上のための能力強化、難民及び受入コミュニティの双方に対する支援等を実施している。 本拠出はインドネシアでの暴力的過激主義対策における宗教的教育の役割を強化する支援事業等に活用されるものであり、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	0 (0)	70 (70)	0 (0)	0	0120
⑮国際組織 犯罪防止条 約レビュー 実施関係経 費 (令和 3 年 度)	国際組織犯罪防止条約は、190 各国が加盟する国際犯罪の防止に関する重要な条約であり、令和 2 年に行われた第 10 回締約国会合において、同条約及び関連議定書 (人身取引、密入国) のレビューメカニズムが開始した。 本拠出は、同レビューに参加する専門家 (我が国が担当する国から提出される資料の審査等のレビューを行う専門家) の人件費及び報告書作成費用に充てられ、本件レビューの着実な実施を通じて、各国における同条約及び議定書の履行状況と必要な対策を確認し、国際組織犯罪に関する各国法整備の充実や国際協力の促進を図ることにより、法の支配に基づく国際秩序の形成、ひいては国際組織犯罪対策を通じた我が国 (在留邦人及び日系企業を含む) の安全確保に寄与する。				4-2
	—	—	1 (0)	1	0128
⑯G 7ロー マ・リヨン・ グループ合 同会合開催 経費 (新規) (令和 4 年 度)	令和 5 年 1 月から日本は G 7 サミット議長国であり、G 7 ローマ・リヨン・グループ会合を主催する。当該フォーラムは、インターネットや SNS を使ったテロリストによる過激思想の拡散、暴力的過激主義やテロ資金獲得といった、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為、組織犯罪等の諸課題に関し、G 7 各国の実務者が集い議論を行うことが想定されており、この議論の成果が G 7 サミットプロセスに反映されていくこととなる。 本会合の開催により、我が国が主導して、G 7 の共通ポジション形成や具体的協力の深化に貢献し、アウトリーチを通じて G 7 の立場を他の関係諸国とも共有しつつ、国際社会におけるテロ・組織犯罪対策をリードする効果が期待できる。				4-1 4-2
	—	—	—	9	新 22- 0004

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 5 宇宙に関する取組の強化

施策の概要

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、宇宙活動に関する国際的なルール作りを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等との政府間対話の開催を通じ、各国政府との国際宇宙協力を推進する。これらを通じて、宇宙空間の安定的な利用を確保し、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・「宇宙基本計画」（令和2年6月30日 閣議決定）
 - 2.(1)①宇宙安全保障の確保
 - 2.(2)産業・科学技術基盤を始めとする我が国の宇宙活動を支える総合的基盤の強化
 - 4.(1)②x) 同盟国・友好国等と戦略的に連携した国際的なルール作り
 - 4.(5)②xii) 国際的なルール作りの推進
 - 4.(5)②xiii) 国際宇宙協力の強化
- ・宇宙基本計画 工程表（令和3年12月28日 宇宙開発戦略本部決定）
- ・「国家安全保障戦略」（平成25年12月17日）
 - Ⅲ 1(4)国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスク
 - Ⅳ 1(9)宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進
 - Ⅳ 4(2)法の支配の強化
- ・米国提案による国際宇宙探査への日本の参画方針（令和元年10月18日 宇宙開発戦略本部決定）
 - 外交・安全保障
 - 国際競争力・国際的プレゼンス

測定指標 5-1 宇宙空間における法の支配の確立 *

中期目標（一年度）

宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙利用に関する国際ルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。

令和3年度目標

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し、「宇宙活動の長期的持続性」（LTS）に関するガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献する。具体的には、令和3年度に開催される COPUOS 本委員会及び科学技術小委員会において、合意済みの LTS ガイドラインの各国の実施状況等について継続的に協議を行い、法の支配の確立に役立てる。また、COPUOS 加盟国に同ガイドラインの具体的実施を促すべく、国際的な議論を主導する。
- 2 国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用した規範強化を積極的に推進する。特に、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する共通認識を醸成することで、規範強化のプロセスを活性化する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスに引き続き関与する。
- 3 軌道上サービスのあり方や宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的な規範の議論に積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組への理解を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和元年6月に採択された LTS ガイドラインに関し、COPUOS 科学技術小委員会の下に新たに設置されたワーキンググループ（LTS2.OWG）における議論に積極的に参加した。また、令和4年2月に開催された COPUOS 科学技術小委員会において、LTS ガイドラインの実施の重要性を呼びかけるとともに、我が国からのステートメントの中で、LTS ガイドラインの国内実施について紹介した。8月から9月にかけて開催された COPUOS 本委員会では、LTS2.OWG において、我が国は、米国、カナダ、フランス、イタリア、オランダ、ルクセンブルク、ベルギー、豪州、NZ 及びナイジェリアと共同で WG の TOR、作業方法及び作業計画に関する提案書を提出した。

- 2 (1) 国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への拠出事業を通じ、アジア太平洋地域の宇宙新興国が国際法に沿った国内宇宙関連法令を整備・運用し、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築を支援するとともに、宇宙活動に関する国際ルールの実効性を強化し、宇宙空間における法の支配の実現に貢献した。具体的には、ブータン、マレーシア、ベトナム、フィリピン及びタイ5か国を対象に、宇宙関連の制度及び法令に関する調査、及び能力構築支援活動としてワークショップを開催した。
- (2) 10月、前年に続き、日英等37か国（追加共同提案国も含めると42か国）は、「責任ある行動の規範、規則及び原則を通じた宇宙における脅威の低減」決議案を国連総会第一委員会に提出し、11月、同決議案は163か国の賛成を得て採択された。さらに12月、同決議は国連総会本会において150か国の賛成を得て採択された。同決議案に基づき、責任ある行動について議論を深めるためのオープン・エンド作業部会（Open Ended Working Group）が令和4年から令和5年にかけて設置されることとなった。宇宙空間における責任ある行動に関して令和4年2月にオンライン有志国間会合に参加し、日本の立場を表明しつつオープン・エンド作業部会（OEWG）に向けた各国の共通認識の醸成に貢献した。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、コロナ禍で議論が停滞するなか、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスの進捗状況に関する情報収集に努めた
- 3 6月に開催されたCOPUOS法律小委員会では、日本人として初めて議長に就任した青木節子慶應義塾大学大学院教授を支えつつ宇宙資源作業部会の設置へと導き、同作業部会において日本の立場を表明した。また、6月に我が国で成立した「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」について国連宇宙部及び関係国に説明し、我が国の取り組みに対する理解を促すと共に、国際的に整合の取れた宇宙資源の探査及び開発に係る制度の構築に向けた機運の醸成に努めた。軌道上サービスのあり方については、COPUOS法律法委員会における議題12宇宙交通管理に関するステートメントのなかで、内閣府主催の「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」などの我が国の取組を紹介した。

令和4年度目標

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙利用を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に関与し、宇宙活動の長期持続可能性（LTS）ガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献する。具体的には、令和4年度に開催されるCOPUOS科学技術小委員会において、すでに合意された21のLTSガイドラインの実施の重要性を呼びかけるとともに、LTSガイドラインの国内実施の取組について各国に情報提供を行い、法の支配の確立に役立てる。
- 2 軌道上サービスのあり方や宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的な規範の議論に積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組に対する理解を促す。
- 3 国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への拠出事業を通じ、アジア太平洋地域の宇宙新興国が国際宇宙法に沿った国内宇宙関連法令を整備・運用し、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築支援、及び本協力を通じて宇宙活動に関する国際ルールの実効性を強化し、宇宙空間における法の支配の実現に貢献する。
- 4 責任ある行動に関するオープン・エンド作業部会に積極的に参加し、議論の進展を目指す。また、学术界における宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスの動向を引き続き注視する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

各国の社会・経済・研究活動は、宇宙関連技術や宇宙活動から多大な恩恵を受けている。一方、近年、宇宙活動の多様化や活発化に伴い軌道は混雑し、スペースデブリの増加によるリスクが増大している。こうしたなか、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するうえで、宇宙活動に関する国際的なルール作りと国際協力が必要であるところ、その実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標5-2 諸外国との重層的な協力関係の構築

中期目標（--年度）

日米宇宙協力を更に強化する。また、既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに、それ以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

令和3年度目標

- 1 米国、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、国際会議等の機会を捉えて積極的に宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を実施、情報収集を行うとともに、協力を促進する。
- 3 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他のGNSS運用国との協力を求める。

施策の進捗状況・実績

- 1 11月に日印宇宙対話を開催し、両国の宇宙政策や宇宙産業、安全保障分野などにおける情報交換を行い、日印両国における協力関係の強化をはかった。他方で、米国、EU及びフランスとは、対面での実施を追求した結果、新型コロナウイルスの感染状況により実現しなかった。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、先方が何らかの形で日本との協力機会を希望していた際には、宇宙機関間の対話の機会を設定する等、協力の可能性を広げるよう尽力した。9月の第2回日米豪印首脳会合において、日米豪印の枠組みにおいて宇宙作業部会を立ち上げ、宇宙部分での協力を開始することで合意した。
- 3 ICGにおける作業部会（WG）に参加し、他のGNSS運用国との協力関係強化に向け情報収集を行った。

令和4年度目標

- 1 米国、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、国際会議等の機会を捉えて積極的に宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を実施、情報収集を行うとともに、協力を促進する。
- 3 令和3年9月の第2回日米豪印首脳会合における合意を踏まえ、日米豪印の枠組みで、衛星データ共有や能力構築支援、国際的ルールづくりといった宇宙部分での協力を進めていく。
- 4 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他のGNSS運用国との協力を求める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するためには、他国との協力が不可欠であり、二国間等での宇宙政策全般に係る意見交換や協力関係の拡大・深化の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

上記目標は、宇宙基本計画（令和2年6月30日閣議決定）及び宇宙基本計画工程表（令和3年12月28日宇宙開発戦略本部決定）を基に設定した。

測定指標5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数

	中期目標値	令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	4回	5回	4回

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

各国の社会・経済・研究活動が、宇宙関連技術・宇宙活動から大きな恩恵を受けている一方で、近年、宇宙空間の混雑化やスペースデブリの増加によるリスクが増大し、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するために、我が国として国際会議に出席し、宇宙活動に関する国際的なルール作りと国際宇宙協力に参画することは有益である。昨年度は、目標を上回る5つの国際会議（COPUOS 科学技術小委員会、COPUOS 法律小委員会、LTS2.0WG 非公式会合及び国連宇宙部提出プロジェクトのワークショップ）に参加した。今年度も新型コロナウイルスの影響により、国際会議の開催の見通しが立たな

いところ、前年度と同様の目標値とする。今年度、出席を予定している国際会議は、COPUOS 本委員会、COPUOS 本委員会、COPUOS 科学技術小委員会、COPUOS 法律小委員会及び LTS2.0WG。

測定指標 5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数					
	中期目標値		令和 3 年度		令和 4 年度
	--年度		年度目標値	実績値	年度目標値
	-		6 回	1 回	6 回
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠					
<p>昨年度は日インド宇宙対話の開催のみに止まったが、諸外国との重層的な協力関係の構築を増進すべく、対話の枠組みを有している国（米国（民生・安保の 2 回）、EU、フランス及びインド）及び現在協議・対話を実施していないが高い宇宙能力を有し又は戦略的な重要性が高い国を実施候補として選定し、6 回を目標値とする。</p>					

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
①宇宙に関する取組の強化 (平成 29 年度)	1 宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）や宇宙活動に関する国際的なルール作りの場等に我が国として積極的に参加し、法の支配の実現・強化に役立てる。 このような活動を通じて、今後国際的に重要視されるルール作りや今後の宇宙ガバナンス構築に貢献する。				5-1 5-3
	2 米国との民生・安全保障両分野における宇宙政策の戦略的な対話を強化していくとともに、他の先進国との対話を強化する。 各国との宇宙対話を通じて、相互の宇宙政策や、民生分野及び安全保障分野での様々な案件での協力について意見交換を行うことにより、双方の宇宙政策等に関する共通認識を醸成し、また、個別の協力分野について、更なる協力の推進に寄与する。				5-2 5-4
	8 (6)	30 (4)	31 (5)	10	0129
②国連宇宙部拠出金 (令和 3 年度)	アジア太平洋地域の新興国に対する宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築支援事業を通じた宇宙空間における法の支配を実現し、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保する。 具体的には、①アジア太平洋地域の制度・法令など基礎調査、②対象国での国内法整備及び許可監督体制構築に向けた助言、③我が国とのワークショップ共同開催、及び④アジア太平洋地域外に対する本事業の広報活動に関し、国連宇宙部と協力して実施する。				5-1
	-	-	11 (11)	17	0130

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

施策の概要

グテーレス国連事務総長が国連改革を推進しており、この議論に積極的に参画するとともに、安保理改革なくして国連改革は完結しないとの考えの下、安保理改革の議論を推進する。安保理改革を達成するまでの間、できる限り頻繁に安保理非常任理事国となるために、安保理非常任理事国選挙において各国からの支持を獲得する。

また、国連の活動の重要性及び日本の国連を通じた国際貢献について積極的に情報発信や広報活動を行うことで、国内で日本の国連外交に対する理解の促進及び支持の拡大を図る。同時に、国連を始めとする国際機関における日本人職員の一層の増加を目指し、人材の発掘・育成や送り込み等に必要な措置をとる。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 76 回国連総会における菅総理大臣一般討論演説（令和 3 年 9 月 25 日）
 - ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- 地球規模課題への対応、安保理改革、国際機関における日本人増加に向けた取組

測定指標 6-1 国連改革及び安保理に係る取組の進展 *

中期目標（一年度）

国連の効率的・効果的な運営に向けた改革を後押ししつつ、国連通常予算及び PKO 予算の抑制に向けて働き掛けを行うとともに、国連改革（日本の常任理事国入りを含む安保理改革等）の実現に向けた環境を整備する。また、安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り頻繁に安保理に席を占める必要があるところ、我が国が立候補している令和 4 年安保理非常任理事国選挙において当選を目指す。

令和 5 年から理事国を務めることを念頭に、国連事務局との一層の関係強化を目指し、平和構築基金及び政務案件支援信託基金への拠出額増加に努める。

令和 3 年度目標

1 国連における行財政改革

国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たすよう、我が国としては以下を達成する。

- (1) マネジメント改革による効率化の具体的な成果が現れるよう、他の加盟国と協調しつつ国連事務局に働き掛ける。また、国連総会第 5 委員会において、通常予算については単年予算試行の 3 年目となる令和 4 (2022) 年予算及び PKO 予算については 2021-22 年予算の審議が行われるため、国連の合理化・効率化の取組拡大を働き掛け、予算の抑制を図る。
- (2) ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。

2 安保理改革については以下の取組を行う。

- (1) 各種国際会議及び各国との首脳・外相会談等の機会を捉え、また NY や各国本国においてグローバルな働き掛けを継続し、我が国の立場や取組に関する幅広い加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
- (2) NY での安保理改革に関する政府間交渉における実質的な交渉の実現及びプロセス改善やテキスト・ベース交渉といった具体的進展を得るために、改革推進派の一層の連携強化を目指し、G 4 を含む有志国との間で率直かつ実質的な意見交換を行う。

3 安保理非常任理事国選挙については、令和 4 年 6 月に同選挙が実施される見込みであり、令和 3 年度が年間を通じて選挙活動を行う最終年であることから、これまで以上に二国間の首脳・外相会談等及び各国要人の日本への招へいの機会を捉え、積極的に支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

4 国連平和構築基金拠出を通じた支援を通じて、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に対して貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。政務案件支援信託基金に関して、中期的目標も視野に、安保理の活動に直接貢献しうる優良案件への支援を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 国連における行財政改革

(1) グテーレス事務総長が進めるマネジメント改革下で試験導入されている単年通常予算の3年目となる令和4(2022)年予算が、10月から12月の国連総会第5委員会における交渉を経て、年末に成立した。我が国は、過去2年に引き続き、単年度予算試験導入の目的である予算プロセスの効率化及び直近のニーズへの即応性が確保された形で円滑に実施されるよう加盟国間の建設的な議論を推進するとともに、予算交渉においては他の主要財政貢献国と協力しつつ、国連事務局及び他の加盟国に予算抑制を働き掛けた。その結果、事務局の増額提案を抑制しつつ、前年同水準の予算が承認された。2021/22年PKO予算についても、主要財政貢献国と協力しつつ、マンデート実施に必要なリソースを確保しながらも最大限の効率と無駄の排除を目指し各国と交渉した結果、対前年比3%の減少を実現させた。

10月から12月の国連総会第5委員会では2022-2024年国連分担率についても審議され、「支払い能力」の原則に沿った現行算定方式に基づいた分担率が12月に国連総会で承認された。我が国の分担率は、これまでの8.564%(2019-2021年)から8.033%(2022-2024年)へと低下した。

(2) ジュネーブ・グループの会合(4月及び11月)への参加や二国間協議を通じ、国連関係機関の運営改善及び財政規律の強化に向けた主要財政拠出国との連携を進めた。

2 安保理改革

(1) 第75回国連総会の政府間交渉は、1月～5月まで月に1度政府間交渉会合が実施された。6月下旬、第75回会期の作業を第76回会期に引き継ぐ決定が、「安保理改革の議論に新しい命を吹き込む」との内容を含む形で、国連総会でコンセンサスにて採択された。9月の第76回国連総会では、菅総理大臣の一般討論演説において、安保理を21世紀の現実を反映した、より効果的な組織に改革するための交渉を具体的な形で開始することを呼びかけた。令和3年度は、令和2年度に続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、安保理改革の働きかけを目的とした各国政府要人の招へいや担当大使の出張を実施することはできなかったが、各国との二国間又は多国間のオンライン会談や電話会談等を活用し、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して、安保理改革における日本の立場への理解促進や日本の常任理事国入りに向けた支持要請を行った。また、第76回国連総会の政府間交渉は、令和4年2月～3月にかけて3回の会合が開催された。

(2) G4各国の間では、9月の国連総会ハイレベルウィークの機会にG4外相会合を対面形式で開催したほか、局長級会合を令和4年2月に開催し、協力関係を強化した。G4外相会合においては、安保理が今日の国際社会の現実を反映し、ますます増大する国際社会の諸課題に有効に対処するためには、安保理の正統性・実効性・代表性の改善が急務であるとの問題意識の下、安保理改革をめぐる現状の認識を共有し、具体的進展を図るための共通の取組について意見交換を行い、G4の結束と決意を再確認した。また、政府間交渉の進展を得るため、国連総会議長を支持することで一致した。さらに、アフリカ共通ポジションへの支持を表明し、アフリカを始めとする関係国とも連携しつつ、テキスト・ベース交渉の早期開始など改革プロセスの前進のため協力することで一致した。また、NYや各国首都において、有志国・グループとの意思疎通を強化し、テキスト・ベース交渉の早期開始を目指す日本の主張に対する加盟国の理解を促進するとともに、今後の方針や立場の取れんを目指した率直な意見交換及び働きかけを実施した。

3 安保理非常任理事国選挙

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、安保理非常任理事国選挙の支持要請も目的とした各国要人の日本への招へいや担当大使の出張を実施することはできなかったが、各国との二国間又は多国間のオンライン会談や電話会談等を活用し、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して、安保理非常任理事国選挙の支持要請を行った。

9月の第76回国連総会では、菅総理大臣の一般討論演説において、令和4年の安保理非常任理事国選挙で支持を得て、国際的な平和と安全の維持、そしてルールに基づく国際秩序づくりに積極的に役割を果たしていく決意を述べた。

4 国連平和構築基金拠出金・政務案件支援信託基金

(1) 国連平和構築基金拠出金

令和3年度当初予算及び補正予算による拠出を行った(令和3年度当初予算による拠出額:108,000千円、令和3年度補正予算による拠出額:280,800千円。令和2年度拠出より約147,000千円増加)。継続する新型コロナウイルス感染症の影響により、特に、アフリカ地域を始めとしたぜい弱な国における経済・社会的状況が悪化し、和平プロセスが危機に直面したり、これまでの開発・平和構築分野における進展が脅威にさらされ続けていることにより、情勢の不安定化や暴力が起る可能性が高い状態にあることを受け、そうした状況に対応するための支援となる国連平和構築基金への拠出の必要性が一層高まった。

(2) 政務案件支援信託基金

「太平洋地域における気候と安全保障に関するバーチャルリアリティ」プロジェクトに 24,300 千円を拠出した。同拠出金は、太平洋地域における気候変動に関連した安全保障課題につき、バーチャルリアリティ (VR) を用いたコンテンツを作成し国連関係者及び一般向けに提供することで、同課題の認識を向上させるために使用された。

令和 4 年度目標

1 国連における行財政改革

国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たすよう、我が国としては以下を達成する。

(1) マネジメント改革のもと試験導入された単年度予算について、令和 4 (2022) 年秋の国連総会第 5 委員会においてレビューが行われ、継続実施の是非が決定される予定であるところ、我が国として、過去 3 年の予算プロセスを検証し、国連の効率的・効果的な運営に貢献する予算制度が決定されるよう、他の主要財政拠出国と連携して取り組む。PKO 予算については、2022/2023 年予算が審議されるため、マンデート実施に必要なリソースを確保しながらも予算の抑制を図る。

(2) ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政拠出国との緊密な関係を維持・強化する。

2 安保理改革については以下の取組を行う。

(1) 各種国際会議及び各国との首脳・外相会談等の機会を捉え、また NY や各国本国においてグローバルな働き掛けを継続し、我が国の立場や取組に関する幅広い加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。

(2) NY での安保理改革に関する政府間交渉における実質的な交渉の実現及びプロセス改善やテキスト・ベース交渉といった具体的進展を得るために、改革推進派の一層の連携強化を目指し、G 4 を含む有志国との間で率直かつ実質的な意見交換を行う。

3 安保理非常任理事国選挙については、令和 4 年 6 月に同選挙が実施される予定であり、同年度前半は選挙活動の最終盤にあたることから、各国要人の日本への招へい等の機会並びに各国要人及び選挙担当職員に対する広報の場を活用し、積極的に支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

4 国連平和構築基金拠出を通じた支援を通じて、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に対して貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。政務案件支援信託基金に関して、中期的目標も視野に、安保理を含む国連における活動に直接貢献しうる優良案件への支援を目指す。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

厳しい財政事情の中、国連通常予算と PKO 予算の各 1 割近くを負担する国連の主要財政拠出国である我が国にとって、単年度予算レビューへの対応を含む国連の行財政改革への取組の実績を測ることは、我が国が拠出した予算の適切かつ効果的活用を確保するために重要である。これら予算の抑制により、我が国の財政負担を抑えつつも、国連を通じた国際貢献と国際社会における我が国のプレゼンスを継続・強化していく必要がある。

国連加盟国が設立当初の 51 か国から 193 か国と 4 倍近くに増加したにもかかわらず、現在の安保理の構成が国連創設時からほとんど変わっていないという現状は、21 世紀の国際社会の現実を反映していない。また、国際社会の平和と安全の維持に大きな責任を持つ安保理の常任理事国であるロシアが、ウクライナ侵略という国際秩序の根幹を揺るがす暴挙に出たことは、新たな国際秩序の枠組みの必要性を示している。安保理改革等の国連改革の議論の推進を図り、これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解の促進、支持の拡大を図ることは、今日の国際社会を反映した、より正統性を備え、実効的で代表性の高い安保理・国連を実現するために重要であり、このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

日本の常任理事国入りを含む安保理改革等の実現に向けた環境整備においては、安保理改革に関する我が国の立場・考え方に対する各国の理解促進、支持の拡大等に向けて日々の地道な活動の積み重ねが重要である。

測定指標 6-2 我が国の国連を活用した外交及び国連の活動に対する国民の理解と支持の更なる増進

中期目標（一年度）

広報・啓発活動を積極的に推進することで、若者を始めとする国民の国連の活動や国連を通じた日本の取組に対する理解を促進する。また、こうした取組を通じ、より多くの日本人に国際機関勤務への関心を喚起する。

令和3年度目標

- 国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。
- 1 国連広報センターや国連協会を始めとする国連関連の団体とも協力しつつ、特に若者世代に重点を置きつつ、広報事業を実施する。
 - 2 国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に行われる講演会やイベントへ協力し、国連への関心や理解を促進する。
 - 3 外務省ホームページ（HP）における国連関連情報をより一層充実させ、整理して全体像を把握しやすく内容的にも分かりやすいものとする。関連情報を SNS 等でも多重的に発信し、より広い対象に対して国連や国際社会で働くことへの関心・理解を促進する。
 - 4 有識者との意見交換を通じて連携を更に深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年3月、国連協会との共催による「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業」を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により過去2回はオンラインセッションに切り替えていたが、本年度は、国連に対する興味関心の強い中高生を東京に招いて対面方式で開催した。国連機関邦人職員や JPO との意見交換、千玄室国連協会会長講話及び外務省省員との意見交換、国連大学訪問等を実施した（オンラインのみの参加者も含めて計15人が参加）。また、東京国連広報センター（UNIC 東京）に対する活動支援（若者を主たる対象とする参加型イベントや広報事業など）等を実施した結果、56回のシンポジウム・セミナーが開催され、延べ75,819人の参加があった（UNIC 東京集計）。さらに、模擬国連への後援名義付与、国連英検（国連協会主催）への後援名義付与を行った。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連における日本の取組に関するオンライン講演等を100回実施した。
- 3 外務省ホームページにおける「国連外交」のページでは、国連総会における一般討論演説や、事務総長や総会議長とのハイレベル会談の概要、国連調達、「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団」等、関連事業の実施後に概要をタイムリーに掲載した。国際機関人事センターホームページにおいても、人事関連情報等を随時発信した。関連情報については、外務省ツイッターや国際機関人事センターメーリングリスト、フェイスブック、ツイッター、リンクトインにて積極的に発信した。令和4年3月時点での人事センター関連 SNS 登録者数は、メーリングリスト約21,000、フェイスブック約48,000、ツイッター約12,000、リンクトイン約600となっている。
- 4 国連安保理が取り組む諸課題や日本の国連安保理政策等をテーマに国連安保理法政策研究会の会合を令和4年1月にオンライン形式で開催し、諸課題についての有識者との意見交換を行った。また、日本国際問題研究所、UNIC 東京等との共催で、有識者を招いての公開パネルディスカッションをオンラインで発信するウェビナーを2回実施した（第1回は4月13日（テーマ：ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC））及び第2回は10月19日（テーマ：防災））。

令和4年度目標

- 国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。
- 1 国連広報センターや国連協会を始めとする国連関連の団体とも協力しつつ、特に若者世代に重点を置きつつ、広報事業を実施する。
 - 2 国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に行われている講演会やイベントへ協力し、国連への関心や理解を促進する。
 - 3 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させる。関連情報を SNS 等でも多重的に発信し、より広い対象に対して国連や国際社会で働くことへの関心・理解を促進する。
 - 4 国連安保理法政策研究会の会合等を開催し、有識者との意見交換を通じて連携を更に深める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連の活動や国連における日本の取組に関する国民の理解と支持を増進させることは、将来の国際社会で活躍する人材の育成だけでなく、国連の場において日本が存在感を示すに当たり、基礎を形成する原動力となる極めて重要な事項であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益

である。

国連の活動及び日本の国連政策の発信には、各種イベント・講演会やホームページ・SNSを通じた広報活動、有識者等との連携等の取組が重要かつ有益である。

測定指標 6-3 国際機関における日本人職員増加に向けた取組の推進

中期目標（令和7年度）

国際機関と我が国との連携を深め、効果的にグローバル課題の解決に取り組むべく、国際機関と我が国とをつなぐ存在である国際機関における日本人職員の増加に努めることとし、令和2年末時点で918名である国連関係機関で勤務する専門職以上の日本人職員数を、令和7年までに1,000人とする。

令和3年度目標

- 1 令和7年までに国連関係機関で勤務する専門職以上の日本人職員数を1,000人とする中期目標を達成する観点から、令和2年末時点の918名から20名程度純増させる。
- 2 「若手職員」の派遣を通じて国際機関との関係を強化する観点から、外交上の重要性も考慮してJPOの派遣先を選定する。また、JPO派遣終了後の採用率は既に高水準であるため、同水準の維持を目指す。そのために、JPOの競争力向上に向けた各種取組を継続・改善する。さらに、現職国家公務員のJPO派遣を引き続き可能とする。
- 3 「中堅・幹部職員」の戦略的な増加に取り組む。「中堅職員」の派遣については、派遣を通じて国際機関との関係を強化する観点から、外交上の重要性も考慮して「幹部候補職員派遣制度」の派遣先を選定するとともに、派遣後も国際機関に定着し、幹部を目指す者が輩出されるよう取り組む。また、「幹部ポスト」の獲得に向け、引き続き省内タスクチームを活用して関係課室の連携維持・強化に取り組むとともに、関係省庁連絡会議の場を通じて省庁間の連携・協力を強化する。これらの実現に向け、有識者による応募書類添削・面接指導を活用する。
- 4 「国際機関を目指す層」の裾野拡大に取り組む。特にオンライン広報を活用し、「即戦力」となり得る若手転職市場や、海外在住者へのアウトリーチを強化し、国際機関人事センターのホームページやSNSへの訪問者数・フォロワーの増加や、JPO派遣の応募者数増につなげる。また、民間の有為な人材が国際機関を目指すことを促進するよう、国際機関志望者がキャリア相談をしやすい国際機関人事センターを目指す。
- 5 マルチ外交人材の育成に向け、外務省員の博士号又は修士号取得支援を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年末時点の国連関係機関における日本人職員数は956名。
- 2 若手職員増加に効果的なツールであり、日本人職員（専門職以上）の5割近くがその出身であるJPO派遣制度を通じて、国際機関との関係を強化するため、各国際機関主管課や在外公館と連携し、我が国外交上の重要分野、重点的な配属分野を聴取の上、JPOの派遣先を選定した。令和3年度の採用率（（注）3年度前に派遣手続をとった者の採用率）は78.6%であり、日本人職員数全体の増加に貢献している。現役JPO向けのオンライン研修（応募書類添削・面接指導等）も継続し、約90名が参加した。現職国家公務員のJPO派遣について、令和3年度試験では合格者が出なかったため派遣者はいなかった。
- 3 「幹部候補職員派遣制度」の派遣について、我が国外交上の重点分野、派遣先機関における邦人幹部候補職増強の意義・必要性等を総合的に検討して派遣を実施した。幹部へのキャリアパスは、必ずしも、国際機関に留まり勤務を継続することには限定されないが、目標に記述された「派遣後も国際機関に定着して幹部を目指す」との観点では、令和3年度までの派遣者のうち8割近くが派遣期間終了後も引き続き国際機関に勤務している。「中堅・幹部職員」増強のため、日本人候補者の競争力を強化すべく、有識者による応募書類添削・面接指導を継続的に実施した（令和3年度応募書類添削・面接指導：32回）。また、令和2年度（令和3年2月）に第1回を開催した「国際機関幹部ポスト獲得等に戦略的に取り組むための関係省庁連絡会議」について、7月と令和4年2月に開催した。省内においても、国際機関関係各課を参加者とし、省内タスクチームを令和3年6月に開催し、邦人職員増強に関する連携を確認した。官民の内外から、優秀な人材が国際機関で活躍していけるよう、政府一体となった人材派遣や人材育成に関する体制を整備した。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンラインを中心に国際機関への就職方法や国際機関で働く魅力を紹介するセミナーの主催、外部イベントへの参加を併せて国内外で計91回のセミナーを実施した。これらのライブセミナーの視聴者に加え、国際機関人事センターHP上に掲載した

セミナー動画の視聴者を併せて、世界各地に在住する 15,000 名以上にアウトリーチした（前年度は 10,000 名以上）。ツイッター（フォロワー数：約 12,000）、フェイスブック（フォロワー数：約 48,000）、メーリングリスト（登録者数：約 22,000）、その他リンクトインやつながりのある関係機関を通じた広報、関係省庁連絡会議のネットワーク、関係団体、学会、研究機関、大学教授及び関係有識者のネットワークを活用した多角的な広報を実施した。また、多様な人材が国際機関を就職先として考えられる環境を醸成するため、民間企業勤務者をターゲットとしたセミナーの開催をはじめ、法曹資格保有者や保健分野、ICT 分野の人材などそれぞれの特定の層に特化した広報活動も実施した。

- 5 マルチ外交人材の育成に向け、外務省員の博士号又は修士号取得支援制度を継続実施した。令和 3 年度に新規 2 名及び継続 3 名の 5 名に対する支援を実施し、開始以降計 6 名に支援を実施。

令和 4 年度目標

- 1 令和 7 年までに国連関係機関で勤務する専門職以上の日本人職員数を 1,000 人とする中期目標を達成する観点から、令和 3 年末時点の 956 名から 20 名程度純増させる。
- 2 JPO 派遣制度を通じた国際機関における日本人職員増強のため、外交上の重要性も考慮して戦略的に JPO の派遣先を選定する。また、JPO 派遣終了後の採用率は既に高水準であるため、同水準の維持を目指す。そのために、JPO の競争力向上に向けた各種取組を継続・改善する。さらに、現職国家公務員の JPO 派遣を引き続き可能とする。
- 3 「中堅・幹部職員」の戦略的な増加に取り組む。「中堅職員」の派遣を通じて国際機関との関係を強化する観点から、外交上の重要性も考慮して「幹部候補職員派遣制度」の派遣先を選定する。「幹部ポスト」の獲得に向け、引き続き省内タスクチームや関係省庁連絡会議等の場を活用しながら関係課室・省庁間の連携・協力を強化して取り組んでいく。また、これらのより効率的な実現に向け、外部有識者による応募書類添削・面接指導を活用し幹部ポスト候補者の競争力強化も図る。
- 4 「国際機関を目指す層」の裾野拡大に取り組む。特にオンライン広報を活用し、「即戦力」となり得る若手転職市場や、海外在住者へのアウトリーチを強化し、国際機関人事センターのホームページや SNS への訪問者数・フォロワーの増加や、JPO 派遣の応募者数増につなげる。また開発、貧困削減、保健、人道分野、人事、IT、財務、法務、調達、広報等、様々な分野の有為な人材が国際機関を目指すことを促進すべく、各分野に特化したセミナー実施の拡充や、国際機関志望者がキャリア相談しやすい国際機関人事センターを目指す。
- 5 マルチ外交人材の育成に向け、外務省員の博士号又は修士号取得支援を継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際機関で勤務する日本人職員数の増加は、国際機関、特に我が国の外交上重要な機関に対する人的貢献を通じた国際協力を進め、また、国際社会における日本のプレゼンスを維持・強化するに当たり極めて重要。そのための取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益。

他の G 7 諸国は、いずれの国も国連関係機関における自国の職員数が 1,000 人を超えていることから、我が国も令和 7 年までに 1,000 人を目指すこととし、国連関係機関職員となる道として最も効果的かつ効率的である JPO 派遣制度の改善・拡大をはじめ、中堅職員の派遣、潜在的な候補者の発掘、応募書類添削や面接指導の実施等を着実に実施していくことが中期目標を達成する上で重要である。さらに、国際機関を目指す層の裾野拡大に向け、広報を強化する必要がある。若年層に対してキャリアの一つとして国際機関を知ってもらうための広報活動とともに、留学生の他、転職市場や法曹、ICT 関係者等の「即戦力」となりうる多様な層へのアプローチにも一層取り組む必要がある。

参考指標 1：JPO 派遣者の派遣後の国際機関への採用率

(出典：外務省) (注) 3 年度前に派遣手続きをとった者の定着率	実績値	
	令和 2 年度	令和 3 年度
	85.2%	78.6%

参考指標 2：国連関係機関で勤務する日本人職員数（12 月末現在）

(出典：外務省)	実績値	
	令和 2 年度	令和 3 年度
	918	956

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①国連政策 (*)	1 国連における行財政改革 国連における行財政改革について、ジュネーブ・グループの枠組みや二国間協議の場を活用し、主要財政貢献国と連携しつつ、交渉に当たる。 このような取組により、我が国が拠出した予算の適切かつ効果的活用を確保するとともに、国連予算の抑制により我が国の財政負担を抑えつつも、国連を通じた国際貢献と国際社会における我が国のプレゼンスを維持・強化していく。				6-1
	2 安保理改革及び安保理非常任理事国選挙 我が国の常任理事国入りを含む安保理改革の実現を目指し、政府間交渉や様々な国際会議、首脳・外相会談、国連協議、安保理改革担当参与派遣の機会を捉え、効率的に各国と議論を続け、安保理改革に向けた機運を高めるとともに、安保理改革及びその他の国連改革の進展を図る。 安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ、我が国が立候補している令和4年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう、二国間の首脳・外相会談及び安保理非常任理事国選挙担当参与派遣等の機会を捉え、支持要請を行い、同選挙に対する我が国支持を拡大する。 上記の取組は、国連を始めとする国際機関において日本の国際社会における地位を向上させるとともに、日本の国益と国際社会共通の利益の実現に資する望ましい国連の実現に貢献していく。				6-1
	3 国連広報 日本の国連を通じた取組に対する、国内外における理解の促進及び更なる支持を目指し、広報活動や有識者等との意見交換を通じ、国連の活動及び日本の国連政策を発信する。 このような取組により、国連の活動や日本の国連政策に関する国民の理解と支持をより一層推進するとともに、国連に対する興味関心を有する若者を増やし、長期的には国際機関で働く日本人職員数の増加にも貢献していく。				6-2
	73 (54)	136 (13)	162 (26)	66	0131
②国際機関 邦人職員増 強 (昭和49年 度)	外部有識者を面接官としたJPO選考試験や候補者の指導・育成を実施する等により、より効果的な試験実施を確保するとともに、JPO選考試験や国際機関への就職希望者向けの各種広報活動を通じ、JPO選考試験受験者数の増加や国連等国際機関の日本人職員数の増加を図る。 こうした取組は、国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上に貢献する。				6-3
	49 (40)	46 (32)	36 (31)	36	0132
③国際連合 (UN)分担金 (昭和32年 度)	本分担金は、計画予算(Programme Budget)として策定される国連通常予算に対して払われるものであり、国連事務局の運営経費に使用されている。本分担金の支払いは、国連憲章第17条第2項に基づく加盟国の義務である。 本拠出により、我が国の外交政策の柱の一つである国際社会の平和と安定に向けた国連の活動の円滑な実施に寄与するとともに、多大な財政的貢献は国連における各種選挙を戦う上で有力なアピール材料となることから、国連における我が国の地位・影響力維持につなげる。				6-1
	23,003 (23,003)	26,001 (26,001)	26,411 (26,411)	25,686	0093

④国際機関職員派遣信託基金(JPO)拠出金(昭和49年度)	<p>JPO派遣制度は、国連の経済社会理事会決議により設けられた、若手人材の就職機会の向上のための制度であり、現在30か国以上が実施している。</p> <p>我が国はこの制度を昭和49年に導入し、将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を、給与、渡航費用、諸手当、派遣先国際機関での研修経費等を外務省が負担して、原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を積み、スキルを身につけ、人脈を形成することにより、将来の正規採用への途を開き、国際機関に勤務する日本人職員の増加を図っている。</p> <p>国際機関における日本人職員は、日本と国際機関との橋渡し役となる存在であり、例えば派遣先の国際機関において日本がイニシアティブを発揮しようとする課題への取組を効果的に推進するための一助となる。</p>				6-3
	2,382 (2,334)	2,382 (2,323)	2,339 (2,050)	2,539	0097
⑤東京国際連合広報センター拠出金(平成16年度)	<p>本拠出金は、国連グローバル・コミュニケーション局の下部機関である東京国連広報センター(UNIC東京)の活動経費及び施設費を対象としている。UNIC東京の活動経費は、国連の取組及び日本の国連を通じた国際貢献について、また、日本人国連職員の活躍等について広く周知するため、国連に関する講演会、シンポジウム等の開催、国連の日本語資料の作成(国連資料の翻訳を含む)、日本語ホームページやソーシャルメディアの運営、国連幹部の訪日受入れ等に充当されている。また、施設費は、国連大学本部ビルに所在する全ての国連機関が専有面積等に応じ支払う施設維持費である。</p> <p>こうした国連による取組は、国連における日本の貢献の意義や日本の国連政策についての日本国民の理解促進につながり、我が国国民にとっても大きな利益となることから、我が国はUNIC東京の活動全般を支援するために拠出を行っている。</p>				6-2
	39 (39)	32 (32)	31 (31)	30	0100
⑥国際機関幹部職員増強拠出金(平成29年度)	<p>国際機関における日本人幹部職員の存在は、我が国が人的貢献の面でも国際社会の諸課題への取組に寄与していることを示す「日本の顔」。本拠出金は、そのような日本人国際機関幹部職員の増加を長期的な目的としている。</p> <p>本拠出金により、国際機関の中堅レベル以上のポストに優秀な日本人職員を派遣し、同職員が、当該機関において日本がイニシアティブを発揮しようとする課題への取組を効果的に推進するとともに、日本との橋渡し役としての役割を果たすことにより、国際貢献と我が国の国益の双方を実現することに寄与する。</p>				6-3
	157 (156)	157 (134)	213 (164)	213	0106
⑦国連総会議長信託基金拠出金(平成29年度)	<p>国連総会議長は、国連総会を代表するポストであり、総会の議事を取り仕切るほか、国連総会におけるハイレベルテーマ別討論等の開催や国連が取り組むアジェンダ推進のための各国政府要人との協議等を行っており、国連総会議長信託基金は、国連総会議長の主たる活動資金である。</p> <p>本拠出金への拠出を通じ、国連総会議長との関係を強化するとともに、国連における我が国の地位を向上させ、我が国の国益と国際社会共通の利益に資するより望ましい国連の実現に貢献する。</p>				6-1
	4 (4)	3 (3)	0 (0)	0	0107
⑧国際連合平和維持活動(PKO)分担金(平成6年度)	<p>本分担金は、国連平和維持活動の各ミッションの運営経費、国連ロジスティック基地(UNLB)の運営、サポートコスト等に使用されている。本分担金の支払いは国連憲章17条第2項に基づく加盟国の義務である。我が国のPKO分担率は8.564%で加盟国中第三位となっており、我が国がこの支払いを誠実に履行することは国連財政にとって非常に重要である。</p> <p>我が国は、本分担金の拠出を通じて、国連平和維持活動の機動性、機能性を高め、「国際社会の平和と安定の維持」に貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。</p>				6-1

	65,062 (65,062)	62,253 (62,253)	55,059 (55,059)	45,821	0092
⑨国連平和構築基金(PBF)拠出金(平成18年度)	<p>サブサハラ・アフリカ地域を中心に紛争後の平和構築支援を実施している平和構築基金(PBF)に対し拠出し、PBFが重視する同地域における以下の支援の実施に貢献する。</p> <p>1 治安維持部門改革支援、暴力過激主義に対する国境横断的な対策支援、若年層支援</p> <p>2 国民和解支援、国/地方レベルの対話支援、選挙支援</p> <p>3 国連ミッションの活動支援</p> <p>4 緊急事態への対応</p> <p>本拠出を通じて安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持のために平和構築の面から支援し、安保理を始め国際社会での同分野における我が国のプレゼンスを一層高める。</p>				6-1
	0 (0)	242 (242)	389 (389)	108	0105
⑩政務案件支援信託基金拠出金(平成30年度)	<p>国連政務平和構築局は、世界各地における紛争予防、危機対応、「平和の持続」のための取組等を行っている。政務案件支援信託基金は、その活動の中でも国連通常予算で手当てされない緊急性の高い活動の支援に幅広く活用されている。</p> <p>本件信託基金への拠出を通じて多くの活動を機動的・効果的に実施することにより、国際の平和と安定の維持のために積極的に貢献し、安保理を始め国際社会での同分野における我が国のプレゼンスを一層高める。</p>				6-1
	34 (34)	25 (25)	24 (24)	24	0110

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

施策の概要

- 1 国連の各種人権フォーラム（国連総会第3委員会、人権理事会等）における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。これらの取組を効果的に実施するため、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）との連携を深める。
- 2 主要人権条約・人道法を着実に履行しつつ、我が国の人権人道分野における取組を国際社会に適切に発信する。
- 3 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国際移住機関（IOM）、NGO 等との連携を進める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）

測定指標 7-1 人権・民主主義の保護・促進 *

中期目標（一年度）

多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等を通じ、国際社会の関心事であり、我が国にとって重要な基本的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに、国際社会における日本の役割や信頼性の向上に努め、我が国にとって望ましい国際環境を実現する。また、この点を踏まえ、国際社会の責任ある一員として、主要人権条約を着実に履行する。

令和3年度目標

1 国際社会

- (1) 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。特に、カンボジア人権状況決議に関し、決議の採択を含め、引き続きイニシアティブを取る。
 - (2) 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組と連携・協力していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」（SDGsのターゲット16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の実現を目的とする政府、国連機関、NGO、企業等が参加する国際的な枠組み）と協力・連携し、引き続き子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進していく。また、ビジネスと人権の分野においては、令和2年度に策定した企業活動における人権の尊重に係る「ビジネスと人権」に関する行動計画の周知を始め、同行動計画の着実な履行を通じ、「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任ある企業活動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の価値と国際競争力の向上、及びSDGs達成への貢献を図っていく。
 - (3) G7即応メカニズム（RRM）（注）の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。G7即応メカニズムでは、対面による会合に加え、担当官による電話会議を定期的実施することとしており、こうした会合の場において、民主主義に脅威を与える偽情報に対する対策等について継続して議論していく。
- （注）G7シャルルボワ・サミット（平成30年6月）の成果文書の一つとして発出された「外国の脅威からの民主主義の擁護に関するシャルルボワ・コミットメント」に基づき設置。G7各国は、民主主義への介入に対処するためのフォーカルポイントを定め、情報共有及び分析並びに協調した対応のための機会の特定等を通じて、多様かつ変化する民主主義への脅威を特定し対応する。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

- (1) 政府報告の提出や審査への対応、各条約体委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。令和3年度に予定されている自由権規約委員会及び障害者権利委員会による対日審査

に真摯に対応し、各条約の履行を確保する。

- (2) 関係省庁と共に、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、関係省庁研究会の開催等を通じて検討を行う。
- (3) グループ・オブ・フレンズ会合等を通じた国際事実調査委員会（IHFFC）の活動の支援や国際人道法（IHL）の普及・履行強化に関与する等、人道分野における国際社会の取組に積極的に参加する。また、日本赤十字社との IHL 国内委員会の共催等を通じて、国内における IHL の普及に努める。
- (4) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく、国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

1 国際社会

- (1) 国際社会における人権問題の解決に貢献するため、社会的弱者やアジアを中心とした世界における人権状況に関する決議の採択や議論を通じて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。特に10月には、第48回人権理事会において、カンボジア人権状況決議（カンボジアの人権状況に対する国際社会の懸念を反映しつつ、カンボジア政府による人権状況改善のための取組を促進するほか、カンボジアの人権状況に関する特別報告者の任期を2年間延長する内容）を主提案国として提出し、全会一致で採択された。また、12月には、第76回国連総会において、北朝鮮人権状況決議（北朝鮮に対して、全ての拉致被害者の即時帰国を強く要求する旨を含め拉致問題を始めとする北朝鮮の人権状況に対する国際社会の懸念を受け、対応を求める内容）が採択されるよう、関係国間の議論に共同提案国として、積極的に関与し、同決議は全会一致で採択された。

- (2) OHCHR の活動に関しては、任意拠出金を通じて、カンボジア事務所の能力構築支援及び OHCHR 能力強化事業への援助を行った。また、10月には、ジュネーブの国連欧州本部で開催された第18回拷問等禁止条約締約国会合において、拷問禁止委員会委員選挙が行われ、日本が候補として擁立した前田直子京都女子大学法学部教授が我が国出身初の委員として当選を果たした。

社会的弱者の権利の保護・促進に関しては、以下のとおり、子どもの権利やビジネスと人権の分野において取組を行った。

・GPeVAC の理事国及びパスファインディング国（GPeVAC において、自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国）として、国内外において、子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進した。その一環として、市民社会や民間企業と協力しながら、8月に子どもに対する暴力撲滅に向けた国別行動計画を策定した。

・平成23年（2011年）の第17回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」の履行に向けて、積極的に取り組んだ。その取組の一つとして、令和2年10月に策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画の着実な実施を通じ、企業の人権意識を高めるべく、人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと）の導入といった啓発活動を実施してきている。その一環として、外務省ホームページに、ポータルサイトを立ち上げ、行動計画などを紹介する動画発信や「ビジネスと人権」に関する企業の取組事例集（和文・英文）の公表などを通じ、企業活動における人権尊重の考え方の普及や啓発活動を行った。国際場裡では、6月の国連主催セミナーや11月のインドネシア外務省主催地域会合において、我が国の取組を紹介することにより、アジアにおけるピアラーニングの強化に力を入れた。更に、行動計画のフォローアップの一環として、企業の人権尊重に係る取組の実態を把握すべく、経済産業省と連名で「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」を9月から10月にかけて実施した。

行動計画の実施状況の確認に当たって、必要な検討及び決定を関係府省庁が連携して行う場として3月に設置した関係府省庁連絡会議については、12月に「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」に改組し、中谷総理大臣補佐官及び内閣官房副長官補の下で、第一回会合を開催した。加えて、幅広い関係者との対話の場として円卓会議の第一会合を7月、円卓会議の下に設けた作業部会の第一回会合を令和4年2月、さらに円卓会議の第二回会合を同年3月に開催するなど、行動計画のフォローアップについて、ステークホルダーと議論を進めた。

- (3) 9月にオンラインで開催された民主主義共同体閣僚級会合に人権人道課長が参加し、民主主義に関する様々な議論を行った。オンラインで定期的開催される RRM 関連会合に参加し、G7 諸国と、偽情報を含む民主主義への介入事案等について情報共有・意見交換を実施した。また、12月に米国主催の民主主義のためのサミット（オンライン形式）にも岸田総理大臣が参加し、ステートメントを実施するとともに、民主主義を強化するための議論に参加した。

2 二国間関係

6月に、第25回日・EU人権対話をオンラインで開催し、人権分野における両者の取組について意見交換するとともに、国連などの多国間の場での協力について意見交換を行った。

9月には、第11回日・カンボジア人権対話をオンラインで開催し、政治活動の自由、表現、集会、結社の自由及び司法の独立等の人権分野における取組や諸課題について議論し、日本側からはカンボジアにおける自由公正な選挙に向けた環境や市民社会の活動のあり方の問題について取り上げたほか、人権分野における国際場裡での協力等について意見交換を行った。

また、ミャンマーについては、令和3年2月の国軍によるクーデターを受け、①暴力の即時停止、②被拘束者の解放、③民主的な政治体制の早期回復を引き続き強く求めつつ、一日も早く、ミャンマーの人々の意思が反映される形で、人権・人道状況の改善が実現することを期待する旨、国際人権理事会等においても累次発言を行った。第75回国連総会及び第76回国連総会第3委員会においては、ミャンマー関連決議について、コンセンサスに参加し、共同提案国となった。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

(1) 各条約体の日本政府報告審査に関しては、各委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を引き続き実施した。なお、令和3年度に予定されていた自由権規約委員会及び障害者権利委員会による日本政府報告審査のための準備を行ったが、新型コロナウイルス感染拡大により審査は令和4年度に延期された。

(2) 個人通報制度の受入れの是非について、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用等の実態等を踏まえ、引き続き検討を行った。これに関連し、8月に個人通報制度関係省庁研究会を開催した。本研究会では、関係省庁のほか外部講師が出席し、自由権規約委員会及び女子差別撤廃委員会における活動やこれら条約における個人通報制度をめぐる最近の状況について議論した。

(3) 5月、宇都外務副大臣は、「紛争下の医療」に関する国連安全保障理事会決議第2286号の採択5周年に際し、国際社会に対し、新型コロナウイルス感染症拡大下での医療アクセス及び医療従事者の保護を含め、紛争下の医療に関する一層の協力を促すためのビデオメッセージを発出した。11月、赤十字国際委員会(ICRC)が主催するIHL模擬裁判ロールプレイ大会審査員として参加し、特に若い世代間におけるIHLの普及に寄与した。また、令和4年2月、国内におけるIHLの啓発・普及のための積極的な情報交換・議論の場として、日本赤十字社との共催でIHL国内委員会を開催したほか、日本赤十字社が主催によるIHLセミナーにおいて、日赤職員に対し、IHL分野の外交実務における日本政府の取組について紹介した。令和4年3月には、ジュネーブ諸条約のもとに設置されている国際事実調査委員会(IHFFC)に対して、約5,000スイスフランの拠出を行い、最大拠出国となった。

(4) 令和4年3月には、人権理事会ハイレベルセグメントにおいて中谷総理補佐官がステートメントを実施し、アジア地域及び国際社会の人権状況の改善に貢献し、「対話」と「協力」を重視した取組を進めていくとの決意を述べた。また、ロシアによるウクライナ侵略を最も強い言葉で非難し、国際人道法を含め、国際法上の義務の履行を強く求めるとともに、中国について、香港や新疆ウイグル自治区の人権状況を含め、昨今の情勢を深刻に懸念しており、建設的で具体的な行動を強く求めた。加えて、我が国の最重要課題である拉致問題の早期解決を求めた。さらに、国内外における人権保護・促進のための日本の取組等を国際社会に紹介した。

令和4年度目標

1 国際社会

(1) 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。人権人道課内に新設される人権問題担当企画官のポストも活用し、深刻な人権侵害にはしっかり声をあげる一方、「対話」と「協力」を基本として、人権擁護に向けた努力を行っている国には自主的な取組を促す日本らしい人権外交を引き続き積極的に進めていく。

(2) 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組と連携・協力していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ(GPeVAC)」と協力・連携し、令和3年度に策定した「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の周知、着実な履行を進める。また、ビジネスと人権の分野においては、令和2年度に策定した企業活動における人権の尊重に係る「ビジネスと人権」に関する行動計画の周知を始め、同行動計画の着実な履行や、「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」、関係府省庁施策推進連絡会議を通じ、「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任ある企業活動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の価値

と国際競争力の向上、及びSDGs達成への貢献を図っていく。さらに、グローバル・サプライチェーンにおける人権侵害に対処すべく、アジア諸国を含む幅広い途上国を対象に、相手国政府に寄り添う形で、政策形成、慣行改善等を通じた責任ある企業行動の実現に向けた取組を促進していく。

(3) G7即応メカニズム(RRM)の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。G7即応メカニズムでは、対面による会合に加え、担当官による電話会議を定期的実施することとしており、こうした会合の場において、民主主義に脅威を与える偽情報に対する対策等について継続して議論していく。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

(1) 政府報告の提出や審査への対応、各条約体委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。令和4年度に予定されている自由権規約委員会及び障害者権利委員会による対日審査に真摯に対応し、各条約の履行を確保する。

(2) 関係省庁と共に、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、関係省庁研究会の開催等を通じて検討を行う。

(3) グループ・オブ・フレンズ会合等を通じた国際事実調査委員会(IHFFC)の活動の支援や国際人道法(IHL)の普及・履行強化に関与する等、人道分野における国際社会の取組に積極的に参加する。また、日本赤十字社とのIHL国内委員会の共催等を通じて、国内におけるIHLの普及に努める。

(4) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく、国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国連を始めとする国際社会の重大な関心事項である人権・民主主義の保護・促進への取組は、国際社会の一員としての当然の責務であるとともに、我が国の国際社会での役割・信頼性等の強化及び我が国にとって望ましい国際環境の実現に資するものであるため、それら取組の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で適切である。

我が国の人権外交は、国連を含む多国間の取組と二国間人権対話を両輪とした活動が重要であるため、各種国際人権フォーラムでの貢献及び二国間の対話の実施の両方に取り組んでいく必要がある。また、人権の保護・促進を重視する、国際社会の一員としての責務を果たす観点から、政府報告審査等を通じた主要人権条約の着実な履行に努め、また、未締結の選択議定書等について引き続き検討を進める必要がある。さらに、このような取組を含め、我が国の人権分野における取組につき、国際社会の理解を促進することも重要である。

測定指標7-2 人道分野での取組(難民等への支援)*

中期目標(---年度)

国内における難民等への支援、第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。

令和3年度目標

- 1 第三国定住によるアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM及びNGOとの連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年度における第三国定住難民の受入れが見送られた後、令和3年度は、当初、第1回目の受入れ(第11陣)を9月に、第2回目の受入れ(第12

陣)を令和4年3月に予定していた。しかしながら、令和3年中においても、国内外において、新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大し、マレーシアでは活動制限令が発令され、個人の国内での移動が制限されたことから、第三国定住難民の候補者の面接を行うことが困難となった。また、我が国においても緊急事態宣言の発令に伴い厳格な水際措置が実施されたことや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により国内における受入準備も困難な状況にあったこと等の事情から、関係省庁やUNHCR及びIOMといった国際機関等からの意見聴取を行った結果、変更後のスケジュールでの受入れ及び面接調査の実施も困難であると判断した。関係省庁やUNHCR及びIOMといった国際機関等からの意見を踏まえ、受入れスケジュールを再度変更し、令和3年9月に受入予定であった第11陣を令和4年3月に確実な定住支援のために規模を縮小して、4世帯6人を受け入れた。また、第12陣の面接調査は、令和4年2月に、日本とマレーシアをオンラインで結んで実施した。第12陣は、令和4年9月受け入れ予定である。このように、令和3年度においては、国内及びマレーシアでの感染状況を見据えながら、必要な感染対策と両立させた対象者の選定プロセス、入国や研修の方法などを検討し、実施してきたところであるが、定住支援の実施に関し有益となる知見も蓄積された。具体的には新型コロナウイルス感染症が収束していなくても事業を実施できるように、予防接種、PCR検査、陽性者が発生した場合の対応、オンラインでの面接、授業、打ち合わせ等のノウハウを習得できた。

- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者への支援(月平均149人)を実施した。
- 3 新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響はあったものの、従来からUNHCR、IOM及び難民支援を行うNGOとの定期的な協議についてはオンラインで実施することで国内難民支援に係る必要な情報交換等を行い、連携の強化に努めた。
- 4 ミャンマー、アフガニスタン、ウクライナ等の国際情勢に鑑み、難民支援業務の重要性が注目を集める中、難民認定申請者・難民認定者・第三国定住難民への支援のあり方について関係省庁との連携強化に努めた。

令和4年度目標

- 1 第三国定住によるアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM及びNGOとの連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。
- 4 ミャンマー、アフガニスタン、ウクライナ等の国際情勢に鑑み、難民認定申請者・難民認定者・第三国定住難民への支援のあり方について、関係省庁と緊密に連携しながら適切な判断に基づき善処する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

近年の国際社会における難民問題への関心の高まりを受け、難民等への支援は、人道分野でも極めて重要な国際貢献であり、その実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で必要不可欠であるため。

我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。また、第三国定住に対する国際的動向も踏まえ、我が国としても定住先の地方展開も含めた第三国定住による難民の受入れの在り方を適切に見直し、改善を図るとともに、円滑に受入れを実施していく必要がある。

測定指標7-3 人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況

	中期目標値	令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標
多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。		人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択される	全会一致採択(カンボジア人権状況決議、北朝鮮人権状況決議)	人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択される

	ことを確保する。	ことを確保する。
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠		
<p>我が国が提出・提案している決議が無投票ないし多くの国の賛成を得て採択されることは、我が国の人権分野での貢献姿勢が広く国際社会に受け入れられること、また国際社会における人権意識及びアジアにおける人権状況に対する国際的な関心と理解が高まっていることと同義であるため。</p> <p>我が国は、平成20年から11年連続でEUと共同で人権理事会に北朝鮮の人権状況に関する決議案を提出しており、平成30年度は、北朝鮮人権状況決議の採択状況を測定指標として設定したが、平成31年3月及び令和2年6月、令和3年3月の人権理事会においては、諸情勢を総合的に検討した結果、我が国は同決議案を提出せず、EUが提出した同決議案が無投票採択された経緯がある。今後の人権理事会における北朝鮮人権状況決議に関しては、事態の推移を注視しつつ、あらゆる選択肢を勘案しながら対応を決定することになるため、現時点では予断できないことから、令和元年度以降は、人権理事会に我が国が提出・提案する決議の採択状況を測定指標とすることとし（我が国は、北朝鮮人権状況決議以外に、これまでカンボジア人権状況決議、ハンセン病差別撤廃決議を提出）、それら決議案が幅広い支持を得て採択されることを確保することを目標とすることとしている。</p>		

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 (平成11年度)	1 国連等における議論や取組等を通じた人権・民主主義の保護 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会、人権理事会等)における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働き掛けを進める。国連事務局の人権担当部門であるOHCHRの活動を始め、国連等による社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援し、関係機関と密接な連携を行う。主要人権条約により設置されている各種委員会での日本人委員の活躍を実現する。特に人権状況に深刻な問題がある国については、国連の人権フォーラム等において国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働き掛けを行う。 こうした取組は、国際社会における人権の保護・促進や我が国の役割・信頼性の向上等に寄与する。				7-1 7-3
	2 主要人権条約・人道法の履行 政府報告審査を含む主要人権条約の履行のため、条約毎の政府報告の作成、政府報告審査への参加や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。また、個人通報制度の受入れの是非について必要な検討を行う。国際人道法(IHL)の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内でのIHLの普及に努める。 こうした取組は、国際社会における人権の保護・促進や我が国の役割・信頼性の向上等に寄与する。				7-1
	11 (10)	19 (6)	14 (9)	13	0135
②国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR) 拠出金(任意拠出金) (平成17年度)	OHCHRは国連事務局の人権担当部門として機能する、国連事務局の中で人権を包括的に扱う唯一の機関である。本件拠出金は、カンボジア事務所の能力構築支援に充てられる。 こうしたOHCHRを通じた我が国の貢献は、我が国の一貫した人権重視の姿勢を対外的に示すとともに、アジア等において人権・民主主義を保護・促進することにつながり、我が国の人権・民主主義等の普遍的価値を重視する外交の一層の推進に寄与する。				7-1 7-3
	7 (7)	2 (2)	2 (2)	2	0099

③難民等救 援業務委託 事業 (昭和 54 年 度)	我が国に庇護を求める者（難民認定申請者）のうち困窮の度合いが高い者 に対し、生活面での保護等を行う。 難民認定申請者に対して、保護費の支給を行うことは、責任ある国際社会 の一員である我が国の道義的責任であり、申請者等の生活を支援することを 通じ、我が国の社会的安定にも寄与する。				7-2
	489 (387)	415 (415)	390 (390)	407	0133
④難民等定 住者支援業 務委託事業 (平成 17 年度)	インドシナ難民、条約難民等及び第三国定住により受け入れた難民が、我 が国への円滑な社会統合を果たし、自立した生活を営めるよう、定住支援等 を行う。 国際貢献及び人道支援の観点から、受入れた難民に対する定住支援を行う ことは、国際的な難民問題の解決に寄与する。				7-2
	111 (212)	219 (169)	254 (254)	237	0134
⑤国際移住 機 関 (IOM) 拠 出 金 (第 三 国 定 住 難 民 支 援 関 係) (任意拠 出 金) (平成 22 年 度)	本拠出金は、恒久的な難民問題解決手段の一つである「第三国定住」によ り我が国に受け入れる難民に対する出国前の現地での生活オリエンテーショ ン、健康診断、日本語教育、渡航関連等、難民が我が国到着までに不可欠な 支援を、国際移住機関(IOM)が実施するための経費を拠出する。 IOMへの拠出金等を通じて実施される第三国定住による難民受入れにおけ る我が国の貢献は、長期化する難民問題の恒久的な解決に寄与するものであ って、国連機関や国際社会から高い評価を得ることにつながり、アジアの主 要国として人権外交を推進してきている我が国のアジアにおける主導的地位 の保持につながる。				7-2
	37 (37)	35 (35)	31 (31)	30	0101
⑥「ビジネ スと人権」 に関する行 動計画の実 施を通じた 日本企業に おける人権 デュー・デ ィリジェン スの導入促 進に係る経 費 (令和元年 度)	企業行動における新たな世界基準となりつつある人権の尊重に係る行動計 画を策定し、着実な実施に取り組んでいく。 日本企業に先進的な取組を促すことにより、企業活動における人権の保護・ 促進の推進並びに日本企業の国際競争力の確保及び向上に寄与する。				7-1
	55 (44)	52 (43)	15 (11)	62	0136
⑦児童に対 する暴力撲 滅基金拠出 金 (令和 2 年 度)	本拠出金は、「児童に対する暴力撲滅基金」への拠出を通じ、紛争等により 近年人道状況が悪化し、児童に対する保護が緊急的に必要とされている地域 における児童の保護に充てられる。 本拠出を通じ、児童の保護に貢献し、国際社会における人権の保護・促進 のための国際協力の推進に寄与する。				7-1
	—	153 (153)	0 (0)	0	0109
⑧国際事実 調査委員会 (IHFFC) 拠 出 金 (義 務 的 拠 出 金) (平成 18 年 度)	国際人道法 (IHL) は、武力紛争という特殊な状況に適用されることから、 国際法の他の分野以上にその履行確保が重要である。ジュネーブ諸条約第 1 追加議定書には、従来からの紛争当事国による履行措置に加え、第三者機関 による IHL の適用確保手段として国際事実調査委員会 (IHFFC) を設置する規 定が含まれている (第 90 条)。我が国は、IHFFC の権限を受入れており、本件拠 出金は、その活動・運営費用に充てられる。 本拠出を通じ IHFFC の活動を支持することで、我が国は、第三者機関の監視				7-1

	によるIHLの客観的かつ公平な適用確保を重視するとともに、事態対処に関する諸法制の整備に当たり、IHLの的確な実施を確保し、有事においても国際法にのっとり行動するという意思を国際社会に明らかにしている。また、日本も参加しているIHFFCグループ・オブ・フレンズ会合等を通じ、他国に対しIHFFCの重要性を説いていく。				
		4 (3)	3 (3)	4 (0.6)	4 0094
⑨国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)能力強化拠出金 (令和3年度)	本拠出金は、OHCHR ソウル事務所が、脱北者等から様々な情報を聴取し、収集した情報をジュネーブで一元的に管理し、分析を行う事業に充てられる。 本拠出を通じ国連人権高等弁務官事務所ソウル事務所の活動の能力強化を行うことで、拉致問題解決にも資する。			26 (26)	29 0119
⑩国際連合開発計画(UNDP)拠出金 (令和3年度)	グローバル・サプライチェーンにおける人権侵害に対処すべく、日本企業進出国を中心に、法制度整備や政策形成、慣行改善を含む対象国政府の責任ある企業行動実現に向けた取組を促進し、強化する。 本拠出を通じ、対象国政府に対する「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定や対象国間での知見の共有等を行い、責任ある企業行動実現に向けた取組を促進する。また、対象国におけるサプライチェーン上の人権リスクを調査し、海外進出先等における日本企業等の対応能力を向上させる。			683 (683)	0 0121

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 8 ジェンダー平等の実現に向けた国際協力の推進

施策の概要

女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を通じた、ジェンダー平等の実現に向けた取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・女性活躍担当内閣総理大臣補佐官の任命（令和3年12月10日）
- ・第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）
第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
- ・国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）・国連女性機関（UN Women）主催 アジア太平洋地域「国際女性デー」記念イベントにおける森まさこ女性活躍担当内閣総理大臣補佐官によるビデオ・メッセージ（令和4年3月8日）
- ・第66回国連女性の地位委員会における一般討論及び閣僚級円卓会合当たりの野田聖子女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）ビデオ・メッセージ（令和4年3月14日及び16日）
- ・「国際女性の日」に当たりの岸田内閣総理大臣ビデオ・メッセージ（令和4年3月8日）
- ・第1回女性車座対話に当たりの岸田内閣総理大臣ビデオ・メッセージ（令和4年3月5日）
- ・第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日）
五 すべての人が生きがいを感じられる社会へ
- ・紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）との共催サイドイベントにおける宇都外務副大臣によるビデオ・メッセージ（令和3年9月27日）
- ・ジェンダー平等のためのフレンズ・グループ立ち上げ閣僚級会合における宇都外務副大臣によるビデオ・メッセージ（令和3年3月31日）

測定指標 8-1 ジェンダー平等の実現に向けた国際的議論への参画・対外発信 *

中期目標（一年度）

国際会議や多国間協議は、女性のエンパワーメントの促進・ジェンダー平等実現のための政策や課題について議論を行う場であると同時に、我が国の取組をアピールする上でも、また、我が国のジェンダー平等の促進に資する国際的な取組を国内向けに発信する上でも重要である。そのような場で、ジェンダー平等の実現に係る国際的議論に引き続き積極的に参画するとともに、我が国が国内外で行っている女性のエンパワーメント促進・ジェンダー平等実現に向けた取組を積極的に発信することにより、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンス維持・向上を図る。また、国内のジェンダー平等実現に資すると考えられる国際的な取組については、関係省庁と連携しつつ国内向けにも積極的に発信していく。

令和3年度目標

- 1 我が国が女性分野において国際社会をリードすることを目的とし、国際女性会議の開催等を通じて日本政府の国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。
- 2（1）女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら日本国政府の取組等を国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学術界等とのネットワーク構築を図るとともに、女性のエンパワーメントについての認識を各国と共有するため、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を行う。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。
（2）G20（イタリア）及びG7（英国）における議論・対話に積極的に参加する。とりわけ、G20の文脈では、平成29年G20ハンブルク・サミットにおいて立ち上げが歓迎された「女性起業家資金イニシアティブ」の運営委員会の一員として、同基金の運営に積極的に関与するとともに、令和元年G20大阪サミットにおいて立ち上げられた「女性のエンパワーメントと経済参画促進のための民間セクターアライアンス（EMPOWER）」の円滑な運営をサウジアラビア、イタリア、インドネシア及びカナダと連携して進める。その際、EMPOWERの設立目的であるG20各国の民間セクター代表間

の自発的・自立的なネットワーク構築を促すことができるよう民間の女性起業家やW20関係者等と緊密に連携する。

- 3 女子差別撤廃委員会から令和2年3月に送付された事前質問票に過不足なく回答するよう、関係省庁と連携しつつ、準備を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響で、国際女性会議 WAW! の開催には至らなかったものの、UN Women をはじめとする国際機関と協力し、国際社会におけるジェンダー平等の推進に寄与した。具体的には、6月30日から7月2日にかけて開催された「平等を目指す全ての世代」フォーラム首脳会合（UN Women 及び仏政府共催）の「ジェンダーに基づく暴力」行動連合のセッションに丸川内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）が参加したほか、9月には、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）との共催サイドイベントにおいて宇都外務副大臣がビデオ・メッセージを发出する等、これら国際機関の開催する各種イベントや会議に参加し、ジェンダー平等の実現に向けた知見や経験を共有した。また、これらの国際機関の実施する活動を通じ、職業訓練や起業支援を行うなど、途上国の女性たちの経済的エンパワーメントを支援した。このほか、令和4年度における改訂に向けて、市民社会の意見を聴取しつつ、より良い「女性・平和・安全保障に関する行動計画」のあり方についての検討を行った。こうした取り組みや国際社会におけるジェンダー分野の動向・世界的潮流の状況につき、女性参画推進室の SNS（ツイッター及びフェイスブック）において発信した（令和3年度の発信数：ツイッター295件、フェイスブック222件）。
- 2 (1) 令和4年3月には、日本の男女共同参画や女性参画推進のきっかけの一つとなった女子差別撤廃条約の内容と意義について現役の女子差別撤廃委員会委員に議論いただく、「女子差別撤廃条約を知っていますか？」を実施した。国内外からの参加者は536名であり、参加者からはそれぞれのセッションに関する事前質問が総計171件寄せられ、コロナ禍において一層問題が顕著となったジェンダー不平等の状況とより良い社会のあり方を考えるうえで有意義なものとなった。また、在パラグアイ大使館と在ジャマイカ大使がそれぞれ女性のエンパワーメント、女性に対するドメスティック・バイオレンス（DV）等をテーマとした在外公館主催のセミナーをオンラインで開催し、我が国の有識者と現地の有識者の意見交換を行うと同時に、我が国の男女共同参画関連施策の周知を同国に対して行った。邦人講師の選定については、内閣府男女共同参画局と協力して、セミナーのテーマに適した講師を選定し、日本国内の有識者と国外の有識者との間の人脈形成にも努めた。ウェビナーの視聴者数は合計153人であり、事後アンケートを実施した公館によると89%が「満足」または「やや満足」と回答している。
(2) G7英議長国の下において、ジェンダー平等は、開かれた、包摂的な、公正な社会の中核と位置付けられ、女子教育、女性のエンパワーメント、女性及び女兒に対する暴力の終焉が3つの主要な優先事項として取り上げられ我が国も議論に貢献した。また、平成31年以来再活性化された、ジェンダーの各分野の有識者で構成されるジェンダー平等アドバイサリー評議会（GEAC）が、G7首脳に対して14の提言を行い、その多くが首脳宣言に盛り込まれ、我が国は提言の実施についての議論に貢献した。
G20イタリア議長国下では、8月、G20では初となる女性活躍担当大臣会合がサンタ・マルゲリータ・リグレにてハイブリッド方式で開催され、我が国から丸川内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）がオンラインで開会セッションに参加した。また、G20ローマ首脳宣言作成にあたり、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメント促進のための議論に我が国は積極的に貢献した。さらに、G20首脳会合において立ち上げ等が歓迎された「女性起業家資金イニシアティブ」や「女性のエンパワーメントと経済代表性向上のための民間アライアンス（EMPOWER）」の定期会合に参加し、これらの運営が円滑に進むよう努めた。EMPOWERの活動に賛同・参画するアドボケート（提唱企業）数は250社・団体（うち日本からは33社）まで増加した。また、日本民間代表が中心となって作成した各企業の好事例集を女性参画推進室の SNS（ツイッター及びフェイスブック）において紹介する等、広報活動に協力した。
- 3 女子差別撤廃委員会から示された事前質問票に書面回答する形で、12月に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画に基づく取組を中心に、関係省庁と連携して条約の実施状況を記載し、9月に第9回報告書として提出した。

令和4年度目標

- 1 国際女性会議 WAW! の開催等を通じて、日本政府が女性活躍推進を重視している姿及び国内外における先進的取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワー

クを構築する。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各府省と連携・協力する。なお、日本におけるジェンダー格差の状況が国際的にもある程度認知されていることは周知のとおりであるものの、ジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの促進に向けた日本の各種国内施策や国際協力については認知されていない部分も未だあることから、国際会議の場やセミナー等を通じて積極的に対外発信していく必要がある。また、実証に基づく各国の先進的な取組や好事例に関する情報収集を各国の関係者との意見交換等から聴取し、関係省庁を始めとする日本国内に周知・共有することも外務省の役割の一つである。令和4年度においては、こうした観点からの発信を一層強化していく。

2 (1) 日本国政府の女性活躍推進の取組等を国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学术界等とのネットワーク構築を図る。女性のエンパワーメントについての認識を各国と共有するため、引き続き、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を1件以上行う。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。

(2) G7(独)及びG20(インドネシア)における議論・対話に積極的に参加する。とりわけ、G7では、独議長下でジェンダー平等は優先課題の一つに挙げられており、ジェンダー平等大臣会合も開催予定のところ、令和5年の日本議長国年も見据えて議論に参加していく。G20の文脈では、インドネシア議長国下において、令和4年9月に第2回女性活躍担当大臣会合がハイブリッド形式で開催予定であり、同年11月に開催されるG20バリ・サミットでの首脳宣言にジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの促進に向けた取組が引き続き言及されるようフォローしていく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

ジェンダー平等の実現に向けた国際協力を推進していくためには、従来実施してきている国際的な連携・協力の推進と更なる強化に加え、我が国の取組を積極的に内外に発信することにより、これまで協力がなされていなかった分野における協力の開始や既存の協力分野における更なる連携の進展を図ることが重要である。

特に、国際女性会議WAW!の開催、そのフォローアップイベントの国外での開催は、新たな人脈構築、協力関係の発展、日本国内の男女共同参画推進施策の対外的な認知につながるものであり、有益である。また、G7/G20や女子差別撤廃条約(CEDAW)を始めとする国連の下での各種取組における積極的な参画も、令和7(2025)年の「北京宣言及び行動綱領」30周年に向けて、国際社会におけるジェンダー平等分野における存在感を一層高める上で重要である。

国際社会におけるジェンダー平等の実現に向けた取り組みや議論は、あらゆる分野においてジェンダーの視点を踏まえようとするジェンダー主流化の動きを背景に、一層多岐にわたるようになっている。そうした国際社会の動向や世界的潮流を日本社会に向けて発信することは、我が国のジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの推進に資するものとなる。そうした観点から、外務省としては、コロナ禍において、従前からのジェンダー不平等が一層浮き彫りとなり、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメント促進の重要性が重みを増す中で、国際的な対外発信と国際的動向の国内政策・取組への反映も政策評価の対象としていくことが適当と考える。

なお、社会の意識改革は長期的な活動が求められることから、ジェンダー平等の実現に向けて引き続き弛まない努力をしていく。

測定指標8-2 「女性・平和・安全保障(WPS)行動計画」に資する政策の推進 *

中期目標(一年度)

国際機関や実施団体等と連携し、また、国内においては市民社会や有識者等と協力することによって、国際社会においてジェンダー平等と平和構築に資する施策を推進し、国内外におけるジェンダー平等の一層の定着を図る。

令和3年度目標

1 国連女性機関(UN Women)や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所及び紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)への拠出等を通じ、女性のエンパワーメント、女性・平和・安全保障(WPS)、紛争下の性的暴力防止・ジェンダーに基づく暴力防止等、関連分野を支援し、女性の参画を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、これら機関との連携を強化する。また、GSFについては、同基金への

運営の参画を通じ、この分野への我が国の取組を強化する。

- 2 女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会による実施状況報告書を作成し、評価委員による評価報告書策定（隔年毎）に備える。また、令和4年度末までに改定・公表することとなっている第三次行動計画策定に向けて、現行の行動計画（第二次）の改善すべき点等について、関係省庁、有識者・評価委員、市民社会、実施主体となりうる日本の国際 NGO との意見交換等を実施し、使い勝手の良い行動計画となるよう意を用いつつ改定作業を着実に進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 UN Women に対して約 1,292 万米ドルを拠出し、ジェンダーに基づく暴力の被害者保護及び暴力撲滅に向けた啓発活動、脆弱な立場に置かれた女性の社会的・経済的支援等のほか、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた女性に対する生計支援、感染予防支援をアフリカ、中東、アジア地域で実施した。さらに、令和4年2月に第3回日・UN Women 政策協議をオンラインで実施し、同機関との協力関係を一層深化させた。また、加害者処罰に向けた活動を実施する SRS-G-SVC 事務所に対して、約 18 万ドルのコア拠出や約 52 万ドルのコンゴ(民)における紛争関連性的暴力を含むジェンダーに基づく暴力と女性・児童への新型コロナウイルス感染症拡大の影響の緩和及び女性による対応の強化に関するプロジェクトに対する拠出を行い、紛争下の性的暴力防止・ジェンダーに基づく暴力防止に寄与した。このほか、GSF に対しては、令和2年度に続いて令和3年度も 200 万ユーロを拠出し、また、理事会メンバーとして同基金の運営・活動方針の議論に積極的に関与した。9月には、第76回国連総会のサイドイベントとして、「紛争関連の性的暴力の生存者に対する賠償：現状と展望」と題するオンライン・イベントを日本は GSF と他の理事国と共催し、宇都外務副大臣がビデオ・メッセージで出席し、プレゼンスの向上を図った。
- 2 令和4年度末までに改訂・公表する予定の第3次「女性・平和・安全保障に関する行動計画」の策定に向けて、現行の行動計画（第2次）の改善すべき点等について、関係省庁との会合を6月に開催したほか、有識者・評価委員を交えた関係省庁との意見交換を7月に開催した。また、実施主体となりうる日本の国際 NGO を含めた市民社会との意見交換等を7月に実施した。評価委員からの提言を踏まえて、新たな行動計画策定に向けた、現行の行動計画の見直しを行い、令和4年3月に評価委員との間で更なる意見交換を行った。また、WPS 行動計画を関係省庁や国民に幅広く周知するため WPS に関するリーフレットを作成した。

令和4年度目標

- 1 国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRS-G-SVC）事務所及び紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）への拠出等を通じ、女性のエンパワーメント、女性・平和・安全保障（WPS）、紛争下の性的暴力防止・ジェンダーに基づく暴力防止等、関連分野を支援し、女性の参画を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、我が方 SNS（ツイッター及びフェイスブック）等を活用した広報活動や関係者との意見交換を通じて、これら機関との連携を強化する。また、GSF については、同基金の運営への積極的な参画を通じ、この分野への我が国の取組を強化する。
- 2 女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会による実施状況報告書を作成し、評価委員による評価報告書を公表する。また、令和4年度末までに新たな行動計画を策定する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

女性を平和構築の主体者として捉え、紛争予防や平和構築における女性の参画を確保し、また、紛争関連の性的暴力及びジェンダーに基づく暴力からの保護・予防や様々な分野における女性のエンパワーメントを実施して、平和な社会の実現に取り組むことを趣旨とする「女性、平和・安全保障（WPS）」に関する国連安保理決議第 1325 号及び関連決議に基づく行動計画の実施は、我が国の外交政策におけるジェンダー平等推進の要となるとともに、我が国の積極的平和主義の推進にも資するものである。とりわけ、国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力国連事務総長特別代表（SRS-G-SVC）事務所、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）等の国際機関への拠出を通じた国際協力は WPS アジェンダの実施のみならず、ジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの促進に資する我が国の女性関連重要政策となっており、これら機関との協力による WPS アジェンダの推進は、我が国として積極的に外交を展開すべき重要分野であり、政策目標の柱の1つとして掲げるべきである。

そうした観点から、国際機関との連携の質量両面の拡充、また、国内においては市民社会や有識者等との協力による、行動計画策定や現行の行動計画の実施状況報告書の作成・公表を始めとする本件分野の周知を指標とすることは適当と考える。

なお、社会の意識改革は長期的な活動が求められることから、ジェンダー平等の実現に向けて引き続き弛まぬ努力をしていく。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①女性・平和・安全保障(WPS)に関する行動計画関連経費 (平成27年度)	<p>専門家で構成される評価委員会が、モニタリング作業部会からの実施状況報告を基にモニタリング実施状況報告書を作成する。</p> <p>このような取組は、女性・平和・安全保障に関する行動計画の履行を促進させるものであり、ジェンダー平等の実現に寄与する。</p>				8-2
	0.9 (0.9)	0.6 (0.6)	1 (1)	0.6	0137
②国連人権条約体対日理解促進プログラム関連経費 (平成29年度)	<p>女子差別撤廃委員会(CEDAW)等国連人権条約体の委員を訪日招へいする。</p> <p>これにより、委員の男女共同参画分野における我が国の取組及び伝統・文化に対する理解を増進するとともに、我が国の同分野における国際的重要課題に関し理解を促進する。なお、CEDAW委員は、国連人権条約体のアジスアベバガイドライン(人権条約体委員の独立性及び中立性に関する指針)に従い、審査の対象国との審査前の接触は自粛するようにしている。令和3年度については、女子差別撤廃委員会による対日審査が行われる予定であることから、国連人権条約体対日理解促進プログラムは行わないこととするため、予算は要求しない。</p>				8-1
	4 (4)	2 (0)	0 (0)	0	0140
③国際女性会議(WAW!)開催関連経費 (平成27年度)	<p>国内外の有識者を日本に招待し、国際女性会議WAW!を開催し、女性活躍推進に関連する諸課題について経験・知見の共有を行う。</p> <p>これにより、当該分野の課題解決につながる議論を活性化させ、取組の推進につなげていくとともに、日本からのジェンダー分野に関する国際的な意識向上・啓発の推進に寄与する。</p>				8-1
	86 (59)	82 (18)	79 (8)	72	0138
④在外公館における女性関連セミナー開催経費 (平成27年度)	<p>我が国の女性・ジェンダー関連施策や女性の社会進出に関する取組・進捗を世界の各地域においてアピールし、国内外における女性活躍推進の動きをリードしていく姿勢を示すため、在外公館主催にて女性関連セミナーを実施するとともに、在外公館が協力するセミナー等の活動に日本国内から講師等を派遣する。</p> <p>上記取組は、女性・ジェンダー問題に関する我が国の積極的な外交政策推進に貢献する。</p>				8-1
	4 (2)	3 (3)	3 (0.3)	3	0139
⑤ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)	<p>ジェンダー平等と女性のためのエンパワメントのための国連機関(UN Women)が行っている以下の活動等を支援する。</p> <p>1 世界各国におけるジェンダー問題に関する施策や法整備の促進のための協力</p> <p>2 国連女性の地位委員会を始めとする政府間交渉による政策・規範の策定の支援</p>				8-1 8-2

Women) 拠出金 (任意拠出金) (平成 23 年度)	3 国連システム全体のジェンダー問題に対する取組の主導と調整 重点分野として、女性の参画の拡大、女性の経済的エンパワーメント、女性に対する暴力撤廃、平和・安全・人道的対応における女性のリーダーシップ、政策・予算におけるジェンダーへの配慮、グローバルな規範・政策・基準の構築を目標とする。 こうした国連女性機関 (UN Women) を通じた我が国の貢献は、途上国の女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障への女性の参画、女性に対する暴力の防止に寄与するとともに、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上が図られる。					
	2, 175 (2, 175)	2, 330 (2, 330)	1, 396 (1, 396)	486	0098	
⑥紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC) 事務所拠出金 (任意拠出金) (平成 25 年度)	世界には、今なお貧困、暴力、紛争・テロ、そして女性の社会的・経済的・政治的機会を奪う社会的慣習など様々な課題が残されている。女性・平和・安全保障の分野の重要性が国際社会の中で議論されている中、国連や国際機関が女性の公正、安全、幸福及び繁栄を達成するための参画の拡大に向けた具体的な貢献を行うことができるよう、協力して対応していく必要がある。その取組の一つとして、武力紛争下における性的暴力の終焉にむけたSRSG-SVCの活動を支援する。 これにより、我が国の取り組む女性のエンパワーメント・ジェンダー平等及び人権等の普遍的価値を重視する外交を具現化することができ、国際社会での我が国の責任を果たす姿勢を示すこととなる。また一貫して我が国の女性分野でのイニシアティブを示すという意味からも大変意義がある。					8-2
	120 (120)	119 (119)	75 (75)	19	0102	
⑦紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金 (GSF) 拠出金 (令和 2 年度)	本基金は、平成 30 (2018) 年ノーベル平和賞受賞者のデニ・ムクウェゲ氏とナーディア・ムラド氏が令和元 (2019) 年 10 月に設立した基金である。紛争関連の性的暴力は看過できない問題であるという観点から、紛争下の性的暴力の生存者救済プログラムへの財政的、技術的支援を目的に拠出を行う。 これにより、紛争下の性的暴力の被害者救済のための国際的メカニズムの構築及び関連プロジェクトの実施に寄与する。					8-2
	—	246 (246)	242 (242)	256	0118	
⑧女性起業家資金イニシアティブ (We-Fi) 拠出金 (平成 29 年度)	本拠出金 (平成29年度に5,000万ドル拠出。新規プロジェクトの承認は令和4年10月まで。各プロジェクトへの女性起業家資金イニシアティブ (We-Fi) からの送金期限は令和9年10月まで。) は、途上国の女性起業家や、女性が所有・運営する中小企業が直面している様々な障壁の克服を支援するために充てられる。 本拠出を通じ、途上国の女性の迅速な経済的自立及び経済・社会参画を促進し、特にぜい弱国や紛争の影響下にある国々の地域の安定、復興、平和構築を実現することに寄与する。					8-1
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0114	

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

施策の概要

大量破壊兵器の軍備管理・軍縮・不拡散体制の維持・強化は、国際社会の平和と安全を確保し、我が国の安全保障を担保するために重要であることから、我が国は、以下の取組を実施する。

- 1 核軍縮については、NPT を基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化、軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) の取組主導、国連総会への核兵器廃絶決議案の提出・採択、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の早期交渉開始に向けた取組、その他国際的枠組みにおける取組、「非核特使」及び「ユース非核特使」制度を活用した軍縮・不拡散教育等の取組を積極的に行う。
- 2 大量破壊兵器 (WMD) 等の不拡散については、関連国連安保理決議等の着実な履行及び関係国による履行の支援等を行うとともに、保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行う。また、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想 (PSI) への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働き掛け等を実施する。
- 3 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの維持・強化のための取組に貢献する。
- 4 通常兵器の軍備管理・軍縮の国際的枠組みの履行と普遍化に積極的に貢献する。また、通常兵器分野の信頼醸成措置の促進に向けた取組を継続する。

関連する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)

- ・ 第 208 回国会外交演説 (令和 4 年 1 月 17 日)
- ・ 第 208 回国会施政方針演説 (令和 4 年 1 月 17 日)

測定指標 9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 *

中期目標 (一年度)

核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化する。

令和 3 年度目標

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大で延期となっている第 10 回 NPT 運用検討会議が意義ある成果を収めるものとなるよう、米国の新政権の誕生や核兵器禁止条約の発効等の情勢の変化も踏まえながら、作業文書の提出・関係国や同志国との議論・我が国の施策の効果的発信等によって、現実的で具体的な取組や提案を継続し、NPT 体制の維持・強化に向けて貢献していく。
- 2 我が国と豪州が主導する軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) 等の枠組みを通じ、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ具体的な取組の重要性を国際社会に対し発信していく。また、その他多国間の協議枠組みや軍縮・不拡散協議などの二国間協議等を通じて、地域・国際的な核軍縮・不拡散の問題に迅速かつ適切に対処する。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の後継の取組や我が国が毎年国連総会に提出している核軍縮に関する決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献する。
- 4 CTBTO 準備委員会に拠出金を通じて大きく貢献している我が国として、CTBT 発効促進に向け、未批准国及び未署名国に対する働き掛けを行うとともに、令和 3 年に開催予定の CTBT 発効促進会議の成功に向けて貢献する。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉開始に向けた議論の進展に積極的に取り組み、我が国も参加する様々な会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ (IPNDV) 等の国際的な枠組みにおいて、作業文書の提出等を通じ、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を来たるべき NPT 運用検討会議に派遣するとともに、国連軍縮フェローシッププログラムの一環として、広島及び長崎に若手外交官等を招待すること等を通じて、我が国の核軍縮政策に対する幅広い理解の促進に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月に開催が予定されていた第10回NPT運用検討会議の延期が12月に決定し、今年度中は開催されなかった。そのため、提出済みの履行報告書は未公表であり、また提出予定であった作業文書の調整も停止している。他方で、NPT運用検討会議に向けての議論は継続した。例えば、令和4年1月には、NPTに関する日米共同声明を発出した。日米で、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPTへのコミットメントを再確認する共同声明を発出することにより、同会議の早期開催を含め、「核兵器のない世界」に向けて前進するための機運の維持・向上を図った。
- 2 NPDIとして、NPTの3本柱である核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用について、核兵器国と非核兵器国の双方に対して具体的な行動を求める合意文書案（ランディングゾーン・ペーパー）を提出した。NPT運用検討会議の延期に伴い、予定されていたNPDI外相会合も延期となったが、こうした地域イニシアティブの枠組のみならず、核兵器国及び非核兵器国との間での二国間協議も実施し、運用検討会議に向けた取組を強化した。
- 3 我が国が提出した核兵器廃絶決議案は、12月の国連総会において、核兵器国である米国、英国及びフランス、並びに多くの非核兵器国を含む様々な立場の国々による158か国もの支持を得て採択され、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献することができた。
12月に、第3回「核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合」をオンライン形式で開催、岸田総理が総理大臣として初めて本会合に参加し冒頭挨拶を行った。本会合には、核兵器国及び非核兵器国の双方の政府関係者並びに核軍縮に関する様々な立場の国内外の民間有識者が出席し、次期NPT運用検討会議のあり得べき成果や、NPTの3本柱（軍縮・不拡散・平和的利用）のバランスの取れた成果の在り方等につき、活発な意見交換が行われた。
- 4 9月、ハイブリット開催となった第12回CTBT発効促進会議において、茂木外務大臣が録画形式でステートメントを行い、署名開放から25年が経過し、検証体制の整備が推進されていることを歓迎しつつ、同条約発効に向けた日本の決意を新たに示した。同会議の最終宣言や12月に我が国が提出して圧倒的多数で採択された核兵器廃絶決議において、残りの発効要件国に対する署名・批准を促すとともに、二国間の協議の場においても、未署名国による早期の署名を求めた。
- 5 FMCTの交渉開始に向けた議論の進展のため、国連総会における核兵器廃絶決議での呼びかけ、軍縮会議を始めとする様々な会合における条約交渉開始に向けたハイレベルからのステートメント等を行った。
- 6 IPNDVや、国連の核軍縮検証政府専門家グループ（GGE）の会合は、新型コロナウイルスの影響を受け、従来の対面会合の延期や、実施するとしても全てオンライン会合となったが、日本の有識者と共に参加し、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証の議論に参画した。
- 7 NPT運用検討会議は延期となったが、2件延べ78名に「ユース非核特使」を委嘱し、被委嘱者が国連欧州本部にて開催された軍縮会議公式本会議「若者と軍縮」において、録画によるスピーチを行った。また、国連軍縮フェローシップ・プログラムの一環として、広島市・長崎市と共同でオンライン形式で日本関連ワークショップを行ったほか（19か国19名の若手外交官が参加）、国連総会第一委員会において、軍縮・不拡散教育に関するステートメントを行った。

令和4年度目標

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大で延期され、令和4年8月に開催が予定される第10回NPT運用検討会議が意義ある成果を収めるものとなるよう、ウクライナ情勢等の国際情勢の変化も踏まえながら、作業文書の提出・関係国や同志国との議論・我が国の施策の効果的発信等によって、現実的で具体的な取組や提案を継続し、NPT体制の維持・強化に向けて貢献していく。
- 2 NPT運用検討会議に向け、引き続き地域横断的なイニシアティブの取組として軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）や二国間協議を活用し、同会議の成功に向けた我が国としての取組・貢献を強化していく。
- 3 我が国が毎年国連総会に提出している核兵器廃絶決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献する。
- 4 CTBTの更なる前進のために未署名・未批准国、特に残りの発効要件国に対して早期の署名・批准

を求める。二国間会談や国際的・地域的フォーラム等様々な機会を活用し、CTBTの発効促進や検証体制の強化に貢献する。

- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始に向けた議論の進展に積極的に取り組み、我が国も参加する様々な会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ（IPNDV）や、国連核軍縮検証専門家グループ（GGE）といった国際的な枠組みにおいて、作業文書の提出等を通じ、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を来たるべきNPT運用検討会議に派遣するとともに、国連軍縮フェローシッププログラムの一環として、広島及び長崎に若手外交官等を招待すること等を通じて、被爆の実相に対する理解を深める。
- 8 政府関係者や核軍縮に知見を有する有識者等の参加に加え、各国の現職や元職の政治リーダーの関与を得て、国際賢人会議を開催し、核兵器のない世界に向けた国際的な機運を高め、核軍縮分野における日本の貢献を効果的に発信する

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

核兵器のない世界の実現に向けて、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPTを基礎として、核兵器国と非核兵器国双方の協力を得ながら現実的かつ実践的な核軍縮措置を積み重ねていくことが重要であり、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

全体として、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の実施を目標とした。

測定指標 9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 *

中期目標（--年度）

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。

令和3年度目標

- 1 国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、緊密に協力する。
- 2 グロッシェ事務局長下のIAEAの取組を最大限支援し、国際的な核不拡散体制強化の重要な要素であるIAEA保障措置体制の強化のため、我が国の分担金、任意拠出金等も活用し、以下を実施する。
 - (1) IAEAや関係諸国と緊密に協力し、IAEA追加議定書の未締結国に対する各種働き掛けを行い、締約国の増加を図る。また、IAEA理事会（3月、6月、9月及び12月）及び総会（9月）に然るべく対応するとともに、アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）等、保障措置関連の国際・地域会議に積極的に参加し、開催の成功に貢献する。
 - (2) 核不拡散体制強化のため、IAEAによる保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、保障措置局における日本人職員や専門家の派遣を始め、IAEAの保障措置体制の基盤強化を支援する。
 - (3) イランの核問題については、イランによる核合意上のコミットメントへの復帰を求めるとともにIAEAとの完全な協力を行うよう、関係国や国際機関と連携しつつ取り組む。
- 3 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ（NSG）においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。
- 4 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
 - (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働き掛けを強化する。
 - (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議（ASTOP）、アジア輸出管理セミナー等を開催する。
- 5 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な取組に積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国関係機関の能力の向上を図る。
 - (1) 拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家グループ（OEG）会合
 - (2) 他国主催 PSI 訓練

施策の進捗状況・実績

- 1 大量破壊兵器等の不拡散に関する国際的な課題に効果的に対処する観点から、7月に英国との間で実施した二国間の軍縮・不拡散協議やG7不拡散局長級会合（NPDG）等の機会を捉え、関係国と累次にわたり緊密に協議した。また、IAEA理事会等の多国間枠組みの機会に、北朝鮮やイランの核

問題について我が国ステートメントを実施し、我が国の立場を発信するとともに、意見交換を行うなど、関係国・IAEA等と緊密に意思疎通を図った。

- 2 (1) 関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA の権限を強化する追加議定書 (AP) の締結に向けた働き掛けを率先して行った (令和 3 年末時点の AP 締約国数は 138 か国 (前年比+2))。例えば、9 月の IAEA 総会の場合を活用し、AP 普遍化を重視する我が国の明確な立場を発信するとともに、ウィーンにおいて AP 普遍化に向けた同志国間の会合に参加し、議論を主導することを通じて、AP 未締結国に対する各種取組を継続して行った。

年に 5 回開催される IAEA 理事会の場合において、我が国は指定理事国として、重要な不拡散問題に関する議論に積極的に参加し、核不拡散体制のための中核的手段である IAEA の保障措置の強化・効率化に向けた様々な取組を支持するとともに、引原在ウィーン国際機関日本政府代表部大使等からステートメントを実施するなど、我が国の立場をあらゆるレベルで表明した。9 月の第 65 回 IAEA 総会では、井上信治内閣府特命担当大臣が一般討論演説 (ビデオ録画) を行った。なお、同総会には、上坂内閣府原子力委員会委員長と引原在ウィーン国際機関日本政府代表部大使が政府代表として出席し、我が国の立場を発信するとともに、グロッシー IAEA 事務局長、フルービー米エネルギー省核安全保障庁長官及びジャック仏原子力代替エネルギー庁長官とのバイ会談を通じて、不拡散政策や原子力の平和的利用に関する緊密な連携を確認した。令和 4 年 2 月にはアジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) 年次会合が開催され、同会合においては、国際的な不拡散体制強化に向けた取組や国内保障措置の実施状況につき説明を行うなど、関連した議論に積極的に参加した。

- (2) IAEA の効率的な監視・検証活動を実現するため、IAEA の保障措置制度の基盤の安定化・強化に対する支援をすることが極めて重要であるとの認識の下、我が国が単独で拠出している特別拠出金である核不拡散基金を通じて、IAEA サイバースドルフ保障措置分析研究所への日本人専門家派遣や分析用機材調達支援を行った。

- (3) イランが核合意上のコミットメントの低減などを行う中で、IAEA 理事会において、イランに対してコミットメントの遵守及び IAEA との完全な協力を求めるステートメントを行った。

- 3 原子力供給国グループ (NSG)、オーストラリア・グループ (AG)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)、ワッセナー・アレンジメント (WA) の各輸出管理レジームの会合 (オンライン含む) や情報共有システムを通じ、国際不拡散体制の維持・強化のため、各国の輸出管理の在り方や取組について議論したほか、機微な品目・技術の移転に関する情報交換などを実施し、輸出管理体制の連携強化のための取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局として、参加国との連絡・調整、文書管理等、円滑な運営のために不可欠な役割を果たすことを通じ、NSG の強化・発展と参加国の連携強化のためにイニシアティブを発揮した。

- 4 (1) 二国間レベルの協議は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施されなかった。

(2) 令和 4 年 3 月に第 17 回アジア不拡散協議 (ASTOP) をオンラインで開催した。新たに英国及びドイツが参加し、北朝鮮の核・ミサイル問題、輸出管理の強化及び信頼醸成措置、ウクライナ情勢について議論を行い、参加者間の情報共有を図るとともに共通認識を醸成した。令和 4 年 2 月には、第 28 回アジア輸出管理セミナーをオンラインで開催し、32 か国・地域と国際機関等から約 400 人が参加した。また、アジア諸国の輸出管理能力構築支援の一環として、12 月に経済産業省とともに JICA 課題別研修「戦略的安全保障輸出管理向上」をオンラインで実施した。スリランカ、インドネシア及びカンボジアから計 7 名が参加し、安全保障の観点から輸出管理の必要性及び制度整備の重要性にかかる認識を共有した。

- 5 (1) PSI のイタリア主催オペレーション専門家グループ (OEG) 会合は、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度に引き続き開催延期となった。

(2) 10 月にハイブリッド形式で開催されたシンガポール主催 PSI 訓練「Deep Sabre 21」に警察庁、財務省、海上保安庁及び防衛省・自衛隊と参加し、米国、豪州、ニュージーランド、韓国等の関係国とともに、拡散阻止能力の向上や連携強化、PSI の取組への理解促進等を図った。

令和 4 年度目標

- 1 国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、緊密に協力する。

2 グロッシー事務局長体制の IAEA の取組を最大限支援し、国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、我が国の分担金及び任意拠出金等も活用し、以下を実施する。

- (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する各種働き掛けを行い、締

約国の増加を図る。また、IAEA 理事会（3月、6月、9月及び12月）及び総会（9月）やアジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）会合等の保障措置関連の国際・地域会議に積極的に参加し、これらの開催の成功に貢献する。

- (2) 核不拡散体制強化のため、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、IAEA への保障措置局における日本人職員や専門家の派遣を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。
- (3) イランの核問題については、イランによる核合意上のコミットメントへの復帰を求めるとともに IAEA との完全な協力を行うよう、関係国や国際機関と連携しつつ取り組む。
- 3 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ（NSG）においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。
- 4 アジア地域諸国の不拡散への理解促進及び輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
 - (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働き掛けを強化する。
 - (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議（ASTOP）、アジア輸出管理セミナー、不拡散にかかる JICA 課題別研修等を開催する。
- 5 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な取組に積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国及び各国との連携強化及び能力向上を図る。
 - (1) 拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家グループ（OEG）会合
 - (2) 他国主催 PSI 訓練

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組は、国際の平和と安定に寄与し、また我が国の安全と繁栄の確保のために必要な施策であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。新たな核兵器保有国出現を阻止するため、IAEA 保障措置及び核兵器等を追求する主体による関連物資・技術の調達を阻止するための輸出管理が重要であり、不拡散体制強化のためにもアジアを始めとする国際社会との連携が必要である。また、PSI は大量破壊兵器等の拡散を阻止するための重要な国際的な取組であり、これに積極的に参加することが必要である。

測定指標 9-3 生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の実施強化のための取組

中期目標（一年度）

生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化及び実施強化のための取組を推進する。

令和3年度目標

- 1 生物兵器禁止条約（BWC）に関し以下を実施する。
 - (1) BWC 非締約国に対して、新型コロナウイルス感染症の発生を機に、多国間及び二国間協議などを通じて加入を呼び掛け、また、BWC 履行支援ユニット（ISU）の取組を支援することで、締約国・地域の増加を通じた条約の普遍化に努める。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、BWC 締約国会合及び専門家会合等の各種関連の国際会合等が開催される場合には、積極的に参画し、条約の実施強化に関する我が国の提案を作業文書として提出したり、サイドイベントも実施することで、BWC 体制強化に係る議論に貢献する。同時に、締約国との議論を通じて来年の開催が見込まれる運用検討会議において合意しうる事項を特定し、同会議が意義ある成果を収めるよう努める。
 - (3) 最新科学技術の進展と BWC の関わりなど、BWC の議論を国内の議論や検討につなげるため、国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
 - (4) 我が国の国連軍縮部拠出金により、国連軍縮部が実施する東南アジア地域における国内対応強化に係るワークショップ（1回）及び国連事務総長調査メカニズムの強化事業（複数回）などを効果的に実施し、生物兵器の不拡散及び生物兵器使用の際の国際的な対応体制の強化を図る。
- 2 化学兵器禁止条約（CWC）に関し以下を実施する。
 - (1) 11月の締約国会議、7月、10月及び令和4年3月の執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、主に昨今の化学兵器の使用を踏まえて、関係国と連携し、OPCW の活動の維持及び強化を図りつつ、化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するための取組及び措置を推進

する。

- (2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮の CWC 加盟の重要性に関する各国の理解の拡大に取り組みとともに、二国間協議などにおいて非締約国の加入に関する働き掛けを継続し、条約の普遍化に努める。
- (3) 化学兵器のない世界の実現に向けて、OPCW が実施する検証活動、締約国による条約の実施促進及び国際協力の推進に向けた議論などに関わり、CWC 体制の強化に貢献する。また、我が国の知見を活用し、我が国として国際協力を実施し、または、OPCW による国際協力を支援する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、OPCW による、年 12 回程度行われる遺棄化学兵器関連査察や、約 20 件行われる国内産業査察が再開される場合には、適切かつ効率的に受け入れ、我が国の CWC 義務履行に対する一層の透明性の確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

1 生物兵器禁止条約 (BWC)

- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼び掛けた結果、南スーダンが批准準備を行うに至った。
- (2) 8月の専門家会合に専門家とともに参加し、意図的な生物兵器の使用への国際的対応能力の強化、生物兵器使用疑惑の調査に係る国連の対応能力の強化に係るワークショップの結果をまとめた作業文書を提出し、条約の実施強化に向けた議論の深化に貢献した。また、4月及び6月に開催されたG7の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の国際会合に参加し、関連分野の情報交換を行った。
- (3) 令和4年1月、バイオセキュリティ関わる学術関係者、政府関係者等と意見交換を実施し、外務省から生物兵器禁止条約の議論の進展について報告を行った。
- (4) 令和4年3月、東南アジア地域における国内対応強化に係るワークショップや国連事務総長メカニズムの強化事業を含む、国連軍縮部が実施する生物化学兵器使用に対する国連及び関係機関の連携対応の強化事業を実施し、BWC体制の強化に貢献した。

2 化学兵器禁止条約 (CWC)

- (1) 締約国会議 (11月) 及び執行理事会 (年3回開催) 等の各種条約関連会合に積極的に参加し、シリアの化学兵器使用事案やロシアのナヴァリヌイ事案に関し、有志国と連携して、事案に対するロシアの説明責任を求める質問状の共同署名国となるなど、条約関連会合において化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するための取組を実施した。また、平成30年の第4回特別締約国会合で採択された化学兵器使用者特定のための仕組みに関する決定に基づき設置された化学兵器の使用者調査特定チーム (IIT) の活動経費を含む予算案の締約国会議での採択等、IITの客観性や信頼性を支持し、活動継続を可能にする取組を行った。
- (2) 非締約国に対する CWC 加入の呼び掛けを実施した。北朝鮮の CWC 加入の重要性について、OPCW 会合等の機会等で主張し、締約国からの理解を深めた。また、非締約国が CWC に加入することを想定した OPCW の準備作業を支援した。
- (3) OPCW 締約国会議及び執行理事会の議論に参加し、化学兵器のない世界の実現に向け、露ナヴァリヌイ氏事案に対する質問状への共同署名国になる等国内当局である経済産業省と連携しつつ、各締約国による条約の国内実施の促進や産業査察の在り方などに関する議論に積極的に貢献した。
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大の状況下で令和2年3月以降我が国への査察は中断されていたが、令和3年11月に関係省庁との調整の上、我が国内での査察を1件受け入れ、我が国の CWC 履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに、OPCW の検証査察の履行に貢献した。

令和4年度目標

1 生物兵器禁止条約 (BWC) に関し以下を実施する。

- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼び掛け、締約国・地域の増加に努める。
- (2) BWC の締約国会合、専門家会合及び5年に1度の第9回運用検討会議やG7の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の各種関連の国際会合等に積極的に参画し、関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また、我が国の提案を作業文書として提出し、BWC の実施強化に貢献する。
- (3) 国内実施措置の強化のため、条約の関連分野の国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に意見交換を行う。

2 化学兵器禁止条約 (CWC) に関し以下を実施する。

- (1) 11月の締約国会議、7月、10月及び令和5年3月の執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、昨今の化学兵器の使用を踏まえて化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するため、使用者特定のための仕組みに関する決定の履行を含む条約強化に係る措置を推進する。

- (2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮の CWC 加盟の重要性に関する働きかけを継続し、条約の普遍化に努める。
- (3) 化学兵器のない世界の実現に向けて、OPCW への拠出を通じて、OPCW が実施する検証活動、締約国による条約の実施促進及び国際協力の推進に向けた議論などに関わり、CWC 体制の強化に貢献する。
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大を考慮しつつ、OPCW による遺棄化学兵器関連査察や、国内産業査察を適切かつ効率的に受け入れ、我が国の CWC 義務履行に対する一層の透明性の確保及び信頼醸成を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大量破壊兵器である生物・化学兵器の軍縮・不拡散に係る取組は、国際社会の平和と安全を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保する上で必要不可欠な施策であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

生物・化学兵器の軍縮・不拡散を推進するためには、BWC 及び CWC の普遍化が不可欠な要素であるとともに、各締約国が条約の国内実施を強化することも不拡散のために必要不可欠である。また、我が国が CWC 履行に対する一層の透明性確保と信頼醸成を図ることも重要である。

測定指標 9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

中期目標（一年度）

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する。

令和3年度目標

- 1 武器貿易条約（ATT）について、条約の効果的な履行の議論に積極的に貢献する。
- 2 発効から 20 年を経た対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。第 19 回締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷条約の普遍化・強化のための取組を実施する。
- 3 クラスタ弾に関する条約については、未締結国の多いアジア大洋州地域を中心に、二国間及び多国間の枠組みを活用し、条約の普遍化（締結国・地域の更なる拡大）に取り組む。また、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続することにより、未締結国を含め、クラスタ弾の問題に取り組む環境の醸成に努める。締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共にクラスタ弾に関する条約の普遍化・強化のための取組を実施する。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みでの、科学技術の発展が通常兵器に与える影響に関する政府専門家会合の場で、我が国としても、特に自律型致死兵器システム（LAWS）に関する国際的なルール作りに建設的に参画するとともに、アジア諸国への議論の普遍化を行っていく。
- 5 小型武器問題については、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また、毎年コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会へ提出している小型武器非合法取引に関する決議案についても、実質的な内容を有する決議となるよう、採択までの作業プロセスに建設的に関与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 ATT について、8 月の第 7 回締約国会議までは引き続き管理委員会メンバーとして、また 9 月以降は第 8 回締約国会議副議長として、条約の効果的な履行の議論に積極的に貢献した。また、日本が最大ドナーである任意信託基金において引き続き選定委員を務め、条約履行の促進に貢献した。令和 4 年 1 月～2 月には、議長であり普遍化作業部会共同議長でもあるドイツの呼びかけによる条約普遍化のための共同デマルシュに参加し、未締約国に対して首都ベースで ATT 加入を働きかけた。ATT 締約国・地域は、令和 4 年 3 月末時点で 111 か国に達し、フィリピンが新たに加入した。
- 2 対人地雷禁止条約については、11 月に開催された第 19 回締約国会議において、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷禁止条約の普遍化・履行強化のための取組実施に貢献した。また、同条約の「協力と支援の強化」委員会のメンバー（同締約国会議後は委員長）として、地雷対策に係る国際協力及び支援の促進に貢献した。更に、令和 4 年 3 月に開催さ

れた対人地雷禁止条約第7回プレッジング会合には、小田原外務副大臣がビデオメッセージの形で参加し、我が国の対人地雷対策の取組等を紹介した。

- 3 クラスター弾に関する条約については、9月に開催された第2回検討会議第二部において、我が国の取組を国際社会にアピールすると共に、締約国と共にクラスター弾に関する条約の普遍化、強化のための取組を実施した。また、不発弾による被害者への支援や危険回避教育等の支援を引き続き行い、不発弾対策の問題に取り組む環境の醸成に努めた。
- 4 CCWの枠組みでは、LAWSに関し、8月、9月及び12月に開催された政府専門家会合に代表団を派遣し、各議題において積極的に発言したほか、6月に、米国、英国、豪州、カナダ及び韓国とともに共同文書を提出し、アジア諸国を含めた国際社会における共通認識の形成、議論の発展に貢献した。また、我が国の小笠原軍縮代表部大使がCCW改定議定書Ⅱ（地雷・ブービートラップ等の使用の禁止又は制限に関する議定書）の締約国会合議長国を務め、即席爆発装置(IED)宣言の更新をIEDコーディネーターである仏・コロンビアとともに主導するなど、LAWS以外の分野においても、CCWにおける議論に対する積極的な貢献を行った。12月に行われた第6回CCW運用検討会議においても、そうした議論を踏まえる形で成果文書が採択された。
- 5 小型武器問題については、7月に開催された国連小型武器行動計画(PoA)第7回隔年会合(BMS7)において、小型武器対策の重要性について述べると共に、PoAの履行促進を通じた小型武器の流用及び非合法取引の防止、PoAが隔年で求める国別報告の提出による透明性の確保を各国に呼び掛けた。また、小型武器対策への日本の支援をアピールし、他国にも支援を促すと共に、受益国のオーナーシップや支援の有効活用を呼びかけ、議論及び成果文書の採択に貢献した。BMS7に先立ち、6月には、国連代表部において小型武器に関するオンライン・セミナーを米国のシンクタンクと共催し、約170名が参加した。

国連総会においては、コロンビア及び南アフリカと共同で小型武器非合法取引決議案を第一委員会に提出し、同決議案は本会議においてコンセンサスで採択された。同決議は、小型武器の非国家主体等への移転を含む非合法な取引の根絶や、各国がPoAを効果的に実施することの重要性を強調し、さらに小型武器管理促進のための「人命を救う軍縮基金(SALIENT fund)」を通じた協力を呼び掛ける内容であり、国際社会が一丸となって小型武器問題に取り組む環境を醸成する上で意義を有する。

12月には、武器の非合法移転及び流用に関する国連安全保障理事会決議案(メキシコ提案)の共同提案に参加し、同決議案は安全保障理事会において採択された。

令和4年度目標

- 1 武器貿易条約(ATT)について、条約の履行促進の議論に積極的に貢献する。
- 2 対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。第20回締約国会議会期においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷禁止条約の普遍化・強化のための取組を呼びかける。また、同会期間中、「協力と支援の強化」委員長として、地雷対策に係る国際間の協力及び支援の促進に貢献する。
- 3 クラスター弾に関する条約については、条約の普遍化に取り組むと共に、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続し、係る支援を通じて、クラスター弾対策実施の環境醸成に努める。締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールすると共に、条約の履行促進に向けた議論に貢献する。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の枠組みにおける、自律型致死兵器システム(LAWS)の議論において、LAWSに係る実効的な規範・運用を確保するべく、これまでの議論を反映させた成果物の策定に向け、アジアを含む関係国と調整を行い、令和3年6月に米英豪加韓と提出した共同提案をフォローするとともに、更なる提案を行う可能性を含め、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加し議論に貢献する。
- 5 小型武器問題については、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また、毎年コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会に提出している小型武器非合法取引決議案についても、採択に向けた議論に建設的に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進においては、条約を始めとする既存の国際枠組みの履行促進と普遍化が重要であり、その実現に向けた我が国の貢献及び取組の実績や国際社会へのアピールが、施策の進捗を把握する上で有益である。

このうち、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の履行促進及び普遍化については、各種会合を通じた働きかけに加え、人間の安全保障の観点から我が国が長年にわたって実施してきた地雷・不発弾対策支援（被害者支援含む）が、関連施策の進捗を把握する上で有益である。

自律型致死兵器システム（LAWS）については、新興技術の発展に伴い関心が高まり、何らかのルールが早急に必要であるとの意見が政府専門家会合の場でも出されている。一方、ルールの在り方については、各国の立場の隔たりがある状況となっているところ、我が国としては、広く国際社会の共通認識が得られている点を特定し、安全保障の観点等を考慮しつつ、コンセンサスで採択可能な成果物の在り方を関係国と共に模索することが有益な取組となる。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
① 包括的核実験禁止条約(CTBT)国内運用体制整備 (平成16年度)	連続波形データや放射性核種関連情報等を解析・評価する監視システムの暫定運用試験を通じ、監視観測結果の解析・分析を行い、運用時を想定して運用試験結果の評価を行うとともに、技術的解析手法の開発・向上を行う。また、包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)準備委員会暫定技術事務局や関係国の関係機関と意見・情報交換を行い、協力関係を構築・維持する。 こうした取組は、条約の検証制度の効果的な運用に資する。				9-1
	207 (200)	203 (187)	197 (191)	80	0141
② 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 (*)	1 国際連合等への協力費 国連軍縮会議への参加により我が国の軍縮への取組のアピールや人脈構築を行うとともに、一般市民に対して開かれた形で軍縮・不拡散に関する国際水準の議論を行う。 こうした取組は我が国の軍縮・不拡散外交に対する市民社会の理解の深化に貢献する。				9-1
	2 軍縮教育普及 毎年8月に開催される広島及び長崎の平和記(祈)念式典及び関連行事に職員が出席し、外務大臣等を補佐するとともに、被爆者への説明等の活動を通じ、政府・国民が一体となって「核兵器のない世界」に向けて取り組んでいく。また、国際会議等が開催される際、非核特使やユース非核特使等を派遣することやユース非核特使フォーラムを開催することで、唯一の戦争被爆国として、核使用の惨禍の実相を世代と国境を越えて世界に伝えていく。 こうした取組は、軍縮・不拡散に関する教育の普及に貢献する。				9-1
	3 軍縮・不拡散調査研究等経費 研究委員を選定し、研究会を実施することで、軍備管理・軍縮・不拡散問題関連の実施措置内容に係る調査・検討を行うほか、国連軍縮フェローシッププログラムの一環として、東京、広島、長崎に一行を招待し、参加者に被爆の実相を伝えるとともに我が国の軍縮政策についてブリーフ等を実施する。 こうした取組は、軍縮政策実施体制確立に資する。				9-1
	4 国連総会 国連総会第1委員会に積極的に参加し、我が国決議を採択する。 こうした取組は、国際的な軍縮への気運を高める。				9-1

	<p>5 不拡散分野での協力強化 二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、国際的な不拡散上の課題に効果的に対処する。 こうした取組は、国際的な不拡散体制の強化に資する。</p>	9-2			
	<p>6 IAEA 保障措置の強化 追加議定書締結促進セミナーの開催、IAEA 保障措置シンポジウムやアジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) 会合等への参加・貢献等、IAEA や関係国との協力を通じて追加議定書の締結を促進し、IAEA 保障措置体制の強化を図る。また、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、IAEA における日本人職員増強を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。 こうした取組は、IAEA 保障措置の強化に資する。</p>	9-2			
	<p>7 輸出管理レジーム 輸出管理等を目的とする国際的な枠組みである原子力供給国グループ (NSG)、オーストラリア・グループ (AG)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)、ワッセナー・アレンジメント (WA)、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOC) 及びザンガー委員会の関連会合に積極的に参加し、国際的な連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。WA 及び NSG では、参加国間で関連情報の共有を行うための秘匿情報システムが構築されており、各システムを通じた情報収集及び情報提供も行う。 こうした取組は、輸出管理レジームの強化に資する。</p>	9-2			
	<p>8 地域不拡散強化協力 国際的な不拡散体制の強化・発展のため、ASEAN 諸国、中国、韓国、インド、米国、豪州等の局長級で、不拡散体制の強化に関し議論を行うアジア不拡散協議 (ASTOP) や、アジア諸国・地域の輸出管理の重要性の共通認識を高め、輸出管理制度の強化を目的としたアジア輸出管理セミナーを開催する。また、アジア太平洋地域における不拡散関連会議への出席や専門家派遣を実施する。 こうした取組は、アジア太平洋地域における不拡散の推進に寄与する。</p>	9-2			
	<p>9 拡散に対する安全保障構想 (PSI) PSI 訓練やオペレーション専門家会合 (OEG) への出席及び主催を通じ、PSI に積極的に関与し中心的な役割を果たすと同時にアジア諸国へのアウトリーチを行い、積極的な貢献を果たす。 これにより、特にアジアにおける大量破壊兵器等の拡散防止に寄与する。</p>	9-2			
	<p>10 (1) 生物兵器禁止条約 (BWC) 生物兵器禁止条約の締約国会合、専門家会合及び各種関連の国際会合等に積極的に参画するとともに、国内実施措置の強化のため、条約の関連分野における国内外関係者を対象に啓蒙・啓発を行い、セミナー等への専門家の派遣を行う。 こうした取組は BWC の実施強化に資する。</p> <p>(2) 化学兵器禁止条約 (CWC) 化学兵器禁止機関 (OPCW) 締約国会議、執行理事会 (年 3 回開催)、条約実施のための各種協議及び第 4 回運用検討会議 (5 年に 1 回開催) に積極的に参画し昨今発生している条約違反への対応策を提案するとともに、中国遺棄化学兵器 (ACW) 処理事業等への査察受入れにおいて OPCW に協力する。 こうした取組は CWC の実施強化に資する。</p>	9-3			
	<p style="text-align: center;">35 (24)</p>	<p style="text-align: center;">34 (1)</p>	<p style="text-align: center;">35 (10)</p>	<p style="text-align: center;">32</p>	<p style="text-align: center;">0143</p>
③通常兵器の軍備管理 (*)	<p>通常兵器関連条約の締約国会議及び政府専門家会合等における国際的議論に建設的かつ積極的に参加し、我が国のプレゼンスを高めるとともに、国際的枠組みの構築に貢献する外交活動を展開する。 武器貿易条約 (ATT)、対地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化の働き掛け等を積極的に行う。</p>	9-4			

	これらの取組は、通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に寄与する。					
		—	—	—	—	—
④核軍縮の実質的な進展のための賢人会議 (平成30年度)	安全保障環境の悪化や核軍縮の進め方をめぐって国際社会の立場の違いが顕在化している中で、様々なアプローチを有する国々の信頼関係を再構築し、現実的かつ実践的な核軍縮の進展に資する提言を得るべく核軍縮の実質的な進展のための賢人会議及び1.5トラック会合を開催する。 こうした取組は国際的な核軍縮に向けた機運を高めることに資する。	40 (21)	40 (2)	23 (2)	23	9-1 0144
⑤ARF 不拡散・軍縮会期間会合に係る経費 (令和2年度)	ARF 不拡散・軍縮会期間会合は、ARF の枠組みの下で分野毎に開催される会期間会合の一つであり、2021年には日本、インドネシア及び韓国を共同議長国として、第12回ARF不拡散・軍縮会期間会合がオンライン形式で開催された。同会合では、核兵器不拡散条約(NPT)の3本柱である、軍縮、不拡散及び原子力の平和的利用のテーマについて、参加国間での活発な意見交換が行われるとともに、それぞれの分野に関し、地域における信頼醸成の更なる向上につながる議論が行われた。 このような取組により、アジア地域における不拡散・軍縮分野の信頼醸成の取組に資する。	—	9 (0)	0 (0.9)	0	9-1 0145
⑥国際原子力機関(IAEA)分担金 (昭和32年度)	本分担金は、経常予算及び資本投資に使用され、経常予算は①原子力発電、核燃料サイクル及び原子力科学、②開発及び環境保全のための原子力技術、③原子力安全及び核セキュリティ、④原子力検認(保障措置)、⑤政策、マネジメント及び官房、並びに⑥開発のための技術協力マネジメントに、資本投資は①保障措置インフラ及び②事務局インフラに使用されている。 本分担金の拠出を通じて、同機関の二大目的である原子力の平和的利用及び核不拡散体制の維持・強化を図り、もって、我が国のエネルギー安定供給及び安全保障の確保に貢献する。	4,529 (4,529)	3,845 (3,845)	3,861 (3,861)	4,094	9-2 0167
⑦包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)準備委員会分担金 (平成9年度)	包括的核実験禁止条約(CTBT)は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、①国際監視制度(IMS)及び②現地査察(OSI)を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要があるが、IMSについては監視観測施設の建設及び既存の監視観測所の維持運営が重要であり、OSIについては、査察技術確立のためのワークショップの開催、査察機器の整備等が必要である。 本拠出を通じた条約発効のための我が国の貢献は、発効促進のための具体的な取組に寄与するとともに、我が国が検証制度の整備に係る審議を主導的に進める上で重要である。	1,422 (1,417)	1,417 (1,247)	1,252 (1,245)	1,284	9-1 0147
⑧化学兵器禁止機関(OPCW)分担金 (平成5年度)	化学兵器禁止条約(CWC)は、化学兵器の生産・保有・使用等を包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約の完全な履行を確保するために、申告、査察等の検証制度を設けている。本拠出金は、大量破壊兵器である化学兵器の全廃という条約上の目的実現に寄与すべく、CWCの実施機関である化学兵器禁止機関(OPCW)が実施する検証活動、締約国による条約の実施促進に向けた活動等に要する費用やOPCWの運営経費に充てられる。 本拠出を通じて、我が国は、OPCWの検証査察の実施、条約の普遍化の促進、締約国の国内実施強化、国際協力等に寄与する。					9-3

	837 (760)	713 (713)	702 (702)	757	0146
⑨国際原子力機関 (IAEA) 拠出金 (核不拡散基金) (平成14年度)	本拠出金は、国際的な核不拡散体制の強化を目的として、我が国がIAEAに対して単独で拠出している特別拠出金であり、過去に追加議定書の普遍化のためのIAEA会議・セミナーの実施経費、イランの核合意を受けたIAEAの監視・検証活動、IAEAへの我が国専門家派遣等に使用されている。 本拠出により、核不拡散分野における課題に対するIAEAの効率的な監視・検証活動等の取組を、我が国として主体的に支援し、国際社会の核不拡散体制の維持・強化することで、地域の安定及び国際安全保障の確保に貢献する。				
	546 (546)	0 (0)	0 (0)	0	0169
⑩化学兵器禁止機関 (OPCW) 拠出金 (義務的拠出金) (平成10年度)	我が国は化学兵器禁止条約 (CWC) に基づき、中国において発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器 (ACW) を廃棄する義務を負い、また、化学兵器禁止機関 (OPCW) の各種査察を受け入れ、査察経費を支払う義務がある。 本拠出金により、上記査察を受け入れることで、ACW廃棄事業の透明性を確保し、国際社会に対して、我が国が条約義務の誠実な履行に務め、CWC体制の維持・強化に貢献する姿勢を示すことができる。				
	58 (49)	56 (56)	78 (57)	57	0148
⑪ワッセナー・アレンジメント (WA) 分担金 (平成5年度)	本分担金は、通常兵器及び関連汎用品・技術の国際輸出管理レジームであるWAのオンライン情報共有システムの維持・管理・改善、参加国間での各種会合の開催、WA非参加国に対するアウトリーチ活動、WA事務局 (ウィーン) の運営等のために活用される。 本分担金の拠出を通じて、WA参加国による輸出実績等の透明性を向上させるとともに、共通の規制品目リスト等を踏まえてWA参加国により大きな責任の下で輸出管理を行わせることを通じて、地域及び国際の安全と安定に貢献する。				
	30 (29)	23 (23)	23 (23)	25	0149
⑫特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW) 締約国会議等分担金 (平成7年度)	本条約は、安全保障及び人道上の要請のバランスを保つとの考えの下、兵器自体の効果又はその使用方法のいかんによっては非人道的効果をもたらす特定の通常兵器について国際的規制を設けるものである。本分担金は、議定書の運用及び状況の検討、新たな議定書の作成、枠組み条約及び議定書の改正、締約国の報告から生ずる問題の検討、地雷等の無差別な効果から文民を保護するための技術・規制方法の検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費として活用されている。 こうした我が国の貢献は、非人道的効果をもたらす特定の通常兵器の国際的な規制を通じ、紛争時における文民の保護を徹底する国際人道法の遵守の強化等を通じた国際社会の平和と安定に寄与する。				
	15 (11)	11 (11)	11 (11)	14	0150
⑬生物兵器禁止条約 (BWC) 分担金 (平成4年度)	BWCでは、条約の国内実施強化、関連する科学技術の進展のレビュー、国際協力促進等を議題とする会合を開催し、条約の実施強化と普遍化に係る取組を行っている。BWCの枠内で開催される諸会合に要する経費は、同条約の締約国が、国連分担率を基準として算定される分担率に基づき負担しているところ、締約国である我が国は、同分担率に基づき分担金を拠出している。 こうした分担金の拠出及び会合の議論への積極的な参加を通じた我が国の貢献は、大量破壊兵器の一つである生物兵器を包括的に禁止する唯一の法的枠組みである本条約の実施強化に寄与する。				
	18 (13)	14 (11)	19 (19)	17	0151
⑭対人地雷禁止条約締約国会議等分担金	対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した対人地雷禁止条約 (オタワ条約) は、平成9 (1997) 年12月に成立し、我が国は同年12月に署名、平成10 (1998) 年9月に締結した。同条約第14条 (費用) に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、オタワ条約締約国会議等の開催経費				

(平成10年度)	を負担する義務がある。本条約運用のための重要事項について議論を行うため、条約締約国及びオブザーバー国等を対象として、締約国会議等が開催される。 こうした分担金の拠出は、対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した条約の適用・実施に寄与する。					
	11 (10)	10 (10)	11 (11)	11	0152	
⑮核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議分担金(昭和45年度)	NPTの規定に基づき5年毎に開催される運用検討会議及びその準備会合を開催するための経費である。運用検討会議では、NPTの3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)それぞれについて、条約の運用レビューを行う。開催経費は、会議費、各国が考えや具体的提案として提出する作業文書等を国連の公式文書として編集・作成する費用・国連公用語への翻訳費等の必要経費を各国の分担により賄う。(ただし、令和2年に予定されていた第10回NPT運用検討会議は新型コロナウイルスの影響で延期となっている。) こうした分担金の拠出は、条約の運用レビューの実施に寄与するとともに、来たるべきNPT運用検討会議における我が国の積極的な貢献のために重要である。					
	20 (12)	40 (17)	9 (0)	14	0153	9-1
⑯クラスター弾に関する条約締約国会議等分担金(平成22年度)	クラスター弾の使用、生産、貯蔵、移譲等の禁止を規定したクラスター弾に関する条約(CCM)は、平成20(2008)年5月に採択され、我が国は同年12月に署名、平成21(2009)年7月に締結。同条約第14条(費用及び管理業務)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、CCM締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。我が国の分担金は、クラスター弾に関する条約の運用に関する問題等を議論する締約国会議開催のための経費として活用されている。 本分担金の拠出は、通常兵器の軍備管理の促進及び軍事関連情報の透明性向上等を通じ、通常兵器の軍備管理に関する国際的枠組みの履行と普遍化に寄与し、ひいては国際社会の平和と安全及び我が国の安全保障に寄与する。					
	4 (4)	15 (14)	5 (0)	5	0154	9-4
⑰クラスター弾に関する条約履行支援ユニット拠出金(令和元年度)	本拠出金は、クラスター弾に関する条約(CCM)の事務局を担う「履行支援ユニット(ISU)」の活動経費である。ISUは、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じた条約関連業務を行っている。 本拠出を通じた我が国の貢献は、同条約締約国の義務の遵守・履行に寄与する。					
	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	0165	9-4
⑱国際連合軍縮会議拠出金(任意拠出金)(平成7年度)	昭和63(1988)年の第3回国連軍縮会議特別総会において、竹下総理大臣が国連主催の軍縮会議を我が国において開催する用意がある旨表明したことを受け、翌平成元(1989)年から我が国地方都市において開催されてきている。本会議は、国内外の政府関係者や有識者等が軍縮に関する様々な問題について議論を行うものであり、拠出金は国連軍縮部に拠出され、海外参加者の渡航費用に充てられる。 本拠出金は、自由闊達な議論を通じて、軍縮の進展に向けた国際的機運を醸成することに貢献するだけでなく、我が国の軍縮に関する積極的な姿勢を国内外に示し、国際社会における我が国発言力を強化するとともに、若者を含む日本国民の軍縮に関する意識高揚に寄与する。					
	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	0155	9-1
⑲特定通常兵器使用禁	我が国は、特定通常兵器使用禁止条約の爆発性戦争残存物に関する議定書(附属議定書V)について、締約国としてではなく、オブザーバーとして締約国					9-4

止制限条約 (CCW) 締約 国会議等拠 出金 (平成24年 度)	会議に参加しているため、同議定書第10条3項規定に基づき、その際の会議費を負担する必要がある。本議定書は、爆発性戦争残存物(ERW)の危険及び影響からの文民及び民用物の保護のための予防措置、現存するERWについての援助、一般的予防措置等について規定されており、締約国会合では議定書の履行及び運用等が議論される。 本拠出金は、議定書の義務・運用に関する解釈及び議論の聴取及び情報収集に資する。				
	2 (1)	0 (0)	0 (0)	1	0156
⑩武器貿易 条約(ATT) 締約国会議 等分担金 (平成27年 度)	本分担金は、武器貿易に関する透明性を確保するための条約の運用及び各国の履行状況の検討、主に締約国の報告から生ずる問題の検討、また条約の普遍化へ向けた検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費の支弁に活用される。締約国として同会議及び各会合に参加する我が国としては、条約上の義務として本件経費を負担する必要がある。 本件拠出は、通常兵器の軍備管理の促進及び軍事関連情報の透明性向上等を通じ、通常兵器の軍備管理に関する国際的枠組みの履行と普遍化に寄与し、ひいては国際社会の平和と安全及び我が国の安全保障に寄与する。				9-4
	12 (10)	10 (8)	12 (10)	11	0157
⑪対人地雷 禁止条約拠 出金 (平成27年 度)	本拠出金は、対人地雷禁止条約(オタワ条約)の事務局を担う「履行支援ユニット(ISU)」の活動経費である。ISUは、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じた条約関連業務を行っている。 本件拠出は、通常兵器の軍備管理の促進及び軍事関連情報の透明性向上等を通じ、通常兵器の軍備管理に関する国際的枠組みの履行と普遍化に寄与し、ひいては国際社会の平和と安全及び我が国の安全保障に寄与する。				9-4
	4 (4)	3 (3)	3 (3)	3	0158
⑫包括的核 実験禁止条 約 機 関 (CTBTO) 準 備委員会拠 出金 (平成28年 度)	包括的核実験禁止条約(CTBT)は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、核実験検証制度を条約発効までに準備しておく必要がある。本拠出金は、北朝鮮等による核実験を精確に検知する体制を強化するため、包括的核実験禁止条約機関に対して、追加的に拠出を行うもの。具体的には、核実験の検知に必要な可搬式希ガス観測装置の整備・通常時の放射性キセノン観測を実施及び核実験時のデータ解析・評価を迅速化するためのソフトウェア開発等に充てられる。 本拠出を通じた条約発効のための我が国の貢献は、発効促進のための具体的な取組に寄与するとともに、我が国が検証制度の整備に係る審議を主導的に進める上で重要である。				9-1
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0171
⑬国際連合 軍縮会議等 拠出金(グ ローバル及 び地域的な 軍縮活動の ための信託 基金 拠 出 金) (平成28年 度)	本拠出金は、安保理決議1540号の履行状況の監視等を行う1540委員会(安保理理事国から構成)が同決議の履行強化のために検討している事業のうち、政府の履行能力強化のためのセミナー等、必要性の高い事業に使用されている。 本拠出金によって国連加盟国の同決議の履行能力強化のための取組を行うことで、我が国及びアジア太平洋地域を始め国際社会全体の不拡散の推進に寄与する。				9-1 9-2
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0160

②④武器貿易条約任意信託基金拠出金 (平成29年度)	通常兵器の不正な取引を防止することを目的とした本条約の実施、特に、条約により具体的に規定される輸出入に係る国内制度・体制の整備や通常兵器の流用防止等について、締約国及び条約締結を前提とした非締約国における国内制度整備や当局者の能力強化を実施する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、通常兵器の国際的な適切な移転により地域と国際の平和と安定への寄与を目指すATTの締約国が拡大し、かつ同条約の履行が促進することは、我が国を取りまく安全保障環境の改善につながる。	9-4		
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
②⑤包括的核実験禁止条約 (CTBT) 国内観測所の緊急改修 (包括的核実験禁止条約 機関 (CTBTO) 準備委員会拠出金) (平成28年度)	包括的核実験禁止条約 (CTBT) は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、①国際監視制度 (IMS) 及び②現地査察 (OSI) を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要がある。本拠出金は、CTBT上の義務に従って設置された、地震観測施設のうち、5か所において機器に不具合があることが判明したため、機器の追加設置及び観測所の改修・整備に充てられる。 核実験発生時の地震波を観測するという条約上の義務を履行し、国際的な核実験監視体制を強化することとし、安全保障分野に係る国際貢献を行う。	9-1		
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
②⑥化学兵器禁止機関 (OPCW) 任意拠出金 (平成30年度)	本拠出は、化学兵器使用疑義事案などに係る調査・分析を行うOPCW化学・技術センターの施設整備費に充当される。 本拠出を通じ、同センターが化学兵器に関連するより詳細で高精度の分析能力を備え、適時の調査・分析を行えるよう支援することで、中立かつ客観的な科学的方法で化学兵器使用疑義事案に対応し、今後の化学兵器の使用の防止に貢献する。	9-3		
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
②⑦国連軍縮部拠出金 (SALIENT) (平成30年度)	グテーレス国連事務総長のイニシアティブにより国連内に新たに立ち上げられたSALIENT (Saving-Lives Entity) 基金を通じ、アフリカにおける小型武器問題への対処 (備蓄管理、記録保管・追跡、国境管理、啓発等) に関する政府当局者の能力強化等を目指す。 「事実上の大量破壊兵器」とも称される小型武器問題について、本件基金を通じて対処することは、国際社会の平和と安全の維持についての貢献となる。	9-4		
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
②⑧化学兵器の再出現防止：シリア関連信託基金への緊急支出 (令和元年度)	化学兵器禁止機関 (OPCW) によるシリアにおける化学兵器使用事案に対する事実関係調査ミッション (FFM)、FFMが認定した使用事案に関する使用者調査・特定チーム (IIT)、シリア政府による化学兵器に関する申告を検証する申告評価チーム (DAT) などの活動を継続させるため、かかる経費を拠出する。 本拠出を通じて、シリアにおける化学兵器使用事案の真相究明により使用事案の再発を防止するとともに、化学兵器及び関連施設の廃棄を検証することにより、化学兵器の拡散及び生産を防ぐ。	9-3		
	63 (63)	0 (0)	0 (0)	0
②⑨核軍縮検証政府専門家会合 (GGE) にかかる経費	令和3年～4年にかけて計4回、ジュネーブにおいて、我が国を含む25か国の専門家から構成される核軍縮検証専門家会合 (GGE) を開催し、科学技術専門家グループのコンセプトを含む核軍縮検証に関する諸課題について更に検討し、報告書を作成する。 こうした取組により、効果的な検証技術等についてより具体的な議論が行わ	9-1		

(令和3年度)	れることが想定されるところ、国連において核軍縮検証に関する議論の進展に資する。				
	—	—	2 (0.2)	1	0142

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

施策の概要

- 1 国際的な原子力の平和的利用の促進、原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。
- 2 東電福島第一原発事故対応に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。
- 3 二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 2020 年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議第 2 回準備委員会における河野外務大臣一般討論演説（平成 30 年 4 月 24 日）
- ・ 第 6 次エネルギー基本計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）
 5. 2050 年を見据えた 2030 年に向けた政策対応
 - （6）原子力政策の再構築
 - ④国民、自治体、国際社会との信頼関係の構築
 - （c）世界の原子力平和的利用と核不拡散・核セキュリティへの貢献
- ・ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和 3 年 10 月 11 日閣議決定）
 - 第 2 章第 1 節 1.（3）ビジョンに向けた対策・施策の方向性(b)原子力における対応
- ・ 廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議（第 5 回）（令和 3 年 4 月 13 日）における東電福島第一原発 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の決定

測定指標 10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 *

中期目標（--年度）

- 1 IAEA 等の国際機関や G 7 を始めとする関係国との協議への積極的な参加や国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 我が国の核セキュリティのさらなる向上を図りつつ、人材育成等を通じ、他国にも同様の取組を促し、結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。

令和 3 年度目標

- 1 IAEA や G 7 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 IAEA との間で、令和元年に実施した「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づく机上訓練の成果を踏まえ、今後の核セキュリティ関連の政策策定及び関連する会合に出席し、積極的に議論に参加する。
- 3 令和 3 年度中に開催予定の改正核物質防護条約の運用検討締約国会議に向けて、引き続き、準備会合が想定される場所、関係省庁と連携を取りながら我が国の対応について検討し、これらの会合に向けて然るべく準備していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 3 年の議長国である英国及び令和 4 年の議長国であるドイツのリーダーシップの下、4 月、8 月、12 月及び令和 4 年 2 月に G 7 の原子力安全及び核セキュリティグループ会合（NSSG）がオンラインにて開催された。各国で進む小型モジュール炉（SMR）の開発において、G 7 が核セキュリティの分野で果たすべき役割や国際協力の重要性、コロナ禍での各国の課題等を議論した。また、「大量破壊兵器・物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ」の核・放射線セキュリティ作業グループ会合（NRSWG）が 6 月、10 月及び令和 4 年 3 月オンラインにて開催され、高濃縮ウランの最小化に関し、我が国より米国との協力を紹介するなど、積極的に議論に参加し、国際協力の重要性を再確認した。IAEA の輸送セキュリティに関するイニシアティブである INFCIRC909 の枠組みでは、米国エネルギー省との共催で 11 月に人材育成をテーマにアジア地域向けのウェビナーを開催し、我が国の取組みやグッドプラクティスの共有、イニシアティブへの参加奨励等を行った。また、アジア地域の共通の課題についてパネル・ディスカッションを実施した。
- 2 東京 2020 年オリンピック・パラリンピックの開催にあたり、IAEA 及び関係省庁と緊密に連携を図った。また、令和元年に実施した机上訓練の成果等を再確認した。

- 3 令和4年3月に開催された改正核物質防護条約の運用検討締約国会議に向けた準備会合やオープンエンド会合では、本会議の運営方法や成果文書案の検討などの議論の場において、我が国の意見を積極的に発言した。アジア・大洋州向けの地域会合では、本条約の運用における地域の共通の課題等について議論を行った。締約国会議においては、我が国のナショナルステートメントにて、核物質防護の重要性を訴え、我が国の積極的な国際協力に係る取組み等を紹介した。

令和4年度目標

- 1 IAEA やG 7 各国との関連会合（NRSWG 等）、アジア地域との関連会合（輸送セキュリティ等）への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、過去2年開催が延期されていた日米核セキュリティ作業グループ（NSWG）を日本で開催し、米国との協力を強化、促進する。
- 3 ロシアによるウクライナ侵略を受けて、原子力安全、核セキュリティの観点から、IAEA の情報をフォローし、日本の考えを発信していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

原子力の平和的利用の促進に際し、国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの確保・促進は極めて重要であり、IAEA や、G 7 各国との連携は必須である。また、アジア地域の結びつきを強めることは、核セキュリティに関する地域の意識を高めることに資する。

ウクライナの原子力施設におけるロシアによる攻撃などの行為は原子力施設及び民間人の安全に対して深刻な脅威であり、ウクライナが原子力施設の安全な操業を確保できるよう、IAEA 等と連携しつつ対応していくことが重要である。

測定指標 10-2 東電福島第一原発事故後の対応

中期目標（一年度）

事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。

令和3年度目標

- 1 東電福島第一原発における廃炉・汚染水・処理水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を、IAEA 総会や IAEA 理事会等の関連会合、在京外交団向け説明会等を通じて、積極的な情報発信を行う。
- 2 廃炉・汚染水・処理水対策に関し、IAEA を始めとする国際社会との協力を進め、透明性のさらなる向上を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 東電福島第一原発における多核種除去設備等（ALPS）処理水の処分の安全性に関して、国際社会に対して科学的根拠に基づき、高い透明性をもって説明を行った。具体的には4月、8月、9月、11月、12月、令和4年2月及び3月に在京外交団等向けの説明会を実施したほか、6月、9月及び12月に、東電福島第一原発のモニタリング結果、除染状況、食物関係等の包括的な情報の IAEA 事務局への提供、原則毎月1回の在京外交団及び IAEA 向けの現状の通報を実施するなど、積極的な情報提供などを行った。IAEA は、11月に、東電福島第一原発事故後10周年の機会を捉え、各国専門家等によるパネル・ディスカッションを中心とした専門家会議をウィーンにおいてハイブリッド形式で開催し、日本はこれに積極的に貢献した。同会議では、事故後10年の間に、各国、国際機関がとった行動の教訓・経験を振り返り、今後の原子力安全の更なる強化に向けた道筋を確認した。
(2) 9月の第65回 IAEA 総会及び IAEA 6月理事会、同9月理事会、同11月理事会及び令和4年 IAEA 3月理事会において、ALPS 処理水の取扱いに関して、科学的根拠に基づいた透明性のある情報発信を積極的に行っている旨発言した。
- 2 (1) 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の処分に係る基本方針」が4月に公表されたことを踏まえ、7月に、IAEA との間で、ALPS 処理水の取扱いに係る包括的な協力の枠組みに関する付託事項（TOR）に署名した。
(2) 令和4年2月には、IAEA 関係者及び国際専門家が訪日し、東京電力福島第一原発における ALPS 処理水の安全性に関するレビューを行うとともに、国内関係省庁及び東京電力との間での今後の

ALPS 処理水の取扱いに係る協力についての意見交換や東京電力福島第一原発の訪問を行った。令和4年3月にも、IAEA 関係者及び国際専門家が訪日し、ALPS 処理水の放出にかかる規制面でのレビューを行った。

(3) 海洋モニタリングに関し、我が国が発信しているデータの信頼性及び透明性の向上のため、11月に IAEA および韓国、ドイツ及びフランスの専門家を受け入れ、国内の分析機関の分析能力、正確性及び試料採取方法の適切性を確認した。

令和4年度目標

- 1 東電福島第一原発における ALPS 処理水の処分の安全性や廃炉・汚染水・処理水対策に関する我が国の取組について、国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を、在京外交団等向け説明会等を通じて、引き続き積極的な情報発信を行う。
- 2 ALPS 処理水の処分に関し、IAEA との協力枠組みに基づき、IAEA との協力を着実に進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

東電福島第一原発の ALPS 処理水の安全性についての国際社会に対する情報発信等の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

また、東電福島第一原発における ALPS 処理水の処分の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対して積極的な情報発信を行い、国際社会の正確な理解の形成を図っていくことは福島の復興を進める上で重要。ALPS 処理水の取扱いにかかる国際社会の理解を醸成し、信頼性及び透明性を確保していく上で、原子力分野の専門機関である IAEA との協力は極めて重要。

・「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における 多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（令和3年4月13日 廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議決定）

測定指標 10-3 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施

中期目標（--年度）

IAEA 等の国際機関やG7を始めとする関係国との協力を通じて、日本の国際的な原子力協力を強化するとともに、原子力の平和的利用の促進とこれを通じた国際的な課題の解決に取り組む。

令和3年度目標

- 1 技術協力基金（TCF）拠出金及び平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金による財政的支援、また、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」等の枠組みを通じて、IAEA による原子力の平和的利用の促進に向けた活動を支援する。また、このような IAEA に対する支援を通じ、原子力科学技術に知見や技術、関心を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との協力強化を後押しすることで、原子力の平和的利用分野における日本の国際協力を推進する。さらに、こうした日本の取組につき、RCA50 周年記念行事や IAEA 総会、理事会等の関連会合を通じて、国際社会に発信する。
- 2 1を含む IAEA による原子力の平和的利用の促進に係る活動の支援を通じて、SDGs の達成など地球規模課題の解決に向けた取組を促進する。
- 3 グロッシェーIAEA 事務局長が上げたマリー・キュリー奨学金に対する支援を継続し、原子力分野における人材育成や女性の活躍促進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、TCFに対して、令和3年度に約738万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とする、開発途上国を中心とするIAEA 加盟国に対して、保健、食糧、環境、産業、原子力安全等の分野に係る原子力関連技術の移転・人材育成を支援した。また、PUI 拠出金により、新型コロナウイルス感染症対策に300万ユーロ、感染症対策（ZODIACプロジェクト）に800万ユーロ、海洋プラスチックゴミ問題に対応するため「NUTEC Plastis」プロジェクトに100万ユーロの拠出をはじめ、IAEAの活動を支援した。また令和4年2月にグロッシェーIAEA事務局長が立ち上げを発表したがん対策に関する新たなイニシアティブ「Rays of Hope」に関し、IAEAと日本企業等関係者とのオンライン意見交換会を開催し、IAEAと日本企業等の連携可能性について意見を交わした。なお、IAEA 総会決議や事務局長報告、その他公式文書において、IAEA の活動の重要性や PUI の有用性などが言及されており、

その成果が評価されている。

- 2 IAEA は原子力に関連する技術協力等のプロジェクトを通じてSDGs（特に、目標 2（飢餓）、3（保健）、6（水・衛生）、7（エネルギー）、9（イノベーション）、13（気候変動）、14（海洋資源）、15（陸上資源）及び17（パートナーシップ））の達成に向けて取り組んでおり、TCF 及びPUI 拠出金を通じて、IAEA による取組を支援した。
- 3 原子力人材について、原子力関連の技術を有する日本の大学や研究機関等が IAEA のマリー・キュリー奨学金事業等に協力し、研修員受入等を行い、国内の技術や人材、組織の国際的認知度向上に貢献した。

令和 4 年度目標

- 1 技術協力基金（TCF）、平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」の枠組みを通じた原子力の平和的利用の促進に向けた IAEA の活動を支援する。また、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大等を通じ、平和的利用分野における国際協力を推進する。また、こういった日本の取組につき、IAEA 総会や理事会等の関連会合を通じて、国際社会に対して発信する。
- 2 1 を含む IAEA の原子力の平和的利用分野における活動の支援を通じ、SDGs 達成に係る取組を促進する。
- 3 令和 4 年 2 月に立ち上げた IAEA の新たなイニシアティブ「Rays of Hope」を支持し、がん対策をはじめとする医療分野における能力拡大支援や人材育成等に貢献する。
- 4 令和 4 年は RCA50 周年であるところ、本機会に開催される記念行事においては我が国及び我が国専門家のこれまでの貢献について発信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会における原子力の平和的利用の促進及び原子力科学技術の向上のための国際協力の推進に積極的に貢献することは、途上国支援や SDGs の達成への貢献、また、核兵器不拡散条約（NPT）体制の維持・強化の観点から重要であり、このための取組実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

IAEA 加盟国の増加に伴い、開発途上国における原子力の平和的利用を通じた開発ニーズが増大している中、TCF 及び PUI への拠出による IAEA の活動支援は、IAEA がこれらニーズに対応するために不可欠である。日本は、原子力科学技術分野において優れた知見・技術を有する人材、企業及び機関を多く有しており、同分野における協力の促進を目的とする RCA 等の枠組みを活用しつつ、国内の人材・組織と IAEA との連携を強化することで、IAEA の活動のより効果的・効率的な実施に貢献するとともに、国際社会における日本のプレゼンスの強化、また、国内人材・組織の国際展開に資することができる。また、IAEA による原子力の平和的利用促進に係る活動は、途上国における幅広い分野の開発支援を通じて、日本が重視する SDGs の達成にも貢献することから、IAEA によるこの活動を支援することは、SDGs 達成に係る国際社会の取組を促進し、この取組における日本のプレゼンスの強化につながる。特に、令和 4 年は RCA50 周年でもあるところ、本機会に開催される記念行事は我が国及び我が国専門家のこれまでの貢献について発信する良い機会となる。

測定指標 10-4 二国間協定の交渉・協議

中期目標（--年度）

二国間原子力協定の適切な交渉・協議・運用を通じ、原子力の平和的利用を推進する。

令和 3 年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定の交渉を行う。令和 2 年 12 月に署名した日英原子力協定の改正議定書については、年内の締結を目指す。

施策の進捗状況・実績

令和 2 年 12 月に署名した日英原子力協定の改正議定書については、6 月に国会の承認を得て、8 月に締結し、9 月 1 日に発効した。この議定書は、英国の EU/ユーラトム離脱に伴う同国において適用さ

れる保障措置の変更等を踏まえ、平成 10 年に発効した協定の一部を改めるためのもの。
 また、令和 3 年度においては、二国間原子力協定等に基づき、原子力関連資機材等の移転に関する外交手続を数十件実施した。

令和 4 年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定に関する交渉・協議を行う。また、原子力の平和的利用及び核不拡散を確保すべく締結済みの二国間原子力協定の適切な運用を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

原子力の平和的利用と核不拡散の観点から、主要な原子力関連資機材等を移転するに当たり、これらの平和的利用等に関する法的保証を取り付けるために締結する二国間原子力協定の交渉・協議及び締結済みの二国間原子力協定の運用の状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。二国間原子力協定の交渉・協議及び適切な運用の推進は、原子力の平和的利用及び核不拡散の確保の観点から重要である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
①原子力の平和的利用のための国際協力の推進 (平成 17 年度)	主に以下の国際協力を推進する。 1 原子力協定の交渉開始を決定した国との間での締結交渉会合 2 適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施するための、二国間原子力協定等に基づく外交手続 3 「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた協力を推進するための専門家の参加を得た関連会合 4 原子力関連施設の視察 5 原子力専門資料から情報の入手 6 我が国との原子力協力に関する調査 こうした取組は、原子力の平和的利用の促進に寄与する。				10-3 10-4
	17 (17)	15 (11)	231 (63)	127	0166
②IAEA、G 7 等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化 (平成 22 年度)	IAEA や G 7 各国との関連会合への積極的な参加及び国際協力を推進するとともに、東電福島第一原発事故及び廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有する。 こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。				10-1 10-2
	—	—	—	—	—

③東電福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整 (平成 22 年度)	東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対して積極的な情報発信を行い、正確な理解の形成を図るとともに、原発事故後の対応に関して、国際社会との協力を推進する。 こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。				10-2
	—	—	—	—	—
④国際原子力機関 (IAEA) 技術協力基金 技術協力基金 拠出金 (昭和 34 年度)	技術協力基金(Technical Cooperation Fund(TCF))は、IAEAが開発途上国を中心とする加盟国に対する技術協力を実施するための主要な財源。開発途上国の要請に基づき、専門家派遣、機材供与、研修員受入れ等の形で、発電分野(原子力発電導入基盤整備等)及び保健・医療(がんの放射線治療等)、食糧・農業(放射線照射による品種改良等)、環境、水資源管理(同位体分析によるトレース等)等の非発電分野における技術協力プロジェクトを実施。 原子力先進国としてIAEA指定理事国地位を得る我が国は、本件拠出金により、IAEA技術協力を通じて、国際的な原子力の平和的利用の促進に貢献する。				10-3
	1,052 (1,052)	893 (893)	893 (893)	961	0168
⑤平和的利用イニシアティブ拠出金 (平成 23 年度)	平和的利用イニシアティブ (PUI: Peaceful Uses Initiative) は、平成22(2010)年NPT運用検討会議において、原子力の平和的利用の促進に向けたIAEAの活動を支援するための追加的財源として設立。 本件拠出金により、IAEAによる発電分野や保健・医療、食糧・農業、環境、水資源管理等の非発電分野に係る事業、また、IAEAサイバースドルフ原子力応用研究所の改修事業など、IAEAによる原子力の平和的利用の促進に向けた取組を支援する。				10-3
	176 (176)	1,501 (1,501)	131 (131)	131	0170
⑥国際原子力機関緊急時対応能力研修センター (CBC) 拠出金 (平成 30 年度)	IAEAは、平成25年5月に緊急時対応能力研修センター (CBC: Capacity Building Centre) を福島県に指定し、原子力事故への対応能力の強化等を目的として国内外の政府関係者等に向けてワークショップを実施している。 本拠出金を通じて上記ワークショップ実施を支援することで、①東電福島原発事故対応の経験を国際社会へ共有し、国際的な原子力安全へ貢献する、②IAEAのキャパシティ・ビルディングの活動拠点となることで、IAEA及び国際社会における我が国のプレゼンスを向上する、③権威ある国際機関の拠点として世界各地より来訪者を受入れ、福島の現状を発信し、福島の復興に貢献することを目指す。				10-2
	38 (38)	28 (28)	32 (32)	39	0172
⑦国際原子力機関 (IAEA) 拠出金 (東電福島第一原発関連) (新規) (令和 4 年度)	本拠出金を通じて、IAEAが有する原子力分野の専門家・技術や、IAEAと各国研究機関間のネットワークを活用し、各国の専門家の参加を得て、IAEAによる海洋モニタリングを実施することにより、近傍を中心とする海域における海域モニタリングを実施する。 これにより、国際的な情報発信を科学的根拠に基づいて行い、日本の分析機関のモニタリング能力及び分析結果の信頼性向上を図る。				10-2
	—	—	—	41	新 22-0005

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 11 科学技術に係る国際協力の推進

施策の概要

我が国の優れた科学技術を活用し、世界の平和と安定及び我が国の安全と繁栄に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を積極的に実施するとともに、外務大臣科学技術顧問を通じた科学的知見の外交への活用を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
三 新しい資本主義（科学技術・イノベーション）
- ・ 第 207 回国会所信表明演説（令和 3 年 12 月 6 日）
六 新しい資本主義の下での成長
（1）イノベーション
- ・ 第 205 回国会施政方針演説（令和 3 年 10 月 8 日）
三 第二の政策 新しい資本主義の実現
- ・ 統合イノベーション戦略 2021（令和 3 年 6 月 18 日）
第 2 章 Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策
（6）様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用
- ・ 第 6 期科学技術基本計画（令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定）
第 2 章 Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策
1. （6）（c）⑤科学技術外交の戦略的な推進

測定指標 11-1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

中期目標（一年度）

科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

令和 3 年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8 か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。令和 2 年度から持ち越しとなった英国やフランス等との協議実現に向け調整を継続する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定（EPA）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 3 限られた予算と人員の中で戦略的、効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、戦略会議を開催するなど国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

施策の進捗状況・実績

1 及び 2 米国、スペイン、ノルウェー、EU 及びカナダのほか、令和 2 年度から持ち越しとなった英国、さらにイスラエルを加えた計 7 か国との間で政府間合同委員会をオンライン形式で実施し、双方の科学技術イノベーション政策の進展や宇宙、海洋、医療・福祉テクノロジー研究等における協力について議論した。10 月に実施された英国との合同委員会では、両国にとっての研究や技術・イノベーション協力の価値を最大化するための促進メカニズム等の新しい活動について報告したほか、新たな優先事項につき情報共有し、科学コミュニティの強さを生かす機会を模索するとともに、会議終了後に両国で共同プレスリリースを発出した。また、令和 4 年 3 月に開催したイスラエルとの科学技術協力合同委員会では、両国の科学技術・イノベーション政策の進展や科学技術協力活動の現状、さらに研究者派遣等を通じた両国の大学・研究機関間の協力促進について協議を行った。なお、引き続き新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、フランスを始め、関係者が一同に会す対面形式での開催を希望する国とは合同委員会の開催が延期となり、令和 4 年度に持ち越すこととなった。

3 STDN を通じ国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議（令和4年1月）においては、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、各国の科学技術政策情報の共有を行うとともに、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した。また、STDN メーリングリストを活用し、科学技術関連情報を集約した情報発信を行った。さらに、令和4年2月には主要科技先進国に所在する在外公館の科学技術担当官らを対象に、松本洋一郎外務大臣科学技術顧問、狩野光伸外務大臣次席科学技術顧問及び池松軍縮不拡散・科学部審議官らの本省関係者、並びに関連府省・機関等の関係者らを含む総勢約75名が参加する「在外公館科学技術担当官会議」を開催した。同会議では、科学技術外交の推進に係る諸施策の現状や今後、経済安全保障を巡る最近の内外情勢、我が国及び主要国の科学技術・イノベーション関連の主要戦略・方針や政策の動向等について関係者間で活発に議論を行って認識を共有すると共に、海外において国際共同研究等に携わる研究開発法人関係者や、海外に拠点を置き最先端の研究に従事する研究者らも交え、我が国の科学技術外交や関連政策等への期待や在外公館の更なる活用につき議論しており、関係者間の一層の連携強化と取組強化を図った。

令和4年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。令和2年度から持ち越しとなっているフランス等との協議実現に向け調整を継続する。また、科学技術協力協定等を含む様々な協力枠組みを活用することで、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 2 限られた予算と人員の中で戦略的、効果的に合同委員会を実施するためにも、国内関係省庁との科学技術合同委員会戦略会議を開催することなどにより国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進や連携の強化に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

科学技術の発展は、天然資源に乏しい我が国が繁栄と安定を実現する上で必要不可欠であり、その目的の達成のためには、先進国のみならず新興国も含む諸外国との協力が重要である。二国間政府間会合は、専門性の高い科学技術分野において、情報交換・認識の共有・課題の確認などを可能とし、我が国及び国際社会における科学技術の発展に欠かせない手段となっており、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

これまでの実績等を踏まえ、また、「第6期科学技術基本計画（令和3年3月閣議決定）」の第2章 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革（6）様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用(c)具体的な取組⑤「科学技術外交の戦略的な推進」において、「先端重要分野における戦略的な二国間、多国間のwin-winの協力・連携や、成果の社会実装も見据えた産学国際共同研究等に対する支援の抜本的強化、「STI for SDGs」活動の国際展開等の促進を通じて、科学技術外交の戦略的な展開を図る」こととしていることを踏まえて、年度目標を設定した。政府間合同委員会の開催については、コロナ禍の相手国の事情等を含めて予断できない要素があり、令和3年度は8か国・機関以上という目標を下回ったが、過去の開催実績を踏まえて、引き続き8か国・機関以上とした。

測定指標 11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

中期目標（--年度）

国際熱核融合実験炉（ITER（イーター））計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動（核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動）への参加を通じ、多国間及び二国間の科学技術協力に貢献するとともに、加盟極との関係を増進する。

令和3年度目標

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に引き続き取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EUと協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。また、令和2年4月以降の新たな協力フェーズの協力関係が促進されるよう、日EU間の協力内容の更なる調整に引き続き取り組む。特に、JT-60SA（サテライト・トカマク（核融合実験装置））の運転開始に係る調整について

EU と一層緊密に連携し調整に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極間で緊密に連携の上、実験炉の建設計画に沿った取組に引き続き尽力した。新型コロナウイルス感染症の拡大が著しい中、我が国は、定例理事会や下部委員会を始めとする様々な議論の場を通じて、各極とのコミュニケーションの強化を図り、加盟極間の連携強化に貢献した。実験炉の建設は、運転開始に必要な工程の約75%まで進捗しており、我が国として重要機器の一つであるトロイダル磁場コイルの製作・出荷を進める等、着実な貢献を行った。
- 2 ブローダー・アプローチについては、新型コロナウイルス感染症拡大によるEUからの研究者等の入国が困難な時期もあったが、我が国はEUと緊密に連携し、各プロジェクトの推進に取り組んだ。中でも、茨城県那珂市で行われているJT-60SAの統合試験運転に向けた取組において、我が国は、コロナ禍の厳しい状況においても、極力作業を中断することなくEUとの緊密な連携・共同作業に尽力した。

令和4年度目標

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に引き続き取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EUと協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。また、令和2年4月以降の現フェーズでの協力関係が促進されるよう、日EU間の協力内容の更なる調整に引き続き取り組む。特に、JT-60SAの運転開始に係る調整についてEUと一層緊密に連携し調整に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

多国間の国際科学技術協力においては、日本だけでは実施できない大規模な研究開発が可能となるため、核融合エネルギー分野での主要な取組であるイーター計画等における協力の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

多国間の平和目的の科学技術協力であるイーター計画における実験炉の建設計画（平成19年に協定発効。令和7年12月に運転開始、令和17年12月に核融合運転開始を目指すもの。）及びブローダー・アプローチはプロジェクトを実際に軌道に乗せていく時期に入っており、限られた予算で所期の目的を着実に達成していくことが重要である。

- ・第6期科学技術基本計画（令和3年3月閣議決定）

測定指標 11-3 ISTC への支援を通じた協力の推進

中期目標（--年度）

国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じ、多国間の科学技術協力関係を増進するとともに、大量破壊兵器の拡散防止に向けた効率的な取組を推進する。

令和3年度目標

- 1 ISTCの事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 旧ソ連時代の大量破壊兵器関連技術を様々な分野の平和目的の研究開発に活用してきた知見を有する同センターと連携し、有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国を始め関係国からISTCの事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働き掛けを行い、ISTCは引き続き予算・人員面での合理化に取り組んだ結果、事務所所在国の消費者物価上昇を反映した人件費の上昇により事務局運営経費は全体としては前年比1%増額ではあったものの、センターの施設運営費（旅費や通信等）は15%減額した。令和3年度の事務局運営費のプロジェクト・プログラム事業費に対する割合は目標値内である7%であった。
- 2 外務省及び文部科学省は、ISTCに対して事務局運営経費の支援として拠出金を拠出したほか、事務局職員1名を文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力協力研究開発機構から派遣し、ISTCを人的・財政的に支援した。また、我が国は新規にカザフスタンにおけるケーブルの放射抵抗に関

する研究とアルメニアにおける抗ウイルス性及び抗菌性化合物に関する研究の2件のプロジェクトの支援を決定し、日本と中央アジア諸国との科学技術協力の強化に取り組んだ。さらに、旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組んできた ISTC の知見を同地域以外でも活かし、食料安全保障やエネルギー・環境問題を含む平和的取組に様々な地域の科学者を従事させるべく、ISTC を支援する米国や EU と日本との政策協調を進めるとともに、ISTC とアフリカをはじめとする地域外との協力を支持し、12 月にはケニアが ISTC 理事会にオブザーバー参加した。

令和4年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内にとめることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 旧ソ連時代の大量破壊兵器関連技術を様々な分野の平和目的の研究開発に活用してきた知見を有する同センターと連携し、有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ISTC の運営効率化の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。効率化の2つの大きな指標は、事務局の人員規模・構成と事務局運営経費の予算であるので、その合理化度合いと、合理化された運営体制の下で有望なプロジェクトへの支援が継続的に実現していることが重要である。

測定指標 11-4 科学的知見の外交への活用促進 *

中期目標（--年度）

科学技術分野の専門的知見を外交に活用することにより、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

令和3年度目標

- 1 外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等及び、産学官の関係主体との連携を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめ、外交上の成果に結び付けていく。特に、主要外交機会に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に我が国の科学技術・イノベーションの強みをいかす観点からの取組及び発信を進める。
- 2 科学技術顧問のネットワーク構築活動や対外発信を通じて、科学技術・イノベーションを通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国の優れた科学技術・イノベーションをソフトパワーとして活用すべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1 及び 2 に関し、国内関係府省の取り進める個別の科学技術の社会実装や日本企業の海外プロジェクトへの参加促進の取組等との連携も念頭に置きつつ、外交当局として、外交政策の意思決定や地球規模課題の解決に科学技術の知見を活用し、また、科学技術力や研究者の国際ネットワークを国家間の関係構築・強化に活用することを取り進めた。

（1）助言・提言

科学技術外交推進会議（以下、推進会議とする。）の第3回会合を7月に、第4回会合を令和4年3月に開催した。その中で、9月には、飢餓・栄養不良を改善し地球環境にも配慮した食料システム転換を図るべく、これに資する STI の世界的な利活用を促進し、あらゆるステークホルダーと協働して共に歩みを進めるため、「STEP (Systems Transformation to Ensure Planetary health) Initiative by STI」として3つの取組を提言した（第一に日本の強みを活かした STI ショーケースを策定すること、第二に国際機関等と連携し、世界規模での十分な対話を通じた STI ショーケースとマッチングファンドを構築・運用し、STI の利活用を促進することを主導すること、第三に STI ショーケースを用いて主体的に開発戦略や政策作りを行う国・地域の活動、産官学民の連携、分野横断人材育成を積極的に支援すること。）。

本提言の要素については、12月の東京栄養サミット 2021 に際して発出した、日本、米国、英国、イタリア、インド、欧州対外行動庁、オランダ及びカナダ（ケベック州政府）の外務省／外交機関／政府関連の科学技術顧問らとの共同声明に盛り込み、別途推進会議で、関係府省・機関・研究者・企業

らの協力を得てとりまとめた我が国の STI ショーケースと併せて、対外発信した。

その他、推進会議の下で、①科学技術と安全保障の連関、②地球の健康、③デジタル・AI 国際連携、④科学技術外交を支える我が国の科学技術力の基盤強化といったテーマに沿って議論を深めてきている。②については、今後は科学技術外交と ODA というテーマで、ODA 関係者と科学者らを繋げるプラットフォームとして更に議論を開始することとなった。

さらに、外務省員の科学技術リテラシー向上のために、科学技術外交推進会議委員等の専門家を招き、科学技術外交セミナーを開催した。コロナ禍のためオンライン開催としたことで、在外公館の幹部や科学技術担当官らの聴講が可能となり、様々なテーマでセミナーを開催し、活発なやりとりが行われた（令和3年度中は7回開催し、のべ820人以上が参加。）。

(2) ネットワーク構築活動

5月、9月、11月及び令和4年1月にオンライン形式で、令和4年3月はハイブリッド形式で開催された第13～17回外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）会合に、科学技術顧問及び次席科学技術顧問が出席し、ポスト COVID 時代の科学的助言及び科学外交等について議論した。また、8月の政府に対する科学的助言に関する国際ネットワーク（INGSA）2021 会合への登壇（次席科学技術顧問）や、フロア在京 EU 代表部大使、カバト国際ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム事務局長との意見交換（科学技術顧問）を行ったほか、12月にオンライン形式で開催された「世界技術サミット」に出席し、「国境を越えて：クアッドにおける科学技術協力」と題するパネルセッションに登壇（科学技術顧問）し、米豪印を代表する科学技術顧問とともに議論した。加えて、在京外交団科学技術外交サークルのメンバーや、産学官の科学技術関係者らと意見交換を行った。

(3) 発信

5月の国連の開発のための科学技術委員会（CSTD）第24回会合では、新型コロナウイルス感染症と STI の役割に関し、深紫外線 LED によりウイルス不活性化を可能とする技術など非医療分野での研究開発の重要性を積極的に発信した。また、9月の OSCE アジア国共催会議では、JAXA による衛星観測データを活用した防災・環境保護に関する取組、地球規模課題解決を目指す日本と開発途上国との共同研究事業（SATREPS）などについて紹介した。更に、12月の世界技術サミット等において、日本の科学技術外交や科学技術イノベーションの動向・成果について発信した。また科学新聞特集記事となった「アジア・太平洋地域との科学技術協力の展望」の座談会にも参加した。

令和4年度目標

- 1 外務大臣科学技術顧問の様々な活動や、科学技術外交推進会議の開催、さらに産学官の関係主体との連携等を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめ、外交上の成果に結び付けていく。
- 2 各国の科学技術顧問のネットワーク活動に参画し、科学技術力や研究者の国際ネットワークを国家間の関係構築・強化に活用する。
- 3 科学技術・イノベーションを通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国の優れた科学技術・イノベーションをソフトパワーとして活用し、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

科学技術・イノベーションは、経済成長や社会の発展を支え、安全保障面でも重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤的要素であり、様々な外交課題に対応する上で、科学技術分野の専門的知見を活用することは有益である。その基盤強化のために任命した科学技術顧問は助言・提言、ネットワーク構築及び対外発信の全てに主体的に関与しており、その活動の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

科学技術外交推進会議の下での作業部会による「外務大臣科学技術顧問のこれまでの活動と今後の方向性について」報告書（平成29年8月7日）において、外務大臣科学技術顧問は、今後とも、(1) 各種外交政策への科学的知見に基づく助言・提言、(2) 国内外のネットワークの強化、人材育成、(3) 積極的な対外発信、の柱に沿って、科学技術外交の取組を継続的に推進していくべきであると総括している。

・第6期科学技術基本計画（令和3年3月 閣議決定）

参考指標：ISTC 事務局の職員数

（出典：ISTC 理事会文書）

実績値	
令和2年度	令和3年度

注：ISTC 事務局の職員数（ヌルスラン本部＋4 支部事務所）の合計人数	32	32
--------------------------------------	----	----

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
① 科学技術 顧問関係経 費 (平成 28 年度)	平成 27 年 9 月から任命されている外務省参与（外務大臣科学技術顧問）は、外務大臣の活動を科学技術面でサポートし、特に、グローバル課題の解決に向けた科学技術の活用策や ODA 卒業国、新興国等に対する科学技術協力の方途に関する助言等を行うことを任務としている。同参与からこれら助言を得つつ、各国の科学技術顧問や科学技術分野の関係者との連携を図りながら、また、同参与の参加も得て国内外で科学技術関連シンポジウム・講演等を実施すること等を通じて科学技術外交を推進する。 外務省参与の活動を通じ、科学技術外交を効果的に推進することにより、外交政策の企画立案における科学的知見の活用促進に寄与する。				11-4
	22 (16)	24 (13)	22 (11)	21	0174
② 科学技術 に関する二 国間政府間 対話の推進 (*)	科学技術協力協定に加え、EPA 等のあらゆる協力枠組みを活用して政府間合同委員会を開催し、相互の科学技術政策や、例えば、環境エネルギー、ライフサイエンス、ナノテクノロジー、地球環境科学等の様々な分野での協力について意見交換を行う。 これにより両国の科学技術政策等に関する共通認識が醸成されるとともに、二国間の個別の協力分野についての更なる協力の推進を政府間で確認することが可能となり、科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって国際社会の平和と安定確保に貢献する。				11-1
	—	—	—	—	—
③ イーター 計画等の推 進 (*)	イーター計画を通じ、一つの国だけでは実施できないような大規模な研究開発について、多国間の国際科学技術協力を進める。 関連の理事会等において、議論に積極的に参加することにより、多国間の平和目的の科学技術協力を進めるとともに、参加各国・極間の信頼醸成につなげ、国際社会の平和と安定に寄与する。				11-2
	—	—	—	—	—
④ 国際科学 技術センタ ー (ISTC) 抛 出金 (任意 拠出金) (平成 5 年 度)	ISTCは、大量破壊兵器の研究開発に従事していた旧ソ連諸国の科学者等を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を実施してきたが、近年は旧ソ連圏の大量破壊兵器に関わる科学者・技術者に限定せず、食料安全保障やエネルギー・環境問題を含む平和的取組に様々な地域の科学者を従事させる事業を実施してきており、これらの活動をする上で不可欠なISTC事務局運営経費を支援する。 ISTCへの拠出により、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散を防止する国際的な取組、及び諸課題に対処し国際社会の平和と安定に資する多国間の科学技術協力の推進に貢献する。				11-3
	22 (11)	14 (13)	8 (8)	8	0175

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組（モニタリング）

令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-II-2）

施策名（※）	国際経済に関する取組					
施策目標	日本経済の成長を促進する、力強い経済外交を推進するため、以下に取り組む。 1 多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進する。 2 インフラ輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。 3 日本と世界の資源安全保障の強化に取り組む。 4 国際経済秩序の形成に積極的に参画する。 5 我が国の経済活性化のため、2025年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に進める。					
目標設定の考え方・根拠	平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進を柱とする国際展開戦略が目標に掲げられたことを踏まえ、これを経済外交の側面から実施していくことが重要である。 令和3年6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」においても、経済連携協定交渉について、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の早期発効及びその確実な履行の確保に取り組むとともに、その他の経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進していくことが掲げられている。加えて、TPP11協定については、協定のハイスタンダードを維持しつつ、着実な実施及び拡大に向けた議論を主導していくことも重要とされている。 また、「成長戦略2021」において、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、大阪・関西万博の内容を充実させるべく、在外公館はじめオールジャパンで参加招請活動を実施し世界各国からの参加・出展を確保するとともに、「世界一安全な日本」の実現に向けた取組やセキュリティ確保のための対策を進めるとの目標が掲げられた。東京オリンピック・パラリンピック競技大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」に多くの出展参加国を確保し、右を成功裏に導くための準備を着実に実施していくことが重要である。					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	27,282	627	712	704
		補正予算(b)	△5,754	0	△220	
		繰越し等(c)	248	0	0	
		合計(a+b+c)	21,775	627	492	
執行額(百万円)		20,809	281	177		
同（分担金・拠出金）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	—	9,097	8,942	9,266
		補正予算(b)	—	2,804	635	
		繰越し等(c)	—	0	0	
		合計(a+b+c)	—	11,900	9,577	
執行額(百万円)		—	11,896	9,574		
政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	経済局	政策評価実施 予定時期	令和6年8月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

施策の概要

- 1 多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。
- 2 経済連携強化に向けた取組として、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日）
 2. (1) ii) 分野横断的な主要政策ツール
- 14. (1) 自由で公正なルールに基づく国際経済体制の主導
- ・ 第203回国会所信表明演説（令和2年10月26日）
 - 八 外交・安全保障
- ・ 第204回国会施政方針演説（令和3年1月17日）
 - 六 外交・安全保障（多国間主義）
- ・ 第207回国会所信表明演説（令和3年12月6日）
 - 八 外交・安全保障
- ・ 第208回国会外交演説（令和4年1月17日）
- ・ 第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日）
 - 八 外交・安全保障

測定指標 1-1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用 *

中期目標（一年度）

WTO改革に向けた国際的取組を推進し、21世紀の現実を反映したルール作り、紛争解決制度の改革及び協定履行監視機能の強化により、多角的貿易体制の維持・強化を行う。

令和3年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、WTO新事務局長の下、WTO改革の議論に積極的に取り組んでいく。第12回WTO閣僚会議（MC12）に向け、電子商取引交渉等のルール作りや紛争解決制度改革を進めていく。中小企業、サービス国内規制といった有志国交渉では更なる進展を目指し、漁業補助金交渉においては包括的かつ効果的な合意の達成を目指す。また、MC12後も、具体的な成果についてフォローアップを行う。
- 2 WTO協定の履行監視を担う貿易政策検討（TPR）制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会（CRTA）及び各国の措置について検討する衛生植物検疫措置（SPS）委員会や貿易の技術的障害（TBT）委員会での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 貿易制限的な措置の要件のルール化を含む、新型コロナウイルス感染症拡大による国際経済の回復を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 11月に予定された第12回WTO閣僚会議（MC12）は新型コロナのオミクロン株の流行により再度延期となり、令和4年6月に開催されることとなったが、オンライン形式の閣僚会合をはじめとする各種会合やG7、G20等のフォーラムでの議論に積極的に参加し、多角的貿易体制の維持・強化に貢献した。令和3年度は、オーストラリア政府主催WTO非公式閣僚会合（10月）及びスイス主催WTO非公式閣僚会合（令和4年1月）に参加し、WTO改革において日本が重視する点を強調することでWTO改革を推進する政治的モメンタムを形成した。

また、G7貿易大臣第2回会合（5月）やG7貿易大臣第3回会合（10月）、G20貿易・投資大臣会合（10月）では、デジタル化を始めとする世界経済の変化、新型コロナ等の新たな脅威に対応した貿易ルールの現代化、自由で公正な貿易を維持・発展させる観点からの市場歪曲的な政策・慣行の是正に向けた取組、漁業補助金及びWTO改革など、国際貿易を巡る喫緊の課題に関する議論に貢献した。

7月には、WTO漁業補助金に関する貿易交渉委員会閣僚級会合が初めて閣僚級で開催され、我が国からは野上農林水産大臣と鷲尾外務副大臣が参加し、交渉の早期妥結にコミットする旨述べた。

11月には、林外務大臣とWTOのオコンジョ事務局長とのテレビ会談を行い、パンデミック対策や

- 漁業補助金交渉、WTO 改革について意見交換し、今後も緊密に連携していくことを確認した。
- (2) 平成 29 年の第 11 回 WTO 閣僚会議 (MC11) で開始された共同声明イニシアティブ (電子商取引、中小零細企業、サービス国内規制及び投資円滑化交渉) のうち、サービス国内規制については 12 月に交渉が妥結し、日本を含む 67 개국・地域により本交渉の妥結を確認する宣言が採択された。また日本が共同議長を務める電子商取引については、同月、交渉の進捗等に関する共同議長閣僚声明が発出され、8 つの条文で意見の取れんを達成し、他の分野での議論の進捗を含め実質的な進捗が得られた旨が報告された。投資円滑化については令和 4 年末までの条文交渉完了を目指す旨の宣言が発出された。中小零細企業については、閣僚会議で採択されるべき宣言案が合意された。
- 2 協定の履行監視に関し、令和 3 年度は、18 回の TPR 会合と 3 回の TBT 委員会会合、3 回の SPS 委員会会合に参加してステートメントを行い、各国の問題のある措置等の是正・撤回を求め、日本の国益にそぐわない措置の解消を促した。また、第 100 回会合から第 102 回会合まで 3 回の CRTA 審査に参加し、事前書面質問という形で他国の経済連携協定における不明な点について質問した。
- 3 カナダ政府が主催する WTO 少数国グループ (オタワ・グループ) 閣僚会合 (令和 3 年度中に 5 回開催) をはじめとする各種会合において、貿易制限的な措置の抑制や透明性の重要性等について日本の立場を表明しつつ、WTO としての成果に向けた議論に貢献した。

令和 4 年度目標

- 多角的貿易体制の維持・強化のため、6 月に開催予定の第 12 回 WTO 閣僚会議 (MC12) に向け、WTO 改革の議論に積極的に取り組んでいく。電子商取引、投資円滑化といった有志国交渉では更なる進展を目指し、漁業補助金交渉においては包括的かつ効果的な合意の達成を目指す。また、MC12 後も、具体的な成果についてフォローアップを行う。
- WTO 協定の履行監視を担う貿易政策検討 (TPR) 制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会 (CRTA) 及び各国の措置について検討する衛生植物検疫措置 (SPS) 委員会や貿易の技術的障害 (TBT) 委員会での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 貿易制限的な措置の要件のルール化を含む、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた国際経済の回復に向けた取組への貢献を図る。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

多角的貿易体制の維持・強化の進捗を測る上では、国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用に係る取組を参照することが有益であるため。

WTO を礎とする多角的貿易体制の改革には、WTO の 3 つの機能である、ルールメイキング、協定履行監視及び紛争解決機能の維持・強化が必要不可欠である。したがって、上記年度目標 1 及び 2 に基づいて日本が自由貿易の旗手として貢献することが必要。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により縮減した世界経済の回復を図ることも、多角的貿易体制の維持・強化のために一層重要となっていることから引き続き年度目標 3 を設定した。

測定指標 1 - 2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展 *

中期目標 (---年度)

アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進める。

令和 3 年度目標

- TPP11 協定については、各国と緊密に連携しながら、各種委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、令和 3 年 TPP 委員会の議長国として、21 世紀型の新たな共通ルールを広めていくため、令和 3 年 2 月に加入申請を提出した英国を含め、TPP11 協定が定める高いレベルのルールを満たす国・地域の新規加入に関する議論を主導するとともに、加入関心国に対して支援を継続する。
- 発効から約 2 年経った日 EU・EPA については、データの自由な流通に関する規定を日 EU・EPA に含める必要性を再評価すべく、予備的協議を進める等、合同委員会や各種専門委員会の開催等を通じて引き続き着実な実施を確保し、必要に応じて適切な措置を採る。また、発効して間もない日英 EPA については、合同委員会や各種専門委員会等の第一回会合を行うことで、同協定の適正かつ効果的な運用を確保する。
- RCEP 協定については、令和 2 年 11 月の第 4 回 RCEP 首脳会議において発出された「地域的な包括

的経済連携（RCEP）に係る共同首脳声明」を踏まえ、早期発効及び履行の確保を目指すとともに、インドについても、令和2年11月に発出した「インドの地域的な包括的経済連携（RCEP）への参加に係る閣僚宣言」に基づき、RCEP協定への将来の復帰に向けて、引き続き主導的な役割を果たしていく。

- 4 その他、多国間及び二国間の交渉中の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 TPP11協定については、令和3年のTPP委員会の議長国を務め、6月に第4回TPP委員会（閣僚級のテレビ会議形式）を開催し、英国の加入手続開始と英国の加入を交渉するための作業部会（AWG）の設置を決定した。9月には第5回TPP委員会（閣僚級のテレビ会議形式）を開催し、電子商取引小委員会を新たに設置する委員会決定を採択したほか、協定各章の規定の着実な実施のために順次開催された、物品貿易、衛生植物検疫措置（SPS）、貿易の技術的障害（TBT）、競争力及びビジネス円滑化等17の小委員会（各国専門家（日本からは関係省庁担当官）レベル）等の取組について確認した。日本は、未締結国（チリ、ブルネイ、マレーシア及びペルー）に対し、TPP委員会や二国間でのやり取り等を通じて早期締結に向けた働きかけを行い、9月にペルーについて本協定が発効した。また、日本は、英国のAWGの議長として、9月から開始したAWG第1回会合において、英国からTPP11協定の義務を遵守するための同国の取組等を聴取し、英国の義務の遵守等の状況についてTPP11参加国及び英国の高級実務者レベル及び専門家レベルで議論・検討を行った。令和4年2月、締約国間でAWG第1回会合を終了する旨を締約国間で合意し、市場アクセスを含む包括的な交渉のプロセスに入ることとなった。
- 2 日EU・EPAについては令和4年3月に合同委員会第3回会合を実施し、同協定の着実な履行を確保するための議論を行った。令和4年2月に、日EU相互で新たに28件ずつ地理的表示（GI）を保護することとなる協定附属書14-Bの改正が発効した。データの自由な流通に関する規定を本協定に含める必要性については、事務レベルで予備的協議を実施した上で第3回合同委員会において、双方の立場を認識し、引き続き正式交渉開始に向けて協議を継続することが確認された。また、日EU・EPA政府調達に関する専門委員会第3回会合（12月）、日EU・EPA貿易及び持続可能な開発（TSD）に関する専門委員会第3回会合（令和4年1月）等の専門委員会・作業部会の第3回会合を実施した。日英包括的経済連携協定（日英EPA）については、令和4年2月に、協定発効後初となる合同委員会第1回会合を東京において対面で開催し、協定の運用状況の確認や日英間の貿易を一層促進するための議論を行った。また、本協定で初めて設けられた章である日英EPA貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会第1回会合（10月）のほか、貿易及び持続可能な開発、物品の貿易、政府調達等に係る各専門委員会の第1回会合を実施した。
- 3 RCEP協定については、日本は、4月に国内手続きを完了し、6月に受諾書を寄託者であるASEAN事務局長に寄託した。11月2日までに日本のほかにブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国及びニュージーランドが寄託したことから、令和4年1月1日にこれらの国についてRCEP協定が発効した。また、韓国については令和4年2月1日、マレーシアについては令和4年3月18日に同協定が発効した。
- 4 その他、交渉中の経済連携協定について、新型コロナウイルス感染症の拡大により、交渉国間での公式な交渉会合は開催しなかったが、様々な形でのやり取りを実施した。8月及び令和4年3月の日トルコ外相会談では、日トルコ経済連携協定の早期妥結に向け協議を加速することを確認した。
- 5 既存の協定の関連では、日メキシコEPA、日インドネシアEPA、日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定、日フィリピンEPA、TPP11、日EU・EPA及び日英EPAについて、より経済連携を強化するために実施状況につき意見交換を行うための、あるいは協定上規定されている協定見直しを含めた議論をするための委員会等を令和3年度を通じて計40回開催した。AJCEP協定については、サービスの貿易、人の移動及び投資に係る規定を追加する日・ASEAN包括的経済連携協定第一改正議定書について、未締結であったフィリピン（5月）及びマレーシア（6月）、さらにインドネシア（令和4年2月）についても新たに発効し、これをもって全ての構成国について効力が発生することとなった。

令和4年度目標

- 1 TPP11協定については、各国と緊密に連携しながら、TPP委員会・各種小委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、AWG議長として、協定の高いレベルの維持に向けた議論を主導していく。令和3年9月に提出された中国及び台湾、12月に提出されたエクアドルの加入申請への対応に

については、加入申請を行った国・地域が市場アクセス及びルールの中で TPP11 協定の高いレベルを完全に満たす用意ができていのかどうかをまずはしっかりと見極めつつ、戦略的観点や国民の理解も踏まえながら対応していく。

- 2 発効から3年目となる日 EU・EPA については、合同委員会や各種専門委員会の開催および当局との定期的な議論を通じて、協定の着実な実施を確保する。また、データの自由な流通に関する規定を日 EU・EPA に含める必要性の再評価や、新たな地理的表示の相互保護を実施すべく、引き続き協議を進めていく。発効から1年が経過した日英 EPA については、合同委員会や専門委員会の第2回会合を行い、協定の適正かつ着実な運用を確保していく。
- 3 RCEP 協定については、自由で公正なルールに基づく経済活動を地域に根付かせるべく、協定の完全な履行の確保にしっかりと取り組みつつ、協定のルールの更なる改善・向上に向け、引き続き各国と議論を行う。
- 4 その他交渉中の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新興国を中心に世界の市場が急速に拡大している中、世界の経済成長を取り込んでいくことが重要であり、既存の協定の着実な実施と現在交渉中の経済連携協定交渉の進展は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、世界で保護主義や内向き志向が強まる中、日本が自由貿易の旗振り役としてリーダーシップを発揮し、日本が TPP11 協定及び日 EU・EPA 等の着実な実施、RCEP 協定の完全な履行の確保、及びその他の経済連携協定交渉に取り組むことは、相手国・地域との間で貿易・投資の更なる促進という経済的な観点のみならず、共通のルールの設定や経済関係の深化によって、相手国との二国間関係の強化や、ルールに基づく自由で開かれた秩序の構築及びそれに基づく地域や世界の平和と繁栄の確保にも資するという外交的・戦略的な観点からも極めて重要である。

測定指標 1 - 3 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階

	中期目標値	令和3年度		令和4年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
①共同研究が終了した数		①：0	①：0	①：0
②交渉会合開催数		②：10	②：1	②：5
③交渉が妥結した数		③：1	③：0	③：1
④署名した数	—	④：1	④：0	④：1
⑤発効した数		⑤：1	⑤：1	⑤：0
⑥委員会等開催回数		⑥：40	⑥：45	⑥：45

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

一般的に、EPA/FTA に関する施策の進捗を数値で表すことは困難であるが、通常 EPA が検討から発効に至るまでの過程並びに発効後の実施及び運用に関する過程に見られる各種件数を確認することは、我が国の EPA/FTA に関する取組の進捗を把握する上で一つの目安になると考えられるため。

平成13年のシンガポールとの EPA 交渉の開始以来、令和4年3月までに24か国・地域との間で EPA/FTA を署名・発効済みである。政府として経済連携協定交渉に関する取組を強化しているところであるが、交渉中の EPA は、複雑な利害調整を要し、困難な交渉が想定される相手国・地域が多くなっていることや、新型コロナウイルスの影響により交渉会合の開催が引き続き影響を受けていること、また、新規に EPA 交渉を立ち上げた場合でも交渉に一定の時間を要することなどを踏まえた目標設定とした。

参考指標：我が国の輸出入額(単位：千億円)

(財務省貿易統計 HP より引用)	実績値	
	令和2年度	令和3年度
①輸出額	①69.5	①85.9
②輸入額	②68.2	②91.3

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①多角的自由貿易体制の維持・強化 (平成7年度)	各種交渉・会合に向けた準備・検討作業、紛争処理体制の強化(本省及び在外公館)、法律専門家への助言要請、翻訳等を実施する。 各種交渉・会合に向けて綿密な準備・検討作業を行うことで、国際貿易ルールの強化に向けた議論に積極的に貢献することができる。また、紛争処理体制を強化することによって、WTOルールの実効的な運用を図る。				1-1
	88 (88)	110 (27)	55 (19)	14	0177
②経済連携協定 (平成15年度)	EPA締結に向けた交渉会合の開催、発効済EPAの実施・運用等を目的とした合同委員会、各種小委員会等の開催等を行う。 交渉会合の開催を通じて、包括的かつ高いレベルの経済連携協定を締結し、また、合同委員会及び各種小委員会等の開催を通じ、発効済EPAの実施及び運用を改善し、二国間・地域間の経済連携協定を積極的に推進する。				1-2 1-3
	298 (201)	296 (47)	216 (37)	228	0176
③政府調達 手続に関する説明会 (*)	平成26年3月に策定された「政府調達手続に関する運用方針」に基づき、会計年度の可能な限り早い時期において、外務省主催にて、我が国政府が年度内に予定すると見込まれる一定額以上の調達予定案件につき、内外の関係者を対象としたセミナーを開催する。 これにより、WTO政府調達協定に基づく調達手続の透明化に寄与する。				—
	0.6 (0.5)	0.7 (0.2)	0.7 (0.8)	0.9	0178
④世界税関 機構(WCO) 拠出金 (*)	世界税関機構が執行するプロジェクトに対して拠出し、本拠出金を通じ、税関当局の能力強化及び域内税関当局間の連携強化し、多角的貿易体制の維持強化に寄与する。				1-1
	88 (88)	170 (170)	0 (0)	0	0206
⑤世界貿易 機関(WTO) 分担金 (平成7年度)	我が国は、WTO設立協定第7条4の「世界貿易機関の経費に係る自国の分担金を速やかに同機関に支払う」旨の規定に基づき、分担金支払い義務を果たしている。 この拠出により、WTOはその主要任務である貿易関連協定やその他、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用が可能となり、当該機関の活動推進・連携を通じた我が国の経済・社会分野における国益の保護・増進に寄与する。				1-1
	914 (914)	869 (869)	859 (859)	884	0208
⑥世界貿易 機関(WTO) 事務局拠出 金 (平成7年度)	WTO加盟国の約3分の2を占める開発途上国のWTO協定に基づく義務の履行能力の向上や交渉能力不足の解消等を目的として、先進国の任意拠出によるグローバル・トラスト・ファンドが創設され、同ファンドに任意拠出を行っている。 我が国は同ファンドへの拠出を通じ、途上国がWTO協定等に対する正しい理解の下、より積極的に交渉へ参加することを促すことで、多角的貿易体制の維持・強化に貢献する。				1-1
	14 (14)	18 (18)	18 (18)	19	0213
⑦国際貿易 センター (ITC) 拠出 金	ITCは、開発途上国の輸出振興のための技術的援助を行う目的で、WTO及び国連貿易開発会議(UNCTAD)の下に設立された国際機関であり、途上国の輸出産業振興支援の分野で大きな実績を有している。特に、輸出振興に不可欠な民間セクター育成のための案件実施に精通しており、アフリカ地域での経験も豊富				1-1

(平成7年度)	であり、途上国やその他の国際機関からも高い評価を受けている。 我が国は、ITCによるプロジェクトへの拠出を通じ、特に女性を中心に開発途上国が適切な貿易促進策を作成・実施するための技術支援に寄与すると同時に、多角的貿易体制の強化に貢献する。				
	4 (4)	3 (3)	7 (7)	7	0214
⑧国際貿易センター (ITC) 拠出金 (任意拠出金) (平成28年度)	本拠出金は、IT活用を含む職業訓練を通じて所得機会を創出することにより社会経済的自立行動を促す内容の社会安定化事業の実施に充てられる。 本拠出を通じ、社会安定化に貢献し、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献する。				1-1
	20 (20)	132 (132)	52 (52)	0	0217
⑨拡大統合フレームワーク (EIF) 信託基金拠出金 (令和元年度)	拡大統合フレームワーク (EIF: Enhanced Integrated Framework) は、後発開発途上国 (LDC) に特化して貿易分野でのキャパシティ・ビルディングを行う唯一の国際的な枠組み。 本拠出をもって、WTOにおけるキャパシティ格差の是正及び我が国が目指す貿易自由化の実現に寄与する。				1-1
	13 (13)	9 (9)	0 (0)	0	0216
⑩地域的な包括的経済連携 (RCEP) 事務局拠出金 (令和4年度)	RCEP 協定は、同協定の実施及び運用に関する問題を検討すること等を任務とする RCEP 合同委員会とともに、同合同委員会及びその補助機関の事務局業務を行い、技術的支援を提供する RCEP 事務局を設置することとしている。日本は、RCEP 署名国・締約国として、同事務局の運営について応分の負担を負う。 RCEP 事務局へ拠出することを通じて、同事務局の活動に貢献することは、協定の円滑な履行を確保し、地域の自由貿易体制を維持・強化することに寄与する。				1-2 1-3
	—	—	—	5.2	新 22-0011

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 日本企業の海外展開支援

施策の概要

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

1 日本企業支援

外務本省、在外公館、関係省庁及び関係出先機関の間で情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラ輸出促進、農林水産品輸出促進等の支援を行う。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで、我が国製品（特に農林水産品）の輸出を正常化し、日本企業の海外展開を支援する。

2 対外・対内投資の戦略的な支援

投資協定について、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備の観点から投資関連協定の締結を進めるニーズ等を念頭に引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。

対日直接投資の更なる推進のため、関係省庁や在外公館及び関係民間企業とも連携しつつ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現に取り組む。

3 海外における知的財産保護強化に向けた取組

国際的な取組を通じた知的財産保護の促進、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産保護強化に向けて取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）
- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 3 年 6 月 17 日改訂）
第 3 章 具体的施策集
- ・成長戦略フォローアップ（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）
 - 9.（2）i）中堅・中小企業の海外展開支援
 - 12.（7）対日直接投資の促進
 - 14.（1）自由で公正なルールに基づく国際経済体制の主導
 - 14.（3）i）インフラシステム海外展開
- ・知的財産推進計画 2021（令和 3 年 7 月 13 日 知的財産戦略本部決定）

測定指標 2-1 日本企業支援強化に向けた取組 *

中期目標（--年度）

日本経済の成長を後押しするべく、在外公館に設置した日本企業支援窓口やインフラプロジェクト専門官等の更なる活用、農林水産品等の広報及び法的側面からの支援体制の強化等により、日本企業支援を効果的に推進する。

令和 3 年度目標

各地域のコロナの感染状況を踏まえ、引き続き、日本企業に対するタイムリーな情報共有、必要な取組を行っていく。

- 1 令和 3 年の日本企業支援件数は 7 万件を目標とし、企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。
- 2 政府は令和 2 年 12 月に、令和 3 年から 5 年間の目標を掲げた「インフラシステム海外展開戦略 2025」を策定し、令和 7 年のインフラシステム受注約 34 兆円を成果目標とした。その実現のために、総理大臣、閣僚などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外公館赴任者向けの研修を引き続き積極的に実践する。また、インフラ

アドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁、民間企業とも共有し、日本企業のインフラシステム海外展開のために有効活用する。

- 3 政府による、農林水産物・食品の一層の輸出拡大目標（令和12年に輸出額5兆円）に寄与すべく、令和3年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、弁護士等を活用する在外公館及び体制を増強し、オンラインも活用して、中小・零細を含む日本企業に現地の法令・法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国のEU離脱に伴う経済活動への影響最小化のため、現地の日系企業への必要な情報提供や日英EPAの内容や意義に関する情報提供等を行い、中小企業を含めた日系企業が英国のEU離脱後も可能な限り円滑に経済活動を継続できるよう必要な取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、ビジネス関連セミナー、官民共催での在外公館施設を活用した日本製品のPR（在瀋陽総領事館/9月等）を各国の状況を踏まえオンライン等も活用しつつ積極的に実施した結果、外国企業との具体的な事業連携につながったなど、企業関係者から多くの評価の声が寄せられた。また、グッド・プラクティスを企業等に広く情報提供するため、外務省ホームページに新しい支援事例を掲載した。（日本企業支援件数については、参考指標1を参照）。例年開催している「日本企業支援担当官会議」は、コロナの影響により、令和2年度に引き続き開催を見送った。
- 2 「インフラシステム海外展開戦略2025」（以下、新戦略）の行動KPIである総理大臣、閣僚などのトップセールスの年間目標10件については、令和2年3件（菅総理大臣：インドネシア（地下鉄MRT南北線他）、ベトナム（医療物資や自動車部品の生産拠点多元化）、安倍総理大臣：サウジアラビア（産業多角化や都市開発等）、平成25（2013）－令和2（2020）年の累計で217件になった。また、効果KPIである令和7（2025）年までのインフラシステム受注額約34兆円の目標については平成30年に25兆円、令和元年に27兆円であったが、令和2年は推計25兆円に到達した。日本企業のインフラシステム海外展開と輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官（12月末時点で75か国、199名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（13公館）を配置しており、コロナの影響が続き活動が難しい中、オンライン会議等も活用し、現地の情報を収集・集約するとともに関係機関や商工会等との連絡・調整窓口として活用した。また、インフラプロジェクト専門官向けに環境インフラ・オンライン研修を令和4年1月に実施した。
- 3 東日本大震災後の各国・地域による日本製品に対する輸入規制や風評被害への対策については、あらゆる機会を捉え総理大臣等ハイレベルによる撤廃・緩和の働きかけを行うとともに、国内外にて日本の食の安全性等に関する情報発信に努めた。この結果、令和3年度は、新たに2か国（シンガポール及び米国）が規制を撤廃し、これまでに計41か国・地域が規制を撤廃した。また、レセプションなどの機会や全世界の在外公館等の施設及び各地で構築した人脈等を活用し、日本産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進め、令和4年の日本産農林水産物・食品の輸出額増大（1兆2,385億円、前年度比25.6%増）に貢献した。
- 4 13か国19公館において、日本人弁護士等に委託し、中小・零細企業を含む日本企業に対し、年2回程度のセミナーや月1回程度の無料個別相談会を通じた現地の法令、法制度についての情報提供を行うことで、法的側面からの支援体制を強化した（令和2年度は11か国17公館）。コロナの影響を考慮し、個別相談やセミナーの実施にオンラインを活用することで、企業の法的支援へのアクセスを充実させた。
- 5 英国のEU離脱及び北アイルランド議定書をめぐる情勢による現地の日系企業への影響を最小化すべく、在英国日本国大使館は在エディンバラ総領事館とも連携して、企業との意見交換や必要な対応を行った。欧州での新型コロナウイルス感染症の流行が顕著であったため、セミナーは開催できなかったものの、5月の日英外相戦略対話では、茂木外務大臣から、英国のEU離脱に際して日系企業にとって予見可能性と法的安定性が不可欠であると発言する等、閣僚間レベルで日系企業支援を求めてきた。現在は新型コロナウイルス感染症の拡大も収束してきており、令和4年度はセミナーを開催し、企業との意見交換をより積極的に行う予定である。

令和4年度目標

各地域のコロナの感染状況を踏まえ、引き続き、日本企業に対するタイムリーな情報共有、必要な

取組を行っていく。

- 1 企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。「日本企業支援担当官会議」については、オンライン開催も含め検討する。
- 2 政府は令和2年12月に策定された「インフラシステム海外展開戦略2025」では令和7年のインフラシステム受注額として約34兆円を目標としており、その実現のために令和3年6月に定められた「新戦略の着実な推進に向けた取組方針」や分野別アクションプランの下で具体的な案件形成を支援するとともに、総理のトップセールスを補完する各省幹部トップセールスの件数などの多層化された行動KPIの達成を目指す。在外公館による「質の高いインフラ」の対外広報や在外公館赴任者向けの研修も引き続き積極的に実践する。また、インフラアドバイザーやインフラプロジェクト専門官より得た情報は関連省庁、民間企業とも共有し、日本企業のインフラシステム海外展開のために有効活用する。
- 3 農林水産物・食品の輸出に関し、令和7年2兆円、令和12年同5兆円の目標達成に寄与すべく、令和4年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）や現地アドバイザーの活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国のEU離脱及び北アイルランド議定書をめぐる情勢による英EU間の貿易投資環境の変化には引き続き注意が必要であり、中小企業を含めた現地日系企業が円滑に経済活動を行えるよう、セミナー等の機会を活用して、情報提供や日系企業からのヒアリング等を通じて必要な取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本企業の支援体制整備や具体的な支援取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。日本企業支援を幅広く進めるとともに、インフラシステム海外展開促進、我が国産品の輸入規制撤廃、農林水産物・食品の輸出促進などを強化することは、我が国の経済成長を後押しする上で重要である。

インフラ海外展開に係る行動KPIの多層化は、改訂した令和3年6月を起点として12月までの在外公館における実績を参考値として集計予定で、まずはトップセールスのフォローアップの実態を把握する。（以降は1月—12月の実績値を集計予定）。インフラアドバイザーについては、令和3年度比予算減少（9件→8件）となる見込みであるものの、希望する在外公館に出来るだけ多く契約できるよう調整する予定である。

農林水産物の輸出額目標に関しては、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において、令和7（2025）年までに2兆円、令和12年までに5兆円という輸出額目標が設定されており、同目標を念頭に取組を進める必要がある。

・成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）

9.（2）i）中堅・中小企業の海外展開支援

14.（3）i）インフラシステム海外展開

英国のEU離脱や北アイルランド情勢は、現地日系企業を取り巻く貿易投資環境に、これからも影響を与えていくことが想定される。発効から1年が経過した日英EPAに基づき、これからも英国及びEUで活動する日系企業への情報提供や要望調査を行っていくことは、我が国の自由貿易推進の観点から重要である。

測定指標2-2 対外・対内投資の戦略的な支援

中期目標（一年度）

投資関連協定については、平成28年5月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」において100か国・地域という目標値が設定されたことを踏まえつつ、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備の観点か

ら投資関連協定の締結を進めるニーズ等を念頭に、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。また、日本市場に海外投資を呼び込むことにより、日本経済の成長に貢献する。

令和3年度目標

1 現在交渉中の16本の投資関連協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）については、産業界の要望等を踏まえながら、早期妥結を目指す。また、既存の投資関連協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。新規の投資関連協定については、我が国経済界の具体的なニーズや相手国の投資協定に関する方針を踏まえながら、交渉開始に向けた努力を行う。その際、我が国からの現状の直接投資額が多い国のみならず、今後の投資先として潜在性を有する国との交渉開始の可能性につき、中南米及びアフリカを中心に検討する。

2 ジェトロとの連携を強化しつつ、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼び掛け、国内外での各種セミナーの開催及び「企業担当制」（注）における外国企業の相談内容へのサポートを推進する。

（注）平成28年3月の第2回対日直接投資推進会議で決定された「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」に基づいて創設。日本に重要な投資をした外国企業を対象に、副大臣を相談相手につける制度。本制度における外国企業からの相談対応について、当該企業の実業種を所管する省の副大臣による面会には、外務副大臣並びに担当副大臣が所属する省及び外務省の事務方並びに投資誘致機関（ジェトロ）の職員が同席し、相談対応を支援することとされている。

施策の進捗状況・実績

1 16の国・地域（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）との間で投資関連協定（注）交渉を継続した。また、署名済みであった日・ジョージア投資協定が7月に発効したほか、投資に係る規定を含むRCEP協定が令和4年1月に発効した。令和4年2月には、日・バーレーン投資協定について実質合意に至った。令和4年3月末現在、発効済の投資関連協定51本と署名済・未発効の3本を合わせると79の国・地域をカバーし、交渉中（実質合意に至ったが未署名の日・バーレーン投資協定を含む）の19本（投資協定16本、EPA3本）が発効すると94の国・地域をカバーすることとなる。また、新規交渉立ち上げの可能性も含めた投資関連協定の締結促進については、外交的・経済的観点から継続的に検討を行っている。

（注）投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

2 「対日直接投資推進担当窓口」を設置する各在外公館においては、海外金融事業者等の誘致に向けて、金融庁とも連携しつつ各公館で現地金融業者等に対する誘致プロモーションをはじめ、ジェトロとも連携しつつ、現地企業と日本の地方自治体・企業とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込み施策を実施し、令和3年度の活動実績は650件以上に上った。さらに、「企業担当制」においては、外国企業との面会（12月、フィリップス社）に外務省も同席し、相談内容へのサポートを行った。

令和4年3月、対日直接投資促進に向けて、特にグリーンエネルギー分野への対日直接投資の一層の呼び込みを目的として、外務省主催にて「グリーンエネルギー最前線 革新的環境イノベーションとしての洋上風力、水素と地方創生」をテーマに「グローバル・ビジネス・セミナー」（オンライン形式）を開催した。

令和4年度目標

1 現在交渉中の16本の投資関連協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）については、産業界の要望等を踏まえながら、様々な外交機会も活用しつつ、早期妥結・締結を目指す。交渉にあたっては、相手国の事情等を考慮しつつ、可能な限り高いレベルの質の確保に努める。また、既存の投資関連協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。新規の投資関連協定については、我が国経済界の具体的なニーズや相手国の投資協定に関する方針を踏まえながら、交渉開始に向けた努力を行う。その際、我が国からの現状の直接投資額が多い国のみならず、今後の投資先として潜在性を有する国と

の交渉開始の可能性につき、中南米及びアフリカを中心に検討する。

- 2 ジェトロとの連携を強化しつつ、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼び掛け、国内外での各種セミナーの開催及び「企業担当制」における外国企業の相談内容へのサポートを推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

- 1 投資関連協定の締結促進は、海外における我が国投資家の適切な保護の確保や、他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備等を通じ、我が国企業のグローバル・ビジネスの展開にも寄与するものであるため。

令和4年3月末現在で、発効済及び署名済・未発効の投資関連協定で79の国・地域をカバーし、現在交渉中の19本（投資協定16本及びEPA3本）の投資関連協定が発効すると94の国・地域をカバーすることとなる。

- 2 対日投資の拡大は、海外の優れた人材や技術呼び込み、雇用やイノベーションを創出し、今後の日本経済の成長力強化及びグローバル経済の利益享受につながるという意味で極めて重要であり、その実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益である。令和3年に策定された対日直接投資促進戦略における政府目標（対日直接投資残高を令和12（2030）年に80兆円と倍増、GDP比12%とすることを旨とする）の達成に貢献すべく、外交リソースを最大限活用して、引き続き対日直接投資促進に資する取組を進めていく。

測定指標2-3 海外における知的財産保護強化に向けた取組

中期目標（一年度）

- 1 国際社会における知的財産保護の促進を図る。
- 2 経済連携協定や二国間対話等を通じて、知的財産の保護強化を促進する。
- 3 日本企業の知的財産侵害被害の大きな地域において取組を進め、日本企業の海外展開支援を行う。

令和3年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、ワクチンの世界供給状況や各国の動向を注視しつつ柔軟に対応する。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO貿易関連知的財産権（TRIPS）理事会（4、6、7、10、11、12月、令和4年2月及び3月）、世界知的財産権機関（WIPO）加盟国総会（10月）、APEC知的財産権専門家会合（IPEG）（10月及び令和4年2月）といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進した。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、各国の動向を注視しながら、議論に建設的に参加した。
- 2 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の国会審議等においては、知的財産章についてWTO/TRIPS協定を上回る内容に係る説明を行い、同協定は令和4年1月に発効した。環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP）への英国の新規加盟については、知的財産章の整合性について協議を行った。海賊版対策については、知的財産戦略推進事務局及び外務省地域課と連携の上、ハイレベルの対話の場を活用し働きかけを行った。
- 3 11月に中南米地域で、令和4年2月に中東・アフリカ地域で、日本企業支援体制を強化することを目的として、在外公館知的財産担当官会議をオンライン形式で開催した。それぞれの会議では、現地でもビジネスを展開する日本企業やジェトロを交えた官民合同の意見交換、知的財産の被害の現状分析、日本企業からの知的財産関連相談に対するベストプラクティスの共有等を行い、より良い日本企業支援のあり方について活発な議論を行った。

令和4年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、ワクチンの世界供給状況や各国の動向を注視しつつ柔軟に対応する。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外における知的財産保護に向けた取組の実績を測ることは、日本企業支援の進捗を把握する上で有益であるため。

近年、アジア地域を中心に知的財産侵害が拡大しており、日本企業は深刻な悪影響を受けている。このような状況を改善していくためには、WIPO 及び WTO・TRIPS 理事会における国際的なルール作りの場への積極的な参画、二国間及び多数国間の経済連携協定、二国間対話を通じた相手国政府への働きかけを通じて効果的に知的財産保護を図っていくことが重要である。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、ワクチンの世界供給状況や各国の動向を注視しつつ柔軟に対応する。また、日本企業を迅速かつ効果的に支援するため、在外公館における知的財産担当官の対応力強化についても継続して取り組んでいくことが重要である。

・知的財産推進計画 2021（令和3年7月13日）

参考指標1：在外公館における日本企業支援実績件数

	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	68,526	58,635 (令和4年8月22日時点)

参考指標2：知的財産保護に関する在外公館の相談対応件数

	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	192	133 (令和4年8月22日現在)

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標	
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)		行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
①海外の日本企業支援 (*)	<p>本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化するとともに、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。</p> <p>インフラプロジェクト専門官・インフラアドバイザーを活用し、海外における日本企業のインフラ受注を促進する。海外のインフラ案件等の情報を収集し、他省庁との情報共有を図る。</p> <p>各国の輸入規制・風評被害への対策を強化する。日本企業支援担当官（食産業担当）や、農林水産省を始めとする他省庁との連携により、日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。</p>				2-1	

	<p>法曹有資格者等の外部専門家を活用し、日本企業に対し、現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスを行う。</p> <p>上記の手段によって、インフラ輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化し、日本経済の成長に寄与する。</p>				
	66 (53)	65 (47)	61 (47)	66	0179
②知的財産権侵害対策 (平成18年度)	<p>知的財産権保護に関する国際会議への出席、模倣品・海賊版対策等に関する調査・分析の実施、及び知的財産担当官会議の開催を行うことによって、海外に拠点を持つ日本企業を支援する。</p> <p>これにより日本企業が展開先の国において知的財産権を侵害されることが減り、または侵害時に知的財産担当官の支援によって有効な対策を採ることができるため、日本企業の円滑な海外展開を支援することにつながる。</p>				2-3
	13 (8)	13 (9)	13 (8)	12	0180
③対日直接投資支援経費 (平成28年度)	<p>対日直接投資促進のために、外国企業による投資案件の発掘・誘致活動を推進する。セミナー開催を通じ、外国企業経営者の意見の吸い上げや外国企業のニーズを踏まえ、更なる投資に向けた課題を探っていく。</p> <p>これにより国内投資環境を整備・改善していく。</p>				2-2
	2 (0.1)	1.9 (0.8)	2 (1.2)	2.2	0195
④英国のEU離脱に係る日系企業支援 (平成28年度)	<p>英国のEU離脱に伴う経済活動への影響最小化のため、現地の日系企業への必要な情報提供や日英EPAの内容や意義に関する情報提供等を行い、中小企業を含めた日系企業の経済活動が英国のEU離脱後も可能な限り円滑に継続できるよう必要な取組を進める。</p> <p>これにより日系企業の英国及びEUにおける経済活動のための環境整備に寄与し、さらには、日本企業（日系企業を含む）の海外展開を後押しすることにもつながる。</p>				2-1
	16 (0.9)	12.4 (3.4)	10 (0)	4.9	0181
⑤対外投資の戦略的な支援 (平成20年度)	<p>投資協定等の各種経済条約の締結を推進するとともに、合同委員会等を通じた相手国のビジネス環境の改善、在外公館施設を活用した現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援を実施する。</p> <p>投資関連協定を通じ、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境の一層の整備と、個別企業への活動支援により、日本企業の海外展開を促進することで、日本経済の成長を後押しすることに寄与する。</p>				2-2
	—	—	—	—	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 3 資源安全保障の強化

施策の概要

エネルギー、鉱物資源、食料といった国民生活の基礎を成す資源の安定的かつ安価な供給を確保するためには、世界全体として資源安全保障の強化を図ることが重要である。かかる観点から、他国との良好かつ安定的な関係を維持するとともに、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー、鉱物資源、食料、漁業分野での国際協力を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日 閣議決定）
第 3 章 5.（4 持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献）
- ・ 成長戦略実行計画（令和 2 年 7 月 17 日 閣議決定）
第 7 章 1. エネルギー・環境
- ・ 国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 国家安全保障会議決定、閣議決定）
IV 5 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化
- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）
- ・ 鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針（令和 2 年 10 月 13 日 閣議決定）
- ・ 第 6 次エネルギー基本計画（令和 3 年 10 月 22 日、閣議決定）
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保 *

中期目標（一年度）

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定的供給の確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。

令和 3 年度目標

- 1 関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。
 - (1) 国際エネルギー機関（IEA）については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、非メンバー国であるインドとの「戦略的パートナーシップ」の協議の進展等を含む令和元年の第 27 回閣僚理事会のフォローアップを行う。
 - (2) 国際エネルギー・フォーラム（IEF）については、引き続き石油・ガスの産油国・消費国との間で産消対話を行うことにより、産消国双方が相互に理解を深め、健全な世界経済の実現や供給と需要の安定確保のために安定的かつ透明性のあるエネルギー市場を促進することを目指す。
 - (3) エネルギー憲章条約（ECT）については、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。特に、令和 2 年から交渉が開始された ECT 近代化交渉については、令和 3 年はテキストベースでの本格的な交渉が行われる予定であるところ、我が国として、各国の事情に合わせながら、エネルギー安全保障を確保し、あらゆる選択肢を追求しつつ、投資保護水準を維持・向上させることが重要という考えの下、積極的に交渉に貢献していく。
 - (4) 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）については、再生可能エネルギーの普及促進、政策助言、途上国のキャパシティ・ビルディング（能力構築）などを中心とした同機関の活動を支援し、また、日本の持続的な再生可能エネルギー普及のための取組について発信することを通じて、日・IRENA 関係の維持・強化を図る。
 - (5) G 7、G 20、APEC 等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう関係省庁と連携しつつ積極的に議論に貢献する。

- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度については、昨今のエネルギー・鉱物資源情勢に係る地政学上の変化を踏まえ、より一層の資源の安定供給確保に向け、本省と在外公館、関係省庁との連携を更に強化しながら、同制度の活用を推進する。また、令和3年度も、新型コロナウイルスの感染状況等を考慮しつつ、適切な形で在外公館戦略会議を開催し、エネルギー・鉱物資源をめぐる国際情勢に係る情報収集・分析を行い、我が国の資源安全保障確保に資する取組とする。
- 3 福島県内の水素関連施設を対象とした在京外交団に対するスタディーツアーを開催し、「福島新エネ社会構想」に基づく福島県の取組を発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 近年世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きていることを踏まえて、IEA、IEF、IRENA、ECT等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進、非加盟国との協力強化等に積極的に取り組んだ。

(1) IEAにおいては、令和3年度に開催された全ての理事会及び各常設作業部会に参加し、非メンバー国との協力の更なる強化や石油備蓄制度の見直し等についての議論に積極的に貢献した。特に平成31年1月から大江駐イタリア大使（前経済協力開発機構（OECD）日本政府代表部特命全権大使）が理事会議長を務めており、我が国の立場との整合性を確保しつつメンバー間の意見の調整を図り、世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を目指して、理事会における議論を主導した。

5月に、鷲尾外務副大臣が重要鉱物資源の役割に関する報告書発表に際するウェビナーへ出席し、パリ協定の目標達成には加速化したエネルギー転換に必要な鉱物資源の安定的な確保が必要であるとして、投資の拡大やイノベーションの促進に加え、普遍的な価値に基づいたルール必要性を呼びかけた。また、この分野における官民一体となった議論の活性化を呼びかけるとともに、我が国としても積極的な提案を行っていく考えを表明した。

また、9月には、鷲尾外務副大臣はIEAとオマーン政府との共催で開催された「中東・北アフリカのエネルギー転換に関する閣僚対話」に参加した。本会合は、我が国がIEAに対し約5百万ユーロの任意拠出を供与し、中東・北アフリカ諸国を含む産油国や新興国に対するエネルギー転換を支援するプロジェクト推進の一環として開催された。鷲尾外務副大臣は、世界が脱炭素化に向けた取り組みを加速する中、脱炭素化とエネルギー安全保障を両立させるためには、「イノベーションの促進」と「各国間の協働関係の強化」が重要であることを強調した。この点において、豊富な地下資源や太陽光に恵まれるなど高い再エネポテンシャルを有する中東・北アフリカ諸国は我が国にとって重要なパートナーであり、水素やアンモニアといった新たなエネルギー源の開発と実用化に向けて協力し、世界の脱炭素化を共にリードしていく旨述べた。

令和4年3月に実施された第28回閣僚理事会には、小田原外務副大臣が参加し、ウクライナ情勢を受けて改めて重要性が認識されたエネルギーの安全保障強化について、積極的に議論に参加した。閣僚共同コミュニケのほか、ウクライナ及び世界のエネルギー供給の安全性を高めるための協調を呼びかける加盟国声明が発出された。また、IEAとの間では、ピロル事務局長と経済局長の間の定期的なオンライン協議や、事務レベルの協議など、緊密な意見交換を行い、エネルギー市場の安定化に向けた協力を強化している。

(2) IEFにおいては、令和4年2月に行われたIEA、IEF及びOPEC共催によるエネルギー見通しに関する第12回シンポジウム（12th IEA IEF OPEC Symposium on Energy Outlooks）にエネルギーの長期展望をテーマとするセッションにパネリストとして参加した。また、7月に鷲尾外務副大臣がイタリアで開催されたG20エネルギー・気候合同大臣会合の機会を捉えて、マクモニグルIEF事務局長との意見交換を行い、マクモニグル事務局長からは日本のIEFに対する貢献への謝意が述べられた。その後も11月及び令和4年2月に経済局長がマクモニグル事務局長との間で原油価格高騰を受けた意見交換を行い、エネルギー市場の安定に向けて連携を一層強化することで合意した。

(3) ECTにおいては、近代化交渉に注力し、12月にオンライン形式で開催されたエネルギー憲章会議第32回会合に正木EU代表部大使が出席して、現在行われているECTの近代化交渉に積極的に貢献していく旨述べた。また、9月にエネルギー憲章事務局副事務局長に日本人として初めて廣瀬敦子氏が就任し、ECTの運営の強化への貢献が期待される。

(4) IRENAについては、我が国は理事会議長国に就任し、鷲尾外務副大臣が5月に開催された第21回理事会の議長を務めた。また、7月にイタリアで開催されたG20エネルギー・気候合同大臣会合の機会に、鷲尾外務副大臣はラカメラIRENA事務局長との意見交換を行い、ラカメラ事務局長からは、我が国がIRENA理事会議長を務めていることへの謝意並びにこれまでの日本からの支援及び日本の再生可能エネルギーの積極的な導入に対する評価が示された。令和4年1月の第12回総会には

小田原外務副大臣が出席し、現実的な世界のエネルギー転換を進めるには、各国で異なるアプローチが必要である旨強調しつつ、IRENA と協力の柱として、第1に、エネルギー需給バランスを最適化するための技術とノウハウの普及、第2に、水素・アンモニア等の活用とその国際サプライチェーンの構築、第3に再生可能エネルギー推進に不可欠な重要鉱物資源のサプライチェーンにおける透明かつ公正なガバナンスの確保を示した。令和4年3月に外務省が主催した「グローバル・ビジネス・セミナー」では、ラカメラ事務局長が基調講演を行い、セミナーの席上、三宅外務大臣政務官とラカメラ事務局長は重要鉱物資源のサプライチェーンにかかる意見交換を行った。

(5) G7、G20、APEC等における議論や各種協力においても、我が国のエネルギー政策上の立場を首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映させるとともに、各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。

2 令和3年度の開催につき、新型コロナウイルスの感染状況等を考慮しつつ、適切な形で在外公館戦略会議開催を予定するも、ウクライナ侵略等諸般の事情により令和4年度に繰り越すこととなった。

3 福島県内の水素等の新エネルギー関連施設を対象とした在京外交団に対するスタディーツアーについては、対面によるツアー実施により事業の効果が得られるため、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら実施時期を検討していたが、オミクロン株の急拡大やウクライナ情勢により事業実施が困難となったため、令和4年度に繰り越すこととなった。

4 日本経済団体連合会の後援の下、令和3年度アジア・エネルギー安全保障セミナー「地政学から考える～エネルギー転換期における天然ガス」を令和4年3月下旬にオンラインで開催を予定するも、ウクライナ侵略等諸般の事情により令和4年度（4月27日）に繰り越すこととなった。

5 原油価格高騰を受けた対応

コロナからの経済回復による需給ひっ迫で上昇基調にあった原油価格は、ロシアによるウクライナ侵略を受けて更に上昇し、エネルギー市場の安定化のため、首脳レベルを含む様々なチャネルを通じ、主要なエネルギー生産国や国営企業への働きかけを政府一丸となって実施した。また、IEAやG7の場を活用して、主要な消費国との連携を一層強化し、産油国への継続的な働きかけを行ったほか、石油・天然ガスとの金属鉱物資源の安定供給確保、さらには脱炭素燃料・技術の将来的な確保を一体的に推進すべく、「包括的資源外交」を展開した。

令和4年度目標

1 関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協りに積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。

(1) 国際エネルギー機関 (IEA) については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、非メンバー国であるインドとの「戦略的パートナーシップ」の協議の進展、新たにマンドートに加わった鉱物資源等を含む令和4年3月に開催された第28回閣僚理事会のフォローアップを行う。

(2) 国際エネルギー・フォーラム (IEF) については、引き続き石油・ガスの産出国・消費国との間で産消対話を行うことにより、産消国双方が相互に理解を深め、健全な世界経済の実現や供給と需要の安定確保のために安定的かつ透明性のあるエネルギー市場を促進することを目指す。

(3) エネルギー憲章条約 (ECT) では、近代化交渉を加速し、年内合意を目指す。

(4) 国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) については、再生可能エネルギーの普及促進、政策助言、途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)、また近年注目を集めているエネルギー転換に必要なコバルトやニッケル、銅等の重要鉱物資源の安定的な確保などを中心とした同機関の活動を支援し、また、日本の持続的な再生可能エネルギー普及のための取組について発信することを通じて、日・IRENA関係の維持・強化を図る。

(5) G7、G20、APEC等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう関係省庁と連携しつつ積極的に議論に貢献する。

2 エネルギー・鉱物資源専門官制度については、昨今のエネルギー・鉱物資源情勢に係る地政学上の変化を踏まえ、より一層の資源の安定供給確保に向け、本省と在外公館、関係省庁との連携を更に強化しながら、同制度の活用を推進する。また、新型コロナウイルスの感染状況等を考慮しつつ、適切な形で在外公館戦略会議を開催する。

3 ウクライナ侵略等諸般の事情により令和4年度に繰り越すこととなったアジア・エネルギー安全保障セミナー「地政学から考える～エネルギー転換期における天然ガス」を4月に開催し、ウクラ

イナ情勢を受けてエネルギーの地政学リスクが指摘される中、日本及びアジアのエネルギー安全保障についての意見交換や啓発機会とする。

- 4 福島県内の水素等の新エネルギー関連施設を対象とした在京外交団に対するスタディーツアーを開催し、「福島新エネ社会構想」に基づく福島県の取組を発信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国のエネルギー鉱物資源の安定供給の確保、世界全体としての資源・エネルギー安全保障の強化のため、引き続き国際機関や多国間の枠組み等への参加・議論の主導・貢献のほか、二国間関係での取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を測る上で有益であるため。

資源・エネルギーの安定供給の確保に向け、省内関係課室と連携し、継続して多国間の協力枠組みにおける議論に積極的かつ主導的に参加・貢献していくことが重要である。

測定指標 3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化

中期目標（--年度）

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。

令和3年度目標

- 1 国連食糧農業機関（FAO）、国際穀物理事会（IGC）、国際コーヒー機関（ICO）等の関係する国際機関や、G7、G20、APEC等の多国間の枠組み等での議論や各種協力を積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。
特にFAOについては、我が国が世界第3位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO関係の抜本的強化を引き続き進める。我が国が重視する分野や取組についてFAOに働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。
- 2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

施策の進捗状況・実績

1 (1) FAO

理事会及び各種委員会に積極的に参加し、世界の食料安全保障のための議論に貢献した。特にFAOの組織運営やガバナンス体制の強化に注視し、我が国として認識している課題に対して積極的な問題提起や改善提案を行った。理事会（4月、6月、11月開催）及び各種委員会への出席等を通じて、FAOの政策立案や組織運営に積極的かつ主体的に参加するとともに、FAOが令和4～12（2022-2030）年の戦略的枠組みとして掲げる「科学イノベーション戦略」においては、我が国として「知的財産権の保護及びデータプロテクション」の重要性を継続的に主張した。令和元年の事務局長選挙時の不透明な運営を始めとしたFAOのガバナンス問題を認識しており、投票行動規範の作成を継続して主張する等ルールメイキングプロセスに関与するとともに、公平で、透明性のある組織運営を事務局に求めた。また、主要な委員会である財政委員会委員を継続的に確保しており、予算・組織運営事項の審議に貢献した。

FAOとの関係強化において、令和3年度の任意拠出金として約3億円を確保し、脆弱な地域への食料関連の支援を行った。また、令和4年2月、林外務大臣はFAO駐日連絡事務所長の表敬を受け、世界及び日本の食料安全保障の強化に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認した。加えて、10月に行われたFAO駐日連絡事務所「世界食料デー」のイベントへの後援、外務省幹部の出席を通じて、日本国内におけるFAOの活動や成果の認知拡大を行い、邦人職員の増強の取組も継続した。

(2) IGC

理事会をはじめとする会合において、加盟国間の議論に積極的かつ主体的に参加するとともに、国際穀物規約の延長（令和5年6月30日まで）及び事務局長の任期延長への対応を行った。さらに、各国食料政策や穀物価格等に関するIGCの中立的調査分析情報を活用し、令和4年2月のロシアに

よるウクライナ侵略に起因した食料価格の高騰等、食料安全保障への影響にかかる政策分野等に反映した。

(3) ICO

輸入依存度が高い国際商品であるコーヒーの我が国への安定供給を図るため、理事会をはじめとする会合及び国際コーヒー協定改正協議に積極的かつ主体的に参加するとともに、ICO 事務局長選挙への対応により、国際ルールメイキングプロセスに貢献した。ICO の取組に対し、令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月で計 24 回開催された協定改正ワーキンググループ会合及び起草グループ会合を通じて、コーヒーの安定供給に向けた我が国の立場を反映するべく働きかけを継続して行った。

(4) 6 月、イタリア（バーリ、マテラ及び布林ディジ）にて G20 外務・開発大臣会合が開催され、茂木外務大臣が出席し、「食料安全保障、栄養及び食料システムに関するマテラ宣言」が発表された。茂木外務大臣からは、世界の飢餓人口が増加する一方で、これを養える量の食料が廃棄されている現状を指摘しつつ、かかる食料をめぐる格差を埋め、飢餓のない世界を実現するためには、①イノベーションの促進による農業生産性向上、②強靱な流通網の整備、③円滑な国際貿易の実現、に焦点を当てた取組が重要である旨指摘した。

(5) 9 月には「国連食料システムサミット」がオンラインで開催され、菅義偉内閣総理大臣がビデオメッセージの形式で出席した。本サミットは、食料の生産や流通、消費などの一連の過程からなる「食料システム」の変革を通じた、新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復及び令和 12（2030）年までの SDGs 達成を目的として、グテーレス国連事務総長の呼びかけにより初めて開催された。

菅総理大臣は、我が国は、①イノベーションやデジタル化の推進及び科学技術の活用による生産性の向上と持続可能性の両立、②恣意的な科学的根拠に基づかない輸出入規制の抑制を含む自由で公正な貿易の維持・強化、③各国・地域の気候風土や食文化を踏まえたアプローチの 3 点を重視しながら、世界のより良い「食料システム」の構築に向けて取り組んでいく旨発言した。

2 令和 4 年 3 月には、小田原副大臣の出席の下、食料安全保障シンポジウム「ロシアのウクライナ侵略から見る日本と世界の食料安全保障」をオンライン形式で開催した。同シンポジウムは、世界的な穀物生産地であるロシアとウクライナの情勢が食料問題に与える多面的な影響に焦点を当て、様々な分野のパネリストとの議論を通じ、世界と日本の食料安全保障への理解を深めることを目的とし、在京大使館、政府関係者、企業関係者、大学関係者、報道関係者等、国内外から約 380 名の参加があった。小田原副大臣の開会挨拶、FAO 本部マキシモ・トレロチーフエコノミスト及び資源・食糧問題研究所から柴田明夫代表による基調講演が行われ、ウクライナ情勢を受けて明らかとなった食料安全保障上の課題を説明した上で、日本や世界が取るべき政策、中長期的な戦略の必要性等の提言が述べられた。

また、パネルディスカッションを通して、ウクライナ情勢が地政学的な観点から食料安全保障に与える影響や必要な外交政策やビジネス界や消費者の観点から、社会や日常生活で身近に顕在化している食料安全保障への影響について意見を交わした。

令和 4 年度目標

1 国連食糧農業機関（FAO）、国際穀物理事会（IGC）等の関係する国際機関や、G 7、G 20、APEC 等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。

特に FAO については、我が国が世界第 3 位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO 関係の抜本的強化を引き続き進める。我が国が重視する分野や取組について FAO に働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。

2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化するとともに食料安全保障に関する現状と今後の見通しなどについての資料をまとめ、省内及び関係在外公館向けに情報発信を行う。また、セミナーやシンポジウムなどをおして日本及び世界における食料安全保障の重要性の啓蒙、また理解を深める機会を提供する。

3 食料安全保障に係る包括的且つ多面的なリスクを認識し、リスクに備える政策立案及び課題解決のための方針立案に資する考察と評価を作成する。具体的には長期化する新型コロナウイルスからの経済回復、また、令和 4 年 2 月下旬のロシアのウクライナ侵略による食料安全保障への影響も考慮していく。また、FAO を通じたウクライナ及び周辺諸国への農業生産回復等を支援する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

食料・農業分野における国連専門機関である FAO や、世界の食糧需給動向や貿易動向の情報収集・発信を行っている IGC 等への参加・貢献に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。我が国及び世界の食料安全保障を強化するためには、関連する多国間の協議に積極的かつ主体的に関与し、貢献することが重要である。

また、ロシアによるウクライナ侵略は両国が主要穀物の生産輸出国であることから食料安全保障に与える影響への懸念が大きく、国際的な価格動向や貿易措置等の動向を注視することは意義がある。

測定指標 3-3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

中期目標（一年度）

世界有数の漁業国及び水産物輸入国として、多国間漁業交渉を通じ、海洋生物資源の適切な保存管理と、我が国の消費者への安定的な水産物供給を確保する。また、海洋生物資源の持続可能な利用を支持する国と協力し、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理を継続していく。

令和3年度目標

- 1 各地域漁業管理機関（RFMO）の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、科学的知見に基づき議論を主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会（NPFC）においてはサンマに関する、漁獲上限を含む保存管理措置に、我が国の立場が反映されるよう努める。
- 2 捕鯨を持続可能な形で実施すべく、国際捕鯨委員会（IWC）にオブザーバーとして参加する等、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理に貢献していく。また、捕鯨に関する国際社会の論調を把握しつつ、日本の捕鯨政策を丁寧に説明して理解を求め、鯨類を含む水棲生物資源の持続可能な利用という我が国の立場を共有する国々との連携強化を図る。
- 3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国、韓国、台湾等と資源管理のための協議を実施し、このような取組への国際社会の理解を確保する。
- 4 違法・無報告・無規制（IUU）漁業について、違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）の未締結国への締結の働きかけ、RFMO での IUU 漁船リスト作成など、多国間での協力を推進し、IUU 漁業対策に積極的に取り組む。中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定について、未締結国に対して早期の参加・締結を呼び掛けるとともに、発効後に備えた署名国による会合に参加し、積極的に議論に貢献していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 大西洋クロマグロについては、11月の大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の年次会合における議論に積極的に参加し、科学的根拠に基づいた総漁獲量（TAC）の増加を始めとした資源管理措置の策定に貢献した。太平洋クロマグロについては、12月の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の年次会合において、日本から、科学的知見を踏まえて漁獲枠の増枠を提案し、議論を主導した結果、大型魚の漁獲枠を15%増枠する措置が採択された。サンマについては、令和2年度の北太平洋漁業委員会（NPFC）の年次会合で漁獲枠40%削減措置が合意されたが、令和3年度の漁期でサンマの漁獲量が過去最低を記録し、引き続き資源管理策の拡充が急務となっている状況を踏まえ、次回会合に向けてサンマの保存管理措置を更に強化するための方策について検討を行った。このほか、南東大西洋漁業機関（SEAFO）、南インド洋漁業協定（SIOFA）、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）の年次会合等に参加し、我が国の立場が反映されるよう、積極的に議論に貢献した。
- 2 令和元（2019）年に再開した捕鯨について、令和3年度も、日本の方針を関係国に対して丁寧に説明し理解を求めるとともに、当該方針に基づいて、国際的な資源管理に貢献した結果、国際世論の反応は落ち着いたものとなっている。4月から5月にかけてオンラインで開催された IWC 科学委員会にオブザーバーとして参加し、日本が実施した科学調査の結果や分析、商業捕鯨による捕獲情報などを提供した。また、IWC との共同目視調査（IWC-POWER）への支援や北大西洋海産哺乳動物委員会（NAMMCO）への情報提供を行った。これらの取組を通じ、国際機関と連携しながら、国際的な海洋生物資源管理に貢献した。
- 3 ニホンウナギについては、7月の日本主導の非公式協議において、シラスウナギの養殖池への池入れ上限の設定や、科学者会合の定期的開催を、韓国及び台湾と共に確認した。

4 違法・無報告・無規制（IUU）漁業との闘いを推進するため、我が国はRFMOでのIUU漁船リスト作成に関する議論など、多国間での協力を推進した。IUU漁業対策への国際的取組を強化すべく関係国に対して働きかけを行い、G7、G20、APEC、東アジアサミット的首脳レベルの成果文書や、5月の第27回日EU定期首脳協議の共同声明においてIUU漁業対策の重要性を確認した。また、違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）への加入を促すべく、第76回国連総会における「持続可能な漁業決議」の採択を始めとした多国間協議の場を通じ、未締結国に対して同協定の締結を働きかけた。中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定については、5月に全署名国・地域が批准書等の寄託を了し、6月に協定が発効した。発効後は、手続規則の作成に向けた議論に積極的に参加し、我が国の立場が手続規則に反映されるよう努めた。

令和4年度目標

- 1 各地域漁業管理機関（RFMO）の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、科学的知見に基づき議論を主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会（NPFC）においてはサンマに関する、漁獲上限を含む保存管理措置に、我が国の立場が反映されるよう努める。
- 2 捕鯨を持続可能な形で実施すべく、国際捕鯨委員会（IWC）にオブザーバーとして参加する等、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理に貢献していく。また、捕鯨に関する海外の動きを把握しつつ、日本の捕鯨政策を丁寧に説明して理解を求め、鯨類を含む水棲生物資源の持続可能な利用という我が国の立場を共有する国々との連携強化を図る。
- 3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国、韓国、台湾等と資源管理のための協議を実施し、このような取組への国際社会の理解を確保する。
- 4 違法・無報告・無規制（IUU）漁業について、違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）の未締結国への締結の働きかけ、RFMOでのIUU漁船リスト作成など、多国間での協力を推進し、IUU漁業対策に積極的に取り組む。中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定について、協定に従って開かれる会合に参加し、積極的に議論に貢献していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

漁業分野での国際協力を推進し、我が国への漁業資源の安定的な供給を確保するためには、海洋生物資源を持続的に利用すべく各国と協力して適切な保存管理措置を設定し、以て我が国の権益を確保する必要がある、これらに係る取組は施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また、地域漁業管理機関（RFMO）等の国際的な場における議論、科学的根拠に基づいた鯨類の資源管理への貢献、違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策に向けた国際的な連携等に係る取組が施策の進捗を図る上で重要であるため。

参考指標1：資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数

	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	57	75

参考指標2：地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数

(注) 捕鯨に関する会議・協議への出席件数も含む	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	18	17

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額)			当初予算額	
	(単位：百万円)			(単位：百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	

① 資源問題への対応 (平成 21 年度)	在外公館を通じたエネルギー・資源外交の戦略的基盤を維持・強化するため、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に関係する国の中から 15 か国程度の在外公館の専門官や、外務省内の地域局課及び関係省庁機関等で当該業務に従事する者を招集し、エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた我が国の戦略及び具体的な対応のあるべき方向性につき意見交換を行う。また、それに先立って、特に資源外交戦略上重要な特定地域を選定し、地域戦略会議を開催し、その成果も踏まえることとする。 これらの取組により、我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保に寄与する。					3-1
	4.7 (0.4)	4.4 (0.1)	4 (0)	3.9	0182	
② 国際機関や多国間の取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化 (*)	国際連合食糧農業機関 (FAO)、国際穀物理事会 (IGC)、国際コーヒー機関 (ICO) 等を通じ、食料安全保障に関する意見交換、情報収集及び提供、食料生産国との関係の維持・強化、途上国支援等を進める。また、FAO 及びその他の「責任ある農業投資」の関係国際機関における議論やそれらの機関が実施するプロジェクト等により、世界の食料安全保障の確保・強化を図るとともに、我が国における食料の安定供給の確保に向けた政策立案等にかし、我が国への食料安定供給を確保・促進する。 これらの取組により、我が国及び世界の食料安全保障の強化に寄与する。					3-2
	—	—	—	—	—	—
③ 海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進 (*)	地域漁業管理機関等の年次会合等へ出席し、科学的見地に基づいた捕鯨を含む海洋生物資源の持続可能な利用という我が国の基本的立場に対する理解と支持獲得に努める。 上記を通じ、各地域漁業管理機関等における漁業交渉を主導し、海洋生物資源の適切な利用及び保存管理と我が国権益の確保を図る。					3-3
	—	—	—	—	—	—
④ 鯨類の持続可能な利用に関するセミナー (平成 16 年度)	世界的に反捕鯨国・NGOによる反捕鯨キャンペーンが根強く残る中、我が国と同じく鯨類資源の持続可能な利用を支持する国々を我が国に招へいし、我が国の立場を説明の上、これに対する理解や支持を求めるとともに、参加国との間での意見交換及び情報交換を通じ、緊密な連携を確実なものとする。 上記を通じ、海洋生物資源の持続可能な利用支持国の拡大を目指す。					3-3
	3 (1.8)	3 (0)	2.4 (0)	2.5	0183	
⑤ アジア・エネルギー安全保障セミナー (昭和 13 年度)	アジアにおけるエネルギー安全保障と投資をテーマとし、各国政府、国際機関、関連企業等の専門家を招へいし、エネルギーをめぐる国際情勢が急速に変化する中でアジアのエネルギー安全保障の在り方や、今後のエネルギー投資の方向性を議論するようなセミナーを開催し、エネルギー安全保障に係る課題についての内外の理解促進を図るとともに、我が国の外交的取組について積極的に発信する。 これにより我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の強化に寄与する。					3-1
	5 (0.4)	4.4 (1.9)	4.7 (1.9)	5	0185	
⑥ 捕鯨問題に係る委託調査 (平成 26 年度)	IWCからの脱退に伴い、捕鯨政策に関する広報戦略や法律的議論の重要性が今後一層高まっていくことが予想されるところ、専門家の支援を受けて、関係各国の国内情勢、世論、法制度の実態を把握し、我が国の立場に支持が得られるような国際世論や国際レジームの形成に向け精緻な準備を行う。 上記を通じ、我が国の基本的立場に対する国際世論の理解を促進し、捕鯨業の円滑な実施を図る。					3-3
	4 (3)	3.2 (0)	3.2 (5)	6.8	0184	

⑦在京外交 団等による 国内エネル ギー関連施 設視察 (平成 29 年 度)	平成 28 年に安倍総理大臣が立ち上げた「福島新エネ社会構想」を受けて、 在京外交団等を対象に、新エネ社会構想が進む福島に加えて、国内の新エネ・ 省エネ先進施設への視察を実施し、我が国の新エネ・省エネ技術を対外発信 するとともに、他国でのこれらの技術の活用を促進する。 これにより、ビジネスチャンスの拡大につなげる機会とし、また我が国を 含む国際的なエネルギー安全保障の強化に寄与する。	3-1		
	0.7 (0.8)	0.7 (0)	0.9 (0)	0.9
⑧捕鯨問題 に関する理 解促進のた めの事業 (平成 29 年 度)	海洋生物資源の持続可能な利用という我が国の基本政策に対する理解を求 めるため、捕鯨支持国だけでなく、反捕鯨国のうち我が国の政策に理解を示 してくれることが期待できる国等に対して職員を派遣して政府レベルでの働 きかけを強化し、同時に民間レベルでのセミナーを開催する。 上記を通じ、我が国の基本的立場に対する国際世論の理解を促進する。	3-3		
	3.9 (1.4)	3.8 (0)	3.8 (0)	3.9
⑨アジア太 平洋地域 の IUU 漁業 対策に関 する協議 (平成 28 年 度)	アジア太平洋地域における IUU 漁業対策推進のため、情報共有システムの構 築（現地漁業の状況、IUU 漁業情報等）やエンフォースメント（寄港国措置、 VMS システム等）に知見を有する我が国専門家や行政官を関係国や国際会議に 出席させる。 これによりアジア太平洋地域における IUU 漁業対策に寄与する。	3-3		
	1.5 (0.9)	1.4 (0)	1.1 (0)	3.9
⑩日・FAO 年 次戦略協議 及び日・FAO 関係強化に 要する経費 (平成 30 年 度)	日・FAO 年次戦略協議、FAO の取組に関する日本国内向けの広報事業、FAO 幹部の我が国地方訪問等の実施を通じ、日・FAO 間の連携強化及び国民の食料 安全保障に対する理解を一層促進させる。 これにより、世界の食料安全保障の確保・強化を図るとともに、我が国へ の食料安全供給の確保・促進に寄与する。	3-2		
	2.3 (1.6)	2.9 (0.9)	2.8 (1.9)	2.9
⑪紛争解決 に関する関 係者との協 議 (令和元年 度)	捕鯨に関する見解の相違を踏まえ、国内外において専門家や有識者に助言 を求めるほか、各種関係会合に出席させる。これにより、紛争解決の必要が 生じた場合等に備え、対策のための万全の体制を構築し、入念な準備を行う。 上記を通じ、捕鯨業が円滑に行われるよう国際環境を整える。	3-3		
	79.6 (22.7)	37.2 (8.9)	36.4 (0)	24.9
⑫食料安全 保障に関 するワー クシ ョ ッ プ 開 催 に 要 す る 経 費 (令和元年 度)	FAO 等の関連国際機関や G20、APEC 等の枠組みで国内で行事を開催する機 会に、飢餓撲滅に関する我が国の取組等を発信するワークショップ等を開催 する。 我が国は世界の食糧安全保障強化に係る取組を積極的に推進しており、ま た国内において食料関係の優れた知見・技術等を有しているところ、こうし た取組や知見等を国際発信することにより、SDGs の目標 2（飢餓撲滅）の達 成に寄与する。	3-2		
	2 (0.8)	1 (0)	0.7 (0)	0.7
⑬国際連合 食糧農業機 関 (FAO) 分 担金 (昭和 27 年 度)	我が国は、FAO に対して、FAO 憲章第 18 条第 2 項及び同財政規則第 5 条の 規定に基づき、分担金支払い義務を果たす。本分担金は、FAO が通常予算によ り実施する、食料・農林水産分野における①国際条約等の執行機関としての 国際ルールの策定・実施、②情報収集・分析・統計資料の作成、③国際的な 協議の場の提供、④開発途上国に対する技術助言・技術協力のために使用さ れる。 我が国は、本分担金の拠出により上記の FAO 通常予算事業の実施を支援す るとともに、FAO の最高意思決定機関である総会を始め、理事会、各種委員会 等の運営組織へ積極的に参加し、さらに FAO との定期的な政策協議（「日・FAO	3-2		

	年次戦略協議) や日本人職員増強に向けた取組などを通じて、FAO の効果的かつ効率的な組織運営に貢献することにより食料安全保障の強化に努める。				
	5, 270 (5, 270)	4, 533 (4, 533)	4, 455 (4, 455)	4, 567	0187
⑭ 経済協力 開発機構国 際エネルギー 機関 (IEA) 分担金 (昭和 50 年 度)	本分担金は、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応、市場の分析、 中長期の需給見通し、非メンバー国との協力、事務局運営等を含む通常予算 に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、IEA 閣僚理事会、理事会等への積極的な参画等により、世界及び我が国のエネ ルギー安全保障の強化に寄与する。	3-1			
	380 (380)	361 (361)	355 (355)	375	0189
⑮ エネルギー 憲章条約 (ECT) 分担金 (平成 8 年 度)	本分担金は、締約国の投資環境やエネルギー効率に関する報告書出版やワ ークショップの開催等による技術的支援等を通じた、投資保護やエネルギー 体系における環境への悪影響の軽減に関する政策形成や非加盟国への加入促 進のアウトリーチ活動、事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、エ ネルギー憲章会議を含む ECT 関連会合への積極的な参画等により、我が国企 業の利益や我が国へのエネルギーの安定供給の確保、また、エネルギー分野 での世界的な投資の自由化・保護の促進に寄与する。	3-1			
	117 (117)	103 (103)	102 (102)	108	0192
⑯ 国際再生 可能エネル ギー機関 (IRENA) 分担 金 (平成 22 年 度)	本分担金は再生可能エネルギー利用の分析・把握・体系化、関連する政策 立案・実施上の助言の提供、加盟国の能力開発支援等を含む通常予算に使用 されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援することで、再生 可能エネルギー促進を目指す我が国の積極的な姿勢を世界に示すとともに、 我が国の再生可能エネルギー関連インフラ輸出の推進及び国際的なエネル ギー安全保障の向上に寄与する。	3-1			
	25 (24)	25 (22)	21 (20)	21	0194
⑰ 国際穀物 理事会 (IGC) 分担金 (平成 7 年 度)	IGC は「穀物貿易規約」の運用機関。本分担金は、穀物の生産量(生育状況を含 む)や貿易に関連する市場情報の収集・分析や、穀物生産・消費・在庫・貿 易等に関する各国政府の施策やその変更に関する情報交換を行うための会合 の開催、事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、理 事会等への積極的な参画等により、円滑な穀物の貿易や国際協力を促進し、 世界及び我が国の食料安全保障の強化に寄与する。	3-2			
	20 (18)	17 (17)	17 (16)	18	0191
⑱ 国際エネ ルギー・フォー ラム事務 局 (IEF) 拠出 金 (平成 15 年 度)	本拠出金は、①石油・ガスの生産国と消費国との対話の機会の提供及び利益 の相互関係についての理解の促進、②エネルギー、技術、環境、経済成長 の間の相互関係に関する研究の促進及び意見交換の場の提供、③安定したか つ透明性のあるエネルギー市場の促進 (国際機関共同データイニシアティブ (JODI))、④事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本拠出金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、IEF 閣僚級会合、執行理事会等への積極的な参画等により、市場の透明性及び安 定性を向上させ、世界及び我が国のエネルギー安全保障の強化に寄与する。	3-1			
	10 (10)	9 (9)	9 (9)	9	0193
⑲ 国際連合 食糧農業機 関 (FAO) 拠出	本拠出金は自然災害、紛争、貧困等による深刻な食料・栄養不足を始めと する、緊急に対処すべき農林水産分野の課題に発生している国に対し、FAO と の連携により、訓練、資材供与、インフラ整備等の支援を実施するために使	3-2			

金 (昭和 27 年 度)	用される。 我が国は本拠出金を通じ、支援対象地域の食料安全保障・栄養の改善に貢献し、もって我が国を含む国際社会全体の安定化に寄与する。				
	476 (476)	1,875 (1,857)	332 (332)	0	0188
⑳ 経済協力 開発機構国 際エネルギー 機関(IEA) 拠出金 (昭和 50 年 度)	中東産油国等にコロナ禍以降の世界経済に最適化したエネルギー転換を促すための能力構築支援を行い、日本の強みである省エネ及び再エネ・水素関連企業の海外展開を後押しする。 我が国は、本拠出を通じ、世界のエネルギー安全保障の強化に寄与するとともに、世界的な投資がグリーン分野に移行する活力を効果的に活用して日本の省エネ・再エネ関連企業の海外展開及び成長を促し、そのことを通じて、我が国のグリーン社会実現を推進する。				3-1
	0 (0)	626 (626)	221 (221)	0	0190
㉑ 食料シス テムサミッ トに要する 経費 (令和 3 年 度)	令和 3 年 9 月に、国連主催により、ニューヨークにて食料システムをテーマとした首脳会合が開催され、国連事務総長のリーダーシップの下、各国ハイレベルに加え民間企業、金融機関、市民団体などが参加した。食の流通、貿易、資源管理、気候変動等、幅広いテーマのほか、新型コロナウイルスの拡大の影響による世界の食料供給の途絶や栄養状況の悪化への対応も主要議題に含まれた。本経費は同会合への参加、日本の農産品・食料に関する情報発信を行うために用いられたもの。 我が国は、食料輸入大国として、世界における食料安全保障のあり方に係る議論をリードし、世界の食料システムの強化に対する我が国の立場の発信を通じて、世界及び我が国の食料安全保障の向上を図る。				3-2
	-	-	20.4 (4)	0	0186
㉒ 重要鉱物 資源の安定 的確保に関 する調査に 必要な経費 (令和 4 年 度)	①外部業者へ委託し、各国の重要鉱物利用の実態や供給源の多角化への方策、また右の我が国への影響等に関する情報収集、調査・分析を行う。 ②調査結果を受けたフォローアップとして、本省からの出張及び在外公館との連携、及び経済産業省等の関係省庁とも協議を行ったうえで、上記の調査で得られた情報をもとに本省及び在外公館から重点国の現地政府・進出企業等への働きかけを行う。 ③更に国際機関とも連携してマルチの場での資源安全保障策を提案する。 これらの取組を通じ、我が国の重要鉱物資源の安定供給に係る問題点・地域を洗い出し、我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保に寄与する。				3-1
	-	-	-	6	新 22- 0006

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 4 国際経済秩序形成への積極的参画等

施策の概要

- 1 G7サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、政策面での有効な協力を行っていく場として、また、G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、それぞれ重要な役割を果たしている。日本は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策面での協力を積極的に参画、貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、日本にとって好ましい国際経済秩序を作る。
- 2 OECDの諸活動に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとするOECD非加盟国との関係強化等の分野において引き続き我が国の考えを反映させていく。
- 3 APECの首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた議論や取組を進め、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールを域内で形成していく。
- 4 国際博覧会の国内開催は、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となる。開催地のみならず、我が国各地を訪れる観光客が増大し、地域経済が活性化する「起爆剤」になることが期待される。2025年国際博覧会の大阪開催に向け準備に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第203回国会所信表明演説（令和2年10月26日）
- ・ 第204回国会所信表明演説（令和3年1月18日）
- ・ 第205回国会所信表明演説（令和3年10月8日）
- ・ 第208回国会所信表明演説（令和4年1月17日）
- ・ 第208回国会所信表明演説（令和4年4月1日）
- ・ 2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（令和2年12月21日 閣議決定）

測定指標 4-1 G7・G20サミットにおける我が国の貢献 *

中期目標（--年度）

G7及びG20サミットの成果に日本の考え方を反映させることを通じ、日本にとって望ましい国際秩序の形成に貢献する。

令和3年度目標

- 1 新型コロナからの「よりよい回復」に向け、これまで以上にG7としての結束が重視される中、英国議長国下のG7サミット（G7外相会合を含む）の成果に日本の考え方を最大限反映させることを通じ、国際社会の諸課題において、日本にとって望ましいポスト・コロナの国際秩序の形成に貢献する。
- 2 イタリア議長国下のG20サミットの成果に日本の考え方を最大限反映させることを通じ、国際社会の諸課題において、日本にとって望ましいポスト・コロナの国際秩序の形成に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月11日から13日まで、英国でG7コーンウォール・サミットが開催され、我が国から菅総理大臣が出席した。新型コロナの世界的拡大以後、初めて対面で開催されたG7サミットであり、G7として協力して新型コロナに打ち勝ち、より良い回復を成し遂げ、国際協調と多国間主義に基づき、民主的で開かれた経済と社会を推進することで一致した。議長国のジョンソン英国首相が掲げた「より良い回復」という全体テーマの下、G7首脳間で率直な議論が行われたほか、現下の新型コロナ対応を含む国際保健、気候・自然、開かれた社会に関する議論については、アウトリーチ国や国際機関からの参加も得た。三日間の議論の総括として、G7首脳コミュニケ及び附属文書等が発出された。菅総理大臣は、一部のセッションでリード・スピーカーを務めるなど、特に新型コロナ対策・国際保健、世界経済・自由貿易、気候変動、地域情勢といった重要課題について、積極的にG7の議論に貢献し、首脳間の率直な議論をリードした。

また、8月15日のカブール陥落を受け、アフガニスタン情勢に関して、8月19日のG7外務・開発大臣会合（茂木外務大臣出席）、同月24日のG7首脳テレビ会議（菅総理大臣出席）を急遽開催し、議論を行い、国際社会が連携して、タリバーンに一致したメッセージを呼びかけていく重要性を確認した。

加えて、コーンウォール・サミットでの議論を踏まえ、12月3日にG7首脳は「インフラ及び投資に関するG7首脳声明」を発出し、開発途上国のインフラ需要を満たし、世界のより良い回復を図るため、G7としてインフラ投資に関する協力を強化していく決意を改めて表明し、今後の方針を示した。

G7英国議長下では、首脳会合に加えて閣僚会合も数多く行われ、このうちG7外務・開発大臣会合は5月3日から5日まで（於：英国・ロンドン、茂木外務大臣出席）と12月11日から12日まで（於：英国・リバプール、林外務大臣出席）の二度にわたり対面で開催された。北朝鮮、中国、ロシア、中東など、地域情勢について活発な議論が行われたほか、新型コロナウイルス対応、女子教育、気候変動、人道危機などにおけるG7での連携を確認し、またメディアの自由、サイバー・ガバナンス、信教及び信条の自由などについても取り上げられた。12月の会合の一部にはASEAN諸国の外相も招待され、対面又はオンライン形式で参加し、G7とASEANとの協力についても議論された。

令和4（2022）年のドイツ議長国下では、2月24日にG7首脳テレビ会議が行われ、岸田総理大臣が出席した。会合後、ドイツ議長国下での優先事項全体に関するG7首脳声明に加え、同日に始まったロシアのウクライナ侵略を受け、「ロシア連邦軍によるウクライナ侵攻に関するG7首脳声明」が発出された。続く3月11日には、ロシアに対する制裁措置を中心とする内容のG7首脳声明が発出された。さらに、3月24日にはG7首脳会合（於：ベルギー・ブリュッセル）が行われ、岸田総理大臣が出席し、ウクライナ情勢に関する議論を行い、G7首脳声明が発出された。ウクライナ情勢をめぐることは、外相を始めとする関係閣僚も累次にわたり会合の開催、声明の発出を行うなど機動的に対応している。こうした首脳・閣僚レベルの動きを含め、我が国はG7との間で極めて緊密に連携しながら、ロシアのウクライナ侵略を受けた対応を進めた。

2 10月30日及び31日、G20ローマ・サミットが開催され、我が国から岸田総理大臣がオンラインで出席した。同会合では、議長国イタリアが掲げた「人、地球、繁栄」という優先課題の下、国際保健、気候変動、開発などの重要課題について議論を行い、議論の総括としてG20ローマ首脳宣言が発出された。岸田総理大臣は、ワクチンの普及や将来の健康危機に備えることの重要性を指摘したほか、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）、質の高いインフラ投資及び開発金融の公正性・透明性に関して日本の考えを説明するとともに、先進各国による気候資金支援の重要性を強調し、首脳間の議論に貢献した。

また、6月28日から30日までイタリアにて開催されたG20外相及び開発大臣関連会合には、茂木外務大臣が出席し、多国間主義、アフリカ、食料安全保障、開発、人道支援などについて議論した。

加えてアフガニスタン情勢について、9月22日のG20臨時外相会合（於：米国・ニューヨーク 茂木外務大臣出席）、10月12日のG20首脳テレビ会議（岸田総理大臣出席）において議論を行った。

令和4年度目標

- 1 ドイツ議長国下のG7サミットやG7外相会合において、国際社会の主要諸課題に対して他のG7各国と連携して取り組み、日本にとって望ましい国際秩序の形成に貢献する。また、令和5年に日本が議長国を引き継いだ後は、同年日本で開催予定のG7サミットに向けて、G7の議論を主導する。
- 2 インドネシア議長国下のG20サミットにおいて、経済や開発等の諸課題に関する日本の考え方を発信しつつ、これら課題における協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

主要先進国7カ国及びEUが参加するG7において、国際社会の主要課題に対してG7各国と連携して世界を主導することは、我が国にとって望ましい国際秩序を形成する上で必要不可欠であり、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、「国際経済協調の第一のフォーラム」と呼ばれるG20において、経済や開発等の諸課題に関して日本の考え方を発信しつつ、これら課題における協力を推進することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標4-2 OECDにおける我が国の貢献

中期目標（--年度）

OECDの各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。

令和3年度目標

- 1 令和3年 OECD 閣僚理事会において、デジタル化、貿易・投資、環境、質の高いインフラ等の分野に関し、日本にとって有効な提言・結論が出るよう、議論を積極的に主導する。
- 2 OECD の知見を活用し、我が国が強い結び付きを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押しすることも、望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、東南アジア地域プログラム (SEARP) を引き続き推進していく。また、SEARP や国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な OECD 加盟への関心を喚起する。
- 3 OECD における日本人職員の採用拡大に向けた取組を着実に実施し、全職員数に占める日本人職員 (専門職以上) の割合の到達目標を、直近過去5年間の最高の水準 (4.64%、JPO を含む) とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年の OECD 閣僚理事会は2回に分けて実施され、「共通の価値：グリーンで包摂的な未来の構築」をテーマに、第1部 (5月31日及び6月1日) はオンライン形式で議論が行われ、西村経済財政政策担当大臣及び鷲尾外務副大臣が参加した。第2部 (10月5、6日) は、同テーマにて、2年ぶりに OECD 本部 (パリ) で対面 (一部参加者はオンライン) で開催され、岡村 OECD 代表部特命全権大使他が参加し、気候変動、国際課税、デジタル化、貿易など、経済分野で国際社会が直面する共通の課題について活発な議論が行われた。閣僚理事会の議論の成果として採択された第2部の「閣僚声明」は、DFFT (信頼性のある自由なデータ流通) の推進 (個人データへのガバメント・アクセスに関する高次原則の策定の促進など) を通じたデジタル経済の前進へのコミット、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」などを通じた質の高いインフラ投資への支援、WTO 改革や「G20 / OECD コーポレート・ガバナンス原則」の見直しの重要性など、日本の考えが多く反映されたものになった。
- 2 東南アジア地域からの将来的な OECD 加盟を後押しするため、令和3年度においても OECD 東南アジア地域プログラム (SEARP) を引き続き推進した。5月には、SEARP 地域フォーラムがオンライン形式で開催され、鷲尾外務副大臣が参加した。令和4年2月には、韓国及びタイの共同議長国の下、閣僚会合が韓国のソウルにおいて、対面形式及びオンラインのハイブリッド形式で開催された。閣僚会合においては、林外務大臣がビデオメッセージを發出し、我が国の経験に基づいて OECD の活動の意義について強調するとともに、OECD が東南アジア諸国が直面する課題の解決、また ASEAN の地域統合の努力に貢献できると確信している旨発信した。同月、SEARP 閣僚会合の開催に先立ち、林外務大臣は、コマン OECD 事務総長とテレビ会談を行い、令和6年の日本の OECD 加盟 60 周年も見据え、日 OECD 関係を更に強化していくことで一致した。なお、東南アジア諸国が加入する OECD 法的文書は令和3年末時点で 59 に増加するとともに、マレーシアが BEPS (税源浸食及び利益移転) 防止措置実施条約に批准するなどの進展が見られた。
- 3 新型コロナウイルスの影響により、OECD 本部から日本への採用ミッションの派遣は実施されなかったが、日本人職員の採用拡大に向けた取組の一つとして、OECD 東京センターが 11 月と 12 月に OECD 代表部と共催したオンライン・キャリアセミナーの開催を支援した。令和3年末時点の OECD 全職員数に占める日本人職員 (専門職以上) の割合は、3.9%となっている。

令和4年度目標

- 1 通例年に一度開催される OECD の最も重要な会合である OECD 閣僚理事会における議論も踏まえ、OECD のルールやスタンダードの普及をさらに進めるべく積極的に議論を主導していく。また、令和6 (2024) 年の日本の OECD 加盟 60 周年も見据え、日本と OECD との関係を更に強化する。
- 2 SEARP の活動を通じた OECD と同地域との関係強化に取り組み、東南アジア地域からの将来的な OECD 加盟を後押しすべく、引き続き SEARP を推進していく。
- 3 OECD における日本人職員の採用拡大に関しては、日本人職員の増強に引き続き令和4年度も取り組み、OECD の全職員数に占める日本人職員 (専門職以上) の割合が直近過去5年間の最高の水準 (4.64%、JPO を含む) となることを目指す。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

公平な競争条件を確保するとともに、日本にとって有利な国際経済環境を創出する上で、国際経済の「スタンダード・セッター」である OECD の場において、我が国の考え方を加盟国間の議論に反映させること、また、東南アジアに対するアウトリーチ活動を進め OECD の策定する質の高い基準を同地域に普及することが重要であり、これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、こうした目的を達成するためには、OECD における日本のプレゼンス向上が必要であり、日

本人職員増強はそのための一つの有効な手段であるため。

測定指標 4-3 APEC における諸活動への貢献

中期目標（--年度）

ポゴール目標後の APEC の中長期的な方向性を示す「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」の目指す、開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋共同体を追求する過程で、我が国にとって好ましい貿易・投資環境の実現や、国際的なルール作りに関する議論を先導する。

令和 3 年度目標

- 1 引き続き我が国の関心事項（多角的貿易体制、WTO 改革、地域経済統合、質の高いインフラ投資、デジタル経済、女性のエンパワメント、脱炭素社会の実現など）を、APEC 関連会合などを通じて域内に浸透させ、APEC 首脳会議、閣僚会議などの成果文書や「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」を実現するための実施計画に反映させる。また、新型コロナの感染拡大による貿易・投資への影響及びポストコロナの経済活動の円滑な再開実現を念頭に取組を進める。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、質が高く包括的なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を将来的に実現に向け、我が国が重視する次世代貿易投資課題について、特に経済界の視点に立った議論を、APEC プロジェクトの実施等も通じ、委員会・作業部会、高級実務者会合等の場で主導する。これにより、APEC エコノミーの能力構築に取り組むとともに我が国経済界の視点も APEC 内の議論に反映させる。
- 3 令和 3 年の APEC 議長であるニュージーランドのイニシアティブを積極的に後押しする。具体的には、ニュージーランドの優先課題である、回復を強化する経済・貿易政策、回復に向けた包摂性・持続可能性の向上、イノベーションとデジタルに対応した回復の追求において、我が国の重視する FTAAP 実現に向けた取組、デジタル経済、人間の安全保障の推進等の議論を主導する。また、令和 3 年の重要課題の一つである「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」実現のための実施計画策定に際しては、ポゴール目標の下で大阪行動指針を策定した経験を活かし、議論を積極的にリードすることで議長を支援する。
- 4 域内の経済技術協力（成功事例を共有・啓発するためのセミナー、産官学政策対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクト採択件数を最低 6 件以上とし、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数については、実際の申請者数にもよるが、各国・地域が実施する新型コロナ感染症対策や感染状況を踏まえつつ、3,000 枚以上とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 11 月の首脳会議では、全ての人々及び将来の世代の繁栄に向けた新型コロナからの回復について議論が行われた。岸田総理からは、日本として「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする新しい資本主義の実現を目指していく旨紹介し、その上で、コロナ後の成長に必要な重点要素として、(1) 貿易・投資、(2) イノベーションとデジタル化、(3) 包摂的で持続可能な成長について強調した。そして、議論の総括として首脳宣言及び「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」を実施するための「アオテアロア行動計画」が附属書として採択され、我が国の関心事項（多角的貿易体制、WTO 改革、地域経済統合、質の高いインフラ投資開発、デジタル経済、女性のエンパワメント、脱炭素社会の実現など）が反映された。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向け、質が高く包括的なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）のアジェンダの推進に向けた議論に積極的に関与した。とりわけ FTAAP アジェンダの中で、アジア太平洋地域の自由貿易協定／地域貿易協定（FTA/RTA）に規定されながらも、これまで APEC が取り組んできていない国有企業（SOE）や労働に関して、規定の活用状況や課題を精査し、適切な執行に向けた能力構築の実施状況等調査を行うという内容の米国提案のプロジェクトを力強く支持し、参加エコノミーに対し、同プロジェクトの重要性を訴えた。また、5 月には、コロナ禍を受けて各国・地域において導入された投資政策を概観しつつ、サプライチェーンの強靱化の重要性及び投資関連協定が果たしうる役割につき、政府関係者、経済界及び学会の参加を得てワークショップ（テレビ会議形式）を開催した。
- 3 令和 3 年のニュージーランドの優先課題である、回復を強化する経済・貿易政策、回復に向けた包摂性・持続可能性の向上、イノベーションとデジタルに対応した回復の追求にかかる様々な議論に貢献した。具体的には、平成 24（2012）年に策定された環境物品リストの輸出入統計品目番号（HS コード）の更新、環境関連サービスの参照リストの作成等、ニュージーランドが主導する各種取組

につき、日本は知見の共有や他エコノミーの説得等を通じて積極的に支援した。また、「アオテアロア行動計画」の策定に際しては、ボゴール目標下で大阪行動指針を策定した当時の政府関係者（当省 OB 等）から議長であるニュージーランドに対して直接知見の共有を行ったほか、交渉の過程においても議論を積極的にリードすることで議長を支援した。

- 4 平成 27（2015）年に日本が提案した「2020 年までに管理職に占める女性の割合を高めるための個別行動計画（IAP）」につき、令和 2（2020）年までの各エコノミーの実績値変動を含めた女性の管理職への参画促進に係る報告書を 12 月に作成し、同月ワークショップを開催した。この政策対話では、女性が職場でリーダーシップを発揮する際に直面する障壁について参加者の理解を深めるとともに、その障壁を克服するための官民双方のベストプラクティスに焦点を当てた対話の場を提供した。また、APEC スタディーセンタージャパン主催により、「中小企業や女性起業家によるサービス貿易参画推進」プロジェクトを実施し、10 月には本件にかかるワークショップを開催した。日本プロジェクトは、令和 3 年も引き続き、新型コロナの感染拡大に伴い、案件実施の予見が困難な状況になり、新たなプロジェクト形成も例年のようには進まず、目標値には届かなかったが、域内の経済技術協力を積極的に貢献すべく、上記 2 件のワークショップを含む 4 件のプロジェクト（第 1 期：2 件、第 2 期：2 件）が採用された。また、日本を含め、各国・地域の水際対策の強化や一部の国・地域の審査期間の長期化などの影響を受け、APEC ビジネストラベルカード発行数は 1,518 件と減少したものの、国内における審査については迅速に行った。

令和 4 年度目標

- 1 引き続き我が国の関心事項（多角的貿易体制、WTO 改革、地域経済統合、質の高いインフラ投資、デジタル経済、女性のエンパワメント、脱炭素社会の実現等）を、APEC 関連会合等を通じて域内に浸透させ、APEC 首脳会議、閣僚会議などの成果文書に反映させる。新型コロナの感染拡大による貿易・投資への影響及びポストコロナの経済活動の円滑な再開実現を念頭に取組を進める。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、APEC プロジェクトの実施、あるいは委員会・作業部会、高級実務者会合等の機会を通じて、質が高く包括的なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）のアジェンダの推進に向け、我が国が重視する次世代貿易投資課題や更に新しい課題について、特に経済界の視点に立った議論を取り入れつつ主導する。これにより、APEC エコノミーの能力構築に取り組むとともに我が国経済界の視点も APEC 内の議論に反映させる。
- 3 令和 4 年の APEC 議長であるタイのイニシアティブを積極的に後押しする。タイは、全ての機会に開かれ、全ての次元で連結し、全ての側面で均衡をとることを令和 4 年の APEC の全体のテーマとして掲げており、その具体策として、新型コロナによる打撃からのバランスのとれた持続可能な経済回復を実現するため、FTAAP に関する取組の見直しを提案しているほか、自身が国家復興戦略として採用するバイオ・循環型・グリーン（BCG）経済モデルを APEC においても推進したいとの考えである。BCG 経済の概念は、日本のグリーン成長戦略と軌を一にするものであり、日本としても特にエネルギー強靱性などの分野で議論を積極的にリードし、議長を支援する。
- 4 域内の経済技術協力（成功事例を共有・啓発するためのセミナー、産官学政策対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクトの採択件数を最低 6 件以上とし、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数については、実際の申請者数及び各国・地域による審査の進捗にもよるが、各国・地域が実施する新型コロナ感染症対策や感染状況を踏まえつつ、令和 3 年度に引き続き 3,000 枚以上とする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

APEC は、世界全体の GDP の 6 割を占める枠組みであり、我が国は APEC 域内のエコノミーとの経済協力の深化や貿易・投資の自由化・円滑化などを通じて、国際ルールの普及や価値観の共有を促進し、その果実を我が国経済の成長と繁栄のために取り込んでいく必要があるため、APEC における諸活動への取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で、有益であるため。

- 1 自由貿易の促進や WTO 改革、さらに、連結性強化に向けた質の高いインフラ投資やデジタル化の取組は引き続き我が国外交政策の優先事項の一つであり、これらを始めとする我が国の立場を多国籍間の地域的枠組みの成果文書において反映させることを目標とすることで、国益に資する国際ルールの形成に努めるため。引き続き、新型コロナの感染拡大による貿易・投資への影響及びポストコロナの経済活動の円滑な再開実現を念頭に取組を進める必要があるため。
- 2 次世代貿易投資課題を含めた質が高く包括的な FTAAP のアジェンダの推進は、APEC ビジネス諮問委員会（ABAC）を始めとする経済界の期待も大きく、我が国経済にとっても極めて重要な課題であ

る。必要な能力構築のための取組を主導することで、APEC エコノミーを啓発・啓蒙し、国益に資する地域経済統合ルール形成に努めるため。

3 毎年の APEC 議長のイニシアティブを後押しし続けることが、我が国の外交プレゼンスの継続的発揮のために不可欠であるため。

4 引き続き、域内の経済技術協力を積極的に貢献すべく、日本プロジェクトの採択件数、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数という具体的な数値目標を設定することが適切であるが、数値目標の設定には、現在の新型コロナの影響を勘案した。

測定指標 4-4 2025 年国際博覧会の大阪開催に向けた取組

中期目標（令和 7 年度）

2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に向け、特に基本方針に掲げている 150 か国・25 国際機関の出展を目指して、参加招請活動はじめとする準備を着実に実施していく。

令和 3 年度目標

1 平成 30 年 11 月の博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本が 2025 年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて準備を進める。

2 開催成功に向けて、構想の具体化が進められているところ、外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、BIE 加盟国のみならず、非加盟国も対象に、あらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける活動を行っていく。万博を新型コロナウイルス感染症克服後の社会の在り方を提示する場とするため、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs 達成へ向けた貢献、Society 5.0 の社会実装、等）も含め、新型コロナウイルス感染症の必要な対策を講じつつ大阪・関西万博の魅力・情報を発信する

施策の進捗状況・実績

1 大阪・関西万博の開催に向けて内閣官房博覧会推進本部事務局、経済産業省を始めとする関係府省庁及び公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会との間で開催に向けた準備を進めた。外務省内に「2025 年日本国際博覧会室」を設置し、参加招請をはじめとする大阪・関西万博に関する業務を行った。また、大阪・関西万博を開催するに当たり、我が国は、国際博覧会条約第 12 条の規定により、我が国政府を代表する国際博覧会政府代表を任命する義務があり、2025 年日本国際博覧会の一般規則第 5 条においても、博覧会政府代表を任命することが規定されている。各国・国際機関に対する参加招請活動を早期に本格化させるという観点から、外務公務員法に基づく政府代表（非常勤）を閣議決定に基づき任命し（9 月）、各国への参加の働きかけを行った。さらに、常勤の政府代表の任命のための「二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法」を第 208 回国会に提出し、令和 4 年 3 月 31 日に同法が成立した。

2 特に、各国・国際機関に対する参加招請については、BIE 加盟国のみならず、非加盟国も対象に、あらゆる機会を捉えて参加の働きかけを行い、目標とする 150 か国・25 国際機関の参加に対し、令和 3 年度末で 87 か国・6 国際機関からの参加表明が公表されるに至った。具体的には、日豪首脳テレビ会談後に発出された共同声明で豪州が大阪・関西万博へ参加することが言及されたほか（令和 4 年 1 月）、日パラグアイ外相会談における参加表明（11 月）等の成果があった。また、在外公館でもあらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける招請活動を行い、既に参加表明している国に対しては出展申請書の提出を働きかけるなど、出展準備に向けた具体的な手続についても鋭意進めた。また、在外公館でのレセプションの開催も含む様々な機会や広報ツールを用いて、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する要素（SDGs 達成へ向けた貢献、Society 5.0 の社会実装、等）を始め、大阪・関西万博の魅力・情報を発信した。

令和 4 年度目標

1 平成 30 年 11 月の博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本が 2025 年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて引き続き準備を進める。「二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法」に基づく政府代表を速やかに任命し、同政府代表による各国・国際機関への参加の働きかけを実施し、また、開幕までに開催される参加国等との会議に日本政府を代表して

出席する。

2 開催成功に向けて、外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、BIE加盟国のみならず、非加盟国も対象に、政務レベルや2025年日本国際博覧会政府代表等から、あらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける活動を行っていく。また、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs達成へ向けた貢献、Society 5.0の社会実装、等）も含め、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和7年の開催に向け、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、BIE加盟国のみならず、非加盟国も対象に、参加招請活動に取り組むことは重要であり、それらの取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

多くの出展参加国を確保するために極めて重要と考えられる具体的な取組を踏まえた目標設定を行った。

参考指標：APECにおける域内貿易依存度

(出典：国際通貨基金 (IMF, Direction of Trade Statistics))	実績値(暦年)	
	令和2年	令和3年
	66.0%	65.5%

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①G7・G20における我が国の積極的な貢献 (G7：昭和50年度(当時G6)、G20：平成20年度)	<p>G7サミットは、国際社会の直面する重要課題を、基本的価値観を共有する主要先進国の首脳間で議論し、有効な政策面での協力を行っていく場として、G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、重要な役割を果たしている。両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し・貢献し、同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化する。</p> <p>これにより、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作ることに寄与する。</p>				4-1
	—	—	—	—	—
②OECDにおける、日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画(含むOECDによる一層積極的な非加盟国協力)	<p>加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の発展といった活動目的の達成に寄与するためにOECDでの議論に積極的に参加し、また、議論をリードすることにより、国際経済秩序形成に参画する。</p> <p>国際社会の喫緊の課題である世界経済の持続的成長の実現や地球規模課題の解決には国際社会の一致した協力が求められる中で、上記取組を通じ、G7・G20やOECDにおける議論に我が国の立場を主張し、反映させることで我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する。</p>				4-2

活動の支援・推進) (昭和 39 年度)					
	—	—	—	—	—
③APEC を通じた経済関係の発展 (平成 15 年度)	域内で導入されているAPECビジネストラベルカードを発行する。 これを通じ、域内のビジネス関係者の移動の円滑化を促進し、ひいては、貿易・投資の更なる活性化を図る。				4-3
	APECの公式オブザーバーである太平洋経済協力会議 (PECC) の日本委員会 (PECC組織の基本単位は各国・各地域に設置された「国内委員会」。PECC日本委員会は、PECCが目指す太平洋経済協力および太平洋共同体の実現に向けた研究・政策対話を活性化するための、プラットフォームとしての役割を果たしている。) 関連業務を実施する。具体的な活動としては、PECCによる国際タスクフォースへの貢献、PECC日本委員会が主催する国内タスクフォースの運営・実施を担う。 これを通じて、アジア太平洋地域の貿易・投資を始めとした諸課題に関し研究等を実施するPECCの活動に貢献し、もって域内協力の推進に貢献する。				4-3
	53 (60)	43 (35)	47 (33)	44	0203
④国際経済情勢調査・分析 (*)	諸外国統計の最新データや金融面でのデータについて専門データベースを活用することにより、主要な経済指標の迅速な入手及び加工を行う。 マクロ経済等を専門とする研究者を「経済調査員」として委嘱し、上記のデータベース等を活用した経済指標に係る資料の作成等にあたらせる。 これらを通じ、正確かつ専門的な経済データの分析を行い、施策の推進に活用する。				—
	6 (6)	9 (7)	7 (6.4)	6.9	0202
⑤OECD 多国籍企業行動指針連絡窓口 (NCP) 体制強化経費 (平成 30 年度)	OECD多国籍企業行動指針連絡窓口 (NCP) では多国籍企業の行動に関して NGOや労働組合等から問題提起が行われた場合に当事者間の問題解決を支援するため、手続きにおいて必要となる、翻訳・通訳業務を外部に委託することで問題解決支援手続きの円滑化を図る。また、セミナーを開催し企業のOECD多国籍企業行動指針に関する理解を深めることで指針に沿った行動を促進する。 以上によって、我が国 NCP 体制を強化し、積極的に OECD の活動に参加することによって、国際経済・社会分野でのルール策定・整備に貢献する。				4-2
	0.9 (0.8)	0.9 (0.2)	1 (0.6)	1.6	0204
⑥2025 年万博準備活動経費 (令和 2 年度)	相手国キーパーソンへの働きかけを行うとともに、二国間会談や国際会議等の機会も活用し、大阪・関西万博の魅力・情報を発信し、参加招請活動を行っていく。 これにより、国際博覧会の開催に向けた準備を進め、日本の魅力の世界への発信、観光客の増大による地域経済の活性化に寄与する。				4-4
	—	29 (0)	37 (6.8)	46	0205
⑦経済協力開発機構 (OECD) 分担金 (昭和 39 年度)	昭和39年のOECD加盟以来、我が国はOECD条約第20条に基づき、加盟国の義務である分担金を拠出している (加盟国中第2位の規模)。 我が国は、分担金の拠出を通じて、責任ある加盟国として OECD を財政的に支援するとともに、各分野の委員会や事業において積極的にイニシアティブをとり、国際経済・社会におけるルールの策定や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化等を主導していく。				4-2
	3,186 (3,186)	3,051 (3,051)	3,003 (3,003)	3,147	0207
⑧経済協力開発機構拠	日・OECD協力拠出金は、我が国が関心を有するOECDの主要プロジェクトの支援、我が国とOECDとの間の人物交流や各種セミナーの開催などの事業を				4-2

出金（旧名：日・経済協力開発機構協力拠出金（任意拠出金）（昭和60年度）	行うことを目的として日・OECD間で設けられた枠組みである。我が国は、世界経済の成長センターとして重要な東南アジアを始めとするOECD非加盟国を対象とするセミナーの開催や、OECDの分析・研究、広報等の事業の実施のため、同任意拠出金を拠出している。また、G7サミット、G20サミットなどにおいて、各首脳からOECDに対して複数のプロジェクトや業務が委託されており、我が国が重視するプロジェクト等の実施のためにも同任意拠出金を活用している。 我が国は、任意拠出金の拠出を通じて、国際社会の変化を踏まえて新たに対応を求められる課題に関する活動に積極的に関与するとともに、グローバル・スタンダードが急速に変化している分野におけるOECDの最新の分析結果を翻訳により適時に我が国に紹介するほか、OECDの経済・開発分野の知見や経験をいかして、OECD非加盟国との協力をを行い、それら地域の投資、開発、経済発展に資するプロジェクト（東南アジアへのアウトリーチ活動、OECDの活動の東南アジアへの広報等）を支援しており、これらの分野において我が国の考えを反映させ、経済・社会分野でのルール策定に貢献することに寄与している。					
	35 (35)	33 (33)	65 (65)	44	0211	
⑨ アジア太平洋経済協力（APEC）拠出金（義務的拠出金）（平成5年度）	本件拠出金は、APEC事務局の運営経費のほか、参加国及び地域の能力構築を始めとする各種プロジェクト実施のための経費に充てられる。APECの活動は、アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けた貿易・投資の自由化や地域経済統合、経済・技術協力等の活動に貢献することを目標とする。 我が国は、本拠出金を通じ、地域統合の推進や貿易・投資の自由化・円滑化に取り組むAPECの活動を支援、連携を強化するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。					4-3
	50 (50)	49 (49)	47 (47)	48	0209	
⑩ 太平洋経済協力会議（PECC）拠出金（義務的拠出金）（昭和63年度）	本件拠出金は、PECC国際事務局及び国際総会等の運営やプロジェクト実施に必要な経費等に充てられる。拠出を通じて、提言を含めたPECCの知的活動を支援することにより、日本を含む太平洋地域での経済分野の課題への取組促進を目的とする。 我が国は、本拠出金を通じ、PECCの活動を支援、連携を強化するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。					4-3
	9 (9)	9 (9)	9 (9)	9	0210	
⑪ アジア太平洋経済協力拠出金（TILF基金）（任意拠出金）（平成9年度）	本拠出金は、APEC参加国・地域における貿易・投資の自由化・円滑化及び経済・技術協力に資する能力構築プロジェクト（セミナー、ワークショップ、研修、調査等）に充てられる。 本拠出を通じて、アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化という長期的目標「ボゴール目標」の着実な実現を図る。また、APECにおける能力構築を支援するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。					4-3
	3 (3)	2 (2)	0 (0)	0	0212	
⑫ APEC ビジネス諮問委員会拠出金（任意拠出金）（平成14年度）	本件拠出金は、APECビジネス諮問委員会（ABAC）国際事務局の運営に必要な経費（ABAC総会開催経費及びABACプロジェクト経費）などに充てられている。ABACに対して日本の経済界の声を十分に浸透させることにより、ABACからAPEC首脳、閣僚への提言にその声をできる限り反映させることを目標とする。 我が国は、本拠出金を通じ、ABACの活動を支援するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。					4-3
	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5	0215	

<p>⑬ 主要国首脳会議開催 関連経費 (令和4年度)</p>	<p>令和5年のG7サミット開催に向けて、会議場設営、空港、移送、宿舎、警備、プレス関連事項等、多岐にわたる項目において準備の企画・立案、調達等を実施するため、早期にG7事務局を設置し、体制の強化を図るほか、開催地の自治体、他省庁を含む関係機関、在京外交団等への説明会や協議等を行い、連携を強化する。</p> <p>また、G7議長国として、来るG7サミットに向けて、同会合で扱う課題や成果文書等を事前に調整を行うべく、本邦(東京又は地方都市)において、シェルパ会合及び外務サブシェルパ(FASS)会合を開催する。</p> <p>これらの準備を進め、我が国が議長国下でのG7サミット開催を通じ、我が国にとって有益な国際秩序を形成することに寄与する。</p>				4-1
	-	-	-	254	新 22-0007

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組
(モニタリング)

令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-II-3）

施策名（※）	国際法の形成・発展に向けた取組					
施策目標	<p>新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため、以下を推進する。</p> <p>1 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させる。国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。</p> <p>2 我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与するために、引き続き諸外国や国際機関との間で政治分野及び安全保障分野に関する法的枠組みの整備を推進・強化するとともに、国際社会における「法の支配」を推進する。</p> <p>3 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。</p>					
目標設定の考え方・根拠	<p>日本外交の最大の課題は、自由、民主主義、基本的人権、法の支配、国際法の尊重といった基本的価値に基づいた国際秩序を様々な方面からの挑戦から守り続けることである。そのため、こうした基本的価値を共有する国々との連携を強化し、国際ルールの形成・強化に主体的に関与することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第201回国会施政方針演説（令和2年1月20日） ・第201回国会外交演説（令和2年1月20日） 					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	121	143	242	244
		補正予算(b)	0	22	0	
		繰越し等(c)	0	△22	22	
		合計(a+b+c)	121	143	264	
執行額(百万円)		114	45	161		
同（分担金・拠出金）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	—	3,263	3,227	3,413
		補正予算(b)	—	0	0	
		繰越し等(c)	—	0	0	
		合計(a+b+c)	—	3,263	3,227	
執行額(百万円)		—	3,263	3,178		
政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	国際法局	政策評価実施予定時期	令和6年8月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要施策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

施策の概要

- 1 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
- 2 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積する。
- 3 国際法の普及活動を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2021 日本の未来を拓く 4つの原動力へグリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」（骨太の方針 2021）（令和 3 年 6 月 18 日）

測定指標 1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献 *

中期目標（一年度）

国際社会における「法の支配」を推進する。

令和 3 年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献及び各分担金・拠出金を活用した財政的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

- 1 国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議、国連総会第 6 委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）、ハーグ国際私法会議（HCCH）、私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。また、国連国際法委員会（ILC）への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。
- 2 国連海洋法条約（UNCLOS）締約国会合（SPLOS）、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構（ISA）総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた政府間会議等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
- 3 令和 3 年の ILC 委員選挙について、浅田正彦候補（同志社大学教授）の当選に向けて取り組む。
令和 4 年の大陸棚限界委員会（CLCS）委員選挙における山崎俊嗣 CLCS 委員（東京大学教授）の再選に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1（1）我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所（ICJ）（小和田恒裁判官（～平成 30 年 6 月まで）、岩澤雄司裁判官（平成 30 年 6 月～）、国際刑事裁判所（ICC）（赤根智子裁判官）、国際海洋法裁判所（ITLOS）（柳井俊二裁判官）、国連国際法委員会（ILC）（村瀬信也委員）等、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官や委員等を輩出し、これらの人材が各裁判所や委員会の活動に積極的に貢献することにより、人的貢献を行った。特に、ILC においては、日本の村瀬信也委員は「大気保護」に関する特別報告者を務め、令和 3 年にはガイドラインが採択され、新しい法分野における国際法の発展に寄与した。ILC で審議されている各議題については、国連総会第 6 委員会において、我が国としても意見を表明し、ILC の作業に貢献した。また、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）においては、海における「法の支配」の重要性を強調しつつ、国際司法機関の機能強化に向けた我が国の貢献や京都 kongress の開催等、「法の支配」の促進のための我が国の具体的取組について発信した。国際私法の分野においては、政府代表として研究者や政府担当官をハーグ国際私法会議（HCCH）や私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の各作業部会等に派遣するなどし、条約等の作成に貢献した。
（2）また、我が国は ICC（分担金約 29 億 3,700 万円、分担率約 15.7%）、常設仲裁裁判所（PCA）（分担金約 700 万円、分担率 50 ユニット（約 5.9%））といった国際司法機関や、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関である AALCO（分担金約 800 万円、分担率約 11.2%）の最大の分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。このように我が国は、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に対し、財政面で貢献した。
- 2 国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）については、政府間会議第 4 回会合（令和 4 年 3 月

開催)に参加し、また、国際海底機構 (ISA) については、第 26 回会期総会及び理事会 (12 月) 及び第 27 回会期 (第 1 部) 理事会 (令和 4 年 3 月～4 月) における深海底開発規則策定に関する審議に出席するなど、我が国の立場を主張し、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献した。さらに、第 31 回国連海洋法条約締約国会合 (SPLOS) (6 月) に参加し、大陸棚限界委員会 (CLCS) の途上国委員の会議参加支援のための信託基金への拠出表明を含め、我が国として海における「法の支配」への支持を表明し、国際法秩序の形成・発展に貢献した。

3 令和 3 年の ILC 委員選挙については、浅田正彦同志社大学教授の当選に向けて積極的な取組を行った結果、同委員会委員に当選を果たした。また、令和 4 年の CLCS 委員選挙における山崎俊嗣 CLCS 委員の再選に向けた取組を開始した。

令和 4 年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献及び各分担金・拠出金を活用した財政的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

1 国際公法分野

国際刑事裁判所 (ICC) ローマ規程締約国会議、国連総会第 6 委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) 等の国際フォーラムに参加し、国際法の各分野に関する日本政府としての意見を表明するとともに、「法の支配」を促進するための日本の具体的取組について発信する。また、国際司法裁判所 (ICJ)、ICC、常設仲裁裁判所 (PCA)、国連国際法委員会 (ILC) への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。

2 国際私法分野

ハーグ国際私法会議 (HCCH)、私法統一国際協会 (UNIDROIT)、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) 等の国際フォーラムに参加し、これらのフォーラムで採択される条約やモデル法が日本の国内法制と整合的なものとなるよう、日本政府としての意見表明を行う。

3 海洋法分野

国連海洋法分野 (UNCLOS) 締約国会合 (SPLOS)、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構 (ISA) 総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた政府間会議等に参加し、引き続き我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。また、国際海洋法裁判所 (ITLOS)、ISA、大陸棚限界委員会 (CLCS) への人的貢献や財政的貢献を行うこととし、その一環として令和 4 年の CLCS 委員選挙における山崎俊嗣 CLCS 委員 (東京大学教授) の再選に向けて取り組む。令和 5 年の ITLOS 裁判官選挙における堀之内秀久候補 (駐オランダ大使) の当選に向けて取り組む。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

国際法に関する各種会合への参加、主催及び、国際司法機関を含む国際フォーラムに対する人的・財政的貢献を通じた国際法規の形成及び発展に対する我が国の貢献の度合いを測ることは、国際法規の形成に際して我が国の主張をどの程度反映させ、外交実務に活用しているかを把握する上で有益であるため。

測定指標 1-2 国際法についての知見の蓄積・検討 *

中期目標 (一年度)

国際法に関する研究会等を活用し、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

令和 3 年度目標

1 国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法に関する実務能力の向上に貢献する。

(1) 国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。

(2) 二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見の蓄積を進める。

2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積
 - (1) 国内外の研究者との間で、条約法や外交領事等国際公法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を計 23 回開催し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。
 - (2) オンライン会議を活用して、各国外務省との国際法局長協議を開催し、安全保障、領土、海洋法を含む国際法の様々な分野を議題とし、我が国が抱える課題や関心事項に即して、最近の判例や議論についての意見交換を含め、実務的な知見の蓄積を行った。なお、同協議開催後も、在外公館を通じてフォローアップを行うなど、議論を継続している。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、各種招へいプログラムは実施できなかったが、オンライン会議のものも含め、国連総会第 6 委員会や国際公法法律顧問委員会 (CAHDI) といった国際法の諸分野に関する各種会合、協議への参加等により、我が国が抱える課題や関心事項に関する問題について検討を行った。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進
上記 1 の取組により得られた国際法上の知見を活用し、領土・海洋・歴史などに関し、我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めた。その結果、東シナ海や我が国の領土をめぐる事案が生じた際にも、国際法上の観点から迅速に検討し、政策に反映することができた。

令和 4 年度目標

- 1 国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法に関する実務能力の向上に貢献する。
 - (1) 国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、引き続き省外有識者と知見を共有する。
 - (2) 二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、引き続き各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見の蓄積を進める。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際法についての知見の蓄積・検討状況を測ることは、適切な形で国際法規の形成、発展、外交実務を行えているかを測る上で有益であるため。

測定指標 1－3 国際法の普及活動の推進 *

中期目標（一年度）

国際法に関する知識を普及するとともに、国際法に携わる人材を育成する。

令和 3 年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
- 3 日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 国際法模擬裁判（「2021 年アジア・カップ」）を実施する。また、ジェサップ等の国際法模擬裁判の開催を支援する。
- 5 「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、国際裁判で活躍する人材の育成を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東京大学、上智大学、早稲田大学、中央大学等、大学における国際法の講義を積極的に引き受け、計 106 回実施するなど、国際法に関する知識の普及に努めた。
- 2 国際刑事裁判所 (ICC) については、概要情報を外務省ホームページ (HP) に更新の上、掲載した。特に、浅田正彦同志社大学教授の令和 3 年 ILC 委員選挙での当選や国連国際商取引法委員会の構成国の拡大などについて、随時外務省 HP に掲載するなど、国際法に関する一層の情報発信を行った。
- 3 日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」（9 月）をウェビナー形式で

実施し、100名以上の参加を得た。

- 4 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となった国際法模擬裁判「2021年アジア・カップ」については、8月にオンライン形式で実施され、アジア各国から計11チームが参加した。また、「2022年ジェサップ国際法模擬裁判大会」のほか、令和3年度からは「国際法模擬裁判大会 JAPAN Cup 2021」に外務省後援名義を付与するとともに、外務省員が模擬裁判における裁判官役を務めるなど、積極的な支援を行った。
- 5 将来的に国際裁判で活躍する人材の育成のため、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、令和3年度は国際海洋法裁判所（ITLOS）及び常設仲裁裁判所（PCA）における2名のインターンシップ実施を支援した。

令和4年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を引き続き積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の更なる充実に取り組む。
- 3 日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 国際法模擬裁判「2022年アジア・カップ」を実施する。また、「国際法模擬裁判大会 Japan Cup 2022」や「2023年ジェサップ国際法模擬裁判大会」等の国際法模擬裁判の開催を引き続き支援する。
- 5 「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、国際裁判で活躍する人材の育成を引き続き推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際法の普及活動の推進状況を測ることは、国際法規の形成・発展、その外交実務への活用に関し、それを担う人材の確保やそれに対する世論の理解の進捗を見極める上で有益であるため。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①国際法に係る調査 (平成13年度)	1 ILC等、国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の見解や立場をインプットするとともに、国際法各種フォーラムに対し、人的貢献を果たす。 これらの活動を通じて新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献することで、国内外における「法の支配」の促進に貢献する。				1-1
	2 国際法の諸問題に関する調査・研究を専門家に委嘱し、その知見を得る。 各国で国際法を所掌している局長レベルのカウンターパートと近年の国際法をめぐる主要動向について率直な意見交換・協議を行い、我が国が直面する様々な問題や懸案事項の解決に法的観点から貢献する。 これらを通じ、研究者や主要国の国際法局長との連携を強化することは、我が国の国際法戦略の企画・立案・実施に有益であるのみならず、国際社会における「法の支配」の強化や国際紛争の平和的解決の促進に寄与する。				1-2
	3 大学における講義の実施、研究者や学生との意見交換及び交流を通じ、我が国の国際法に係る国民の理解を促進するとともに、国際法に係る外交政策実施のバックアップ体制を整えるほか、国民や外国に対し広く情報を共有し、外交への信頼を獲得する。 これらの手段を通じ、国際法の専門家を人材育成し、体制を強化することが可能となる。				1-3
	4 WTO協定や投資関連協定に関する先例の検証、最近の仲裁判断例、国際社会における議論の動向及び第三国間の投資協定の態様につき、WTO協定や投資関連協定の研究者などに委嘱し、体系的、詳細な検討を行う。 これにより、蓄積された知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用し、また、経済分野での国際ルール作りに寄与する。				1-2

	19 (16)	14 (4)	11 (5)	10	0220
②条約締結等事務事業 (平成16年度)	<p>国際法関係判例・文献及び条約データ提供システムを整備し、当該システム上の情報を常に最新のものにアップデートする。</p> <p>これにより、国際法に関する外交課題に適時適切な助言が可能となるほか、条約締結交渉等を円滑に、かつ、確実に実施する体制を整えると同時に、国民や諸外国に対し、国際法に関する適切な情報を広く共有することが可能となる。</p>				1-2 1-3
	9 (8)	10 (10)	30 (26)	5	0219
③領土保全対策関連事業 (平成25年度)	<p>領土・海洋を始めとする問題及び領土保全政策に関し、想定される国際法上の論点についての調査・研究等を研究者に委嘱するとともに、各種研究会への参加等を通じて、体系的な知恵を得る。</p> <p>こうした取組を通じて国際社会の最新の動向を把握することは、領土保全に関する我が国の法的立場を維持・強化することに寄与する。</p>				1-1 1-2
	30 (29)	30 (11)	30 (13)	31	0221
④アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)国際法研修実施経費 (令和元年度)	<p>途上国が大半を占めるアジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)加盟国の政府関係者を日本に招へいし、国際法に関する研修を行い、これらの国の能力構築を支援する。</p> <p>こうした取組を通じて、国際社会における「法の支配」の促進に貢献するとともに、アジア・アフリカ地域において「法の支配」を一層推進していく。</p>				1-1
	18 (18)	17 (0.4)	17 (0)	15	0222
⑤国際裁判機関等インターンシップ支援事業 (令和2年度)	<p>日本から国際裁判機関等におけるインターンシップに参加する、大学(院)生又は若手実務家のインターンシップ期間中の生活費等を支援する。</p> <p>国際裁判機関等でのインターンシップを経験した人材は国際裁判機関等で必要とされる知見を修得するとともに、人脈を構築することで、今後の日本の国際裁判対策強化の主導的役割を果たす人材となることが期待される。</p>				1-3
	—	12 (4)	12 (7)	12	0223
⑥海洋権益確保支援ツール (令和2年度)	<p>地理情報システム(GIS)ソフトウェアを運用し、日本周辺海域で発生する事案や国際的な海洋問題について国際法の観点から迅速な評価を行う。</p> <p>GISソフトウェアを用いて海洋関連地理情報を法的検討に適した形で処理することにより、日本の海洋権益を保護することを目的とする。</p>				1-2
	—	19 (12)	0.6 (0)	0	0224
⑦国際刑事裁判所(ICC) (分担金) (平成12年度)	<p>ICCは、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪及び侵略犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行う機関であり、加盟国は犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者や証人の保護等の活動のために使用される分担金を負担している。</p> <p>ICC及び締約国会議の活動の費用は主に締約国の分担金によって賄われており、締約国である我が国は義務的分担金を負担する必要がある(ICC規程第115条(a))。なお、我が国の分担金額は、123か国の締約国中トップ(約15.5%)であり、ICCは我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。</p> <p>本分担金の拠出を通じ、質の高い捜査と実効的で迅速な裁判が行われるよう支援し、国際社会における「法の支配」の確立に貢献する。</p>				1-1
	3,355 (3,355)	2,810 (2,810)	2,751 (2,751)	2,910	0226
⑧国際刑事裁判所	<p>ICCは、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行う機関であり、本分担金は、ICCがかかる任務の遂行上必</p>				1-1

(ICC) 新庁舎建築費分担金 (平成 23 年度)	要となる法廷、関連設備を備えた新庁舎の建築費の分割払に使用されている。新庁舎は2013年に建築が開始され、2015年12月に完成した。 こうした新庁舎建築に対する我が国の貢献は、ICC による国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に寄与し、ひいては国際社会における「法の支配」の確立に資する。				
	202 (202)	189 (189)	186 (186)	197	0229
⑨常設仲裁裁判所 (PCA) 分担金 (昭和 26 年度)	本分担金は、100年以上にわたり国際紛争の平和的解決の促進に重要な役割を担ってきたPCAの活動の基本的財源を確保するものである。 本裁判所に対する我が国の貢献は、国際紛争平和的処理条約に基づき、外交上の手段によっては処理することのできない国際紛争を仲裁裁判に付することを容易にし、ひいては国際社会における「法の支配」の推進に資するものである。				1-1
	7 (7)	7 (7)	7 (7)	9	0230
⑩アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) 分担金 (昭和 30 年度)	AALCOは、主に加盟国から委員会に付託される法律問題を審議し、適当と認められる勧告を加盟国政府に対して行うこと等を通じて、ともすれば欧米諸国の意見が主導的となりがちな国際法の漸進的発達や関係国際機関における議論にアジア・アフリカ諸国の意見を反映させることに貢献している。 具体的な活動としては、年次総会のほか、国際法上の諸問題に関する各種セミナー等の開催、報告書の出版を行っており、本分担金は、かかる事業の費用及び事務局の運営費に使用される。 我が国は、設立以来のAALCO加盟国として、AALCO加盟国間における議論に我が国の意見を反映させているほか、AALCO総会及び関連会合のアジェンダ設定にも積極的に関与することによって、国際法分野において我が国として関心の高いアジェンダの促進に取り組んでいる。 本分担金の拠出を通じ、アジア・アフリカ地域における「法の支配」の一層の推進に貢献する。				1-1
	9 (9)	8 (8)	8 (8)	8	0231
⑪法の支配・海洋法秩序確立促進、国際刑事裁判所被害者信託基金 (任意拠出金) (平成 23 年度)	国連海洋法条約の遵守及び実施を促進するために、特に開発途上国の代表の関連国際機関の会合への出席を財政的に支援するほか、関連国際機関や国連法務部海洋問題・海洋法課が実施する国際法秩序の形成、ルールメイキング等個別プロジェクトの実施について財政的な支援を実施する。 また、国際刑事裁判所 (ICC) の被害者信託基金 (TFV) は、ICCローマ規程に基づき、ICC第1回締約国会議において設立された。TFVは、ICCの管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために、①裁判所の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと並びに②ICCが管轄権を行使している事態において、被害者及びその家族に身体的リハビリテーション、精神的リハビリテーション及び物理的支援を行うことを任務とし、その資金は、国家、団体、個人等からの任意拠出金等によって賄われる。これまでコンゴ民主共和国やウガンダにおいて、性的暴力の被害者や元児童兵等に対し支援プロジェクトを行っている。 これらの我が国の取組は、我が国の外交政策の柱の一つである国際社会における「法の支配」・海洋法秩序の確立促進に寄与するものである。				1-1
	11 (11)	10 (10)	9 (9)	19	0232
⑫国際海洋法裁判所 (ITLOS) 分担金 (平成 8 年度)	海洋国家たる日本の外交政策の柱の1つである海における法の支配・海洋法秩序の確立促進という観点から極めて重要な、海洋法に関する法律紛争の解決のための常設の国際司法機関であるITLOSへの予算分担金を拠出することによって、ITLOSの円滑な司法活動を支持し、海洋法秩序の発展と国際社会における法の支配の拡充を実現するとともに、海洋法秩序の擁護者としての日本の地位を確立・強化し、国益に合致する海洋法解釈への理解の促進を図る。				1-1

	本分担金の拠出を通じ、ITLOS の機能向上に資することで、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献し、海における「法の支配」の促進に寄与する。				
	174 (174)	145 (145)	171 (122)	178	0227
⑬国際海底機構 (ISA) 分担金 (平成 10 年度)	平成 6 (1994) 年11月の国連海洋法条約発効に伴い設立されたISAは、理事国、事務局長の選出、補助機関の設置等組織整備を行い、深海底鉱業活動に関する規則作りやワークショップの開催等を行っている。日本は、深海底鉱物資源の探査活動に高い関心を有する先進鉱業国として、深海底鉱物資源の管理を行うISAの活動に積極的に参加・協力する必要がある。 本件分担金のスムーズな支払を通じて、かかるISAの政策・行動に対する発言力を確保する。				1-1
	95 (95)	94 (94)	94 (94)	92	0228
⑭六大海洋国会合開催経費 (令和 3 年度)	令和 3 (2021) 年六大海洋国会合の主催国として、会合を開催し、海洋利用先進国の海洋法担当部局関係者を適切に接遇することを目的とする。その際、会場確保や設営、各種ロジスティック調整等、多岐にわたる項目において万全の準備を実施し、円滑な会議運営を行う。(なお、同会合は令和 3 年 11 月にオンライン開催されたため、本件予算は執行されなかった。) こうした取組を通じて、国益に合致する海洋法解釈への理解の促進を図るとともに、国際社会における「法の支配」の推進に寄与する。				1-2
	—	—	1.3 (0)	0	0225

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

- 1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。
- 2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
八 外交・安全保障
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 2-1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化 *

中期目標（--年度）

我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

令和 3 年度目標

- 1 諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 ロシアとの間で、北方領土問題における双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 物品役務相互提供協定（ACSA）について、7月にインドとの間で協定が発効した。防衛装備品・技術移転協定については、9月にベトナムとの間で署名（同日に発効）した。また、ロシアによるウクライナへの侵略を受け、令和 4 年 3 月にはウクライナとの間で自衛隊の装備品及び物品の贈与に関する交換公文に署名した。さらに、オーストラリアとの間では、両国部隊間の協力活動の実施を円滑にし、両国間の安全保障・防衛協力を更に促進するため、令和 4 年 1 月に相互のアクセス及び協力の円滑化に関する協定（円滑化協定）に署名したほか、9月には英国との間で円滑化協定の締結に向けた交渉を開始した。日米同盟関係を維持・強化していく観点から、令和 3 年 3 月に在日米軍駐留経費負担に係る特別協定改正議定書が発効し、現行の特別協定の有効期間を令和 4 年 3 月末まで 1 年間延長した上で、令和 4 年 1 月には新たな特別協定に署名した。また、令和 4 年 1 月には、日米間の共同研究、共同開発、共同生産等の案件一般に共通する諸条件を規定する枠組みを設ける交換公文に署名した。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大により、対面協議の機会が限られる中、日ロ間では首脳電話会談を計 2 回、外相電話会談を計 2 回開催したほか、国連総会の機会を捉えて、対面での外相会談が実施され、これら全ての協議において平和条約締結問題について議論を行った。特に、岸田政権発足後に行われた 10 月の首脳電話会談では、平成 30 年のシンガポールでの合意を含め、これまでの両国間の諸合意を踏まえて、平和条約交渉に取り組んでいく旨を確認した。他方、その後に発生したロシアによるウクライナ侵略という現下の状況の中では、平和条約交渉の展望を述べる状況ではなくなっている。

令和 4 年度目標

諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。また、日英円滑化協定の早期の妥結を目指した交渉を継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の外交・安全保障に関する枠組みの整備を一層推進することは、厳しさを増す安全保障環境の中で我が国自身の安全保障に万全を期す上で必要であるため。

物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結や円滑な運用等を通じ、各国との安全保障分野での協力を推進すること等は、我が国の外交・安全保障政策を実現す

る上で重要であるため。

なお、令和3年度に記載していた「ロシアとの間で、北方領土問題における双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する」との目標に関しては、ロシアによるウクライナ侵略という現下の状況を踏まえ、令和4年度目標としては明記しないこととする。

測定指標 2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化 *

中期目標（--年度）

諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

令和3年度目標

- 1 諸外国との間で、原子力協定の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 諸外国との間で、犯罪人引渡条約、刑事共助条約、受刑者移送条約等、刑事分野の条約の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 3 国際社会における諸課題（国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等）に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

施策の進捗状況・実績

- 1 英国による欧州原子力共同体脱退を踏まえて、令和2年12月に署名した英国との間の協定を改正する議定書が9月に発効した。
- 2 刑事分野における協力を一層強化していくため、11月には、ベトナムとの間で刑事共助条約に署名したほか、12月には、ブラジルとの間で刑事共助条約の締結に向けた交渉を開始した。
- 3 サイバー犯罪に関する取組として、我が国が関与してきたサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書が欧州評議会において11月に採択されたほか、令和4年2月から行われた国連におけるサイバー犯罪に関する新条約の初回の交渉会合に参加した。また、国際機関との間での法的枠組みの整備に関し、令和3年2月に経済開発協力機構（OECD）との間で署名した日・OECD特権・免除に関する改正交換公文が8月に発効したほか、令和4年2月には、国際博覧会事務局との間で2025年日本国際博覧会に関する特権・免除協定に署名した。

令和4年度目標

- 1 諸外国との間で、原子力協定の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 ブラジルとの間で刑事共助条約の締結に向けて交渉等を推進するなど、諸外国との間で、犯罪人引渡条約、刑事共助条約、受刑者移送条約等の刑事分野の条約の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 3 サイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の署名に向けた検討を行うとともに、国連におけるサイバー犯罪に関する新条約の交渉会合へ参加するなど、国際的なサイバー犯罪捜査や銃器対策に係る協力枠組みの拡充を含む国際社会における諸課題に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政治分野における諸課題（刑事・司法、軍縮、原子力の平和的利用、国際的なサイバー犯罪捜査や銃器対策に係る国際協力枠組みの拡充等）に関する法的枠組みの整備を推進・強化することは、国民生活の安定や発展にとり重要であるため。

原子力協定、犯罪人引渡条約、刑事共助条約、受刑者移送条約等の交渉等を進めることは、諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの形成及び発展を推進する上で重要であるため。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）		関連する 測定指標
	予算額計（執行額）	当初予算額	行政事業

	(単位：百万円)			(単位：百万円)	レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①外交・安全保障分野に関する法的枠組みの整備 (*)	ACSA、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結、円滑な運用等を推進する。 こうした取組を通じ、諸外国との安全保障面での協力を深化させるとともに、我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。				2-1
	—	—	—	—	—
②政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備 (*)	原子力協定等の締結による原子力分野での協力に必要な法的枠組みの整備や犯罪人引渡条約、受刑者移送条約等の締結による刑事分野での協力に必要な法的枠組みの整備を進める。また、我が国と諸外国・国際機関との関係全体を規律する法的枠組みを整備する。さらに、国際社会における諸課題に係る国際的なルール作りに適切に参画する。 こうした取組を通じ、我が国と諸外国・国際機関との間で政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。				2-2
	—	—	—	—	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
八 外交・安全保障
- ・成長戦略実行計画（令和 3 年 6 月 18 日）
第 15 章 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現
- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
（自由で公正な経済秩序の拡大）（地球規模課題への対応）

測定指標 3-1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 ＊ （※国際法局の所掌に係るもの。）

中期目標（一年度）

経済連携協定（FTA/EPA）について新規案件の検討、既存案件の交渉及び締結の促進を図るとともに、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に積極的に関与・貢献する。経済分野の国際約束の下で生ずる紛争の解決について、個別紛争の処理手続に適切に対処するとともに、紛争を未然に予防することにより、国際経済体制の安定性・「法の支配」の向上に貢献していく。

令和 3 年度目標

- 1 WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。
 - ・令和 3 年中に開催予定の第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）に向けて、WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引のルール作りを始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。
- 2 FTA/EPA 等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
 - ・地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の早期締結・発効に向けて、必要な作業を推進する。
 - ・日中韓 FTA、日トルコ EPA 等につき交渉を進展させる。
 - ・発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。
- 3 進行中の紛争や潜在的紛争案件等について、問題の適切な解決を目指し、万全を期して取り組む。また、国際経済紛争処理全般への対応強化に向け、一層の体制拡充を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO
 - ・ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、各種議論に積極的に取り組んだ。11 月に予定されていた第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期されたが、12 月には、電子商取引交渉に関する共同議長国閣僚声明や開発のための投資円滑化に関する共同声明が発出された他、サービス国内規制に関する交渉が妥結を見た。
- 2 FTA/EPA
 - ・地域的な包括的経済連携（RCEP）協定については、我が国は 4 月に国内手続を完了し、受諾書を ASEAN 事務局長に寄託した。同協定は令和 4 年 1 月 1 日、我が国のほか、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国及びニュージーランドの 10 か国について発効した。その後、韓国については令和 4 年 2 月 1 日、マレーシアについては令和 4 年 3 月 18 日にそれぞれ発効した。
 - ・日中韓 FTA 及び日トルコ EPA については、交渉会合は実施されなかった。
 - ・発効済みの EPA については、日メキシコ EPA、日インドネシア EPA、日 ASEAN 包括的経済連携協定、TPP11 協定、日 EU・EPA、日英 EPA 等に関し、実施及び運用に際して、個別条文の解釈、仲裁の手続規則や行動規範等の各種関連文書の作成等に関し、法的助言を行った。
- 3 進行中の紛争や潜在的紛争案件等
 - ・令和元年 5 月に我が国が WTO 紛争解決手続に申し立てた「インドによる ICT 製品の関税上の取扱

い (DS584)」につき、パネル（1 審に相当）での審理に向けて、我が国主張の立論及び証拠の収集・分析を行った。

- ・ 6 月、我が国は「中国による日本製ステンレス製品に対するダンピング防止措置 (DS601)」につき、WTO 紛争解決手続に申し立てた。その後、パネル（1 審に相当）での審理に向けて、我が国主張の立論及び証拠の収集・分析を行った。
- ・ 日・香港投資協定に基づき申し立てられている国際仲裁手続について対応を行った。
- ・ 経済紛争処理に関する体制強化の取組の一環として、4 名の定員増が認められた。
- ・ 潜在的紛争案件については、6 月に地方自治体向けに 1 回、12 月に各省庁向けに 1 回、令和 4 年 3 月に各省庁及び地方自治体向けに 1 回、計 3 回の啓発セミナーをオンラインで行うなど、未然の紛争予防に資する取組を行った。

令和 4 年度目標

- 1 WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下の実施に際し、法的助言を行う
 - ・ 令和 4 年 6 月に開催見込みの第 12 回 WTO 閣僚会議 (MC12) に向けて、各種会合や有志国の取組等に参加し、これを推進していく。特に、我が国が共同議長国として主導する電子商取引のルール作りについては、令和 4 年末までに多くの論点において議論を取れんさせることを目指して交渉を進めることを目指す。また、サービス国内規制に関する文書の締結手続について、準備及び検討を進める。
- 2 FTA/EPA 等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
 - ・ 日・米貿易協定改正議定書の署名・締結に向けた交渉、法的精査、国会審議等に係る必要なプロセスの推進を図る。
 - ・ 日中韓 FTA、日トルコ EPA 等につき交渉を進展させる。
 - ・ 発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。
- 3 進行中の紛争や潜在的紛争案件等について、問題の適切な解決を目指し、万全を期して取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進について、その進捗を測ることは、経済分野における新たな国際的なルール作りに向けた進展を把握する上で有益であるため。また、目標に掲げた各種国際約束の締結及び紛争処理対応は、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進を通じ、我が国の経済成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業並びにその製品及びサービスの参入機会を増大させる上で重要であるため。

測定指標 3-2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画 *

中期目標（--年度）

日本国民及び日系企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する。

令和 3 年度目標

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 投資協定：ジョージアとの間で発効（7 月）したほか、バーレーンとの間で実質合意に至った（令和 4 年 2 月）。また、アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャンとの間で交渉を継続した。さらに、エネルギー分野における投資促進等を目的と

するエネルギー憲章条約近代化交渉に継続的に参加した。

租税関連条約：スイス（7月）との間で日・スイス租税条約改正議定書に署名を行い、スペイン（5月）、ウルグアイ（7月）、ジョージア（7月）及びセルビア（12月）との間で租税条約が発効した。

また、チュニジア、ギリシャ、フィンランド及びナイジェリアとの間で交渉を継続するとともに、新たにウクライナ及びアゼルバイジャンとの間で交渉を開始した。

社会保障協定：フィンランドとの協定について、11月に外交上の公文の交換を行い、令和4年2月に発効した。また、スウェーデンとの協定について、3月に外交上の公文の交換を行った。さらに、トルコとの間で交渉を継続した。

- 2 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定について、5月に国会承認を得て、6月に外交上の公文の交換を行い、同日に効力が生じた。大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書については、6月に国会承認を得た後、7月に受諾書を寄託した。国際航路標識機関条約については、6月に国会承認を得た後、7月に受諾書を寄託した。また、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定は、我が国について6月に効力が生じた。

令和4年度目標

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本国民及び日系企業の国内外における利益の保護・促進のために、日本企業の海外展開に資する環境を整え、経済関係の緊密化を図る手段としての投資協定、租税条約及び社会保障協定締結の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、環境のように国民生活に影響を与える分野での国際的なルール作りにおいて、我が国の利益や関心を国際的なルールに十分反映させつつ地球規模の課題の解決に向けて積極的に取り組むことは、国際的なルールの作成を積極的に推進するとともに、日本国民及び日系企業の利益にとって重要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 (*)	<p>WTOにおける取組を通じた多角的貿易体制の強化に向けて引き続き法的な観点から貢献する。また、経済連携協定の交渉、締結及び実施における法的な事項の検討及び精査並びに国内外への見解の提示を行う。さらに、WTOや投資関連協定等における紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うに際して法的な検討及び精査並びに知見の提供を行う。これらについて、安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化している中、経済自由化と安全保障等に係る国家の規制権限との適切なバランス確保等を含む経済安全保障の観点も十分に踏まえた上で戦略的な対応をしっかりと行っていく必要があり、この点についても法的な知見を提供する。また、包括的なFTA/EPAの締結のための作業は、交渉分野が多岐にわたることから、協定の案文は必然的に膨大な分量となる。今後、既存の交渉の加速や交渉妥結及びその後の締結並びに経済安全保障に関する検討が想定されることを踏まえ、これに対応し得る体制強化のための人的資源の拡充を行う。</p> <p>これらの取組を通じて、自由貿易体制を強化・推進するとともに、国民の利益を増進させる。</p>				3-1

	—	—	—	—	—
②日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進 (*)	<p>国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互依存はますます高まっており、日本国民及び日系企業が海外で行う経済活動の重要性が増大していることから、このような経済活動を支援するための法的基盤を提供する。</p> <p>これにより、日本国民及び日系企業の海外における利益の保護及び促進に寄与する。</p>				3-1 3-2
	—	—	—	—	—
③国民生活に直結する環境その他の分野での国際的なルール作り (*)	<p>グローバル化の進展とともに、環境、漁業、海事、文化、科学技術等の社会分野において、国民生活に直結するような国際的なルール作りを推進するとともに、その適切な実施を確保する。これら国際約束に係る交渉、締結及び実施のいずれの段階においても、法的な観点からの検討及び精査並びに知見を提供する。</p> <p>これにより、国民の利益の増進に寄与する。</p>				3-2
	—	—	—	—	—
④国際経済紛争処理 (令和2年度)	<p>我が国が抱える外交課題における国際経済紛争処理に係る論点について、高度な専門性を有する専門家・法律事務所による法的支援を得て、個別の外交課題に関する法的分析を補強し万全を確保する。また、これに関連して、国際経済紛争処理の諸問題に関し、最近の判例及び国際社会における議論の動向を踏まえ、専門家に研究を委嘱・報告させることを通じて、専門的な観点から体系的かつ詳細な検討を行う。</p> <p>これにより、日本国民及び日系企業の海外における利益の保護及び促進に寄与する。</p>				3-1
	—	116 (116)	128 (109)	139	0218

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅱ-4 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び
分析の政策決定権者等への提供（モニタリング）

令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-II-4）

施策名	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定権者等への提供					
施策目標	情報収集能力の強化、情報コミュニティ省庁及び諸外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用等による情報分析の能力の強化、政策立案に資する情報及び情報分析の政策決定権者等への適時の提供を行うことにより、外交施策の立案・実施に寄与する。					
目標設定の考え方・根拠	日本の安全保障等に係る外交政策や、海外における邦人の安全等の重要課題に資する、国際情勢に関する情報の収集と分析、これらの政策決定権者等への提供を行うために各目標を設定する。根拠となる演説等については、以下の「関連する内閣の重要政策」に同じ。					
施策の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における情報収集担当官が、新たな情報源の開拓を含め、情報収集を強化するため、任国の内外に定期的に出張する。 2 先端技術による情報収集 先端技術を活用して、情報の収集・分析を行う。 3 公開情報収集 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、より広範な公開情報を入手する。 4 情報分析機能の推進（有識者知見の活用、関係者とのネットワーク拡大） 国際情勢を的確に見極めていくためには、様々な要因・観点から考慮することが必要であり、省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして、多角的な観点から分析を推し進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強化を図っていく。 5 職員のための研修及び情報収集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。 6 政策決定権者等への適時の情報及び情報分析の提供 適時・適切な政策決定権者等への情報・情報分析の提供を行う。 					
関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日） ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日） ・経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日 閣議決定） 第2章5. 4つの原動力を支える基盤づくり ・国際協力事業安全対策会議最終報告（平成28年8月30日 外務省・独立行政法人国際協力機構） 1（1）情報収集・分析態勢の強化 ・国家安全保障戦略（平成25年12月17日 国家安全保障会議決定、閣議決定） IV 1（6）国際テロ対策の強化及び（7）情報機能の強化 					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	607	602	601	752
		補正予算(b)	0	0	103	
		繰越し等(c)	0	0	△51	
		合計(a+b+c)	607	602	654	
執行額(百万円)		565	523	571		
同（分担金・拠出金）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	—	0	0	0
		補正予算(b)	—	0	0	
		繰越し等(c)	—	0	0	
		合計(a+b+c)	—	0	0	
執行額(百万円)		—	0	0		
政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	国際情報統括官組織	政策評価実施 予定時期	令和6年8月	

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標1 情報収集能力の強化 *

中期目標（--年度）

政策部門の情報関心を把握するとともに、独自の問題意識も持ち、客観的情勢判断のための情報収集を行う。収集に当たっては、その目的・内容に応じて適切な手段を複合的に用いることで、「オールソース・アナリシス」につなげる。また、情報収集能力自体の強化に努める。

令和3年度目標

以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。

- 1 政策形成プロセスへの効果的貢献の明確化のため、政策部門との情報共有を促進するとともに、より効果的な情報収集を行うことができるよう、会議の開催等を通じて本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。
- 2 必要な公開情報を入手するとともに、外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実させる。
- 3 先端技術を活用し、専門性の高い分野での収集能力強化を図る。
- 4 研修を実施し、より先進的な情報収集の技術を取得し、より政策部門の情報関心に即した情報収集を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1（1）政策部門との意見交換を定期的実施し、情報関心の把握に努めた。また、政策部門への公開情報の積極的な共有を行いつつ、それを通じて日々の情報関心の把握を行った。これらの情報共有や意見交換は様々なレベルでほぼ毎日行った。
（2）例年行ってきた特定重要テーマに関する会議・研修等は、新型コロナウイルス感染症拡大が続いたため実施できなかった。その分、日頃からの情報関心の在外公館への伝達に力を入れ、本省・在外公館間のコミュニケーションを密にすることで、情報収集体制の強化を図った。また、省内のDX推進により向上した通信環境も活用し、クラウドシステムを通じた情報共有等によって、省内において在外公館職員を含め適時に幅広く情報共有を行う体制を強化した。
- 2（1）新たな安全保障環境の変化にも対応すべく、公開情報収集・調査に係る取組を拡大したほか、委託調査も積極的に活用するなど、公開情報の収集・調査体制を強化した。
（2）新型コロナウイルス感染予防の観点から、開催頻度は引き続き例年に比べて件数を抑えざるを得なかったが、関係省庁との意見・情報の交換を月複数回等の頻度で定期的に行い、双方の専門性を活かして相互に補完し合うことにより、情報収集能力を強化した。また、日本や在外邦人の安全に関わる非常事態の発生時等においては、関係省庁との追加の情報共有やアドホックの意見交換も行い、重点的に情報収集を行った。
（3）新型コロナウイルス感染症拡大が続いたため、機微な情報を扱う対面での協議の実施は大きな制約を受けたが、人数制限等の感染対策をとり、また、情報保全に万全を期しながら、可能な場合にはオンラインを含め可能な形式により積極的に実施し、情報の収集に努めた。
- 3（1）経済安全保障分野について、委託調査の活用や定員増要求等により情報収集体制の強化に努めた。
（2）衛星画像分析のための機器の維持管理や、分析に必要なデータの購入を通じ、専門性の高い分野での収集能力強化を行った。
- 4 専門機関による研修等への参加を通じて、より先進的な情報収集の技術・手法取得に努めた。

【定量的データ】

- ・購入した刊行物・データベース等の数：157
- ・先端技術関連データ購入枚数：35
- ・本省出張者延べ人数：24
- ・在外公館職員による出張回数：4

令和4年度目標

以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。

- 1 政策形成プロセスへの効果的貢献の明確化のため、政策部門の情報関心の把握や同部門との情報共有を促進するとともに、より効果的な情報収集を行うことができるよう、情報関心の共有や会議の開催等を通じて本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。
- 2 膨大な公開情報の中から必要な情報を効果的に収集・入手する。
- 3 外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実させる。
- 4 先端技術を活用し、専門性の高い分野での収集能力強化を図る。

5 専門機関による研修等に参加し、より先進的な情報収集の技術を取得し、同技術を活用した情報収集を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

適切な外交政策の立案・決定・実施に貢献するため、上記のような様々な手段を通じ、政策部門の情報関心を把握し、これを在外公館とも共有することで情報収集の対象を政策の立案・決定・実施により即したものとするとともに、近年とみに重要性を増す公開情報の収集や技術の活用を促進することで、情報収集能力のより一層の強化を進めることが必要である。この点を評価するに当たり、年度ごとに行った情報収集の実績を測り、施策の進捗を把握することで、次年度に向けた PDCA サイクルにつなげる。

測定指標 2 情報分析の質の向上 *

中期目標（一年度）

政策立案・決定に資するインテリジェンスを作成するため、様々な組織的努力を通じて客観的情勢判断のための分析を行う。また、分析の精緻化を進めるため、分析に当たっては「オールソース・アナリシス」を行う。さらに、分析能力自体の強化に努める。

令和3年度目標

以下の達成手段等により、優れた分析手法を吸収し、質の高い情報分析を行う。

- 1 国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進する。
- 2 外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実させる。
- 3 先端技術を活用する。
- 4 情報分析に関する研修・会議に参加し、能力向上を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 国内情報コミュニティ内における情報共有や意見交換を活発化させ、他省庁の分析手法の優れた部分を意識的に吸収し、分析の質の向上を図った。また、日本や在外邦人の安全に関わる非常事態の発生時等においては、関係省庁との追加の意見・情報交換を重点的に行い、分析の質の向上を図った。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大が続いたため、対面での外国政府機関や専門家との意見交換の実施は大きな制約を受けたが、人数制限等の感染対策をとり、また、情報保全に万全を期しながら、オンラインを含め可能な形式で各種の意見交換を積極的に実施し、外部有識者の知見の積極的吸収に努めた。
- 3 先端技術や専門知識を有する組織への公開情報の委託調査も積極的に活用し、分析能力の強化を図った。また、職員を対象とした先端技術の導入・活用に関する研修を行い、新たな分析手法等研修の成果を国際情報統括官組織の分析プロダクトに反映するとともに、研修実施者に対して成果をフィードバックするなどの方法を通じて、研修成果のより効果的な定着を図った。
- 4 着任者を対象とした組織内統一的な分析研修を実施するなど、職員に対する各種研修・会議等を通じて、時宜にかなない政策部門の情報関心に即した分析を行う能力向上を図った。

【定量的データ】

- ・専門分析員数：21
- ・委託調査報告書数：16
- ・招へい延べ人数：0
- ・研修／会議参加のための出張者数：0
- ・着任者への統一分析研修：計2回

令和4年度目標

以下の達成手段等により、優れた分析手法を吸収し、質の高い情報分析を行う。

- 1 国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進する。
- 2 外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実させる。
- 3 AIを始めとする先端技術を活用した手法を取り入れることにより、分析能力の強化を図る。
- 4 情報分析に関する研修・会議に参加し、能力向上を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

適切な外交政策の立案・決定・実施に貢献するために、収集した情報に基づいて質の高い分析を行うことが重要であり、ここに列挙されるような手段を通じ優れた分析手法を習得し、これにより情報分析の質を継続して向上させることが必要である。この点を評価するに当たり、年度ごとに情報分析の実績を測り、施策の進捗を把握することで、次年度に向けた PDCA サイクルにつなげる。

測定指標 3 政策決定権者等への適時の情報及び情報分析の提供 *

中期目標（一年度）

インテリジェンスが政策立案・決定に資するよう、提供に当たっては提供の仕方やタイミングに特に注意し、政策立案・決定に必要な確かなタイミングでの提供が行えるよう、プロセスを管理する。また、提供の在り方についても、当該インテリジェンスを必要としている「カスタマー」にできるだけ直接届くよう適切な配布方法を採用する。

令和 3 年度目標

以下の達成手段等により、政策決定権者等への情報・情報分析の適時・適切な提供を行う。

- 1 政策部門に対する時宜を得た情報・情報分析の提供を行い、フィードバックを得ることで政策部門の情報関心を適切に把握する。
- 2 在外邦人の安全対策強化の観点から、省内関係部局と引き続き密に連携することを含め、政府内・省内政策部門との緊密なやりとりを通じて政策部門の情報関心を的確に把握し、厳しさを増す日本を取り巻く国際情勢の状況に則し、機動的に動く。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 省内の DX 推進により向上した通信環境も活用しつつ、国際情報統括官組織作成の各種成果物への省内におけるアクセスの更なる向上を図る等、ユーザーフレンドリーな観点からの資料提供に係る各種改善を行った。
(2) 時宜を得た情報・分析を提供するため、事案発生から間を置かず提供可能な分析プロダクトを作成することを奨励した。また、政策部門からのフィードバックを組織内で共有し、以後の分析資料作成に活用した。特に、日本や在外邦人の安全に関わる事態の発生時等においては、常時アップデートを行う等、政策部門に頻繁に情報提供を行った。
(3) 引き続き新型コロナウイルス感染対策として、対面ブリーフの機会に制約があったものの、政策部門のニーズに合わせ、機動的に調整を行い、また、ブリーフの機会に先方の関心を聴取することを通じて、政策決定権者等への時宜を得てニーズにかなった情報提供につなげた。
- 2 (1) 在外邦人の安全対策強化の観点から、省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し、関連情報を共有した。
(2) また、総理大臣官邸、国家安全保障会議（NSC）を含む政策決定権者の判断に資する情報提供を確保するため、省内政策部門と定期的な意見交換のほか、様々なレベルで情報共有や意見交換を常時行うことにより、収集すべき情報や情報の集約・分析・共有手段等について連携強化を図り、情報及び情報分析を提供した。

【定量的データ】

- ・分析資料の作成数（平成 22 年度を 100 として）：219
- ・幹部へのブリーフの回数（平成 22 年度を 100 として）：227

（注）平成 24 年度に政策評価の評価書フォーマットが変更となって以降、毎年、平成 22 年度を基準年（100）としている。

令和 4 年度目標

以下の達成手段等により、政策決定権者等への情報・情報分析の適時・適切な提供を行う。

- 1 政策部門の情報関心を踏まえ、政策部門に対する時宜を得た情報・情報分析の提供を行うとともに、フィードバックを得ることで政策部門の情報関心の一層の把握を行う。
- 2 在外邦人の安全対策強化等の観点から、省内関係部局と引き続き密に連携することを含め、政府内・省内政策部門との緊密なやりとりを通じて政策部門の情報関心を的確に把握し、厳しさを増す我が国を取り巻く国際情勢の状況に則し、機動的に情報及び情報分析を提供する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

適切な外交政策の立案・決定・実施に貢献するためには、収集あるいは分析を行った情報を、政策決定権者等に適時・適切に提供することが重要であり、引き続きここで挙げた目標を掲げて情報及び情報分析の提供を実施・強化していく。この点を評価するに当たり、提供の実績を量的及び質的に測り、施策の進捗を把握することで、提供の実績を量的及び質的に測ることで、施策の進捗を把握し、次年度に向けたPDCAサイクルにつなげる。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
情報収集・ 分析 (平成16 年度)	1 在外公館における情報収集・分析機能強化 ① 在外公館の担当官が、任国の内外に定期的に出張する。 ② ①を通じ、新たな情報源の開拓等を行い、情報収集・分析能力の強化に寄与する。				1-1 1-2
	2 先端技術による情報収集 ① 先端技術を活用して情報の収集・分析を行う。 ② ①を通じ、情報収集・分析の質を高める。				1-1 1-2
	3 公開情報収集 ① 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、公開情報の中の基礎的な情報を入手する。 ② ①を通じ、情報収集能力の強化に寄与する。				1-1
	4 情報分析機能の推進(有識者知見の活用、関係者とのネットワーク拡大) ① 省内のみならず省外の専門家の知見を積極活用していくなどして、多角的な観点から分析を推し進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報分析機能の強化を図っていく。 ② ①を通じ、国際情勢を的確に見極めていくため、様々な要因・観点から考慮することにより、情報分析能力の更なる強化に寄与する。				1-2
	5 職員のための研修及び情報収集・分析会議 ① 我が国の関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者間の情報共有・意見交換のため会議等を実施する。 ② 参加者が情報収集のためのノウハウを入手するとともに、知見を高めることによって、情報収集・分析能力の強化に寄与する。				1-1 1-2
	6 政策決定権者等への適時の情報及び情報分析の提供 ① 省内政策部門との意見交換等により政策部門が必要とする情報を把握するとともに、政策部門に対する時宜を得た報告の機会を確保・拡充する。 ② ①を通じ、政策決定権者等への適時の情報及び情報分析を提供することにより、外交施策の立案・実施に寄与する。				1-3
	607 (564)	603 (523)	601 (518)	753	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策

施策Ⅲ-1 内外広報・文化交流・報道対策

令和4年度事前分析表

(外務省4-III-1)

施策名(※)	内外広報・文化交流・報道対策				
施策目標	<p>諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図るとともに、我が国外交政策に対する国内外での理解を増進し、日本外交を展開する上での環境を整備するため、以下を戦略的、有機的かつ統一的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 2 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。 3 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進する。 4 文化・人物交流事業を通じて、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 				
目標設定の考え方・根拠	<p>外交政策の効果的な展開のためには、各国の政策決定の支持基盤となる有識者や一般国民層への情報発信や交流の促進を通じて、日本への関心を高め、対日信頼感を醸成し、対日理解を増進するとともに、適切な報道対策や広報を通じて、日本国民の外交政策に対する理解を増進し、その支持を獲得することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第208回国会外交演説(令和4年1月17日) ・経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日 閣議決定) 				
施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算の状況(百万円)	当初予算(a)	21,690	24,989	24,825	20,257
補正予算(b)	3,138	△1,438	△2,259	△2,259	/
繰越し等(c)	73	0	0	0	/
合計(a+b+c)	24,902	23,551	22,566	22,566	/
執行額(百万円)	23,928	21,477	21,490	21,490	/
同(分担金・拠出金)	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	5,560	5,339	5,331
補正予算(b)	-	-	449	1,972	/
繰越し等(c)	-	-	0	0	/
合計(a+b+c)	-	-	6,008	7,311	/
執行額(百万円)	-	-	6,008	7,311	/
政策体系上の位置付け	広報、文化交流及び報道対策	担当部局名	大臣官房(外務報道官・広報文化組織)	政策評価実施予定時期	令和7年8月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 国内広報の実施
<p>施策の概要</p> <p>外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み、政策の具体的内容や外務省の役割等について、国内広報の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ、分かりやすい情報発信を行う。</p> <p>関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）</p> <p>・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）</p>

測定指標 1-1 国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信 *
<p>中期目標（6年度）</p> <p>我が国の外交政策及び外務省の活動につき、訴求対象に応じた効果的な広報活動を実施し、国民の理解を増進する。</p> <p>令和4年度目標</p> <p>我が国の外交政策を円滑かつ強力に推進していくためには、国民の理解と信頼が不可欠である。このため、訴求対象に応じて次の取組を推進する。講演会等の事業の実施に当たっては、オンライン形式も活用し、柔軟な実施体制の構築を検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 我が国の外交政策を政務三役が直接国民に紹介する事業の実施 我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会（随時）、セミナー（随時）、プレゼンテーション・コンテスト（年1回）、小中高生の外務省訪問事業等の実施（随時） パンフレットの更なるデジタル化やインターネットコンテンツの拡充等を通じた、我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信 様々な角度から外交の実像を発信し、活発な議論の場を提供することをねらいとした、外交専門誌『外交』の発行（年6回） <p>測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠</p> <p>国民の理解と信頼を得るために各種発信手段を用いて外務省の諸活動や外交政策の具体的内容等についての的確な情報発信を行った実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。なお、参加者からの評価をより正確に把握するため、各種事業後にアンケートを実施し、実績を測る。</p> <p>我が国の外交政策及び外務省の活動につき、国民の理解を増進するため、上述の事業を訴求対象に応じて継続して行うことが重要である。</p>

参考指標：広聴活動（メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見の件数）

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位：百万円)		当初予算額 (単位：百万円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①国内広報 (*)	1 講演会・シンポジウム等の開催 「国際情勢講演会」、「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」、外務省セミナー「学生と語る」、「外交講座」、「高校講座」、「小中高生の外務省訪問」等、外務省の政務三役や外務省員が直接国民に対し、我が国の外交政策や外務省の取組について紹介する機会を確保する。実施に当たっては、オンライン形式も活用し、柔軟な実施体制の構築を検討する。				1-1

	このような取組により、我が国の外交政策及び外務省の活動に対する国民の理解の促進を図る。				1-1
	<p>2 パンフレットの作成・配布、ホームページコンテンツの作成及び外交専門誌『外交』の発行</p> <p>重要外交課題等に関するパンフレットの作成・配布、外務省ホームページコンテンツとして「キッズ外務省」等で国際情勢や様々な分野の外交政策を分かりやすく説明する記事を掲載することにより、我が国の外交政策や外務省の取組について国民に幅広く情報発信を行う。さらに、我が国を取り巻く国際情勢や主要外交課題等を取り上げた外交専門誌『外交』を発行(年6回)する。</p> <p>このような取組により、我が国の外交政策及び外務省の活動に対する理解の促進を図る。</p>				
	62 (57)	61 (56)	59 (50)	55	0233

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 海外広報の実施

施策の概要

海外広報事業として、(1) 我が国の政策についての理解促進を目的とする政策広報、(2) 我が国の一般事情についての理解促進、親日感の醸成及び日本ブランドの発信強化を目的とする一般広報を実施するとともに、(3) 海外における広報文化外交の拠点である「ジャパン・ハウス」事業を効果的に実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 2-1 海外広報の推進 *

中期目標（6 年度）

政策広報及び一般広報の実施を通じ、海外における対日理解増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。

令和 4 年度目標

1 政策広報の実施

(1) 我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し、我が国の政策・取組・立場や考えが海外において定着、浸透するよう努める。実施に当たっては世論調査等を参照しつつ、各国の状況や特性を踏まえたアプローチとなるよう工夫する。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、オンライン形式の事業も活用しつつ、講演、セミナー、招へい事業等を通じた我が国に関する第三者発信 350 回以上の達成を目指す。

(2) 我が国の基本的立場や事実関係について国際社会の正しい理解を得るために、政策広報動画の制作（年 6 本）及び配信を行い、YouTube 再生回数 730 万回を目指す。

(3) 各種調査事業や在外公館における外部専門家の活用等、戦略的な対外発信強化のための環境整備を行う。

2 一般広報の実施

(1) 新型コロナウイルス感染症により専門家を海外派遣できない場合はオンライン事業を取り入れつつ、海外において日本ブランドの発信強化のための事業を実施し、参加者アンケートでの高評価が 9 割以上となるよう努める。

(2) 印刷物資料、視聴覚資料を効果的に活用する。特にジャパン・ビデオ・トピックスの Web 配信再生回数 450 万回以上を目指す。

(3) Web Japan による対日理解を促進し、年間 700 万ページビューを超えるアクセス数を目指すと共に、SNS 発信を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政策・一般広報の実施実績を測ることは、海外における対日理解の増進等に向けた施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、政策・一般広報の実施につき、単に実施件数のみでなく、訴求対象者による評価等を加味して事業の有効性を総合的に測ることは施策の成果を測る上で重要であるとの考えから測定指標を設定している。

- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

「国際社会から日本の政策・取組・立場に対する理解と支持を得るための戦略的な対外発信を強力に展開するとともに、親日派・知日派育成や日系社会との連携強化に努めます。」

測定指標 2-2 ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施 *

中期目標（6 年度）

日本の多様な魅力や、政策・取組の発信を通じ、これまで必ずしも日本に関心がなかった人々を含む幅広い層を惹きつけ、親日派・知日派の裾野を拡大する。そのため、来館者に加え、デジタルコンテンツ視聴者のさらなる獲得や横展開（設置国内外へのジャパン・ハウス コンテンツの展開）の拡充を目指す。

令和4年度目標

- 1 各ジャパン・ハウスにおいて、現地事務局主導による企画展示、東京事務局主導による国内公募作品の巡回展、セミナーやシンポジウム等を通じた政策広報をバランスよく実施するとともに、オンライン発信を強化することによって、日本の多様な魅力を発信し、これまで必ずしも日本に関心がなかった層を惹きつけるとともに、親日派・知日派の裾野を一層拡大させる。
- 2 KPI 指標として年間来館者数（サンパウロ：26万人、ロンドン：25万人、ロサンゼルス：7万人）及び年間メディア掲載回数（サンパウロ：3,800件、ロンドン：1,000件、ロサンゼルス：800件）を引き続きモニタリングする。また、バーチャル展示視聴者数を新たにモニターすることとし、デジタルコンテンツ視聴者の獲得に努める。
- 3 ジャパン・ハウスで実施する展示やイベントを設置国内外にも展開するほか、日本企業のビジネス展開、文化・学術交流、インバウンド観光の促進、現地と日本の地方自治体、学術機関、企業などとの交流を推進する。
- 4 ジャパン・ハウス事業が、地域の魅力発信や若手芸術家の海外進出の足がかりのプラットフォームとして活用できることを広く周知するため、日本国内におけるジャパン・ハウスの認知度を高めるための広報を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ジャパン・ハウスは、日本の多様な魅力や、政策・取組の発信を通じ、親日派・知日派の裾野を広げることを目指す広報文化外交の拠点である。来館者やメディア掲載の数はその成果を語る上で最も基本的な数値であり、継続的にモニタリングすることは重要。

また、ジャパン・ハウスの拠点地のみならず、設置国内外への展開を推し進めることや、バーチャル展示視聴者数もモニターすることで、親日派・知日派の裾野を一層広げることをはかる。なお、KPI 指標については、新型コロナウイルス感染症収束後も市民生活が完全に旧に復するには更に時間を要すると想定されることもあり、過年度の傾向を踏まえ目標値を設定する。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
① 海外広報 (*)	1 世論形成や政策決定に影響力のある有識者層に対する政策情報の効果的発信 我が国の外交政策について、我が国の政策・取組・立場に関する海外における理解を深める目的で、我が国の有識者を派遣しての講演、政策広報資料の作成、インターネットを利用した外交政策や国内事情に関する情報発信等を実施する。 また、在外公館が開催する各種事業と連携し、有識者・専門家等の協力を得て、外交政策や国内事情に関する情報発信や、講演会、展示会等を実施する。 これらの事業により、主に各国有識者層に対する我が国外交政策への理解の促進に寄与する。				2-1
	2 多方面にわたる日本の魅力、強み、日本人の価値観の積極的発信 諸外国国民に対し日本の魅力、強み、日本人の価値観を積極的に発信することを目的として、各種関連広報資料の作成、インターネットを利用した日本事情に関する情報発信等を実施する。 これらの事業により、諸外国国民の日本の魅力、強み、日本人の価値観の理解の促進に寄与する。				2-1
	3 教育広報 現地の小中学校を訪問して、日本事情を紹介するほか、教員に対して日本の政治、経済、社会事情を正しく理解してもらうためにワークショップ等を実施する。				2-1

	<p>教育広報を通じて、若年層の対日理解や対日親近感の醸成を図る。</p> <p>4 日本ブランド発信事業(平成25年度開始)</p> <p>市民社会の中から発信力のある民間企業、NGO、地方自治体関係者等を公募の上、海外に派遣し、それぞれの特性を生かした講演・セミナー・プロモーション活動等を実施する。</p> <p>これらの事業を通じて、日本ブランドを復活・強化し、諸外国国民に対し日本の魅力への関心・共感、日本文化への理解を促進することに寄与する。</p>	2-1			
	<p>5 広報文化活動の実施評価調査(平成25年度開始)</p> <p>諸外国における我が国の広報文化活動の立案・実施に役立つ評価モデルの策定と、PDCAサイクルの普及・定着を通じ、戦略的な広報文化活動を実現するための方策を研究する。</p> <p>これら調査結果を、今後我が国が在外公館にて実施する広報文化活動の立案・実施に活用し、より効果的な事業実施に寄与する。</p>	2-1			
	<p>677 (638)</p>	<p>2,724 (2,576)</p>	<p>642 (561)</p>	<p>530</p>	0234
②内外発信のための多層的ネットワーク構築(平成26年度)	<p>我が国において、諸外国の有識者、報道関係者等に対し、関連する研究者等との意見交換、関連施設訪問等を通じて、我が国を取り巻く領土・主権に関する理解を深め、帰国後は、在外公館の支援を得てメディアを通じた対外発信や各国政策担当者への働きかけを行ってもらうとともに、内外の有識者等の関係者間でプラットフォームを形成する。</p> <p>国際世論形成に影響力のある人物のネットワークを構築することを通じて、領土・主権に関する我が国の発信力強化に寄与する。</p>	2-1			
	<p>273 (209)</p>	<p>272 (84)</p>	<p>211 (176)</p>	<p>139</p>	0235
③主要国における日本や他の国々の影響力調査・分析とそれに基づく効果的な発信(平成27年度)	<p>対外発信の拠点となる主要国に所在する在外公館において、調査研究機関を通じ、主要な他国の動向を調査・分析し、日本に関連する報道やイベント等をモニタリングするとともに、対日世論調査を実施する。</p> <p>これらの調査結果に基づき、各国において日本の対外広報の在り方について分析を行うとともに、効果的な発信を行うことに寄与する。</p>	2-1			
	<p>929 (920)</p>	<p>951 (949)</p>	<p>951 (952)</p>	<p>1,155</p>	0236
④「ジャパン・ハウス」運営関連経費(平成27年度)	<p>世界主要都市において、各機関の拠点施設を集約するとともに、オールジャパンで我が国の正しい姿を含む政策・取組や多様な魅力を発信する拠点施設「ジャパン・ハウス」を運営する。</p> <p>これにより、対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。</p>	2-2			
	<p>3,624 (3,158)</p>	<p>3,775 (3,259)</p>	<p>3,833 (3,760)</p>	<p>4,293</p>	0240
⑤在外公館による海外研究機関等支援(平成27年度)	<p>主要国に所在する在外公館において、現地の研究機関が主催する日本関連のセミナー・講演会等への機動的な支援や、日系・親日団体が主催する日本関連行事に対するきめ細かな支援を行う。</p> <p>これらの事業により、現地の民間機関・団体を通じた対日理解増進に寄与する。</p>	2-1			
	<p>27 (24)</p>	<p>27 (11)</p>	<p>27 (16)</p>	<p>25</p>	0238
⑥在外公館及び本省における外部専門家の活用(平成27年)	<p>我が国に好意的な世論を構築することを目的として、主要国に所在する在外公館及び本省において、①対日理解促進PRコンサルタント契約、②在外公館の現地在住の広報分野の業務補助員を配置、③対外広報を実施する上で考慮すべき諸情勢、諸情報の調査分析を日本国内の外部専門家に委託、④本省の業務拡大に対応するため、関係課室に非常勤職員を配置する。</p> <p>これにより、対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解促</p>	2-1			

度)	進のための基盤整備に寄与する。				0237
	280 (265)	291 (272)	274 (262)	268	
⑦ 在外公館 人的交流等 支援事業 (平成 27 年 度)	在外公館による事業実施が困難な遠隔地における事業について現地事情に精通した対日友好団体に実施委託する。 これにより、同団体の活動を支援しつつ、効果的な対外発信を実現する。				2-1
	12 (13)	12 (6)	12 (11)	9	0239

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 3 IT 広報の実施

施策の概要

IT 広報手段の強化・多様化、IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化、時宜を捉えた迅速な情報発信の取組を通じ、我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日）

測定指標 3-1 IT 広報手段の強化、多様化 *

中期目標（6 年度）

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、需要に合った IT 広報手段を強化、多様化する。

ウェブアクセシビリティに関する日本産業規格 JIS X 8341-3 : 2016 については、平成 26 年以降に作成した CMS テンプレートで作成したページについて、令和 6 年度末までに達成基準レベル AA に準拠することを目標とする。

令和 4 年度目標

- 1 外務省ホームページ（HP）と連携した外務省公式 SNS アカウントの効果的な運用を行い、フォロワー数の増加を図る。在外公館 SNS の運用の側面支援を継続し、外務省全体としての SNS を通じた情報発信力を向上させる。
- 2 令和 3 年度に実施した不要ページ及び浮遊ページの整理を引き続き実施する。外務省 HP のウェブアクセシビリティの向上に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

コロナ禍を背景に、SNS は益々重要、有益な情報発信・収集ツールとなってきている。外務省の情報発信力を拡大する上で SNS の活用を更に強化していくことが不可欠であり、運用しているアカウントのフォロワー数を増加させていく必要がある。

測定指標 3-2 IT 広報システムの強化

中期目標（6 年度）

我が国外交政策に対する内外の理解促進には、適切かつタイムリーな情報発信が不可欠であるところ、地球規模での情報化がますます進む中で、必須の情報発信手段であるインターネットを活用した広報（IT 広報）のためのシステムを強化する。

令和 4 年度目標

令和 2 年 3 月に稼働を開始した刷新システムの安定的な稼働および日々のセキュリティ対策を講じ、セキュリティ水準を維持することを目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

情報システムは日々サイバー攻撃の脅威にさらされており、万全のセキュリティ対策を講じる必要がある。

測定指標 3-3 コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組

中期目標（6 年度）

新型コロナウイルス感染症が継続していることに鑑み、テレワーク体制も活用し、需要にあった媒体にて、適切かつタイムリーなコンテンツ掲載で情報発信を行うとともに、コンテンツの構成を含め、コンテンツの充実に取り組む

令和4年度目標

- 1 外務省 HP、外務省公式 SNS 及び在外公館の SNS を活用し、日本の多様な魅力を海外に紹介し、対日理解及び関心の向上を目指す。また、日本における新型コロナウイルス感染症対策の理解を深めるため、適切かつタイムリーな情報を発信する。
- 2 オンライン形式で実施される様々な外交行事につき、外務省 HP 及び外務省公式 SNS を活用して情報発信する。
- 3 新型コロナウイルス感染症が収束していない中で、オンラインを利用した IT 広報を推進することは、社会や国民のニーズに応えるものである。テレワーク体制も活用し、日本の外交政策及び現状に関して、国の内外に正しい理解を得るため、必要なコンテンツを適切かつタイムリーに発信していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

- 1 コロナ禍における IT 広報は、対面広報等と比較し制限が少ないことから、我が国の外交活動や外交政策への関心を高め、また理解を深めてもらうために、国内外に向け適切かつタイムリーな情報を発信していく上で極めて有益である。外務省 HP 及び SNS の双方において、コンテンツの充実を図ることで、対日関心の向上につなげていく必要があることに加え、日本における新型コロナウイルス感染症の対応状況等を正確に情報発信していく必要がある。
- 2 新型コロナウイルス感染症の拡大によって、HP 及び SNS が有効な情報発信・収集ツールであることが再認識された。外務省の情報発信力を拡大、強化していく上で外務省 HP 及び外務省公式 SNS をより活用することが重要である。

測定指標 3-4 外務省ホームページ等（注）へのアクセス件数（ページビュー数）の合計 *

（注：外務省ホームページ（日本語・英語、在外公館ホームページ、Web Japan））	中期目標値	令和4年度
	6年度	年度目標値
	4.3億件	4.1億件

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外務省ホームページ等へのアクセス件数については、令和3年度実績値（4.0億件）を踏まえつつ、年度目標として4.1億件を目指す。なお、令和4年度よりシステム・セキュリティ対策の強化に関連しアクセス数の集計結果に影響の生じる可能性あり。

参考指標：外務省公式ツイッター・フェイスブック（注）の閲覧回数の合計

（注：外務省公式ツイッター（日・英）、フェイスブック（日・英））	
----------------------------------	--

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①IT を利用 した広報基 盤整備 （平成19年 度）	情報セキュリティに対する脅威への対応を強化するとともに、本省及び在外公館が連携して、ウェブサイト及び SNS を活用して、タイムリーに重要な情報を発信すること等により、IT 広報の充実を図る。 また、日本の政策・取組や多様な魅力を、戦略的に対外発信するため、コンサルティングによる助言を受け、ウェブサイト及び SNS の連携、各アカウントからの効果的な発信等を検討する。 これらにより、インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進するとの施策目標の達成に寄与する。				3-1 3-2 3-3 3-4
	979 (932)	937 (862)	608 (531)	35	0242

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標

を参照願いたい。

個別分野 4 国際文化交流の促進

施策の概要

各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るため、(1)文化事業、日本語の普及、海外日本研究の促進、(2)大型文化事業(周年事業)、(3)人物交流事業を行う。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第204回国会外交演説(令和3年1月18日)
- ・経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日)

測定指標 4-1 文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進 *

中期目標(6年度)

文化事業等の実施により、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。

第五期中期目標に定める国際交流基金の活動を通じ、新型コロナウイルス感染症拡大による影響や外交情勢に応じた適切な対応・工夫をしつつ、在留資格「特定技能」による外国人材の受入れを円滑に進めるべく、日本語教育事業・文化交流事業の強化を図る。

令和4年度目標

在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進を行い、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。

1 在外公館文化事業

世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を見つつ、事業の実施が可能である場合、特に以下の事業を優先して、十分な感染予防対策をとりながら、年間400件以上の事業を実施する。

- ・スポーツ事業
- ・障害者芸術推進事業
- ・日本語普及事業
- ・地方の魅力発信事業
- ・日本のプレゼンスを強化する上で効果的な事業
- ・米国地方部の草の根レベルを対象とした事業
- ・中南米日系社会との連携強化事業
- ・日本の祭り関連事業
- ・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業
- ・和食を通じた日本の魅力紹介事業

2 国際交流基金事業

新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、外交情勢に応じた適切な対応・工夫をしつつ、在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進を行い、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る他、外国人材の受入れ拡大、共生社会の実現に向けた、海外における日本語教育の拡充及び日本文化理解促進等の環境整備を行う。在留資格「特定技能」による外国人材の受入れを円滑に進めるべく、国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)等の着実かつ安定的な実施、高度人材を含む更なる外国人材の受入れ拡大に向けた日本語教育事業・文化交流事業の強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

在外公館文化事業や国際交流基金事業を実施するにあたり、限られた予算や人的資源を効率的に活用していく必要があるため、優先すべき事業を明確にした上で、これらの事業の実施状況について測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

- ・第208回国会外交演説(令和4年1月17日)
- ・国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画(平成31年3月29日)

3 (1)

- ・経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日)
第3章4.(3)
- ・日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)

- ・日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）
- ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）（令和3年6月15日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）

測定指標4-2 大型文化事業(周年事業関連)の実施

中期目標（6年度）

以下の国・地域で大型文化事業を効果的かつ効率的に実施することにより、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。

令和4年：中国、中央アジア（キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン）、モンゴル、南西アジア（バングラデシュ）、アラブ首長国連邦

令和5年：ASEAN、ベトナム、ペルー、サモア、カンボジア

令和6年：トルコ、パラオ、カリブ共同体、北マケドニア、ザンビア

令和4年度目標

中国、中央アジア（キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン）、南西アジア（バングラデシュ）、モンゴル、アラブ首長国連邦における大型文化事業の実施を通じ、日本の多様な魅力を発信し、対日理解の促進及び親日感の醸成を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外交上の節目となる機会を捉え、対象国において大規模な文化事業（周年事業）を実施し、当該国における対日理解の促進、親日感の醸成及び両国の信頼関係の構築にどのぐらいの効果があつたかを測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

選定周年対象国において大型文化事業を実施することは、当該国における我が国のプレゼンスを高め、当該国との友好関係を国民に広く知らしめるなど、波及効果が高いことから、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るために重要。

測定指標4-3 人物交流事業の実施 *

中期目標（6年度）

人的交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、外交活動に活用する。世界的な新型コロナウイルスの状況を踏まえ、実施可能な人物交流事業の促進に努め、様々なレベルでの二国間関係の発展に取り組む。

令和4年度目標

1 留学生交流

コロナ禍の下、水際措置により入国困難であった外国人留学生在が引き続き日本留学への関心を維持するよう、また帰国留学生会の会員総数が11万人に増加することを目標に、各種留学広報活動、帰国留学生支援に努める。

2 招へい事業

新型コロナの影響により、国際的な人の往来ができない状況を踏まえ、引き続きオンラインによる面会やウェビナー形式のセミナー等も含めて人的交流を実施し、招へい目的（対日（政策）理解度の変化、満足度・対日好感度の変化）の達成度※については3年度実績を踏まえ100%となるよう努める。

※各在外公館及び担当課が記入するPDCAテンプレートにおける「達成度」記入欄は5段階評価で記入する仕様となっている。5（達成度が特に高い）、4（相当の達成度あり）又は3（達成度あり）の割合を「招へい目的達成」として集計。なお、5段階評価のうち、2は「達成度が低い」、1は「達成度なし」。

3 JETプログラム

新型コロナの影響におけるJETプログラム新規参加者の入国が限定的な状況である中、平成28年度行政事業プレビュー公開プロセスの提言後に講じた事業内容改善措置を基に、在外公館を通じた広報活動を多角的に展開、強化し、応募者の増加及び質の高い人材確保の取組を実施すると共に、在外公

館と元 JET 参加者の会（JETAA）が協力し、JETAA の活動を通して元 JET 参加者を活用した対日理解促進及び対外発信の取組を実施する。

4 スポーツ交流事業

スポーツを活用した外交を推進し、親日派・知日派を育成することで、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するとともに、国際場裡における日本のスポーツ関係者の地位向上に貢献する。スポーツ外交推進事業予算の執行率を 80%に高め効果的な案件形成に努める。

5 対日理解促進交流プログラム

新型コロナの影響で事業を中断することなく、オンライン・オフラインを併用したプログラムを継続し、アジア大洋州、北米、欧州、中南米との間で将来を担う人材の対日理解の促進、対外発信の強化、親日派・知日派の発掘・育成、恒常的ネットワークの構築に取り組み、外交基盤の拡充に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

1 留学生交流

外国人留学生についてはコロナ禍の水際措置次第となるため、希望する学生全ての入国を現時点では予見できないが、留学予定者のみならず今後留学を検討中の者に対しても引き続き日本留学への関心を維持するよう広報活動を行っていくことが重要。また帰国留学生会の会員総数は、政策の効果を客観的に測定するに当たり、適当な数値であるため。

2 招へい事業

報文組織で実施されている招へい事業において、PDCA サイクル強化の観点から導入されている PDCA テンプレートを活用することによって、実施目的の達成率を測定し、事業全体の有効性を確保する。

令和元年度における招へい目的達成度は 99%。なお、令和 2 年度は、コロナ禍により模索しながらのオンライン実施であり、7 件実施で達成度 80%。令和 3 年度は 19 件実施で達成度 100%。オンライン招へいについては実績を積み重ねている段階でもあり、また、渡航を伴う招へいについても、コロナの影響で訪問先などが制限されるところ、近年の達成度に鑑み、目標値を 90%とすることは妥当と判断する。

3 JET プログラム

日本における外国語教育の充実及び青年交流による地域レベルでの国際交流の進展を促すことにより、我が国と諸外国との相互理解を深める上で JET プログラムは効果的な手段であり、同事業の実績を測定することは、施策の進捗をはかる上で有効であるため。

4 スポーツ交流事業

外交ツールとしてのスポーツを活用した発信力や対外関係の強化は、円滑な外交政策の遂行にとって重要。幅広い社会階層に浸透する影響力をもつスポーツは、スポーツ機材の供与を通じて対日イメージの維持、向上を図る機会となるとともに、親日派・知日派を育成・拡大する端緒となる。スポーツ外交推進事業予算の効果的な執行を図るために執行率を上げることを目標とするのが適当であるため。

5 対日理解促進交流プログラム

我が国としては本事業を対象とする国・地域において、様々な枠組みで人的交流の取組を強化しており、政治、経済、社会、文化、歴史、外交政策等、幅広い分野で対日理解の促進、対外発信の強化、親日派・知日派の発掘・育成を行い、実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有効であるため。

測定指標 4-4 在外公館文化事業についての事業評価

①在外公館文化事業評価における A 及び B 評価の事業の割合 (注) A：効果が特に大、B：相当の効果あり、C：効果が少ない、D：効果がなく今回限りとする	中期目標値	令和 4 年度
	6 年度	年度目標値
②対日理解度 A 及び B 評価のアンケート実施総件数に対する割合 (注) A：関心や理解が深まった、B：関心や理解が少し深まった、C：関心や理	①在外公館による事業評価が A 及び B の事業の割合が総事業件数の 95%以上 (注) A：効果が特に大、B：相当の効果あり、C：効果が少ない、D：効果がなく今回限りとする ②参加者の対日理解度の評価平均値が 5 段階評価で 4.5 以上	①97% ②96% ③86%

<p>解はあまり深まらなかった、D：関心や理解が無くなった、E：変化はなかった</p> <p>③初参加率 初参加者の割合</p>	<p>(注) A：関心や理解が深まった、 B：関心や理解が少し深まった、 C：関心や理解はあまり深まらなかった、 D：関心や理解が無くなった、 E：変化はなかった</p> <p>③過去3年間で在外公館主催/共催のイベントに初参加した人の割合が30%以上</p>	
<p>測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠</p> <p>在外公館文化事業は、各国国民の対日理解の促進及び親日感の醸成を目的としており、その実績を上記3項目によって測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため（上記②及び③は、自民党行政改革推進本部行政事業レビューチームによる提言（平成28年12月14日）を受け、平成29年度から新たに導入）。</p> <p>対日理解度の深まりについては、事業を通じた対日理解度の変化により把握が可能であり、また初参加率をみることで、事業を実施したことによって潜在的な対日関心層が拡大したかを把握することが可能となるため、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を目的とする同事業の測定指標として適切なものである。</p>		

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業レビュー事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
<p>①海外における文化事業等（*）</p> <p>※この達成手段は、本施策個別分野5にも関連する</p>	<p>(本個別分野に関連する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 在外公館文化事業 在外公館の管轄地域における対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として主催（共催）する総合的な日本文化紹介事業を実施する。 これらの取組により、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るとの中期目標の達成に寄与する。 				4-1 4-4
	<ul style="list-style-type: none"> 大型文化事業 我が国との外交関係開設等、二国間関係の発展の機運が高まる周年の機会を捉えて、政府として、相対的に規模の大きい文化事業を実施する。 これらの取組により、周年対象国民に対する対日理解や親日感を効果的に醸成することに寄与する。 				4-2
<p>452 (396)</p>	<p>439 (195)</p>	<p>387 (216)</p>	<p>381</p>	<p>0246</p>	
<p>②独立行政法人国際交流基金運営費交付金 (平成15年度)</p>	<p>外務省が所管する（独）国際交流基金を通じて、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献する事業を実施する。 これにより、良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与する。</p>				4-1 4-2 4-4
<p>16,461 (16,461)</p>	<p>12,672 (12,672)</p>	<p>12,633 (12,633)</p>	<p>12,625</p>	<p>0245</p>	
<p>③アジア文化交流強化事業 (平成25年度)</p>	<p>新しいアジア文化交流政策「文化のWAプロジェクト」を担う中核事業として、日本とアジア諸国との絆を強化する目的で、国際交流基金に設置されたアジアセンターを通じて、日本語パートナーズの派遣を主体とする日本語教育支援事業及び双方向の芸術文化交流事業を実施する。 これらの取組により、特に日本とASEANとの相互理解の促進に寄与する。</p>				4-1

		—	—	—	—	—
④語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）（昭和62年度）	在外公館を通じて外国語指導助手、国際交流員及びスポーツ国際交流員の募集・選考及び事前研修を実施するとともに、元 JET 参加者の会の活動支援を通じたフォローアップを行う。 これにより、対日理解促進や草の根交流の推進に寄与する。	4-3				
		133 (125)	132 (79)	121 (76)	113	0247
⑤留学生交流事業（平成 13 年度）	優秀な国費留学生の発掘のために、在外公館にて広報・選考・留学相談対応等を実施するほか、帰国留学生への支援活動として、元留学生の会への支援等を実施する。 これにより、我が国との架け橋となる知日家・親日家の育成を目指す。	4-3				
		73 (70)	82 (54)	69 (52)	70	0248
⑥草の根平和交流招へい（平成 23 年度）	第二次世界大戦中に旧日本軍の戦争捕虜となった元軍人（元 POW）や民間人抑留者等、豪州、米国及びオランダの関係者を招へいする。 これにより、我が国の真摯な姿勢を示し、対日理解の促進及び両国の相互理解を深め、草の根レベルでの和解・信頼醸成を実現する。	4-3				
		26 (26)	25 (0)	24 (0)	23	0249
⑦日系人ネットワーク強化招へい（平成 23 年度）	米国・カナダの各分野で活躍する在米日系人・在加日系人リーダー等をグループ招へいする。 これにより、日系人としてのアイデンティティ増進、両国関係への関心の向上、日系人同士のネットワーク構築等を促進する。	4-3				
		20 (15)	22 (0)	20 (0)	19	0250
⑧スポーツ外交推進事業（平成 27 年度）	事業開始以来、スポーツ関係者の派遣・招へい事業、器材輸送支援、国外におけるセミナーの開催等を行ってきたが、令和 4 年度からは器材輸送支援のみを実施する。 これにより、対日イメージの維持、向上を図り、親日派・知日派を育成・拡大する端緒を創出する。	4-3				
		55 (45)	51 (5)	43 (4)	4	0251
⑨閣僚級及び戦略的実務者招へい（令和 2 年度）	政治決定や世論形成に大きな影響力のある諸外国の閣僚級のオピニオンリーダーや、政・経・官・学・スポーツ等の各界において一定の指導的立場に就いている者又は将来活躍が期待される実務レベルの招へい制度。 これにより、対日理解促進や外交政策の円滑な推進、中長期的な親日家・知日家層の育成・底上げに寄与する。 なお、本事業は令和元年度をもって終了した「戦略的実務者招へい」及び「閣僚級招へい」の両事業を統合したものである。	4-3				
		—	249 (5)	235 (10)	167	0252
⑩親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金（対日理解促進プログラム）（平成27年度）	我が国とアジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域との間で、将来を担う人材を招へい・派遣し、政治、経済、社会、文化、歴史、外交政策等に関する理解促進を図るとともに、未来の親日派・知日派を発掘する。また、被招へい者・被派遣者による、日本の外交姿勢、日本の魅力等の積極的な発信を通じ、国際社会における対日イメージ向上や日本への持続的な関心の増進に寄与する。令和 2 年度からは、コロナ禍で国際的な人の往来ができない状況において、オンラインを併用したプログラムを開始し、ウェビナー、意見交換会、同窓会等を行い、対日理解の促進と日本との各国・地域との連携を持続する。 こうした取組により、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。	4-3				

	2,353 (2,353)	1,847 (1,847)	1,679 (1,679)	1,689	0243
① アセアン留学生交流等拠出金（任意拠出金） （平成26年度）	<p>アスジャ・インターナショナルは、東南アジア諸国連合（ASEAN）元日本留学生評議会（ASCOJA：ASEAN諸国の元日本留学生会の連合体）の日本側カウンターパートとして、本拠出金を以て、ASCOJAから推薦された国費留学生を対象とする交流事業及びASEAN各国におけるシンポジウムを実施する。</p> <p>こうした取組により、ASEAN地域における親日派・知日派の一層の増加に寄与し、ひいては日本とASEAN諸国の関係強化に寄与する。</p>				4-3
	52 (52)	54 (54)	54 (54)	54	0244

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 5 文化の分野における国際協力の実施

施策の概要

文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類共通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の持続的開発への寄与を図るとともに、親日感を醸成するため、(1) ユネスコや国連大学を通じた協力、(2) 文化無償資金協力を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日 閣議決定）

測定指標 5-1 文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献

中期目標（6 年度）

ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献を通じて、途上国の文化遺産の保存・修復や人材育成事業の発掘と円滑な実施を図るとともに、国連大学との連携強化を通じ地球規模課題等についての我が国の政策発信の推進と、途上国を中心とした能力育成事業への協力を図る。

「世界の記憶」事業については、加盟国間で合意に達した新制度の下、同事業が加盟国の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿って運用されるよう、責任ある加盟国として積極的に取り組んでいく。

令和 4 年度目標

- (1) ユネスコについては、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献し、ユネスコの非政治化に向けて積極的な役割を果たすことに努めるとともに、ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力を図る。具体的には、年 2 回開催される執行委員会において、SDG 4（教育）の各国における実施促進、世界遺産委員会及び無形文化遺産保護条約政府間委員会における、有形文化遺産及び自然遺産、並びに無形文化遺産の保護促進にそれぞれ貢献する。
(2) 上記分野における日本の知見をより一層いかすべく、令和 3 年 11 月の総会で再任されたアズレー事務局長との協力関係の強化に努め、同事務局長等事務局ハイレベルと常に連絡を取り合える関係構築を図るとともに、幹部ポストを含め、ユネスコへの日本人職員送り込みを積極的に行っていく。
- ユネスコの「世界の記憶」事業に係る制度改善の取組については、令和 3 年 4 月に開催された第 211 回執行委員会において、加盟国ワーキンググループにおける議論を通じて制度改善が実現された。我が国としては、制度改善の結果を踏まえ、すでに再開されている新規登録プロセスにおいて、事業が政治化されずに文書の保存や啓蒙等の事業の本来の目的が達成されていくよう、責任ある加盟国として引き続き同事業の運用に関与していく。
- 国連教育科学文化機関拠出金を一層戦略的に活用し、途上国の有形・無形文化遺産の保存修復や保護促進、人材育成、AI の倫理、防災等に協力していくとともに、これをユネスコ事務局との綿密な調整の下に実施することで、ユネスコのマンデートの実現に貢献する。同時に、日本信託基金への拠出に見合った我が国のプレゼンスが確保されるよう、ユネスコの組織改革や様々な意思決定の場で我が国の立場を積極的に発信し、議論を主導していく。
- (1) 国連大学については、日頃からの緊密な意思疎通に加え、年 1 回の我が国政府とのハイレベル協議を通じ、SDGs を始めとする我が国の推進する地球規模課題の分野における研究やシンポジウム等の行事・事業での協力における連携を強化する。
(2) 国連機関の一部である国連大学の本部が日本にあることの強みをいかし、様々な機会を捉え、国連大学との連携・協力の幅を広げていく。特に同本部を拠点とした世界 12 か国 13 の研究所のネットワークを通じて、地方を含めた日本国内はもちろんのこと世界全体に国連大学の活動を発信していけるようホスト国として本部及び国連大学サステナビリティ高等研究所 (UNU-IAS) 大学院の国内外での活動を支援する。また、国連大学本部施設が適切に維持・管理できるよう、国連大学及び関係省庁と連携していく。
(3) 国連大学サステナビリティ高等研究所 (UNU-IAS) 大学院に関する広報活動に積極的に協力することで、同大学院に対する日本人学生の関心を高め、優秀な日本人学生の同大学院での学びを

促進し、日本人修了生が将来的に国際機関や政府機関で活躍するよう、国際人材の育成に貢献する。

5 「佐渡島（さど）の金山」については、「世界遺産登録等に向けたタスクフォース」の下、外務省としての役割をしっかりと果たしていく。また、令和4年中に開催が予定されている第45回世界遺産委員会において、世界遺産委員国（締約国のうち21か国で構成）として、各国の保全状況報告、新規登録案件の審議に参加する。また、2021年の第44回世界遺産委員会拡大大会合において設置が決定されたワーキンググループの議論に積極的に参画する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

文化、教育、知的貢献の分野において、我が国が国際的に果たすべき役割としてユネスコの各種事業を通じ、また、日本が責任ある加盟国としてユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿うよう、上記年度目標の取組を進めることが適当であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

国連大学については、日本の大学との連携強化、対談シリーズやその他のイベントを通じた知識普及への貢献、さらに開発途上国を中心に優秀な人材育成に着実に取り組むことは、本部を置く日本の国際貢献とも捉えることができ、その実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益である。

ユネスコの各種会議に積極的に関与して我が国のプレゼンスを維持すること、人類共通の遺産の保護や途上国の人材育成に貢献すること、国連大学との協力を通じ地球規模課題等に関する政策発信を行うことを通じて、日本としての国際的な責務を果たすことは、世界各国の親日感の醸成及び裨益国との関係強化のために重要である。

測定指標5-2 文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成

中期目標（6年度）

被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える援助を通じて対日理解・親日感の醸成に寄与する。特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により急速に変容する文化・教育分野での協力要請に対応すべく、適切な優先分野を設定し、それに沿った協力を実施していく。

令和4年度目標

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、引き続き全世界において感染予防対策に伴う行動の制限が見込まれるが、その中で可能な範囲において、ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感の醸成に資する案件、我が国との文化・スポーツ・高等教育分野での協力関係強化に資する案件を優先的に実施する。また、一般文化無償資金協力においては、令和3年度行政事業レビュー公開プロセスの評価結果を踏まえて、優先分野を設けて選定基準を明確にする方針であるところ、令和4年度はリモート教育を含む教育分野（日本語教育を含む）での協力案件を特に優先する。その上で、PDCAサイクルに適った事業の実施及び事後監理を進めていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

文化無償資金協力に係る実績を測ることは、対日理解・親日感の醸成を図ることを主たる目的とする施策の進捗を把握する上で有益であるため。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①海外における文化事業等 (*) ※この達成手段は、本	(本個別分野に関連する取組) 文化無償資金協力は、開発途上国の文化・高等教育振興、文化遺産保全支援を目的として創設された無償資金協カスキーム。開発途上国の政府機関に対して実施する開発プロジェクト(機材調達、施設整備など)のために必要な資金を供給する「一般文化無償資金協力」と、現地で活動中のNGOや地方自治体等草の根レベルの小規模なプロジェクトを対象とする「草の根文化無償資				5-2

施策個別分野 4 にも関連する。	金協力」からなる。 文化無償資金協力被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える援助を通じて、対日理解・親日感情醸成に寄与する。				
	452 (396)	439 (195)	387 (216)	381	0246
②国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) 分担金 (昭和 27 年度)	本分担金は加盟国の義務的分担金であり、ユネスコの通常予算を支弁するものである。これら加盟国からの分担金は、ユネスコの組織運営(地域事務所を含む事務局運営、執行委員会及び総会の開催)、及び、ユネスコが取り組む教育、自然科学、人文・社会科学、文化、情報・コミュニケーションの 5 分野と政府間海洋学委員会 (IOC) 及びプライオリティアフリカ部門における国際的な知的協力・倫理的活動、加盟国の能力開発等に関する各種事業、法規設定等に充填される。 具体的な実施事業は、持続可能な開発のための教育 (ESD) を推進する国際的な枠組みの策定や高等教育分野の国際化、アフリカ地域への重点的支援やジェンダー平等への取組、「世界の記憶」を始めとする各種事業等に寄与するものである。 当該分担金の拠出は、加盟国としての我が国の責任を果たすためのものであり、ユネスコの枠組みにおいて国家間の協力を促進し、世界の平和と安全に寄与する目的に合致するものである。				5-1
	3,095 (3,095)	3,140 (3,140)	3,087 (3,087)	3,038	0256
③世界遺産基金分担金 (平成 5 年度)	世界遺産条約の締約国に課される義務的分担金である。各締約国から支払われる分担金及び寄付金等から成る世界遺産基金により、世界遺産一覧表の作成、顕著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護に係る調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協力等の国際的援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な用途や用途毎の予算配分については、作業指針に基づいて、世界遺産委員会(締約国の中から選挙で選出された21か国で構成)が決定する。 当該分担金の拠出は、世界遺産条約締約国としての我が国の責任を果たすためのものであり、人類共通の貴重な遺産としての文化遺産及び自然遺産の保護に対し重要な役割を果たしている。				5-1
	31 (31)	32 (32)	31 (31)	30	0253
④無形文化遺産基金分担金 (平成 18 年度)	無形文化遺産保護条約の締約国に課される義務的分担金である。各締約国から支払われる分担金及び寄付金等から成る無形文化遺産基金により、人類の無形文化遺産一覧表の作成、伝統的舞踊、音楽、演劇、工芸技術、祭礼等の無形文化遺産の保護に係る調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協力等の国際的援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な用途や用途毎の予算配分については、作業指針に基づいて、無形文化遺産保護条約政府間委員会(締約国の中から選挙で選出された24か国で構成)が決定する。 当該分担金の拠出は、無形文化遺産保護条約締約国としての我が国の責任を果たすためのものであり、無形文化遺産の保護の促進、途上国の文化遺産の保存・修復や人材育成事業の実施に対し重要な役割を果たしている。				5-1
	31 (31)	32 (32)	31 (31)	30	0254
⑤国際連合大学拠出金 (昭和 49 年度)	本拠出金は、国連大学の運営と事業実施のためのものである。国連大学は国連決議に基づいて設立され、本部を日本に置く国連機関である。世界各地に所在する学術研究機関によるネットワークを構築し、その活用により、地球規模の諸問題等の解決のための諸研究を行う。また、調査・研究の成果を国連に提言することで国連のシンクタンクとしての役割を果たし、研究分野についての大学院教育や途上国の人材育成も実施。対象とする研究分野は人間の安全保障、平和、ガバナンス、社会経済的開発、環境(特に、資源保護の				5-1

	<p>管理、気候変動、エネルギー)など、政策決定における活用を念頭に置いたものである。</p> <p>我が国の拠出金で国連大学の活動の中心である本部機能の基盤を下支えすることにより、国連大学の学術研究、教育、出版、国際会議・シンポジウムの開催等の普及活動の実施に寄与し、国連大学の地球規模での主要な活動を可能にする。これは、日本国内におけるSDGs達成に向けた活動を通じた国連大学のレジリエンス向上及び長期的な目標での国際機関で働く邦人への人材育成支援という政策目的にも合致するものである。</p>				
	156 (156)	159 (159)	167 (167)	171	0255
⑥国際連合教育科学文化機関(UNESCO)拠出金(平成30年度)	<p>ユネスコが先駆的におこなってきた分野において、日本が有する高水準の技術や豊富な実績を活用して、それぞれ文化遺産事業、無形文化遺産保護事業、人的資源開発事業を行うために従来拠出してきたが、これらの基金を統合し、従来の支援対象領域を自然科学や人文社会科学諸分野へも拡充し、柔軟に支援できるようにしたものである。</p> <p>具体的には、日本が高度な知見を蓄積してきた防災分野のプロジェクトや時代の要請に応える AI の倫理に関するプロジェクトへの支援等が可能となった。これらの事業は、日本の国際社会におけるプレゼンス向上にも合致するものである。</p>				5-1
	507 (507)	745 (745)	427 (427)	320	0257

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 6 国内報道機関対策の実施

施策の概要

外交政策の遂行に当たっては、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み、政策の具体的内容や外務省の役割等について、報道対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 6-1 国内報道機関等を通じた情報発信

中期目標（令和 6 年度）

日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進すべく、国内報道機関を通じ、外務省の施策の具体的内容や役割等について適切な形式・タイミングで情報発信に努める。

このため、外務大臣による記者会見、政務三役によるインタビュー対応、事務レベルによるブリーフ、文書による情報発信等を通じて、国内報道機関に対する情報発信の取組を引き続き強化していく。

令和 4 年度目標

- 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため、適時・適切な形で報道関係者に対する記者会見、ブリーフの実施や報道発表の発出に努める。
- 2 メディア各社の有識者や地方メディアに対し、適時・適切な情報提供を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の外交政策につき国民の理解と信頼を得るために、国内報道機関等に対する会見や報道発表の発出等を通じて、政策の具体的内容や外務省の役割等についての的確な情報発信を行うとともに、これら取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

これまでにも、国内報道機関を通じた情報発信に努めてきており、継続して適時・適切な情報発信を行うことで我が国の外交政策等につき国民の理解と信頼を増進することが重要である。

測定指標 6-2 外務大臣及び外務報道官による記者会見実施回数

	中期目標値	令和 4 年度
	令和 6 年度	年度目標値
	150 回	150 回

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

記者からの質問に直接答える記者会見は、その時々で国民が高い関心を有している外交案件に関する有効な情報発信であり、会見実施回数の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

記者会見実施回数は、外交、国会、政務日程や緊急事態発生状況等によって左右されるが、近年の実績に照らし、令和 4 年度の目標値を 150 回とすることは妥当であると考えられる。

測定指標 6-3 外務省報道発表等の発出件数

	中期目標値	令和 4 年度
	令和 6 年度	年度目標値
	1,500 回	1,500 回

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

談話・報道発表等は、幅広い分野の外交案件についての情報を文書によって広くかつタイムリーに発信できる有効な手段であり、発出件数の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

文書による情報発信（外務大臣談話、外務報道官談話、外務省報道発表、貼り出し等）発出件数は、

国内外の情勢や緊急事態発生等によって左右されるが、近年の実績及び新型コロナウイルス感染症による諸影響を踏まえ、令和4年度の目標値を1,500回とすることは妥当であると考えられる。

参考指標：外務省関連の報道件数（通信社、新聞、及びテレビ）	

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①国内報道 対応 (昭和31年 度)	<p>報道機関対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行うため、外務大臣及び外務報道官による記者会見の実施、「外務大臣談話」、「外務報道官談話」、「外務省報道発表」の発出、テレビ、新聞によるインタビューを実施する。</p> <p>また、適切かつ効果的な情報発信のため、国際情勢、外務省関連事項についての国内報道機関による報道ぶり・論調のモニター・分析、官房長官会見のフォローに努める。</p> <p>これらの実施により、国内報道機関による報道を通じた国民の我が国外交政策に対する理解と信頼の増進に寄与する。</p>				6-1 6-2 6-3 6-4
	321 (314)	319 (318)	319 (319)	317	0258

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 7 外国報道機関対策の実施

施策の概要

以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。

- 1 日本関連報道に関する情報収集・分析
- 2 外国報道機関に対する情報発信・取材協力
- 3 報道関係者招へい

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）

測定指標 7-1 日本関連報道に関する情報収集・分析

中期目標（6年度）

外国報道機関の外交関連・日本関連報道に関する情報収集・分析を行い、我が国外交政策の形成に役立てるとともに、外国報道機関を通じた我が国の政策・立場についての対外発信を強化する。

令和4年度目標

- 1 外国報道機関による報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を適時に官邸、省内、関係省庁に提供する。
- 2 主要英字紙の外交関連・日本関連報道の要約を作成し官邸、省内に配信するとともに、記者及び記事のトピック・分野等の情報収集及び傾向分析を行う（月～金、毎日）。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外国メディアの国際情勢及び我が国に関する報道を収集・分析することは、我が国の外交政策を立案・実施する上で有益であるため。

継続して外国メディアの報道を適切に把握し、分析した結果を適時に官邸、省内等に提供することは、我が国の外交政策立案・実施において有益であるため。

測定指標 7-2 外国メディアに対する情報発信・取材協力 *

中期目標（6年度）

外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。

令和4年度目標

以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。

- 1 総理大臣の外国訪問時における内外記者会見
- 2 外務大臣記者会見等
- 3 総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官に対するインタビュー
- 4 総理大臣及び外務大臣の外国訪問先での外国メディアに対するブリーフィング等
- 5 在京外国メディアに対するブリーフィング等
- 6 日本関連報道への対応（反論投稿・申入れ）
- 7 外国メディア向け英文資料の発信
- 8 フォーリン・プレスセンターを通じた情報発信・取材協力

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

上記は、我が国の政策・立場に関する重要な対外発信の手段であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

継続して効果的な対外発信を行うことにより海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国政策への理解を増進することが重要であるため。

測定指標 7-3 外国記者招へいの戦略的实施

中期目標（6年度）

外国報道機関を招へいし、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する報道発信につなげる。また、今後3年間、話が国の主要政策、国内で予定される外交行事に関連する招へいを行う。

令和4年度目標

東アジアの安全保障環境・自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の文脈における我が国の取組への理解促進、領土保全、風評被害対策、日本産食品輸出促進、気候変動やSDGs等の課題を念頭に、我が国の政策発信に資するよう、本件事業の有効活用を目指す。そのため、招へい記者には、案件毎に記事執筆等の具体的な目標設定を行い、事後評価を施す。コロナ禍により渡航を伴う招へいが困難な間は、オンラインも活用しつつ、引き続き取材日程に工夫を重ね、世界各地で、対日イメージ向上と親日感の醸成に資する肯定的な報道・発信につなげる。なお、オンライン取材においても、明確な記事執筆計画があることを前提に取材の調整を行い、1本以上の記事執筆等を求める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

記者招へいを通じ、外国メディアを通じて、我が国の外交・安全保障政策に関する正しい理解に基づく情報を発信し、我が国経済・社会への肯定的な影響が得られるようにすることは重要。そのため、新型コロナウイルス感染症が収束して実際の訪日が可能になれば、より詳しい事後評価のため、従前から定めている記者1名あたり3本以上の記事発出という目標値に加え、案件毎に定めた目標（狙い通りの報道内容になっているか、記事クリック数やSNSでの反響、記者本人や読者の感想など）を可能な限り確認することは有益。コロナ禍により渡航を伴う招へいが困難な期間に実施するオンライン取材の場合においても、実施後の成果として、上記目標に定めた発信の有無を数量的に確認することに務めている。

参考指標：日本関連報道件数(単位：万件)

(記事データベースに基づくもの)

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①外国報道 機関対策 (昭和46年 度)	1 外交関連・日本関連外国報道の収集 海外主要紙の外交関連・日本関連報道の分析を迅速に取りまとめ、政府内で共有する。 外国報道機関の外交関連・日本関連報道分析を踏まえた、戦略的・効果的な対外発信の企画・立案に資する。				7-1
	2 外国報道機関に対する情報発信 外国メディアによる総理大臣、外務大臣等へのインタビュー、総理大臣、外務大臣等による寄稿、外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング、英文プレスリリースの発出、電子メールでの情報提供、外国メディアからの照会への回答等を行う。また、事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、在外公館等を通じて迅速に抗議の申入れ・反論投稿掲載の働きかけを行う。 我が国の主要外交課題に関する政策や立場等に関する情報を外国報道機関に的確かつ迅速に発信することで、対日理解の促進を図り、ひいては我が国外交の推進に資する国際世論環境を醸成する。				7-2

	3 報道関係者招へい 外国記者を日本に招へいし、取材をする機会を提供する。 被招へい者の執筆による対日関連報道がなされることで、対日理解の促進を図り、ひいては我が国外交の推進に資する国際世論環境を醸成する。	7-3			
	180 (161)	173 (104)	180 (151)	153	0260
②啓発宣伝事業等委託費（各国報道関係者啓発宣伝事業等委託）（昭和51年度）	1 我が国を訪れる外国報道関係者や、我が国に駐在する外国報道機関特派員に対し、取材活動支援や資料提供等の便宜を供与する業務を（公財）フォーリン・プレスセンター（FPC）に委託して実施する。具体的には、外国報道関係者を対象とした会見・ブリーフィングの実施、国内取材のためのプレスツアーの実施、いわゆるプレスコードのため政府が直接実施できない一部先進国メディアの有力記者の招へい、ウェブサイト等を通じた情報提供や取材支援等を実施している。 これにより外国報道関係者の我が国の政策・立場に対する理解の増進に寄与する。	7-2 7-3			
	2 FPCの機能強化を通じた日本情報発信 FPCのウェブサイト国内の主要なオピニオン誌に掲載された有識者の論文を紹介するコーナーを設け、日本語及び英語で外国メディアに向けて発信する。 これにより英語圏以外の外国メディアに対しても我が国国内の論評に関するタイムリーな情報発信を行い、バランスの取れた報道を促すことに寄与する。	7-2			
	147 (147)	144 (144)	140 (140)	141	0259

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅳ 領事政策

施策Ⅳ-1 領事業務の充実

令和4年度事前分析表

(外務省4-IV-1)

施策名(※)	領事業務の充実
施策目標	<p>在外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のため、以下を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 領事サービス・邦人支援策を向上・強化する。領事業務実施体制を整備する。また、日本国旅券に対する国際的信頼性を維持し、国民の円滑な海外渡航の確保のために、旅券行政サービスや旅券のセキュリティの向上を図りつつ、国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給を行う。 2 在外邦人の安全対策強化に向け、邦人渡航者や中小企業に対する広報・啓蒙の実施、在外公館の危機管理・緊急事態対応能力の向上、安全情報の収集・発信や官民連携の強化を積極的に推進する。 3 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、出入国管理等の厳格化への要請に応える。人的交流促進のため、アジア諸国を始め、ビザ発給要件の緩和を実施する。また、在日外国人に係る問題の解決に向けた取組を積極的に進める。 4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の適切な実施のため、ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流を促進するとともに、広く一般に条約を知ってもらえるよう、積極的に広報を行う。
目標設定の考え方・根拠	<p>世界で活躍する在外邦人の生命・身体を保護し、利益を増進すること、戦略的な国内外の人的交流を促進していくことは、外務省の最も重要な任務の1つである。外務省の中でも最も国民の生活に身近な領事業務は国民の視点に立った対応が特に求められるところ、領事サービスの向上、国民の安心安全及び人物交流推進を中心に、各目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月21日 閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2章5.(4)② 観光立国の実現 第2章5.(9) 外交・安全保障の強化 第2章7.(4)② 危機管理 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日 閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2I.[3]1.(3)ii)② マイナンバー制度の利活用推進 第2I.[4]4.(3)i)② コ ビザの戦略的緩和 ・第208回国会外交演説(令和4年1月17日) ・女性活躍加速のための重点方針2019(令和元年6月18日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 4.(1) 働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討 ・IT新戦略の策定に向けた基本方針(平成29年12月22日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅱ. 1.(1) 行政サービスの100%デジタル化 ・デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日 eガバメント閣僚会議決定) <ul style="list-style-type: none"> 3. 3(9) 旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化 ・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)第6.1.(5) 公共フロントサービスの提供等 ・バン格拉デシュにおけるテロ事案を受けた取組(平成28年7月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) <ul style="list-style-type: none"> 2 海外における邦人の安全確保 ・パリにおける連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組(平成28年7月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) ・明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定) ・観光ビジョン実現プログラム2018 -世界が訪れたい日本を目指して- (観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2018)(平成30年6月 観光立国推進閣僚会議) ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年度改訂)(第10回「外国人

	材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定（令和3年6月15日） ・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成30年12月25日 閣議決定）					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	17,979	17,062	10,910	9,762
		補正予算(b)	219	10,733	103	
		繰越し等(c)	32	△8,523	8,523	
		合計(a+b+c)	18,230	19,273	19,536	
執行額(百万円)		17,666	17,867	12,934		
同（分担金・拠出金）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	—	4	3	5
		補正予算(b)	—	0	0	
		繰越し等(c)	—	0	0	
		合計(a+b+c)	—	4	3	
執行額(百万円)		—	3	3		
政策体系上の位置付け	領事政策	担当部局名	領事局		政策評価実施予定時期	令和7年8月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 領事サービスの充実

施策の概要

- 1 在外邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組
海外での在外邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上・改善に関する取組を進める。
- 2 領事担当官の能力向上
国民に対し、質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。
- 3 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上
日本国旅券の国際的信頼性を確保するため国際民間航空機関（ICAO）の定める国際標準に準拠した旅券の円滑かつ確実な発給等、旅券事務の適正な執行を確保する。また、高度な偽変造対策を施した次期旅券の発行準備等、旅券セキュリティ強化への取組を進めるなど、旅券秩序の維持に努めるとともに、デジタル技術の活用による申請方法等の多様化に向けた検討等を行うことにより、国民の利便性向上を図る。
- 4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施
ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。また、支援拡大の検討を行うとともに、子の連れ去りを未然に防止するための積極的な広報を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定）
第 2 章 5.（4）② 観光立国の実現
第 2 章 7.（1）① 外交
第 2 章 7.（4）② 危機管理
- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（骨太の方針）（令和 2 年 7 月 17 日 閣議決定）
第 3 章 1.（1）次世代型行政サービスの強力な推進ーデジタル・ガバメントの断行
- ・未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定）
第 2 I.〔3〕1.（3）ii）② マイナンバー制度の利活用推進
- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
- ・女性活躍加速のための重点方針 2020（令和 2 年 7 月 1 日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）
Ⅲ 4. 女性活躍の視点に立った制度等の整備
- ・デジタル・ガバメント実行計画（令和 2 年 12 月 25 日改定 閣議決定）
6 行政手続きのデジタル化
- ・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定）第 6.1.（5）公共フロントサービスの提供等

測定指標 1-1 利用者の評価等サービスの向上 *

中期目標（令和 6 年度）

在外公館の領事サービスの維持・向上。
在外邦人に対する利便性・福利向上及び権利確保のために努める。

令和 4 年度目標

- 1 領事サービスのアンケート調査において窓口・電話の対応に対する満足度を調査会社も活用してより客観的に測り、肯定的評価（「満足」・「やや満足」）の回答割合が回答数全体の 85%になることを目指す。
- 2 利用者の事情やニーズをよく把握し、相手の理解度に合わせて適切な説明や対応に努めるよう指導を継続するとともに、対応上の問題点を在外公館内で常時共有し、改善に向け努力することにより、良質な領事サービスの提供を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

- 1 在外邦人の声に耳を傾けることは、在外邦人の多様なニーズを把握し、領事サービスの向上・改善を図る観点から重要であり、その取組に関する客観的な満足度を測ることは、施策の進捗を把握

する上で有益である。

- 2 在外公館が提供するサービスに対する利用者の満足度を定点観測することが、領事サービスの状況を正確に把握できることになるとの考えに基づき、肯定的評価（「満足」・「やや満足」）の回答割合が回答数全体の85%となることを目標とした。なお、肯定的評価の回答割合が80%に達していれば、在外邦人からおおむね好意的な評価が得られているものと考えられる。

測定指標 1-2 領事研修の実施 *

中期目標（6年度）

領事研修の成果は、在外公館が提供する領事サービスに対する在外邦人による評価に表れるとの認識に基づき、在外邦人との接点となる領事担当官が在外邦人の多様なニーズを把握し、それに応えていく上で必要となる領事事務各分野の能力とともに、窓口対応等のコミュニケーション能力向上のため、本省で適切な研修計画を立案し実施する。これにより、在外邦人を取り巻く環境を理解した上で領事業務を適切に遂行できる領事担当官の育成を強化する。領事サービス向上・改善のためのアンケート調査において、肯定的な評価（「満足」、「やや満足」）に関し、85%以上を達成すべく、研修を通じて領事サービスの向上を目指す。

令和4年度目標

- 1 在外公館における領事サービスは、領事担当官が提供する内容（領事事務）を十分理解した上で在留邦人や邦人渡航者に提供するサービスであることを改めて認識し、新型コロナウイルス感染症拡大という状況においても、人の移動が制限されるという中での研修をどういった形式で実施することが有効かを常に考えつつ、領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務各分野での理解度を研修を通じて深められるよう、オンライン等を活用しながら領事関係研修の充実を図る。
- 2 研修にて実施する講義内容が在外公館のニーズに合致したものであるかにつき研修受講者アンケートを通じ確認するとともに、在外公館が提供する領事サービスに対して在外邦人から適切な評価を得られているかを確認するため、例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」を活用しながら、在外邦人のニーズを考慮した研修内容の充実を図る。
- 3 新型コロナウイルス感染対策の状況を踏まえつつ、可能な範囲で対面式や実地講義など領事担当官の実践的なスキルアップを図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外における邦人の生命・財産その他の利益の保護・増進等に係る領事業務に従事する職員の能力向上を図ることは、結果的に領事サービスを利用する在留邦人や邦人渡航者による在外公館への評価となって反映されるため、能力向上に資する研修の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

研修の成果は、在外公館、とりわけ、研修参加者が提供する領事サービスがいかに関与する在外邦人や邦人渡航者に受け止められるかによるため、在外邦人等からの評価を真摯に受け止め、領事担当官及び利用者たる在外邦人等からの評価を参考にしつつ、研修内容の更なる充実に取り組んでいくことが重要である。

測定指標 1-3 日本人学校・補習授業校への援助 *

中期目標（6年度）

海外で義務教育相当年齢の子女に対して、日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安心・安全な環境で受けることができるようにする。

令和4年度目標

- 1 在外教育施設への支援の適切な運用
新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす在外教育施設に対し、予算の範囲内で政府支援を行う。また、従来から支援を行っている在外教育施設を始め、新規に支援を行う在外教育施設に対し、政府支援の適正な執行運用等につき指導・助言を行う。
- 2 安全対策強化
(1) 経営基盤の脆弱な在外教育施設が積極的に安全対策に取り組めるように、引き続き、民間会社による安全評価の結果を反映した、施設強化整備、危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施

への助言や警備員雇用費や警備機器維持管理費の政府支援を行う。

(2) 建設後、一定期間が経過し、老朽化の目立つ日本人学校施設や、地震多発地域に所在する日本人学校施設の地震による損傷等の危険を回避するため、緊急性等が認められる老朽化・耐震化にかかる工事・整備費への支援を行う。

3 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた取組

今後のコロナ禍による児童生徒数の減少状況等を見極めつつ、各在外教育施設の要望等を踏まえ、文部科学省とも協議の上、「在外教育施設未来戦略 2030」政策を実現できるよう、支援内容を検討していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外の義務教育相当年齢の児童・生徒が、安く、安心・安全な環境で教育を受けることができるよう政府として支援する必要がある、その取組に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

また、安全対策を強化する観点から、ソフト・ハード両面において必要な支援を実施することが重要であることから、警備関連経費の補助や施設整備費等の支援を行う必要がある。

測定指標 1－4 IC 旅券の発給及び不正取得等の防止 *

中期目標（6年度）

憲法で保障されている国民の海外渡航の自由の権利を担保する旅券発給に関し、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）にのっとり、令和4年度から国内においてはマイナポータルを活用したオンライン申請を可能とする。また、令和6年度までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄抄本の添付の省略の実現を図る。さらに、令和6年度に高度な偽変造対策を施した次世代旅券導入・集中作成方式への移行を行う。こうした取組に当たっては、円滑な海外渡航の実現のため、旅券の不正取得、不正使用及び偽変造を防止し、引き続き日本国旅券の国際的な信頼性を確保する。

令和4年度目標

- 1 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）にのっとり、令和4年度から国内においてはマイナポータルを活用したオンライン申請を可能とする。これに先立ち、オンライン率向上のため積極的な広報を行う。
- 2 令和6年度までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄抄本の添付の省略の実現を図るべく、デジタル庁や法務省と緊密に連携し、システム整備のための研究・開発などの準備を進める。
- 3 令和6年度の次世代旅券導入及び集中作成方式移行に向けて、関係省庁、都道府県及び関連事業者との間で制度設計やシステム整備のための研究・開発などの準備を引き続き進める。
- 4 国内において一般旅券に関する事務を行っている都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等を引き続き実施することにより、国民への統一的な旅券行政サービスの提供に努める。また、都道府県との間で旅券の電子申請の運用や次世代旅券・集中方式移行に関する協議・検討を進める。
- 5 日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため、引き続き、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

旅券行政サービスの質の向上のための都道府県等の職員に対する研修等の実施状況及び旅券の不正使用防止に係る取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

また、政府の重要な方針等に基づき、旅券申請手続等の在り方について検討を行い、国民の利便性・行政サービスの向上と事務の効率化・行政コストの削減を図ることは、領事サービスの向上のための重要な要素である。

測定指標 1－5 在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理

中期目標（6年度）

海外に居住する日本国民が、憲法第15条により保障されている選挙権を行使する機会を確保する。

令和4年度目標

- 1 令和4年度に予定されている補欠選挙や同年7月の任期満了に伴う参議院議員通常選挙の実施に向け、出国時申請を含めた在外選挙制度の周知及び投票実施の啓発について重層的に強化する。
- 2 令和4年に予定されている補欠選挙や同年夏の参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票事務において、確実かつ適正な処理を講じる。
- 3 国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸することがないように、在外選挙人名簿登録申請書の受付及び在外選挙人証の交付等、一連の業務に当たっては、公職選挙法の規定に基づき適正かつ迅速な処理に努め、申請者の選挙権行使の機会を確実に確保する。
- 4 総務省においてインターネット投票の導入に向けた検討が行われており、国外において同投票の導入が実現する場合、外務省においては在外公館が対応できるように備える必要があることから、引き続き関係省庁に協力していくとともに、実際に導入が実現する場合には在外公館が対応できるように、しっかり後押ししていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外における在外邦人の選挙権行使の機会を確保するための取組を実施することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

申請者の利便性向上に資するため、出国時申請を含む、在外選挙制度の周知・啓発を引き続き進め、制度改革を含めて投票できる機会の確保を図っていく必要がある。

国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸することがないように、在外選挙人名簿登録申請関連事務や在外公館投票事務を遂行するに当たっては、公職選挙法の規定に基づき適正かつ迅速な処理に努める必要がある。

インターネット投票の導入については、多くの国内関係法令が関係・影響している中、在外投票についても対象として検討されていることから、引き続き関係省庁等と幅広く意見交換・協議の上、積極的に協力していく必要がある。

測定指標1-6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施

中期目標（6年度）

条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに、これまでの実績を踏まえつつ必要に応じ、支援業務の充実を目指す。また、国内外におけるハーグ条約に関する理解を促すため、セミナーの開催や啓発動画の作成等、積極的な広報を行う。さらに、条約の更なる適切な実施及び普及促進に向け、締約国中央当局との意見交換や関係国向けセミナー等を実施する。

令和4年度目標

- 1 ハーグ条約実施法に基づき条約上の中央当局の任務を適切に実施し、必要に応じ、支援業務の充実を目指す。
- 2 日本の条約実施状況に係る理解を促進するため、また、子の連れ去り等を未然に防止するため、弁護士会、地方自治体等を対象にしたセミナーの実施や、啓発動画の作成等、積極的かつ効果的な広報を行う。
- 3 アジア地域を中心としたハーグ条約の更なる適切な実施及び普及促進に向け、関係国を対象としたセミナー開催等を通じて意思疎通を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本については、本条約が発効し8年が経過したことから、これまでの実績を踏まえつつ、必要に応じ、支援業務の充実を図り、条約上の中央当局の任務を適切に実施することが重要である。

また、ハーグ条約に関する理解及び我が国におけるハーグ条約の実施状況に関する理解を得ることは、安易な子の連れ去りを未然に防止する観点からだけでなく、各国中央当局との緊密な連携の下でハーグ事案を解決していく観点からも重要である。

さらに、日本人との国際結婚数が多いアジア諸国において、締約国の条約実施能力の向上を支援するとともに、非締約国の条約への加入を働きかけることにより、同条約の普及促進を図ることが重要である。

参考指標：国外における一般旅券の不正使用把握件数（括弧内は関連した旅券の冊数）及び一般旅券のなりすましによる不正取得数（暦年）	
一般旅券不正使用件数 （括弧内は関連した旅券冊数）	▲
一般旅券のなりすましによる不正取得数	

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①領事サービスの充実 （昭和43年度）	<p>利用者のアンケート調査結果や領事窓口案内員の活動報告等を現場にフィードバックすることにより、在留邦人を始めとした利用者が、領事窓口の在り方についてどのような意見を持っているかを理解するとともに自己改善に努める。また、領事に求められる役割が拡大・増大する中で、多岐にわたる領事事務分野の理解度を深め、必要な能力向上が図られるよう研修を計画・実施する。</p> <p>これらの取組により、より良い領事サービスの提供を図っていく。</p>				1-1
	276 (276)	599 (464)	6,565 (1,381)	569	0264
②海外子女教育体制の強化 （昭和34年度）	<p>日本人学校・補習授業校の運営主体たる学校運営理事会に対し、在外教育施設の運営・維持に必要な財政上の援助を実施する。特に、安全対策については、危機管理専門家による安全評価を参考に人的・物的安全対策の強化を継続的に推し進める。</p> <p>これらの取組により、海外子女が日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安心・安全な環境で受けることができるようにする。</p>				1-3
	3,491 (3,228)	5,128 (4,852)	3,967 (3,580)	3,479	0262
③旅券関連業務 （*）	<p>旅券の申請・受付・審査・作成・交付・記録・管理等の多岐にわたる業務の実施のために必要な経費。</p> <p>これにより、円滑な旅券の発給や不正取得の防止を行う。</p>				1-4
	8,185 (8,117)	7,652 (7,170)	4,946 (4,520)	4,547	0261
④旅券行政問題研究会 （平成27年度）	<p>行政法を専門とする学者等の参加を得て、旅券行政問題関係の研究会を開催する。</p> <p>これにより、旅券の発給等をめぐって国民と行政府との間に生じた旅券行政上の様々な問題や課題等について専門家の助言を得つつ議論を行い、研究会において蓄積した知見を将来の旅券法改正に活用する。</p>				1-4
	0.3 (0)	0.3 (0)	0.3 (0.1)	0.3	0268
⑤在外選挙関連事務に必要な経費 （平成12年度）	<p>在外選挙人の選挙権行使の機会が確保されるよう制度の周知・広報に努める。</p> <p>これにより、在外選挙の円滑な実施のための体制整備に寄与する。</p>				1-5
	330 (312)	40 (39)	328 (239)	318	0265
⑥ハーグ条約の実施 （平成24年度）	<p>条約及び同条約実施法に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。また、積極的に広報を行い、条約を周知する。</p> <p>これにより、条約の適切な実施に寄与する。</p>				1-6
	135 (101)	136 (94)	129 (95)	130	0267

⑦領事システム (平成23年度)	領事業務の業務システム最適化計画に基づいた領事関連情報システムを統合する。 これにより、旅券システム、査証システム等に係る運用経費の削減環境を整備する。					1-1 1-4 1-5
	3,913 (3,836)	3,526 (3,311)	3,526 (3,431)	3,129	0263	
⑧領事手続におけるデジタル・ガバメントの推進 (令和2年度)	令和元(2019)年12月20日決定の「デジタル・ガバメント実行計画」及び令和2(2020)年3月30日改定の「外務省デジタル・ガバメント中長期計画」の方針にのっとり、旅券の電子申請、領事手数料の非現金化など、デジタル前提の行政サービスを実現する。 これにより、領事サービスの利便性向上及び行政運営の効率化を達成する。					1-1
	—	226 (209)	2,689 (2,416)	2,552	0266	
⑨国際民間航空機関(公開鍵ディレクトリ)拠出金(義務的拠出金) (平成18年度)	我が国が発行するIC旅券は、公開鍵暗号技術を用いてその真正性を検証可能な旅券であるが、その機能を有効とするには発行国から各国に検証用の公開鍵を配布する必要がある。このため、国際民間航空機関(ICAO)が設立した公開鍵を管理・配布するためのICAO PKD(Public Key Directory: 公開鍵ディレクトリ)プログラムに参加し、各国出入国管理当局に我が国IC旅券の公開鍵を確実に提供している。プログラムの経費は、PKDシステム運営経費と事務局経費で構成され、PKD参加国からの義務的拠出金により充当する独立採算となっている。 我が国は、本拠出、ICAO関連会合への積極的な参画等を通じ、我が国IC旅券のセキュリティの高度化、旅券の不正使用の防止を図ることにより、日本人の円滑な渡航とともに、各国の円滑かつ安全な出入国管理にも貢献する。					1-4
	4 (3)	4 (3)	3 (3)	5	0269	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 在外邦人の安全確保に向けた取組

施策の概要

1 在外邦人の安全対策の強化

海外に渡航・滞在する邦人の安全対策を強化するため、的確な情報収集・発信力の強化や在外公館の危機管理・緊急事態対応の向上、中堅・中小企業との連携を一層強化する。また、邦人の海外安全に関する意識を高めるための広報・啓発を効果的に推進する。

2 在外邦人の援護体制の強化

国民目線の丁寧かつ円滑・確実な対応を確保するための、国内外の各種機関・団体との連携・協力関係、ネットワーク化の形成を推進し、邦人援護体制・基盤の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月21日 閣議決定）
第2章5.（9）外交・安全保障の強化
- ・ Bangladeshにおけるテロ事案を受けた取組（平成28年7月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
2 海外における邦人の安全確保
- ・ Parisにおける連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組（平成28年7月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

測定指標 2-1 在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備

中期目標（令和6年度）

海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ、感染症危険情報等）を適時適切に発信し、邦人の安全意識の向上につながる効果的な広報・啓発を行う。また、在外公館の邦人援護体制を強化する。

令和4年度目標

- 1 緊急事態発生時の邦人保護対処訓練の着実な実施等を通じ、在外公館の危機管理体制の強化を図る。
- 2 海外安全ホームページ（HP）のシステム改修・掲載内容の充実化を通じ、海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ、感染症危険情報等）を効果的に発信する。
- 3 在留届、外務省海外旅行登録「たびレジ」、「海外安全アプリ」及び「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の一層の認知度向上・利用促進等を図るとともに、デジタル広告の活用や官民連携を通じ、より効果的及び広範に啓発を行う。
- 4 国際的な脅威となる感染症関連情報の適時・適切な発信に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

コロナ禍においては、感染症危険情報を始めとする世界各国における新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供や、世界各国で出国困難となった邦人に対する領事メールを通じた臨時便等の案内等、海外安全情報の適時適切な発信や邦人保護体制の強化がこれまでも増して重要となった。ロシアによるウクライナ侵略等の緊急事態においても同様に、海外安全情報の適時適切な発信や邦人保護体制の強化の重要性は増している。在外公館の危機管理体制の強化及び海外安全情報発信の有力な手段である海外安全HP、「たびレジ」等の利用促進について、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標 2-2 在外邦人保護のための緊急事態対応 *

中期目標（令和6年度）

新型コロナウイルスの世界的な感染が継続する中、感染急拡大に伴い発生する緊急事態や、自然災害、政情不安及び他国による武力侵攻等に伴い発生する大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化し、実際の緊急事態対応がより効果的に行われるようにする。

令和4年度目標

- 1 現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、適切な台数の無線機を配備するとともに、保守点検、運用指導を行い、緊急事態発生時に確実に使用できる体制を構築する。
- 2 邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、引き続き、各国・地域における緊急事態発生時の邦人短期渡航者への影響等を考慮した上で、効率的に配備する。
- 3 大規模自然災害や反政府勢力による騒擾などの緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報提供及び安否確認ができるシステムを随時改修し、実効的かつ安定的な運用を図る。
- 4 海外緊急展開チーム（ERT）要員の一部等を国内外で実施される研修や防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練等へ参加させるなど、海外での緊急事態発生時における対応能力を向上させる。
- 5 新型コロナウイルスの感染状況及び感染防止に留意しつつ、可能であれば国内外での官民合同テロ・誘拐対策実地訓練を実施し、当省の緊急事態対応能力と官民連携の更なる強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大規模緊急事態に備え、様々な手段で邦人を援護するための体制を整備し、その実績及び体制整備により緊急事態対応がどのようにより効果的に行われるようになったのかを測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。また、無線機や邦人短期渡航者用の緊急備蓄品の適正な配備、IT等を活用した効率的な情報提供及び安否確認のためのシステムの導入は、邦人との連絡手段確保において不可欠であり、テロ・誘拐対策実地訓練等の官民合同での実施は、在外公館の対応能力強化において必要である。

測定指標 2-3 在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携 *

中期目標（令和6年度）

邦人の関心が高いホットイシューを含め、海外の治安情勢や政情不安等に関する情報の収集及び領事メールや在外公館ホームページ等を通じた発信を強化する。既存の会合や訓練、セミナー等も活用しながら、安全対策に関する各種会議等の開催を通じ、海外安全に係る官民協力を強化し、日本企業と邦人の危機管理意識を向上させる。

令和4年度目標

- 1 多数の邦人が滞在・渡航する危険地域の安全情報の収集を現地専門家に委嘱し、邦人の海外安全に資する情報を迅速に発信する。
- 2 「海外安全官民協力会議」、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」、「安全対策連絡協議会」など、官民協力の会合を本省及び在外公館においてオンライン及び対面により定期的に開催し、日本企業や在外邦人のニーズに合った情報を提供するとともに官民連携を更に推進することで安全対策の強化を図る。
- 3 国際ニュースモニタリングにおいて、主要海外通信社（AP、ロイター等）に加え、アラビア語の主要衛星TV局・新聞社（アルジャジーラ、アルアラビーヤ等）のニュースも常時監視するほか、世界各国、各地からSNSを通じて発信されるビッグデータ（自然災害、犯罪、テロ、紛争等）からAIを活用して緊急事態の情報を収集し、邦人に影響が及ぶ事件の把握、緊急事態発生時における初動体制の構築及び邦人への情報発信を迅速に行う。
- 4 国内安全対策セミナーは、新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえつつ、感染防止措置を取りながら、可能な限り大都市において対面式のセミナー実施も追求する一方、オンラインでの開催を中心に定期的に開催していく。また、海外における新型コロナウイルス関連情報等、企業や教育機関の求めるホットイシューについても情報提供を行い、引き続きコロナ禍の安全対策について啓発を積極的に展開していく。

在外安全対策セミナーは、新型コロナウイルスの海外での感染状況を踏まえつつ、同様に対面式のセミナー実施も追求する一方、オンラインでの開催を中心に開催していく。その際、在留邦人からの要望を踏まえながら、講演内容を更に充実させるとともに、オンラインで配信されるセミナー動画や資料について、視聴・閲覧期間等の制限を可能な限り見直し、効果的に情報を提供できるようにする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外安全情報の収集・発信の強化と官民連携の強化は、邦人の安全対策を強化する上で重要である。危険地域の情報収集を現地専門家に、また、国際ニュースのモニタリングを外部事業者に委嘱し、邦人の安全に資する情報を収集すること、官民連携の下、情報共有や意見交換、訓練等を行い、邦人の安全対策意識を向上させることについて、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

参考指標：海外における邦人援護件数（単位：取扱い件数）

（出典：海外邦人援護統計）

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備等 （平成8年度）	在外公館の危機管理体制を強化し、海外安全ホームページのシステム改修・掲載内容を改善する。さらに、同ホームページ、「たびレジ」、海外安全アプリ、海外安全対策に係る資料の普及に取り組む。 これらの取組により、海外安全情報を適時適切に提供し、在外公館邦人援護体制を強化する。				2-1 2-3
	110 (104)	231 (224)	214 (193)	129	0270
②在外邦人保護のための緊急事態対応 （平成5年度）	海外における緊急事態発生時の邦人援護に備え、無線機や備蓄品を適正かつ効率的に配備する。 緊急時に在留邦人への情報発信及び安否確認を迅速に行うためのショートメッセージサービス（SMS）の安定運用に向けた改修を行う。 海外緊急展開チーム（ERT）要員の一部等を国内外の在外邦人等保護措置訓練等へ参加させ、また、官民合同テロ・誘拐対策実地訓練を実施し、海外での緊急事態発生時における対応能力を向上させる。 新型インフルエンザ及び国際的に脅威となる感染症の予防のための注意喚起や感染時の対応への取組を進める。 これらの取組により、大規模緊急事態における迅速な対応のための体制を整備・強化する。				2-2
	262 (210)	258 (175)	390 (343)	252	0271
③在外邦人の安全対策に関する情報収集と官民連携 （平成12年度）	多数の邦人が滞在・渡航する危険地域の安全情報の収集を現地専門家に委嘱し、AIを活用したSNS情報の収集や、主要海外通信社の外電を24時間365日体制でモニタリングすることで、邦人の海外安全に資する情報を収集する。これらの情報や海外安全対策に係る資料を、国内外で開催するセミナーや官民協力の会議を通じて提供し、日本企業や邦人渡航者・在留邦人の安全対策の向上を図る。 これらの取組により、海外安全情報の収集・発信の強化、危機管理意識の向上、海外安全に係る官民協力強化を進める。				2-1 2-3
	232 (225)	343 (328)	327 (325)	373	0272
④困窮邦人等の援護 （昭和28年度）	兼轄国及び遠隔地で事件・事故に遭った邦人の安否確認や諸手続を、外部の協力者に委嘱する。また、邦人の精神障害者に対し、精神科顧問医を活用した援護を実施する。 これらの取組により、外部専門家の知見を活用した効率的な援護業務の				2-1

	体制を整備する。				
	40 (34)	42 (30)	41 (34)	42	0273
⑤領事業務啓 発に係る経費 (広報資料の 作成・配布事 業) (昭和 28 年 度)	<p>海外において日本企業関係者等がテロ・誘拐や一般犯罪等の被害に遭うことを防ぐための安全対策マニュアルや啓発資料を作成し、国内外で広く配布・活用する。</p> <p>これにより、一人一人の安全対策意識と対応能力の向上、安全対策面での日本企業の海外展開支援及び海外安全に係る官民協力強化を進める。</p>				2-3
	11 (11)	77 (64)	21 (16)	17	0274
⑥在外公館に おける抗イン フルエンザウ イルス薬備蓄 (平成 17 年 度)	<p>新型インフルエンザ対策として在外公館に備蓄する在外邦人向け抗インフルエンザウイルス薬を更新する。</p> <p>これにより、大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。</p>				2-2
	0 (0)	0 (0)	68 (61)	0	0275

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野3 外国人問題への取組

施策の概要

1 ビザの審査・発給

出入国管理上問題ないと見られる外国人に対して迅速なビザ発給を行う一方、我が国の治安維持のため、厳格にビザ審査を行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、査証（ビザ）事務支援システムの充実化を図る。

2 観光立国推進及び人的交流促進のためのビザ緩和への取組

観光立国推進及び人的交流促進のために、アジア諸国を始め、各国の事情等を踏まえつつ、戦略的にビザ緩和に取り組む。

3 在日外国人に係る問題解決への取組

(1) 国際ワークショップの開催、外国人集住都市会議への出席、二国間協議を通じた出身国の関係当局との情報共有・連携により、問題解決に取り組むとともに、災害時対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、ネットワーク構築を図る。

(2) 新たな在留資格「特定技能」の円滑な運用に向け、二国間文書の作成等を進め、作成済み国との間では、制度の適正な運営のための情報連携と協議を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定）
第 2 I. [4] 4. (3) i) ② コ) ビザの戦略的緩和
- ・明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年 3 月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
- ・観光ビジョン実現プログラム 2019－世界が訪れたい日本を目指して－（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2019）（令和元年 6 月 観光立国推進閣僚会議）
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定）
第 2 章 5. (4) ② 観光立国の実現
- ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 3 年度改訂）「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（令和 3 年 6 月 15 日）決定
- ・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成 30 年 12 月 25 日 閣議決定）

測定指標 3-1 出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和 *

中期目標（6 年度）

人的交流の促進、観光立国の推進、新型コロナウイルス変異株を受けての水際対策措置、並びに出入国管理等の厳格化に係る要請に対応する。

令和 4 年度目標

1 新型コロナウイルス感染症の国内外の感染状況を見つつ、訪日外国人数の回復を見据えた施策を検討するとともに、以下のとおり、査証発給要件の緩和及び査証審査体制の強化を推進する。

(1) 対象国を精査した上で、個々の対象国の状況に応じた査証発給要件の緩和を検討する。

(2) 査証審査体制の強化のため、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置及び査証事務支援システムの充実化を図るほか、電子査証発給・渡航認証管理システムの導入と円滑な運用を確保する。

2 新型コロナウイルスの変異株が発生した際の感染者数の増減を踏まえて、政府全体の決定に従い、迅速に査証発給要件の厳格化・緩和を行う。また、その措置について外国人に対し、外務省 HP 上で分かりやすく丁寧な情報提供を心がける。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新型コロナウイルス感染症の国内外の感染状況を見つつ、「明日の日本を支える観光ビジョン」で掲示された、訪日外国人数を 2030 年までに 6,000 万人とする目標の達成を目指し、査証発給要件緩和の実績と効果及び査証審査体制強化の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」及び「観光ビジョン実現プログラム」に基づき、

感染症対策との整合性を確保しつつ、査証発給要件の緩和及びビザ審査の厳格化に努めることが重要である。令和2年から3年にかけての水際対策措置は、感染者数の減少による緩和化と、新たな変異株の発生を受けての厳格化の繰り返しであった。新型コロナウイルス感染症が収束するまでそうした緩和と厳格化が繰り返されると考えられるところ、水際対策措置に係る政府全体の決定を受けて、機動的に査証発給要件の緩和・厳格化を行うことが重要である。

測定指標 3-2 在日外国人問題への取組 *

中期目標（6年度）

在留資格「特定技能」の協力覚書に基づく相手国との情報連携及び国際フォーラムの開催等よりよい多文化共生社会の実現に向けた取組の実施及び情報発信により、在日外国人に係る諸問題の解決を促進する。

令和4年度目標

- 1 マレーシア・ラオス等、在留資格「特定技能」に係る協力覚書の作成に至っていない国との間で、引き続き早期作成に取り組むとともに、作成済み国との間で、制度の適正な運営のための情報連携と協議を行う。
- 2 在日外国人に係る諸問題解決の一助のため、国際フォーラムを開催し、日本人の意識啓発を行い、外国人の受入れ施策を講ずるための知見を得る機会とする。
- 3 多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議が開催される場合には出席し、地方自治体における取組や課題について情報収集する。
- 4 災害発生時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、一層の連携強化を図るとともに、フェイスブック等を活用した情報発信を行う。また、在留外国人に対する新型コロナウイルス感染症への対応を関係省庁と連携して行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

在留資格「特定技能」について、協力覚書の作成により、ポスト・コロナを見据えた特定技能外国人の適正な受入れを目指していくための基本的な枠組みを定めることが必要である。また、作成済み国との関係では、情報連携及び協議を通じて、特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れを確保する必要がある。

「外国人材の受入れと共生のための総合的対応策」においては、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、政府一体となって検討し、緊密に連携することとなっており、国際フォーラムの実施や在京外交団向け防災セミナーの実施、新型コロナウイルス感染症対策については同対応策における施策として位置づけられている。

参考指標 1：訪日外国人数（単位：万人）（暦年）

(出典：政府観光局（JNTO）統計)	
--------------------	--

参考指標 2：外国人不法残留者数（1月1日時点の数）（暦年）

(出典：法務省統計)	
------------	--

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計（執行額） (単位：百万円)		当初予算額 (単位：百万円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
① 査証関連業務	1 適正なビザ審査の実施をはじめ、査証業務を遂行する上で必要な体制の維持管理等を通じ、迅速かつ厳格な査証審査を実施する。				3-1

(平成13年度)	適正なビザ審査を実施することを通じて、出入国管理上も問題ないと思われる外国人の入国を円滑にすると同時に我が国の利益を害するおそれのある外国人の入国阻止に寄与する。				3-1
	2 査証事務支援システムの充実化、新設公館等ビザ作成機未設置公館への機器の配備、次世代査証の在り方についての検討等を実施する。 査証事務支援システムを活用し、ビザ審査の効率化を図り、出入国管理上問題ないと思われる外国人の入国を円滑にすると同時に我が国の利益を害するおそれのある外国人の入国阻止に寄与する。				
	3 新型コロナウイルス感染症の収束後、外国人観光客誘致のためのビザ緩和措置、観光立国推進及び人的交流促進の観点から各国の事情等を踏まえて、ビザ緩和措置を検討・実施していく。 ビザ緩和措置の実施により、対象となる外国人の訪日が容易となるため、訪日外国人旅行者数の増加に寄与する。				
	4 訪日する外国人のために、99 の国と地域（注）からのビザ申請方法等に関する照会に対して外国語（英語、ベトナム語及びロシア語）で対応する電話サービスを提供する。（注：対象国・地域は今後追加予定） 本サービス提供により、査証申請者はビザ申請に関する情報を得やすくなり訪日が促進され、2030 年に年間訪日外国人旅行者数を 6,000 万人とする政府目標の達成に寄与する。また、在外公館職員の査証照会に係る業務が軽減されることにより、水際対策のための査証審査の強化に資する。				
	1,310 (1,266)	950 (842)	884 (179)	696	0276
②在日外国人社会統合外交政策経費 (平成 21 年度)	国内各地や諸外国の事例等を参照しつつ、外国人の受入れと社会統合や外国人支援の在り方に係る諸問題を緩和・解決するための意識啓発及び施策策定に資する国際フォーラム等を開催し成果物を作成する。 また、少子高齢化、人口減少が進む国内社会にあって、我が国が持続的な経済成長と繁栄を確保していくため、幅広い外国人人材の積極的な受入れを図りつつ、在日外国人が社会の一員として共生できるよう促進する政策の策定に貢献する。 さらに、在留資格「特定技能」について、外国人材の送出国との間で協力覚書の作成に取り組むとともに、HPやSNS、在外公館等を通じた広報を実施し、制度の広範な普及に努め、送出国との間で悪質な仲介事業者排除のための情報連携と協議を行っていく。 これらの手段を講じ、外国人材の円滑な受入れに寄与する。				3-2
	4 (3)	40 (25)	40 (26)	40	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

施策 V-1 外交実施体制の整備・強化

令和4年度事前分析表

(外務省4-V-1)

施策名	外交実施体制の整備・強化				
施策目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化する。				
目標設定の考え方・根拠	以下の「関連する内閣の重要政策」に同じ。				
施策の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。 2 我が国の外交活動の基盤であり、邦人保護の最後の「砦」である在外公館等の警備体制を強化することにより、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制の整備・強化を図る。 3 国際情勢の複雑化及び情報通信ネットワークの高度化に伴い、情報の重要性及び情報防護上の脅威が増大していることを踏まえ、情報管理の徹底、及び秘密保全を確保するために、省内全体で情報防護についての各種取組を推進・強化する。 4 オールジャパンでの総合的な外交力を強化するため、国際的な取組を進める地方自治体等との連携を強化し積極的に支援する。 				
関連する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第204回国会外交演説（令和3年1月18日） 在外公館の数と質、両面の強化を含め、外交実施体制の強化に取り組む。 ・ 第208回国会外交演説（令和4年1月17日） 対応力の高い、「低重心の姿勢」の外交を展開するには、人的体制、財政基盤、DX推進を含めた外交実施体制の強化が不可欠。 ・ 令和4年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針（令和3年7月7日 内閣総理大臣決定） 				
施策の予算額・執行額等	本施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下では計上されていない。				
政策体系上の位置付け	外交実施体制の整備・強化	担当部局名	大臣官房	政策評価実施予定時期	令和7年8月

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

<p>測定指標1 外務省の人員、機構の更なる整備 *</p> <p>中期目標（6年度） 外務省全体の定員及び機構の一層の増強を推進する。 適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設を行うとともに、外交活動の質の強化を進めるべく、在外公館及び本省の人員増強に取り組む。</p> <p>令和4年度目標 「令和4年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」を踏まえ、外交・安全保障の実施体制の整備を中心に定員の大幅増員を実現するとともに、在外公館について量と質の増強を持続可能な形で進めることを含めた機構改編を実施する。</p> <p>測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 外務省の業務がますます増大・複雑化している中で、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等には定員・機構の増強による外交実施体制の強化が不可欠であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 定員・機構要求は、予算の概算要求の一部として行われ、具体的な増減に関しては、査定当局との協議を経て決定するため、目標数値を出すことは困難であるが、そのような制約の中でも次の基本方針等を踏まえつつ、業務の効率化やデジタル化等に取り組み、限られた人的資源を最適化するための人員配置を行うことで効率的かつ効果的な外交実施体制を構築できるよう増強を図る。 ・「普遍的価値に基づく国際秩序の維持・発展のための外交力の一層の強化を求める決議」（令和4年4月21日 自由民主党政務調査会） ・「令和4年度予算編成に際し外交力の一層の強化を求める決議」（令和3年12月3日 自由民主党政務調査会） ・「令和4年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」（令和3年7月7日 内閣総理大臣決定） ・「普遍的価値に基づく国際秩序のための外交力の一層の強化を求める決議」（令和3年5月27日 自由民主党政務調査会）</p>

<p>測定指標2 在外公館の警備体制の強化 *</p> <p>中期目標（6年度） 現地の治安情勢や各種脅威を踏まえた適切な警備措置、職員の安全意識の向上のための研修・訓練を引き続き実施し、警備体制の一層の強化を図る。</p> <p>令和4年度目標 1 現地の治安情勢の変化に応じた適切な警備措置を実施することを通じて、全在外公館の警備強化を図っていく。 2 外務省職員対象の研修においては、引き続き、研修受講者の職務に応じた実践的な研修を実施する。また、在外公館赴任者に対する必要な安全対策研修を実施していくとともに、在外公館員や現地職員に対する安全対策研修を実施する。 3 在外公館においてその時々脅威に応じた実践的な警備訓練を実施していく。</p> <p>測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 我が国の外交活動の基盤であり、邦人保護の最後の「砦」である在外公館等の警備体制の強化を通じて、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制の整備・強化を図る必要がある。在外公館警備については、在外公館及び館員等に対する事件の未然の防止が最重要目標であるため、情勢等に応じて制度面、意識面、人的・物的面における警備対策を引き続き講じていく。</p>
--

<p>測定指標3 外交を支える情報防護体制の強化 *</p> <p>中期目標（6年度） 国際情勢の複雑化及び情報通信ネットワークの高度化に伴い、情報の重要性及び情報防護上の脅威が増大している現状に対応すべく、規則類の整備、研修の強化、技能の向上、関係部署との連携強化</p>
--

等、情報漏えい防止のための取組を一層強化する。

令和4年度目標

- 1 テレワークの拡大やデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進を踏まえつつ、文書管理・秘密保全を含む情報防護に関する省内横断的な取組を推進・強化するとともに、本省や在外公館における秘密の管理状況の定期検査等を通じて、省内全体で情報防護を徹底する。
- 2 テレワークが拡大し、情報セキュリティ上の脅威が高まっていることを踏まえ、研修及びその他の機会を通じ、秘密保全の管理体制や職員の役割・責任、遵守すべきルール等につき、より一層の周知を図ることで、省内全体の情報防護に関する意識啓発を図る。
- 3 我が国の直面する情報防護上の脅威に関する情報収集、及びその評価・分析を通じ、必要に応じて規則の見直しや対策を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日 カウンターインテリジェンス推進会議決定、平成26年12月10日改定）において、国の重要な情報や職員等の保護を図ることが目的とされており、秘密保全を必要とする情報を適切に管理することが求められている。

「政府における情報保全に関する検討委員会」（平成22年から平成23年にかけて実施）において取りまとめられた報告書「秘密保全のための法制の在り方について」を踏まえ、特定秘密保護法案が平成25年に国会に提出され、同年に成立したところ、同法に基づき省内で秘密保全の取組を進める必要がある。

測定指標4 地方連携の推進 *

中期目標（6年度）

在外公館等も活用しつつ、地方の国際的取組や地方の魅力発信を支援するなど、地方との連携を図ることにより、オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す。

令和4年度目標

国際的取組を進める地方自治体等との連携を強化するため、以下の施策を引き続き効果的に実施する。

新型コロナウイルス感染症の影響により、計画どおりの実施が困難な場合は、開催形式を対面形式からオンライン形式又はハイブリッド形式にする、人数規模の縮小等を図るなど適切な感染対策を講じつつ、その中でも最大限の効果が得られるよう事業内容等について創意・工夫する。

- 1 （1）地方自治体と共催で、駐日外交団等に対して日本の地方の魅力発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を1件、また、駐日外交団による「地方視察ツアー」を6件程度実施し、地方の多様な魅力発信と地域の活性化に取り組む地方自治体を支援することにより、総合的な日本の魅力発信につなげる。
（2）在外公館施設を有効に活用し、海外で日本の地方自治体のPR事業を実施し、日本製品のプロモーションや観光客のインバウンド誘致の取組を支援する。
- 2 東日本大震災後の被災地産品への輸入規制の撤廃・緩和の働き掛けと併せ、地方創生の一環として、外国・地域に地方の魅力発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を輸入規制実施国・地域で1件実施し、風評払拭のための土壌づくりとして、日本の多様な魅力発信を行う。
- 3 地方創生支援のため駐日外交団等を対象に、外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを飯倉公館において2回開催し、日本の多様な魅力の発信、海外展開のための人脈形成、地域の活性化を促進する。
- 4 上記3のレセプションや在外公館長の地方訪問を始めとする既存のスキームについては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流のフォローアップを行う場としても活用し、大会後もホストタウン交流で培った関係の継続・発展に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地方自治体等を、外交を推進していく上での重要なパートナーと位置付け、オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す上で、地方自治体等との連携強化の実績を測ることは、施策の進捗を図る上で有益である。

国内及び海外で地方自治体実施する事業への支援等は、予算や新型コロナウイルス感染症対策の

制約がある中で、我が国の外交実施体制を強化する上での優先順位や地方自治体の要請等を踏まえたものとした。

また、ホストタウン交流を通じて培った関係が大会終了後も継続・発展するよう既存のスキームを活用しフォローアップに努めることが重要である。

・第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020年改訂版)(令和2年12月21日 閣議決定)

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要(注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①外務省の 人員、機構 の更なる整備 (*)	外務省が直面する新規業務に対応するための人的資源の確保や機構を整備する。 これらの取組により、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制を整備・強化する。				1
	※	※	※	※	※
②在外公館 警備体制の 強化 (*)	治安情勢の変化を的確に把握するとともに、情勢・脅威に応じた人的・物的警備対策強化措置、警備に関する各種研修・講義、警備訓練などを実施する。 これらの取組により、在外公館の警備体制の整備・強化を図る。				2
	※	※	※	※	※
③外交を支 える情報防 護体制の強 化 (*)	情報防護上の脅威の現状や変化を的確に把握するとともに、脅威に対応した対策や取組を効果的に実施する。 これらの取組により、情報防護能力の強化を図る。				3
	※	※	※	※	※
④地方連携 の推進 (*)	地方自治体等と連携し、在外公館における各種行事等を利用した地方PRや、在京外交団等を活用し、地方の魅力を総合的に発信する事業を実施する。 これらの取組により、地方自治体等の国際的取組を側面支援し、オールジャパンでの総合的外交力の強化を図る。				4
	※	※	※	※	※

※本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

施策Ⅴ-2 外交情報通信基盤の整備・拡充

令和4年度事前分析表

(外務省4-V-2)

施策名	外交情報通信基盤の整備・拡充					
施策目標	ITによる行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進するとともに、外交通信の安定運用のため、一層のセキュリティ強化を図る。					
目標設定の考え方・根拠	外務省電子政府構築計画及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）」に基づき目標を設定している。					
施策の概要	体制整備・システムの強化を行い、サイバーセキュリティ強化を図る。また、新たなシステムや機器を導入し、業務合理化に向けた環境整備を行う。					
関連する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーセキュリティ戦略（令和3年9月28日 閣議決定） ・サイバーセキュリティ2021（令和3年9月27日 サイバーセキュリティ戦略本部決定） ・政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版） ・働き方改革実行計画（平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定） ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和2年7月17日 閣議決定） ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—（令和2年3月10日） ・デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定） 					
施策の予算額・執行額等	本施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下では計上されていない。					
政策体系上の位置付け	外交実施体制の整備・強化	担当部局名	大臣官房	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">政策評価実施 予定時期</td> <td>令和7年8月</td> </tr> </table>	政策評価実施 予定時期	令和7年8月
政策評価実施 予定時期	令和7年8月					

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標1 サイバーセキュリティ強化 *

中期目標（6年度）

技術面及び人的側面の両面において、サイバーセキュリティ対策の強化を推進する。また、令和5年から6年にかけて改定が予定される「サイバーセキュリティ戦略」や「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、必要な規程の改正や整備を実施し、全職員向けに必要な教育啓発、研修などを実施する。

令和4年度目標

- 1 令和3年度に引き続き、幹部を含む全職員向けに、最新の脅威情報に基づく注意喚起、各種研修機会の提供、標的型メール攻撃訓練等の教育啓発施策に取り組む。また、改定された「外務省サイバーセキュリティポリシー」に準拠するような対策事項を盛り込んだ教育資料を整備し、職員への周知徹底を図る。
- 2 サイバー攻撃に的確かつ迅速に対処していく観点から、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）によるCSIRT訓練（注1）や情報通信研究機構（NICT）による実践的サイバー演習（CYDER）（注2）等への参加を通じて、インシデント・レスポンス能力の向上を図る。
（注1）CSIRT訓練：行政機関の情報セキュリティ・インシデント対処に関わる要因を対象として、実際のインシデントが各行政機関で発生したことを想定し、インシデント発生時における連絡・調整等の対処を模擬的に実施する訓練。
（注2）CYDER：行政機関、重要インフラ等の情報システム担当者等が、組織のネットワーク環境を模擬した環境で、実践的な防衛演習を行うことができるプログラム。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日々業務のために情報システムを利用する職員が、サイバーセキュリティ上の危険性を正しく認識し、インシデント又はその懸念を認知した際に、迅速かつ適切に行動を起こすことは極めて重要であり、職員に対する教育啓発施策の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

サイバー攻撃が年々高度化・巧妙化する中、主要な対策について対策レベルの強化により、リスクの低減が図れることから、施策の進捗を把握する上で重要である。さらに、いつでもどこでもストレスなく仕事ができる柔軟かつ継続可能な働き方を実現するため、セキュリティ対策を確実に実施し、仮に情報セキュリティ・インシデントが発生した際でも適切に対応できるよう研修に参加し能力向上を図ることで、被害の軽減が可能となることから、施策の進捗を把握する上で重要である。

測定指標2 働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入 *

中期目標（6年度）

デジタル技術を最大限活用し、テレワークとオフィスワークを融合し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の実現と業務効率向上のための環境整備を行うことを目標に、現在クローズド環境にある個別業務システムを最適化し、令和6年度末までにオープン環境への移行を進める。更にAIやロボティック・プロセス・オートメーション（RPA）など先端技術の取り込みも検討し、働き方改革の更なる実現を図っていく。

令和4年度目標

- 1 更なる働き方方向のため、令和4年度末までに自席のオープンLANパソコンをデスクトップ型からモバイル型に変更し、全ての省員が出張やテレワーク時にパソコンを持ち出せるよう、セキュリティ対策も踏まえた環境整備を実現する。
- 2 令和6年度末までに、現在クローズドLAN側にある個別業務システムを最適化し段階的にオープンLAN側へ移行するべく、まずは令和4年度内にクローズドLAN上にある機密性2情報以下の執務参考資料をオープン側へ完全に移行する。
- 3 また、令和3年度に引き続き、AI翻訳の有用性を踏まえ、言語、分野、機能を追加する。RPAを活用したルーチン業務の自動化等、デジタルを活用した働き方改革を推進していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

デジタル技術の急速な発達・普及が社会の在り方及び国際情勢に大きな影響を与えていることから、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月）を踏まえつつ、デジタル化による合理化・効率化を更に推進し、柔軟で継続可能な業務環境を追求し続けることが必要不可欠であり、関連する

端末や先端技術、システムの整備・導入の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①サイバーセキュリティ強化 (*)	各課室の情報セキュリティ責任者による一般職員への指導・監督機能を強化するための教育機会を創設する。また、継続的な情報セキュリティ関連情報の収集と監視ルールへの反映及び多層的な防御策を実施する。 これにより、外交情報通信基盤のセキュリティ強化に貢献する。				1
	※	※	※	※	※
②働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入 (令和元年度)	必要な職員へのモバイルパソコンの配付やチャット等のコミュニケーションツールの提供、翻訳業務へのAIの導入を行う。 これにより、モバイルワークの推進及び業務合理化に寄与する。				2
		※	※	※	※

※本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅵ 経済協力（モニタリング）

施策Ⅵ-1 経済協力（モニタリング）

令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-VI-1）

施策名	経済協力					
施策目標	<p>開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献するとともに、こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。</p> <p>また、開発協力実施の大前提である国際協力事業関係者の安全確保に関し、平成28年8月に公表した国際協力事業安全対策会議の「最終報告」も踏まえ安全対策を着実に実施する。</p>					
目標設定の考え方・根拠	<p>現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては、開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに、そうした取組を通じて、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ、我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で、開発協力は、最も重要な手段の一つであり、「未来への投資」としての意義がある。また、国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国として、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。</p>					
施策の概要	<p>上記目標の達成に向け、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針とし、民間を始めとする様々なアクターとの連携を強化しつつ、戦略的・効果的な開発協力を企画・立案し、積極的に推進していく。</p> <p>また、開発協力を持続的に実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠であることを踏まえ、広報を通じて国民の理解及び支持を促進しつつ、国際協力事業関係者の安全対策についても、万全を期すべく対策を講じていく。</p> <p>なお、外務省所管の独立行政法人国際協力機構（JICA）は、外務省の政策目標の実現のため、技術協力、無償・有償の資金による協力の実施を行う。</p>					
関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定） ・国家安全保障戦略（平成25年12月17日閣議決定） ・平和と健康のための基本方針（平成27年9月11日健康・医療戦略推進本部決定） ・平和と成長のための学びの戦略（平成27年9月27日持続可能な開発のための2030アジェンダを採択する国連サミットにおける安倍総理大臣ステートメント） ・質の高いインフラ投資に関するG20原則（令和元年6月29日） ・成長戦略（令和3年6月18日閣議決定） ・インフラシステム海外展開戦略2025（令和3年6月改訂版）（令和3年6月17日決定） 					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）		区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算の状況（百万円）	予算の状況	当初予算(a)	316,696	317,255	317,196	317,211
		補正予算(b)	3,016	59,444	290	/
		繰越し等(c)	10,677	△20,349	4,170	/
		合計(a+b+c)	330,388	356,350	321,656	/
執行額(百万円)			329,793	355,656	313,419	/
同（分担金・拠出金）		区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算の状況（百万円）	予算の状況	当初予算(a)	-	6,038	5,803	5,894
		補正予算(b)	-	35,834	20,697	/
		繰越し等(c)	-	0	0	/
		合計(a+b+c)	-	41,872	26,500	/
執行額(百万円)			-	41,872	27,360	/

政策体系上の位置付け	経済協力	担当部局名	国際協力局	政策評価実施予定時期	令和6年8月
------------	------	-------	-------	------------	--------

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 *

中期目標（--年度）

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。

令和3年度目標

「質の高いインフラ」の普及・実施や産業人材育成といった協力を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、ハード・ソフト両面での開発途上地域の連結性強化に貢献する。具体的には、以下に取り組む。

1 「質の高いインフラ」の普及・実施

- (1) 我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。
- (2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的には「質の高いインフラ投資推進のためのG7伊勢志摩原則」や「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性を普及・実施していく。

2 産業人材育成

「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」や、「ABEイニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）3.0」を含む「TICAD7における日本の取組」等も踏まえつつ、途上国における産業人材育成を推進する。この際、日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

施策の進捗状況・実績

1 「質の高いインフラ」の普及・実施

- (1) 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上で、「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化や技術協力を通じた法の支配、自由貿易等に係る能力構築支援は大きな柱の一つであり、資金協力事業の構想、計画策定、実施のそれぞれの局面に応じて日本国内外・オンラインでの研修機会を提供し、能力構築や人材育成に協力した。例えば令和3年には、有償資金協力にて整備された「タイ都市鉄道レッドライン」が開通し、東ティモールの国道1号線が整備され、連結性向上に貢献した。また、太平洋島嶼国において、無償資金協力によりソロモンの国際空港や幹線道路、バヌアツの水力発電施設の整備を通じたインフラ整備に加え、船舶や港湾運営維持管理の広域専門家の派遣を通じ、港湾分野における能力強化に取り組み、人材育成に貢献した。
- (2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化の推進として以下のとおりの成果を達成した。
 - ・6月に開催された英議長国下のG7コーンウォール・サミットでは、開発途上国のインフラのニーズを満たし、より良い回復を図るため、質の高いインフラ投資が重要であることを首脳コミュニケにて合意した。
 - ・10月のG20ローマ・サミットでは、岸田総理大臣から、世界経済の回復にはG20原則に沿った「質の高いインフラ投資」が必要である旨を強調した。首脳宣言においては、回復の段階における質の高いインフラ投資の不可欠な役割を認識するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に関する作業を引き続き推進することが確認された。
 - ・11月のアジア欧州会合(ASEM)第13回首脳会合では、岸田総理大臣から、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性、債務持続可能性、環境への配慮といった国際的な原則に則った「質の高いインフラ投資」の実施が重要である旨を発信した。議長声明においては、ASEM参加国によって合意された国際スタンダードに従った「質の高いインフラ投資」を通じ、経済的強靱性を高める必要性が強調された。
 - ・11月のAPEC首脳会議では、岸田総理大臣から、「質の高いインフラ投資」の推進を通じた地域の連結性強化の必要性を発信した。首脳宣言では、新型コロナウイルス感染症による困難な状況下であっても流通を確保するため、質の高いインフラ投資が重要であることを確認した。
 - ・12月にリバプールで開催された第2回G7外務・開発大臣会合では、経済パートナーシップに関し、持続可能で強靱な質の高いインフラ投資および開発金融に関する共通の原則を再確認した。

2 産業人材育成

日本型工学教育や日本型経営といった日本の強みを開発途上国に普及させるとともに、国内外

にて産業人材育成を行い、これを介して日本企業進出及び各国における「質の高い成長」を推進した。

アジアにおいて、平成 30 年 11 月の日 ASEAN 首脳会議で発表した平成 30 年度からの 5 年間でアジア地域における 8 万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ 2.0」に基づき、アジア各国の産業人材を育成した。ベトナムでは、日本型工学教育の普及を目指す日越大学の四期生 260 名が卒業し、日系企業への就職、日本国内での進学者等多数となった。ラオスでは、産業発展のため工学人材強化として、ラオス国立大学工学部の関係者等に対して遠隔研修（特別講義 2 回、各 80 名程度）を実施した。加えて、マレーシアでは、日本国際工科院（MJIIT）強化プロジェクトにおいて、オンラインキャリアフェアが開催され、MJIIT 等からは計 13 名の就職が決定した。

アフリカでは、令和元年の TICAD 7 において表明した「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）」3.0 を通じて日・アフリカビジネス推進に資する産業人材を 6 年間で 3,000 人育成することを目標として推進しており、令和 3 年には、同イニシアティブを通じ日本全国の 77 大学の協力を得ながら、約 1,600 人に対し研修を実施した。

令和 4 年度目標

「質の高いインフラ」の普及・実施や産業人材育成といった協力を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、ハード・ソフト両面での開発途上地域の連結性強化に貢献する。具体的には、以下に取り組む。

1 「質の高いインフラ」の普及・実施

(1) 我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。

(2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的には「質の高いインフラ投資推進のための G7 伊勢志摩原則」や「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性を普及・実施していく。特に、TICAD8 においてアフリカ諸国における質の高いインフラ投資の国際スタンダード化を推進する。

2 産業人材育成

「産業人材育成協力イニシアティブ 2.0」や、「ABE イニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）3.0」を含む「TICAD 7 における日本の取組」等も踏まえつつ、途上国における産業人材育成を推進する。この際、日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

貧困の削減及び撲滅は、もともと基本的な開発課題である。貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた人材育成、インフラ整備等を通じた経済成長の実現が不可欠である。ただし、その成長は単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」であり、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持続可能」であり、経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要がある。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

- ・開発協力大綱（平成 27 年 2 月 閣議決定）
- ・質の高いインフラ投資に関する G20 原則（令和元年 6 月 29 日）

測定指標 2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 *

中期目標（--年度）

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。

令和 3 年度目標

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。

(2) 海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

2 難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築

(1) 難民・避難民を始めとする中東・アフリカ・アジア・中南米地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

(2) グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組のための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施し、世界各地での国境管理支援、地雷対策支援等を継続する。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

国際社会の取組にもかかわらず、世界各地でテロが未だ発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

施策の進捗状況・実績

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 東南アジアにおいては、JICAを通じ、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオスにおける法・司法制度の改善に向けた技術協力を継続した。特に、マレーシアにおいて、競争法及び税関分析所アドバイザーの派遣や東方政策 2.0 研修にて 61 名の行政官によるオンライン参加等を通じ、同国の法執行や公務員の能力強化に貢献した。また、平成 30 年に初の民法典が成立したラオスでは、司法省、最高人民裁判所や最高人民検察院等を対象に、法律分野の専門家を派遣し、オンラインセミナーを実施し、「法の支配」の確立に向け取り組んだ。インドネシアではビジネス環境改善、カンボジアでは民放・民事訴訟法運用の技術協力を継続した。加えて、東南アジア・島嶼国において、日本の大学院にて修士等の学位を取得する行政官の人材育成支援に取り組んだ。

東アジアにおいて、モンゴルでは、公共財政管理の技術協力を継続した。

(2) 我が国の重要な海上交通の安全確保のために諸外国の海上法執行機関等の保安能力強化が図られることが重要である。東南アジアにおいて、フィリピンでは、沿岸警備隊に対し複数回にわたり巡視船等を供与し、供与された巡視船を活用し我が方海上保安庁による沿岸警備隊への技術支援により多目的船の維持管理能力向上に取り組んだ。インドネシアでは、漁業取締当局の能力向上のため、中古の漁業取締船 2 隻を改修中に加え、海上保安機構に対し、海上法執行能力強化の研修を実施した。また、マレーシアでは、海上法令執行の人材育成を目的に、海上保安アドバイザーの派遣を開始し、日本の海上保安庁等の協力を得て、100 名が参加したオンライン研修や、潜水・救難の実技指導を含めた国内研修を実施した。更に、マレーシアにおいて、日米豪印海上保安機関合同ワークショップを令和 3 年末からこれまで計 3 回開催した。アフリカにおいても、ジブチ沿岸警備隊に対し、海上保安能力の向上のため、巡視艇 2 隻の建造及び浮棧橋の整備を実施している。

2 難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築

(1) 難民・国内避難民を始めとする最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳及び安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上れるような自立支援のため、国連世界食糧計画 (WFP)、国際移住機関 (IOM)、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、赤十字国際委員会 (ICRC) 等の国際機関等を通じて、食料、医療、シェルター等を提供する緊急人道支援を行った。

G7 の枠組では、5 月、「G7 飢饉防止及び人道危機に関するコンパクト」が G7 外務・開発大臣声明の付属文書として策定され、世界各地で発生している飢饉や食料不安に対して共同で対処していくことで一致している。また、G20 の枠組では、新型コロナを始めとする健康危機への人道支援におけるロジスティクスの役割の重要性を指摘した。

長年にわたる紛争の影響により、食糧不足による栄養不良や貧困・情勢不安あるフィリピン・パンサモロ自治地域に対して、WFP との連携を通じ、食糧援助を実施した。

平成 29 年 8 月から始まったミャンマー・ラカイン州北部の治安情勢悪化に伴い発生した難民・避難民問題に対処するため、複数の国際機関 (UNHCR、WFP、IOM 等) を通じ、ミャンマー、バングラデ

シュ及び両国の国境地帯等で食料支援（バングラデシュにおける小規模農家の生計支援を含む）、保健・衛生、住環境の改善に向けた支援を行った。

ベネズエラ情勢に伴う避難民等の発生を受け、UNHCR との連携を通じて、ベネズエラ及び避難民等が滞在する周辺国において、避難民等に対する保護活動や人道的支援を行った。ウクライナ情勢については、ウクライナ国内で紛争の影響を受けた人々や、ポーランドやモルドバなどの周辺国に避難した人々に対して、UNHCR、WFP、ICRC などの国際機関や日本の NGO を通じて、主に国連のアピール（令和 4 年 3 月 1 日）に応じる形で、保健・医療、食料等の分野で 1 億ドルの緊急人道支援を実施した。加えて、国際機関や日本の NGO を通じて合計 2 億ドルの緊急人道支援を行う旨表明した。さらに、ウクライナ経済を下支えするため、少なくとも 1 億ドル規模の借款を世界銀行と協調して供与することを表明した。

イラク、リビアでは、国政選挙実施に必要な関連機材を供与し、国際標準に沿った透明性・信頼性の高い選挙の実施を支援した。

(2) 地雷・不発弾対策支援について、カンボジアにおいて、不発弾処理能力向上に係る南南協力など、カンボジア地雷対策センター（CMAC）が今後さらに国際的に貢献する組織となっていくために、CMAC の組織全体の能力向上のための協力を実施した。ラオスでは、効率的かつ透明性のある不発弾除去計画の策定及び組織能力強化に取り組み、不発弾対策機関（UXO Lao）に対して、総括専門家派遣の開始や計画策定、IT システム等に関する現地研修を実施するとともに、情報管理をテーマとし、CMAC との南南協力を初めてオンラインにて実施した。加えて、ラオス南部地域において、対象地域 477ha の不発弾除去（うち不発弾除去数は 8,008 個）を行った。その他、スリランカ北部では、平和構築及び生活支援のため、草の根無償資金協力を通じて、3 件の地雷除去に関する支援の実施に加え、アゼルバイジャンでは、住民の安全向上のために、草の根無償資金力を通じて、地雷除去機材を供与する支援を実施した。

そのほか、島嶼国では、世界税関機構（WCO）との連携により税関能力強化を実施した。

(3) その他特記事項

また、ミャンマーやアフガニスタンにおける政変によって発生した人道危機や、フィリピンにおける台風被害や、トンガにおける火山噴火及び津波被害に対しても、国際機関を通じた緊急無償資金協力を実施した。このうち、トンガに対しては、国際緊急援助隊として自衛隊部隊を派遣した（日本及び豪州からの緊急援助物資の輸送等を実施）。緊急援助物資の供与では、トンガ以外では、上述のフィリピンにおける台風被害を含め計 11 件の自然災害（計 10 か国）に対して海外の備蓄倉庫から輸送して実施した。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

海外で活躍する日本人の安全確保の観点からも、途上国の治安能力構築支援・暴力的過激主義対策を着実に進めるとともに、途上国の治安状況改善の促進に資する取組を実施した。

テロを取り巻く環境の変化に迅速に対応するべく、モルディブでは、UNDP 経由で、若者や女性を対象とする暴力的過激主義に対する対処能力強化や教育支援を実施した。フィリピンでは、UNWomen を通じ、女性リーダー育成などの社会統合強化支援をした。他に、カンボジアでは、テロ対策用の車両として防弾車 2 台や白バイ等を供与した。国内の治安情勢が課題となっているヨルダンやチャドでは、治安対策機材等の供与を通じ、同分野における能力向上及び社会の安定化に貢献している。

そのほか、インドネシアでは、サイバーセキュリティ分野の人材育成の技術協力を実施した。

令和 4 年度目標

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。

(2) 海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

2 難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助

(1) 難民・避難民を始めとする中東・アフリカ・アジア・中南米地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

(2) グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組のための支援を国際機関等とも協

力・連携しつつ実施し、世界各地での国境管理支援、地雷対策支援等を継続する。

(3) 国際緊急援助隊の派遣や、緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力を通じ、大規模災害を受けた被災国・被災者に対し支援を行う。日米豪印を含む国際調整等も行う。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

国際社会の取組にもかかわらず、世界各地でテロが未だ発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、一人一人の権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。日本はそうした発展の前提となる基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった基本的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

・開発協力大綱（平成 27 年 2 月 閣議決定）

測定指標 3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 *

中期目標（一年度）

国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。

令和 3 年度目標

我が国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改訂版」（令和元年 12 月）や「SDGs アクションプラン 2021」を踏まえた二国間の開発協力を更に推進する。（二国間の開発協力を除く地球規模課題への取組については、施策 VI-2 を参照。）

1 SDGs 達成に向けた協力

開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国の SDGs 達成に向けた取組に協力する。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

(1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成に向け、G20 大阪サミット、TICAD 7 で合意した内容及び国連 UHC ハイレベル会合で採択された政治宣言を踏まえ、二国間支援による人材育成や制度整備を通じて、途上国の基礎的保健システムの強化に協力する。

(2) 新型コロナウイルス、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援を行う。

3 食料（農業分野への支援、食料安全保障の強化）

「TICAD 7 における日本の取組」（令和元年 8 月）を踏まえ、アフリカの農業生産及び食料安全保障の強化、栄養改善に向けて、アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD)、小規模農家向け市場志向型農業振興 (SHEP)、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA) のイニシアティブを通じた支援や、グローバル・フードバリューチェーン構築に向けた支援、品種改良等の農業技術の開発・展開支援など、農林水産業の活性化に向けた包括的な支援を行う。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成 28 年 5 月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備や STEM（理数系）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成 27 年 9 月）や G 7、G 20、TICAD 7 等における教育関連のコミットメントを踏まえ、学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの推進、「世界津波の日」（11 月 5 日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ 2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせさせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を行い、国際社会における「防災の主流化」を推進する。

7 水・衛生（「国際行動の 10 年『持続可能な開発のための水』（2018-2028）」の開始を踏まえた世

界の水・衛生問題への対応)

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、平成30年3月から開始された「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』(2018-2028)」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

8 気候変動・地球環境問題 (パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進)

我が国の技術・制度を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー等による気候変動への緩和策・適応策への支援の提供や防災対策と関連させた気候変動に対する強靱性の強化、海洋プラスチックごみ対策として、廃棄物管理・「3R」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 SDGs 達成に向けた協力

JICAの「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」の第一回公示では32件、第二回公示では24件の中小企業等による提案を採択することで、SDGs 達成に資するビジネス計画の支援と開発途上国の抱える課題解決のための取組を継続した。「SDGs 実施指針改訂版」や「SDGs アクションプラン2022」に記載された8つの優先分野を踏まえ、全ての優先課題について国内実施の側面と国際協力の側面からの協力を行った。

開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供する「JICA 開発大学院連携」を引き続き推進したことを始め、様々な支援を通じてSDGs 達成に貢献する人材を育成した。

2 保健 (感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

(1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成に向けた協力実績

COVAX ワクチン・サミットや東京栄養サミットなどの国際会議の主催、財政的貢献を含む各種国際保健機関への支援等を通じて、UHCの推進と感染症対策を促進した。そのために、二国間援助に加え、グローバルファンドなどの国際機関・官民連携基金等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス制度の整備等を通じ、保健システムの構築・強化等の支援を行った。また保健に係る国際的議論を通じ、UHCの重要性に対する国際社会の理解を促進した上記取組により、UHC及び感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与した。

(2) 新型コロナウイルス、三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策支援状況

令和4年3月末までに、東南アジア、南西アジア、太平洋島嶼国、中南米、アフリカ等の77か国・地域に対し、ワクチンを接種現場まで届けるためのコールドチェーン体制の整備等を行う「ラスト・ワン・マイル支援」として総額約180億円の無償資金協力を実施した。

国際機関等を通じ、受入国の感染症対策(予防及び対処)、そのための人材育成(能力開発)や制度整備支援を通じて保健システムの強化を実施し、各国における自立した感染症対策、母子保健制度の確立に貢献した。具体的には、三大感染症(HIV/エイズ、結核及びマラリア)対策、保健システム強化を実施するグローバルファンドへの支援、開発途上国におけるワクチンの導入及び接種率向上のための支援を行うGaviへの支援、母子保健の推進、性感染症対策等を実施する国連人口基金(UNFPA)及び国際家族計画連盟(IPPF)、公平な医薬品へのアクセス確保支援や低所得国の医薬品品質管理の支援等を行うユニットエイドへの支援等を実施した。

(3) その他特記事項

12月、東京栄養サミット2021を主催し、成長を妨げる低栄養と、生活習慣病等を引き起こす過栄養の「栄養の二重負荷」や、新型コロナ感染症による世界的な栄養状況の悪化に対応すべく議論を主導した。栄養改善の国際的な取組の方向性について示した東京栄養宣言を発出した他、270億ドル以上の資金動員に貢献した。また、日本政府として今後3年間で3000億円以上の栄養関連支援を行うことを発表した。

3 食料 (農業分野への支援、食料安全保障の強化)

農業生産及び食料安全保障の強化に対する我が国の取組として、TICAD7で打ち出した「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」における2030年までのサブサハラ・アフリカのコメの生産量の更なる倍増(2800万t→5600万t)、小規模農民の収入増加のための「市場志向型農業振興アプローチ(SHEP)」による100万人への裨益、IFNAにおけるアフリカの2億人の子どもたちへの栄養改善といった目標に沿う形でコートジボワール、セネガル、ガーナ等において支援を実施した。

また、紛争、気候変動、新型コロナに起因する社会経済的な影響等を受けて、食料不足・栄養不足等が各地で生じたことに対処するため、国際機関等を経由して、ナイジェリア等において栄養改

善、食料供給の回復・強化のための支援やエチオピア等において緊急食糧支援を実施した。さらに、アフリカにおいて、環境に適合した農作物の新品種及び栽培技術の開発や地域農作物の付加価値向上に向けた栄養評価手法の開発等を行った。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成 28 年 5 月策定）に基づき、①権利の尊重、②能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野におけるリーダーシップ向上を重点分野として、ジェンダー主流化の観点から、あらゆる分野や課題の支援に当たって、社会における男女双方の多様な役割や責任、男女で異なる課題・ニーズを把握して取り組むなど、ジェンダーの視点に立った事業実施を推進した。具体的には、ジェンダー分野における国際的開発フォーラムである OECD-DAC ジェンダー平等ネットワーク（GENDERNET）会合に引き続き参画し、開発協力機関がジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた協力を効果的に実施にできるようデザインされた実践的ハンドブックである「開発協力におけるジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関するガイダンス」の完成に貢献した。また、前述の重点分野に基づいてベトナムでの人身取引対策、カンボジアにおける女性の経済活動への参画、パキスタン国内の女性家内労働者が多い地域における生計向上等の事業を実施した。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」に基づき、包摂的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。我が国の知見・経験を活用し、文部科学省と連携の下、日本型教育の海外展開支援を実施した。また、7月の世界教育サミットでは、茂木外務大臣（当時）から今後5年間で750万人の途上国の女子教育と人材育成のための支援及び15億ドル以上の教育支援を実施する旨表明した。

6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、洪水対策等のハード面での支援や、途上国の防災計画の策定支援並びに行政官や地方リーダーへの人材育成・防災教育を実施し、災害に強い世界の強靱化に貢献した。

また、新型コロナの感染拡大をめぐる状況を踏まえて、津波防災に対する意識向上を目的とするオンラインイベントを国連防災機関（UNDRR）と共催したほか、アジア・大洋州の女性行政官などを対象とした津波に関する研修の実施、学校を対象とした津波避難訓練の実施などを支援した。

7 水・衛生（「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018-2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

開発援助委員会（DAC）諸国の水・衛生分野でのトップドナーとして、「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の10年（2018-2028）」の推進に向け、給水人口増加への対応やサービス水準改善のため資金協力による施設整備を実施するとともに、統合水資源管理等に関する技術協力を実施した。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

海洋プラスチックごみ対策においては、国連環境計画（UNEP）を通じて、我が国の技術を活用し、メコン川流域におけるプラスチック汚染のモニタリング、プラスチックの収集・リサイクル等の技術支援等を行うプロジェクトへの支援を決定した。令和4年2月開催の国連環境総会（UNEA5.2）において、プラスチック汚染に関する世界初となる国際約束の作成に向けた政府間委員会の設立に関する決議の採択に大きく貢献した。

生物多様性分野においては、ボツワナにおけるゾウの死因調査及び象牙回収プロジェクトへの支援を決定するなど野生動物違法取引対策に貢献した。また、気候変動対策にも貢献する形で生物多様性の保全が達成できるよう、国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ、パナマにおいて違法伐採・貿易を削減するため政府の森林管理能力強化及び木材トレーサビリティシステムの拡大を図るためのプロジェクトへの支援を決定した。

6月、日本はG7コーンウォール・サミットにおいて、向こう5年間で、官民合わせて600億ドル規模の支援をすることと、適応分野の支援を強化していく考えを表明した。

10月、日本は2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けるという新たな削減目標を記載した国が決定する貢献（NDC）を国連気候変動枠組条約事務局へ提出した。

10～11月に開催されたCOP26では、岸田総理大臣が首脳級会合「世界リーダーズ・サミット」に

参加し、今後5年間で官民合わせて最大100億ドルの資金支援の追加コミットメント及び適応資金支援の倍増等を表明し、多くの参加国・機関から高い評価と歓迎の意が示された。

令和4年度目標

我が国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改訂版」（令和元年12月）や「SDGsアクションプラン2022」を踏まえた二国間の開発協力を更に推進する。（二国間の開発協力を除く地球規模課題への取組については、施策VI-2を参照。）

1 SDGs達成に向けた協力

開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国のSDGs達成に向けた取組に協力する。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

- (1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成に向け、本年前半に日本がホストする日米豪印首脳会合、TICAD8、国際保健関連の各種増資、2023年の日本ホストのG7サミット、2023年国連UHCハイレベル会合なども視野に、二国間援助に加え、グローバルファンドなどの国際機関・官民連携基金等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス制度の整備等を通じ、保健システムの構築・強化や、新型コロナを含む感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与する。
- (2) 新型コロナウイルス、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援を行う。

3 食料（農業分野への支援、食料安全保障の強化）

「TICAD7における日本の取組」（令和元年8月）を踏まえ、アフリカの農業生産及び食料安全保障の強化、栄養改善に向けて、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）、小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）のイニシアティブを通じた支援や、グローバル・フードバリューチェーン構築に向けた支援、品種改良等の農業技術の開発・展開支援など、農林水産業の活性化に向けた包括的な支援を行う。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年5月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM（理数系）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成27年9月）やG7、G20、TICAD7等における教育関連のコミットメントを踏まえ、学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を行い、国際社会における「防災の主流化」を推進する。

7 水・衛生（「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018-2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、平成30年3月から開始された「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018-2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

我が国の技術・制度を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー等による気候変動への緩和策・適応策への支援の提供や防災対策と関連させた気候変動に対する強靱性の強化、海洋プラスチックごみ対策として、海洋プラスチックを含むプラスチック汚染に関する国際約束の交渉における我が国の意見の反映に努めつつ、廃棄物管理・「3R」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国境を越えて人類が共通して直面する地球規模課題は、一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要がある。日本は、SDGs等の国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏まえ、国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ、国際社会全体として持続的かつ強靱な社会を構築することを目指す。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

なお、本測定指標においては有償資金協力、無償資金協力、技術協力を中心とした二国間の開発協力について取扱うこととし、多国間の枠組み等における地球規模の諸問題への取組については施策VI-2において取り扱う。

・開発協力大綱（平成27年2月 閣議決定）

測定指標4 連携の強化 *

中期目標（--年度）

ODAが、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

令和3年度目標

1 国民参加機会の拡大

(1) 我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウや我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで官民連携を推進し、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。

(2) JICAによる長期研修や人材育成奨学計画（JDS）等を通じて、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援し、我が国の大学・研究機関等との連携を強化する。また、「JICA開発大学院連携」を通じ、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを推進する。

(3) 開発協力の重要なパートナーであるNGOとの連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGOによるODAへの積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。

(4) JICAのボランティア事業（JICA海外協力隊）については、これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ、引き続き推進する。

2 国際機関・地域機関・諸外国等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用するとともに、ドナー間の連携も強化し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。また、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）における取組を含め、幅広い開発課題に関して他のドナー等との協調を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 国民参加機会の拡大

(1) 中小企業の海外展開を支援するJICA「中小企業・SDGsビジネス支援事業」では測定指標3令和3年度年度目標1実績欄に記載のとおり、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業を合わせ、第一回公示では32件を採択し、第二回公示は、24件を採択した。なお、新型コロナウイルスの感染拡大により現地渡航が困難となったことを踏まえ、従来の海外渡航による調査を前提とした「一般型」に加え、日本国内での調査活動及び現地人材の活用を主とする遠隔実施型のどちらかを企業が選択できる募集形式を継続した。提案法人と地域金融機関が連携して海外展開を検討・調査する「地域金融機関連携案件」は、22件採択された。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大により受入れが一旦停止したものの、「特段の事情（公益性）」の下で、研修員・留学生の来日が一定程度実現した。人材育成奨学計画（JDS）では令和3年度に381名の若手行政官を受け入れ、同計画と連携した日本理解プログラムを実施した。JICA長期研修員についても、令和2年10月から令和3年度末までに約940名の入国を認めた。JICA短期研修員に関しては、本邦での研修に代えてオンラインで実施可能な研修を遠隔で実施することとし、令和3年度は、4,856名を対象にオンライン研修を実施した。研修員（学位課程就学者）受入れに係る覚書を締結した大学は更に拡大し、連携を強化した。日本の近代の開発経験と戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ「日本理解プログラム」等の実施を通じ、「JICA開発大学院連携」を推進した。

(3) NGOとの連携・協働の強化として、日本NGO連携無償資金協力事業（社会経済開発事業）を約57億円（96件）、ジャパン・プラットフォーム事業（緊急人道支援事業）を約35億円（94件）の資

金協力を実施した。日本の NGO/CSO、地方自治体、大学、民間企業等の団体と JICA の共同事業である JICA の草の根技術協力事業としては、パートナー型・支援型合計で約 12 億円（31 件）を採択した。NGO の組織基盤強化に向けた取組として、NGO インターン・プログラムで 8 団体、NGO スタディ・プログラムで 4 名、NGO 相談員 15 団体、NGO 研究会 2 件の能力向上支援を実施した。NGO との対話の場である NGO・外務省定期協議会に関しては、新型コロナの影響でオンラインにて連携推進委員会を 2 回、ODA 政策協議会を 1 回実施し対話の継続を図った。

(4) 前年度に引き続き、JICA のボランティア事業の応募者拡大に向けた取組として、若者層の関心を捉えるためのインターネットによるターゲティング広告や、WEB 上での説明会実施等、ICT 技術を活用した応募促進策を強化した。特にコロナ禍で集合型の募集説明会やイベントの実施に制約があった中、令和 3（2021）年度春募集では、オンラインコミュニケーション技術を活用し、オンライン個別説明会、職種別・男女別・シニア層・現職参加者等の特定層別説明会を開催した。イベントでは、国内と海外拠点を繋ぎオンライン座談会を実施した。また、現職教員の事業参加促進を目的に、参加者の所属先の雇用を継続するための現職教員派遣委託費制度の運用を開始した。隊員の帰国後支援の教育訓練手当の一環として、隊員経験の社会還元強化を目的に国内外の大学院への進学を志望する者を対象とした奨学金給付事業を開始した。

2 国際機関・地域機関・諸外国等との連携

我が国からの拠出金を含む国際機関の予算を我が国の二国間開発協力の文脈で効率的・効果的に活用する観点から、マルチ・バイ連携の必要性が高まっている。こうした認識を踏まえ、国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現するため、10 月に UNICEF と、12 月に国連開発計画（UNDP）と、それぞれ戦略対話を開催した。我が国と UNICEF 及び UNDP との優先課題について意見交換することを通じて、連携と政策の調整を図った。

OECD 開発援助委員会（DAC）では、ODA 実績が正当に評価されるための測定方法の改定や ODA を触媒とした民間資金の動員の方策、新興ドナーへのアウトリーチ、新型コロナウイルス感染症対策や気候変動問題に関する援助の在り方についての議論にも積極的に参加した。また OECD 開発センター（DEV）では、12 月のハイレベル会合において、日本から質の高いインフラ投資の重要性を発信した。主要ドナーとの対話としては、4 月、日英開発政策対話フォローアップ会合、6 月、日中開発協力政策局長級協議、12 月、鈴木外務副大臣とパワー米国 USAID 長官とのテレビ会談、令和 4 年 2 月、日独開発政策局長級意見交換を実施し、双方の開発政策、重点分野等について意見交換を行った。

令和 4 年度目標

1 国民参加機会の拡大

(1) 我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウや我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで官民連携を推進し、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。

(2) JICA による長期研修や人材育成奨学計画（JDS）等を通じて、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援し、我が国の大学・研究機関等との連携を強化する。また、「JICA 開発大学院連携」を通じ、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを推進する。

(3) 開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGO による ODA への積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。

(4) JICA のボランティア事業（JICA 海外協力隊）については、これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ、引き続き推進する。

2 国際機関・地域機関・諸外国等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用するとともに、ドナー間の連携も強化し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。また、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）における取組を含め、幅広い開発課題に関して他のドナー等との協調を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

現在の国際社会では、開発途上国の開発にとって、政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになってきていることを踏まえ、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する必要がある。

このための施策の実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

- ・開発協力大綱（平成 27 年 2 月 閣議決定）

測定指標 5 国民の理解促進、開発教育の推進

中期目標（--年度）

開発協力への国民の理解と支持を得る。

令和 3 年度目標

- 1 開発協力に関する講座
全国の高校、大学等に対し ODA 出前講座の一層の周知を図り、より多くの出前講座を開催し、ODA に対する若年層の理解促進に努める。開発協力等に関するイベントの機会を捉え、積極的に広報活動を行う。
- 2 開発協力コンテンツを使った情報発信
より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、継続的に情報発信をしていくことで、開発協力に対する支持・関心度を伸ばしていく。
- 3 SNS を使った情報発信
SNS を活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層等、ターゲット層を意識しつつ開発協力への理解促進を目指す。
- 4 国際協力イベントを通じた情報発信
グローバルフェスタ JAPAN2021 を対面またはオンライン（またはその併用）にて開催する。視聴者・参加者が国際協力をより身近なものに感じ、ODA を含む国際協力の現状や必要性、政府と NGO の協力などについて理解や認識を深める機会を提供する。

施策の進捗状況・実績

- 1 開発協力に関する講座
全国の中学、高校、大学等に対し新型コロナ対策としてオンラインにて ODA 出前講座を 20 回実施し、例年の水準を上回る計 2,823 人の参加を得た。オンラインの特性を活かし地方への訴求に力を入れた。
- 2 開発協力コンテンツを使った情報発信
 - (1) アニメ「鷹の爪団の 行け！ODA マン」
アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」を ODA 広報キャラクター「ODA マン」として令和 2 年度に引き続き採用し、ODA 紹介動画を全 3 本（「港湾整備でパートナー“シップ”！の巻」、「発展への道に ODA の巻」、「都市鉄道を通して未来を描くの巻」）を制作・発信し、合計再生数は延べ 97 万回を超え、例年を上回る視聴者数を得た他、「BS よしもと」にて放映した開発協力広報ドラマ「ファーストステップ ～世界をつなぐ愛のしるし～」のテレビ CM としても放映した。
 - (2) ドキュメンタリー動画「フロントランナー ～未来を作る日本人たち」
又吉直樹氏をナビゲーターとして迎え、人間の安全保障を中心テーマとして「防災編（ダイジェスト版・対談版）」、「平和構築編（ダイジェスト版・対談版）」、「保健・栄養編（ダイジェスト版・対談版）」の計 6 本を制作した。世界の一線で活躍する専門家に焦点を当てた本動画の再生回数は延べ 25 万回を超えた他、1 万人以上の参加者を得たグローバルフェスタ JAPAN2021 や京都国際映画祭等のイベントにおいてもプロモーションを行い、多くの注目を集め、開発協力に対する理解促進に貢献している。また、同企画における「保健・栄養編」をテーマとした開発協力広報ドラマ「ファーストステップ ～世界をつなぐ愛のしるし～」を白石聖氏、フォンチャー氏を出演者として制作し、「BS よしもと」にて令和 4 年 3 月 27 日放映を実施し、外務省 YouTube 等でも公開し、累計で 16,000 人以上のリーチ数を得た。
- 3 SNS を使った情報発信
 - (1) Twitter
令和 2 年度に引き続き Twitter を活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、ODA に対する認知度を向上させ、親しみを醸成し、ODA に対する理解と支持を促進した。シ

ンプルかつ関心の引く書きぶりを心がけることにより、フォロワー数は11,000名規模を維持した。

(2) ウェブ広告

上記アニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」及びドキュメンタリー動画「フロントランナー ～未来を作る日本人たち」について、Google、YouTube、Facebook といったウェブ媒体に動画広告を出稿するなど、時代の変化に合わせた様々な媒体を組み合わせることで、幅広い世代に届くよう工夫を凝らした

4 国際協力イベントを通じた情報発信

10月、グローバルフェスタ JAPAN2021 を対面（東京国際フォーラム）及びオンラインを併用したハイブリッド形式で開催し、1万人を超える参加者・視聴者を得た。本フェスタでは、国際的な潮流や国内の状況をふまえ、多様性、地方活性化、若者をテーマとして設定し、このテーマに沿った形でステージイベントやフォトコンテストのほか出展ブース、オンラインセッション等を開催することにより、参加者・視聴者が国際協力に親しみをもち、ODA を含む国際協力の現状や必要性、政府と NGO の協力などについて理解や認識を深める機会に繋がった。

5 その他特記事項

ODA メールマガジンを12号配信し、ODA に関するエピソード、関連イベント情報などを定期的に配信、主要記事を ODA ホームページに掲載し一般読者の ODA に対する理解・共感を得ている（2021年12月現在登録者数20,075人、累計配信数447号）。また、JICA 隔月発行広報誌『JICA Magazine』（35,000部発行）掲載の『教えて外務省！知っておきたい国際協力』ページでは、職員が毎号のテーマに沿った ODA ・国際協力について、一般読者向けにわかりやすく説明した。

令和4年度目標

1 開発協力に関する講座

全国の高校、大学等に対し ODA 出前講座の一層の周知を図り、より多くの出前講座を開催し、ODA に対する若年層の理解促進に努める。開発協力等に関するイベントの機会を捉え、積極的に広報活動を行う。

2 開発協力コンテンツを使った情報発信

より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、継続的に情報発信をしていくことで、開発協力に対する支持・関心度を伸ばしていく。

3 SNS を使った情報発信

SNS を活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層等、ターゲット層を意識しつつ開発協力への理解促進を目指す。

4 国際協力イベントを通じた情報発信

グローバルフェスタ JAPAN2022 を対面またはオンライン（またはその併用）にて開催する。視聴者・参加者が国際協力をより身近なものに感じ、ODA を含む国際協力の現状や必要性、政府と NGO の協力などについて理解や認識を深める機会を提供する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「ODA に関する有識者懇談会」が平成30年11月に提出した提言において、「ODA に関する国民・市民の理解・認知度向上」の重要性を指摘しており、より分かりやすく身近な ODA 広報が一層求められているため、その実施状況を検証・評価する必要がある。また、平成27年2月に閣議決定した開発協力大綱においても、「実施基盤の強化」として国民の理解・支持を得ることの重要性が述べられている。このため、令和3年度の実績を基に、幅広い層を対象としつつ、ターゲット層を意識した広報活動を実施することが重要と考え、目標を設定した。

測定指標6 国際協力事業関係者の安全対策の強化

中期目標（一年度）

平成28年8月の「国際協力事業安全対策会議」において取りまとめられた「最終報告」に記載された安全対策の実施の継続を含め、国際協力事業関係者の安全対策に係る取組を JICA と協力して着実に実施する。

令和3年度目標

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報

告」の①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施を含め、安全対策強化の取組を継続していく。

具体的には、国際協力事業安全対策会議については、世界情勢や参加者のニーズに則した実施に努める。JICA 安全対策研修については、積極的な再受講を促す方策を検討する。初動対応マニュアルについては、JICA との連携も視野に入れつつ、定期的な訓練の実施に努める。

施策の進捗状況・実績

「最終報告」の上記①～⑤の各項目について、コロナ禍の影響も踏まえ JICA と連携し、以下の施策を実施した。

①脅威情報の収集・分析・共有の強化

新型コロナウイルス感染症対策に係る行動規範の周知徹底、新型コロナウイルス感染予防に係る事業関係者への情報提供等を行い、12 月の「国際協力事業安全対策会議」常設化後第 8 回会合では、新型コロナウイルス感染症禍における最近のテロ等の情勢や水際対策措置等、また JICA 関係者の渡航再開の現状や課題等を議題として、関係省庁、業界団体、NGO 等との間で安全対策の重要性を再確認した。また、事業関係者向けに配布している「JICA 海外安全対策ハンドブック」を新型コロナウイルス感染症対策について加筆した上で 2021 年度版として更新し、JICA ホームページ上の安全対策専用 Web ページ内にも掲載した。在外公館においては、現地政府関係者との安全対策会議の開催、経済協力政策協議等を通じた国際協力事業関係者の安全対策に係る相手国政府への働きかけや、ODA タスクフォース、安全対策連絡協議会等を通じた国際協力事業関係者との情報共有を随時実施した。

②事業関係者及び NGO の行動規範

治安情勢等に基づく安全対策措置（渡航措置及び行動規範）については、各国の情勢の変化を踏まえ、随時更新を行った。新型コロナウイルス流行下における行動規範については、疫学的状況等を踏まえて二度改訂を行い、事業関係者の渡航にあたっては、同行動規範の遵守に同意を求めた。これに加え、国別の感染症対策措置を新たに定めると共に、渡航再開及び渡航可能地域の拡大を進めた。

政府資金を通じた事業実施中の日本 NGO の邦人職員の渡航に際しては、新型コロナウイルス感染症及び安全の観点から事前に提出された渡航計画をもとに渡航の是非について慎重に審査を行った。また、渡航後の邦人職員の滞在状況については定期的に NGO とも情報共有して把握に努めるとともに、自然災害等の発生時には安否確認を行った。

③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化

JICA 安全対策研修（渡航者・管理者向け）、テロ実技訓練を延べ 30 回実施し、合計 669 名が参加した。また、コロナ禍の影響により、安全対策研修（講義型、ワークショップ型、実技型）の実施を一部中止したが、オンライン形式への変更や人数を制限し必要な対策を講じた上で実施するなどの工夫をして再開した。また、補完的な研修教材として、理解度テストや動画閲覧機能を追加したウェブ版の安全対策研修の提供を開始し合計 1160 名が登録・参加した。

④危機発生後の対応

ミャンマー、アフガニスタン、エチオピア、ウクライナ等においては、治安情勢の悪化をふまえ、事業関係者の安全を確保するため、一時帰国の手段を取った。

また、新型コロナウイルスの流行が波状に押し寄せる現状をふまえ、事業関係者が適切な医療サービスにアクセスできなくなる事態を避けるため、各国の情勢を随時モニタリングし、必要な国に対しては一時的な新規渡航見合わせとした。

令和 3 年 8 月のカブール陥落以降、アフガニスタンからの出国を希望するすべての人々の安全な退避が喫緊の課題であるとの認識の下、日本政府として、希望するすべての在留邦人、在アフガニスタン大使館現地職員、JICA アフガニスタン事務所現地職員などに対し、査証発給や航空券手配等の支援を行ってきた。こうした取組の結果、令和 4 年 3 月末までに約 600 名の日本関係のアフガニスタン人が日本に無事到着した。

⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方

国際協力事業関係者の安全に関する緊急事態発生時の初動対応マニュアルに外務省から資金協力を得て事業を実施している日本の NGO の邦人関係者に対する対応を組み込んでマニュアルを一本化した。

また、コロナ禍においては、経済の悪化により一般犯罪リスクが増加している現状をふまえ、実際の犯罪事例を用いた注意喚起を例年よりも強化して実施した。

令和4年度目標

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施を含め、安全対策強化の取組を継続していく。

具体的には、国際協力事業安全対策会議については、世界情勢や参加者のニーズに則した実施に努める。JICA 安全対策研修については、より実践的かつ学習効果の高い内容となるよう、研修体系・内容の改善を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であるため。このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

- ・開発協力大綱（平成 27 年 2 月 閣議決定）
- ・国際協力事業安全対策会議「最終報告」（平成 28 年 8 月 公表）

測定指標7 主要個別事業の事後評価結果（注）

評価が A：非常に高い、B：高い、C：一部課題がある、D：低い、のうち、A～B の評価が占める割合	中期目標値	令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	80%	78%	80%

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

主要な個別の開発協力案件の成果に関する第三者評価の結果の測定は、本施策の有効性及び効率性を把握する上で一定の意義を有する。

年度目標値は、過去3年間の実績値を踏まえて設定した。

(注)10億円以上、またはその他有効な教訓が得られる可能性が高い事業を対象に、事業終了後に外部の第三者が現地調査等をもとに評価を行ったもののうち、当該年度の事業評価年次報告書(JICA)に掲載された事後評価結果。

但し、本内容はあくまで各年度に事後評価結果を公開した過去の案件の評価結果であり、当該年度に実施された事業とは直接的に関係するものではないことに留意が必要である。

参考指標：主要分野・課題別実績（注：暦年データを記載）

(約束額ベース、単位：百万ドル) (注) ODA 卒業国を含む	実績値	
	令和2年	令和3年
I 社会インフラ及びサービス	5,183.31	(集計中)
II 経済インフラ及びサービス	9,354.25	〃
III 生産セクター	1,025.48	〃
IV マルチセクター援助	2,912.82	〃
V 商品援助／一般プログラム援助	2,335.15	〃
VI 債務救済	—	〃
VII 人道支援(緊急食料援助、復興、防災等)	629.86	〃
VIII 行政経費等	803.99	〃

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位：百万円)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	

①無償資金協力 (昭和 43 年度)	開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献する。 開発協力大綱に定める基本方針を踏まえ、無償資金協力、技術協力、有償資金協力の三つのスキームを活用し、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、普遍的価値の共有及び平和で安全な社会の実現、地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築という重点課題に取り組む。 こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。				1 2 3 4 6
	176,393 (176,180)	197,706 (197,567)	159,789 (159,762)	255,219	0278
②(独)国際協力機構運営費交付金 (平成 15 年度)	(①無償資金協力と共通)				1 2 3 4 6
	150,476 (150,476)	156,025 (156,025)	150,660 (150,660)	150,139	0279
③有償資金協力 (*)	(①無償資金協力と共通)				1 2 3 4 6
	—	—	—	—	—
④(独)国際協力機構施設整備費補助金 (平成 24 年度)	公共施設の防災・減災の観点から、(独)国際協力機構の国内施設について、老朽化の著しい施設の改修を行うほか、地域の防災拠点としての機能の向上を図る。 これにより、開発協力の円滑な実施に資する。				—
	997 (834)	524 (461)	753 (712)	1,612	0280
⑤無償資金協力事務費 (*)	経済開発援助等の案件形成、実施のための交渉、協議、調査等の実施、在外公館における無償資金協力案件交換公文署名、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件の実施体制強化等に取り組む。 これにより、開発協力の円滑な実施に資する。				1 2 3 4
	974 (934)	926 (765)	907 (798)	908	0281
⑥開発協力の理解促進 (*)	国民一般を対象として、開発協力広報／情報公開を行うため、主に以下の施策を実施する。 1 開発協力コンテンツの作成・発信 2 国際協力イベントの開催 3 パンフレット等資料作成 4 「ODA 出前講座」 5 日章旗ステッカー等の作成 開発協力に関する①幅広い国民階層への情報提供及び知識普及、②国民参加の推進、並びに③開発教育の推進を行うことにより、開発協力を一層効果的に実施するために不可欠な国民の理解と支持を得ることに寄与する。				5
	145 (139)	141 (136)	144 (142)	140	0282
⑦経済協力評価調査 (昭和 56 年度)	日本の ODA を対象に第三者評価を実施し、評価結果を通じて得られた提言・教訓を ODA 政策策定や実施過程にフィードバックする。また、被援助国側による ODA 評価を実施する。 これらにより、ODA を管理・改善し、国民への説明責任を果たす。また ODA 評価に関するワークショップの開催を通じ、被援助国側の評価能力の向上等				1 2 3 4 5

	を図る。				
		135 (80)	97 (61)	91 (63)	88 0283
⑧開発援助 人材育成・ 振興 (*)	開発援助政策の企画・立案に加え、実際の援助プログラムの実施及び、計画・立案から終了後における評価までの一連の過程を知悉した質の高い開発援助人材の育成を行う。 これにより我が国の開発協力の効果的かつ効率的な実施に寄与する。				1 2 3
		9 (8)	0 (0)	0 (0)	0 —
⑨NGO 活動 環境整備 (平成 11 年 度)	NGO 活動環境整備支援事業(NGO 相談員、NGO スタディ・プログラム、NGO 研究会、NGO インターン・プログラム)を実施する。 これにより、欧米 NGO に比し脆弱とされる日本の NGO の組織体制・事業実施能力の強化や専門性の向上(キャパシティ・ビルディング)を図り、もって日本の NGO の国際競争力を高め、国際協力における政府の重要なパートナーである日本の NGO との連携を一層強化する。				4
		95 (87)	91 (84)	85 (66)	84 0284
⑩現地 ODA タスクフォ ース業務 (平成 18 年 度)	現地 ODA タスクフォース業務は、在外公館及び JICA の現地事務所等を主要なタスクフォースメンバーとして構成し、開発ニーズ等の調査・分析・国別開発協力方針策定への参画、被援助国政府と現地ベースでの政策協議の実施、候補案件の形成と選定のための精査、現地援助コミュニティ(他ドナー、国際機関、NGO 等)との連携、我が国開発協力のレビュー等を実施する。 こうした取組により、質の高い開発協力の実施を目指す。				1 2 3 4
		94 (93)	93 (59)	90 (85)	91 0285
⑪政府開発 援助の調査 及び企画立 案等事務費 (*)	政府開発援助に必要な要員を確保するほか、経済協力関係者等との意見交換や協議により必要な援助ニーズを見極め、我が国開発協力事業に反映させる。多様な開発協力関係者が対等な立場で議論を行う場を設ける。 また、中小企業は全国に所在していることから、全国各地で開催される説明会において、中小企業向けに作成する ODA を活用した海外展開支援事業の概要説明資料を配布・説明し、本件事業の理解促進を図る。 こうした取組により、政府開発援助の効率的・効果的な実施と企画立案に資するとともに、国民各層の開発協力への参加と理解・支持を促進し、より良い開発協力の実施を図る。				1 2 3 4 5
		183 (172)	208 (167)	202 (177)	201 0286
⑫民間援助 連携事務費 (平成 14 年 度)	1 民間団体等の指導・監督 全国に配置している NGO 相談員に対して外務省職員が指導を行うとともに、NGO 相談員同士の意見交換・情報交換を目的とした連絡会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 NGO 等からの照会への適切な対応及び国際協力の重要性や NGO 活動に対する理解の促進に寄与する。 2 NGO 調査・連携 日本 NGO 連携無償資金協力(N連)等、事業の申請案件の事前調査・審査等の委託を実施する。また、実施案件の事前・事後調査を目的とし、外務省職員が出張する。さらに NGO との定期的な意見交換会(NGO・外務省定期協議会)、NGO 職員受入研修等を行う。 こうした取組により、N連の適正な執行及び NGO との連携強化に資する。 3 民間援助連携 N連の妥当性、進捗状況及び現地のニーズ等を現地コンサルタント等の第三者に委託し、調査する。また、在外公館長及び職員が任国及び兼轄国に出張し、引渡式への出席や、プロジェクトの妥当性、進捗状況等の調査を行う。 これにより、N連のより効果的・効率的な遂行及び透明性の向上により施策目標の達成に寄与する。				4

	54 (52)	71 (66)	70 (65)	71	0287
⑬開発協力 情報管理関 係経費 (*)	我が国の開発協力政策の策定、実施、評価及び発信に不可欠な基礎データである政府開発援助 (ODA) 実績の公式統計データの集計及び管理を行う。 これにより、我が国の ODA 統計データの質の確保及び迅速かつ効果的なデータの提供を通じ、我が国の開発協力政策の的確、効率的かつ円滑な実施に寄与する。				1 2 3 4 5
	19 (16)	18 (16)	18 (16)	17	0288
⑭海外技術 協力推進団 体補助金 (平成元 年度)	NGO による海外における経済社会開発プロジェクトの実施に関連し、日本 NGO 連携無償のスキームでは支援対象となっていない「プロジェクトの形成」、「プロジェクト後の評価」、及び「研修会や講習会等の実施」を資金面から支援し、日本 NGO 連携無償資金協力を補完する。 これにより、NGO に対する事業支援の一層の強化を図る。				4
	8 (7)	8 (6)	8 (7)	7	0289
⑮開発協力 白書編集等 (*)	開発協力白書 (日本語版及び英語版) 及び参考資料集を作成する。 これにより、開発協力の広報効果を高め、国民に対する説明責任を果たし、国内外における日本の開発協力に対する理解を促進する。				4 5
	17 (13)	17 (14)	14 (14)	14	0290
⑯国際機関 との連携等 (*)	伝統的なドナーのほかに新興国や民間セクター等、開発の主体が多様化する中で、新しい開発枠組みを構築する議論や、ドナー間の開発アプローチや援助理念に関する会合等への出席や会合開催を実施する。 これにより、我が国の立場と援助理念を国際的な議論に適切に反映させることにより、施策目標の達成に寄与する。				1 2 3 4
	11 (4)	8 (2)	6.8 (1)	6	0291
⑰国別開発 協力方針策 定調査 (平成 12 年度)	国別開発協力方針は、開発協力大綱の下に位置づけられ、具体的な開発協力案件選定の指針とすべく、各国の情勢認識を踏まえ、開発計画や開発上の課題を勘案して作成する国別の我が国の ODA の方針であり、原則として全ての開発協力対象国について策定する。 これにより、開発協力の効果的かつ効率的な実施に貢献する。				1 2 3
	9 (8)	6 (0)	6 (0)	6	0292
⑱経済協力 案件の選 定・実施・完 了後の諸調 整等経費 (*)	経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等を行う。 これにより、開発協力の適切な実施を確保し、施策目標の達成に貢献する				1 4
	9 (8)	8 (0.6)	7 (0.2)	7	0293
⑲国際緊急 援助事務費 (昭和 62 年度)	国際緊急援助の情報収集や調査、平時からの訓練体制強化等を行う。 これにより、国際緊急援助のより迅速かつ効率的・効果的实施を図り、「人間の安全保障」の実現及び国際協力の推進といった施策目標の達成に寄与する。				1 2 3
	8 (3)	8 (0.7)	6 (0.8)	6.5	0294
⑳在外公館 広報活動基 盤整備費 (平成 27 年度)	国際貢献の柱である開発協力事業及びこれまでの成果等について、被供与国や国際社会に積極的・戦略的に情報を発信する。 これにより、我が国の国際貢献につき理解を促進させ、親日感情の醸成をはかる。				5
	21 (15)	15 (5)	15 (11)	12	0295

②①草の根無償の理解促進に必要な経費 (平成 30 年度)	国内外の人々を対象として、草の根無償の意義や開発効果についての理解を促進するため、外部人材に広報事業を委嘱し、現地視察の様子を含めた広報用動画を作成し、外務省 HP に掲載する。また、分かりやすくまとめた記事を雑誌に掲載することで草の根無償に対する関心を喚起する。 これにより、草の根無償の実施に対する国民の理解の促進に貢献する。				5
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	—
②②外務省実施分無償資金協力事前調査に必要な経費 (令和元年度)	無償資金協力の案件形成等のための短期の事前調査を実施する。 これにより、無償資金協力のより機動的な案件形成及び実施決定を促進し、近年求められている、より戦略的で迅速な ODA の実施に貢献する。				1 2 3
	10 (8.5)	11 (5.5)	7 (10)	9	0296
②③国際移住機関 (IOM) 分担金 (平成 6 年度)	本分担金は、IOM 憲章の規定に基づき、IOM 本部及び地域事務所などの運営経費のために使用されている。 本拠出により、アジアを始めとする世界各国での深刻な人道危機への取組等に貢献する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標 (SDGs) の達成を促進する。				2 3
	615 (615)	527 (527)	549 (541)	565	0302
②④国際移住機関 (IOM) 拠出金 (任意拠出金) (平成 6 年度)	本拠出金は、移民・難民等に対する人道支援という地球規模の諸問題の解決に向けた取組に使用され、脆弱な難民・国内避難民の保護支援、国境管理強化支援、難民・国内避難民のホストコミュニティ安定化支援等に充てられる。 本拠出により、アジアを始めとする世界各国での深刻な人道危機への取組等に貢献する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標 (SDGs) の達成を促進する。				2 3
	3,161 (3,161)	4,081 (4,081)	3,455 (3,455)	0	0330
②⑤国際復興開発銀行 (IBRD)・国際開発協会 (IDA) 拠出金 (ARTF) (平成 19 年度)	世銀が管理する本基金は、アフガニスタンの持続可能な開発に向けて、効果的・効率的な支援が一層重要になる中、同国政府に対して財政支援等を行う枠組みの一つである。 本基金への拠出を通じて、アフガニスタン政府の行政能力を強化するとともに、同国の地方・農村部における生計安定化及びガバナンス強化を図ることは、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標 (SDGs) の達成を促進する。				2
	159 (159)	1,375 (1,375)	0 (0)	0	0298
②⑥アジア開発銀行 (ADB) 拠出金 (AITF) (平成 22 年度)	本拠出金は、アジア開発銀行 (ADB) が管理するアフガニスタン・インフラ信託基金 (AITF) への拠出金を通じて、交通・エネルギー等のアフガニスタン国内のインフラを整備するもの。 治安悪化による経済低迷が続くアフガニスタンにおいて、自立的な経済運営と持続可能な開発を進めていくためには、安定的な物資供給・生活を確保するインフラの整備を行い、パキスタンや中央アジア等の周辺諸国との連結性を高め、地域経済に統合していくことが不可欠であり、本拠出金は地域連結性の向上とともに、広域な地域における経済活性化に資する。 これは、我が国が重要外交指針としている持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に貢献する。				1
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0299
②⑦アジア生産性機構	APO は、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として昭和 36 (1961) 年に設立された地域国際機関である。本分担金は、APO の事業費及び事務局運営費				3

(APO) 分担金 (昭和 36 年度)	に充てられている。APO は分担金及び拠出金により①加盟国・地域の民間企業関係者及び生産性本部（国内産業の生産性向上を目的として設置されている国内機関）関係者を対象とした研修、セミナー、調査、会議、②加盟国・地域の生産性の計測及び生産性データブックの作成等が挙げられる。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、事業を可能な限りオンラインで実施しているほか、生産性向上に係る動画配信を強化するなどの取組を行っている。 我が国で開発された生産性向上の手法を、APO を通じ積極的に普及することにより、我が国は、加盟国・地域の生産性の向上を通じてアジア太平洋諸国の発展に寄与している。また、APO に対する我が国の貢献は、我が国企業の海外展開及びこれら企業の製品の輸出促進につながる事業の推進に資する。				
	590 (590)	590 (590)	459 (459)	495	0301
⑳コロンボ計画分担金 (昭和 31 年度)	コロンボ計画は、昭和 26（1951）年に設立された ASEAN（除カンボジア）及び SAARC（南アジア地域協力連合）諸国等の 27 各国が参加する国際開発機関である。本分担金は、南南協力の促進を目指すコロンボ計画の運営に用いられる。なお、分担金は全加盟国による一律同額負担である。 コロンボ計画を通じた我が国の貢献は、南南協力の積極的な推進に寄与する。				1
	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	0304
㉑国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）拠出金（任意拠出金） (昭和 42 年度)	UNHCR は、パレスチナ難民を除く世界の難民・国内避難民等の保護及び支援を行う。具体的には、①難民に対する国際的保護の付与、②緊急物資の配布等による支援、③自発的帰還、現地統合及び第三国定住による恒久的解決を図るとともに④難民及び無国籍者保護のための条約の締結促進を行っている。 UNHCR を通じた我が国の貢献は、難民登録等を通じ難民が保護を受けられるようにするとともに生活必需品やシェルター等の提供を通じて難民が尊厳をもって生活を送れるようにすることにより、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。				2 3
	9,623 (9,623)	11,738 (11,738)	11,268 (11,268)	3,527	0305
㉒国際連合世界食糧計画（WFP）拠出金（任意拠出金） (昭和 38 年度)	本件拠出は、食料を通じた①自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援、②世界の食料安全保障の推進、及び③開発途上国の経済社会開発支援のために使用されている。 本件拠出は、飢餓・貧困対策、母子の栄養強化、学校給食を通じた教育支援等の実現に寄与するとともに、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献するとともに持続可能な開発目標（SDGs）の達成に寄与する。				2 3
	12,346 (12,346)	12,528 (12,528)	9,084 (9,084)	540	0307
㉓赤十字国際委員会（ICRC）拠出金（任意拠出金） (昭和 35 年度)	我が国や他の国際機関が安全・能力上の制約から支援不可能な状況・場所で、時に「唯一の援助機関」として活動している赤十字国際委員会（ICRC）に対する本拠出は、紛争犠牲者の保護を中心として、医療支援、食料・生活物資等の支給、飲料水供給、衛生活動等の緊急人道支援のために使用されている。 ICRC を通じた我が国の支援により、世界の平和と安定に資するのみならず、紛争の影響を受けた人々への支援を通じ、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に寄与する。				2 3
	2,513 (2,513)	3,646 (3,646)	4,932 (4,932)	153	0310
㉔国際連合地雷対策支援信託基金（UNMAS）拠出金（任意拠出金）	UNMAS への拠出金は以下の支援に用いられる。 1 地雷等埋没状況調査 2 地雷回避教育支援 3 地雷除去支援 4 武器の安全管理 5 地雷被害者の社会復帰支援				2 3

(平成 8 年度)	6 地雷の脅威なき世界への啓発 UNMAS を通じた我が国の貢献は、地雷の除去等、紛争からの復興に欠かせない支援であり、地球規模課題の解決のための我が国のリーダーシップの発揮につながるものである。				
	236 (236)	524 (524)	226 (226)	6	0312
③③国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 28 年度)	本拠出金は、ガザ地区、ヨルダン川西岸、ヨルダン、レバノン及びシリアに居住するパレスチナ難民に対する救済事業のために使用されている。 本件拠出は、教育、医療・保健、救済 (住宅改善支援など) 等を通じてパレスチナ難民の人道状況の改善に寄与するとともに、我が国が重点外交政策として推進する「人間の安全保障」の実現、中東地域の安定、中東諸国との良好な外交関係の維持に寄与する。				2 3
	2,668 (2,668)	3,694 (3,694)	1,819 (1,819)	176	0313
③④国際連合人道問題調整事務所 (OCHA) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 53 年度)	OCHA は、世界各地において大規模な自然災害や紛争が発生した際、各種緊急人道支援機関が活動の偏りを避けつつ、各機関の専門知識等を効果的に活用できるよう支援活動の総合調整と支援戦略の取りまとめを行っている。また、統一アピールの作成、自然災害及び紛争が発生した際、関連情報を 24 時間インターネット上で迅速に配信するリリースウェブの運営、国際人道問題に関する調査、評価及び政策形成、理解促進等、人道支援を行う際の基礎となる活動を行っている。我が国は、国連等の各種人道支援機関を通じた人道支援外交を重視しており、国際機関や NGO など様々な主体が活動する人道支援の現場において、効率的・効果的な活動を行う上で、OCHA によるニーズの把握及び調整機能は重要な役割を果たしている。本拠出金は、OCHA の活動を支援するものである。 本件拠出を通じて人道支援活動の総合調整を行う OCHA の活動を支援することにより、効率的・効果的な人道支援の実現、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。				2 3
	610 (610)	688 (688)	927 (927)	101	0319
③⑤国際連合中央緊急対応基金 (CERF) 拠出金 (任意拠出金) (平成 20 年度)	中央緊急対応基金 (CERF) は、国連人道支援改革の一環として設置されたものであり、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機 (いわゆる「忘れられた危機」) への対応を可能にすることを主な目的としている。CERF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。 具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、CERF 事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、同事業の活動資金が供与される。CERF への拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能となる。 同基金への拠出を通じて、我が国の人道支援に対する積極的な姿勢を内外に示すとともに、最も脆弱な人々を支援する。				2 3
	75 (75)	29 (29)	14 (14)	13	0321
③⑥アジア生産性機構 (APO) 拠出金 (昭和 36 年度)	APO は、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として昭和 36 (1961) 年に設立された地域国際機関である。本拠出金は、持続可能性を踏まえた生産性向上に係る指針をとりまとめ、地域・国際社会の生産性向上に係る取組を強化するための活動経費に充てられる。 本拠出を通じ、我が国が優位性を持つ技術・製品の加盟国等への紹介・導入を促進し、加盟国・地域の持続可能性も踏まえた生産性向上を通じた発展に寄与する。				3
	13 (13)	213 (213)	11 (11)	10	0324

③⑦経済協力 開発機構・ 開発関連 (DAC) 拠出 金 (平成 7 年 度)	本拠出金は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施に貢献する OECD/DAC (開発援助委員会) の活動に充てられる。				1
	援助政策を専門的に議論し、援助に関する国際ルールの策定、ODA 実績集計、相互レビューの実施等を通じ、援助に関する国際的な潮流を決める重要な役割を担っている DAC の活動に、本拠出金を通じて参画することで、日本の重要政策を国際的な援助潮流に反映させる。				2 3 4
	12 (12)	8 (8)	9 (9)	9	0326
③⑧国際開発 教育・研究 機関拠出金 (任意拠出 金) (昭和 54 年 度)	本拠出金は、リモートセンシング・地理情報 (RS-GIS) を専攻する学生 (博士・修士) に対して奨学金を付与するものである。東南アジア地域において、知名度が高く、人脈・機材・知見の面での蓄積と高い教育レベルを有し、日本との豊富な連携実績のあるアジア工科大学 (AIT) を支援することにより、同地域の国々の工学系人材の育成を支援する。特に、近年重要性を増しているリモートセンシングを活用した東南アジア地域の気候変動・防災対策の分野では、東京大学や JAXA との連携も進めておりアジア地域でトップレベルの学科 (修士・博士課程) と研究センターを擁することから、同分野を中心とした支援を実施する。				1
	こうした我が国の支援は、東南アジア地域の工学系人材の育成に寄与するとともに、我が国が ASEAN とともに進めている「日・ASEAN 防災協力強化パッケージ」等の防災対策、AIT が注力する気候変動や海洋プラスチック汚染などの環境問題への対応に資する。				3
	345 (345)	7 (7)	7 (7)	7	0327
③⑨国際赤十 字・赤新月 社連盟 (IFRC) 拠出 金 (任意拠 出金) (昭和 63 年 度)	国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC) は、自然災害・緊急災害時の被災者及び難民等に対する救援活動、災害時の各国赤十字・赤新月社間の調整や国際救援活動の指揮等を行う。また、IFRC は現地の赤十字・赤新月社の協力を得て活動するため、政治的または治安上の理由によりアクセス困難な地域でも草の根レベルでの迅速な対応を行っている。				2
	IFRC を通じた我が国の支援により、平和と安定の促進を図り、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。				3
	2,712 (2,712)	883 (0)	1,575 (1,575)	0	0331
④⑩アジアパ シフィック アライア ンス拠出 金 (平成 25 年 度)	アジアパシフィックアライアンス (A-PAD) は、平成 24 年 10 月に日本の NGO が主導して設立された (CEO は大西健丞氏 (ピースウィンズ・ジャパン代表理事等))。現在、日本、韓国、インドネシア、フィリピン、スリランカ及びバングラデシュの 6 か国が加盟し、各国に NGO や企業等複数のセクターからなる「ナショナル・プラットフォーム (NP)」が構築されている。本拠出金によって、アジア太平洋地域において災害が発生した際、各国の NP が協働・連携し、即時に出動、搜索活動や被災者支援等緊急人道支援活動を迅速かつ効果的に実施する。平時においては、各メンバー国 NP の強化、NP 間の連携促進、アジア各国において NP を構築するためのアウトリーチ活動、域内における人材育成・能力強化事業等を行う。				3
	A-PAD を通じた我が国の貢献は、アジア太平洋地域における災害発生時、A-PAD に参加する各国の NP が、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を行うこと及びアジア太平洋地域における包括的な防災体制の構築に寄与しており、我が国の外交の柱の一つである防災を含む地球規模課題への取組や持続可能な開発目標 (SDGs) 達成への取組にも合致する。				
	94 (94)	170 (170)	95 (95)	95	0336
④⑪シリア復 興信託基金 拠出金 (平成 25 年	本拠出金は、実施団体を通して水・衛生、医療・保健、エネルギー、教育、食料、及び廃棄物管理などの基礎サービスの提供及び提供主体を強化するために使用される。				2
	本基金を通じて、紛争により人道危機に直面しているシリア国内の人々に				

度)	対し、緊急・人道的な支援を実施し、同国民の生活状況を改善することに寄与する。				
	243 (243)	1,009 (1,009)	504 (504)	0	0337
④国際連合開発計画(UNDP)拠出金(LOTFA)(平成20年度)	<p>本拠出金は、UNDPが管理するアフガニスタン法秩序信託基金(LOTFA)を通じてアフガニスタンの警察官の給与支援、警察官の訓練等に貢献し、同国の治安維持能力の向上を図ることを目的とする。</p> <p>アフガニスタンの安定のためには、アフガニスタン治安部隊の整備と能力強化が不可欠であり、本拠出金を通じた支援は、同国の治安維持能力を向上させ、地域のみならず国際社会全体の安定、ひいては我が国の安定と繁栄に資する。</p>				2
	6,990 (6,990)	8,200 (8,200)	0 (0)	0	0339
④③経済協力開発機構・開発センター分担金(平成28年度)	<p>本分担金は、OECD開発センターの運営経費及び各種事業経費に充てられる。</p> <p>本拠出を通じ、先進国、新興国及び途上国を包摂する主要な政策対話のプラットフォームである開発センターと連携し、運営委員会やハイレベル会合等の重要会議への出席を通じて同センターの予算や事業内容等の意思決定に関与することで、日本のプレゼンスの強化を果たすとともに、セミナーの開催や各種政策文書へのインプットを通じ、質の高いインフラ等の日本が重視する政策の国際社会への更なる浸透に寄与する。</p>				1 2 3 4
	136 (136)	138 (138)	157 (157)	175	0341
④④コロンボ計画拠出金(平成28年度)	<p>コロンボ計画は、昭和26(1951)年に設立されたASEAN(除カンボジア)及びSAARC(南アジア地域協力連合)諸国等の27か国が参加する国際開発機関である。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、一部活動をオンライン実施するとともに、実施団体の追加等により活動を加速化している。</p> <p>南南協力を積極的に推進するとともに麻薬対策を始めとする地球規模課題の取組に向けた地域の連結性強化に取り組むコロンボ計画を通じ、ミンダナオ島を含むフィリピンにおける薬物使用障害患者の治療・社会復帰支援を行い、犯罪者の増加や薬物使用がテロ組織の資金源となることを抑制し、同国の治安改善に寄与する。</p>				2
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0340
④⑤経済協力開発機構・開発センター拠出金(平成30年度)	<p>本拠出金は、OECD開発センターに日本人職員を1名派遣し、G20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実施に係る活動を行う費用に充てるものである。</p> <p>G20原則を考慮した質の高いインフラ投資の重要性を訴えることで、途上国の新型コロナウイルスからの中長期的な復興の実現につなげ、G20原則が先進国・途上国双方から遵守すべき国際スタンダードとして認められ、質の高いインフラ事業の促進につながるような国際環境を醸成することに寄与する。</p>				1 2 3 4
	28 (28)	21 (21)	20 (20)	22	0343
④⑥G7説明責任作業部会(AWG)関連経費(新規)(令和4年度)	<p>2023年G7日本議長年に向け、過去のG7各国間で合意された開発関連のコミットメントの達成・進捗状況を協議する説明責任作業部会(AWG)を開催し、テーマ別報告書を取りまとめた上で首脳級会議に先立ち公表する。</p> <p>これにより、G7としての市民社会への説明責任を果たす。</p>				4
	—	—	—	9	新22-0008

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組（モニタリング）

令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-VI-2）

施策名（※）	地球規模の諸問題への取組					
施策目標	<p>グローバル化の進展に対応したルール作りと地球規模課題の解決に向けて国際社会でリーダーシップを発揮するため、SDGsに係る以下の取組を推進する。</p> <p>1 人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献する。</p> <p>2 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて保健分野、気候変動問題、地球環境問題等への国際的取組に貢献する。また、防災の主流化を推進し、持続可能な開発を支援する。</p>					
目標設定の考え方・根拠	<p>人間一人ひとりに着目し、その保護と能力強化を通じて、個人が持つ豊かな可能性を実現し、包括的な対処とさまざまな活動主体間の連携を促すことで、豊かで持続可能な社会の実現を目指す人間の安全保障の概念は、多様化・深刻化する様々な脅威に対処する上で、従来の国家を中心とした枠組みにとらわれない有効なアプローチであるだけでなく、誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの実施にも貢献するものである。</p> <p>地球環境問題、気候変動問題は、国際機関や国際約束を通じた地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発協力大綱（平成27年2月10日 閣議決定） 国家安全保障戦略（平成25年12月17日 閣議決定） 平和と健康のための基本方針（平成27年9月11日 健康・医療戦略推進本部決定） 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版（令和元年12月20日 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定） SDGs アクションプラン2022（令和3年12月24日 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定） 					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	76	115	108	95
		補正予算(b)	0	58	0	
		繰越し等(c)	△11	11	1,015	
		合計(a+b+c)	65	184	1,123	
執行額(百万円)		36	81	53		
同（分担金・拠出金）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	—	26,977	26,787	26,881
		補正予算(b)	—	87,707	105,408	
		繰越し等(c)	—	0	0	
		合計(a+b+c)	—	114,685	132,195	
執行額(百万円)		—	113,836	131,328		
政策体系上の位置付け	経済協力	担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	政策評価実施予定時期	令和6年8月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要施策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

施策の概要

- 1 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2030 アジェンダ)の推進を通じて、日本独自の「SDGs モデル」を構築するべく、具体的な取組を強化・拡充する。同時に、国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。
- 2 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。
- 3 人材育成や制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等により、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC) (注)の実現に努める。新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、Gavi やグローバルファンド等を通じた効率的・効果的な支援に向けて積極的に関与する。
(注) 全ての人が負担可能な費用で質の確保された保健サービスを受けられ、経済的リスクから保護されること。

関連する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)

- ・ 第 72 回国連総会サイドイベント「UHC：万人の健康を通じた SDGs の達成」安倍総理大臣冒頭スピーチ (平成 29 年 9 月 18 日)
- ・ 「UHC フォーラム 2017」における安倍総理大臣スピーチ (平成 29 年 12 月 14 日)
- ・ 第 5 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における安倍総理大臣発言 (平成 30 年 6 月 15 日)
- ・ 第 73 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説 (平成 30 年 9 月 25 日)
- ・ 第 6 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における安倍総理大臣発言 (平成 30 年 12 月 21 日)
- ・ 第 7 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における安倍総理大臣発言 (令和元年 6 月 21 日)
- ・ 「国連ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) ハイレベル会合」における安倍総理大臣スピーチ (令和元年 9 月 23 日)
- ・ 「SDG サミット 2019」における安倍総理大臣スピーチ (令和元年 9 月 24 日)
- ・ 第 74 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説 (令和元年 9 月 24 日)
- ・ 第 8 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における安倍総理大臣発言 (令和元年 12 月 20 日)
- ・ グローバル・ワクチン・サミット 2020 における安倍総理大臣スピーチ (令和 2 年 6 月 4 日)
- ・ 第 75 回国連総会における菅総理大臣一般討論演説 (令和 2 年 9 月 26 日)
- ・ 国連新型コロナ特別総会における菅総理大臣スピーチ (令和 2 年 12 月 4 日)
- ・ 第 9 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における菅総理大臣発言 (令和 2 年 12 月 21 日)
- ・ COVAX ワクチン・サミット (AMC 増資首脳会合) における菅総理大臣発言 (令和 3 年 6 月 2 日)
- ・ 第 10 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における菅総理大臣発言 (令和 3 年 6 月 22 日)
- ・ 国連総会ハイレベルウィーク「SDG モーメント 2021」における菅総理大臣発言 (令和 3 年 9 月 20 日)
- ・ 米国主催「新型コロナ・サミット」における菅総理大臣ビデオメッセージ (令和 3 年 9 月 23 日)
- ・ 第 76 回国連総会における菅総理大臣一般討論演説 (令和 3 年 9 月 25 日)
- ・ 東京栄養サミット 2021 における岸田総理大臣スピーチ (令和 3 年 12 月 7 日)
- ・ 第 11 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における岸田総理大臣発言 (令和 3 年 12 月 24 日)

測定指標 1-1 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献 *

中期目標 (---年度)

新型コロナウイルス感染症の拡大の中、「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。

令和 3 年度目標

- 1 令和 3 年度は国連ハイレベルフォーラムにおいて SDGs に関する自発的国家レビューを提出予定であり、こうした取組も活用しつつ、あらゆるステークホルダーと一層連携し、SDGs の達成に向け

た取組を加速化する。

- 2 国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、SDGs 達成のための国際協力、人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 7月、国連ハイレベル政治フォーラムにおいて、茂木外務大臣のビデオメッセージ等を通じ SDGs の進捗に関する自発的国家レビュー（VNR）を発表し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成や気候変動問題の解決を含む日本の SDGs 達成に向けた取組を国際社会に発信した。さらに、9月、日本が VNR を提出したことを踏まえ、菅総理大臣が国連ハイレベルウィークに合わせて開催された「SDG モーメント 2021」にビデオメッセージを通じて参加。VNR 策定のプロセスを通じ、SDGs 推進円卓会議民間構成員や市民社会との意見交換、パブリックコメント等において日本の SDGs 達成に向けた総合的で客観的な目標、科学に基づくターゲットや指標の整備の必要性等の提言を得ることができ、あらゆるステークホルダーとの連携も強化された。

12月の第11回 SDGs 推進本部においては、「2030 アジェンダ」に掲げられている5つのP（People（人間）、Planet（地球）、Prosperity（繁栄）、Peace（平和）、Partnership（パートナーシップ））に基づき、重点的に取り組む事項を示した「SDGs アクションプラン 2022」を策定し、令和5年に日本が G7 議長国を務め、国連で SDG サミットや UHC ハイレベル会合等の SDGs に関する大きな節目の会合が開催されることも念頭に、今後の SDGs 達成に向けた基本方針を示した。

- 2 国連における人間の安全保障に関する議論の再活性化を目的に、日本、コスタリカ、セネガルの国連常駐代表を共同議長として、人間の安全保障フレンズが再結成され、6月に第1回人間の安全保障フレンズ会合が開催されたことに続き、12月に第2回会合、令和4年3月に第3回会合が開催された。一連のフレンズ会合を通じて、広範囲かつ分野横断的な課題に効果的に対処する上で、人間の安全保障の概念の有用性が参加者の間で再認識された。

9月、第76回国連総会一般討論演説において、菅総理大臣は、国連の下で進んでいる新たな時代の人間の安全保障の議論は、様々な世界の課題における今後の重要な指針となるものと期待しているとして、我が国の力強い支援を表明した。

令和4年2月、新時代の地球規模課題を考慮した新たな人間の安全保障のあり方を提示した、国連開発計画（UNDP）の「人間の安全保障特別報告書～人新世の時代における人間の安全保障への新たな脅威～」の発刊イベントにおいて、林外務大臣はビデオ・メッセージを発出し、特別報告書の提言を踏まえて、人間の安全保障の実施と普及を一層推進していく旨述べた。

グテーレス国連事務総長が9月に発出した「我々のコモンアジェンダ」報告書や11月のアジア欧州会合（ASEM）のプノンペン声明（首脳会合成果文書）において、人間の安全保障について言及された。

令和4年度目標

- 1 SDGs を達成するための中長期的な国家戦略である、SDGs 実施指針の改定を令和5年に行うことを見据え、令和4年度は、SDGs 推進市民会議（仮）等の場を通じて、あらゆるステークホルダーと一層連携し、SDGs 達成に向けた取組を加速化する。
- 2 国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、各国・地域・国際機関等との連携を強化しつつ、SDGs 達成のための国際協力、人間の安全保障の推進に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新型コロナウイルス感染症を契機として、あらゆるステークホルダーと協力することで、SDGs の達成に向けた取組を強化し、人間の安全保障を実現していくことの重要性は非常に高まっている。

そのため、日本が開発協力の指導理念として掲げる人間の安全保障の推進に貢献する実績、SDGs の達成に向けた実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標 1-2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進 *

中期目標（一年度）

人間の安全保障基金を活用しつつ、国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。

令和3年度目標

人間の安全保障基金を活用しつつ、国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を

実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件程度実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 3 人間の安全保障の概念の再活性化に向けたNYにおける国連でのフレンズグループの動きや、国連開発計画（UNDP）と協力して進めている人間の安全保障特別報告書プロセスとも連携の上、人間の安全保障基金をより効果的なツールとして活用することを目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年度の人間の安全保障基金に対する申請は、対象地域を後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、サヘル地域に限定したこともあり、前年比38件減の60件であった。この過程で我が国は、引き続き同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットと緊密に連携した。
- 2 令和3年度中に承認された人間の安全保障に資するプロジェクトは以下の17件であり、そのうち9件について3つ以上の機関による共同実施とすることができた。これにより、分野横断的な課題に対して、それぞれの国際機関の特性を活かしたきめの細かい支援を行うことが出来た。なお、同基金は上限200万ドルの開発案件と上限30万ドルのアドボカシー案件の2種類があるが、令和3年度については承認案件が全てアドボカシー案件となったため、結果として多くの案件の承認が可能となった。
 - (1)「オキマン地域における森林再生、環境の持続可能性、観光育成：持続的な生計と福利のためのマルチ・ステークホルダー及びコミュニティ・ベースのアプローチを通じたSDGsの加速化」
国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、世界保健機関（WHO）及び国連環境計画（UNEP）による共同実施。
 - (2)「SDGsのローカル化：セネガンビア橋周辺の脆弱な女性及びユースの生計向上」
国連人口基金（UNFPA）、国際貿易センター（ITC）、国連開発計画（UNDP）、国連女性機関（UN-Women）及び国連常駐調整官事務所（UNRCO）による共同実施。
 - (3)「ラベ地域の9つのコミュニティにおける人間の安全保障アプローチを通じた人道と開発のネクサス向上による持続可能な開発の促進」
国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、国連世界食糧計画（WFP）及び国際移住機関（IOM）による共同実施。
 - (4)「ファス・ダカール自治体におけるSDGsの包摂的実施計画」
国連人口基金（UNFPA）、国連児童基金（UNICEF）、国連開発計画（UNDP）、国連女性機関（UN-Woman）及び国連常駐調整官事務所（UNCRO）による共同実施。
 - (5)「東カリブにおける新型コロナウイルス感染症パンデミックへの対応と統合した災害及び環境避難民政策に対する人間の安全保障アプローチの促進」
国際移住機関（IOM）及び国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）による共同実施。
 - (6)「ガボンへ向かう混成移住民に対する予防、保護、エンパワーメント強化のための共同した人間の安全保障アプローチ」
国連児童基金（UNICEF）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び国際移住機関（IOM）による共同実施。
 - (7)「保健パンデミックの多層的脅威に対するユースの関与とエンパワーメント」
国際移住機関（IOM）、国連児童基金（UNICEF）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）及び国連人口基金（UNFPA）による共同実施。
 - (8)「カーボベルデの脆弱コミュニティにおける新型コロナウイルス感染症克服のための人間の安全保障アプローチに関する意識向上とアドボカシーの推進」
国連薬物犯罪事務所（UNODC）及び国連人間居住計画（UN-Habitat）による共同実施。
 - (9)「リビアにおける長引く紛争と新型コロナウイルスの影響への対処のための人間の安全保障アプローチを通じた地元の関与とエンパワーメント」
国連食糧計画（WFP）、国連開発計画（UNDP）及び国連人口基金（UNFPA）による共同実施。
 - (10)「新型コロナウイルス感染症及びその後の危機に瀕するユースの保護、エンパワーメント、経済的包摂のための人間の安全保障アプローチの推進」
国連人口基金（UNFPA）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）及び国連工業開発機関（UNIDO）による共同実施。

- (11)「新型コロナウイルスの状況下における人間の安全保障アプローチを通じた東ティモールの国境沿いコミュニティの脆弱性及び強靱性評価」
国際移住機関（IOM）及び国連児童基金（UNICEF）による共同実施。
- (12)「ガーナ北部の国境沿いコミュニティにおけるコミュニティ強靱性と社会的結束の強化」
国連移住機関（IOM）及び国連人口基金（UNFPA）による共同実施。
- (13)「グベケ地域4地区における地方開発管理、平和な社会及び人間の安全保障促進のための統合的支援」
国連開発計画（UNDP）及び国連女性機関（UN-Woman）による共同実施。
- (14)「タイにおける暴力的過激主義防止のための人間の安全保障アプローチの促進」
国連薬物犯罪事務所（UNODC）及び国連開発計画（UNDP）による共同実施。
- (15)「中央アメリカの北方三角地帯及びメキシコにおける保健と移住に関する統合的な対応促進のための人間の安全保障アプローチの適用」
汎米保健機構／世界保健機関（PAHO/WHO）及び国連移住機関（IOM）による共同実施。
- (16)「新型コロナウイルス後の社会的結束強化のための包括的対話と意思決定の促進」
国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）及び国連開発計画（UNDP）による共同実施。
- (17)「新型コロナウイルス後の都市及び居住をより安全にする：人間の安全保障の枠組みを適用した安全な都市ツールの認知強化」
国連人間居住計画（UN-Habitat）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国連軍縮部（UNODA）及び世界銀行による共同実施。
- 3 4月には、人間の安全保障諮問委員会会合を開催し、人間の安全保障フレンズ会合の動きや、UNDPが作成に向けて準備を進めている人間の安全保障に関する特別報告書の方向性を注視しつつ、より効果的な人間の安全保障基金の活用に向けた方策について意見交換を行った。

令和4年度目標

人間の安全保障基金を活用しつつ、国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件程度実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 3 人間の安全保障の概念の再活性化に向けたNYにおける国連でのフレンズグループの動きや、UNDP人間の安全保障特別報告書のアウトリーチ活動とも連携しつつ、人間の安全保障基金をより効果的なツールとして活用することを目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

人間の安全保障ユニットによる国際機関内での同概念の主流化と同基金を通じたプロジェクトの推進状況を測ることは、人間の安全保障の概念の普及の進捗を把握する上で有益であるため。

人間の安全保障の概念の普及には、諸国際機関に対する同概念の主流化の取組と、予算規模に対して妥当とされる5件以上の案件実施が同概念を着実に普及する上で必要である。また、広報案件を除く全ての案件については、人間が直面する複合的な課題には複合的に対処すべきという人間の安全保障の理念を踏まえ、国連機関を始めとした固有の機能を有する3つ以上の国際機関による共同実施を確保する必要がある。

また、令和4年には、人間の安全保障の概念の再活性化に向けた国連におけるフレンズグループの動きやUNDP人間の安全保障特別報告書のアウトリーチ活動といった取組が予定されているところ、これらと連携しつつ、人間の安全保障基金の活用を図ることは、人間の安全保障の概念の主流化を促進する上で重要かつ有効である。

測定指標1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進 *

中期目標（--年度）

人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向け、以下の取組を実施する。

- 1 国際社会におけるUHCの理解促進に向け、指導力を発揮し、各国におけるUHCの達成に向けた具

体的な取組を促進する。

- 2 新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に向け、二国間や国際保健機関を通じた支援を推進する。

令和3年度目標

- 1 国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。
- 2 新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、ワクチン・治療・診断の開発、生産及び公平なアクセスの確保のため ACT (Access to COVID-19 Tools) アクセラレータ (新型コロナウイルス感染症のワクチン・治療薬・診断の開発・生産・公平なアクセスを加速化させるための国際的な枠組み。WHO ほか提案し、日本を含む 8 か国及びゲイツ財団が共同提案し発足) 等の国際的な枠組みへの支援を推進する。また、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。
- 3 WHO を中心とする国際保健の枠組みの検証・改革へ積極的に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 UHC の推進と感染症対策を促進すべく、二国間援助に加えグローバルファンドなどの国際機関等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス供給支援等を通じ、基礎的保健システムの構築等の支援を行った。また保健に係る国際的議論を通じ、UHC の重要性に対する国際社会の理解を促進している。上記取組により、UHC 及び感染症対策を推進し、医療サービスへのアクセスの面で人間の安全保障の具現化に寄与した。
- 2 ACT-A については、特に COVAX を通じた支援を実施し、COVAX に対して、合計 10 億ドルの貢献を行うとともに、COVAX 等を通じて、令和 3 年末までに約 3,500 万回分のワクチンを各国・地域に供与した。また、ユニットエイド (Unitaid) を通じた診断・治療分野の支援も実施した。
エイズ・結核・マラリア等の感染症対策として、グローバルファンドを通じて支援を行い、この結果、グローバルファンド設立以来、2020 年末までに三大感染症に関連して 4,400 万人の命が救われる等の成果が出ている。

- 3 WHO の検証・改革については、5 月の WHO 総会において、パンデミックへの準備と対応に関する WHO 強化作業部会を設置する決定がなされ、7 月から開催されている同作業部会において積極的に議論に参加した。また、12 月に開催された WHO 特別総会では、パンデミックへの準備と対応に関する国際文書策定のための政府間交渉会議の設置が決定され、日本はビューローのメンバーとなり、同会議の副議長に選出され、議論を主導している。

G20 における財務トラックと保健トラックの連携については、前回 G20 ローマ・サミットにおいて、パンデミックの予防・備え・対応や将来の健康危機に適切に対処するための資金メカニズムの方途を検討する G20 財務・保健合同タスクフォース (G20 Joint Finance and Health Task Force) が立ち上げられ、日本も積極的に議論に参加している。

- 4 その他特記事項

顧みられない熱帯病 (NTDs) や結核、マラリア対策のための医薬品等の研究開発等を促進するグローバルヘルス技術振興基金 (GHIT) 及びユニットエイド (Unitaid)、母子保健の推進や性感染症対策等を実施する国連人口基金 (UNFPA) 及び国際家族計画連盟 (IPPF) への支援を実施した。

東京栄養サミット 2021 を主催し、215 のステークホルダーからエンドースを得て「東京栄養宣言」を発出した。181 のステークホルダーから 396 のコミットメントが提出され、270 億ドル以上の栄養関連の拠出が表明された。岸田総理大臣からは、日本として今後 3 年間で 3,000 億円 (約 28 億ドル) 以上の栄養関連支援を発表した。

令和4年度目標

- 1 「誰の健康も取り残さない」との観点から UHC の達成に向けて、二国間支援及び国際機関を通じた支援を活用し、国際社会における保健・医療体制の強化に貢献する。
- 2 新型コロナによる危機の克服に向けて、安全性、有効性、品質の保証されたワクチン、診断薬及び治療薬への公平なアクセスを推進する。
- 3 将来の健康危機への予防・備え・対応の能力強化に向け、既存の取組との重複・断片化を避け、国際保健システムのガバナンス・ファイナンス双方を強化する。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

依然として国際社会において新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない中、日本がこれまで目標に

掲げてきた基礎的保健システムの強化や、ワクチンへの公平なアクセスの確保と普及、医薬品の開発及びアクセスの改善等に向けた二国間支援及び国際機関を通じた支援を継続し、UHC 達成に向けた取組を引き続き主導することは合理的である。また、次のパンデミックの到来を見据え、WHO の制度改革を推進すると共に、グローバルヘルスアーキテクチャーの再構築・強化に向けて、国際社会と一致団結して取り組むことは重要である。

参考指標：人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数（万人）		
（出典：国連作成文書）	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	27	279

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①人間の安全保障の推進経費、地球規模課題政策の調査及び企画立案等事務 （平成23年度）	日本国内に拠点または事務所を置く国際機関及び関係機関等との調整、地球規模課題政策を進めるのに必要な会議の開催、人間の安全保障を含む地球規模課題政策に関するシンポジウム等の開催、国際会議への出席・意見交換等の実施、人間の安全保障に係る様々な調査を通じた今後の活動方針の作成等を行う。 これらの活動により、経済・経済協力・社会分野における国際機関に関する政策立案、教育・防災分野等の援助政策の推進、効果的な持続可能な開発のための2030アジェンダ及び人間の安全保障の理念の普及を進め、施策目標の達成に寄与する。				1-1 1-2
	35 (22)	44 (13)	30 (15)	36	0350
②人間の安全保障の実施と理念の普及 （*）	我が国が主導して平成11（1999）年に国連に設置した人間の安全保障基金等を活用して、人間の安全保障の理念の普及と実施を推進する。実践面においては、人間の安全保障が採るアプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため、本基金を活用する案件は、国連機関を始めとする複数の国際機関が共同して、貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロジェクトであることとしている。また、理念の普及面においては、本基金を運営する国連人間の安全保障ユニットは、国連が主催する国際会議等の場において人間の安全保障の主流化を促進するためのセミナーやワークショップを開催している。 上記取組により、その生活が恐怖と欠乏に脅かされている人々を保護し、能力強化事業を通じて尊厳をもって生きることができるよう社会づくりに貢献する。また、途上国におけるプロジェクトは、実施を通じて裨益コミュニティのみならず、実施機関に対しても、人間の安全保障の理念の普及を促進する上でも重要な役割を担う。				1-1 1-2 1-3
	—	—	—	—	—
③ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進・感染症対策 （*）	UHCの推進と感染症対策を促進すべく、二国間援助に加えグローバルファンドなどの国際機関等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス供給支援等を通じ、基礎的保健システムの構築等の支援を行う。また保健に係る国際的議論を通じ、UHCの重要性に対する国際社会の理解を促進する。 上記取組により、UHC及び感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与する。				1-3
	—	—	—	—	—

④国連地名 専門家会合 グループ・ エクソニム 作業部会本 邦開催経費 (令和2年 度)	平成29年に国連地名専門家グループ(UNEGN)のエクソニム(外生地名)作業部会の座長に就任した日本人専門家の下で、令和3年5月に開催されるUNEGN会合に先立ち、令和3年3月に地名標準化関連の国際シンポジウムを日本で開催し、ジャイアールUNEGN議長が基調講演を行った(対面とオンラインのハイブリッド形式)。 日本での同シンポジウムの開催を通じ、地名に関する技術的な議論に貢献し、UNEGNでの日本のプレゼンスの強化に寄与するとともに、地理空間情報の活用によるSDGsの達成に向けた取組に寄与した。			1-1
	—	6 (1)	0 (0)	7 0351
⑤成長のた めの栄養サ ミット (N4G)開催 (令和2年 度)	栄養サミットは、オリンピック・パラリンピックのホスト国が開催する、国際的な栄養改善に向けた取組を促進する会合であり、日本は、東京栄養サミット2021を令和3年12月7日及び8日の日程で主催した。本サミットにおいては、岸田総理から今後3年間で3000億円以上の栄養関連支援を行うことを発表し、UHCの達成等に貢献していくことを表明した。また、181のステークホルダーから396のコミットメントが提出され、計270億ドル以上の栄養関連の資金拠出が表明された。更に持続可能な食糧システムや気候変動等を含め、国際社会が今後取り組むべき具体的な方向性を示した成果文書「東京栄養宣言」が215のステークホルダーからエンドースを得て発出され、世界の人々の栄養改善に向けて貢献した。			1-1 1-3
	—	39 (0)	56 (30)	0 0352
⑥エスカッ プ基金 (ESCAP)拠 出金(任意 拠出金) (昭和52年 度)	国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)は、国連経済社会理事会の地域委員会の1つであり、アジア太平洋地域各国における経済・社会・環境等に関する問題を解決するため、多様な会合やワークショップ等の開催や、他の国際機関等との連携による事業の実施等により、各国における開発や、政策決定者・実務者の能力向上等を行い、域内の格差是正・貧困削減に貢献するとともに、域内協力の推進に寄与している。 エスカップ基金(JECF)への拠出を通じて、我が国が重視する防災や障害者支援に関する事業について、我が国の意向を反映した形で実施することを目的とする。 本拠出金によるJECFを通じた支援の対象は、ESCAPが行う域内の政策調整のための会議開催、各国の政策決定者・実務者に対する研修、訓練、技術指導の提供等の技術協力事業であり、これらは、SDGsを推進し、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。			1-1 1-2
	133 (133)	3 (3)	3 (3)	3 0297
⑦国際連合 工業開発機 関(UNIDO) 分担金 (昭和62年 度)	UNIDOの運営費、人件費、調査費その他の恒常的に要する費用等のための支出(通常予算)に対する分担金を負担。UNIDOは、(1)開発途上国における工業化政策、工業計画の立案、企画等についての助言及び勧告、(2)専門家派遣による開発途上国での直接技術指導、(3)開発途上国の工業化推進に必要とされる先進国資本及び関連技術の斡旋、(4)開発途上国の研究、技術開発等に対する機材供与、(5)工業技術、投資、財政、生産、経営計画立案に関する資料収集、分析及び情報交換の促進、(6)民間企業を含めた専門家会議、研究、討論会等の開催を実施。 開発途上国に対する工業開発の促進及び加速化を図り、世界的、地域的及び国家的なレベルにおいて、部門別の工業開発及び工業協力を促進することを目的として設立された国際機関であるUNIDOに対する加盟国としての義務を果たし、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する。また、日・UNIDO間のパートナーシップを強化し、人間の安全保障、アフリカ支援、環境・気候変動等我が国が重視する政策を協力して推進するとともに、我が国民間セクターの技術・ノウハウの活用や海外事業展開、国際機関における日本人職員の増強にも貢献する。			1-1 1-2

	1, 147 (1, 147)	1, 142 (1, 142)	1, 006 (1, 006)	1, 261	0300
⑧国際連合 児童基金 (UNICEF) 拠 出金 (昭和 27 年 度)	<p>UNICEF は子どものための活動（教育、保健、衛生、子どもの保護等）を専門とする唯一の国連の支援機関。世界の子どものために、保健（新型コロナウイルス感染症への対応を含む）、HIV/エイズ、水・衛生、栄養、教育、子どもの保護等の分野において、自然災害や武力紛争の際の緊急人道支援から中長期的な開発支援まで幅広く活動し、政策の提言、立案、実施等を支援する。UNICEF は、持続可能な開発目標（SDGs）の多くの分野をカバーし、我が国の重要外交・開発課題である人間の安全保障の現場レベルでの実践に大きく貢献している。</p> <p>我が国は、UNICEF に対する拠出を通じ、全ての子どもの権利の実現を目的とした人道・開発分野における広範な支援活動に貢献する。</p> <p>これは、SDGs の推進のみならず、UNICEF の高い知名度をいかした我が国の国際社会におけるプレゼンスの強化、日本企業との連携促進、国際機関における日本人職員の増強にも貢献する。</p>				1-1 1-2
	11, 028 (11, 028)	20, 330 (20, 330)	6, 210 (6, 210)	2, 087	0306
⑨世界エイ ズ・結核・マ ラリア対策 基金（グロー バルファン ド）拠出 金 (平成 13 年 度)	<p>途上国におけるエイズ、結核、マラリアの三大感染症による感染者数、死亡数者の削減に持続可能で適切な貢献を行い、支援を必要とする国々において三大感染症により引き起こされた影響を緩和し、また、保健システムを強化する。グローバルファンドは、我が国が二国間援助を提供しづらい紛争地域も含めた約 120 の国と地域に対して支援を行い、三大感染症対策における国際支援に占めるグローバルファンドの割合は、エイズ 25%、結核 77%、マラリア 56%であり、開発途上国に対して大きな影響力を有する。</p> <p>グローバルファンドを通じた我が国の貢献は、こうした三大感染症対策及び保健システムの強化のための活動を通じ、SDGs の達成及び国際保健分野における我が国のプレゼンスの向上に寄与しており有意義である。</p> <p>加えて、グローバルファンドは、感染症対策専門の国際機関としての実績を活かし、新型コロナ対策においても重要な取組を実施している。コロナによる三大感染症対策事業の中断や遅延などの負の影響を緩和するための対応や、低中所得国へのコロナの診断機器や治療薬、個人防護具の調達・供給を支援。また、コロナ対応のための多国間協力枠組みである ACT アクセラレータの創設メンバーとして、診断・検査部門及び保健システム強化部門を主導しており、国際的なコロナ対応に大きく貢献している。</p>				1-1 1-3
	45, 306 (45, 306)	19, 997 (19, 997)	20, 000 (20, 000)	7, 386	0308
⑩国際連合 開発計画 (UNDP) 拠出 金(コア・フ ァンド) (昭和 41 年 度)	<p>UNDP は、国連内で開発に携わる計 34 機関からなる国連持続可能な開発グループの副議長を務める開発分野の中核的機関であり、開発分野における高い専門的知見と経験、グローバルなネットワークを有している。UNDP は、持続可能な開発目標の実施、人間の安全保障の推進、防災・女性等、我が国が重視する地球規模課題の解決に向けて大きな役割を担っていることから、我が国は UNDP への拠出を通じて、開発課題に対するコミットメントを国内外に示すと共に、UNDP に対する発言力・影響力を確保することを目的とする。</p> <p>UNDP は、あらゆる形態の貧困を根絶し、持続可能な開発に向けて構造的変革を加速し、災害や紛争、感染症などの危機やショックへの対応を強化することを重点目標として、130 以上の国・地域事務所を通じ、170 か国・地域で活動している。</p> <p>UNDP コア・ファンドは UNDP の通常財源であり、特に後発開発途上国における貧困撲滅や持続可能な開発目標実施等のための開発活動経費、及び本部・地域事務所・国事務所の運営費や人件費等に充当される。</p> <p>これらは、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>				1-1 1-2
	7, 102 (7, 102)	7, 244 (7, 244)	6, 822 (6, 822)	6, 958	0309

⑪国際連合人口基金 (UNFPA) 拠出金 (昭和 46 年度)	<p>本拠出金は、UNFPA の活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム実施経費に充てられる UNFPA コア・ファンド並びに多数国間または地域的規模で活動する人口開発分野の NGO 等の活動を支援する「インターカントリーな NGO 支援信託基金」に用いられる。</p> <p>人口、リプロダクティブ・ヘルス分野は持続可能な開発目標 (SDGs) の達成にとって重要であり、この分野の主導的国連機関である UNFPA を通じた我が国の貢献は、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画に関する情報やサービスの提供、性感染症や HIV/エイズの予防及び治療等に寄与するとともに、SDGs 達成にも資するものであり、日本が重視する「女性の輝く社会の実現」を目指す。また、災害時を含め、女性特有のニーズに配慮した開発協力にとどまらず、ライフサイクルという視点から少子高齢化対策にも取り組む。これらは、女性や保健分野での取組を重視しつつ、途上国の持続的な開発を目指す日本の政策・方針と合致し、日本の政策実現において非常に重要な役割を担う。加えて、コロナ禍において女児・女性への影響が深刻化(避妊具にアクセスできない女性 4,700 万人、望まない妊娠 700 万人、ジェンダーに基づく暴力が 3,100 万件増加/UNFPA 推計)することが予測される中、UNFPA はリプロダクティブ・ヘルス (RH) サービスの継続と医療従事者の保護、GBV(ジェンダーに基づく暴力)対策、避妊具及び周産期医療用物品の確保、の 3 つの戦略に基づく緊急対応を実施しており、日本の新型コロナウイルス対策の重点分野である</p> <p>(2) 将来の健康危機への備えにも資する保健システムを強化し、(3) より幅広い分野での健康安全保障を確実にするための国際的な環境を整備するという目的に寄与している。</p>	1-1 1-2 1-3			
	<table border="1"> <tr> <td>2,984 (2,984)</td> <td>4,016 (4,016)</td> <td>2,786 (2,786)</td> <td>1,950</td> <td>0311</td> </tr> </table>	2,984 (2,984)	4,016 (4,016)	2,786 (2,786)	1,950
2,984 (2,984)	4,016 (4,016)	2,786 (2,786)	1,950	0311	
⑫国際農業研究協議グループ (CGIAR) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 46 年度)	<p>CGIAR は国際的な農林水産業研究に対する長期的かつ組織的支援を通じて、開発途上国における食料増産、生産性改善を図ることにより、途上国の住民の福祉向上を図ることを目的として設立。</p> <p>CGIAR 傘下の各研究センターは、開発途上国の経済発展・福祉向上のための国際農業 (林業、水産業を含む) 研究を実施しており、本事業は、研究センターに対し、我が国の政策関心事項に沿ったイヤーマーク拠出を実施。具体的には、一国では対応が困難な気候変動や生物多様性等の横断的政策課題を重視しつつ、農作物の遺伝資源の保存・評価、適正な品種の開発・提供、病虫害対策、水資源等の天然資源の管理・保全、食料・農業政策形成のためのデータ分析提供、開発途上国の農業研修等を実施。その際、JICA や我が国民間セクターとの連携や、我が国研究者の参画を重視。</p> <p>我が国は、設立以来、アジア先進国代表の理事国として、CGIAR の組織運営にも主導的に関与しており、我が国重点事項の組織全体の方針への反映を図りつつ、各組織運営に必要な活動のための拠出を実施。CGIAR 傘下の研究センターには、日本人の若手・女性研究者の派遣を推進。</p> <p>CGIAR を通じ、我が国が重視する政策内容を反映しつつ、各国の農業研究機関、民間セクター、NGO 等と協力して途上国の経済発展・福祉向上のための農業 (林業、水産業を含む) 研究を促進することに寄与している。(Science 誌の試算方法によると、我が国の研究者が貢献した「緑の革命」(コメ、小麦の品種開発) の経済効果は、平成 12 (2000) 年時点で約 5,000 億円とされるように、農業研究を通じた技術革新には、大きな経済的潜在価値がある。)</p> <p>同機関への拠出は、我が国の重視する食料安全保障や栄養改善に直結する食料増産や開発途上国国民の健康・栄養状況の改善に貢献しており、東京栄養サミット 2021 で発表したコミットメントの実現に寄与し、栄養分野や国際開発研究分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また、本拠出金を通じて農林水産分野に関連する気候変動、栄養改善、生物多様性等の横断的課題に対応することは、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>	1-1			
	<table border="1"> <tr> <td>442 (442)</td> <td>381 (381)</td> <td>97 (97)</td> <td>92</td> <td>0314</td> </tr> </table>	442 (442)	381 (381)	97 (97)	92
442 (442)	381 (381)	97 (97)	92	0314	

⑬国際家族計画連盟 (IPPF) 拠出金 (昭和 44 年度)	<p>本拠出金は、世界約 170 か国において約 140 の加盟協会を有し、人口、リプロダクティブ・ヘルス分野でコミュニティに根ざす活動を行う IPPF の活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム事業費に充てられる IPPF コア・ファンด์及びコミュニティ・レベルで、特に脆弱層に対して包括的・統合的な HIV 及び性と生殖に関する健康サービスや母子保健支援を行う「HIV/リプロダクティブ・ヘルス日本信託基金」に用いられている。</p> <p>人口、リプロダクティブ・ヘルス分野は持続可能な開発目標 (SDGs) の達成にとって重要であり、IPPF を通じた我が国の貢献は、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画を含む性と生殖に関する健康サービスの提供、性感染症や HIV/エイズの予防及び治療等に寄与するとともに、SDGs 達成に資するものであり、日本が重視する「女性の輝く社会の実現」を目指す。また、災害時を含め、女性特有のニーズに配慮した開発協力に取り組んでおり、女性や保健分野での取組を重視しつつ、途上国の持続的な開発を目指す日本の政策・方針と合致し、日本の政策実現において非常に重要な役割を担う。また、新型コロナウイルス流行下の移動制限等に伴う基礎的保健医療サービスへのアクセスの遮断により、低・中所得国において、5 歳未満の子どもや妊産婦死亡の増加が推測される中、IPPF の加盟協会は、主に脆弱層を対象に必須医療サービスであるリプロダクティブヘルスサービスへのアクセス改善に継続的に取り組んだほか、新型コロナウイルス検査実施や予防活動を活動に組み入れるなどして、UHC の達成に大きく貢献している。</p>	1-2 1-3				
	<table border="1"> <tr> <td>679 (679)</td> <td>658 (658)</td> <td>367 (367)</td> <td>300</td> <td>0315</td> </tr> </table>	679 (679)	658 (658)	367 (367)	300	0315
679 (679)	658 (658)	367 (367)	300	0315		
⑭人間の安全保障基金 拠出金 (平成 12 年度)	<p>人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖と欠乏から解放され、尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目的とする「人間の安全保障」は我が国外交の重要な柱であり、国家安全保障戦略や開発協力大綱において明記されている。人間の安全保障基金は、具体的な事業を通じて国際社会における人間の安全保障の理念の普及と途上国における実践を目標とする。国際社会において唯一「人間の安全保障」の名を冠した基金である。</p> <p>人間の安全保障基金は、人間の安全保障の理念の普及と途上国における実践を支援するため我が国が主導して平成 11 年に国連に設置したマルチドナー信託基金。理念の実践部分については、人間の安全保障が採るアプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため、本基金を活用する案件は、国連機関を始めとする複数の国際機関が連携して、貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロジェクトであることとしている。プロジェクトは主として、人間一人ひとりの保護 (プロテクション) と能力強化 (エンパワーメント) という相互補強的な二本柱に基づく枠組みによって推進される。理念の普及については、同基金を活用した広報資料の作成と発信、セミナー等の開催を支援する。また、途上国におけるプロジェクトは、実施を通じて裨益コミュニティのみならず、実施機関に対しても人間の安全保障の概念を普及する上で重要な役割を担っている。</p> <p>同基金への拠出を通じ、「人間の安全保障」の知名度を高めることは、同概念を重視する日本のイメージと直結し、国連及び国際開発分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また、グローバル化が進み、世界の国々の相互影響と依存の度合が急速に高まる中、本拠出金を通じて紛争やテロ、貧困、感染症、環境汚染や気候変動といった様々な脅威に統合的に対応することは、日本を取り巻く国際環境を安定的なものとし、日本自身の平和と繁栄の維持に資する。</p>	1-1 1-2				
	<table border="1"> <tr> <td>767 (767)</td> <td>599 (599)</td> <td>778 (778)</td> <td>598</td> <td>0316</td> </tr> </table>	767 (767)	599 (599)	778 (778)	598	0316
767 (767)	599 (599)	778 (778)	598	0316		
⑮Gavi ワクチンアライアンス 拠出金	<p>Gavi ワクチンアライアンスは、平成 12(2000)年に設立され、開発途上国を対象に、以下を目標とし、活動を行っている。</p> <p>①ワクチンの導入と規模拡大 (支援対象疾患を 13 種類から 18 種類に拡大) ②予防接種の公平性促進のための保健システム強化 (ワクチン未接種の子ども</p>	1-1 1-2 1-3				

(平成 23 年度)	<p>を減らすための取組の強化)</p> <p>③予防接種事業の持続可能性の改善（自己資金によるワクチン事業の促進支援）</p> <p>④ワクチン及び予防接種関連製品の市場形成（ワクチン価格の適正化、途上国ニーズの高いワクチン開発等</p> <p>Gavi ワクチンアライアンスを通じた我が国の貢献は、予防接種率の向上を通じ、子どもたちの命と人々の健康を守ること、ひいては持続可能な開発目標達成に寄与するものであり、日本が重視する人間の安全保障やユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に寄与する。</p> <p>また、Gavi は途上国を含めた世界全体における新型コロナワクチンへの公平なアクセスを確保するための国際的な枠組みである COVAX ファシリティの事務局として運営の中核的役割を担う。我が国は、新型コロナ感染症の収束のため、途上国を含めたワクチンへの公平なアクセスの確保が不可欠であるとの観点から、Gavi が事務局を務める COVAX ファシリティを通じたワクチン供給支援を重視している。</p>					
		2,074 (2,074)	15,413 (15,413)	1,080 (1,080)	1,080	0317
⑩国際連合人間居住財団（UN-HABITAT）拠出金（任意拠出金）（昭和 59 年度）	<p>UN-HABITAT は、人口増大と共に深刻化している途上国の都市化及び居住問題（スラム対策等）等の解決に取り組むことを目的とした国連機関であり、本拠出は、UN-HABITAT、特にそのアジア太平洋地域本部（福岡本部）の活動を支えるためのものである。また、本活動は、九州北部を中心に居住環境に資する技術やノウハウを有する我が国の民間企業（特に中小企業）等と連携を図っている。</p> <p>同機関への拠出は、世界各地におけるプロジェクトの実施支援を通じ、持続可能な都市化、スラム改善、防災・復興等、人間居住に係る課題の改善に貢献するものであり、これらの自然災害、紛争、貧困、環境汚染といった様々な脅威に対応することは、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>					1-1
		1,276 (1,276)	2,239 (2,239)	208 (208)	8	0318
⑪初等教育関係（GPE）拠出金（平成 19 年度）	<p>教育は他者や異文化への理解を育み、平和を支える礎となるもので、我が国の重要外交課題である人間の安全保障を推進するために不可欠な分野。教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）（旧称 FTI）は世銀主導で設立された教育分野での唯一の国際的な支援枠組みであり、持続可能な開発目標（SDGs）の教育分野の目標（ゴール 4）を全ての国が達成できるよう、支援対象国（低所得国を中心とした 68 か国）が策定する教育セクター計画に基づき、GPE 基金（ドナーからの拠出金）から資金援助を行うとともに、各種能力構築支援を実施。</p> <p>我が国は GPE への拠出を通じ、低所得国や紛争国等における主として初等教育の普及改善・学習環境の改善に貢献し、人間の安全保障の推進に貢献するものであり、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>					1-1
		91 (91)	785 (785)	917 (917)	71	0320
⑫国際連合地域開発センター（UNCRD）拠出金（昭和 46 年度）	<p>地域開発に関する総合的機能を持った機関として、開発途上国における地域開発の能力向上を実施。特に我が国も重視する環境政策である 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）や環境的に持続可能な交通（EST）、防災政策である災害リスク軽減と水関連の活動を環境省及び国土交通省と連携して推進しているほか、国内自治体の SDGs 推進にも寄与し、その取組を各自治体の SDGs モデルとして海外に展開する事業等を実施。</p> <p>具体的には以下の事業を実施する UNCRD の維持・運営を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開発途上国の行政官等を対象とした、地域開発の能力向上のための研修 2 研修用の教材開発を兼ねた調査研究 3 政策フォーラムの開催 					1-1

	<p>4 政府機関、NGO、大学等の要請に基づく各種助言 5 関連する情報交流のネットワークの確立</p> <p>こうした取組は、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>					
		77 (85)	77 (77)	116 (77)	109	0322
⑱国連防災機関 (UNDRR) 拠出金 (平成 12 年度)	<p>UNDRR は、防災に特化した唯一の国際機関であり、国際防災協力を推進している。具体的には、第 2 回国連防災世界会議で採択された国際的な防災指針である「兵庫行動枠組 2005-2015」のフォローアップの中心的役割を担ってきた。兵庫行動枠組 (HFA) は各国がその実施を要請されており、UNDRR はその実施を支援するとともに、進捗のモニタリング及び報告を行っている。また、その後継枠組みに当たる「仙台防災枠組 2015-2030」は、平成 27 年 3 月に仙台市で開催された第 3 回国連防災世界会議において、コンセンサスで採択された。我が国は、防災大国としての経験・知見をいかし、国際防災協力を積極的に進めつつ、同事務局の活動を支援している。</p> <p>UNDRR を通じて、以下の活動を実施することにより、主に途上国における災害による被害の軽減に寄与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 3 回国連防災世界会議 (於：仙台) で採択された国際的な防災指針である「仙台防災枠組 2015-2030」の推進及びそのフォローアップ 2 各国政府、国際機関、地方自治体、防災センター、有識者等の協調・連携強化 3 防災に係わる知識・情報の共有 (「世界津波の日」の世界各地における普及啓発活動を含む) <p>UNDRR への拠出を通じ、これらの防災の取組に貢献することは、防災先進国である日本に対する国際社会からの期待に応え、国連及び国際社会におけるプレゼンスの向上につながっている。また、気候変動の影響により災害が激甚化している中、本拠出金を通して、防災の意識を高め、防災の取組を推進することにより、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>				1-1	
		485 (485)	602 (602)	485 (485)	494	0323
⑳国際連合ボランティア計画拠出金 (日本 UNV 協力事業) (平成 6 年度)	<p>国際的なボランティアの動員及びボランティア活動の推進を通じて途上国の平和と開発への貢献を目的として設立された UNV の活動を支援するとともに、日本人に国連ボランティアとして途上国の国連諸機関の事務所等で勤務する機会を提供し、我が国の顔の見える支援を行うことを目的とする。</p> <p>途上国において、その国の政府または国際機関等が実施する各種の人道・開発支援活動に対し、日本人の国連ボランティアを派遣 (ボランティア派遣のための経費は現地生活費、住居費、渡航費等のみ)。</p> <p>我が国の SDGs の推進、取り分け防災、保健、女性等、国際的な関心が高まっている支援分野において、本拠出金により専門性を有する日本人を UNV として派遣することで、国際社会における我が国のビジビリティを一層強化することは、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>					1-1
		12 (12)	9 (9)	0 (0)	0	0325
㉑国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (パートナーシップ基金) (平成 15 年度)	<p>国連持続可能な開発グループ (開発関連 32 機関で構成) の副議長を務め、開発分野の中核的機関である UNDP の高い専門的知見、経験、グローバルなネットワークを活用し、各国・地域において我が国の二国間援助を補完し、また、相乗効果を生み出す事業を実施する。日・UNDP パートナーシップ基金は、我が国が UNDP との効果的かつ効率的なパートナーシップの強化を目的として、平成 15 (2003) 年に設置したもので、特に、我が国が重視する開発課題や事業に対して用途を特定する形で拠出するもの。本基金は日本からの拠出のみによって運営されており、特に、UNDP の日本人職員が形成・管理する事業を中心に実施することで、国際機関における我が国のビジビリティを向上させ、日本人職</p>					1-1 1-2

	<p>員の増強に貢献し、もって日本と UNDP とのパートナーシップを強化する。</p> <p>我が国と UNDP との共通の重点分野である、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成、人間の安全保障、防災、女性のエンパワーメント、ガバナンス、危機対応・復興等の案件を効果的かつ効率的に実施する。特に、UNDP の日本人職員が形成・管理する事業を主に実施しており、これらは、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。</p>					
		13,594 (13,594)	23,165 (23,165)	14,438 (14,438)	217	0328
②世界野菜センター (WorldVeg) 拠出金 (昭和 46 年度)	<p>世界野菜センター (アジア野菜研究開発センターから平成 20 (2008) 年に改称。略称は WorldVeg を維持) は、開発途上国の貧困削減のため、野菜 (野菜) 類の生産技術の維持・改良及び、効率的な市場流通機構等の調査・研究、並びに有用遺伝資源の配布事業を行う国際機関である。WorldVeg による以下の活動及びこれを支える WorldVeg の運営経費を支援する。</p> <p>(1) 研究活動 (品種の育種・改良、土壌分析及び肥料施肥法の改良、栽培法の研究、収穫物の加工法及び流通面の研究)、(2) 現場出張サービスプログラムの実施、(3) 遺伝資源の保存、(4) 種子の配布、(5) 開発途上国の国別研究強化のための支援、国際シンポジウム、セミナー及びワークショップの開催、(6) 訓練コースによる研修生教育、(7) 情報提供サービス等。</p> <p>本事業は、WorldVeg の事業を支援することにより、環境に配慮しつつ、開発途上国の農村や都市近郊に生活する低所得者層の栄養改善と収入増加を図り、途上国の貧困削減、持続可能な開発に貢献する。また、事業実施においては、我が国民間セクターが参画し、WorldVeg が保有する遺伝資源等を活用した研究を行っており、我が国民間セクターの海外事業展開にも貢献する。</p> <p>同機関への拠出は、栄養価の高い野菜を中心とした開発途上国国民の健康・栄養状況の改善に貢献しており、我が国の重視する食料安全保障や栄養改善に直結し、栄養分野や国際開発研究分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また、この先の東京栄養サミット開催に向けて、栄養改善に対する関心が高まるなか、栄養価の高い野菜を専門分野とする WorldVeg に支援することは、栄養改善に対して我が国があらゆる方面から網羅的、積極的に貢献していることを国際社会にアピールすることにつながる。</p>				1-1	
		1 (1)	1 (1)	0 (0)	-	-
③国際連合訓練調査研究所 (UNITAR) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 40 年度)	<p>UNITAR は訓練や研修に特化した唯一の国連専門機関であり、国連・専門機関職員や開発途上国の行政官等への訓練・研修を通じて、開発途上国の地球規模の諸課題の解決に貢献することを目的とする (UNITAR はジュネーブ本部のほか、ニューヨークと広島に事務所を設置)。</p> <p>UNITAR は SDGs の推進を最大の目標に掲げ、SDGs の 4 つの柱 (①People、②Prosperity、③Planet 及び④Peace) に沿って、様々な地球規模課題の政策決定に係る企画・立案能力の向上や組織管理のノウハウ等に関する訓練、研修事業等を実施し、途上国等の行政官等の能力向上、人材育成に貢献。毎年約 600 の研修、ワークショップ、e ラーニングコースを実施している。特に、広島事務所では、これらの重点分野を踏まえ、広島の特性・資源をいかした、平和構築、軍縮不拡散、防災等我が国の外交イニシアティブと合致する事業を実施している。</p> <p>UNITAR のアジア大洋州やアフリカでの活動拠点である広島事務所に対して、広島県等の地方自治体等とともに、その活動の適切な実施を支援することで、防災、核軍縮等我が国の外交政策上の優先事項の推進や広島の地方創生に貢献している。これらは、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。</p>				1-1 1-2	
		101 (101)	197 (197)	132 (132)	36	0329
④国際連合プロジェクト・サービス	<p>アフリカ地域や中東地域等において、国内や周辺国の紛争や自然災害等の影響を受け発生した難民や国内避難民支援、治安の安定化支援等、緊急人道・復興支援を主に実施する。紛争地域等で事業実績を有する UNOPS を活用し、同地</p>					1-1 1-2

ス 機 関 (UNOPS) 拠 出金 (任意 拠出金) (平成 23 年 度)	域における我が国の二国間援助を補完し、更なる効果を発現する事業を実施する。 UNOPS は、人道、平和構築、開発支援の分野において、インフラ整備や調達等のサービスを通じ、安全確保や治安維持等の社会安定化に貢献する。 これらの取組に貢献することは、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな課題の解決に取り組み、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 405 576 479">923 (923)</td> <td data-bbox="576 405 826 479">5,237 (5,237)</td> <td data-bbox="826 405 1077 479">923 (923)</td> <td data-bbox="1077 405 1326 479">0</td> </tr> </table>	923 (923)	5,237 (5,237)	923 (923)	0	0332
923 (923)	5,237 (5,237)	923 (923)	0			
②⑤国際連合 工業開発機 関 (UNIDO) 拠 出金 (昭和 62 年 度)	本拠出金は、開発途上国における工業開発の促進を任務とする国連工業開発機関(UNIDO)の事業に活用される。新型コロナウイルス感染症対策として、カメルーンにおいて、ワクチンの貯蔵キャパシティ向上及び地方への医療用酸素装置の提供を行うことにより、新型コロナに対する公衆衛生の向上及び社会強靱性を促進する。また、新型コロナの影響を受けているコンゴ(民)において消毒用バイオエタノールを製造するプラントを設置し、女性を対象とした就業研修等の実施を通じた生計向上・雇用創出に係る支援を行うことにより、新型コロナの社会経済的影響の緩和を図る。 これら事業を通じて、サブサハラ・アフリカにおける新型コロナ対策・社会安定化に貢献するとともに、開発途上国の工業生産能力を向上させることに貢献する。また、我が国民間セクターの技術・ノウハウの活用を通じて我が国民間セクターの海外事業展開にも寄与する。 これらは、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。	1-1 1-2 1-3				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 987 576 1061">70 (70)</td> <td data-bbox="576 987 826 1061">1,235 (1,235)</td> <td data-bbox="826 987 1077 1061">236 (236)</td> <td data-bbox="1077 987 1326 1061">0</td> </tr> </table>	70 (70)	1,235 (1,235)	236 (236)	0	0333
70 (70)	1,235 (1,235)	236 (236)	0			
②⑥世界保健 機関(WHO) 拠出金 (平成 28 年 度)	WHO は、昭和 21 (1946) 年、ニューヨークで開かれた国際保健会議が採択した世界保健憲章(1948 年 4 月 7 日発効)によって設立され、「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」(憲章第 1 条)を目的に掲げている。 主要事業は、 (1) 医学情報の総合調整 (2) 国際保健事業の指導的かつ調整機関としての活動 (3) 保健事業の強化についての世界各国への技術協力 (4) 感染症及びその他の疾病の撲滅事業の促進 (5) 保健分野における研究の促進・指導 (6) 生物学的製剤及び類似の医薬品、食品に関する国際的基準の発展・向上となっており、我が国は WHO の活動に対し、財政面・人材面から積極的に協力を行っているほか、我が国が実施する技術協力等の現場において、WHO との協調・連携を図っている。平成 28 年の G 7 伊勢志摩サミットで我が国が議長国としてリードした国際保健の更なる発展のために、本拠出金による協力は必要不可欠であり、我が国の国際保健外交戦略に合致する。	1-3				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 1608 576 1682">470 (470)</td> <td data-bbox="576 1608 826 1682">1,261 (1,261)</td> <td data-bbox="826 1608 1077 1682">917 (917)</td> <td data-bbox="1077 1608 1326 1682">0</td> </tr> </table>	470 (470)	1,261 (1,261)	917 (917)	0	0334
470 (470)	1,261 (1,261)	917 (917)	0			
②⑦国際機関 評価ネット ワーク (MOPAN) 拠 出金 (平成 26 年 度)	国際機関に対する主要な拠出国である MOPAN 参加国(令和 3 年 5 月現在 19 か国)が、MOPAN を通じて、合同で国際機関の運営・管理の効率性についてアセスメントを実施している。その結果を、組織の効率性を示す 5 分野 12 指標を基に評点化し、数年ごとに同じ機関に対するアセスメントを繰り返すことにより、改善の経過を追う。平成 26 年まで、年間 4～6 機関を対象としていたが、平成 27 年から、2 年間で 12～14 機関を対象とする体制に移行(主に 1 年目文献調査、2 年目裨益側及び国際機関本部へのインタビュー等)。ただし、平成 31 (令和元) 年からは再度年間 7～10 機関を対象にアセスメントを実施する体制に再移行。 MOPAN アセスメントは、一連の活動を通じ、国際機関の組織・運営の効率化を図り、MOPAN 参加国、国際機関、被援助国間の対話を促進することを意図し	1-1				

	<p>ている。MOPAN アセスメントを実施することで、国際機関との対話を促進し、国際機関の組織・運営を改善させ、また、国際機関への拠出について、ドナー国政府が国民に対する説明責任を果たす一助となり、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>	
	<p>14 (14)</p> <p>24 (24)</p> <p>24 (24)</p> <p>25</p>	0335
<p>⑳国際農業開発基金 (IFAD) 拠出金 (平成 27 年度)</p>	<p>国際農業開発基金は、開発途上にある加盟国の農業開発のため、追加的な資金を緩和された条件で提供することにより、所得が低くかつ食料が不足している地域で飢餓と貧困の撲滅を目標とする国際機関 (設立協定第 2 条)。平成 27 年度は補正予算により、不測の事態への緊急的な対応として、概要以下の事業を実施。</p> <p>1 ナイジェリアのサヘル地域を始めとする紛争・テロ頻発地域における人道・テロ対策・社会安定化支援。特に女性と子どもを中心とした国内避難民及び受入れコミュニティに対して、食料へのアクセス改善促進等の支援の実施。</p> <p>2 エボラ出血熱の影響を受けているリベリアの農村地域で、種子や用具等の生産用具等の配布や研修を通じた耕作地の復旧を支援するとともに、エボラ出血熱による危機以前に貧困世帯向けに実施されていた商業ベースの米生産や農業販売活動の再開を図るための支援の実施。</p> <p>上記 1 の事業については、ボコ・ハラムにより危機的状況にあるナイジェリアの北東部地域における食料・栄養安全保障の向上及び国内避難民と受入れコミュニティの強靱性向上、また上記 2 の事業については、エボラ出血熱の発生により中断している開発に向けた取組を再開するため、エボラ出血熱の影響を受けているリベリア農村地域の米作農家の生産体制の再構築に寄与する。</p>	1-1
	<p>0 (0)</p> <p>0 (0)</p> <p>0 (0)</p> <p>0</p>	0338
<p>㉑国際連合開発計画 (UNDP) ・グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT) 連携事業拠出金 (平成 24 年度)</p>	<p>顧みられない熱帯病 (NTDs)、マラリア、結核等の低中所得国を中心に蔓延する疾病に対する診断薬、ワクチン、治療薬は、高所得国において需要が少ない等の理由から、開発が十分になされておらず、また、低中所得国において、これらの技術を導入するための体制が整っていない。そのため、官民連携のパートナーシップであるグローバルヘルス技術振興基金 (GHIT) を通じ、これらの疾病についての研究開発を促進するための支援を行うと同時に、国連開発計画 (UNDP) を通じて革新的な技術・製品がこれらを必要とする低中所得国の人々にいち早く届けられるよう、医薬品規制当局のキャパシティビルディングなどを行う。</p> <p>この支援を通じて、途上国における当該疾病の患者、死亡者数の減少に寄与し、日本が重視するユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に寄与する。</p>	1-1 1-3
	<p>400 (400)</p> <p>2,200 (2,200)</p> <p>520 (-)</p> <p>400</p>	0347
<p>㉒ UHC2030 拠出金 (平成 30 年度)</p>	<p>保健分野の国際連携枠組みである国際保健パートナーシップ (IHP+) は、平成 28 (2016) 年に持続可能な開発目標 (SDGs : 3.8 UHC の達成) の達成に貢献することを目的として拡大・強化された「International Health Partnership for UHC2030」(略称 : UHC2030) に移行し、以下を目標として活動を行っている。</p> <p>1 政治的なモメンタムの強化</p> <p>2 保健システム強化と UHC についての共通理解形成</p> <p>3 UHC 取組のモニタリング</p> <p>持続可能な開発目標に定められたユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に取り組むことは、人々の活力を高め、国の経済発展に寄与し、社会の安定化につながるものとして不可欠であり、また、感染症等のグローバルなリスクから国民を守る上でも重要である。</p> <p>これらの取組に貢献することは、「グローバルヘルス戦略」の「より強靱、より公平、かつより持続可能な UHC の達成を目指す」という政策目標に合致する。</p>	1-1 1-3

	<p>新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、UHCの達成に向けた取組の重要性が各国で再認識されている中で、国際社会における取組を長きに亘り主導してきた我が国への期待は大いに高まっている。このような中で、来年5月のG7広島サミットや9月の国連総会UHCハイレベル会合を念頭に、我が国の取組を一層強化し、国際保健分野でのプレゼンスを増大させる上で、UHC2030の協力は不可欠であり、この点本拠出の有用性は高まっている。</p>				
	<p>128 (128)</p>	<p>97 (97)</p>	<p>80 (80)</p>	<p>81</p>	<p>0342</p>
<p>⑩国際労働機関拠出金 (任意拠出金) (平成29年度)</p>	<p>本拠出金は、国際労働機関（ILO）を通じて、急な社会情勢不安により若者の失業率上昇に苦しむガンビア（平成29年度補正予算）、急増する難民及び受入れコミュニティの人間の安全保障の強化を要するモーリタニア（平成30年度補正予算）、サイクロン・インダイによる甚大な被害が発生し道路アクセスの改善が急務となっているモザンビーク（令和元年度補正予算）、新型コロナウイルスの流行により衛生・社会経済状況が悪化したスーダン・エチオピア・インドネシア・フィリピン（令和2年度補正予算）及びマダガスカル・ラオス（令和3年度補正予算）において、緊急支援として、インフラ整備を通じた若者の雇用創出、職業訓練、新型コロナ感染予防の推進等を行うもの。</p> <p>同機関への拠出は、アフリカ地域（ガンビア、モーリタニア、モザンビーク、スーダン、エチオピア及びマダガスカル）及びアジア地域（インドネシア、フィリピン及びラオス）におけるインフラの再建の促進、社会安定化及び持続的な平和構築に寄与するとともに、若者、女性、難民等の適切な雇用の創出及びディーセント・ワークの実現といった分野を中心に、また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大後には、保健分野への対処も加える形で、我が国の重視するSDGsの達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>	<p>1-1 1-2 1-3</p>			
	<p>60 (60)</p>	<p>757 (757)</p>	<p>150 (150)</p>	<p>0</p>	<p>0345</p>
<p>⑫ユニットエイド (Unitaid) 拠出金 (平成30年度)</p>	<p>本拠出金は、エイズ、結核、マラリア等に対する良質な医薬品等を安価に、迅速に途上国に供給するため、治療薬や治療法の開発等を行うことを目的としている。また、新型コロナ治療薬の公平なアクセスの実現へ向け、ユニットエイドはACTアクセラレータの治療部門をけん引しており、有望な新型コロナ感染症の治療薬の購入量を事前に保証するよう調整することで治療薬の積極的な開発を迅速化し、開発に成功した治療薬を迅速に大量生産し、良質かつ廉価な治療薬を低中所得国に普及させることに貢献している。</p> <p>医薬品等への公平なアクセスの実現はUHCの達成の重要な要素であり、我が国の平和と健康のための基本方針に基づく政策目的に合致し、SDGs及びUHCの推進に寄与する。</p>	<p>1-1 1-3</p>			
	<p>0 (0)</p>	<p>1,093 (1,093)</p>	<p>44 (44)</p>	<p>47</p>	<p>0344</p>
<p>⑬国連開発システム改革支援 (平成30年度)</p>	<p>本拠出金は、グテーレス国連事務総長が主導している（1）平和への取組、（2）開発、（3）マネジメントの3分野での国連改革に関し、開発分野における国連開発システム改革、取り分け国連常駐調整官（RC）システム改革を後押しし、新制度の円滑な立ち上げを支援する。</p> <p>これにより、国際社会において国連加盟国としての責任を果たすとともに、開発分野において現場レベルでの国連機関側の効率性と一貫性を改善させることに寄与する。</p>	<p>1-1</p>			
	<p>0 (0)</p>	<p>1,058 (1,058)</p>	<p>0 (0)</p>	<p>0</p>	<p>-</p>
<p>⑭COVAXファシリティ (Gaviワクチンアライアンス) 拠出金</p>	<p>COVAXファシリティは、Gaviワクチンアライアンス等の主導の下、時限で立ち上げられた新型コロナ・ワクチンに関する包括的な資金調達及び供給調整メカニズム。ACT-Aの4本柱（ワクチン、治療、診断、保健システム）の1つ。自国民分のワクチン確保を目的とした先進国等向け枠組みと、低所得国によるワクチン確保を支援する途上国向け枠組み（AMC）の2つがある。</p> <p>途上国向け枠組み（AMC）に対する拠出を通じ、新型コロナ・ワクチンの普</p>	<p>1-1 1-2 1-3</p>			

(令和3年度)	及を支援することで、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の防止と流行収束に貢献する。				
	—	—	70,079.5 (70,079.5)	0	0349

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 環境問題を含む地球規模問題への取組

施策の概要

地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組を推進する。

気候変動問題においては、「パリ協定」の着実な実施に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。

防災においては、「仙台防災枠組 2015-2030」や「仙台防災イニシアティブ」の着実な実施に向け、二国間支援や国連機関との連携を通して、国際防災協力に積極的に取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・世界津波の日（平成 27 年 12 月：第 70 回国連総会）
- ・仙台防災枠組 2015-2030（平成 27 年 3 月：第 3 回国連防災世界会議）
- ・仙台防災協カイニシアティブ（平成 27 年 3 月：第 3 回国連防災世界会議で発表）
- ・仙台防災協カイニシアティブ（フェーズ 2）（令和元年 6 月：第 7 回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部で発表）
- ・大阪ブルー・オーシャン・ビジョン（令和元年 6 月：G20 大阪サミットで共有）
- ・マリン（MARINE）イニシアティブ（令和元年 6 月：G20 大阪サミットで表明）
- ・第 203 回国会所信表明演説（令和 2 年 10 月 26 日）
 - 三 グリーン社会の実現
- ・第 204 回国会施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）
 - 三 我が国の長年の課題に答えを（グリーン社会の実現）
- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
- ・米国主催気候サミット（令和 3 年 4 月 22 日）
- ・気候資金に関する新たなコミットメント（令和 3 年 6 月 G7 コーンウォール・サミットで発表）
- ・第 205 回国会所信表明演説（令和 3 年 10 月 8 日）
 - 三 第二の政策 新しい資本主義の実現
 - 四 第三の政策 国民を守り抜く、外交・安全保障
- ・国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 世界リーダーズ・サミット（令和 3 年 11 月 1 日～ 2 日）
- ・第 207 回国会所信表明演説（令和 3 年 12 月 6 日）
 - 五 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」（3）気候変動問題
- ・第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
 - 四 気候変動問題への対応

測定指標 2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標（--年度）

我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。

令和 3 年度目標

1 国連環境計画（UNEP）

令和 3 年度及び 4 年度は UNEP 創設 50 周年となることから UNEP との連携及び UNEP を通じた環境の保護及び国際協力の推進をさらに進めていくために、国連環境総会（UNEA）等の議論に積極的に参加していく。また大阪に事務所を置く UNEP 国際環境技術センター（IETC）との連携をより強化し、海洋プラスチックごみ対策も含めた我が国の適正な廃棄物管理への貢献を行っていく。

2 生物多様性

生物多様性条約については令和 3 年度内に締約国会議（COP15）が予定されており、愛知目標に続くポスト 2020 生物多様性枠組の議論に積極的に関与していく。また、同じくその他の（令和 3 年開催予定の）生物多様性関連の締約国会議（砂漠化対処条約、ラムサール条約及び食料遺伝資源条約）において、我が国の主張をそれぞれの条約決定案に反映していく。

3 地球環境ファシリティ（Environment Facility: GEF）

令和3年4月から開始する GEF の第8次増資交渉における議論に参加することで、我が国が重要視する環境課題が優先事項として取り扱われ、地球規模で資金調達されるよう努めていく。

4 化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物の国際的な管理の進展に向け、今後とも関連条約を通じた国際的な議論・協力を積極的に参画する。

5 海洋プラスチックごみ問題

様々な国際会議等の機会を通じて、海洋プラスチックごみ対策に関する国際的な取組を主導していく。

施策の進捗状況・実績

1 国連環境計画 (UNEP)

持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル (11月) における岸田総理大臣メッセージにおいて、UNEP/IETC との廃棄物管理分野における連携及び国連環境総会 (UNEA) における新たな国際枠組みづくりに関して積極的に取り組んでいく旨を表明した。同総会においては、我が国が議論を主導した結果、プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会 (INC) の設立を決定する決議が採択された。

国連環境計画 (UNEP) 創設 50 周年記念国連環境総会特別会合 (令和4年3月) において国連総会決議 73/333 に基づく政治宣言が採択された。我が国は積極的に議論に参加した。

2 生物多様性

令和3年に生物多様性条約の第24回科学技術補助機関会合、第3回実施補助機関会合及びポスト2020生物多様性枠組に関する第3回公開作業部会が開催され、ポスト2020生物多様性枠組の構造や個別の目標等について議論が行われ、同枠組の採択に向けた議論に貢献した。その他の生物多様性関連条約との締約国会議に関しては、砂漠化対処条約、ラムサール条約、食料遺伝資源条約の締約国会議のいずれも COVID-19 の感染拡大を受け、2022年半ば以降へ総じて延期となったため、これに向けて引き続き準備を進めた。我が国は、関連作業部会等に参加し、議論の方向性形成に関与している。

3 地球環境ファシリティ (Environment Facility: GEF)

第8次増資交渉会議がこれまで3回開催されており、次期増資期間 (2022年-2026年) におけるプログラムの優先事項の特定及び政策方針等の作成に関与した。

4 化学物質及び廃棄物管理

「水銀に関する水俣条約」については、11月に第4回締約国会議オンライン会合、令和4年3月に同対面会合 (インドネシア・バリ) が開催され、有効性評価の枠組、附属書 A 及び B の再検討等に関し審議されたところ、日本は水銀対策の取組先進国として議論に積極的に参加した。

また、バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約については、化学物質の輸出入に係る諸手続を他省庁と連携しつつ円滑に運用したほか、新規に条約の規制対象とする化学物質や各種の廃棄物に対する条約の適用についての検討に参画した。

5 海洋プラスチックごみ問題

我が国は令和元年の G20 大阪サミットで大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを提唱して以来、海洋プラスチック汚染対策には途上国を含む多くの国が対策に参画することが必要との考えの下、途上国での廃棄物管理人材の育成等、本分野での国際的な取組を主導してきた。第5回国連環境総会第二部 (UNEA5.2。令和4年2月) において我が国が提案した決議案等に基づき、途上国を含む多数の排出国・消費国の参加を可能とするようなプラスチック汚染に関する政府間交渉委員会 (INC) の設立を決定する決議が採択された。

11月開催の持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル第3回会合の機会に、岸田総理大臣からのメッセージとして日本の持続可能な海洋経済の構築に向けた貢献への意思表示及び日本の気候変動対策や海洋プラスチックごみ対策における取組の紹介を行った。

令和4年度目標

1 国連環境計画 (UNEP)

我が国が UNEA5.2 で決議案を提案し採択されたプラスチック汚染に関する国際約束作成のための政府間交渉委員会が UNEP による支援の下で令和4年後半に開始されることとなっており、我が国の意見が反映されるよう同事務局との連携を強化していく。また大阪に事務所を置く UNEP 国際環境技術センター (IETC) との連携をより強化し、プラスチック汚染に関する国際約束交渉への貢献も含め、我が国の適正な廃棄物管理への貢献を行っていく。

2 地球環境ファシリティ (Environment Facility: GEF)

2022年4月の GEF 第8次増資交渉結果を踏まえ、主要環境条約の実施に効果的に貢献すべく、各事

業の必要性や効果、他機関との重複排除、実施能力、説明責任等を十分認識しつつ、対応していく。

3 生物多様性

令和4年度は生物多様性に関する多数国間条約の締約国会議等が多数予定されており、これらの会議の場等を通じて我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。具体的には11月にワシントン条約の締約国会議が予定されており、野生動植物の保全と科学的根拠に基づいた持続可能な利用を両立させるという我が国の基本方針に基づき対応する。

生物多様性条約については、令和4年度内に締約国会議（COP15 第二部）が予定されており、愛知目標に続くポスト2020生物多様性枠組及びその実施が効果的かつ効率的なものになるよう、関係省庁とともに、関連する議論に積極的に貢献していく。また、その直後に開催予定の食料及び農業のための植物遺伝資源条約の第9回理事会において、我が国は、効果的かつ効率的な多数国間の（遺伝資源へのアクセスに関する）制度に向けた議論に貢献すべく対応する。

砂漠化対処条約（UNCCD）については、令和4年5月に第15回締約国会議（COP15）の開催が予定されており、土地回復や干ばつ等の砂漠化対処のための効果的な履行手段について、関係省庁とともに、積極的に議論に貢献していく。令和4年11月に開催予定のラムサール条約第14回締約国会議においては、同条約のマנדートに基づく着実な条約実施、効率的かつ効果的な条約運営につながるよう、新条約戦略計画の作成等にご貢献する。

国際熱帯木材機関（ITTO）については、令和4年から開始される国際熱帯木材協定の改定に向けた議論にご貢献するとともに、ITTOの新戦略的行動計画に基づく機関の活動をホスト国として積極的に支援する。特に、令和3年のG7や理事会等で焦点となった違法伐採・貿易の削減を目指した森林ガバナンス強化プロジェクトを支援する。

4 化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物の国際的な管理の進展に向け、今後とも関連条約を通じた国際的な議論・協力を積極的に参画する。

5 海洋プラスチックごみ問題

引き続き大阪ブルー・オーシャン・ビジョンにもとづき、多くの国が対策に参画できるように途上国支援を行いつつ、プラスチック汚染に関する国際約束作成のための政府間交渉委員会における交渉においても、我が国は、自らの主張の反映を行いつつ、議論を主導し、主要排出国・消費国が参加する実効的な国際約束の作成を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国として多数国間環境条約及び環境問題に特化した国際機関における交渉及び働き掛けを行うことが重要であるところ、関係機関との連携状況や条約締約国会議における貢献度合いを測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

地球環境問題は一国のみでは解決し得ない問題であるところ、例えば令和4年2月の第5回国連環境総会第二部にてプラスチック汚染に関する国際約束作成のための政府間交渉委員会の設立を決定する決議が採択されたことを踏まえ、同問題に関する世界レベルでの新たな制度設計に積極的に関与・貢献するなど、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組に積極的に参加していく必要がある。

測定指標 2-2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標（--年度）

パリ協定の目指す脱炭素社会の実現に向け、我が国における2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロの実現等、我が国主導による気候変動問題の解決のための取組を推進する。

令和3年度目標

- 引き続き、令和3年に延期されたCOP26における気候変動交渉（市場メカニズム、気候資金、透明性枠組み等）に積極的に貢献し、本格的に運用が開始するパリ協定の実施に向けた環境整備を進める。
- 緑の気候基金（GCF）理事会メンバーとしてGCFの更なる効果的・効率的運営の実現にご貢献するとともに、二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けて、都市間連携や国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）と連携したJCM特別金融スキームの活用や、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、国際協力機構（JICA）、アジア開発銀行（ADB）などの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、脱炭素技術展開イニシアティブや二国間の開発協力などを通じた気候変動関

連途上国支援、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 10～11月に開催されたCOP26（英国・グラスゴー）では、岸田総理大臣が首脳級会合「世界リーダーズ・サミット」に参加し、今後5年間で官民合わせて最大100億ドル資金支援の追加コミットメント及び適応資金支援の倍増等を表明し、多くの参加国・機関から高い評価と歓迎の意が示された。また、パリ協定の市場メカニズムに関する実施指針、各国の温室効果ガス排出量の共通報告表形式（CRTs）、国が決定する貢献（NDC）の共通の実施期間（コモン・タイムフレームズ）といった重要議題に関して合意が得られ、パリ協定の実施指針が完成する等、世界全体で気候変動対策を推進する上で重要な進展を実現することに貢献した。
- 2 GCFについては、日本は理事及び理事代理としてGCF理事会に出席し、案件採択や認証機関の承認、GCFの事業に関する指針策定等を通じてGCFの運営に積極的に関与した。GCFは2015年以降これまでに累計で190件（令和3年12月末時点、うち令和3年暦年は32件）の事業を承認し、これにより、約20億トンのCO₂排出量削減と約6億人の裨益が見込まれている。途上国支援については、令和元年において、約1.37兆円の気候変動に係る支援を実施した。令和2年実績については、令和4年12月31日までの国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局への提出に向けて集計中である。JCMについては、我が国企業や自治体と連携して2013年以降累計で200件以上（うち令和3年度に30件を新規開始）の温室効果ガス削減・吸収プロジェクトを実施した。令和3年度はモンゴルのJCMプロジェクトからクレジット発行が決定されるなど、成果を着実に上げた。脱炭素技術海外展開イニシアティブにおいては、外部審査委員会が民間企業を対象とした公開審査を実施し、18社20製品が選定され、脱炭素製品・パッケージリストに掲載された。企業や自治体との連携については、意見交換を複数回実施した。

令和4年度目標

- 1 引き続き、COP27に向けた気候変動交渉に積極的に参画しつつ、COP26の決定事項の着実な実施等を通じて世界全体の脱炭素化に貢献する。
- 2 GCF理事会メンバーとしてGCFの更なる効果的・効率的運営の実現に貢献するとともに、JCMの活用に向けて、在外公館、及びJBIC、JICA、ADBなどの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、脱炭素技術海外展開イニシアティブや二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和3年のCOP26において、パリ協定の実施指針が完成したことを受け、令和4年は当該指針の実施に焦点が当たるほか、11月に予定されているCOP27においても、各交渉議題（適応、ロス&ダメージ、気候資金等）の交渉が継続される。また、令和2年の2050年カーボンニュートラル目標の宣言を反映した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月閣議決定）に加え、2030年度において温室効果ガスを2013年度比で46%削減すること、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく旨を記載したNDCを令和3年10月に国連気候変動枠組条約事務局へ提出した。

上記の状況を踏まえ、我が国の取組を着実に進めるとともに世界全体での脱炭素化を実現するため、引き続き、パリ協定の目標達成に向けて気候変動外交を一層加速させていく必要があり、その進捗ぶりを評価することが重要である。

気候変動分野で我が国がいかに主導力を発揮しているかを評価する上で、具体的な取組であるGCFやJCM、脱炭素技術海外展開イニシアティブ、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援、企業や自治体との連携等、異なる分野及び手段での取組を有機的につなげ、オールジャパンでの気候変動問題への解決への貢献ぶりを分析することが重要である。

測定指標2-3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進 *

中期目標（--年度）

第3回国連防災世界会議で策定され、「事前の防災投資」「より良い復興（Build Back Better）」など日本が重視する観点を多く含む仙台防災枠組（2015-2030）の下、東日本大震災等を通じて得た「防災先進国」としての我が国の知見・経験も活用して各国の目標達成を支援し、国際社会における「防

災の主流化」を推進する。

令和3年度目標

「仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、途上国に対して、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な洪水対策等の支援を行うとともに、行政官や次世代を担う子供たちの人材育成・防災教育を推進する。また、国連防災機関（UNDRR）との協力を通じて、「世界津波の日」の普及啓発活動や、仙台防災枠組が定める諸目標の達成に向けた支援を行う。

施策の進捗状況・実績

「仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2」に基づき、洪水対策等のハード面での支援や、途上国の防災計画の策定支援並びに行政官や地方リーダーへの人材育成・防災教育を実施し、災害に強い世界の強靱化に貢献した。

また、新型コロナの感染拡大をめぐる状況を踏まえて、津波防災に対する意識向上を目的とする「世界津波の日」オンラインイベントを11月にUNDRRと共催した。同イベントでは「現在、そして将来世代のための津波リスク削減に向けた科学技術の活用」をテーマに、関係国・期間の専門家や若手研究者などにより活発な議論が行われた。さらに、アジア・大洋州の女性行政官などを対象とした津波に関する研修の実施、学校を対象とした津波避難訓練の実施などを支援した。

令和4年度目標

「仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、途上国に対して、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な洪水対策等の支援を行うとともに、行政官や次世代を担う子供たちの人材育成・防災教育を推進する。また、UNDRRとの協力を通じて、「世界津波の日」の普及啓発活動や、仙台防災枠組が定める諸目標の達成に向けた支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和12（2030）年までに国際社会が防災に関して取り組むべき指針を定めた仙台防災枠組の下で、各国における目標達成や、国際社会における「防災の主流化」の一層の推進に向けて、令和元年に発表した日本のイニシアティブである「仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2」を着実に推進するとともに、日本が主導し国連で制定された「世界津波の日」の普及啓発活動を継続的に実施し、その進捗状況を検証することが必要であるため。

参考指標：仙台防災枠組の推進（国内災害損失データを有する国数）		
（出典：UNDRR ANNUAL REPORT）	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	120	123

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進（平成27年度）	1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 多数国間環境条約及び環境関連国際機関における議論への積極的な参加及び各種取組への支援等を行う。これを通じ、地球環境問題に関する国際的取組の推進に寄与する。 2 国際防災協力の推進 東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を、各種会合に反映させる。また、我が国がホストした第3回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組を推進する。これにより、災害に強靱な世界の実現に寄与する。			2-1 2-3	

②地球環境問題への取組 (平成13年度)	我が国から世界に向けて環境分野での政策提言等を発信するため、国内外の政治、経済、国際機関等の各分野からハイレベルの参加を得た上で、地球環境行動会議（GEA）国際会議を隔年で開催する。 本件会議を通じ、環境問題に関する議論の結果とともに、我が国の環境問題への取組及び政策を国内外に効果的に発信する。本件会議を通じ、環境問題に関する議論の結果とともに、我が国の環境問題への取組及び政策を国内外に効果的に発信する。	2-1			
	1 (0)	11 (11)	0 (0)	11	0376
③気候変動問題への取組 (平成14年度)	「パリ協定」の着実な実施に向けて、国際社会における気候変動交渉を主導し、COPや補助機関会合(SB)等の様々な交渉・会合に取り組む。また、二国間クレジット制度の署名済国との間で着実な実施を図る。 これにより、国際社会における気候変動交渉を主導し「パリ協定」の実施に寄与する。	2-2			
	6 (6)	6 (0.6)	5 (2.1)	5.2	0375
④北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)政府間会合開催 (平成8年度)	NOWPAPメンバー国である日本、中国、ロシア及び韓国が持ち回りにより、NOWPAP事業の政策的指針や対象地域の沿岸・海洋環境の保護と管理に関する活動等に関する協議を行う政府間会合を年に1回開催する（日本開催は4年に1回。次回日本開催は令和5年）。 本件会合を通じ、周辺諸国との連携に基づく海洋環境管理の推進に寄与する。	2-1			
	0 (0)	0 (0)	2.1 (0)	0	0377
⑤気候変動と脆弱性の問題への取組 (平成30年度)	気候変動と脆弱性に関する国際会議を主催し、アジア・大洋州地域の国々を中心に専門家等の参加を得て議論を行う。 本会合を通じ、気候変動が安全保障を始めとした様々なリスクにどのように影響を及ぼしているかにつき、議論を深め、国際的な気候変動対策の推進に貢献する。	2-1			
	8 (0.2)	6 (3.5)	6 (2.6)	6	0378
⑥海洋プラスチックごみ対策促進支援国際会議開催に係る経費 (令和2年度)	G20大阪サミットの海洋プラスチックごみに関する成果に沿って、海洋プラスチックごみ問題への取組の推進に対する官民の機運を高めるためのイベントを行うもの。 本イベントを通じ、国際社会における海洋プラスチックごみ対策の推進に寄与する。	2-1			
	-	8 (0)	0 (0)	-	-
⑦気候変動枠組条約拠出金 (平成5年度)	気候変動問題に対処するための国際的な枠組みである国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の加盟国として義務づけられている拠出金である。 UNFCCC事務局の運営経費を拠出することで、本条約締約国間の気候変動枠組条約交渉を円滑に進め、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築・実施することを目指す。これは、気候変動交渉に積極的に貢献し、パリ協定の実施に向けた環境整備を進めることに資する。	2-2			
	288 (288)	371 (371)	304 (304259)	340	0303
⑧生物多様性条約拠出金(義務的拠出金)	本拠出金は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の推進を目的とする生物多様性条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。各国の年間拠出額は、隔年で開催される締約国会議において本条約の財政規則に基づき決定さ	2-1			

(平成5年度)	れる。同条約事務局は、締約国会議の開催準備、締約国会議の決定事項の推進、各種報告書の作成、他の関係国際機関との協力、開発途上国の支援、普及啓発、情報提供等を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、地球環境での生物多様性の保全に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。					
	176 (176)	148 (148)	58 (58)	145	0354	
⑨ 気候変動枠組条約(京都議定書)拠出金(義務的拠出金)(平成17年度)	気候変動問題に対処するための国際的な枠組みである国連気候変動枠組条約(UNFCCC)京都議定書の加盟国として義務づけられている拠出金である。 UNFCCC事務局の運営経費を拠出することで、京都議定書の円滑な履行に資する。これは、気候変動交渉に積極的に貢献し、パリ協定の実施に向けた環境整備を進めることに資する。					2-2
	68 (34)	0 (40)	0 (46)	-	-	
⑩ 国際熱帯木材機関(ITTO)分担金(昭和59年度)	本分担金は、国際熱帯木材協定(ITTA)の運用に関する費用及び同協定に基づき我が国に本部が置かれている国際熱帯木材機関(ITTO)事務局の運営費に充てられる義務的分担金である。 本分担金を通じて我が国は、違法伐採対策や持続可能な森林経営の促進等、地球規模の課題解決に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。					2-1
	106 (103)	106 (87)	45 (45)	45	0355	
⑪ 砂漠化対処条約(義務的拠出金)(平成7年度)	本拠出金は、砂漠化対処条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、締約国会議(COP)や補助機関会合の準備、条約に基づく報告書のとりまとめ、他の国際機関との協力、COPが決定する他の任務の遂行及び各種の規範作りを行っている。 本拠出金を通じて、我が国は、地球規模の環境問題である砂漠化進行に関し、我が国の方針を反映させつつ、国際協調に基づく効果的な対策の立案及び実施に大きく貢献している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。					2-1
	94 (94)	78 (78)	77 (77)	81	0356	
⑫ バーゼル条約拠出金(義務的拠出金)(平成5年度)	本拠出金は、条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、同基金を活用し、締約国会議の準備、条約に基づく報告書作成、他の関係国際機関との協力、廃棄物処分等に関する情報収集及び締約国への送付、廃棄物処理等に関する技術の普及、締約国会議が決定する等の任務の遂行等の活動を実施している。 本拠出金を通じて、我が国は、有害廃棄物及びその他の廃棄物の国境を越える移動の規制強化やこれら廃棄物の環境上適正な処理及び国境を越える移動の削減に向けた交渉を行い、我が国の利益を確保している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。					2-1
	64 (64)	57 (57)	53 (53)	57	0357	
⑬ 野生動植物取引規制条約信託基金拠出金(義務的拠出金)(昭和55年度)	本拠出金は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」に規定された事務局の任務及び締約国会議の決議・決定により同事務局に付託された活動の円滑な遂行に必要な経費を賄うための義務的拠出金である。 同事務局は、条約信託基金の資金により、①締約国会議(COP)の準備・フォローアップ、②条約実施のための各国の法令整備、執行、研修の支援、③条約の実施に係る勧告の作成、④問題のある取引等についての通報・注意喚起、⑤条約附属書の編集、⑥COPで採択された新たな決議や決定の発出、⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特定を支援するための情報提供等を実施してい					2-1

	る。 本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進とそれによる動植物の持続可能な利用の確保の推進に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				
		64 (64)	57 (57)	56 (56)	56 0353
⑭水鳥湿地保全条約拠出金（義務的拠出金）（平成2年度）	本拠出金は、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する同植物の保全並びに湿地の適正な利用及び促進を目的とする、ラムサール条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。本拠出金は、同条約事務局により、①締約国会議（COP）の準備・フォローアップ、②条約実施のための各国の国際的に重要な湿地の登録・管理、国別報告書のとりまとめの支援、③湿地保全区に関する助言、広報、普及啓発等の業務を行うために用いられる。 本拠出金を通じて我が国は、気候変動や自然災害の緩和及び水資源の供給等を含む多くの生態系サービスをもたらす湿地の保全を通じて、我が国が地球規模で生物多様性や生態系の維持に積極的に取り組んでいるとの国際的評価を獲得している。				2-1
		53 (53)	46 (46)	27 (27)	49 0358
⑮オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書拠出金（義務的拠出金）（平成2年度）	本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれのある物質の生産消費及び貿易を規制することを目的とする「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、①締約国会合（MOP）の開催、②公開作業部会の開催、③各国のオゾン層破壊物質生産・消費・輸出入量の集計及び公表、④その他 MOP が決定する他の任務の遂行等の業務を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、規制対象物質の特定、同物質の削減、非締約国からの規制物質の輸入禁止、開発途上国に対する代替品技術の利用・取得のための援助等の措置を定める等オゾン層保護のための規制の実施に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
		56 (56)	50 (50)	35 (35)	24 0359
⑯国際自然保護連合（IUCN）拠出金（義務的拠出金）（平成7年度）	本拠出金は、国際的な野生動植物の保護、自然環境・天然資源の保全分野における専門家による調査研究の実施、各種勧告の採択、開発途上地域に対する支援等の実施を活動目的とする IUCN 事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、4年に1度開催される世界自然保護会議（総会）において、一般方針の決定、各種プログラムと予算の承認、IUCN の全ての事項に関する監督及び全般的な運営を行う理事会に関する事務等を行うことにより、環境分野における国際的な規範作りを担っている。 本拠出金を通じて、我が国は、国家会員としての総会等への参加・交渉等を通じて、自然・環境・天然資源の保全に貢献している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
		56 (56)	54 (54)	56 (56)	58 0360
⑰ストックホルム条約（POPs 条約）拠出金（義務的拠出金）（平成18年度）	本拠出金は、毒性が強く、残留及び生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影響を与えるダイオキシン類、PCB、DDT 等の残留性有機汚染物質（Persistent Organic Pollutants:POPs）に対応することを目的とした「ストックホルム条約（POPs 条約）」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、①締約国会議（COP）及び補助機関会合の準備並びに役務の提供、②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供、③他の関係国際機関・団体の事務局との調整、④各締約国より受領した情報及び他の入手可能な情報に基づく定期報告書の作成並びに提供、⑤本条約の定める事務局の任務及び COP が決定する任務の遂行等の業務を実施してい				2-1

	<p>る。</p> <p>本拠出金を通じて、我が国は、我が国の実情を反映させつつ、残留性有機汚染物質の製造及び使用の規制等についての基準設定に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>				
	<p>41 (41)</p>	<p>37 (37)</p>	<p>34 (34)</p>	<p>38</p>	<p>0361</p>
<p>⑱ 生物多様性条約カルタヘナ議定書 拠出金（義務的拠出金）（平成 5 年度）</p>	<p>本拠出金は、生物多様性条約に基づき、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある現代のバイオテクノロジーにより改変された生物（遺伝子組換え生物等）の安全な移送、取扱い及び利用について十分な水準の保護を確保するための措置を規定する「カルタヘナ議定書」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、締約国会合の準備、議定書・締約国会合により課された任務の遂行、各種資料の作成、他の国際機関との調整、開発途上国の支援、普及啓発、情報交換センターの運営などの業務を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、遺伝子組換え生物等の国境を越えた安全な移送、取扱い及び利用の分野における十分な水準の保護の確保に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>				<p>2-1</p>
	<p>37 (37)</p>	<p>29 (29)</p>	<p>16 (16)</p>	<p>29</p>	<p>0362</p>
<p>⑲ 北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）拠出金（義務的拠出金）（平成 8 年度）</p>	<p>本拠出金は、日本海及び黄海における海洋及び沿岸の環境保護・管理及び更なる発展に向けた取組を推進することを目的とする「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」の活動を支援するための義務的拠出金である。NOWPAP の活動主体として指定された地域センターが、海洋環境データの共有、汚染物質のモニタリング、油流出緊急時計画の作成、漂流・漂着ごみ対策を実施している。</p> <p>NOWPAP の事務局機能を果たす地域調整部は、富山及び釜山（韓国）に置かれており、本拠出金を通じて我が国は政府間会合等の下での、日本海及び黄海における海洋環境の保護の取組に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>				<p>2-1</p>
	<p>30 (30)</p>	<p>30 (30)</p>	<p>30 (30)</p>	<p>30</p>	<p>0363</p>
<p>⑳ ロッテルダム条約（PIC 条約）拠出金（義務的拠出金）（平成 17 年度）</p>	<p>本拠出金は、有害な化学物質等の輸入の可否について事前に各国の意思を確認し、その情報を各国間で共有した上で、当該化学物質等の輸入については輸入国側の意思を尊重し対応する手続を策定したロッテルダム条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、①締約国会議（COP）、補助機関会合の準備及び役務の提供、②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供、③他の関係国際機関・団体の事務局との調整、④本条約の定める事務局の任務及び COP が決定する任務の遂行、等の業務を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、化学物質管理の国際的な基準設定に関してリーダーシップを発揮しつつ、有害な化学物質の適正な管理に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>				<p>2-1</p>
	<p>34 (34)</p>	<p>30 (30)</p>	<p>30 (30)</p>	<p>29</p>	<p>0364</p>
<p>㉑ オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金（義務的拠出金）（平成 2 年度）</p>	<p>本拠出金は、地球を取り巻くオゾン層を保護することを目的とする「オゾン層保護のためのウィーン条約」事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同条約事務局は、①締約国会議（COP）及びビューロー会合等関連会合の開催、②オゾン研究管理者会議の開催、③オゾン層保護に係る広報・普及啓発活動、④ウェブサイトの運営、COP が決定する他の任務の遂行等の業務を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、フロン等のオゾン層破壊物質から、生物に有害</p>				<p>2-1</p>

	な帯域の紫外線の地上への到達を防いでいるオゾン層の保護に貢献している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				
	9 (9)	10 (10)	10 (10)	7	0365
②南極条約 (義務的拠出金) (平成 16 年度)	本拠出金は、南極条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金であり、我が国を含めた南極条約協議国 (29 か国) が負担している。南極事務局は、年 1 回、「南極条約協議国会議」及び「環境保護委員会」を開催し、南極に係る喫緊の問題を議論し、必要な規範作りを行っている。また、南極基地の査察の報告等も行い、各国の基地を通じた南極観測のあり方等を議論している。 本拠出金を通じて我が国は、協議国の資格を保持し、会議への参加・交渉等により、南極における我が国の利益を確保するとともに、南極観測の円滑化に貢献する。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。			2-1	
	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	0366
③国際熱帯木材機関 (ITTO) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 62 年度)	本拠出金は、熱帯木材生産国における持続可能な森林経営等を支援するためのプロジェクト実施に係る任意拠出金である。 熱帯木材生産国における各種プロジェクトの実施を通じ、我が国が重視している森林保全分野における地球規模の環境課題の解決に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。			2-1	
	246 (246)	15 (15)	94 (94)	30	0367
④国連環境計画 (UNEP) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 48 年度)	UNEP は、地球規模の環境問題に対処する国連における唯一の機関であり、環境分野での国際協力を促進するための政策提言、国連システム内の政策調整を実現するための一般的政策指針の提示、国連システム内の政策実施報告の査収、科学・学術等専門機関に対する知見と情報の提供の促進、途上国等における国内・国際の環境政策が及ぼす影響のレビューといった活動を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、UNEP 事務局の運営を支え、2 年ごとの国連環境総会に代表される各種会合で採択された決議に基づき、多数国間環境条約や各種ガイドラインの策定促進、地球環境のモニタリング、途上国の能力構築・技術移転に関する支援等に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。			2-1	
	706 (706)	180 (180)	124 (124)	25	0368
⑤国連環境計画 (UNEP) 国際環境技術センター拠出金 (任意拠出金) (平成 3 年度)	国際環境技術センター (IETC) は、UNEP 管理理事会決定に従い、途上国等に対して環境上適正な技術を移転するための事業を実施している。具体的には、国連環境総会の決議に基づきワークショップの開催、調査報告書の作成、廃棄物関連組織のグローバルネットワーク化等の活動を行っている。 本拠出金を通じて我が国は、大阪に事務所を置く IETC が実施する廃棄物管理等の分野における途上国等への環境上適正な技術の移転に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。			2-1	
	121 (121)	30 (30)	43 (43)	43	0369

②⑥ 多数国間環境条約遵守実施支援拠出金(旧ハイレベル政治フォーラム拠出金)(任意拠出金) (平成13年度)	本拠出金は、多数国間環境条約の遵守及び実施を促進するため各条約事務局及び国際機関等からの要請等も考慮の上、開発途上国代表の会合参加、条約の遵守及び実施の促進のための会合の開催、条約事務局や国際機関による能力形成のためのセミナーの開催や個別プロジェクトの実施等に資する支援を行う。 本拠出金を通じて我が国は、多数国間環境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。	2-1		
	8 (8)	6 (6)	6 (6)	6
②⑦ オゾン層保護基金拠出金(義務的拠出金) (平成3年度)	本拠出金は、地球規模の課題であるオゾン層保護対策の推進に向け、オゾン層保護基金を通じて開発途上国におけるオゾン層破壊物質(ODS)の生産・消費削減プロジェクトを策定・実施するための義務的拠出金である。我が国は同基金に対する拠出金の拠出、締約国会合・執行委員会への積極的な参画等により、オゾン層保護の効果的かつ効率的な推進を確保する。 本件拠出を通じて我が国は、オゾン層保護対策の余地が多く残されている開発途上国への支援によるオゾン層保護の効果的かつ効率的な推進、また先進締約国が持つODS削減技術のうち適用可能なものを開発途上国に普及させることによる、より効果的かつ効率的なODS対策の実現に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。	2-1		
	2,622 (2,622)	2,612 (1,782)	1,812 (1,812)	2,564
②⑧ 生物多様性条約名古屋議定書拠出金(義務的拠出金) (平成27年度)	本拠出金は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれをもって生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的とする「名古屋議定書」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、締約国会合(MOP)の準備、議定書・MOPにより課された任務の遂行、各種資料の作成、他の国際機関との調整、開発途上国の支援、普及啓発、情報交換センターの運営などの業務を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分し、これをもって生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。	2-1		
	28 (28)	31 (31)	19 (19)	31
②⑨ 水俣条約拠出金(義務的拠出金) (平成27年度)	本拠出金は、水銀等の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とする水俣条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。水俣条約は平成29年8月に発効し、同年9月に第1回締約国会議(COP1)が開催され、同条約の事務局が正式に発足した。同事務局は、COPの決定事項の推進、各種報告書の作成、他の国際機関との協力等の業務を実施することとなっている。また、各国の年間拠出額は、平成31年までは毎年、それ以降は隔年で開催される締約国会議において、財政規則に基づいて決定される。 本拠出金を通じて我が国は、水銀の一次採掘から最終廃棄までの包括的な規制を通じた条約目的の実現に大きく寄与することが期待されている。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。	2-1		
	18 (18)	18 (18)	4 (4)	9
③⑩ 気候技術センター・ネットワーク(CTCN)拠出金	CTCNは、国連気候変動枠組条約の下に設置された技術メカニズムの担い手として、途上国からの要請に基づく技術支援の提供等を実施している。本拠出金は、途上国のうちでも特に気候変動が喫緊の課題となっている地域を主な対象に、気候技術を紹介するワークショップの開催や、関係者間のネットワークキング、計画策定支援等の技術移転プログラムの形成促進等に資する支援を行う。	2-2		

(令和元年度)	これは、内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献するという政策目的に合致する。				
	200 (200)	0 (0)	0 (0)	0	0346
③① 気候変動枠組条約締約国会議に係る経費(新規) (令和4年度)	国連気候変動枠組条約第7条の規定に基づき開催される条約締約国による会合への参加にかかる経費を負担するもの。 本会合への参加を通じ、関係国間の意思疎通・相互理解を促し、パリ協定の実施に向け、我が国として実質的な貢献を行うことを目的とする。				2-2
	-	-	-	19.4	新22-0009
③② 気候変動枠組条約補助機関会合に係る経費(新規) (令和4年度)	国連気候変動枠組条約第9条、第10条の規定に基づき開催される「科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合」、「実施に関する補助機関会合」への参加にかかる経費を負担するもの。 本会合への参加を通じ、関係国間の意思疎通・相互理解を促し、パリ協定の実施に向け、我が国として実質的な貢献を行うことを目的とする。				2-2
	-	-	-	4.8	新22-0010
③③ 適応基金(AF) 拠出金 (令和3年度)	適応基金への拠出を通じ、気候変動への影響に脆弱な途上国における適応プロジェクトへの支援を実施する。 パリ協定において、適応に関する支援の重要性(第7条)及び開発途上国の適応支援のニーズへの考慮(第9条)が規定されていることを踏まえ、本基金への拠出を通じ、我が国として、途上国における適応策の促進に貢献することを目的とする。				2-2
	- (-)	- (-)	650 (650)	-	0348
③④ 世界資源研究所(WRI) 拠出金 (令和3年度)	持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル(HLP)は、17の主要な海洋国家の首脳から構成される会議であり、海洋における気候変動対策やプラスチック汚染対策等を含むSDGsの実現に向け、政府・民間・市民社会等による取組促進、海洋に関する他のアクターやイニシアティブとの連携、有用な好事例・科学的知見の共有のための提言・報告書の作成などを実施。 本件予算の拠出先である世界資源研究所(WRI)が事務局として運営を行っており、本件拠出金を通じ海洋国家である我が国の海洋分野における取組や考え方を国際場裏における議論に反映させるとともに、SDGsの達成や途上国の経済発展等に向けた国際貢献を果たすことを目的とする。				2-1
	- (-)	- (-)	10.8 (10.8)	0	0374

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。